

立命館八十五年史資料集 第二集

一九八七年八月

立命館史編纂委員会

立命館創始百二十年記念出版  
学園創立九十周年  
学園史料集

立命館八十五年史資料集  
第二集

一九八七年八月

立命館史編纂委員会

## 凡例

一、立命館八十五年史資料集・第二集は「組織に関する資料集」として、立命館創設時から一九八四年までの立命館が所蔵する組織・機構・体制に関する資料を収めた。

二、資料の理解のために、各編の初めに「立命館組織に関する資料一覧」を載せた。すなはち主として『立命館八十五年史略年表』（既刊）の組織に関する事項に概要を付し、対応する資料名を示した。

三、資料はその内容により、戦前・戦中編は四項に、戦後編は五項に分類した。ただし中学校・高等学校編は一括した。

四、資料の収録にあたっては、なるべく原資料の体裁を保つよう努めたが、次の点を配慮した。

①表題については、資料に表題のないものは編者がつけ、また編者が注記した部分は夫々「      」を付した。

②資料番号は第一集に続く通し番号とした。

③原資料が横書のものであってもすべて縦組みとし、その旨を☆印で示した。なお原資料中の年月日、数字については、そのまま、漢字に直した。

④漢字は常用漢字表・人名漢字表に改められるものはそれにより、また略字、俗字等は正字に改めた。用語、仮名つかい、送りかな、句読点等は原文のままとした。

⑤資料の収録にさいし、編者が抜粋・省略したものおよび注記を付したものはすべて「      」で示した。すなはち「抜粋」「前略」「中略」「以下略」「注・・」等である。なお「      」で示されているものは原文のものである。

⑥原文において明らかに誤記、誤字とみとめられるものは編者が訂正した。また疑義ある場合（ママ）を付し、誤用と思われる

ものは「      」で補い、脱字等は□で示した。

五、出典については、議事録等の学内文書は「      」で、単行書、雑誌、新聞、広報等の刊行物は「      」で示し、作成または発行の年月日を付した。

立命館八十五年史資料集・第二集

目次

第一 立命館組織に関する資料—戦前・戦中編

・立命館組織に関する資料—戦前・戦中編……………1  
 ・立命館組織に関する資料—戦前・戦中編……………13

〔一〕 寄附行為関係

二二九 財団法人立命館設定……………13  
 二三〇 財団法人立命館寄附行為……………13  
 二三一 寄附行為の変更〔役員定数〕……………14  
 二三二 寄附行為改正ノ件〔理事定数〕……………15  
 二三三 寄附行為改正ノ件〔役員定数〕……………15  
 二三四 財団法人立命館寄附行為〔役員・職員等全面改正〕……………16  
 二三五 財団法人立命館寄附行為〔役員・職員、教育方針挿入等改正〕……………19  
 二二六 財団法人立命館寄附行為〔総長規定、役員定数、研究所等全面改正〕……………22

〔二〕 総長、学長、理事会、協議員会関係

二二七 設立認可、〔校長〕・教頭嘱託〔私立京都法政学校〕……………27

二三八 (認可書〔私立京都法政学校学監〕)……………27  
 二二九 設立者変更、学監嘱託……………27  
 二四〇 法人の機関選任、法人事務所並に事務員任命……………27  
 二四一 校名改称、大学職員選任〔私立立命館大学〕……………28  
 二四二 立命館職制改正の要領……………29  
 二四三 立命館職制中改正ノ件〔専任学長制、教務委員等〕……………31  
 二四四 立命館職制改正の実現……………32  
 二四五 立命館職制改正〔総長制その他全面改正〕並ニ立命館大学教員名称規程廃止ニ関スル件……………33  
 二四六 立命館総長、名誉総長……………35  
 二四七 地方理事嘱託ニ関スル件……………35  
 二四八 総長公示〔立命館職制改正〕……………35  
 二四九 立命館職制の改正〔大学長・部長任期等〕……………36  
 二五〇 (許可書〔中川学長事務取扱〕)……………37  
 二五一 (許可書〔佐々木学長〕)……………37  
 二五二 立命館理事長選任〔池田繁太郎〕……………37

二五三	佐々木大学長辞任、織田大学長事務取扱就任之件	38
二五四	立命館職制〔理事会・協議員会・大学事項等全面改正〕	38
二五五	〔認可書（田中学長）〕	41
二五六	学祖西園寺公の逝去〔「学祖」決定〕	41
二五七	〔認可書（松井学長）〕	41
二五八	〔中川総長館葬における松井元興学長弔辞〕	42
二五九	〔代表理事設置〕	42
二六〇	立命館総長〔事務取扱〕・理事長推薦ノ件	43
二六一	〔理事長辞任、理事会議長選任の件〕	43
二六二	立命館基本機構、各部機構	44
二六三	財団法人立命館内規制定ノ件	47

〔三〕 機構、職務関係

二七九	立命館大学出版部二関スル件	62
二八〇	立命館出版部の発展	63
二八一	立命館禁衛隊〔結成〕	63
二八二	立命館禁衛隊	64
二八三	立命館禁衛隊綱領要領編成および宣誓	64
二八四	立命館禁衛隊々制	65
二八五	立命館職制変更ノ件〔大学各科の部長等〕	67
二八六	部長囑託二関スル件	67
二八七	学生委員規程制定ノ件、学生委員囑託二関スル件	68
二八八	京大関係諸先生の立命館学園入り略内定す	68
二八九	総長公示〔京大引退教員の本学就任〕	69
二九〇	京大関係諸先生の立命館学園入りいよいよ実現す	69
二九一	総長公示〔本学就任教員の一部京大復帰〕	70
二九二	立命館財務部二関スル規制定ノ件	71
二九三	立命館会計規則	71
二九四	立命館本部処務規程制定ノ件	71
二九五	〔認可書（石井高等工科学校長）〕	72
二九六	〔立命館職制一部改正の件（部長・主事追加、日滿高工職員等）〕	72
二九七	立命館大学学生課規程	73
二九八	立命館職制中追加ノ件〔大学学監、教務・学生課長〕	74
二九九	立命館大学国防学研究所	74
三〇〇	立命館東亜研究所規程	74
三〇一	立命館職制追加ノ件〔参事〕	76
三〇二	立命館職制追加ノ件〔中等学校・日滿工等学監〕	76
三〇三	立命館文庫委員規程	76
三〇四	〔日本刀鍛錬所の拡張・再建〕	76
三〇五	立命館教職員並ニ学生々徒総数調（昭一八・六現在）	77
三〇六	〔許可書（診療所開設）〕	78

三〇七 立命館職制追加ノ件〔大学・専門学部教監〕……………78  
 三〇八 職制一部改正ノ件〔教監廃止、教務課統合〕……………78  
 三〇九 立命館義勇隊規則……………78  
 三一〇 立命館図書館規程……………79

〔四〕 学園構成団体関係

(一) 立命館大学校友会関係

三一 (立命館大学校友会〔全国組織〕結成、校友会規則決定)……………81

(二) 立命館大学学友会関係

三二 校友会京都支部発会式〔支部規則決定〕……………82  
 三三 立命館大学東京校友会第七回例会〔東京支部発会〕……………82  
 三四 校友会大阪支部開会、支部規則……………82  
 三五 立命館大学校友会会則〔昭和一八年〕……………83

三六 学友会〔演習会〕内規……………84  
 三七 立命館大学主催全国大学学生弁論大会〔広告〕……………85  
 三八 立命館大学校友会規則変更ノ件……………85

第二 立命館組織に関する資料―戦後編

・立命館組織に関する資料―戦後編……………87  
 ・立命館組織に関する資料―戦後編……………119

〔一〕 寄附行為関係

三一九 寄附行為改正認可申請ノ件……………119  
 三二〇 財団法人立命館寄附行為〔学園改革にもとづく大幅改正〕……………120  
 三二一 財団法人立命館寄附行為〔財団機関等改正、口語体による全面改正〕……………123  
 三二二 財団法人立命館寄附行為改正理由……………125  
 三二三 寄附行為中一部改正の件〔総長制〕……………127  
 三二四 寄附行為改正要点……………128  
 三二五 財団法人立命館寄附行為〔総長、理事会、評議員会事項等改正〕……………128

三三六 (認可書〔学校法人へ組織変更〕)……………130  
 三三七 学校法人立命館寄附行為……………131  
 三三八 学校法人立命館寄附行為中一部を変更するの件〔学部長理事の選出方法〕……………134  
 三三九 学校法人立命館寄附行為〔役員・評議員定数、理事選任改正〕……………135  
 三三〇 寄附行為変更の条項及び事由〔常務理事制〕……………135  
 三三一 学校法人立命館寄附行為〔理事・評議員定数改正〕……………136  
 三三二 学校法人立命館寄附行為一部改正に関する件〔理事代表権、理事長職務代理・代行〕……………136  
 三三三 学校法人立命館寄附行為〔理事代表権等改正〕……………137

〔二〕 総長、学長、理事会、評議員会（協議員会）関係

三三四	〔学園改革着手（学則改正）〕	142	三五九	学校法人立命館寄附行為施行細則（総長・専務理事職務権限）	154
三三五	〔学園改革、立命館内規一部改正（最高協議会廃止）〕	142	三六〇	学校法人立命館学資規程	154
三三六	〔学園改革基本方針提示、役員総辞職決議〕	142	三六一	学校法人立命館相談役規程	155
三三七	〔学園改革基本方針決議、理事長・専務理事選任、学長推挙等〕	143	三六二	学校法人立命館名誉役員規定	155
三三八	〔副理事長選任〕	144	三六三	学校法人立命館寄附行為施行細則改正（常務理事職務）	155
三三九	〔常任監事選任〕	144	三六四	学園振興に関する臨時調査委員会答申書（学内）理事会について	156
三四〇	理事会申合事項（部長の出席）	144	三六五	〔理事会〕と「学内理事」の関係	157
三四一	顧問推薦の件	144	三六六	〔学内〕理事会「標示文書（その一）（その二）および（学内）理事会とは」（一口メモ）	158
三四二	常務理事（会）設置の件	145	三六七	理事長・専務理事・常務理事互選の件	159
三四三	理事会の運営について（担当委員選任）	145	三六八	寄附行為第八条第一項第二号並びに同第五号による理事選任に関する件	159
三四四	末川総長辞表提出につきこれが受理に関する件	145	三六九	〔常務理事事務取扱選任〕	159
三四五	末川総長辞表提出につきこれが処理に関する件、その他	146	三七〇	常務理事制発足す―その機構と役割	159
三四六	末川総長辞表提出につきこれが受理に関する件（継続）	146	三七一	学校法人立命館寄附行為施行細則改正の件（常務理事制）	160
三四七	総長辞任のことは―学生諸君に望む	147	三七二	総長の任期満了に伴う方策の件（総長事務取扱）	161
三四八	責任は理事会に―教組総会で決議文	147	三七三	総長事務取扱に武藤経済学部長	161
三四九	末川問題と学生―学園民主化への団結〔解説〕	148	三七四	〔総長就任届（武藤総長）〕	162
三五〇	理事会並評議員会の運営に関する規程	149	三七五	責任体制に関する件（総長代行の取扱、教学部長補佐）	162
三五一	正副理事長互選の件	150	三七六	当面の責任体制に関する件（総長事務取扱等）	163
三五二	立命館総長選挙規程	150	三七七	公示（細野総長就任）	163
三五三	総長選挙の結果について	151	三七八	理事長選任の件（木村理事長）	164
三五四	立命館総長就任開申について	151	三七九	公示（上西理事長他選任）	164
三五五	われらが末川総長帰任の弁	152	三八〇	〔資産運用委員会設置〕	164
三五六	評議員中より専務理事一名推薦の件	152	三八一	公示（天野総長就任）	164
三五七	〔専務〕理事解任並理事選任の件	153	三八二	学校法人立命館寄附行為施行細則の一部改正に関する件（常務理事会構成員）	165
三五八	新寄附行為第二十一条第一項第一号に依る評議員の互選に関する件	153			

三八三	公示〔西村理事長選任〕	165
三八四	副学長制に伴う規程改正の件	166
三八五	公示〔谷岡総長就任〕	168

〈付〉 日本私立大学連盟等関係

三八六	私立大学協会に関する件〔私大協会脱退、私大連盟加盟〕	169
三八七	社団法人日本私立大学連盟定款	169
三八八	日本私立大学連盟関西支部則	172
三八九	〔全関西私立大学国庫補助促進同盟結成〕	173
三九〇	全関西私立大学国庫補助促進同盟規約	174
三九一	京都地区私立大学学長懇談会の結成	175

〔二〕 機構・職務関係

三九二	財団法人立命館館則〔内規を館則に改正〕	176
三九三	立命館大学人文科学研究規程	182
三九四	〔拡充部設置〕	182
三九五	財団法人立命館館則〔機構、職員の整備等全面改正〕	183
三九六	〔大学協議会設置〕	187
三九七	立命館大学協議会運営要項	187
三九八	大学協議会規定	189
三九九	〔立命館館則改正〔事務機構大幅改正〕〕	190
四〇〇	立命館創立五十周年記念事業事務局規定	192
四〇一	立命館創立五十周年記念事業事務局参与規程	193
四〇二	〔部長制について〕	193
四〇三	学生輔導の件〔輔導会議、輔導主事会議等〕	193
四〇四	立命館大学輔導会議規程	194
四〇五	立命館大学学生部規程	194

四〇六	各学部の主事一名を置く件	195
四〇七	立命館大学寄宿舎規程	195
四〇八	立命館大学学寮史〔舎監制度等〕	196
四〇九	立命館大学図書館規程〔大学図書館に改組〕	198
四一〇	大学院委員会の構成に関する件	199
四一一	学生部規程改正の件〔次長二名制〕	200
四一二	学校法人立命館館則〔事務機構、法人・大学に大幅改正〕	200
四一三	単一健康保険組合設立に関する件	204
四一四	立命館健康保険組合規約	204
四一五	立命館診療所規程制定の件	206
四一六	学校法人立命館館則中改正の件〔就職課〕	207
四一七	立命館大学理工学研究規程制定の件	207
四一八	学校法人立命館々則中一部改正の件〔管理課〕	208
四一九	立命館大学名誉教授規定案	209
四二〇	〔教学部長〕に関する件	210
四二一	学校法人立命館々則一部改正〔教学部〕	210
四二二	学校法人立命館々則中一部改正の件〔体育課所屬〕	211
四二三	入学願書受付事務の統一取扱について	211
四二四	昭和三十八年度入学試験事務室編成要項	211
四二五	〔立命館々則改正理由〕	212
四二六	学校法人立命館々則改正〔三部制〕	213
四二七	経営学部設置準備事務室設置規定	216
四二八	二部協議会準備委員会発足する	217
四二九	二部協議会準備委員会運営要綱	217
四三〇	二部協議会規定	218
四三一	二部事務室編成要領	219
四三二	立命館創立七十周年記念事業委員会事務局規定制定の件	220
四三三	学校法人立命館館則改正〔衣笠庶務課〕	220
四三四	学校法人立命館々則改正〔課長補佐制〕	221

四三五	課長補佐制度の改正要項	221
四三六	部落問題研究室の設置に関する件	221
四三七	助手制度に関する件	222
四三八	教授会の民主化に関する件（人事教授会廃止、教授会構成員、教員職名改正）	225
四三九	二部教学の責任体制強化について	225
四四〇	課長制度の改正について	226
四四一	課長制度の改正（第二次）	228
四四二	課長制度の要項改正について（第三次）	229
四四三	現業職員の勤務体制改正について	230
四四四	教室助手制度の廃止について	232
四四五	清掃婦の職員化について	232
四四六	学校法人立命館館則の改正（厚生課、教学部等）	233
四四七	学校法人立命館館則の改正（管理課）	235
四四八	立命館大学電子計算機室規程	235
四四九	立命館保健センター規程制定の件	236
四五〇	専任医師の職種変更について	237
四五一	文学部などの移転に伴う新しい事務体制	237
四五二	人文科学研究所専任研究員制（案）について	238
四五三	理工学研究所の体制と専任研究員制案について	241
四五四	特別任用教授制度に関する件	243
四五五	次長制について（教学部、財務部）	244
四五六	立命館大学計算機センター規程	245
四五七	学校法人立命館館則及び立命館大学図書館規程の一部改正に関する件	246
四五八	立命館大学調査室発足	248
四五九	学校法人立命館館則の一部改正に関する件―就職部設置について	249
四六〇	大学協議会の構成に関する件	249

〔四〕 委員会関係

(一) 恒常的委員会関係

四六一	輔導委員選出の件	250
四六二	一般教育、教職科目及び体育に関する件（一般教育委員会設置）	250
四六三	一般教育連絡協議会規定	250
四六四	体育に関する件（暫定体育委員会設置）	251
四六五	体育委員会運営要項に関する件	251
四六六	立命館大学保健体育委員会規定	252
四六七	入学試験連絡協議会組織の件	253
四六八	〔入学試験委員会編成〕	253
四六九	教職課程委員会編成の件	253
四七〇	立命館大学教職課程委員会運営要項	253
四七一	立命館大学教職課程委員会規定	254
四七二	就職対策に関する件報告〔就職委員会設置〕	254
四七三	立命館大学就職委員会規程	255
四七四	外国語科連絡協議会運営要項	255
四七五	立命館大学外国語科連絡協議会規定	256
四七六	立命館大学体育館及び広小路分館運営規程案〔体育館運営委員会設置〕	256
四七七	教務会議規定	257
四七八	広小路学舎教員研究室管理委員会規定	257
四七九	入学試験委員会の改組について	258
四八〇	入学試験委員会規定	259
四八一	国庫負担に関する委員会発足	259
四八二	立命館大学国庫負担に関する委員会規程の制定に関する件	260
四八三	国庫助成関西協議会要綱および国庫助成に関する全国私立大学教授会連合要綱	261

四八四	〔学寮委員会等設置〕	262
四八五	〔教学対策会議設置〕	263
四八六	一般教育研究センター規定	263
四八七	「一般教育研究センター規定」改正	264
四八八	立命館大学一般教育会議規定	264
四八九	〔広報委員会設置〕	265
四九〇	広報委員会の発足	265
四九一	国際学術交流委員会の設置について	266
四九二	立命館大学国際学術交流委員会規程	266
四九三	立命館大学視聴覚室管理運営委員会規程	267
四九四	立命館大学基礎文献資料室・学部共同書庫等管理運営委員会規程	268
(二) 年代毎の課題別委員会関係		
四九五	〔学制改革委員会設置〕	269
四九六	学園拡充の問題に関する意見交換会開催御通知	269
四九七	新校舎建設に関する件〔調査委員会設置〕	270
四九八	〔新校舎建設に関する調査委員会の性格〕	270
四九九	二部の運営方針に関する件〔二部運営対策委員会設置〕	271
五〇〇	〔学園振興に関する臨時調査委員会（改組前の委員会）〕	271
五〇一	〔学園振興に関する臨時調査委員会改組〕	272
五〇二	〔六十周年記念行事委員会設置〕	272
五〇三	全学協議会確認事項〔企画委員会、学園振興懇談会設置〕	272
五〇四	企画委員会規定	273
五〇五	企画委員会の性格と構成について	273
五〇六	新学部に関する件〔新学部設置委員会設置〕	274
五〇七	〔部落問題対策会議設置〕	274
五〇八	〔新学部設置に関する調査委員会設置〕	275

五〇九	立命館創立七十周年記念事業委員会の設置並びに同委員委嘱について	275
五一〇	部落問題小冊子編集に関する件〔同編集委員会設置〕	276
五一一	〔総長選挙規定改正準備委員会〕の設置について	276
五一二	総長選挙規程改正案起草委員会発足	276
五一三	同和教育に関する件〔同小委員会設置〕	278
五一四	大学自治に関する小委員会設置の件	279
五一五	大学改革調査委員会等の設置に関する件	280
五一六	大学改革調査委員会、十日に初会合	280
五一七	大学改革調査委員会―第二期の活動を開始	280
五一八	第三期大学改革調査委員会発足	281
五一九	第四期大学改革調査委員会発足	281
五二〇	第五期大学改革調査委員会委員の委嘱と諮問について	281
五二一	〔長期計画委員会設置〕	282
五二二	入試制度改革小委員会の設置に関する件	282
五二三	長期計画委員会の設置〔一九七二年度〕	283
五二四	〔入試制度検討小委員会の発足〕	283
五二五	文学部棟・修学館増築建設委員会設置について	284
五二六	〔建設委員会設置について〕	284
五二七	安全委員会の発足	285
五二八	末川博記念館設立準備委員会の発足	285
五二九	末川会館建設実行委員会の発足	286
五三〇	〔末川記念会館建設委員会設置〕	286
五三一	〔O・D問題特別小委員会〕の設置に関する件	286
五三二	八〇周年記念事業基本計画委員会を設置	286
五三三	立命館学園創立八〇周年・大学衣笠移転完成記念事業計画案について〔全学実行委員会編成〕	287
五三四	一部入試制度検討委員会の設置に関する件	287
五三五	入試制度検討委員会が発足	288

五三六	推薦入学試験制度に関する件	288
五三七	創立八〇周年・大学衣笠移転完成記念式典	289
五三八	視聴覚室特別委員会を設置	289
五三九	図書業務機械化計画委員会の設置について	290
五四〇	学部共同書庫等に関する特別委員会を設置	290
五四一	立命館八〇年史編纂委員会の発足	291
五四二	総長選挙規程等一部改正に関する検討委員会の発足	292
五四三	事務体制整備検討委員会を設置	292
五四四	部会議、課長制度等の検討委員会設置について	292
五四五	事務体制検討委員会を設置	293
五四六	(事務電算化推進委員会設置)	293
五四七	広報・文化活動に関する委員会を設置	294
五四八	三つの特別委員会を設置(二部改革、高中問題、学生数問題)	294
五四九	新学部・新学科問題特別委員会設置の件	295
五五〇	学園課題推進プログラム委員会が発足	295
五五一	新学部・新学科委員会の編成	295
五五二	本年度(一九八三年度―最終)長期計画委員会活動を開始	296
五五三	募金・募債検討委員会を設置	297
五五四	研究政策委員会の設置について	297
五五五	理工学部新学科に関する件(同設置準備委員会設置)	299

〔五〕 全学協議会、その他全学的協議機関関係

五五六	拡充後援会結成	300
五五七	拡充委員会々々則	300
五五八	(拡充委員会解散)	301
五五九	立命館大学全学協議会々々則	301
五六〇	(全学協議会設置)	302

五六一	(授業料、グラント問題に関する一部学費交渉委員会の要求および理事会の回答)	302
五六二	(全学協議会について)	303
五六三	立命館大学復興委員会規約	303
五六四	食堂開設の件(運営委員会)	304
五六五	(立命館食堂管理委員会設置)	304
五六六	学園振興の問題につき経過報告並びに今後の方針に関し協議の件(各学部五者会談について)	304
五六七	立命館大学学園振興懇談会規定(案)審議の件	305
五六八	学園振興懇談会の組織・構成について	305
五六九	公費助成推進のための立命館大学連絡協議会	306
五七〇	(一拠点委員会設置)	306

〔六〕 学園構成団体関係

(一) 立命館大学校友会関係		
五七一	(校友会再建委員委嘱)	307
五七二	立命館大学校友会再建全国大会決議録	307
五七三	立命館大学校友会々々則(昭和二四年再建)	308
五七四	立命館大学校友会京都支部会則	308
(二) 立命館教職員組合関係		
五七五	立命館教職員組合の結成	310
五七六	立命館教職員組合の歩み	312
五七七	立命館教職員組合規約	313
五七八	立命館教職員組合連合規約	315
五七九	(立命館教職員組合連合解散の件(単一組合結成))	317
五八〇	京都私教連への加盟決定(立命館教職員組合)	318

(三) 立命館大学学友会関係

五八一 学友会の新発足に当つて…………… 319

五八二 学友会の運営について…………… 320

五八三 学友会自治の展開急速調…………… 320

五八四 立命館学友会会則…………… 321

五八五 立命館大学一部学友会会則…………… 323

五八六 立命館大学二部学友会会則…………… 325

五八七 立命館大学学友会中央委員会規約…………… 327

五八八 学友会各部所属団体…………… 328

五八九 「立命館大学大学院協議会」の結成に関する件…………… 329

(四) 立命館大学生生活協同組合関係

五九〇 生協組結成全学的に取り組む(生活協同組合調査会結成)…………… 330

五九一 生協、正式に発足…………… 330

五九二 立命館大学生生活協同組合定款…………… 331

(五) その他

五九三 立命館学園後援会規約…………… 333

五九四 立命館学園後援会趣意書…………… 334

第二 立命館組織に関する資料—中学校・高等学校編

・立命館組織に関する資料—中学校・高等学校編

・立命館組織に関する資料—中学校・高等学校編

五九五 清和普通中学校の創立…………… 341

五九六 立命館中学沿革略…………… 341

五九七 校長交迭、学監就職、職員選任、教員異動…………… 342

五九八 清和会…………… 342

五九九 立命館清和会々則…………… 343

六〇〇 P T A…………… 344

六〇一 立命館中学校高等学校 P・T・A・規約…………… 344

六〇二 北大路学舎処務規定上程…………… 346

六〇三 (生徒数、卒業者数(昭和二十五年一〇月))…………… 346

六〇四 履歴書(副校長に改称)…………… 346

六〇五 卒業生父母の会…………… 346

六〇六 立命館高等学校・中学校卒業生父母の会規約…………… 347

六〇七 第九回並に第十回人事に関する件…………… 347

六〇八 生徒数の推移、学校別卒業生数…………… 348

六〇九 (教職員数)…………… 349

六一〇 高中教学の振興策…………… 349

六一一 立命館高等学校・中学校教学審議会規定…………… 350

六一二 綜合学園教育振興研究会要項…………… 351

六一三 高校・中学の機構案…………… 352

六一四 学部長理事更迭の件(高中校長一人制による新校長就任)…………… 353

六一五 諸制度の検討…………… 353

六一六 高中のあり方についての企画委員会答申…………… 353

六二七	細野校長の実現……………	354
六二八	立命館中学校・高等学校運営規程……………	354
六二九	高中長期計画の進展……………	355
六三〇	公費助成推進四者連絡協議会誕生……………	356
六三一	高中生徒の学習・生活実態について〔実態調査委員会設置〕……………	356

六三二	立命館中学校・高等学校運営規程の一部改正の件……………	357
六三三	一九八二年度長期計画委員会が発足……………	358
六三四	高中教学推進委員会を設置……………	358
六三五	高中特別委員会を設置……………	359

立命館史編纂委員会名簿……………

361

立命館組織に関する資料―戦前・戦中編

立命館組織に関する資料一覧―戦前・戦中編

年月日	事項	組織・機構の概要	資料名	掲載頁
一八九〇(明三) 五・二九	私塾「立命館」設立	学祖西園寺公望、邸内(京都御所内)に私塾「立命館」を設立。	(資料一)	
一九〇〇(明三) 五・二九	京都法政学校設立(認可)	校長 富井政章	二二七 設立認可、〔校長〕・教頭囑託……………	27
一九〇〇(明三) 四・	(校長、学監) (教頭)	学監 中川小十郎 教頭 井上 密	二三八 (認可書)……………	27
一九〇一(明三) 五・	出版部設置	直営の印刷所設置、「出版部」と称し、講義録、機関雑誌を印刷。	二六四 明治三十三年度私立京都法政学校職員表……………	54
一九〇三(明三) 九・二七	私立京都法政専門学校に改組(認可)		(資料八)	
一九〇三(明三) 一〇・一	東方語学校附設		二六五 専属出版部設置……………	54
一九〇四(明三) 九・三	私立京都法政大学に改組(認可)	学長 富井政章 教頭 井上 密 学監 中川小十郎 幹事 末弘威麿	(資料二一)	
一九〇八(明四) 七・	設立者名儀変更、学監囑託	・中川小十郎、樺太赴任のため設立者名儀を末弘威麿に変更。 ・学監 石坂音四郎	(参照・資料一九―二二)	
一九一三(大) 三・二	財団法人立命館設立(認可) 寄附行為制定 中川館長就任	・財団法人立命館寄附行為の概要 ①学校の設立維持、②創立者は生涯理事として責任を負う、③解散時には財産を京都帝国大学に寄附、④中川小十郎財団設立のため不動産・動産寄附、⑤役員の規定。 ・法人役員・職員 館長 中川小十郎 理事(二名) 中川小十郎、末弘威麿	二二九 財団法人立命館設定……………	13
			二二〇 財団法人立命館寄附行為……………	13
			(参照・資料二二、二四、二〇八)	
			二四〇 法人の機関選任、法人事務所並に事務員任命……………	27

一九三(大三) 二二〇	私立立命館大学に改称(認可)	監事(一名) 田島錦治 協議員(二〇名)、会長 仁保亀松 法人事務員三名	二四一 校名改称、大学職員選任……………28 (参照・資料二五、三〇)
一九五(大四) 一・一五	図書館開設	・大学職員 学長 富井政章 教頭 仁保亀松 学監 石坂晋四郎 (大学予科) 学監 小西重直 主事 小泉伊之助 〆付〱大八・七・二九 立命館大学と改称。 図書館の開設。 〆付〱大一四・九・一四 図書館を「立命館文庫」に改称、開館。文庫委員設置。	二六六 図書館開設……………54 二六七 立命館文庫委員囑託……………55 二六八 立命館文庫報告……………55 二六九 立命館文庫の開館に就いて……………55 三一〇 (立命館大学校友会(全国組織)結成、校友会規則決定)……………81
一九九(大凸) 二・二三	校友会全国組織結成	母校創立二〇周年記念立命館大学校友会大会開催。全国組織結成(地方校友会を「支部」に改組)。	三一〇 (立命館大学校友会(全国組織)結成、校友会規則決定)……………81 三一〇 校友会京都支部発会式……………82 三一三 立命館大学東京校友会第七回例会……………82 三一四 校友会大阪支部開会、支部規則……………82 三一五 立命館大学校友会会則……………83
一九〇(大凸) 一〇・	日本法律研究所設置	〆付〱昭一八、立命館大学校友会会則制定。 大学附属「日本法律研究所」を大阪市東区に設置、所長 雫本朗造。 〆付〱大一一・三 雫本所長の死亡により同研究所解散。	二七〇 (日本法律研究所紹介)……………57 二七一 立命館大学附属日本法律研究所規程……………58 二七二 (日本法律研究所設立、解散)……………58
一九三(大二) 六・五	大学令による立命館大学に昇格(認可)	・大学 学長 富井政章 教頭 織田 萬 学監 田島錦治	(資料三四) (参照・資料二二、三六)

一九三(大二) 八・三	寄附行為改正(役員定数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>主事 (法律部) 山田正三(経済部) 河田嗣郎</li> <li>大学予科</li> <li>学監 小西重直</li> <li>主事 小泉伊之助</li> <li>講師 大学四二、予科九</li> <li>卒業生 九三二(卒業二〇回計)</li> <li>在学生 専門部一、一五五、予科六七九</li> </ul>	二二一 寄附行為の変更…………… 14
一九三(大三) 一・五	立命館高等予備校附設(認可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹部</li> <li>館長一、理事二、監事二、学長一、教頭一、学監二、主事四、文庫委員二、校医二</li> <li>本部事務員</li> <li>幹事二、事務二、タイプ一、見習一、巡視三、小使三</li> <li>文庫事務員四</li> <li>予科専任教員六</li> <li>高等予備校教員六</li> <li>中学部 教員三六、小使三</li> </ul>	二七三 (大正十四年末役員、教職員) …… 59
一九五(大四) 三・	役員・教職員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>△付√大学専任教員三(注・大正一五・一二)</li> <li>明治四三年学友会設立。</li> </ul>	(参照・資料三七、二八)
一九六(大五) 一〇・六	学友会規則改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>立命館高等予備校附設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三二六 学友会「演習会」内規…………… 84</li> <li>三一七 立命館大学主催全国大学学生弁論大会…………… 85</li> <li>三一八 立命館大学学友会規則変更ノ件…………… 85</li> <li>二七四 立命館維持員規則…………… 61</li> <li>二七五 立命館賛助員規則…………… 61</li> </ul>
一九七(昭三) 五・九	立命館維持員、賛助員制度設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>立命館の事業の発展を維持、賛助するものとして「維持員、賛助員規則」制定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二四二 立命館職制改正の要領…………… 29</li> </ul>
一九七(昭三) 八・三	職制改正(専任学長制、教務)	「職制」中の主な改正点。	

一九三(昭六)七・六 改正	職制改正(総長制その他全面改正)	・ 専任大学長制(教頭、学監廃止)。 学長 田島錦治(九・八認可) ・ 主事廃止、教務委員設置(専任教員若干名) — 板木、磯崎、吉村(九・一付)。 ・ 中学校、予備校主事廃止、校長設置、中学校に教頭、生徒監を置く。 ・ 予備校校長 — 高畑彦次郎。 ・ 文庫委員廃止、文庫長設置。 文庫長 跡部定治郎	二四三 立命館職制中改正ノ件…………… 31 二四四 立命館職制改正の実現…………… 32
一九六(昭三)四・五	予科部長、学生・生徒監設置	「職制」一部改正。 大学に予科部長、学生・生徒監を置く。 予科部長 野々村直太郎 学生監(大学)一、生徒監(予科)二	二七六 立命館職制一部改正ノ件…………… 61 二七七 立命館職制職員変更…………… 62
一九六(昭三)八・六	医務局設置	医務局設置 — 校医・医務局主任(一)嘱託。 経営を中川館長から財団法人に移行。	二七八 医務局設置ノ件、校医・医務局主任嘱託ノ件…………… 62 二七九 立命館大学出版部二関スル件…………… 62 二八〇 立命館出版部の発展…………… 63
一九六(昭三)八・三	出版部組織変更	天皇即位の大札にあたり、京都御所に近接する立命館として京都御所警護奉仕の主旨のもとに「立命館禁衛隊」を組織。	二八一 立命館禁衛隊(結成)…………… 63 二八二 立命館禁衛隊…………… 64 二八三 立命館禁衛隊綱領要領編成および宣誓…………… 64 二八四 立命館禁衛隊々制…………… 65
一九六(昭三)一〇・三	立命館禁衛隊編成		二八五 立命館職制変更ノ件…………… 67 二八六 部長嘱託二関スル件…………… 67
一九五(昭三)三・九	大学各科、部長設置	「職制」一部改正。 大学各科に部長を置く。 (法) 跡部定次郎、(経) 田島錦治、(文) 吉沢義則、(商) 小島昌太郎	
一九〇(昭五)一・三	寄附行為改正(理事定数)	寄附行為中、理事定数改正。 理事(五名以内)を一〇名以内に変更。 竹上孝太郎を選任し、六名に	二三三 寄附行為改正ノ件…………… 15
一九三(昭六)七・六 改正	職制改正(総長制その他全面改正)	「職制」中の主たる改正点。 ・ 総長(館長を改称) — 統括事項、選挙方法、任期	二四五 立命館職制改正並ニ立命館大学教員名称規程 廃止二関スル件…………… 33

一九三(昭六) 七・六	学生委員設置	中川小十郎、総長就任(七・二二付) ・常任理事 若干名 ・幹事(庶務、会計) ・地方理事(任期二年) ・監査員(本部事務監査) ・大学長(選任方法) ・部長(法、経、商、予科、専門文) ・大学および予科に教授会 ・中学に校長、主事、学科主任、生徒監 ・名誉総長、名誉大学長、名誉教授、名誉校長	二八七 学生委員規程制定ノ件、学生委員囑託ニ関スル件…………… 68
一九三(昭六) 九・六	前京大教員、立命館大学就任	「京大事件」で辞職した前京大教員一七名(佐々木惣一、恒藤恭、末川博他) 本学に就任。	二八八 京大関係諸先生の立命館学園入り略内定…………… 68 二八九 総長公示…………… 69 二九〇 京大関係諸先生の立命館学園入りいよいよ実現す…………… 69 二九一 総長公示…………… 70
一九三(昭六) 二・〇	職制改正(大学長・部長任期等)	△付√昭九・四 右のうち六名京大復帰。 「職制」中の主な改正点→大学長・部長に任期を定める。 任期、選任手続。 ・総長→任期四年(理事、監事、協議員、大学教授、助教授の合同会議で選挙) ・大学長→任期三年(教授会、協議員会→総長囑託) ・部長→任期二年 ・主任→任期二年	二四八 総長公示…………… 35 二四九 立命館職制の改正…………… 36
一九四(昭六) 三・〇	中川学長事務取扱就任 佐々木学長就任	・川総長、学長事務取扱就任(二二・一九認可)。 出版部の規定	二五〇 (許可書)…………… 37 二五一 (許可書)…………… 37

一九六(昭三)一・四	職制改正(理事会、協議員会、)	「職制」中の主な改正点 総長―理事会―大学との顧問(教育、学事に関する)	二五四 立命館職制……………38
一九七(昭三)四・三	寄附行為改正(役員、職員等全面改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附行為中の主な改正点。</li> <li>・ 現行二二カ条を四〇カ条に改正し、「立命館職制」に規定していた主な条項挿入、①創立者の寄附および積立金による根本基金設置(信託)②創立者の教育方針尊重③役員、職員等の条項等。</li> <li>・ 役員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総長一名―任期四年(創立者終身)</li> <li>・ 理事一五名(必要により二〇名以内)―任期三年</li> <li>・ 理事長一、常務理事二以内、参与理事五以内</li> <li>・ 監事五名以内(うち一、常任監事)―任期二年</li> <li>・ 協議員五〇名以内―任期三年</li> <li>・ 教育・学事関係職員</li> <li>・ 大学長一名―任期三年</li> <li>・ 専門学部長一名</li> <li>・ 校長(中学、商業、夜中各一)</li> <li>・ 評議員 若干名</li> </ul> </li> </ul>	二三四 財団法人立命館寄附行為……………16
一九七(昭三)三・九	財務部設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務部設置―長期債務の整理、各部収支の調節(学債、謝恩義金、根本基金の事務)。</li> <li>・ 総長直属、部長―中川総長</li> </ul>	二九二 立命館財務部二関スル規定制定ノ件……………71
一九六(昭二)三・六	織田学長事務取扱就任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 織田萬、学長事務取扱就任(認可)。</li> <li>・ 協議員(四〇名以内)を五〇名以内</li> <li>・ 監事(二名)を五名</li> <li>・ 常任理事二名以内</li> </ul>	二五三 佐々木大学長辞任、織田大学長事務取扱就任之件……………38
一九五(昭一)六・七	寄附行為改正(役員定数)池田理事長就任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附行為中、役員定数改正。</li> <li>・ 理事(一〇名以内)を一五名―二〇名</li> <li>・ うち理事長―池田繁太郎(七・二〇付)</li> <li>・ 常任理事二名以内</li> </ul>	二三三 寄附行為改正ノ件……………15 二五二 立命館理事長選任……………37

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総長事項（寄附行為の外に）</li> <li>・ 理事会、協議員会事項（寄附行為の外に）</li> <li>・ 教授会、評議員会事項（寄附行為の外に）</li> <li>・ 部長、主事（法、経、商、予科、専門・高商・文）</li> <li>・ 学生主事（大学、生徒主事（予科、専門）</li> <li>・ 校長、主事（中学、商業）</li> <li>・ 本部事務―幹事（教務、庶務、会計）</li> <li>・ 文庫長</li> <li>・ 出版部―教科書、図書、文具販売および図書出版、</li> <li>・ 部長、理事、監事、書記を置き、経理は独立。</li> </ul>		
一九六（昭三）	一・四	会計規則制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立命館会計規則制定。</li> <li>・ 財務部（会計、整理課）設置―理事長直属。</li> </ul>	二九三	立命館会計規則……………71
一九六（昭三）	一・六	本部処務規程制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立命館本部処務規程制定。</li> <li>・ 財務部―会計課、整理課</li> <li>・ 本部―文書係、教務係、庶務係</li> </ul>	二九四	立命館本部処務規程制定ノ件……………71
一九六（昭三）	三・三〇	立命館高等工科大学校設立（認可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校長―石井頼一郎</li> </ul> <p>△付√昭一四・三・三〇 日満高等工科大学に改組。</p> <p>昭一七・二・二二 専門学校工学科に昇格。</p>	二九五	〔認可書〕……………72 （参照・資料五七、六四、六八、六九）
一九六（昭四）	六・四	部長・主事追加、日満高工職員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「職制」中一部改正。</li> <li>・ 部長、主事（追加）―政治学科、専門学部</li> <li>・ 日満高工―校長、主事、幹事、舎監、書記</li> <li>・ 出版部―部長、主事</li> </ul>	二九六	〔立命館職制一部改正の件〕……………72
一九六（昭一五）	五・八	田中学長就任	田中昌太郎、学長就任。	二九五	〔認可書〕……………41
一九六（昭一五）	五・九	学生課設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 田中昌太郎、学長就任。</li> <li>・ 大学に「学生課」設置。</li> <li>・ 学生・生徒の訓育に関する事務管掌、学生・生徒の研究會、講演会開催に関する指揮、監督。</li> <li>・ 学生主事、生徒主事。</li> <li>・ 配属将校、教練科教員の学生課所属。</li> </ul>	二九七	立命館大学学生課規程……………73

一九四(昭二五) 二・四	西園寺公望の逝去と「学祖」の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一・二四、公爵西園寺公望逝去、九二才。</li> <li>・ 西園寺公望を「学祖」として永久に敬仰すること</li> <li>・ および逝去の日を敬仰日とすることを決定。</li> </ul>	二五六 学祖西園寺公の逝去……………	41
一九四(昭二六) 三・七	松井学長就任	松井元興、学長就任。	二五七 (認可書) ……………	41
一九四(昭二六) 四・四	学監、課長設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>「職制」中追加。</li> <li>・ 大学部に学監を置く―教務課、学生課を掌理。</li> <li>・ 教務課、学生課に課長を置く。</li> </ul>	二九八 立命館職制中追加ノ件……………	74
一九四(昭二六) 五・三	国防学研究所設立	所長―石原完爾。 △付√東亜研究所設置。	二九九 立命館大学国防学研究所……………	74
一九四(昭二六) 六・三	参事設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>「職制」中一部改正。</li> <li>参事を置く(大学、予科、専門部、日満高工)、</li> <li>学事、教務につき学長、部長、校長を補佐(理事、</li> <li>監事より就任)</li> </ul>	三〇一 立命館職制追加ノ件……………	76
一九四(昭二六) 八・四	学監(校長補佐)設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>「職制」中一部改正。</li> <li>日満高工、中学校に「学監」を設置―校長補佐。</li> </ul>	三〇二 立命館職制追加ノ件……………	76
一九四(昭二六) 二・六	寄附行為改正(役員、職員条項その他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附行為中の主な改正点。</li> <li>・ 役員</li> <li>・ 総長一名―任期五年(創立者終身)、創立者による後任総長の推薦</li> <li>・ 理事長一名―任期四年</li> <li>・ 理事一五名―任期三年(創立者終身、外に創立者は終身理事二名以内推薦可)</li> <li>・ 監事三名―任期二年</li> <li>・ 協議員五〇名―任期二年</li> <li>・ その他の条項</li> <li>①教育方針に禁衛隊精神の項挿入。</li> <li>②立命館と西園寺との関係。</li> <li>③大学長の任命、任務。</li> <li>④教授会を除き、教員の任用基準。</li> </ul>	二三五 財団法人立命館寄附行為……………	19

一九四(昭二七)	三・三〇	文庫委員設置	⑤ 評議員を除く。 ⑥ 建学精神尊重を強調。 ⑦ 教職員、学生全員の醸出による根本基金の積立。	三〇三	立命館文庫委員規程……………76
一九四(昭二八)	一・五	日本刀鍛錬所の再建	文庫委員設置―購入図書の選定、割当。 工学科付設「日本刀鍛錬所」の拡張・再建。	三〇四	〔日本刀鍛錬所の拡張・再建〕……………76
一九三(昭一八)	六・	教職員、学生生徒数	昭一八・六 教職員・学生生徒数調査。	三〇五	立命館教職員並ニ学生々々徒総数調(昭一八・六現在)……………77
一九四(昭二八)	六・二五	診療所開設	診療所開設許可。	三〇六	〔許可書〕……………78
一九四(昭二八)	七・二七	教監設置	〔職制〕中一部改正。 大学、専門学部へ教監を置く―教務課、学生課、 教練課の連絡、統制。	三〇七	立命館職制追加ノ件……………78
一九四(昭二八)	七・二七	診療所開設	△付√昭一八・一二・一 教監制廃止、右三課を教 務課に統合。	三〇八	職制一部改正ノ件……………78
一九四(昭二九)	三・二〇	専門学部を立命館専門学校に 改組(認可)	寄附行為中の主な改正点。 ・役員 総長一名―任期五年(創立者は終身、後任総長を 推薦することを得) 理事七―一五名―任期三年 外に、創立者の相続人、直系血族を二名以内終 身理事とすることを得 専務理事 若干名 協議員 三五―五〇名―任期三年 会長、督学二 監事三名以内―任期二年 ・研究所等設置 東亜・国体学・国防学ニ研究所 日本刀鍛錬所	二二六	財団法人立命館寄附行為……………22
一九四(昭二九)	三・二〇	寄附行為改正(総長規定、役 員定数、研究所等全面改正)			

一九四(昭二九) 八・一	義勇隊編成	・その他の条項 ①立命館と西園寺の関係をより明確化。 ②目的をより国家主義的に。 ③教育方針に禁衛隊精神強調。 ④大学、中学の項削除。 ⑤教職員条項。 ⑥解散の条件(創立者の教育方針遂行困難な重大事態)。	三〇九 立命館義勇隊規則……………78
一九四(昭二九) 一〇・七	中川総長死去	義勇隊を組織―戦技、武道、防空訓練。 一〇・七 創立者中川小十郎総長死去 七七才。 館葬一〇月一五日	二五八 (中川総長館葬における松井元興学長弔辞)……………42
一九四(昭二九) 二一・七	代表理事選出	代表理事六名選出。	二五九 (代表理事設置)……………42
一九四(昭二九) 三三・三	新理事会体制 中川幹太総長事務取扱就任 石原理事長就任	・後任総長決定まで総長事務取扱として中川幹太選出(昭二〇・一・一〇認可)。 ・理事長選出 石原廣一郎。	二六〇 立命館総長・理事長推薦ノ件……………43
一九四(昭二九) 三三・元	理事長辞任、理事会議長選出	石原理事長辞任―理事会第一―第三議長選出。	二六一 (理事長辞任、理事会議長選出の件)……………43
一九四(昭二九) 三三・元	立命館基本機構設定、各部機構設定	中川総長死去後の体制づくりのため、基本機構、各部機構(経営部門と教学部門)の明確化。 ・最高協議機関設置(総長、協議員会長、学長、理事長及び総長指名者)―最高方針、最高人事の協議機関(総長の諮問事項、理事会への提議事項)。 ・経営部門と教学部門の明確化 ○理事長―専務理事―総務部長(庶務、校友、人事、施設課)、財務部長(経理、会計、文具配給課)、事業部長(農林、企画課、立命館製作所、日本刀鍛錬所)、医務部長(医務局、薬剤、事務課)。 ○学長―(学監)―(部長会)―大学学部長(法政、経、文)、専門学校科長・部長(予科、法政、経、文、工、理)、教学部長(教務、学生、動員、教練	二六二 立命館基本機構、各部機構……………44

<p>一九五(昭三〇) 一・六</p>	<p>内規制定</p>	<p>課、 研究所長(東亜、国体学、国防学)、図書館長。 ○ 中学部長(校長会)―校長(一、二、三、四中、商業、工業)―係。 ・ 禁衛隊長(総長又は学長)―第一大隊(大学部)、第二大隊(中学部)。 ・ 京都印書館 社長―専務―監査役。 基本機構、各部機構(第一章 館則)に、教職員の給与、職責、手当等(第二章 教職員)を加え、「立命館内規」として制定。</p>	<p>二六三 財団法人立命館内規制定ノ件……………47</p>
<p>一九五(昭三〇) 一・一 四・一</p>	<p>文庫を図書館に改称 図書館規程制定 図書館委員会設置</p>	<p>立命館文庫を「立命館図書館」に改称。 四・一 立命館図書館規程制定。 四・一 図書館委員会設置―若干名(図書予算の各科割当、購入図書的一般方針)。</p>	<p>三一〇 立命館図書館規程……………79</p>

# 立命館組織に関する資料―戦前・戦中編

## 〔一〕 寄附行為関係

### 三二九 財団法人立命館設定

創立者中川小十郎氏は曩に明治三十三年六月同志と共に京都法政学校を設立して専ら法律、経済及び政治思想の啓発に資し其後組織を改めて京都法政大学と為し別に中学教育普及の目的を以て私立中学校を創立し名けて清和中学校と称し爾来今日に至り校運次第に隆盛に向ひ経営の基礎略ぼ立つ今之を財団法人と為し以て報国の一端に供したしとの趣意にて寄附行為に関する書類を添属し大正二年九月十五日文部大臣に申請する所あり之れに対し文部大臣は左記の如く許可せられたり

〔「立命館字報」第一号（大正二年二月）〕

文部省京專六五号

財団法人立命館設立者

中川 小十郎

大正二年九月十五日付申請財団法人立命館設立の件民法第三十四条に依り許可す

大正二年十二月二日

文部大臣 法学博士 奥山 義人 印

### 三三〇 財団法人立命館寄附行為

〔大正二年二月二日認可〕

#### 財団法人立命館寄附行為

##### 第一章 目的

第一条 本財団ハ法律政治経済文学等諸学科及高等普通教育ノ普及ヲ図ル為ニ学校ヲ設置維持スルヲ以テ目的トス

##### 第二章 名称

第二条 本財団ヲ財団法人立命館ト称ス

学校ノ名称ハ創立者之ヲ定ム

##### 第三章 事務所

第三条 本財団ハ事務所ヲ京都市上京区広小路通寺町東入中御霊町四百十番地ニ置ク

但協議員会ノ決議ニ依リ監督官庁ノ許可ヲ得テ変更スルコトヲ得

##### 第四章 資産及経費

第四条 創立者中川小十郎ハ本財団設立ノ為ニ別紙目録ノ不動産動産ヲ寄附ス

第五条 本財団ノ経費ハ学生生徒ヨリ納付スル授業料及寄附其他ノ雑収入ヲ以テ支弁ス

第六条 第四条ノ中川小十郎ノ寄附シタル不動産ニ抵当權ヲ設定シアル創立者ノ負債及従来当事業ノ為ニ創立者カナシタル負債ハ共ニ本財団

ニ帰屬シ本財団ノ収益ヨリ経費ヲ支払ヒタル剰余金ヲ以テ弁済スル  
モノトス

第七條 本財団ハ設立ノ趣旨ヲ賛成シテ寄附ヲ為スモノアルトキハ之ヲ受  
領スルコトヲ得

#### 第五章 役員

第八條 本財団ニハ理事二名監事一名ヲ置ク

本財団ニ協議員會ヲ置ク

第九條 協議員ハ第十四條第三項ニ定ムル外十名以内トス

第十條 理事ハ本財団ヲ代表シテ一切ノ事務ヲ処理ス

理事差支アルトキハ其ノ指名シタル協議員ニ於テ其職務ヲ行フモ  
ノトス

第十一條 理事ノ内一名ハ創立者自ラ之ニ任ス

但創立者自ラ其職ニ就クコト能ハサル場合ニ於テハ協議員會ノ決  
議ニ依リ之ヲ選任ス

他ノ理事ハ創立者之ヲ選任シ任期ハ三ヶ年トス

但創立者ニ於テ選任スルコト能ハサル場合ニ於テハ協議員會ノ決  
議ニ依リ之ヲ選任ス

第十二條 監事ハ少クトモ毎年一回本財団ノ資産並ニ目的タル事業ノ状況ニ付  
キ監査シ之ヲ協議員會ニ報告ス

第十三條 監事ハ協議員會ノ決議ニ依リ之ヲ選任ス 其任期ハ二ヶ年トス

第十四條 協議員會ニ於テハ左ノ事項ヲ決議ス

一、本寄附行為ニ於テ定メタル事項

二、学校ノ設置廢止其他重要ナル變更

三、本財団ノ維持ニ付必要ナル事項

四、理事ニ於テ其必要アリト認メタル事項

第十五條 協議員ハ本財団ニ縁故アル者ヨリ創立者之ヲ指名ス

指名セラレタル協議員中死亡辭任其他ノ事由ニヨリ欠員ヲ生シタ  
ルトキハ協議員會決議ヲ以テ本財団ニ縁故アルモノヨリ之ヲ補充ス

理事及監事ハ当然協議員タルモノトス

第十六條 協議員會ハ互選ヲ以テ會長一名ヲ選任ス

第十七條 協議員會ハ理事若クハ協議員會長之ヲ招集ス

但シ監事又ハ協議員三名以上ノ請求アルトキハ協議員會長ハ協議  
員會ヲ招集ス

第十八條 協議員會ハ全員ノ半数以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得  
ス

第十九條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第二十條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第二十一條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第二十二條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第二十三條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第二十四條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第二十五條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第二十六條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第二十七條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第二十八條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第二十九條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第三十條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第三十一條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第三十二條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第三十三條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第三十四條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第三十五條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第三十六條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第三十七條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第三十八條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第三十九條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第四十條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

第四十一條 協議員會ハ全員ノ半数以上ヲ以テ決ス

### 二三二 寄附行為の變更〔役員定数〕

#### 協議員會

六月二十五日午前十時から本大学講堂に於て財団法人立命館協議員會を開催、  
左記事項を決議した。

○寄附行為の変更

寄附行為第八條「本財團ニハ理事二名監事一名ヲ置ク」を「本財團ニハ理事五名以内監事二名ヲ置ク」と改正

同第八條第三項「協議員ハ第十四條第三項ニ定ムル外十名トス」を「協議員ハ第十四條第三項ニ定ムル外四十名以内トス」と改正

第十四條「協議員ハ本財團ニ縁故アル者ヨリ創立者之ヲ指名ス指名セラレタル協議員中死亡辭任其他ノ事由ニヨリ欠員ヲ生シタルトキハ協議員会ノ決議ヲ以テ本財團ニ縁故アルモノヨリ之ヲ補充ス

理事及監事ハ当然協議員タルモノトス」を「協議員ハ理事会ニ於テ本財團ニ縁故アルモノヨリ選任ス

其任期ハ三箇年トス

理事及監事ハ当然協議員タルモノトス」と改正

〔「立命館学誌」第五三号（大正一一年八月一日）〕

〔注・大正一一年八月二日認可〕

三三三 寄附行為改正ノ件〔理事定数〕

寄附行為改正ノ件

本館寄附行為第八條中「理事五名以内」トアルヲ「理事十名以内」ニ変更。

⑤ 京專二号

財団法人 立命館

昭和四年十二月二十六日申請寄附行為中変更ノ件認可ス

昭和五年一月二十一日

文部大臣 田中隆三

〔「寄附行為原簿」（自大正一二年一月至昭和二六年三月）〕

三三三 寄附行為改正ノ件〔役員定数〕

寄附行為改正ノ件

第八條 本財團ニ左ノ役員ヲ置ク

理事十五名以上二十名以内（内一名ヲ理事長トシ理事中ヨリ選任ス）

監事五名

協議員五十名以内（但第十四條第二項ニ定ムルモノヲ含マス）

第九條 理事長ハ本財團ヲ代表シ財團ノ事務ヲ統率ス理事長差支アルトキ

ハ理事会ニ於テ指名シタル理事其職務ヲ行フモノトス

理事ハ理事長ノ指揮ヲ受ケ本財團ノ事務ヲ処理ス

理事中常務理事二名以内ヲ置キ理事会ニ於テ選任ス

⑤ 京專七四号

財団法人 立命館

昭和十年三月二日並同年五月十七日申請寄附行為中変更ノ件許可ス

昭和十年六月十七日

文部大臣 松田源治

〔「寄附行為原簿」（自大正一二年一月至昭和二六年三月）〕

三三四 財団法人立命館寄附行為〔役員・職員等全面改正〕

〔昭和十二年四月二十二日認可〕

財団法人立命館寄附行為

第一章 目的

第一条 本財団ハ創立者中川小十郎ガ抱懐シ別ニ宣言スル所ノ方針ニ依リ  
国家有用ノ人材ヲ養成センコトヲ目的トシ左記ノ学校ヲ経営ス

一 立命館大学

二 立命館大学専門学部

三 立命館中学校立命館商業学校並立命館夜間中学

第二章 名称

第二条 本財団ヲ財団法人立命館ト称ス

本財団ノ設置スル学校ニハ總テ立命館ノ名称ヲ冠ス

第三章 事務所

第三条 本財団ハ事務所ヲ京都市上京区中御霊町四百十番地ニ置ク

第四章 資産及経営

第四条 創立者中川小十郎ハ本財団設立ノ為メ別紙目録ノ不動産及動産ヲ  
寄附ス

前項ノ不動産ヲ抵当トシタル創立者ノ債務及従来本財団ノ事業ノ  
為メ創立者ガ負担シタル債務ハ共ニ本財団ニ帰属スルモノトス

第五条 創立者中川小十郎ハ本財団ヲ永遠ニ維持シ且其ノ基礎ヲ鞏固ナラ  
シメンガ為メ信託ノ方法ニ依リ根本基金ノ積立ヲ為スベキ方針ヲ定  
メ昭和十年五月創立三十五周年記念トシテ金壹万円ヲ提供シ期間一  
百年ノ信託ニ付シ期間満了ノトキ之ヲ本財団ニ属スル学園経営ノ資  
金ニ供用セシム

前項ノ信託金ヲ受領スルトキハ其ノ一部分ノ金額ヲ以テ更ニ前項  
ト同一ノ条件ニ依リ新ニ信託ニ付スベキモノトス

本財団ノ教育方針ニシテ創立者ガ信託契約ニ宣明シタル趣旨ト相  
反スルニ至リタルトキハ財団ハ本条ニ定ムル信託ノ受益権ヲ喪失ス

ベキモノトス

第六条 本財団ニ属スル学園経営ノ資金ハ前条ノ信託金ノ外左ノ根本基金  
積立方法ニ依リテ之ヲ取得ス

一 本財団ノ施設スル学校ニ於テ得タル一切ノ収入ニ付キ其ノ百  
分ノ一ヲ控除シテ別途積立金トシ又支出ヲ為ス場合ニ於テハ其  
ノ百分ノ一二当ル金額ヲ捻出シ此ノ二途ノ金額ヲ積立テ毎年一  
回之ヲ合計シテ二十五年以上一百年以下ノ期間ヲ以テスル信託  
預金トスルコト

二 前項ノ期間満了シ信託金ヲ受領スルトキハ新ニ其ノ一部分ノ  
金額ヲ以テ前項ト同一条件ニ依リ信託預金ニ充テ爾後同一ノ方  
法ヲ繰返スコト

第七条 創立者ノ定メタル教育方針ハ之ヲ尊重シ時勢ノ推移ニ因リ変更ヲ  
加フル必要アリト認メタルトキト雖モ慎重ニ審議シ以テ創立者ノ趣  
旨ニ反スルガ如キコトナキヲ期スベシ

創立者ノ定メタル事項以外ニ於テモ多年ノ慣行ニ因リ本財団学園  
ノ学風ヲ成セルモノニ就キテハ亦同ジ

前二項ニ定ムル教育方針ノ変更ハ理事会評議員会並協議員会ノ決  
議ヲ経ルコトヲ要ス

第五章 會計

第八条 本財団ノ収支ハ予算ノ制ニ依リ

第九條 本財団ノ収入左ノ如シ  
會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ハル

一 政府ヨリ受クル補助金

二 政府供託金ノ利子

三 信託ノ受益金

四 基本財産ノ利子

五 寄附金

六 学生及生徒ノ納付スル授業料其ノ他ノ納入金

七 其ノ他ノ諸収入

第十條 本財団ノ經費ハ前條ノ收入ヲ以テ支弁スルモノトス

剰余金ハ之ヲ積立テ他日ノ臨時用途ニ充ツベシ

第十一條 本法人ノ資産中左記ノモノヲ以テ基本財産トス

一 財産目録記載ノ基本金、校地、校舎

二 基本財産タルコトヲ指定シタル寄附金

三 理事会ニ於テ基本財産ニ編入スルコトヲ決議シタル資産

前條ノ剰余積立金ハ之ヲ財産ニ編入スルコトヲ得

基本財産ハ協議員會ノ決議ヲ經、且主務官庁ノ承認ヲ受クルニ非

ザレバ之ヲ処分スルコトヲ得ズ

第十二條 本財団ニ於テ特別ノ必要ニ因リ長期借入金ヲ為サントスルトキハ

理事会ノ決議ヲ經、金額、條件、用途並償還方法ヲ定メテ主務官庁

ノ承認ヲ受クベキモノトス

第十三條 會計ニ関スル細則ハ會計規則ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 役員及職員

第十四條 本財団ノ事業ヲ担任セシムルガ為メ左ノ役員ヲ置ク

一 總長 一名

二 理事 十五名 但シ必要ニ因リ増員シテ二十名ニ至ルコト

ヲ得

三 監事 五名以内

四 協議員 五十名以内

總長ハ理事会ニ於テ其ノ候補者ヲ推薦シ評議員會及協議員會ノ議

ヲ經テ之ヲ決定シ理事及監事ハ協議員會ニ於テ選舉シ共ニ主務官庁

ノ承認ヲ受クベシ其ノ任期ハ總長四箇年理事二箇年監事二箇年トス

協議員ハ理事会ニ於テ選舉シ其ノ任期ハ三箇年トス

創立者ハ前二項ノ規定ニ拘ラズ理事以下ノ役員ヲ選任スルコトヲ

得

第十五條 本財団ニ屬スル学園ノ教育及學事ヲ担任セシムルガ為メ左ノ職員

ヲ置ク

一 大學長一名、専門學部長一名、教授及助教授若干名

二 中学校長商業學校長夜間中學長各一名其ノ他ノ教職員若干名

三 評議員若干名

大學部ニハ前項定ムル所ノ外特ニ大學教授ヲ置ク

大學長ハ理事会ニ於テ專任教授中ヨリ選定シ評議員會ノ決議ヲ經

テ任命スルモノトシ其ノ任期ハ三箇年トス

教授、助教授及教職員ノ停年ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十六條 總長ハ本財団ノ施設全般ノ統制ニ任ジ且創立者ノ宣言ノ実行ヲ監

督スルモノトス

第十七條 創立者ハ当然總長並理事ニ任ジ終身其ノ任ニ在ルモノトス創立者

ハ他ノ理事ヲ選任スルモノトス

前項ニ定ムル總長ヲ欠キタル場合ニ於テ其ノ血族者ニ適任者アル

トキハ之ヲ總長ノ候補者トスルコトヲ得

第十八條 總長欠員ノ場合ニ於テハ財団ノ事務ニ就キテハ理事長、教育並學

事ニ就キテ大學長之ヲ代理ス

第十九條 理事及監事ハ本財団ノ設置ニ係ル學校ノ卒業者ニシテ学園援護ノ

緣故アルモノヨリ之ヲ選任ス

創立者ノ血族者並財団ノ特別功勞者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ理事若

クハ監事ニ選任スルコトヲ得

第二十條 理事ハ互選ニ依リ理事長一名ヲ定ム

理事長ハ財団ヲ代表シ一切ノ事務ヲ処理ス

理事ハ前項ノ外財団ノ事務ヲ掌理セシムルガ為メ常務理事二名以

内、隨時財団ノ議事ニ参与セシムルガ為メ參與理事五名以内ヲ選定

スルコトヲ得

第二十一條 理事会ニ於テ決スベキ事項ノ要目左ノ如シ

一 本寄附行為ニ定メタル事項

二 予算ノ編成及決算ノ承認

三 其ノ他財団ニ關スル重要ノ事項

理事会ハ全員ノ半数以上出席スルニ非ザレバ決議ヲ為スコトヲ得

文書ヲ以テ全員ノ半数以上ノ賛成ヲ得タルトキハ前項ノ決議ニ代フルコトヲ得

第二十二條 監事ハ少クトモ毎年一回財団ノ資産並事務ノ状況ヲ監査シ之ヲ協議員會ニ報告スルコトヲ要ス

監事中常務監事一名ヲ選定シ財団ノ會計事務ニ付キ常時監査ニ任ゼシムルコトヲ得

第二十三條 理事又ハ監事ニシテ不都合ノ所為アルカ若クハ創立者ノ宣言ト著シク相違セル思想ヲ有スルコト明瞭ナル場合ニ於テハ協議員會ノ決議ヲ經、主務官庁ノ認可ヲ得テ之ヲ解任スベキモノトス

第二十四條 協議員ハ左記ノ資格ヲ有シ財団援護ノ志アル者ヨリ之ヲ選任ス

一 本財団ニ屬スル学校ノ卒業者

二 創立者ノ血族者

三 寄附其ノ他財団援護ノ事實アル者

四 財団ノ功勞者

理事及監事ハ当然協議員タルベキモノトス

第二十五條 協議員ハ互選ニ依リ協議員會長一名ヲ選任ス

協議員會ハ總長若クハ理事長之ヲ招集ス

協議員十名以上ノ請求又ハ監事ノ請求アルトキハ協議員會ヲ招集スベシ

第二十一條第二項及第三項ノ規定ハ之ヲ協議員會ニ適用ス

第二十六條 協議員會ニ於テ決議スベキ事項ノ要目左ノ如シ

一 本寄附行為ニ定メタル事項

二 学校ノ設置廢止其ノ他重要ナル事項

三 財団ノ維持ニ関シ必要ナル事項

四 理事会ニ於テ必要ト認タル事項

第二十七條 本財団ニ屬スル学校ノ教職員ハ協議員タルコトヲ得ルノ外第十四

條ノ定ムル財団ノ役員ニ任ズルコトヲ得ズ

第二十八條 大學長ハ大學及専門学部ノ教育並學事ヲ掌理シ兼ネテ教授及助教

授ノ研究ヲ指導スルモノトス

教授及助教授ハ學生ノ授業ニ任ズルノ外各自專攻學科ノ研究ニ精勵從事スベキモノトス

第二十九條 評議員ハ總長、大學長、名譽總長、名譽大學長、理事、監事、協議員會長、學園各部ノ部長及主事ヲ以テ充ツルノ外本財団ノ認ムル各部卒業者団体ノ代表者ヲ加フルモノトス

第三十條 評議員會ハ本財団學園ノ教育並學事ニ関スル重要事項ヲ審議シテ總長ヲ補佐スルモノトス

評議員會ハ總長之ヲ招集シ且其議事ヲ主宰ス 總長事故アルトキハ第十八條ノ例ニ依ル

第二十一條第二項及第三項ノ規定ハ之ヲ評議員會ニ適用ス

第三十一條 大學教授會ハ大學部專任教授ヲ以テ構成シ大學長議長ト為リ學位

令ニ規定セラレタル事項並大學部ノ教育並學事ニ関スル事項ヲ審議スルモノトス

第三十二條 本財団學園ノ教育並學事ニ関シ意見ヲ求ムルガ為メ顧問ヲ置クコトヲ得

前項ノ顧問ハ教育上並學問上ノ閱歷ヲ有シ財団ノ教育方針ヲ理解スル者ニ限り評議員會ノ推薦ニ依リ總長之ヲ囑託スルモノトス

第三十三條 本財団學園ノ教育並學事ニ付キ特別功勞アル者ハ評議員會ノ決議

ニ依リ名譽總長、名譽大學長又ハ名譽教授ニ推薦スルコトヲ得 中学校長又ハ商業學校長ニシテ特別ノ功勞アル者ニ對シテハ總長之ヲ名譽校長ニ推薦スルコトヲ得

第三十四條 本寄附行為ニ定ムル職員ノ外財団ノ經營ニ必要ナル職員ハ立命館

職制ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 本寄附行為ニ定ムルモノノ外役員及職員ノ選任並其ノ職務ニ関シテハ立命館職制ノ定ムル所ニ依ル

第七章 解 散

第三十六條 本財団ハ左記ノ場合ニ於テ解散スルモノトス

一 解散ニ関スル法定事由ノ生ジタルトキ

二 理事会ノ決議ヲ經、協議員會ニ於テ全員四分ノ三以上ノ同意

ヲ得タルトキ

第三十七条 本財団解散スルニ至リタルトキハ総長ハ協議員会ノ決議ヲ經、主

務官庁ノ許可ヲ受ケ其ノ財産ヲ京都帝國大学ニ寄附スルモノトス

#### 第八章 附 則

第三十八條 本寄附行為ノ規定ヲ變更セントスルトキハ協議員会ノ決議ヲ經、

主務官庁ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ決議ハ協議員会全員ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ以テスベシ

第三十九條 會計規則並職制ハ協議員会ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第四十條 本寄附行為改正ノ際現ニ役員ノ職ニ在ル者ニ就キテハ其ノ任期満

了ニ至ルマデ役員選任ニ関スル規定ヲ適用セス

### 二三五 財団法人立命館寄附行為〔役員・職員、教育方針

挿入等改正〕

(昭和十六年十一月二十八日認可)

#### 財団法人立命館寄附行為

##### 第一章 目 的

第一條 本財団ハ創立者中川小十郎カ主持スル所ノ方針ニ依リ国家有用ノ

人材ヲ養成センコトヲ目的トシ左記ノ学校ヲ経営ス

一 立 命 館 大 学

二 立命館大学専門学部

三 立命館日滿高等工科学校

四 立命館中学校立命館第二中学校立命館夜間中学並ニ

立命館商業学校

前項ノ外新ニ学校ヲ設置セントスルトキハ協議員会ノ決議ヲ經ルヲ要ス

第二條 立命館ノ教育方針ハ昭和三年

今上陛下御即位ノ大典ヲ京都御所ニ於テ挙ケサセラルルニ際シ立

命館学園ノ教職員學生生徒全員ヲ以テ禁衛隊ヲ組織シテ御警衛ニ任

シ学園建学ノ方針ヲ顕現シテヨリ以來禁衛隊精神ヲ以テ学園ノ教育

方針タルヘキコトヲ明示シ以テ聊カ国体明徴ノタメニ貢獻スル所ア

ランコトヲ期スルモノナリ

##### 第二章 名 稱

第三條 本財団ヲ財団法人立命館ト稱ス

本財団ノ設置スル学校ニハ總テ立命館ノ名稱ヲ冠スルモノトス

立命館ノ名稱ハ故西園寺公望公ノ許可ヲ得テ、明治維新ノ際カカ

創立セラレシ私学立命館ノ名ヲ襲用シ、ソノ建学ノ趣旨ヲ繼承スル

モノナリ

##### 第三章 事 務 所

第四條 本財団ハ事務所ヲ京都市上京区広小路通寺町東入中御堂町四百十

番地ニ置ク

##### 第四章 資 産 及 經 營

第五條 創立者中川小十郎ハ本財団設立ノ為メ別紙目錄ノ不動産及動産ヲ

寄附ス

前項ノ不動産ヲ抵当トシタル創立者ノ債務及從來本財団ノ事業ノ

為メ創立者カ負擔シタル債務ハ共ニ本財団ニ帰屬スルモノトス

第六條 創立者中川小十郎ハ本財団ヲ永遠ニ維持シ且其ノ基礎ヲ鞏固ナラ

シメン為メ信託ノ方法ニ依リ根本基金ノ積立ヲ為スヘキ方針ヲ立テ、

昭和十年五月立命館創立三十五周年記念事業ノ一トシテ金壹万円ヲ

寄附シ、期間一百年ノ信託ニ付シ期間満了ノトキ之ヲ本財団ニ供用

セシムルコトトセリ

前項ノ信託金ヲ受領スルトキハ其ノ一部分ノ金額ヲ以テ更ニ前項

ト同一ノ条件ニ依リ新ニ信託ニ付スヘキモノトス

本学園ノ教育方針カ創立者ノ信託契約ニ宣明シタル趣旨ト相反スルニ至リタルトキハ、財団ハ本條ニ定ムル信託ノ受益權ヲ喪失スヘ

キモノトス

第七 条 本財団ノ根本基金ハ学園ニ於テ定ムル所ノ根本基金積立規則ニ依

リ学園ノ教職員、学生生徒等全員ヲシテ若干ノ醸出ヲナサシメ、コレヲ一百年以下ノ期間トスル信託預金トナスモノトス

前項ノ信託金ヲ受領スルトキハ、同時ニソノ一部分ノ金額ヲ以テ前項ノ場合ト同一ノ条件ニヨル信託預金ヲナスモノトシ、爾後期間到来毎ニコレヲ繰リ返シ永遠ニ亘リテ止ムコトナカルヘシ

第八 条 根本基金ハコレヲ長期ニ亘ル信託預金トナス外、財団ニ於テ経営

スル学校ノ敷地、附属地建物等必要ナル不動産取得ノ費用ニ充ツルコトヲ得

前項ニ依リ取得シタル不動産ヲ学校ノ事業ノ為ニ使用スル場合ニ於テハ取得価格ノ一步ニ当ル金額ヲ毎年根本基金ニ積立ツルモノトス

#### 第五章 会 計

第九 条 本財団ノ収支ハ予算ノ制ニ依ル

會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

第十 条 本財団ノ収入左ノ如シ

一 政府ヨリ受クル補助金

二 政府供託金ノ利子

三 信託ノ受益金

四 基本財産ノ利子

五 寄附金

六 学生及生徒ノ納付スル授業料其ノ他ノ収入金

七 其ノ他ノ諸収入

第十一 条 本財団ノ経費ハ前条ノ収入ヲ以テ支弁スルモノトス

第十二 条 本財団ノ資産中左記ノモノヲ以テ基本財産トス

一 財産目録記載ノ基本金、校地、校舎

二 基本財産タルコトヲ指定シタル寄附金

三 理事会ニ於テ基本財産ニ編入スルコトヲ決議シタル資産

第十三 条 特別ノ必要ニ因リ長期借入金ヲ為サントスルトキハ理事会ノ決議

ヲ經、金額条件、用途並ニ償還方法ヲ定メテ主務官庁ノ承認ヲ受クヘキモノトス

第十四 条 會計ニ関スル細則ハ財務規則ヲ以テ之ヲ定ム

#### 第六章 役員及職員

第十五 条 本財団ニ左ノ役員ヲ置ク

一 総 長 一名

二 理事 長 一名

三 理 事 一五名

四 監 事 三名

五 協議員 五〇名

総長理事長ハ理事会ニ於テ理事中ヨリ之ヲ推薦シ協議員会ノ議ヲ經テ之ヲ決定シ、理事監事ハ協議員会ニ於テ之ヲ選任シ共ニ主務官庁ニ報告スヘシ

協議員ハ理事会ニ於テ選任ス

第十六 条 役員ノ任期ハ総長五年、理事長四年、理事三年、協議員三年トス理事ニシテ総長若クハ理事長ニ選任セラレタルトキハ共

ニ総長若クハ理事長ノ任期ニ依ルモノトス

第十七 条 創立者ハ終身総長並理事ニ任シ、二名以内ノ終身理事ヲ選任スル

コトヲ得

前項ノ理事ハ第十五条ノ定員外トス

第十八 条 創立者ニシテ自己ノ都合ニ依リ総長ヲ辞任セントスル場合ニ於テ

其血族者中ニ適任者アリト認ムルトキハ協議員会ノ同意ヲ得テ之ヲ

後任総長ニ選任スルコトヲ得

前項ノ総長ノ任期ハ終身トシ、創立者ト同等ノ権限ヲ有シ、又同

一ノ事情ニ依リ後任総長ヲ選任スルコトヲ得ルモノトス

第十九 条 総長ハ本財団ノ経営スル学園ヲ代表シ学園全般ノ統制監督ニ任シ

且創立者ノ定メタル教育方針ノ実行ヲ監督スルモノトス

理事長ハ総長ヲ補佐シ、必要ノ場合ニ於テ総長ノ権限ヲ代行ス

第二十條 財団ノ役員ハ財団援護ノ功勞者、財団設置ノ学校ノ卒業者、同上

学校ノ教職員並教職員タリシ者ヨリ之ヲ選任スルモノトス

前項ニ依リ選任スル役員ハ同一資格ノ者ヨリ定員ノ三分ノ一以上ニ達スルコトヲ得ス

第二十一條 總長ハ財団ノ事務処理ノ便宜ノタメニ理事監事中若干名ヲ選任シ

テ常務ニ服セシムルコトヲ得

第二十二條 理事会ニ於テ決スヘキ事項ノ要目左ノ如シ

一 予算並ニ決算ニ関スル事項

二 各種ノ規則制定ニ関スル事項

三 人事ニ関スル事項

四 財団ニ関スル重要事項

第二十三條 監事ハ少クトモ毎年一回財団ノ実況ヲ監査シ之ヲ協議員会ニ報告

スヘシ

第二十四條 財団ノ役員ニシテ不都合ノ所為アルカ若クハ創立者ノ定メタル教

育方針ニ対シ相違セル思想ヲ有スル場合ニ於テハ協議員会ノ決議ヲ

經テ之ヲ解任スルコトヲ得

第二十五條 協議員会ハ總長之ヲ招集ス

協議員十名以上ノ請求又ハ監事ノ請求アルトキハ協議員会ヲ招集

スヘシ 協議員ハ互選ニ依リ協議員会長ヲ選任ス

第二十六條 協議員会ニ於テ決議スヘキ事項左ノ如シ

一 学園ノ教育方針ニ関スル事項

二 学校ノ設置又ハ廃止ニ関スル事項

三 財団ノ維持ニ関シ必要ナル事項

四 決算ノ承認ニ関スル事項

五 協議員十名以上ノ提案ニ依リ事項

第二十七條 本財団ニ屬スル学校ノ教育及學事ヲ担任セシムルカ為メ左ノ職員

ヲ置ク

一 大 学 長

二 大学予科部長並専門學部長

三 立命館日滿高等工科學校長

四 立命館中學校長 立命館第二中學校長

立命館夜間中學校長 立命館商業學校長

第二十八條 大學長ハ專任教授中ヨリ之ヲ任命ス

大學長ノ選任ニ就テハ京都帝國大學教授ニシテ總長タリシ閱歴ヲ

有スル者ヲ第一候補者トス

大學長ハ大學部ノ教育及學事ヲ直接掌理スル外教育及學事ニ関シ

財団ニ於テ設置スル各種ノ學校並施設ノ指揮監督ニ任スルモノトス

第二十九條 大學教授ハ學位ヲ有スルモノヲ採用スルヲ原則トス

教授ハ學科ノ講義ヲ担任スル外、學生ノ訓育指導ニ就テ責任ヲ有

スルモノトス

教授ハ前項ノ外各自專攻學科ノ研究ニ精勵スヘキモノトス

第三十條 財団ニ於テ設置スル各學校ノ教員ハ文部省ノ定ムル資格ヲ有スル

者ヲ採用スルモノトス

第三十一條 教職員停年ニ關スル規定ヲ定ムヘシ

第三十二條 学園ノ教職員、學生生徒ヲシテ謝恩義金トシテ一定ノ釀出ヲナサ

シメ之ヲ以テ退職者ニ對スル待遇規則ヲ定ムルモノトス

第三十三條 学園ノ教育並學事ニ關シ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ教育上並學問上ノ閱歴ニ富ミ且立命館ノ教育方針ヲ理解ス

ル者ニ付總長之ヲ囑託スルモノトス

第三十四條 總長、大學長、教授、學校長ニシテ立命館ノ教育並學事ニ付特別

功勞アル者ハ各ソノ名譽職員ニ推薦スルコトヲ得

第三十五條 本寄附行為ニ定ムルモノノ外財団ノ經營ニ必要ナル役員及職員ノ

選任並其職務ニ關シテハ立命館職制ノ定ムル所ニ依リ

第三十六條 教職員ニシテ其思想ノ傾向本學建學ノ精神ト背馳シ又ハ其態度言

行ニ於テ各部ノ間ニ於ケル協調ヲ害スルモノアリト認ムルトキハ總

長ハ協議員会ノ議ヲ經テ一応本人ノ注意ヲ促シ、場合ニ依リテハ之

ヲ解職スルコトヲ得

第七章 解 散

第三十七条 本財団ハ左記ノ場合ニ於テ解散スルモノトス

一 解散ニ関スル法定事由ノ生シタルトキ

二 協議員会ニ於テ全員ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得タルトキ

第三十八条 本財団解散スルニ至リタルトキハ総長ハ協議員会ノ決議ヲ經、主務官庁ノ許可ヲ受ケ其財産ヲ京都帝国大学ニ寄附スルモノトス

第八章 附 則

第三十九条 本寄附行為ノ規定ヲ變更セントスルトキハ協議員会ノ決議ヲ經、主務官庁ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ決議ハ協議員会全員ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ以テスヘシ

第四十条 財務規則並職制ハ理事会ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第四十一条 本寄附行為改正ノ際、現ニ役員ノ職ニ在ル者ニ就キテハ其ノ任期満了マテソノ任ニ在ルモノトス

三六 財団法人立命館寄附行為〔総長規定、役員定数、

研究所等全面改正〕

(昭和十九年五月三十一日認可)

財団法人立命館寄附行為

第一章 總 則

第一 条 本財団ハ財団法人立命館ト称ス

本財団ノ設置スル学校若ハ研究所又ハ施設ニハ左ニ掲グル趣旨ニ基キ總テ立命館ノ冠称ヲ附スルモノトス

一、立命館トハ故西園寺公望公ガ明治維新ノ際国家有用ノ人材ヲ養成センガ為ニ設立シタル私学ナルモ廢校ニ帰シ居リシモノナルコト

二、本財団ノ創立者ハ往年一私学ヲ設立シ其ノ基礎漸ク成レルヲ以テ立命館ノ名ヲ襲ヒ其ノ建学ノ趣旨ヲ繼承センコトヲ公ニ請ヒシニ公ハ多年其ノ名ヲ存シテ其ノ実ナカリシモノ茲ニ其ノ名実共ニ存スルニ至リタリトシテ欣諾ヲ与ヘラレ爾後其ノ死去ニ至ル迄本財団ヲ援助セラレタルコト

第二 条 本財団ハ事務所ヲ京都市上京区広小路通寺町東入中御堂町四百十番地ニ置ク

第二章 目的及事業

第三 条 本財団ハ教育ニ関スル勅語ノ聖旨及創立者中川小十郎ノ主持スル所ノ方針タル神人一系、忠孝一本、文武一途ノ国体倫理ニ基キ国家有用ノ人材ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第四 条 本財団ハ左記ノ学校ヲ設置經營ス

一、大学令ニ依ル立命館大学  
二、専門学校令ニ依ル立命館専門學校  
三、中等學校令ニ依ル立命館第一中學校、立命館第二中學校、立命館第三中學校、立命館第四中學校及立命館工業學校並立命館商業學校  
本財団ノ經營スル學校ノ設置及廢止ハ協議員会ノ決議ヲ經主務官庁ノ認可ヲ受クルモノトス

第五 条 本財団ニ左ノ研究所ヲ置ク

一、立命館東亜研究所  
二、立命館国体学研究所  
三、立命館国防学研究所  
前項ノ研究所ニ於テハ立命館学園ニ於ケル教職員其ノ他ヨリ夫々研究員ヲ命ジ各自專攻ノ学科ニ依リ其ノ研究ヲ為サシメ之ヲ發表セシムルモノトス

第六 条 本財団ニ立命館日本刀鍛錬所ヲ設置ス

立命館日本刀鍛錬所ニ於テハ我国古來伝統ノ鍛錬法ヲ研究シテ之ヲ今後ニ相伝スルヲ主タル目的トス

第七條 本財團ニ立命館醫務局ヲ設置シ生徒ノ体育保健ヲ図リ健康ノ調査

研究ヲ遂ゲ之ヲ発表シテ教育ノ參考ニ資ス

立命館醫務局ニ於テハ特ニ生徒ノ呼吸器疾患ノ早期発見ニ重キヲ

置キ其ノ治癒ノ方法ヲ研究シ以テ其ノ絶滅ヲ期スル為ニ不斷ノ努力

ヲ為スベキモノトス

第八條 本財團ニ立命館文庫ヲ設置ス

故西園寺公ノ寄贈セラレタル図書ハ之ヲ西園寺公文庫トシテ保存

ス

第九條 本財團ニ屬スル左ノモノハ立命館學宝トシテ保存ス

一、故西園寺公ノ寄贈セラレタル後醍醐天皇ノ御宸翰

二、男爵一木喜徳郎氏ノ寄贈セラレタル石上神社ノ神宝タル布都

御魂ノ模造月山第一世ノ作ニ係ルモノ

三、故有栖川宮威仁親王ニ奉仕セシ刀匠正次氏ノ寄贈シタル殿

下御自作ノ短刀

四、久邇宮邦彦王殿下ヨリ創立者中川小十郎へ下賜セラレタル御

書幅及銅製大花器

五、故西園寺公ノ遺品及遺墨並ニ學園先賢ノ遺品及遺墨

六、其ノ他教育上特ニ貴重ナル參考資料

第十條 本財團ニ於テハ將來其ノ資力ノ充實ヲ俟チテ左ノ事項ノ実行ヲ期

スルモノトス

一、御真影、明治天皇ノ聖像、詔書及勅書等ノ奉安殿ヲ建設スル

コト

二、學園ニ功勞アル先賢ノ靈ヲ祀ルベキ有功館ヲ建設スルコト

三、學宝ヲ陳列収蔵スル為ニ學宝館ヲ建設シ永遠保存ノ法ヲ講ズ

ルコト

四、本財團ニ屬スル學校ニ設置スル各学科ノ特別研究所ヲ設置ス

ルコト

五、本財團ニ屬スル學校ニ設置スル各学科ノ參考図書館ヲ設置ス

ルコト

六、本財團ニ於テ山林及農場等ヲ經營シ生徒ノ勤勞鍛鍊ノ道場ト

為シ土地ニ親シム勤勞鍛鍊ヲ以テ學園訓育ノ基土（マツ）ノ施設ト為ス

コト

第三章 學園ノ教育方針

立命館學園ノ教育方針ハ左ニ掲グル事項ニ基キ第三條規定ノ真髓

ニ徴スルニ在リ

一、昭和三年今上陛下御即位ノ大典ヲ京都御所ニ挙ゲサセラルル

ニ際シ本學園ノ教職員及學生、生徒全員ハ近ク天閣ヲ拝シテ感

激ニ堪ヘズ慨然起チテ禁衛隊ヲ組織シ御所ノ御警衛ニ奉仕セル

ハ実ニ學園創業以來ノ教育方針ノ顯現ニシテ之ヲ以テ長ヘニ國

體明徴ノ為ニ貢獻スル所アラントクヲ期シ學園ノ全員其ノ志ヲ

一ニシテ之ヲ學園常時ノ体形ト為サントス

二、立命館學園ノ教職員及學生、生徒ハ昭和四年十一月三日其ノ

全員相會シテ明治天皇ノ宏大無辺ノ御神徳ヲ奉仕欽仰シ天皇ヲ

學園守護ノ神ト景仰シ奉ラントシテ聖像ノ奉刻ヲ為シ畏クモ東

久邇宮稔彦王殿下ノ台臨ヲ仰ギ天皇奉祀聖像奉安ノ嚴儀ヲ舉ゲ

ルニ當リ宣誓シ奉リタル趣旨ヲ顯揚シ以テ修文練武ニ精勵スル

モノトス

第四章 資産及會計

第十二條 本財團ハ中川小十郎ガ明治二十三年以來設置經營セル京都法政大

學及清和中学校ニ屬スル一切ノ動産不動産ヲ出捐シ大正二年創立ス

ル所ニシテ之ヲ設立当初ノ資産トス

左ノモノハ之ヲ本財團ノ基本財産トス

一、財団法人設立ノ際主務官庁ニ提出セル財産目録記載ノ基本金

學校敷地及校舍並ニ學園附屬施設用地

二、基本財産タルコトヲ指定シタル寄附財産

三、協議員會ニ於テ基本財産ニ編入スベキコトヲ決議シタル財産

必要ニ依リ基本財産ノ処分ヲナサントスルコトキハ協議員會ノ決

議ヲ經、主務官庁ノ承認ヲ受クルモノトス

第十四条 学園ノ教職員及学生、生徒ハ学園永遠ノ基礎ヲ鞏固ナラシメンガ

為ニ一定ノ金額ヲ醸出シ之ヲ学園維持ノ根本基金ト為ス

創立者中川小十郎ガ昭和十年五月学園創立三十五周年記念トシテ  
寄附シタル金壹万円ニ付テモ亦同ジ

根本基金ハ毎年一百年ヲ期間トスル長期信託預金ト為シ其ノ満期

ニ際シテハ其ノ受益金ヲ学園ノ必要ニ供用スルノ外其ノ一部分ヲ以  
テ新ニ同一条件ノ信託預金ト為スヲ要ス

根本基金ノ管理方法ハ其ノ連続実行ニ依ルコトトシ永遠ニ亘リテ  
止ムコトナカルベシ

根本基金ハ財団ニ属スル土地建物等不動産取得ノ費用ニ充當スル

コトヲ得

第十五条 本財団ノ経費ハ左ノ収入ヲ以テ之ヲ支弁ス

一、政府ノ補助金

二、信託ノ受益金

三、基本財産ノ利子

四、学校ノ規則ニ定ムル諸収入金

五、寄附金及其ノ他ノ収入

第十六条 特別ノ必要ニ依リ二年度以上ニ亘ル借入金ヲ為サントスルトキハ

協議員会ノ決議ヲ經、金額条件及用途並ニ償還方法ヲ定メテ主務官  
庁ノ承認ヲ受クベシ

確實ナル償還方法ノ伴ハザル借入金ハ其ノ債権者又ハ条件ノ如何  
ニ拘ラズ之ヲ為スコトヲ得ス

第十七条 經常部会計ノ処理ハ予算ヲ以テ之ヲ実行スルモノトシ会計年度終

了後二月以内ニ決算ヲ為シ監事ノ監査後協議員会ノ承認ヲ受クベシ

特別事項ノ処理ヲ目的トスル臨時部会計ハ協議員会ノ決議ヲ經タ  
ル上之ヲ実行スルモノトス

第十八条 本財団ノ会計年度ハ政府ノ会計年度ニ依ルモノトス

第五章 財団ノ機関

第十九条 本財団ニ総長ヲ置ク

総長ハ理事会ニ於テ之ヲ推薦シ協議員会ノ議ヲ經且主務官庁ノ承  
認ヲ經テ之ヲ選任シ其ノ任期ハ五年トス

総長ハ本財団ヲ代表シ学園全般ノ統制監督ニ任ジ財団ノ基礎ヲ鞏  
固ニシ且創立者ノ定メタル教育方針ノ実現勵行ヲ監督スルモノトス  
総長事故アルトキハ予メ総長ノ定メタル順位ニヨリ理事其ノ職務  
ヲ行フモノトス

第二十条 創立者ハ終身総長タルモノトス

創立者タル総長ハ其ノ後任者ヲ推薦スルコトヲ得

第二十一条 総長ニシテ其ノ地位ヲ離レタル場合ニ於テ其ノ功績アルトキハ協

議員会ノ議ヲ經テ名譽総長ニ推薦スルコトヲ得

第二十二条 本財団ノ会議機關トシテ理事会及協議員会ヲ設置ス

理事会ハ理事ヲ以テ組織シ本財団事務ノ執行ニ當ル

協議員会ハ協議員ヲ以テ組織シ重要事項ニ付協議決定ヲナスモノ  
トス

第二十三条 理事ハ協議員会ノ議ヲ經、主務官庁ノ承認ヲ得テ総長之ヲ選任ス

総長ハ其ノ在任中理事タルモノトス

理事ノ定員ハ七名乃至十五名トシ其ノ任期ヲ三年トス

第二十四条 創立者ノ相続人又ハ其ノ直系血族ニシテ財団ノ經營ニ任ジ学園ノ

進展ニ寄与スルニ足ルモノアリト認ムル者アルトキハ総長ハ之ヲ理  
事ニ推薦シ其ノ任期ヲ終身ト為スコトヲ得

前項ノ理事ハ二名以内トシ第二十二条ニ定ムル定員外トス

第二十五条 総長ハ通常事務ノ敏速処理ノ為ニ理事中若干名ヲ専務理事ト為ス

コトヲ得

専務理事ハ通常事務ニ付テハ理事会ノ決議ヲ俟タズ之ヲ執行スル

コトヲ得ルモノトス

専務理事ハ財団ニ特別ノ關係アル法人ノ役員タルコトヲ得

第二十六条 協議員ハ其ノ定員ヲ三十五名以上五十名以内トシ立命館名譽総長、

名譽学長、名譽校長、財団ノ役員タリシ者、財団及学園ノ功勞者、  
財団ノ經營スル各学校ノ校長、立命館専門学校各科部長等ニ付キ理

事会ノ決議ヲ經テ総長之ヲ囑託ス

協議員ノ任期ハ三年トス

## 第二十七条 協議員ニ會長及督学三名ヲ置ク

會長ハ協議員ノ互選ニヨリ推薦シ總長之ヲ命ズ

督学ハ協議員中ヨリ總長之ヲ命ズ

會長ハ協議員会ヲ指導シ財団及学園ノ重要事務ニ参与シ總長ヲ補

翼ス

督学ハ會長ノ指揮ヲ承ケ本財団事務整理ノ状況、学園教育伸長ノ

状況及訓育鍛鍊ノ實際並ニ学園全般ニ亘ル風規ヲ査察シ之ヲ會長ニ

報告ス

前項ノ報告ニシテ事態重大ナルモノアルトキハ會長ハ特ニ協議員

会ノ議ヲ經又ハ之ヲ經ズシテ總長ニ建議スルモノトス

協議員會長ノ下ニ書記若干名ヲ置キ学園督学ニ関スル事務ノ処理

ニ任ゼシム

## 第二十八条 理事会ハ總長之ヲ招集シ協議員会ハ總長ノ承認ヲ得テ協議員會長

之ヲ招集ス

理事会ノ議長ハ總長又ハ其ノ指名ニ係ル理事之ニ当リ、協議員會

ノ議長ハ協議員會長又ハ予メ總長ノ定メタル順位ニ依ル協議員トス

理事会又ハ協議員会ハ理事又ハ協議員半数以上ノ出席ヲ以テ成立

ス。但シ同一事項ニ付再度招集スルモ定数ニ滿タザル場合ハ此ノ限

リニ在ラズ

理事会及協議員会ノ議事ハ出席者過半数ノ同意ヲ以テ決シ可否同

数ナルトキハ議長ヲシテ之ヲ決セシム

前二項ノ場合ニ於テ欠席ノ已ムナキ理事又ハ協議員ハ他ノ理事又

ハ協議員ヲシテ表決權ヲ行使セシムルコトヲ得。此ノ場合ニ於テ予

メ通知シタル事項ニ関シテハ之ヲ出席者ト看做ス

## 第二十九条 財団ノ運行及学園ノ伸長ニ関シ有力ナル参考意見ヲ徴スル為ニ顧問

問若干名ヲ置ク

顧問ハ学識徳望ニ富ミ且本学園ノ教育方針ヲ理解スル者ニ付キ理

事会ノ決議ヲ經テ總長之ヲ囑託スルモノトス

## 第三十条 理事会ニ於テ決スベキ事項左ノ如シ

一、御眞影奉安ニ関スル事項

二、明治天皇聖像奉安ニ関スル事項

三、財団ノ設立スル学校ノ学則及諸般ノ規則制定ニ関スル事項

四、予算及決算ニ関スル事項

五、財務ニ関スル事項

六、人事ニ関スル事項

七、学園一般風規ニ関スル事項

八、其ノ他重要ナル事項

## 第三十一条 本財団ニ監事三名以内ヲ置ク。其ノ任期ヲ二年トシ協議員会ノ議

決ヲ經、主務官庁ノ承認ヲ得テ總長之ヲ選任ス

監事ノ職務權限ハ民法第五十九条ノ定ムル所ニ依ルノ外監事ハ毎

年數回財団ノ実況ヲ監査シ其ノ結果ヲ協議員会ニ報告スルモノトス

理事会ニ於テ査定シタル予算ノ実行状況及決算ノ審査ハ監事ノ職

務トス

## 第三十二条 協議員会ノ決スベキ事項左ノ如シ

一、寄附行為ニ於テ創立者ノ定メタル重要ナル教育方針及財団經

営ノ実行ニ関スル事項

二、財団ノ設置スル学校及諸施設ノ設置並ニ廢止ニ関スル事項

三、予算決算ノ承認ニ関スル事項

四、基本財産ノ処分其ノ他重要ナル財務ニ関スル事項

五、寄附行為ニ於テ定メタルモノノ外財団及学園ニ於テ特ニ重要

ナル事項

## 第六章 教 員

## 第三十三条 財団ニ於テ設置スル学校ノ教員ノ採用ニ付テハ文部省ニ於テ定ム

ル資格ヲ有スルノ外特ニ其ノ思想ノ傾向ヲ精査シ且其ノ人格ニ於テ

他ニ師表タルニ足ルベキ者タルコトヲ要ス

教員ハ其ノ專攻学科ノ研究ニ精勵シ卒先垂範以テ皇国民ノ鍊成ニ

任ズルモノトス

第三十四條 諸外国ノ學術ヲ入レテ我國諸學ノ振興ニ貢獻スル為教員中特ニ有

為ノ者ヲ選ビテ海外留學ヲ為サシム

第三十五條 財團ニ於テ設置スル學校ノ校長又ハ教員ニシテ特別ノ功勞アル者

ハ名譽校長又ハ名譽教員ニ推薦スルモノトス

第三十六條 本財團及學園ニ就職スル教職員ニ對シテハ恩給ノ制度ヲ立ツベシ

恩給制度ヲ實行スル為ニ財團ノ設置スル各學校ノ教職員及ビ學生

生徒ヲシテ一定ノ釀出ヲ為サシメ之ヲ立命館謝恩義金トス

第三十七條 教職員ニシテ疾病ノ為ニ長期ノ靜養ヲ必要トスル場合ニ於テハ前

條ノ謝恩義金ニ依リ特別ナル給与ヲ為スモノトス

第三十八條 教職員ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ奉公ノ任務ニ就キ名譽ノ戰死ヲ

遂ゲ若ハ病歿スル者アルトキハ其ノ事情ニ依リ第三十六條ニ定ムル

謝恩義金ヲ以テ其ノ遺族ノ扶助及其ノ子女ノ教育ニ付適當ナル方法

ヲ講ズベキモノトス

第三十九條 教職員ニシテ其ノ思想ノ傾向本學園建學ノ精神ト背馳シ本學園ノ

教育ニ對シ敢ヘテ反對ノ言行ヲ為シテ憚ラザルガ如キ者アルトキハ

總長ハ協議會ノ議ヲ經テ之ヲ解職スルコトヲ得

#### 第七章 補 則

第四十條 本財團ハ左ノ場合ニ於テ解散ス

一、解散ニ関スル法定事由ノ生ジタルトキ

二、創立者ノ教育方針ヲ遂行スルコトヲ得ザル重大ナル事態ヲ生

ジタルト協議會ニ於テ全員ノ認メタルトキ

第四十一條 本財團解散スルニ至リタルトキハ協議會ノ議ヲ經主務官庁ノ許

可ヲ得テ其ノ全財産ヲ舉ゲテ京都帝國大學ニ寄附スルモノトス

第四十二條 本寄附行為ノ規定ヲ變更セントスルトキハ理事會及協議會ニ於

テ出席者全員一致ノ決議ヲ經主務官庁ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス但

シ如何ナル場合ト雖モ第一條第三條第十一條及第四十一條ニ關シテ

ハ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

#### 附 則

第四十三條 本財團ノ理事、監事及協議員ハ旧規定第十六條及第十七條ノ規定

ニ拘ラズ本寄附行為變更認可ノ日ヲ以テ退任スルモノトシ新タナル

理事ノ就任スル迄創立者タル總長中川小十郎其ノ職務ヲ行フモノト

ス

前項ノ場合ニ於テ創立者ハ主務官庁ノ承認ヲ得テ遲滞ナク理事及

監事ノ任命ヲ行フモノトス

〔一〕 総長、学長、理事会、協議員会関係

二三七 設立認可、〔校長〕・教頭嘱託〔私立京都法政学校〕

立命館大学沿革略〔抜粋〕

●設立認可

明治三十三年五月四日を以て京都法政学校設立の認可を申請し同月十九日を以て京都府知事の認可を得六月四日を以て京都市上京区三本木仮校舎に於て授業を開始す

●学長〔校長〕嘱託

明治三十三年六月学長を東京帝国大学法科大学教授法学博士富井政章氏に嘱託し学監は設立者中川小十郎氏之に任ず

●教頭嘱託

明治三十四年四月本学に教頭を置き之を京都帝国大学法科大学教授法学博士井上密氏に嘱託す

〔『立命館学報』第二号（大正四年三月）〕

二三八 〔認可書（私立京都法政学校学監）〕

京都府指令内二第三一一一六号

南桑田郡馬路村二百二十番戸

中川小十郎

本年五月十八日願京都法政学校学監之件認可ス

明治三十三年六月五日

京都府知事 高 壽 親 章 印

二三九 設立者変更、学監嘱託

立命館大学沿革略〔抜粋〕

●設立者変更

明治四十一年七月本学の設立者にして学監たる中川小十郎氏は遠隔の地に在勤するか為官庁其他に対する諸種の不便尠なからざるを以て本学幹事末弘威鷹氏を設立者名義となし其の手續を為せり されと中川学監と本学との関係は毫も変更あることなし

●学監嘱託

同年七月更に京都帝国大学法科大学教授法学博士石坂晋四郎氏に学監を嘱託せり

〔『立命館学報』第二号（大正四年三月）〕

二四〇 法人の機関選任、法人事務所並に事務員任命

法人の機関選任

大正二年十二月二日法人設定許可電命に接するや直ちに法人の機関選任を行ひ理事、監事、協議員を定め更に理事中より創立者中川氏を立命館長に推薦し夫々承諾を得たり、左に館長並に法人の役員氏名を掲ぐ

財団法人 立 命 館

館 長 法学士 中川小十郎  
理 事 法学士 中川小十郎

同 監事 末弘 威麿  
同協議員 法学博士 田島 錦治

法学博士 井上 密  
法学博士 石坂音四郎  
法学博士 仁保 龜松  
法学博士 戸田 海市  
法学博士 織田 萬  
法学博士 岡村 司  
法学博士 勝本勘三郎  
法学博士 田島 錦治  
文学博士 小西 重直  
貫名彌太郎

法人事務所並に事務員任命

法人事務所を京都市上京区広小路寺町東入中御霊町四百十番地に置き、左記の通り事務員を任命したり

財団法人立命館事務員（いろは順）  
服部壽太郎  
渡邊源之助  
有馬 和三

〔立命館学報〕第一号（大正三年二月）

二四二 校名改称、大学職員選任（私立立命館大学）

一、校名改正 私立京都法政大学の名称を私立立命館大学と変更し其の認可を申請し次で私立京都法政大学所属財産全部を挙げて財団法人立命館設立許可を得たれば財団法人立命館を以て学校設立者と為すの件を稟請せし所前項は十二月十日、次項は十二月十六日何れも文部大臣より認可せられたり

一、大学職員選任 既に立命館大学の成立すると同時に大学職員を左の通り選任し講師は従来の通り囑託せり

私立立命館大学

私立京都法政大学改称

学 長

東京帝国大学名誉教授

法学博士 富井 政章

教 頭

京都帝国大学法科大学長

法学博士 仁保 龜松

学 監

京都帝国大学法科大学教授

法学博士 石坂音四郎

次に大学予科の職員は此際左記の通り選任したり

学 監

京都帝国大学文科大学教授

文学博士 小西 重直

主 事

立命館大学

小泉伊之助

〔立命館学報〕第一号（大正三年二月）

## 二四二 立命館職制改正の要領

立命館長 中川 小十郎

本月一日を以て発表されたる本学職制の改正は、文字の上では頗る簡単なものであるが、本学進展の上では可なり深い意義を持つてをる。適当なる機会を得て、学園関係の諸君に対し、親しくお話を致したいと思つてをるが、差し当り其機会を得ることは六かしい様であるから、ここに其大要を説明して諸君の一閱を願ふことにする。

### 一、富井学長の辞任

本学創立以来今日まで学長であつた富井先生は、常に東京に在て重要な国家の枢機に参与して居らる、のであつて、其上に先生の健康は多病と云ふほどではないが、何時も何か訴へて居らる、のであるために、親しく本学に臨んで学務を見らる、ことは出来なかつた。一年に一回の卒業式に臨席せらる、ことも近年は全く出来なかつた。それで責任を重んぜらる、先生として、常に辞任を申し出でられ、特に近年になつて枢府顧問官となられて、至急後任者を選任すべき希望を申し出で居られたのであつた。然れども適當なる後任者を得ざるがために、今日まで強ひて在任を願つて居つたのである。其上に教頭である織田博士も国際裁判所の判事を引き受けられて、多くは外国に居らる、こと、なつたので、本学の学務は田島博士が学監として統轄せられ、学長と教頭と学監としての三者の責任を引き受けて居らる、こと、なつて居つたのである。然るに田島博士は今回停年に依つて京都大学の方を引退せらる、こと、なつたので、博士に懇囑して名実共に其責任を負担せられんことを願ひ、幸に其承諾を得たので、こゝに富井先生の年来の希望に依り学長の任を離れらる、ことを実行することが出来る様になつたのである。学長の後任者に就いて富井先生の賛同を得、先生に於ても意を安んじて其任を去ることが出来る旨を申し越されたのである。

顧みれば、本学創立以来三十年、其後本学の重要案件に就いては常に先生の

指導を仰ぎて今日に至り、何事も順調に進展し来り、今や其基礎の確立するを見るに至りたるは、之を先生の賜物に帰せねばならぬ。先生を本学の学長に願つたことは元々無理なことではあつたが、先生は京都市の出身であつて、当市に有力なる私学の成立することを希望する点に就いて、最も熱心なる共鳴者であつて、又我々の多年の恩師である關係に依り、この無理である懇囑を容れられたのである。始めは創立の際だけと云つて、先生の高諾を得たのであつたが、私学とは云へ既に一の大学として立つ以上は其全部を統轄するに適する責任者を得ることは固より容易ではない。特に私学であるだけに、一層それが六かしい。学界の耆宿であり、一代の風標たるべき人格者であり、多数の学者の上に立つて之を統率するだけの徳望を有する者でなければならぬ。創立者の希望として、学長は之を京都大学の先輩に得んことを期して居つたのであるから、今日まで富井先生を煩はすに至つたのであつて、先生の寛容に依つてここに及んだことは感謝に堪へない所である。而も今や先生の満足せらる、適當者を後継として、先生の辞任を見るに至れることは、自分として苟に一の重き責任を果した如き感じがする。茲に学園の關係者一同を代表して謹みて感謝の意を表する。

### 二、選任学長の就任

田島博士は現に学監として富井学長に代つて、本学の学務統董を託して居つたのであるが、今回京都大学を引退せらる、と同時に、本学の専任学長として学務統董の責任を負ふべきことを承諾せられたのである。特に博士は今回は専任教授の一人として専ら本学の講座を担任せられ、更に学長として学務全般に亙りて統轄せられるのである。本部三階樓上の専任教授研究室の一を博士の研究室に充て、博士は講義の有無にか、はらず、隨時こゝに常動して、教務委員を指導し、又学生諸君にも面接せられるのである。学生諸君は其研究上のことに就いても、隨時こゝに其指導を受けることが出来るのである。博士は本学創立以来本学の講座を担任せられ来つたのであるが、今回更に進んで本学の為に其全力を尽さる、に至つたことは感謝に堪へない所である。

### 三、教務委員の専任

今回職制改正の結果、従前の主事を廃し、数名の教務委員を選任し、学長指揮の下に教務を担当すること、なつた。従前の主事は単独制であつたが、今回は委員が委員会を組織して、其決定に依り各委員が分掌実行に當ること、なつたのである。吉村、板木、磯崎の三氏が教務委員となつて、大学部専門部大学予科の教務に従事せられるのである。右三氏は専任教授として講義を担当せられ、講義時間外と雖ども、研究室に出勤して居らるゝのであるから、教務進捗の上に何等遺漏なきは云ふまでもなく、学生諸君は随時右三氏を訪ふて研究上の指導を受けることができるのである。従前は何事にも大学の教授を煩はし、窃に恐縮致して居つたのであるが、今回専任教授である右諸氏に於て教務上の事務に當ることが出来る様になつたのは本学内容上の一進展と云はねばならぬ。

### 四、立命館中学校長と教頭

従前は中学の教務は主事を置いて之に当らしめて居つたのであるが、今回其主事を廃すること、なつたので、主事であつた吉村氏が校長として教務を主宰せらるゝこと、なり、同時に教頭を置き鹽崎氏が其任に就かれた。今回の職制改正に於ては訓育上のことに重きを置き教頭は校長の指導を受けて訓育上のことを担任すること、なし、其点に於ける責任を明かにし、特に之の為に教頭の外に若干名の生徒監を置きて教頭を佐けて各級の訓育を分掌すること、なし、校長教頭生徒監は学級担任の専任教員と協力して授業を担当する外生徒の訓育に従事するのであつて、随時其担任者全員の会議を開いて其方針を決し、各員それぞれ分任して教育上遺漏なきことを期すること、なつたのである。私学の弊として中学の教育が單なる学科の授業となりたり、為に其教育上の目的を闕却すること、もなるものであるが、中学に於ける今回の制度改善は主として之に備ふるの用意に出たものである。

### 五、高等予備校長の選任

従前は主事を置いて其教務の処理に當つて居つたのであるが、其廃止と共に校長を置くこと、なり、主事であつた高畠氏が校長として其責任を負はるゝこ

とになつた、高畠氏は既に多年其事務を担当して居られたのであつて、此点に於ては何等の変更はない。

### 六、立命館文庫長の選任

文庫は本学施設中の重要な準備であつて、大学部の進展するに従ひ、専任教授研究上の便宜を充実に爲すに、又学生諸君をして直接利用せしむる爲にも、其内容を充実に同時に内部の施設を利用し便ならしむることに注意せねばならぬ。今回特に文庫長を置くことになつたのも此趣意に出たるものである。而して跡部博士が文庫長を担任せらるゝこと、なつた。博士は京都大学に於ても多年図書館の事務を董して居られるのであつて、深き経験を有せらるゝ、を以て博士に懇嘱したのである。

### 七、

今回職制の改正に依つて大学部に於ては教頭生徒監を廃した為に教頭であつた織田博士と学監であつた小西博士とは表面は関係がないこと、なつた。織田博士は前年来国際裁判所の判事として引続き海外に居られるのであり又小西博士には本学の事業上に就き教育上の意見を求めることにしてゐたのであるが、表面の関係はなくても本学の為に援助を与へらるゝことは同様であるべきことを承諾せられて居る。又主事を廃した為に山田博士と本庄博士とは其点の関係はなくなつたが、講師として引続き講座を担当して居られるのであつて、本学との関係から離れられるのではない。又文庫の委員を廃した為に鳥賀陽博士と本庄博士の文庫委員の仕事だつた各科参考図書を選定は教務委員と文庫長が担当すること、なつたのである。織田博士は本学創立以来教頭として尽力せられたのであり、又小西博士も多年尽力せられたのである。茲に謹みて両博士に感謝の意を表し又主事であつた山田、本庄両博士と文庫委員であつた鳥賀陽、本庄の両博士にも、感謝する次第である。

之を要するに今回の職制改正は大なる改正ではないけれども、之が為に実行した結果から見れば、本学各部の教務を本学専任の職員に担当したのであつて、其事務の進捗の上に於ては前日と變りはない筈であるけれども、之に依つ

て独立したる一の学園として其対面を備ふるに至つたことは、本学の一進展であると思ふ。

〔立命館学誌〕第一〇七号（昭和二年一〇月）

## 二四三 立命館職制中改正ノ件〔専任学長制、教務委員等〕

立命館職制中左ノ通り改正相成り然ルベキヤ

〔別紙〕

### 立命館職制

第一 条 立命館長ハ財団法人立命館ニ於テ経営スル立命館大学立命館中学

立命館高等予備校並ニ立命館文庫ヲ統轄ス

第二 条 立命館長ハ財団法人立命館理事ニ於テ之ヲ推薦ス

立命館大学長ハ前項ノ推薦ニ参与ス

第四 条 立命館大学ニ左ノ職員ヲ置ク

一、大学長

二、教務委員

三、教 授

四、講 師

五、書 記

大学長ハ立命館大学ノ学務ヲ統轄ス

大学長ハ学務上ノ諮問ヲ為スタメニ教授会ヲ開ク

教務委員ハ大学長ノ指揮ヲ受ケ教務委員会ニ諮リ各科ノ教務ヲ分

掌ス

大学予科ノ教務ニ於テハ必要アル時ハ特ニ教務主任ヲ置クコトアル

ルヘシ

大学予科教務主任ハ教務委員中ヨリ大学長之ヲ選任ス

書記ハ大学長ノ命ヲ受ケテ教務ニ従事ス

大学長ハ教授会ニ諮リ教務委員教授講師ハ大学長ノ推薦ニ依リ立

命館長之ヲ囑託ス

書記ハ立命館本部書記之ヲ兼ヌ

第五 条 立命館中学ニ左ノ職員ヲ置ク

一、校 長

二、教 頭

三、教 員

四、生徒監

五、舍 監

六、書 記

校長ハ中学ノ教務ヲ掌理シ教頭ハ校長ヲ補佐シ生徒ノ訓育ニ任シ

校長差支アルトキハ其職務ヲ代理ス

生徒監ハ教頭ヲ佐ケ生徒ノ訓育ニ任シ舎監ハ寄宿者ノ事務ヲ処理

ス

書記ハ教務ニ従事ス

校長並教頭ハ立命館長之ヲ囑託シ教員、生徒監、舎監ハ校長ノ推

薦ニ依リ立命館長之ヲ囑託ス

書記ハ校長ノ申出ニ依リ立命館長之ヲ命ス

第六 条 立命館文庫ニ左ノ職員ヲ置ク

一、文庫長

二、司 書

文庫長ハ立命館文庫ノ事務ヲ統轄シ司書ハ文庫長ノ指揮ヲ受ケ図

書ノ整理及閲覧ニ関スル事務ニ従事ス

文庫長ハ立命館長之ヲ囑託シ司書ハ文庫長ノ推薦ニ依リ立命館長

之ヲ命ス

第七 条 立命館高等予備校ニ左ノ職員ヲ置ク

一、校 長

二、教員

校長ハ予備校ノ教務ヲ処理シ立命館長之ヲ囑託ス

教員ハ校長ノ推薦ニ依リ立命館長之ヲ囑託ス

附 則

本改正ハ昭和二年九月一日ヨリ之ヲ実行ス

〔「回議書」(昭和二年八月三一日)〕

二四四 立命館職制改正の実現

イ、立命館大学長の囑託 教頭学監は廃止せられ、富井大学長退任の結果

果左の通り囑託せらる。

立命館大学長

法学博士 田島 錦治氏

田島学長は京都帝国大学経済学部教授辞任の上は本学の専任教授となられ、同時に専任の大学長となる、のである。

ロ、大学教務委員の囑託 法学部経済学部並に大学予科の主事廃止せられ、新に教務委員に於て教務を担当すること、なり、左の通り囑託せらる。

教務委員

専任教授 吉村 勝治氏

同 同 板木 郁郎氏

同 同 磯崎辰五郎氏

教務委員は大学長の指揮の下に会議制を以て教務を担当されるのである。

而して決定されたる事項の実行に就いては、自ら分掌されること、なり、

板木教授は法律科 磯崎教授は経済科 吉村教授は文学科並に大学予科関係

係を担当されるのである。

ハ、立命館中学校長と教頭の囑託 主事を廃して校長を置かれ新に教頭を置かれることになつた為に、左の通り囑託せらる。

立命館中学校長

吉村 勝治氏

立命館中学教頭

鹽崎 達人氏

生徒監は従前は中学の内部事務関係に於て之を設けて居りしも、今回は教頭を佐けて共に訓育上の事項を担当することに定められ、左の通り囑託せらる。

立命館中学生徒監

江頭 豊吉氏

同

秋山 角彌氏

同

宮本伊三吉氏

同

齋藤 佐助氏

同

池田 稔氏

二、立命館高等予備校長の囑託 主事を廃せられ校長を置かる、こと、なつて左の通り囑託せらる。

立命館高等予備校長

高畑彦次郎氏

ホ、立命館文庫長の囑託 同主事を廃せられ文庫長を置かる、こと、なり左の通り囑託せらる。

立命館文庫長

跡部定治郎氏

同時に文庫委員をも廃せられ、従前同委員の担任せられし事項は教務委員に於て担任せらる、こと、なるのである。

〔「立命館学誌」第一〇七号(昭和二年一〇月)〕

二四五 立命館職制改正〔総長制その他全面改正〕並二

立命館大学教員名称規程廃止二関スル件

立命館職制別記ノ通り改正シ同時ニ立命館大学教員名称規程廃止相成度

〔別紙〕

立命館職制

第一条 立命館総長ハ財団法人立命館ニ於テ設置シ並經營スル所ノ立命館

大学、立命館大学専門学部、立命館文庫、立命館中学校、立命館商業学校並立命館出版部ノ事業ヲ統轄ス

第二条 立命館総長ハ協議員会ニ於テ選挙シ、前条各部ノ長又ハ主任ハコノ選挙ニ参与ス

立命館総長ノ任期ハ四ケ年トス、任期満了ノトキハ重任スルコトヲ得

第三条 立命館本部ノ事務ハ立命館総長之ヲ統轄シ左ノ職員ニヨリ之レヲ処理ス

一、理事

二、監事

三、幹事

四、書記

理事ノ内若干名ハ常務ニ服シ各部ノ教務ヲ統轄シ全部ノ會計ヲ処理ス

幹事ハ理事ノ指揮ヲ受ケ庶務會計ヲ処理ス

理事ノ選任ハ寄附行為ニ依ルモ常務理事ハ立命館総長之ヲ囑託ス

幹事並書記ハ立命館総長之ヲ任命ス

第四条 立命館ノ事業ヲ翼賛シ其進展ヲ期スルタメニ必要ニ応シテ地方理事ヲ置ク

地方理事ハ其駐在地ニ於テ立命館ヲ代表シテ外部トノ交渉ニ任シ又各部卒業生ノタメニ其指導ニ任シ就職ノ斡旋ヲナス

地方理事ハ立命館総長之ヲ囑託ス其任期ハ二ケ年トス

第五条 立命館本部ニ監査員ヲ置キ各部ノ事務ヲ監査スルタメニ定期又ハ臨時ノ検閲ヲ行フ 監査員ハ立命館総長之ヲ囑託ス

第六条 立命館大学長ハ大学部ノ事務ヲ統轄ス  
立命館大学長ハ協議員会ノ決議ニ依リ立命館総長之ヲ囑託ス

第七条 立命館大学ノ法律学科経済学科商学科並ニ大学予科ニ部長ヲ置キ、大学長ヲ補佐シテ各科ノ教務ヲ処理ス

専門学部ノ各科ハ大学部ノ各科ニ属シ其部長ニ於テ教務ヲ処理ス  
専門学部ノ文学科ニ部長ヲ置キ其教務ヲ処理ス 部長ハ大学長ノ推薦ニ依リ立命館総長之ヲ囑託ス

第八条 立命館大学教授会ハ専任ノ教授ヲ以テ組織シ左ノ事項ヲ審議ス

一、学科課程並時間配当ニ関スル事項  
二、学生ノ入退学並試験ニ関スル事項  
三、欠講ノ補講ニ関スル事項

四、学位授与並取消ニ関スル事項  
五、総長ヨリ諮詢シタル事項

第九条 立命館大学予科ノ教授会ハ専任ノ教授ヲ以テ組織シ左ノ事項ヲ審議ス

一、学科担任ニ関スル事項  
二、生徒ノ入退学並試験ニ関スル事項  
三、補講ニ関スル事項

第十條 立命館大学ニ学生主事ヲ置キ大学長ノ指揮ヲ受ケ学生ノ監督ニ従事ス

学生主事並生徒主事ハ立命館総長之ヲ囑託ス

第十一條 立命館大学教授助教授講師ハ大学長ノ推薦ニ依リ立命館総長之ヲ囑託ス

大学予科ノ教授助教授ハ部長ニ諮リ立命館総長之ヲ囑託ス  
専門学部並大学予科ノ教授助教授講師ニ就テハ其部又ハ科ノ名称ヲ冠スルモノトス

第十二条 立命館大学ニ医務局ヲ置キ学内全般ノ衛生並学生生徒ノ医療ニ従事ス

医務局医員ハ立命館総長之ヲ囑託ス

第十三条 立命館文庫ニ文庫長並司書ヲ置キ文庫長ハ文庫ノ事務ヲ統轄シ司書ハ文庫長ノ指揮ヲ受ケ図書ノ整理及閲覧ニ関スル事務ニ従事ス  
必要ニ依リ立命館中学校並立命館商業学校ニ立命館文庫ノ支所ヲ置クコトアルヘシ

文庫長ハ立命館総長之ヲ囑託シ司書ハ文庫長ノ推薦ニ依リ立命館総長之ヲ任ス

第十四条 立命館中学校並立命館商業学校ニ左ノ職員ヲ置ク

一、校長

二、主事

三、教諭、助教諭

四、学科主任

五、生徒監

六、舎監

七、校医

八、書記

校長ハ教務ヲ掌理シ校内ノ統制ヲ図リ生徒ノ訓育ヲ主掌ス、主事ハ校長ノ指揮ヲ受ケ教務及訓育ヲ主掌シ、教諭助教諭ハ校長ノ指揮ヲ受ケ授業ヲ担任シ、学科主任ハ校長ノ指揮ヲ受ケ其学科授業上ノ統一ヲ計リ生徒学業ノ進歩ヲ期シ、生徒監ハ校長ノ指揮ヲ受ケ生徒ノ訓育ニ任ス、舎監ハ生徒寄宿舎ノ事務ヲ処理シ、校医ハ生徒ノ保健ニ任ス

校長ハ立命館総長之ヲ囑託シ、主事教諭助教諭学科主任生徒監並舎監ハ校長ニ諮リ立命館総長之ヲ囑託ス

書記ハ校長ノ申出ニ依リ立命館総長之ヲ命ス

第十五条 立命館出版部ニ於テハ学園全般ノ利便ノタメニ教科書参考書其他図書ノ発行並学用品ノ供給ニ任ス

立命館出版部ハ京都市並東京市ニ置ク

立命館出版部ニ立命館出版部理事並書記ヲ置キ立命館総長之ヲ囑託ス

第十六条 本大学ニ特別ノ功勞アル者ニ対シ、協議員ノ決議ニ依リ立命館名誉総長立命館名誉大学長、若クハ立命館大学名誉教授ニ推薦スルコトアルヘシ

立命館中学校並立命館商業学校ニシテ特別ノ功勞アルトキハ、協議員ノ決議ニ依リ名誉校長ニ推薦スルコトアルヘシ

〔「回議書」(昭和六年七月四日)、(同年七月六日協議員会決定)〕

## 二四六 立命館総長、名誉総長

### ○立命館総長

今回立命館職制改正の結果に依り立命館長は爾今立命館総長と改称せられること、なつた。(七月十二日発表)

### ○名誉総長

国際司法裁判所判事として九箇年間勤務し今春任期満了とともに帰朝せられた京大名譽教授法学博士織田萬氏は、今般立命館職制により協議員会決議を経て立命館名誉総長に推薦せられた。博士は明治三十三年本学創立当時から中川館長とともに本学のために尽瘁して来られた功績がある。

〔「立命館学誌」第一四五号(昭和六年九月一日)〕

## 二四七 地方理事嘱託二関スル件

本館職制ニ依り左記の諸氏ヲ地方理事ニ嘱託相成度

記

京都地方	田中全三郎
〃	浅井欽次郎
〃	小泉 燕
大阪地方	能島 進
神戸地方	金光 邦三
東京地方	行枝 傳藏

〔「回議書」(昭和六年二月九日)〕

## 二四八 総長公示(立命館職制改正)

### 総長公示

今回立命館職制ノ改正ニ依り総長大学長並ニ各部長ノ職ニ任期ガ附サレタ、其任期ニハ重任セルモノト認メコノ際必ズシモ直接ノ問題ハ起スニ及バズトノ解釈モ立チ、或ハ又其任期ハ今次ノ改正以後ノ計算ヲ以テスルヲ妥当トスルノ見解も得ルダラウ、然レドモ理事会ニ於テハ既ニ職制ニ於テ其任期ヲ定メ其選任ノ方法ヲモ立テタル上ハ、其ノ立法ノ精神ヲ尊重シテ、任期ノ経過シタル現任者ハ一応其職ヲ離レ新ニ後任ノ選任ヲ為スコトスルノガ適當ダラウト云フ意見ガ有力デアツテ、コノ意見ヲ告ゲテ各員ノ自發的行動ニ依ルコトトナツタノデアアル。

田島大学長跡部法学部長ハ先ズ右ノ説ニ賛同セラレテ辞任離職ヲ申出デラレ、他ノ部長諸君モ同様ノ行動ヲ取ラル、コトトナツタ、職制ニ依リテ夫レ夫レ選任ノ手續ヲ取ルベキデアルガ、大学長ノ選任ハ学園内ノ関係ニ於テモ事頗ル重大デアツテ、又現在ノ我学園ノ立場ニ鑑ミテ、慎重協議ノ上猶重任ヲ願フカ、或ハ新任者ヲ推薦スルカ、徐ニ之ヲ定メラレタル機関ニ諮リ、其決定ヲ誤ラザルヤウニセネバナラス、之レハ総長タル私ノ責任上最モ大切ナコトデアアル故ニ先ズコノ際一時機宜ノ処置トシテ理事会ハ私ニ大学長事務取扱ヲ命ジタノデアアル。

コンナ場合ニハ種々ノ説ヲ立テ、「デマ」ヲ飛バスモノモアルカモ知レナイガ、如上ノ記述ハ本問題ノ全部デアアル、其他ニハ何物モナイ、既ニ私ハ大学長事務取扱ヲ命ゼラレタ以上ハ差シカ、ツタ大小ノ事務ハ私ニ於テ之ヲ処置スベク、学園将来ノ為ニ適當ナル大学長ヲ選任スルガ為ニハ最大ノ努力ヲ吝マヌ積リデアアル。

右ノ事情ト私ノ心事トヲ諒トセラレンコトヲ望ム。

昭和八年十一月二十日 花押

## 二四九 立命館職制の改正（大学長・部長任期等）

今般立命館職制が改正せられた。その主なるものは、立命館総長には従来四ヶ年の任期があつたが、立命館大学長、各部の部長には任期がなかつたのに任期が附されたことである。立命館大学長の任期は三ヶ年各部部长の任期は二ヶ年であつて、勿論重任は妨げないのである。

右に付き、職制改正の趣旨を重んじ、既に、實質上任期満了してゐる田島立命館大学長兼経済学部長、跡部法学部長、小林大学予科部長、吉澤文学部長、小嶋商学部長は各辞任せらるゝこととなつた。

田島大学長の後任決定せらるゝ迄中川総長が事務取扱せらるゝこととなつて夫々二十日発令せられた。

立命館職制の改正条文は次の如くである。

立命館職制中第二条第六条第七条第十四条及第十五条ヲ左ノ通り改正ス

第二一条 立命館総長ハ財団法人立命館ノ理事監事及協議員並立命館大学教授助教ノ合同會議ニ於テ選舉ス

第一条ニ列挙セル各部ノ長又ハ主任ニシテ前項ニ属セサルモノアルトキハ又コノ選舉ニ参与ス

立命館総長ノ任期ハ四ヶ年トス、任期満了ノトキハ重任スルコトヲ得

第六条 立命館大学長ハ大学各部及ソノ所属ノ学務ヲ統轄ス

立命館大学長ハ大学教授会並財團ノ協議員会ニ諮リ立命館総長之ヲ囑託ス

立命館大学長ノ任期ハ三ヶ年トス、任期満了ノトキハ重任スルコトヲ得

第七條 立命館大学ノ法律学科経済学科商学科並大学予科二部長ヲ置キ大學長ヲ補佐シテ各科教務ヲ処理ス

部長ハ大學長ノ推薦ニ依リ立命館総長之ヲ囑託ス、其任期ハ二ヶ年トス、任期満了ノトキハ重任スルコトヲ得

大学各分科部長ノ下ニ主事ヲ置クコトヲ得、主事ハ部長ノ指揮ヲ受ケ教務ヲ担任ス、主事ハ大學長ノ推薦ニ依リ総長之ヲ命ス

専門学部ノ各科ハ大學部ノ各科ニ属シ其部長ニ於テ教務ヲ処理ス専門学部ノ文学科二部長ヲ置キ其教務ヲ処理ス、其任命任期共ニ

第二項ニ依ル

文学部ニ漢文主任並国語主任ヲ置キ部長ヲ補佐シ其各科ニ属スル教務ヲ処理ス、主任ハ專任教授中ヨリ選任スルモノトナシ、大學長ノ推薦ニ依リ総長之ヲ任ス

第十四條 立命館中学校並立命館商業学校ニ左ノ職員ヲ置ク

一、校長

二、主事

三、教諭助教諭

四、学科主任

五、生徒監

六、幹事

七、舎監

八、校医

九、書記

校長ハ校内ノ統一ヲ図リ生徒教育ノ責ニ任シ校内全般ノコトヲ統轄ス

主事ハ校長ノ指揮ヲ受ケ教務及訓育ニ関スル事務ヲ主掌シ、校長差支アルトキハ其職務ヲ代理ス

教諭助教諭ハ校長ノ指揮ヲ受ケ授業ヲ担任ス

学科主任ハ校長ノ指揮ヲ受ケ其学科ノ授業ニ関シテ担任教員ト共ニ協議シテ其進展ニ任ス

生徒監ハ校長ノ指揮ヲ受ケ教授並訓育ニ関スル事項ノ研究並実行ニ任ス

幹事ハ主事ノ指揮ヲ受ケ教務並処務ヲ処理ス

舎監ハ生徒寄宿舎ノ事務ヲ処理ス

校医ハ生徒ノ保健ニ任ス

書記ハ庶務ニ従事ス

校長並主事ハ立命館総長之ヲ囑託シ、教諭助教諭学科主任生徒監

幹事並舎監ハ校長ニ諮リ立命館総長之ヲ命ス

書記ハ校長ノ申出ニ依リ立命館総長之ヲ命ス

第十五条

立命館出版部ニ於テハ学園全般ノ便利ノタメニ各種ノ教科書参考

書並一般図書ノ発行販売ヲナシ、学用品文具類雑貨ノ供給ヲナス

財団本部大学部文庫中学校商業学校等ノ一切ノ用度調理ヲナス

学園内ニ於ケル雑誌ノ発行頒布ニ関スルコトヲ取扱フ

立命館出版部ニ幹事及書記ヲ置キ立命館総長之ヲ命ス

出版部ノ事務所ハ京都市並東京市ニ置ク、必要ニ依リ其支所ヲ設クルコトヲ得

出版部ニ於ケル事業ノ一部ヲ契約ニ依リ他ニ委託スルコトヲ得

〔「立命館学誌」第一六五号（昭和八年一月二十五日）〕

二五〇 〔許可書（中川学長事務取扱）〕

京專一五八号

立命館大学設立者

財団法人立命館

昭和八年十一月二十一日申請中川小十郎ヲ学長事務取扱ト定ムルノ件許可ス

昭和八年十二月十九日

文部大臣 鳩山一郎 印

二五一 〔許可書（佐々木学長）〕

京專一九号

立命館大学

昭和九年二月二十八日申請佐々木惣一ヲ学長ト定ムルノ件許可ス

昭和九年三月十日

文部大臣 子爵 齋藤 實 印

二五二 立命館理事長選任〔池田繁太郎〕

本館理事池田繁太郎氏ハ今回本館寄附行為第八条ニ依リ理事ノ互選ニテ本館

理事長ニ選任セラレ七月二十日就任ヲ承諾セラル

〔「立命館学誌」第一八五号（昭和一〇年九月一五日）〕

## 二五四 立命館職制（理事会・協議員会・大学事項等全面改正）

### 立命館職制

## 二五三 佐々木大学長辞任、織田大学長事務取扱就任之件

一、佐々木大学長辞任之件

昭和十年（十一年）三月二十五日辞任

勤続満二ケ年

同時ニ本館職制第十六条ニ依リ名誉学長ニ推薦

二、織田 萬先生大学長事務取扱就任之件

昭和十年（十一年）三月二十六日申請

同年 同月 同日認可

〔註・大学長辞任および大学長事務取扱就任の年度は「昭和十年」とあるが、左の電文控のとおり何れも「昭和十一年」である。〕

〔「協議員会議事」（昭和十一年二月一四日）〕

（付）

第 号
昭和11年3月26日受
立 命 館 大 学
控
トウケフモンブセイ ヒラブモンブダイジン」宛
リツメイカンダイガクテフジンニツキコウニセン ンヲウルマデホウガクハクシオダマンヲガクテフジ リアツカヒニシヨクタクタシ〇ミギゴニンカラコ ツメイカンソウテフナカカワコジウロ

第一 条 本学園ノ機構ハ財団法人立命館ガ設立者トナリテ各学校、文庫並出版部等ヲ設置経営スルニアリ、学校ハ学事関係ノ法規ニ於テハ互

ニ独立ノ存在ヲ有スルモ、学校自体ハ法人ニアラス法人タル立命館ノ経営スル事業ニシテ、学園ノ全施設ハ財団法人立命館ノ管轄統制ニ属スルモノトス。

第二 条 学園ノ財務ニ関スル事項ハ理事会並協議員会ノ決議ニ依リ、学務ニ関スル事項ハ教授会並評議員会ノ協議ニ依ルモノトシ、学務ト雖トモソノ重要ナル事項ニ就テハ又前者ノ例ニ依ルヘキモノトス。

第三 条 理事会ノ決議事項ハ寄附行為ニ記載スルモノノ外、左ノ事項ハ理事会ノ議ニ附スルヲ原則トス。

一、学園全般並各部ノ教育方針ニ関スル件

二、学則並処務規則ニ関スル件

三、学科若クハ学校ノ設置廃止ニ関スル件

四、教職員ノ任免ニ関スル件

五、常務ノ理事並幹事ノ推薦ニ関スル件

六、参与理事ノ選任ニ関スル件

七、予算並決算ニ関スル件

八、学校敷地並校舎ニ関スル件

九、留学生ニ関スル件

十、特別ナル研究事項ノ経費支出ニ関スル件

十一、学園全般ニ亘ル保健ニ関スル件

十二、一時的の挙行ノ事項ニシテ臨時ノ経費支出ヲ要スル件

十三、学債発行ニ関スル件

十四、一時的の借入金ニ関スル件

第四 条 事ノ急施ヲ要スルカ又ハソノ事体ニ依リテ理事会ヲ召集スルニ及

ハサル場合ニ於テハ、総長ハ参与理事ノ決議ニ依リコレヲ実行シ、事後理事会ニ報告シテソノ承認ヲ求ムルコトヲ得。

第五條 協議員会ノ決議事項ハ寄附行為ニ定ムル外、左ノ事項ハ協議員会ノ議ニ附スルモノトス。

- 一、学園各部ノ教育方針ニ関スル件
- 二、学校並学科ノ設置廃止ニ関スル件
- 三、決算ノ承認ニ関スル件
- 四、学校敷地並校舎ノ設備ニ関スル件
- 五、学債等長期借入金ニ関スル件

第六條 大学教授会ハ大学令ニ規定セラレタル事項並寄附行為ニ定メラレタル事項ノ外、法経学部ノ教育並学事ニ関スル事項ノ調査審議ヲナスモノトス。

専門学部並中等学校ノ教育並学事ニ就テハ総長ヨリ諮問シタル場合ニ限り、ソノ事項ヲ調査審議スルモノトス。

教授会ノ審議事項ハ議事録ニ題目並決議ノ要概ヲ記載シ、随時総長ノ閱ニ供スルモノトス。

第七條 大学予科並専門学部及中等学校ニ於テ、ソノ各部ノ教務ヲ審議スルタメソノ部ニ属スル専任教員ヲ以テ教授会ヲ開催スルコトヲ得。

前項ノ教授会ハ部長又ハ校長コレヲ指揮シ、且ソノ審議シタル事項ハ議事録ニソノ題目並決議ノ要概ヲ記載シ、随時総長ノ閱ニ供スルモノトス。

第八條 評議員会ニ於テハ寄附行為ニ定メラレタル外、左記事項ヲ審議スルモノトス。

- 一、学園全般ノ教育並学事ニ関スル件
- 二、学校並学科ノ新設廃止ニ関スル件
- 三、学園ノ名ヲ以テ挙行スル重要ナル事項ニ関スル件

第九條 総長ハ寄附行為ノ定ムル所ニ依リ学園ノ施設全般ノ統制ニ任スル外、左記事項ヲ掌理スルモノトス。

- 一、外部ニ対シテ学園全体ヲ代表スルコト

二、学園内ノ人事ヲ掌理スルコト

但教授助教諭助教諭並幹事ノ任免ハ理事会ノ決議ニ依リ、講師嘱託書記以下ノ進退ハ総長ニ於テ専行スルモノトス

- 三、庶務ノ分課ヲ定メ若クハ分轄ヲナスコト
- 四、教授助教諭ノ候補者タルヘキモノヲ選任シ講師ソノ他ノ名義ヲ以テ採用スルコト
- 五、海外留学生ノ候補者タルヘキモノヲ選任スルコト
- 六、各部ノ部長主事主任及中等学校ノ校長主事幹事ヲ命免スルコト
- 七、各部ニ於テ定ムル外、特別講義ヲ開設シ、且ソノ講師ヲ嘱託スルコト
- 八、教授助教諭並教諭助教諭ニ対シ特別ナル事項ノ研究ヲ命スルコト

九、体育会運動会講演会研究会等学園ノ名称ヲ以テ開催スルモノノ監督指導ヲナスコト

第十條 本学各部ノ教務庶務會計等ノ事務ハ本部ニ於テコレヲ統轄処理スルモノトス、但中等学校等ソノ所在ヲ本外部ニ有スルモノニ在リテハ、総長ハ適宜分轄ヲ命スルコトヲ得。

第十一條 本部ニ於テハ幹事書記若干名ヲ置キ教務庶務會計ノ事務ヲ処理セシム。

必要ノ場合ニ於テハ雇員ヲ採用シ傭人ヲ使用スルコトヲ得。

第十二條 総長並理事長ハ本部ニ於テ執務ス、常務ノ理事並監事亦同シ

第十三條 両陛下御眞影ノ奉安奉掲奉拝ニ関スルコトハ、総長ノ指揮ヲ受ケ  
大学長又ハ常務理事コレヲ掌ル。

中等学校ニ於テハ校長若クハ主事コレヲ代行ス。

第十四條 本学ニ於テ学室トシテ保有スルモノニ就テハ、特別ナル保管室ニ格納シ常務理事ソノ保管ニ任ス。

国清殿並総長公室ノ施設ニ就テモ亦コレニ準ス。

第十五条 大学部法律科経済科商学科並大学予科二部長並主事ヲ置ク。

部長ハ大学長ヲ補佐シ、主事ハ部長ノ指揮ヲ受ケテ教務ヲ担任ス。  
大学部政治科ノ教務ハ法律科ノ部長並主事ニ於テ兼掌シ、同商学科ノ教務ハ経済科ノ部長並主事ニ於テ兼掌ス。

専門学部法律科経済科ノ学事ハ大学長ノ監督ニ属シ、ソノ教務ハ大学部当該部長並主事ニ於テ兼掌スルモノトス。

専門学部高等商業科並文学科ハ大学長ノ監督ニ属シ、部長並主事ヲ置キノノ教務ヲ処理セシムルモノトス。

部長並主事ハ総長コレヲ命免シ、ソノ任期ハ各二ヶ年トス。

第十六条 大学部ニ学生主事、大学予科並専門学部ニ生徒主事ヲ置キ、学生生徒ノ規律ヲ監督シ思想ノ善導ニ任セシム。

学生主事並生徒主事ハ総長コレヲ命免シ、ソノ任期ハ各二ヶ年トス。

第十七条 立命館文庫ニ文庫長並司書ヲ置キ、文庫長ハ文庫ノ事務ヲ処理シ、司書ハ文庫長ノ指揮ヲ受ケテ図書ノ整理並閲覧ニ関スル事務ニ従事ス。

立命館中学校並立命館商業学校ニ文庫ノ司書ヲ置キ、ソノ所用図書ノ整理ヲナスモノトス。

文庫本部ニ於テハ前項図書ノ「カード」ヲ作成シ、立命館文庫全図書ノ整理ニ備フルモノトス。

文庫長並司書ハ総長コレヲ命免ス。

第十八条 立命館文庫ニ若干ノ図書ヲ寄附シ、ソノ寄附者ノ氏名ヲ冠シ以テ永久保存ノ意義ヲ明ニセンコトヲ望ムモノアルトキハ、コレヲ承諾シテ特別整理ヲナスモノトス。

第十九条 西園寺公文庫ハ立命館文庫内ニ置キ、西園寺公爵ヨリ特ニ寄託ヲ命セラレタル図書ノ保管ニ任シ、又公爵ヨリ寄贈セラレタル図書ノ特別整理並閲覧ニ関スル事務ヲ処理ス。

西園寺公ニ関スル図書文献ノ従来備付ノモノ若クハ新ニ購入スルモノハコノ文庫ニ收納ス。

第二十条 立命館中学校並商業学校ニ左ノ職員ヲ置ク、

一、校長

二、主事

三、教諭助教諭

四、幹事

五、生徒監

六、舎監

七、校医

八、書記

校長ハ生徒教育ノ責ニ任シ校務全般ヲ統轄掌理ス、主事ハ校長ノ指揮ヲ受ケ教授並訓育ニ関スル事務ヲ処理シ、校長差支アルトキハソノ職務ヲ代行ス。

教諭助教諭ハ学科ノ授業ヲ担任シ訓育ニ関スル事務ヲ分担ス。

幹事生徒監舎監ハ校長ノ指揮ヲ受ケ訓育並庶務ニ従事ス。

立命館出版部ニ於テハ学園ノタメニ各種教科書一般図書並学用文具類ノ供給ヲナシ、兼ネテ一般図書ノ出版供給ヲナス。

学園ニ於テ発行スル諸雑誌ノ発行頒布ニ関スル事務ヲ取扱フ。

学園各部ノ用度調弁ハ凡テ出版部ニ於テ取扱フ。

出版部ニ部長理事幹事及書記ヲ置キ、総長コレヲ命免ス。

出版部ノ経理ニ就キテハ会計ノ独立ヲ認ムト雖トモ、ソノ権利ニ属スル事項ハ本部常務理事ノ掌理スルモノトス。

〔「回議録」(昭和一三年一月四日)〕

二五五 〔認可書（田中学長）〕

京專六六号

立命館大学設立者

財団法人立命館

昭和十五年四月十九日附第四八一号申請田中昌太郎ヲ学長ト定ムルノ件認可ス

昭和十五年五月八日

文部大臣 松浦鎮次郎 印

二五六 学祖西園寺公の逝去（「学祖」決定）

昭和十五年十一月十日夜微熱を發し、「急性腎孟炎」と診断された老公の病状は、勝沼主治医以下の行きとどいた治療の甲斐もなく、しだいに重くなるばかりであつた。同月二十四日九時ついに危篤におちいり、九時五四分安らかに永眠した。明治大正昭和と三代にわたり国家の枢機に参加したただ一人の元老も、昭和五年以来三度目の大患にはついにうちかつことが出来なかつたのである。九二歳であつた。

〔中略〕

本学では、十二月、教職員一同が会して、公を「学祖」として永久に敬仰すること、薨去した日を敬仰日とすること、墓前に石燈籠一府を献設することなどを決定したことのほか、展覧会の後援なども行つたのである。〔以下略〕

立命館五十周年年表〔抜粋〕

昭和一五 一一

五日故西園寺公望侯国葬ノ当日本学ニ於テハ謹テ弔意ヲ表シ哀悼式ヲ挙行学長ノ訓話アリ公ノ偉業ヲ徳フ

財団役員及全学教職員ハ故西園寺公爵ヲ本学ニ祖トシテ永久ニ敬仰スルコトヲ決議ス

〔立命館創立五十年史〕（昭和二八年三月三十一日）

二五七 〔認可書（松井学長）〕

京專三〇号

立命館大学設立者

財団法人立命館

昭和十六年二月二十五日附一六学第一五号申請松井元興ヲ学長ト定ムルノ件認可ス

昭和十六年三月七日

文部大臣 橋田邦彦 印

大 日 本 帝 国 政 府

二五八 〔中川総長館葬における松井元興学長弔辞〕

弔 辞

維レ時昭和十九年十月七日立命館総長貴族議員從四位勳二等中川小十郎君  
溘焉トシテ幽明隔絶セラルル今ヤ君カ平生ノ言貌復タ接スヘカラス嗚呼哀シイ哉  
聰明剛毅ノ資ヲ以テ夙ニ東京帝国大学法科大学政治科ヲ卒ヘ直ニ文部行政二歴  
任スルコト年アリ其間京都帝国大学ノ創立ニ参与シ又明治三十三年昼間就学ノ  
便宜ヲ有セス然カモ真摯篤学ノ子タル者ノタメニ思フ致シ私財ヲ投シテ京都法  
政学校ヲ開創セラルコレ立命館学園ノ発端ニシテ爾來幾度カ刷新改革四十有余  
年間終始コレカ総長トシテ親ヲ率先全般ノ経営学務ヲ總理シ一以テ君カ抱懐ス  
ル禁衛隊精神即チ神人一系忠孝一本文武一途ノ国体倫理ニ基キ国家有用ノ人材  
ヲ育成シ教学界独歩ノ地歩ヲ築キヨク今日立命館学園ノ隆盛ヲ成シテ死ノ寸前  
ニマデ到ル所謂立命館ノ中川ニシテ中川ノ立命館ニ傾倒セラレシ所以ニシテ將  
又我が国私学史上ノ一大先覚ニシテソノ学勲功績ハ不滅ト信シテ疑ハス宜ナ  
哉ソノ教育ニ尽瘁シタル功績顯著ナル故ヲ以テ大正十四年ニハ特ニ貴族院議員  
ニ勅選セラレ其氏表彰顕彰セラレタル幾度ソ君カ全生命ヲ投シテ設置経営シ然  
カモ創立者トシテ全責任ヲ代表スルモノ今ヤ大学令ニ依ル立命館大学専門學校  
令ニ依ル立命館専門學校中等學校令ニ依ル中学校四、工業學校、商業學校各々  
一全立命館学徒一萬ヲ以テ數フ又ソレラニ業ヲ卒ヘ既ニ前線統後ノ第一線二活  
躍スルモノ亦万ヲ以テ數フアリ其他研究所ニアリテ何モ国家枢要ノ大計ニ參画  
スヘク研究ヲ進ム然カモコレヲ經營長大ノ基礎鞏固確立シ洵ニ私学界ノ鬱然タ  
ル一大勢力タラスンハアラス抑々立命館ノ稱タル明治初年故西園寺公望公ノ國  
家経倫ノ第一義ハ天下有用ノ人材ヲ養成スルニアリトシソノ私邸ヲ開放シテ創  
設セラレタル私学立命館ニ淵源ス公興学ノ盛意ヲ繼承スベク後年請フテソノ名  
稱ヲ冠セルモノ先之公若冠ニシテ山陰道鎮撫使ヲ拜シテ征途ニ上ラル、ヤ先ツ  
君カ郷里丹波南桑田郡馬路村ニ至リ君カ父祖一族ノ勤王従事ヲ容レラレシニ因  
縁シ老公薨去ニ至ルマデ特別ノ關係アリシニヨル  
禁衛隊ノ組織タルヤ昭和二年十一月京都御所ニ御即位ノ大典ヲ行ハセラル、ヤ  
君慨然義ニ扶リ勇ヲ鼓シ起テ禁衛ノ守護ニ任セントシテ立命館禁衛隊ヲ組織シ

御所ノ御警衛ニ奉仕スコレ畢竟君学園創立以來ノ教学ノ顕現ニシテ爾來一以テ  
貫ク所以ナリ君マタ時勢ノ推移ヲ洞察遠觀シテ明敏然カモ積極果斷ヨク事宜ニ  
当タル即チソノ事タルヤ枚擧ニ遑ナシト雖モ早ク満州国經濟開發ノ為ニ工学科  
ヲ開設シ戦雲起ルヤ恤兵献金慰問奉仕ニ誠意ヲ捧ケ国体明徴ヲ主唱シテ国体研  
究ヲ慇懃シ大東亞建設ニ寄与スベク国防学研究所、東亞研究所ヲ設ケテ研鑽ヲ  
ススメ技術報國ノタメニハ工学科ノ外理学科ヲ増設シ決戦教育非常措置ヲ命セ  
ラル、ヤ逸早く学制ノ改組ヲ断行スルナトツネニ卒先世人ノ木鐸ヲ以テ任セラ  
ル君素ヨリ堅忍不拔純忠報國ノ念敦ク高齡猶孜々トシテ斯道ノタメ將タ学園經  
營ニ親ラ当ツテ倦ム所ヲ知ラス今ヤ学園ノ基礎全ク成ルニ不幸ニ暨ノ冒ス所ト  
ナリ遽ニ此ニ至ル悲泣追慕措ク所ヲ知ラス嗚呼、然レトモ天寿哉ハス命ヲ立ツ  
ル所以ナリ君カ世ニ残サレシ幾多ノ偉績ハ君カ名ヲ不朽ナラシメ君カ多年薰陶  
セラレタル幾多ノ人材ハ邦家多事多端ノ秋必スヤ禁衛隊精神以テ君カ遺志ヲ紹  
述スヘシ君榮魂亦天翔ケリ護リ諾ナフヘケン茲ニ恭シク微表ヲ致シテ弔意ヲ表  
ス

昭和十九年十月十五日

立命館大学長 松 井 元 興

〔立命館創立五十年史〕（昭和二八年三月二日）

二五九 〔代表理事設置〕

(五) 議長石原理事ヨリ後任総長決定マテ暫定的措置トシテ代表理事ヲ置キ財団  
事務ヲ執行セシムル件ニツキ提議ス

承認事項

一、故中川総長立命館葬々儀費承認ノ件

右出席理事何レモ異議ナク承認セリ

決議事項

一、後任総長決定マテノ暫定的措置トシテ財団事務全般ヲ執行スルタメ左記六名ヲ代表理事ト定ム

但重要ナル事項ハ理事会ノ議ニ付スルコト

代表理事	石原	廣一郎
同	山田	正三
同	竹上	孝太郎
同	倉橋	勇藏
同	中江	源
同	安田	嘉一

〔「理事会議事録」(昭和一九年一月七日)〕

## 二六〇 立命館総長〔事務取扱〕・理事長推薦ノ件

財団法人立命館総長推薦ノ件

互選ニヨリ石原理事ヲ議長ニ推ス

石原理事

中川総長逝去セラレ後任総長推挙ニツキ学園関係者トモ種々協議ノ結果故中川総長ノ子息東亜海運株式会社副社長ニシテ現理事中川幹太氏ヲ最適人者ト認メ総長事務取扱トシテ推挙致シタキニツキ全員ノ承認ヲ求ムト述べタリ右出席理事全員異議ナク可決シ主務大臣ニ対シ承認ヲ求ムルコトトス

〔中略〕

中江理事ヨリ左ノ緊急議案ヲ提出ス

一、理事石原廣一郎氏ヲ理事長ニ推薦ノ件

財団事務統轄上理事長ノ存在ヲ要スルモノト認ムルニ付此際石原理事ヲ理

事長ニ推薦スルヲ適當トスル旨ヲ述べ賛同ヲ求ム

右全員異議ナク可決

石原氏理事長ニ就任ヲ承諾シタリ

〔「理事会議事録」(昭和一九年二月三日)〕

## 二六一 〔理事長辞任、理事会議長選任の件〕

石原理事

一 昭和十九年十二月三日理事会決議ニヨリ理事長ニ就任中ノ処一身上ノ都合ニヨリ理事長辞任ノ申出アリ尚当分ノ間理事長ヲ空席トナシ理事会第一議長ニ石原、第二議長松井、第三議長山田ノ各理事トセラレタシト申出アリタリ

二 立命館基本機構制定ノ趣旨並ニ審議修正セラレタル結果ヲ詳細説明シ各部長ヲ氏名発表シ全員ニ諮ル

承認決議事項

一 立命館基本機構制定ノ件

二 理事長辞任ノ件

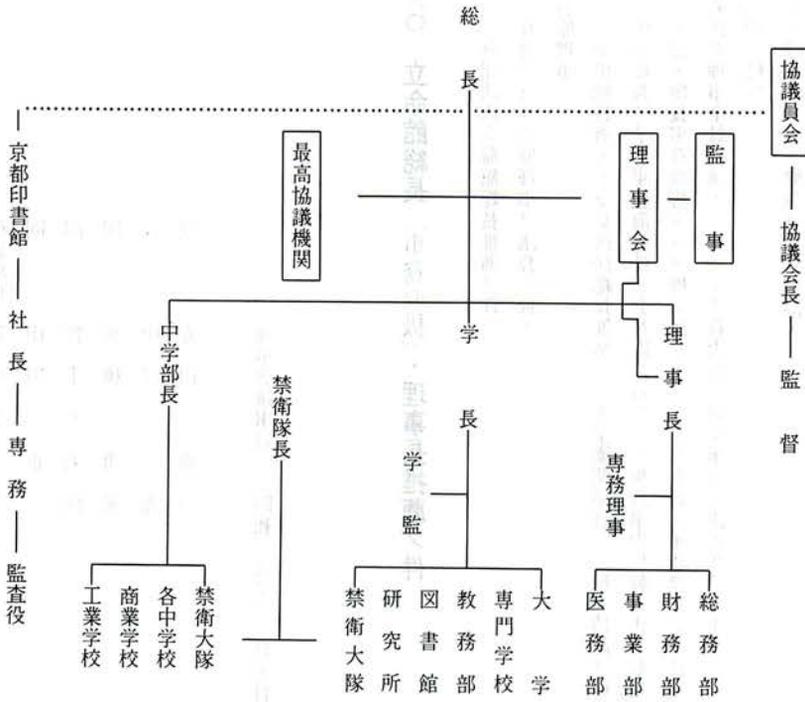
三 理事会議長選任ノ件

右出席理事全員異議ナク可決ス

〔「理事会議事録」(昭和一九年二月二九日)〕

二六二 立命館基本機構、各部機構

立命館基本機構



最高協議機関ハ総長、協議会長、学長、理事長、及ヒ総長指名者ヲ以テシ最  
高方針最高人事ニ関スル協議機関トシ必要ニ応ジ専務理事、関係部長ノ参画ヲ

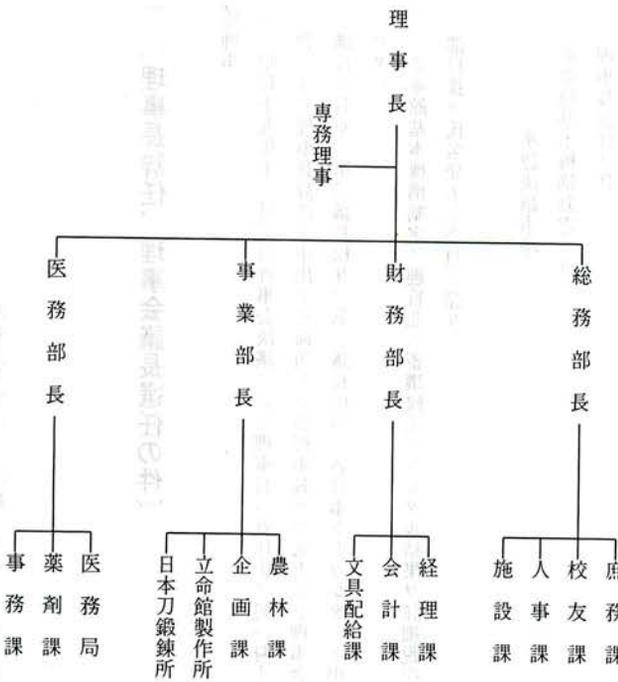
求ムルコトアルベシ

一、総長ヨリ諮問アリタルモノ並理事会ニ提議スベキ事項

- (イ) 経営上ノ重要事項 (ロ) 学長、学監、部長、図書館長、所長、専門学校  
科長、中学校長ノ任免 (ハ) 教職員待遇ノ基本 (ニ) 図書館役員ノ推薦
- 一、決定事項
- (イ) 最高教育方針 (ロ) 課長、科長、教頭、主事、教授、助教授、講師ノ任  
免 (ハ) 幹部教職員ノ待遇並ニ配置 (ニ) 重要人事

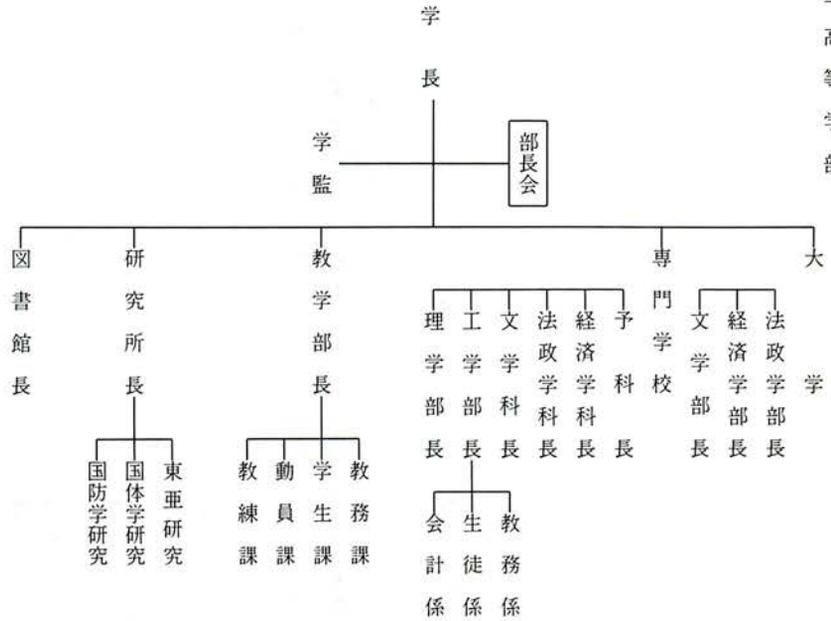
立命館各部機構

一、経営部門



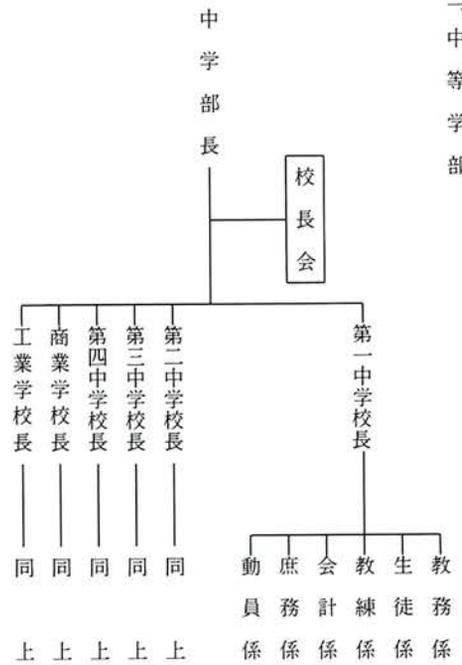
事務連絡—高等学部、中等学部ヘノ指図、財務、人事等ノ一切ハ学長、中  
学部長ヲ經由スルコト

二、高等学部



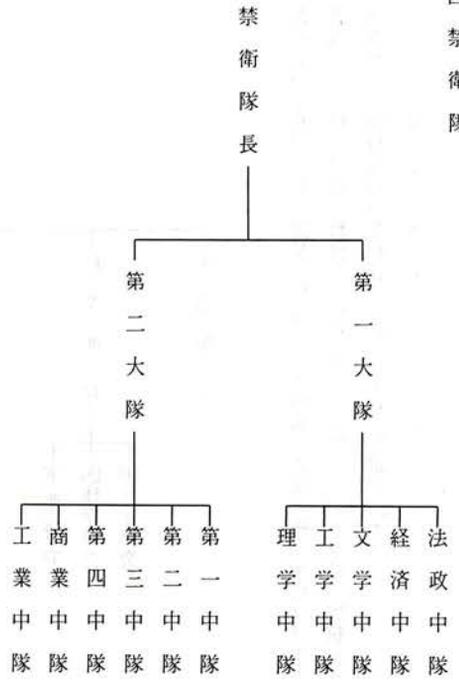
部長会ハ学長、学監、部長、科長ヲ以テ組織シ各部ノ統一連絡ヲ計ル  
 各教科ニ教授会ヲ設ケ教務上ノ打合連絡、学生ノ入学、表彰、処罰等ヲ決ス  
 各教科ノ教職員人事ハ部科長、学監、学長ノ協議ヲ以テス  
 各部ニハ必要ニ応ジ次長ヲ置クコトアルベシ

三、中等学部



中学部長及各校長ハ教学ノ基本事項ニ関シテハ学長ノ指揮監督ヲ受クルモノトス  
 校長会ニ於テ教育方針、入学数ノ割当、試験ノ統一、其他連絡  
 各校ニ職員会ヲ設ケ学生ノ入学、進級、表彰、処罰等ノ決定、其他連絡  
 各校ノ職員人事ハ校長ト中学部長、本部トノ協議ヲ以テス

四、禁衛隊



禁衛隊長ハ總長又ハ學長、參謀長・參謀ハ隊長ノ指名トス、大隊長ハ學長  
 又ハ學監・中學部長、中隊長ハ部長・校長又ハ學生主事、禁衛隊ニハ必要  
 ニ応ジ副隊長ヲ置ク

〔注・昭和一九年二月二十九日理事会決定〕

## 二六三 財団法人立命館内規制定ノ件

### 石原理事

- 一 今般立命館基本機構ノ制定ヲ見、前理事会ニ於テ承認決議セラレタルニ付キ更ニ学園教職員ノ身分職責等ニ関シ其内規ヲ制定シ基本機構ト相俟ツテ学園全般ノ運営ノ円滑ヲ期スル為メ立命館内規トシテ別紙案ヲ提示シ之ヲ全員ニ諮ル

右ニ関シ出席理事遂条審議ヲ為ス

### (中略)

#### 承認決議事項

- 一、財団法人立命館内規制定ノ件
  - 二、協議員四氏辞任ノ件
  - 三、協議員三氏推薦ノ件
- 右出席理事全員異議ナク可決ス

### (別紙)

## 財団法人立命館内規

### 第一章 館 則

#### 第一節 総 則

- 第一 条 本内規ハ立命館ノ教育方針タル寄附行為第三条規定ノ神髓ニ徹シ同第十一条ノ方針ニヨリ国家有用ノ人材ヲ養成スル目的ノ達成及ヒ同第五条乃至第十条ノ事業ノ発展ヲ期スル為メ之ヲ制定シ運営ノ円滑ヲ計ラントス

内規ニ基ク細則ハ必要ニ応シ制定ス

- 第二 条 内規ノ制定改廃ハ最高協議会ノ議ヲ經、理事会ノ承認ヲ經テ總長ノ決裁ノ上之ヲ公示ス

細則ノ制定改廃ハ所屬部長立案シ關係部長會議ヲ經、最高協議会ノ承認ヲ經テ學長、理事長又ハ中学部長之ヲ通達ス

- 第三 条 内規及ヒ細則ノ疑義ハ總長ノ決裁ニ從フモノトス

### 第二節 最高機関

- 第四 条 總長ハ立命館財團ヲ代表シ学園全般ノ統制指導監督ニ任ス

- 第五 条 協議員會會長ハ總長ヲ輔翼シ財團及ヒ学園ノ重要事務ニ参与ス

- 第六 条 學長ハ大学、専門学校、研究所並ニ図書館ノ教職員ノ統制指導監督ヲナシ学部ノ教育基本事項ニ関シ指導監督ヲナス

- 第七 条 理事長ハ理事会ヲ代表シ財團ノ経営ニ參画ス

- 第八 条 總長、協議員會會長、學長、理事長及ヒ總長指名者ヲ以テ最高協議会ヲ組織シ財團学園最高方針、最高人事ニ関スル左記事項ノ協議ヲナス 但シ必要ニ応シ専務理事、關係部長ノ参加ヲ求ムルコトアルヘシ

- 一、経営上ノ重要事項、最高教育方針
- 二、學長、學監、部長、研究所長、大学及ヒ専門学校ノ部長、図書館長、教授、中等學校長ノ任免、図書館役員ノ推薦

- 三、教職員ノ待遇ノ基本

#### 第三節 財團ノ機構

- 第九 条 理事長ノ下ニ總務、財務、事業、醫務ノ四部ヲ設ケ夫々財團事務ヲ分掌セシメ財團全般ノ経営監理ノ事務ヲ掌理セシム

- 第十 条 總務部ニハ庶務、人事、校友ノ三課ヲ置キ対内外ノ庶務文書、内規及ヒ細則ノ取締並ニ制定改廃事務、教職員ノ人事ニ関スル統轄監理、並ニ厚生ニ関スル事務、校友トノ連絡校友會關係ノ事務ヲ統轄掌理ス

- 第十一 条 財務部ニハ經理、會計、文具配給ノ三課ヲ置キ予算、決算、資金ノ運用、財團学園ノ建築營繕ノ監理、金銭出納、学生、生徒ヘノ文具配給事務ヲ統轄掌理ス

- 第十二 条 事業部ニハ農林、企画ノ二課ヲ置キ農林経営、新規事業ノ計畫立案、寄附行為第六条ノ日本刀鍛錬所及ヒ立命館製作所ノ経営監理ヲ分掌ス 農林経営ハ教職員、学生、生徒ノ給食、学園ニ必要ナル用材、薪炭ノ補給等ヲ其目的トス

立命館製作所ハ専門学校工学科生徒ノ実験実習ノ為メニ設置シタ

ルヲ以テ此ノ目的ヲ本位トシ常ニ工学科及ヒ理学科トノ連絡ノ円滑ヲ計ルヲ要ス

第十三条 医務部ニ医務、薬剤事務ノ二課ヲ置キ学生、生徒ノ保健衛生ヲ掌リ必要ナル医学上ノ調査研究ヲナスモノトス

第十四条 学長ノ下ニ大学、専門学校、研究所、図書館、教学部ヲ置キ学生、生徒ノ教学、訓育、寄附行為第五條ノ研究発表、図書館ノ経営ヲ掌ル

第十五条 学長、学監、大学及ヒ専門学校ノ部科長、教部長ヲ以テ部長会ヲ組織シ教学上ノ統一ヲ計ル為メノ協議打合ヲナス

第十六条 各教科ニ教授会ヲ設ケ教務上ノ打合連絡、学生、生徒ノ入退学進級、賞罰等ノ協議ヲナスモノトス 但シ決議事項ハ学長ノ承認ヲ要ス

第十七条 教学部ハ学長ノ輔佐機関トシ大学及ヒ専門学校ノ各教科、研究所、図書館ノ総合統一連絡監視ヲナスモノトス

第十八条 中学部長ノ下ニ各中学校、商業学校及ヒ工業学校ヲ置キ生徒ノ訓育ヲ掌ル 教育ノ基本方針ニツキテハ学長ノ指導監視ヲ受クルモノトス

第十九条 中学部長、各中等学校長ヲ以テ校長会ヲ組織シ教育方針、入学試験ノ統一、入学数ノ割当其他ノ連絡ヲ計ルモノトス

第二十条 各中学校ニ職員会ヲ設ケ生徒ノ入退学、進級、賞罰等ノ協議ヲナスモノトス 但シ決議事項ハ中学部長ノ承認ヲ要ス

第二十一条 禁衛隊ハ学園全体ノ教職員、学生、生徒ヲ以テ組織シ第一大隊ハ大学、専門学校トシ其中隊ハ各部科ヲ一単位トス、第二大隊ハ中学校トシ其中隊ハ各中学校ヲ一単位トシテ組織ス

禁衛隊長ノ下ニ次長及ヒ參謀長ヲ置キ隊長ヲ輔佐シ隊ノ指揮ニ當ラム

第二十二条 協議員会会長ノ下ニ督学ヲ置キ会長ノ指揮ヲウケ財団ノ事務整理ノ状況、学園ノ教育伸長ノ状況、訓育鍛錬ノ實際並ニ学園全般ニ亘ル風規ヲ查察セシム

#### 第四節 事務系統

第二十三条 本部ノ総務部、財務部ハ各部、大学及ヒ専門学校ノ各部課、各中等学校ノ庶務、人事、経理、会計、文具配給ノ統轄監視ヲナスト雖モ總テ往復文書指導ハ部長、科長又ハ校長ヲ經由スヘシ

第二十四条 各教科、各中等学校ノ予算ハ各教科長、各中等学校長ノ意見ヲ徴シ財務部長ニ於テ編成ス

各教科長、中等学校長ハ予算ニ基キ其年度ノ経営ヲナスト雖モ機械器具、文具其他物品ノ購入、營繕ニシテ一口金三百円ヲ超ユル場合ハ財務部長ノ承認ヲ要ス

第二十五条 各教科、各中等学校教職員ノ庶務及ヒ人事ノ關係文書ハ直屬上長ヲ經テ総務部長ニ提出スヘシ

#### 第五節 職責

第二十六条 本部ニ理事長ノ輔佐トシテ専務理事ヲ常任セシメ各部ノ事務ヲ統一監視ス

本部各部ニハ部長ヲ置ク其職責左ノ如シ

一、理事長専務理事ノ指示ニヨリ其部ニ屬スル事務ヲ統轄掌理シ其責ニ任ス

二、職員ノ分掌ヲ命ス

三、職員ノ勤怠能否ヲ考察シ其進退賞罰ヲ具申ス

必要ニ応シ次長ヲ置キ部長ヲ輔佐セシム

第二十七条 学長ノ輔佐トシテ学監ヲ置キ大学、専門学校、教学部、研究所及ヒ図書館ヲ統制監視セシム 大学及ヒ専門学校ノ各教科ニ部科長ヲ置ク其職責左ノ如シ

一、教学ニツキテハ学長、経営ニツキテハ理事長ノ指示ニヨリ其部ノ教学経営ヲ担当シ其責ニ任ス

二、教職員ノ分掌ヲ命ス

三、教職員ノ出張ヲ命ス

四、教職員ノ勤怠能否ヲ考察シ其進退賞罰ヲ具申ス  
必要ニ応シ次長ヲ置キ部科長ヲ輔佐セシム

第二十八条 中学部二部長ヲ置キ各中等学校長ノ統制指導監督ヲナサシム

各中等学校ニハ校長ヲ置ク其職責左ノ如シ

一、教学ニツキテハ中学部長、経営ニツキテハ理事長ノ指示ニヨリ其学校ノ教学経営ヲ担当シ其責ニ任ス

二、教職員ノ分掌ヲ命ス

三、教職員ノ出張ヲ命ス

四、教職員ノ勤怠能否ヲ考察シ其進退賞罰ヲ具申ス

各中等学校ニ教頭ヲ置キ校長ヲ輔佐セシム

第二章 教職員

第一節 総則

第二十九条 財団ニ職ヲ奉スル者ニシテ其職務ニ専任スル者ヲ職員ト称シ顧問、講師、嘱託ハ部外員ト称ス 但シ講師ニシテ専任スルモノハ職員トシテ待遇スルコトアルヘシ

第三十条 職員ノ身分及ヒ資格左ノ如シ

身分				資格
専務理事	学監	理事長	学長	一 等
研究所長	教授一等	部 長	督 学	二 等
大学助教授	幹 事	中等学校長	教授二等	三 等
中等学校教練及 体練技師	書 記	教 諭	専門学校 助教授	四 等
雇 員	助 手	教練助教及 体練助手	助教諭	五 等
大学専門学校 図書館長	大学専門学校 大學助教授	大学専門学校 教 練	部 科 長	教 官

註、教授ハ総長ノ裁量ニヨリ一等ヲ以テ待遇スルコトアルヘシ

雇員ハ准職員トシ五等ヲ以テ待遇シ傭員ハ等外トス

第三十一条 職員ハ左記心得ヲ嚴守スヘシ

一、職員ハ総長ノ命ニ服従スヘシ

二、職員ハ常ニ禁衛隊精神ヲ実践窮行シ学生、生徒ニ範ヲ示スヘシ

三、職員ハ其体面ヲ汚ス行為ヲ為スヘカラス

四、職員ハ職務ニ関シ他ヨリ贈与又ハ饗応並ニ給与ヲ受クヘカラス

五、職員ハ常ニ公私ノ別ヲ明ニスヘシ

六、職員ハ届出ナクシテ欠勤又ハ欠講スヘカラス

七、職員ハ総長ノ許可ナクシテ財団外ノ職務ヲ兼ヌルコトヲ得ス

八、職員ハ上長ノ命ヲ嚴守スヘシ

九、職員出張ノ場合上長ニ復命ヲナスヘシ

十、職員ハ財団ノ都合ニヨリ休職又ハ退職ヲ命セラルルモ異議ヲ述フルコト得ス

第二節 任免賞罰

第三十二条 職員一等ノ任免ハ最高協議会並ニ理事会ノ議ヲ經テ総長之ヲ行フ

第三十三条 職員二等及ヒ三等中教授二等並ニ中等学校長ノ任免ハ最高協議会議ヲ經テ総長之ヲ行フ

第三十四条 職員三・四等ノ任免ハ所属部科長又ハ中等学校長ヨリ直屬上長ヲ經テ総長之ヲ行フ

第三十五条 職員五等ノ任免ハ所属部科長又ハ中等学校長ヲ經テ直屬上長之ヲ行フ

第三十六条 等外職員ノ任免ハ所属部科長又ハ中等学校長之ヲ行フ

第三十七条 職員ノ賞罰ニツキテハ第三十二条乃至第三十五条ヲ準用ス

第三十八条 職員ニシテ第三十一条第一号乃至第九号ニ違反シタルトキハ其輕重ニ從ヒ謹慎、譴責、減俸、免職トス

第三節 予備 休職 停年

第三十九条 職員ニシテ左ノ各号ニ該当スルトキハ予備員トス

一、在職ノ儘留學ヲ命セラレタルトキ

二、遭難、公傷又は疾病ニヨリ長期休養ノ許可ヲ得タルトキ  
 三、兵役ニ服務中ノ者

四、戦時官命ニヨリ徵用ヲ受ケタルトキ

第四十条 職員ニシテ財団ノ都合ニヨリ現職ヲ免シ無任所ヲ命セラレタル者

ハ休職トス 休職期間満一年ヲ経過シタルトキハ退職トス

第四十一条 職員一、二、三等ハ満六十五歳、四、五等ハ満六十歳ヲ以テ停年

退職トス 但シ総長ノ裁量ニヨリ期間ヲ延長スルコトアルヘシ

学長、理事及ヒ学監ニハ前項ヲ適用セス

第四節 給 与

第一項 俸 給

第四十二条 職員ノ俸給ハ左記ノ本俸月額表ニヨル

但シ特殊事情ニヨルモノハ本表ニ依ラサル給与ナスコトアルヘシ

資格	身分	特級	職 員																					
			職員一等	職員二等	職員三等			職員四等			職員五等			准職員	外									
	学長、理事、学監	教授一等、中学部長	中等学校長	教授二等	技 師	幹 事	大学助教	大学、専門学校 教 練 教 官	専門学校助教	教 諭	技 手	書 記	中等学校 教 練 及ヒ 体 練 教 師	助 教	教 練 助 教	体 練 助 手	助 手	雇 員	備 員					
一級	五〇〇	四五〇	四〇〇	三五〇	三〇〇	二五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一五〇	一〇〇	九〇	八〇	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五	四〇	
二級	四五〇	四〇〇	三五〇	三〇〇	二五〇	二〇〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一四〇	一〇〇	九〇	八〇	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五	四〇	
三級	四〇〇	三五〇	三〇〇	二五〇	二〇〇	一八〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一三〇	九〇	八〇	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五	四〇	三〇	
四級	三七五	三五〇	三二五	二八〇	二五〇	二二五	二〇〇	一八〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一三〇	九〇	八〇	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五	四〇	三〇	
五級	三五〇	三二五	三〇〇	二七五	二五〇	二二五	二〇〇	一八〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一三〇	九〇	八〇	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五	四〇	三〇	
六級	三二五	三〇〇	二七五	二五〇	二二五	二〇〇	一八〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一三〇	九〇	八〇	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五	四〇	三〇	
七級	三〇〇	二七五	二五〇	二二五	二〇〇	一八〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一三〇	九〇	八〇	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五	四〇	三〇	
八級																								
九級																								
十級																								

註、理事ハ常務ヲ有スル者ニ限リ本表ヲ適用ス

第四十三条 初任俸給ハ任命ノ日ヨリ日割計算、退職ノ場合終月ノ俸給ハ全額ヲ支給ス

第四十四条 予備職員ノ俸給ハ左表ニヨリ支給ス

徴用予備員	兵 役 予 備 員										傷病予備員 療養中全額支給ス
	下 士 官 以 下 合 場					上 士 官 以 上 合 場					
	戦 時		平 時		妻 帯 者	戦 時		平 時		妻 帯 者	
独 身 者	妻 帯 者	独 身 者	妻 帯 者	独 身 者		妻 帯 者	独 身 者	妻 帯 者			
予備ノ月ヨリ 一ヶ月迄	予備ノ月ヨリ 一ヶ月迄	予備ノ月ヨリ 一ヶ月迄	予備ノ月ヨリ 一ヶ月迄	予備ノ月ヨリ 一ヶ月迄	同上ヨリ	予備ノ月ヨリ 一ヶ月迄	予備ノ月ヨリ 一ヶ月迄	予備ノ月ヨリ 一ヶ月迄	予備ノ月ヨリ 一ヶ月迄	同上ヨリ	俸給ノ全額
											俸給ノ四分ノ三
											俸給ノ二分ノ一
											俸給ノ四分ノ一

註、留学予備職員ノ給与ハ別ニ之ヲ定ム

第四十五条 休職員ノ俸給ハ左表ニヨリ支給ス

職員一等	職員二等	職員三等	職員四等	職員五等
休職ノ日ヨリ 三ヶ月迄	休職ノ日ヨリ 三ヶ月迄	休職ノ日ヨリ 三ヶ月迄	休職ノ日ヨリ 二ヶ月迄	休職ノ日ヨリ 一ヶ月迄
同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ

第四十六条 職員ノ退職手当ハ退職金ト恩給ニ区分シ別ニ定ムル謝恩義金ヨリ支給ス

退職金ハ勤続満二十年未満ニシテ退職スル者ニ支給シ其金額ハ退職者ノ受クル本俸月額ノ三分ノ二ニ勤続年数ヲ乗シタルモノヲ以テ標準トス

恩給ハ勤続満二十年以上ニシテ退職スル者ニ支給シ其年額ハ退職前ノ本俸月額ノ三分ノ一ニ相当スル金額トシ勤続一年ヲ増ス毎二本俸年額ノ百分ノ一ヲ加算ス 但シ支給期間ハ十年トス

恩給ヲ受クル者其期間中ニ死亡シタル時ハ本人ノ妻子父母ニ対シ其支給残額期間ノ半額ヲ支給スルモノトス

退職手当ヲ受クルヘキ者在職中死亡シタルトキハ別ニ本俸月額四百分以下ヲ弔慰金トシテ其遺族ニ支給ス

職員ハ謝恩義金トシテ毎月本俸月額ノ百分ノ二ニ該当スル金額ヲ納付スルモノトス

第四十七条 嘱託給与ハ其都度総長之ヲ決ス

第四十八条 講師手当ハ別ニ総長之ヲ定ム

学校所在地関係ニヨリ前項ノ外交通手当ヲ支給スルコトアルヘシ

第二項 手 当

第四十九条 職務手当ハ特定職務ニ在職中左表ノ月額手当ヲ支給ス

但シニ職務以上兼任ノ場合ハ高額ノ一種ノミヲ支給ス

職	職	職	職	職	職	職
学長	学 監	各部長	各科長	各科長	科主任	参謀
理事長	専務理事	研究所長	各部次長	大学、専門	中等学校	舎 監
		図書館長	中学校長	学校主事	主 事	係主任
			参謀長	教 頭		
月額手当	一〇〇	七〇	五〇	三五	二五	二〇
						一五

第五十条 家族手当ハ職員ニシテ扶養家族ヲ有スル者ニ扶養家族一人ニ付月額五円ヲ支給ス

第五十一条 激務ニ従事スル者ニ対シテハ臨時又ハ定期特別勤務手当ヲ支給スルコトアルヘシ

本手当ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第五十二条 特別手当ハ総長必要ト認メタル時支給ヲナスコトアルヘシ

第五十三条 月額ニテ支給セラルヘキ手当ノ初任給与ハ任命ノ日ヨリ日割り計算 退任ノ場合ハ終月全額ヲ支給ス

第五節 旅 費

第五十四条 職員財団学園ノ用務ニヨリ出張ヲ命セラレタルトキハ左記表示ニ

ヨリ旅費ヲ支給ス 部外員ニモ本規定ヲ準用ス

第五十五条 旅費ハ汽車賃、汽船賃、航空賃、車馬賃、日当及ヒ宿泊料トス

第五十六条 汽車賃ハ必要アル場合急行料及ヒ寝台料ヲ含ミ支給シ乗車スル汽

車ニ身分相当ノ等級ナキ場合ハ下級ノ料金ヲ支給ス

第五十七条 乗船スル汽船ニ身分相当ノ等級ナキ場合ハ上下何レカ利用セル実

費、官命ニヨリ特定サレタル場合ハ其実費ヲ支給ス

第五十八条 汽車、汽船内ニアルトキハ宿泊料ヲ支給セス

第五十九条 日当、宿泊料ハ食事及ヒ宿泊ニ関スル一切ノ費用ヲ含ム

第六十条 一日ノ中ニ其日当ヲ異ニスル区域ニ跨リ旅行シタル場合ハ其高キ

方ヲ支給ス

第六十一条 出張中引続キ同一地二十五日以上滞在スル場合十六日目ヨリノ日

当ハ半額トス

第六十二条 同一地ニ長期出張スル場合其滞在期間中ハ本規定ニ依ラスシテ長

期出張手当ヲ支給スルコトアルヘシ

第六十三条 生徒動員其他ノ旅行ニシテ外部ヨリ旅費給与ヲ受クル場合ハ旅費

ヲ支給セス

第六十四条 身分ヲ異ニスル者ト同行スル場合又ハ特別事情ノ為メ定額旅費ニ

テ実費ヲ支弁シ得サル場合ハ財務部長審査ノ上其実費ヲ支給スルコ

トアルヘシ

宿泊料	日当			車馬賃	航空賃	汽船	汽車	種類		
	大都市ノ場合	市町村ノ場合	日帰ノ場合						身分	
	学徒同行	学徒同行	学徒同行	実	實	外	内	外	内	職員一等
	一五、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	費	費	地	地	地	地	職員二等
	二一、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇							職員三等
	一〇、〇〇	一七、〇〇	一七、〇〇							職員四等
	八、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇							職員五等
	七、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇							等外員
	四、〇〇	七、〇〇	七、〇〇							
	一五、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇							
	二一、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇							
	一〇、〇〇	一七、〇〇	一七、〇〇							
	八、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇							
	七、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇							
	四、〇〇	七、〇〇	七、〇〇							
	一五、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇							
	二一、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇							
	一〇、〇〇	一七、〇〇	一七、〇〇							
	八、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇							
	七、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇							
	四、〇〇	七、〇〇	七、〇〇							

- 註一、内地トハ旧日本領土内
- 二、外地トハ樺太、台湾、朝鮮、満州、支那及ヒ南洋地
- 三、大都市トハ六大都市ノ外人口三十万以上ノ市及ヒ札幌、函館、仙台、横須賀、新潟、静岡、岡山、呉、下関、門司、八幡、長崎、佐世保、熊本
- 四、外地ノ日当、宿泊料ハ其都度総長之ヲ定ム

〔理事会議事録〕（昭和二〇年一月六日）

【二】 機構、職務関係

二六四 明治三十三年度私立京都法政学校職員表

職名	俸給	資格	氏名
校長		法学博士	富井政章
講師	授業一時間二付 報酬金二円	独逸法律博士	巖谷孫藏
同	同	法学士	井上密
同	同	法学士	石川一
同	同	東京帝国大学法科大学選科卒業	橋本篤
同	同	独逸法学博士	千賀鶴太郎
同	同	法学士	跡部定治郎
同	同	法学士	毛戸勝元
同	同	法学士	岡松參太郎
同	同	法学士	田島錦治
同	同	法学士	織田萬
同	同	法学士	膳鉦次郎
同	同	法学士	高根義人
同	同	法学士	玉木為三郎
同	同	法学士	中川小十郎
同	同	法学士	矢板寛
同	同	文学士	島文次郎
学監		法学士	中川小十郎

理事	橋本篤
同	山下好直
同	羽室龜太郎

〔「立命館創立五十年史」(昭和二八年三月三日)〕

二六五 専属出版部設置

明治三十五年九月本学直轄の印刷所を設置し本学出版部と称し主として本学講義録及び機関雑誌の印刷をなせり。

〔「立命館学報」第二号(大正四年三月)〕

二六六 図書館開設

本学々生研修上の便宜を謀り階上に図書室を設け大正四年一月十五日より開始せり。

〔「立命館学報」第二号(大正四年三月)〕

二六七 立命館文庫委員囑託

裏に建設せし図書館を「立命館文庫」と称し其の文庫を最も有要に活用せんが為に今回左の二氏に文庫委員を囑託す。

- 法学博士 烏賀陽然良氏  
 経済学博士 本庄榮次郎氏

二六九 立命館文庫の開館に就いて

立命館長 中川小十郎

已に一の学校があれば其存立の一要件として文庫がなければならぬ、学校は単なる一の建物であつて講師が学生の為に一定の講義をなす場所とのみ考へては学校其者の觀念を得ることは出来ない、学校は有形に於ても無形に於ても教育を与ふる為めの施設でなければならぬ、この意味に於て文庫は学校存立の一要件である。

我国最古の文庫として知らる、金澤文庫は武蔵國久岐郡金澤村に在つたもので龜山天皇の御宇に北條實時が其一代に蒐集せし書物を寄附し継名寺の附属として建設したものと伝へられて居るが御土御門天皇の御宇に於て釈奠の禮があつたと云はれて居る、又足利文庫に就いては御花園天皇の御宇に上杉憲實が足利学校を再興し多数の図書を寄進し鎌倉圓覺寺の快元和尚を招請して学生を教授せしめたと伝へられて居る、此時代に於ける学問と教育とは宗教家の手に在つたため学校や文庫が僧侶や寺院の管轄になつて居つたもので文庫が学問の中心となつて居つた事を想像することが出来る。

明治維新の当初に於て西園寺公が立命館を創立せられた時には先づ邸宅を開放して校舎に充て橋本蓉塘先生始め当時在洛の諸学者を招請して教授を託すると同時に多数の書籍を蒐集せられたのであつて公の諸大夫であつた濱崎直全君は立命館文庫の図書蒐集を命ぜられ其目的を達するまで帰郷を許されなかつたと云ふ話も遺つて居る。

我立命館に於ても創立以来文庫の建設を重んじ明治四十年京都法政大学と称した頃其講堂教室の建築を試みた際今日の大学部敷地の東南隅に一棟の図書室を附設し若干の図書を備へ附けたのであつて当時故岡松法学博士は清人の手に成れる「至大至剛」四字額の頗る大なるものを寄贈せられ図書室の正容を支持する唯一の裝飾となつて居つたことは其頃在学せし校友諸君の記憶に存する所であらう、当時備へ附けし書籍は自分の所有せしものを挙げて提供したにすぎずして固より貧弱云ふに足らぬものであつたけれども今日文庫に収集せる二万余冊の基礎をなすものである、書庫は在来の土蔵を以て之に充てた為に明治四

二六八 立命館文庫報告

九月十四日開館以来同月末日迄の文庫閲覧状況は左の通りであつて図書の充実に実されて行くに伴ひ閲覧者増加の傾向が著しい。

区分	人員	洋書	和漢
大学部	二二	六	四三
同予科	三五	三	五三
専門部	八〇	〇	一五四
予備校	四	〇	六
計	一四一	九	二五六

〔「立命館学誌」第八八号（大正一四年一〇月一五日）〕

〔「立命館学誌」第八三号（大正一四年五月一五日）〕

十二年の火災に際し閲覧室は講堂と共に焼失したが書庫の土蔵は僅かに其災禍を免るゝを得たのである。

立命館大学昇格後の施設としては第一に立命館中学を室町頭に移すこと、なし其校舎の全部を新築して其移転を了り第二の施設として文庫の建設に着手したのであるが前年以來其建築に着手し本年春漸く竣工したのである。百坪足らずの小計画なるも鉄筋コンクリート三階となして耐震火の注意を加へ其内部は鉄骨を用ひ京都帝国大学の分科書庫の設計に依りたるものにして一の裝飾を加へず何等盛観の添ふるものなきも書籍の配置出入の便等実用的を眼目としたのである、而も其基礎を十分にし必要の場合更に四階を加ふることを得るに適應しめ他日其北側に完全なる閲覧室を附設することを考へたのである。又其位置の如きも本大学第二次の拡張として講堂を改築する場合のことを考へて定めたのである、固より之を以て満足すべきではないが今後十数年間位を予想して実用上差支なきことを程度としたのである。

現に収集せる図書の数尚二万余冊に過ぎないが法律書としては英語のものを欠いて居るので目下其目録の調査を了り購入の手續中である、独法書は故岡松博士が最後の渡欧に際し其購入方を依頼して手に入れたものである、仏法書は故岡村博士より譲り受けたものが多く最近西園寺公爵より寄贈を受けたる仏書二百余冊は何れも大切なるものであつて本文庫が之に依りて光彩を添ふることを得たるは云ふまでもない、又竹越與三郎氏より譲り受けたる数千冊は同氏が多年苦心の結果収集せられたるものであつて今日容易に得ることの出来ない珍書も少なくはない、更に文庫開館の記念として現代知名の諸賢より続々著書若くは愛蔵の書を寄贈せらるゝことは感謝に堪へない、他日此等の書籍が現代の一記念として本文庫に一種の光彩を添ふことであらう、元來文庫の目的としては広く天下の書物を収蔵して積極的には之を世の利用に供し消極的には之を完全に保存して文献の散逸を防ぐことを考へねばならぬものであるけれども本文庫現状に鑑みて今日直に此目的に邁進することは出来ない、一に参考図書館として立命館学園に關係のある書籍を収集することを主とせねばならぬのである、尤も学園に設けて居る特殊の専門に屬する参考図書を収集するのであるけれども直接の参考書のみでは其目的を達することが出来ないのであるか

ら此等の専門に屬するものを主として成るべく広く社会各般に關するものを集めねばならぬ、之を利用する側より云へば主として教授の参考書として世界の學者の手に成る斯学の新刊書を取り寄せることを重んぜねばならぬのである、帝大教授の位置に居らるゝ教授は帝大の施設に屬する完全なる参考機関があることなれども本学専任の教授に在りては此点の便宜を有せざるを以て本文庫に於て之を出来るだけ充實せねばならぬ、高等予備校並に中学に於ける教員諸氏の参考として新刊のものを蒐集すべきことも勿論である、次に学生諸氏の爲めとては高等文官司法官弁護士等の国家試験に關する新刊の参考書も出来るだけ之を収集する方針である、大学部学生諸氏の参考書に適應するもの高等予備校の学生諸氏の参考書をも成るべく之を集めることにしたい、之を要するに一の獨立したる文庫として完全なるものに成し上げると云ふよりは立命館学園に於ける教職員諸賢と学生諸君の爲に適切なる参考を集めることを重んじて之に依りて学園に於ける研究に対し實質上の便利を提供するに至らんことを期して居るのである、唯憾むらくは文庫として獨立財源を有せざることなれば如何なる種類の拡張であつても本学全体財政上の都合に依りて制限せねばならぬのである、文庫の利用を適切ならしむるために将来の施設に就いて学園關係諸氏の希望を聞くことは固より望む所なるも悉く之を受けて満足願ふが如きは或は六かしいかも知れないがその点は予め諒承せられたい、尚本文庫の大小施設に就いては烏賀陽、本庄の二博士に依頼して文庫委員の担任を願ひ居ることなれば今後二博士の意見に聞いて出来るだけ其施設の完成を期したいと思つて居る。

文庫の利用に就いて学生諸君の爲に一言を加へたい、文庫の利用は閲覧する書籍より直接得る所のもの以外に於て大切な点があることである。所謂凝想の練修である、始めて図書室に入る者は種々の書物を借覧するも心を集めて其一を守ることは中々六かしいものであるが数回の出入に依りて手にすべき書物を得るに於ては之に集中して全編に及ぶのである、故に先づ図書室に出入する習慣を得んことを心懸け当初より難解の大冊を手にはせずとも何にても可なり入り易きものを撰びて借覧するに於ては自ら閲覧者としての姿勢が備はるに至り心が落付いて恰も自分一己の図書室の如き心持ちとなり他の借覧人のあることや其出入などは全然気が付かぬ様になるのである、孟子であつたか誰れであつ

たか儒者の語に「守一無適」と云ふことがあるが先づ其修養が出来るのであつて今日の言葉で云へば凝想の修業ができるのである、東京の私立学校中に凝想の時間を定めて修業を試みて居る所があるときひて居るがこれは唯空に求めて之を試みることは六かしい、それには図書室を利用するのが最も適切なる方法であると思ふ思想を纏めることが始めであつて更に之に依りて想を練ることが出来るのであつて其結果としては難解の案件をも容易に透破することが出来る様になるのであつて腦の力が増大し来るのである、此意味に依りて兎に角文庫に出入する習慣を得んことを勧めたいのである、自分の一の経験を云へば読書の習慣が中絶した場合には先づ小説を手にするを常として居るが再び其習慣を喚び起して真面目なる書物に及ぶのである、文庫には馬琴翁の八丈伝をも寄附しておいたのであるから先づ之を手すれば自ら足が向く様になるそこで何々原論に及べば八丈伝を読破すると同じ調子に之を読了することが出来る他の大文学の实例を聞くに文庫の設置をなしても之を利用する学生は更にないと云ふことであるが幸に我が文庫に於ては開館以来利用者は日々に増加することであるから前途に望を嘱して居るのであるが経営者側に於ては諸君の利用に対して熱心なる注意を以て之を迎へて居ることを諒とせられて学生諸君が之を閉却することに依つて吾々の熱心が冷却するに至る様なことがない様に致したいのである。

終に臨んで我学園に今回文庫の施設を加ふるに至つたことは内外諸賢の甚大なる援助の結果に外ならざることなれば茲に謹みて謝恩を表する次第である。

〔「立命館学誌」第八九号（大正一四年一月一日）〕

## 二七〇 〔日本法律研究所紹介（第十八回卒業式学監告辞）〕

### 第十八回卒業式

大正九年七月十一日第十八回卒業証書授与式を本校講堂に挙ぐ、

〔中略〕

次て雄本学監は優等卒業生河合與一郎、森田保太郎の両氏及第三学年持待生中島英次氏同優等生岡部實頭、小橋壽夫、太田兼夫の三氏に賞状並賞品を授与し続いて卒業生諸氏に向ひ左の如き一場の告辞を試みらる

閣下並諸君

〔中略〕

次に此度立命館大学附属として法律研究所なるもの、組織を企てまして二三日の間に開設の運びに至るだらうと存じます、斯かる研究所は日本に於ては勿論、世界何処にも其例を見ざるものと思ひます、詳細は先刻配付いたしました規則書を御覧下さればおわかりになるのでありますが簡単に申しますならば

「法律の病院」とも謂ふべき性質のものでありまして、医科に病院が附属してゐるのと同様であります、只今まで法律学校に此病院が無かつたが故に研究上甚だ不便を感じる事が多々ありました、實際法律の研究を致し居つても現在如何なる問題が出来しつ、あるや知るに由なき状態でありました、宛も医学の研究に学用患者若くは外来患者無きの有様でありました、此が為立命館大学は昇格と否とに拘らず日本法律研究所を起して法律研究者の附属病院と致し度いのであります

実は先日文部省専門事務局に出頭し意見を述べました所が司法省、大阪方面に於て若し異議なければ大いに結構だといふ事でありました、而も司法省、大阪方面に於ては何等の異議を見ることなく又知名の士は時代の要求に適應せる施設として顧問たることを承諾せられ大いに尽力下さる事となつて居ります、願くば来賓諸賢に於かれましても今後直接間接たるを問はず自分の御援助をお与え下さる事をお願い致します

〔以下略〕

〔「立命館学誌」第三〇号（大正九年七月三日）〕

二七二 立命館大学附属日本法律研究所規程〔広告〕

立命館  
大学附属  
日本法律研究所

研究所規程

第一条 本研究所以財団法人立命館大学ニ附属シ法律ノ學術及ヒ其實際ヲ研究スル目的ヲ以テ仲裁々判、法律事件ノ鑑定及ヒ法律上ノ顧問的協議ヲ為ス所トス

第二条 本研究所以所長一名、部長、副部長及ヒ部員（助手、副手）若干名並ニ書記若干名ヲ置ク

第三条 本研究所以別ニ顧問ヲ囑託スヘシ  
各部ノ組織ハ別ニ之ヲ定ム

第四条 仲裁々判部ハ民事訴訟法第八編仲裁手続ニ依リテ仲裁判断ヲ為ス必要ナル細則ヲ定メタル場合ニハ之ヲ公表スヘシ

第五条 本研究所以仲裁々判ヲ受ケントスル者ハ必要ナル経費ノ外別ニ定ムル所ニ依リテ手数料ヲ納ムヘク又鑑定若クハ顧問的協議ヲ求メントスル者ハ別ニ定ムル所ニ依リテ手数料ヲ納ムヘシ

官署、公署、弁護士、公証人、破産管財人其他之ニ準スヘキ者ヨリ其資格ニ於テ仲裁々判又ハ鑑定若クハ協議ヲ求メラレタル場合ニハ前項ニ掲クル手数料ヲ軽減スヘシ、手数料ヲ納メ難シト認ムヘキ事情アル者ニ付キ亦同シ

第六条 本研究所以シタル研究ノ結果ニシテ法學上有益ナリト認ムル点アルトキハ適當ナル時期ヲ經過シタル後抽象的若クハ仮設的ノ形式ヲ以テ其点ノミヲ公表スヘシ

本研究所以シタル仲裁判断ハ当事者ノ同意ヲ得テ其要旨又ハ全部ヲ公表スヘシ

大阪市東区道修町四丁目二十五番ノ一

- 所長 法学博士 雫本 朗造  
 民事部長 法学博士 菅原 眷一  
 民事副部長 法学士 菊池 俊房  
 商事部長 法学博士 雫本 朗造  
 商事副部長 法学士 齋藤常三郎  
 訴訟及破産部長 法学博士 山田 正三  
 他ニ顧問十数名依頼

〔立命館學誌〕第四一号（大正一〇年六月一五日）

二七二 〔日本法律研究所設立、解散〕

大正 九年	一〇	大阪市東区道修町四丁目ニ本学附属ノ日本法律研究所ヲ設立シ法学博士雫本朗造所長トナル
-------	----	---

大正一一年	三	十三日日本法律研究所所長兼學監雫本朗造博士死去サレ次テ日本法律研究所ハ解散トナル
-------	---	--

〔立命館創立五十年史〕年表（昭和二十八年三月二日）

二七三 〔大正十四年末 役員、教職員〕

大正十四年末慰勞金贈与表

立命館幹部挨拶

一金 壹百五十圓也 (一四・〇九・就任)	跡部理事	一金 拾五圓也	(見 習)	藤田 好次
一金 貳百五十圓也	池田理事	一金 貳拾圓也	(巡 視)	竹上 正夫
一金 貳拾五圓也	竹田監事	一金 拾圓也	〃	木村 定吉
一金 貳拾五圓也	畝川監事	一金 拾五圓也 (小 使)	〃	井上仙之助
一金 壹百圓也	富井学長	△ 計 四百〇五圓也	〃	井林伊之助
一金 五十圓也	織田教頭			日野尻熊太郎
一金 壹百五十圓也	田島学監			吉本 佐市
一金 壹百圓也	小西学監			
一金 壹百圓也	山田主事			
一金 壹百圓也	本庄主事			
一金 貳百圓也	吉村主事			
一金 貳百圓也	高畑主事			
一金 參拾圓也	鳥賀陽文庫委員			
一金 參拾圓也	本正文庫委員			
一金 貳拾圓也 (一四・一〇・就任)	中川校医			
一金 貳拾圓也 (二四・一〇・就任)	藤野校医			
△合計 一、五五〇圓也				

立命館本部事務員慰勞

一金 百五十圓也	幹 事	竹上孝太郎
一金 九拾圓也	會 計	段野勝太郎
一金 拾五圓也	教 務	中川 大司
一金 四拾圓也	庶務・會計	小山康太郎
一金 五圓也	(タイピスト)	木村古都子

文庫事務員慰勞

一金 五十圓也 (一四・一一・就任)	野崎 一正
△ 計 壹百貳拾圓也	
一金 五拾五圓也	高田 俊介
一金 四拾圓也	平島 純一
一金 貳拾圓也	下岡 政一

大学予科専任教員

一金 貳拾五圓也 (一四・四・就任)	野々村直太郎
一金 六拾五圓也	佐保田鶴治
一金 八拾八圓也	宮城 敏夫
一金 參拾八圓也 (一四・四・就任)	中野長右エ門
一金 九拾圓也	早崎 常生
一金 貳拾四圓也 (一四・四以降ハ講師トナル)	水野 平治
△合計 參百參拾圓也	

高等予備校教員慰勞

一金 壹百五十圓也	小泉伊之助
一金 參拾五圓也	鈴木富太郎
一金 參拾五圓也	須貝 清一

一金 拾五円也  
 坂田忠次郎  
 一金 拾五円也  
 竹中 重生  
 島田熊三郎  
 一金 拾五円也  
 △合計 貳百貳拾円也

中学部下半年慰勞金

慰勞金額	氏名	慰勞金額	氏名
一金 參拾五円	広瀬 又一	一金 參拾五円	森井 柳朔
一金 參拾五円	中村 初雄	一金 參拾五円	奈良角三郎
一金 參拾五円	江藤 豊吉	一金 參拾五円	若井 林一
一金 參拾五円	坂田忠次郎	一金 參拾五円	瀧沢喜子雄
一金 參拾五円	森 家成	一金 貳拾五円	中村 健三
一金 四拾五円	塩崎 達人	一金 參拾五円	平川 松喜
一金 貳拾五円	大地原誠玄	一金 參拾五円	石居 三郎
一金 貳拾五円	藤原 一二	一金 四拾五円	池田 稔
一金 參拾五円	小谷 時中	一金 四拾五円	宮本伊三松
一金 參拾五円	河野宇三郎	一金 貳拾五円	今小路寛瑞
一金 四拾五円	松田 佳八	一金 拾五円	渡辺 多口
一金 四拾五円	齊藤 佐助	一金 八円	徳光 八郎
一金 貳拾五円	室伏 健信	一金 貳拾五円	山名 義政
一金 參拾五円	水岡 眞利	一金 拾五円	カウダー
一金 拾五円	岸本 信英	一金 拾五円	大本小四郎
一金 八円	福島 重一	一金 拾五円	桑田 正直
一金 拾五円	秋山 角弥	一金 四拾五円	夏目 左直
一金 拾五円	中西 弘成		
一金 拾五円	塚本 常雄		

△合計 九百四拾六円也

外ニ 金拾円 小使 中村 亀松 金拾円 山本 長吉  
 金五円 中村 イヨ 合計 貳拾五円也

総計 九百七拾壹円也

(△ 中学部上半年慰勞金八百四拾円也)

大正十四年年末慰勞金

総計 三、五九六円也

〔大正十四年年末慰勞金贈与表〕

一金 貳百円 (年一回二百円) 吉村 勝治  
 一金 貳百円 板木 郁郎  
 一金 貳百円 磯崎辰五郎

但シ最初八月計算ノコト

専任教授ノ慰勞八月額報酬ノ五割トス

△ 十五、十二月十七日回議案ニヨル

〔年末慰勞ノ件〕(大正一五年二月一七日)

## 二七四 立命館維持員規則

### 立命館維持員規則

- 第一 立命館ノ事業ヲ後援シ金品ヲ寄附シ将来ニ亘リテ其維持ニ任スルモノ若クハ本館ノ為ニ特ニ功勞アルモノヲ維持員トス
- 第二 維持員ハ理事会ノ決議ニ依リテ之ヲ推薦ス
- 第三 本館ノ事業ニ関スル重要ナル事項ハ之ヲ維持員ニ報告ス
- 第四 必要ナル場合ニ於テ維持員會ヲ開キ重要ナル事項ニ就キ報告ヲ為シ若クハ其意見ヲ求ムルコトアルヘシ
- 第五 維持員ハ自ら進ンテ立命館當事者ニ就キ重要ナル事項ノ報告ヲ求メ事業ノ実情ヲ視察スルコトヲ得

〔「回議書」(昭和二年五月九日)〕

## 二七五 立命館賛助員規則

### 立命館賛助員規則

- 第一 立命館ノ事業ヲ翼賛シ金品ヲ寄附シテ援助セラル、人ハ之ヲ賛助員トス

賛助員ハ之ヲ賛助員名簿ニ登載ス

立命館賛助員名簿ハ立命館文庫ニ於テ保管ス

- 第二 第一条ノ寄附ハ予メ其用途ヲ指定シテ之ヲ為ス事ヲ得
  - 第三 第一条ノ寄附ハ一時ニ之ヲ納付シ又ハ分割シテ納付スル事ヲ得
- 分割シテ納付セラル、場合ニ於テハ納付ノ時期、期間及金額ヲ定メテ提示セラレタシ

- 第四 寄附金ハ便宜上一口ヲ金參拾円トシ納付期間ヲ一ケ年トス

- 第五 公債又ハ債券ヲ以テ寄附セラル、場合ニ於テハ其額面ノ金額ヲ以テ寄附金トス

- 第六 此規則ニ係ハラズ過去ニ於テ本学ノ為ニ寄附ヲ為シタル人ハ之ヲ賛助員トス

- 第七 寄附金ノ納付ハ本学振替貯金口ニ払込ヲ願フヲ便宜トス

寄附者ノ指示ニ依リ集金郵便ノ方法ニ依リ若クハ集金係ヲ差出ス

モノトス

- 第八 分割寄附ノ申込者ニシテ納付ノ方法ヲ変更セラル可キ場合ニ於テハ適宜通知セラレタシ

- 第九 賛助員ニ関スル事務ハ財団法人立命館幹事之ヲ担当ス

賛助員ニ関スル報告ハ随時立命館学誌ニ掲載スルモノトス

〔別紙〕

- 一、維持員規則ハ理事会ノ議ヲ経テ之ヲ五月ノ学誌上ニ発表ノコト

- 二、維持員規則ハ印刷ニ附スルコト

其末尾ニ申込書ヲ連続印刷スルコト

- 三、右印刷ノ上ハ寄附依頼書ヲ添付シ大学部校友及中学部卒業生ニ配付ノコト

- 四、学園内ノ職員ニモ同様配付ノコト

- 五、各部在學生ノ父兄保証人ニモ同様配付ノコト

- 六、京都市京都府下有力者ニ対シ同様配付ノコト

〔「回議書」(昭和二年五月九日)〕

## 二七六 立命館職制一部改正ノ件〔予科部長、学生・生徒監〕

立命館職制第四条ヲ左記ノ通り改正相成リ然ルベキヤ

左記

- 第四 立命館大学ニ左ノ職員ヲ置ク

一、大学長

二、教務委員

三、教授

四、講師

五、学生監・生徒監

六、書記

大学長ハ立命館大学ノ学務ヲ統轄ス

大学長ハ学務上ノ諮問ヲ為スタメニ教授会ヲ開ク

教務委員ハ大学長ノ指揮ヲ受ケ教務委員会ニ諮リ各科ノ教務ヲ分

掌ス

大学予科ノ教務ニ付テハ特ニ部長ヲ置ク

大学予科部長ハ教務委員中ヨリ立命館長之ヲ囑託ス

学生監、生徒監ハ立命館長之ヲ囑託ス、学長部長ノ命ヲ受ケ学生

ノ監督ニ関スルコトヲ掌ル

書記ハ大学長ノ命ヲ受ケテ教務ニ従事ス

大学長ハ教授会ニ諮リ、教務委員、教授、講師ハ大学長ノ推薦ニ

依リ立命館長之ヲ囑託ス

書記ハ立命館本部書記之ヲ兼ス

〔「回議書」(昭和三年四月五日)〕

## 二七七 立命館職制職員変更

此度立命館大学教授教務委員吉村勝治氏退職せられ、野々村直太郎氏その後任に就職せらる。

大学予科教務掌理の為、予科部長を新設し野々村教授同部長に就任せらる。

大学に学生監、予科に生徒監を新設し、竹上幹事学生監を兼ね、末次仁氏江口

鑿次氏生徒監に就職せらる。

生徒監江口鑿次氏に教務係を囑託す。

〔「立命館学誌」第一二三号(昭和三年四月一五日)〕

## 二七八 医務局設置ノ件、校医・医務局主任囑託ノ件

医務局設置ノ件

立命館中学生徒並立命館大学々生等ノ保健及ヒ衛生ノタメニ医務局ヲ設置相成り然ルベキヤ

校医・医務局主任囑託ノ件

一等軍医 中野 操

立命館中学並立命館大学校医、医務局主任ヲ囑託ス

月手当 八拾円贈与

〔「回議書」(昭和三年八月二八日)〕

## 二七九 立命館大学出版部ニ関スル件

立命館大学出版部ハ中川館長個人ノ責任ヲ以テ大正十五年九月以来経営相成り居り候処其ノ事業上ノ順序愈々相立ツニ至リタルヲ以テ内儀濟ミノ方針ニ依り来ル九月ヨリ之ヲ財団法人ノ経営ニ移スコトニ致シ度

財団ヨリ右資金トシテ館長個人ニ預託相成り居り候全額壹万五千円ヲ以テ右経営ニ属スル資産全部ヲ財団へ継承スルモノトス

本学構内東端移築ノ木造二階建ヲ右出版部ニ充用シテ内実本部トナシ東京出版部ハ依然従前通存続スル方針トス

〔回議書〕（昭和三年八月三十一日）

## 二八〇 立命館出版部の発展

本学出版部は東京と京都と二ヶ所に主たる事務所を有し、東京では主として一般書籍の発行並発売を業務として居り、京都では本学各部所要の教科書並参考書の発行と販売とを主たる業務として居る、別に清和堂書院なる附屬機関があつて、文房具学用品書籍雑誌等の販売をやつて居ることは諸君の知らるゝところであるが、最近にその清和堂書院の本店が中学校所在地敷地の一角に新築せられて同時に出版部の支部をこゝに併置し、主として中学校商業学校の生徒諸氏の便宜を計る事となつた、然るにこの新店舗は独り両校生徒諸氏の利用するのみならず、付近一帯の重要機関として大に利用せらるゝに至つたと云ふことである。

右の改革実行の後更に清和堂書院の支店を広小路の出版部に併置することになつた、これで広小路の店舗と室町頭の店舗と、書籍雑誌並文房具一般学用品の販売が出来るのであつて、学生諸君のために大に便利となつた。

東京出版部としては近來新刊書の発行は毎月数部に及び、既に東京出版界に於て相当の地位を占め得るに至り、可なり世間に知らるゝに至つた、最近出版のものに竹越三郎先生の「旋風裡の日本」があり、頗る好評を博して居る、第一相互生命の矢野恒太氏の如きは本書を以て現代に於ける国民必読の書なりとして自力を以て五千部の調製を依頼せられ之を広く頒布せらるゝ、計画であるとのことである、又本年の春出版された「聯盟脱退記」は非常時日本の警鐘として世間から大に重要視され、広く各方面へ頒布を試みて居る、次には後藤朝太郎氏の支那関係の著書二種「支那読本」と「支那はどうなるか」とは支那事

情を知るに足る恰好の参考資料として大に歓迎されて居る、又以て今日に於ける天下国民の注意の向ふ所も自ら察せらるゝ、次第である、我出版部が微力だと云ひながら、斯くも能く世間に対して貢献しつゝ、あることは誠に喜ぶべきである。

〔立命館学誌〕第一六三号（昭和八年九月一日）

## 二八一 立命館禁衛隊〔結成〕

武門の擅制破れて回天の偉業成り津々浦々に再び麗かな天日を拝したのは正しく、明治元年戊辰の年であつた。干支も同じ還暦の昭和戊辰の年に於て、今上天皇の即位の大札は皇室典範の示す所により、京都皇宮に於て行はせらるゝのである。

由來我が平安の地は一千年に亘る帝都であり、王政復古の大命の発せられた地である。而も我が学園は明治維新に際し、天壤無窮の皇運を扶翼せんが為に創められた育英の塾たる立命館を継承するものであり、実にその立命館は皇宮御苑内に近接の西園寺公邸に呱呱の声を挙げたるものである。而して今我が学園は、又禁苑に近接の位地を占めて居るのである。

こゝに於て、我が立命館学園は、鳳輦の京都に駐ります間、職員学生を以て立命館禁衛隊を編成し、以て禁衛隊の赤誠を致さんとするのである。然し乍ら、茲に禁衛隊を起す所以のものは、只々徒らに空名を追ひ、又官憲其他の警備を援助するなどといふ架空誇大的な自負に出づるものではない。全く皇室尊崇の念を養はんとする教育上の目的に出づるものにして、一つには明治戊辰立命館先賢の尊崇の精神を偲び、又右陰錦旗を隳して唱義したる維新勤王隊の驥尾にも附して、猷序の忠誠を致さんとするものである。

隊は大学中学の学生生徒を以て組織し、田島学長を司令とし、京都御駐蹕の間昼夜を通じ、禁衛守護に学園を率つて、各学生身を捧げて当らんとするもの

である。あ、この壮華、願はくば全学園諸氏の賛同を得て教育上最も意識あるものならんことを。

〔立命館学誌〕第一一七号（昭和三年九月一五日）

## 二八二 立命館禁衛隊

昭和三年十一月京都御所に於て御即位の大典を行はせらるゝに際し、全立命館の教職員と学生生徒を以て立命館禁衛隊を組織し、以て天皇陛下の御駐輦中晝夜を通じて御警護を致したのである。蓋し明治維新の際に於て西園寺公が立命館を創立された趣旨を体し、聊か学生の自分を機宜の場合に尽くし、以て範を他に示したのである。これが為て若干の御下賜金を拝受したるを以て、立命館禁衛隊の旗を欽製し、隊の組織は之を永遠に維持すること、なり、大学本部と中学部とに其司令部を置いて居るのである。次で昭和八年十月二十二日二十三日及び三十日三十一日、天皇陛下福井県下陸軍大演習御統監の途、京都皇宮に御駐輦あらせられた際、中学校並に商業学校全員は当然立つて昭和三年、御大典当時をそのまゝに徹宵御警備申上げ、赤誠を捧げた。

〔立命館要覧〕（昭和一三年）

## 二八三 立命館禁衛隊綱領要領編成および宣誓

立命館禁衛隊綱領要領編成等左ノ通り相定ム

昭和三年十月十三日

立命館長

### 第一綱 領

- 一、御大典ノ盛儀ニ方リ禁闕守衛ノ赤誠ヲ捧ケンカ為ニ立命館禁衛隊ヲ編成ス
- 二、立命館所屬ノ職員並学生々徒ニシテ禁衛隊ニ応召参加スル者ハ禁衛隊血盟簿ニ自署スヘシ
- 三、禁衛隊ノ服務ニ皆勤シタル者ニハ立命館禁衛隊記念章ヲ与フ

### 第一要 領

- 一、禁衛隊ハ京都御駐輦ノ間晝夜ヲ通シテ服務スルモ成ルヘク学科ノ授業ト抵触セシメサルヲ方針トス
- 二、禁衛隊ノ屯所ヲ立命館大学並立命館中学校ニ置ク
- 三、禁衛隊ハ服務中隊予備隊及総予備隊ニ区分ス
- 四、服務中隊ノ警衛ハ巡察隊ト歩哨トニヨリ実施シ、巡察区域ト斥候派遣地点ハ総司令之ヲ命ス
- 五、予備隊ハ各自宅ニ待命シ警急ニ際シ直ニ所屬屯所ニ参集スルノ準備ニアルモノトス
- 六、総予備隊ハ必ラス自宅ニ待命スルヲ要セサルモ必要ノ場合ニ直ニ所屬屯所ニ参集スルコトヲ心得居ルヘキモノトス
- 七、随時各部隊ノ召集ヲナシ必要ナル訓示ヲ与へ、若クハ適切ナル講演講話ヲナスモノトス

### 第三編 成

一、禁衛隊ノ編成ヲ左ノ如ク定ム

- |        |           |
|--------|-----------|
| 禁衛隊司令部 | 剣道隊 一     |
| 禁衛隊参謀部 | 柔道隊 一     |
| 銃 隊    | 二大隊 軍楽隊 二 |
| 杖 術 隊  | 一 自転車隊 二  |

二、禁衛隊司令部ニ左ノ職員ヲ置ク

- |         |         |
|---------|---------|
| 総 司 令   | 給養係 若干名 |
| 参 謀 長   | 救護係 若干名 |
| 参 謀 若干名 | 庶務係 同   |
| 記録係 若干名 | 伝 令 同   |

三、総司令ハ立命館大学長之ニ任シ禁衛隊ノ総指揮ヲ為ス 参謀長ハ立命館長  
 之ニ任シ禁衛隊ノ警備ニ参画シ後方事務ヲ指揮ス  
 隊所屬ノ職員ハ総司令之ヲ命ス

宣 誓

今回

御即位ノ盛儀ヲ京都御所ニ於テ行ハセラル我カ立命館ハ御所ノ東隣ニ位置  
 シ近ク

天閣ヲ拝ス至誠奉公ノ念転々切ナルモノアリ即チ義ニ仗リ勇ヲ鼓シ起テ禁  
 闕ノ守護ニ任セントス

爰ニ我カ学園ノ全員心ヲ一ニシ力ヲ戮ハセ此事ニ從ハンコトヲ誓フ  
 昭和三年十月二十三日

〔立命館学誌〕第二一〇号(昭和四年一月一五日)

二八四 立命館禁衛隊々制

わが立命館禁衛隊は来る十月二十二日二十三日及び三十日三十一日、天皇陛  
 下福井県下陸軍大演習御統監の途、京都皇宮に御駐紮あらせらる、際、大学、  
 中学校並に商業学校全員、昭和三年、御大典當時をそのまゝに、徹宵御警備申  
 上げ、赤誠を捧げることになつた。右に付き立命館禁衛隊々制が次の如く定め  
 られた。

立命館禁衛隊々制左ノ通相定ム

昭和八年十月十日

立 命 館 総 長

禁 衛 隊 々 制

一、編 成

一、司令部

司令部長

参謀長

幕 僚

司令部長、参謀長、幕僚ハ立命館総長 立命館大学長、立命館理事、大学  
 各部長並中学校商業学校長中ヨリ之ヲ命ス

特務班、經理班、衛生班及糧食班ハ幕僚之ヲ指揮ス

配屬將校ハ司令部付トス、但司令部長ノ命ニ依リ隊ノ指導ニ任スルコトア  
 ルベシ

二、大学部隊

長(臨時任命)

幕 僚

軍 楽 隊

銃 隊

剣 道 隊

乘 馬 隊

特 務 班

三、中学校隊

長(臨時任命)

幕 僚

軍 楽 隊

銃 隊

杖 隊

自 転 車 隊

特 務 班

四、商業學校隊

隊長（臨時任命）

幕僚

軍樂隊

銃隊

杖隊

自転車隊

特務班

二、幹部業務要項

一、隊長 当該各隊ノ編制ヲ定メ之ヲ統轄ス

二、幕僚 体操科教員ヲ以テ之ニ任ス

隊長ノ命ヲ承ケ隊員全般ノ訓練並統率ニ服ス

三、隊附 隊長ヲ補佐ス

四、禁衛隊旗手 大学部隊ニ於テハ学生中ヨリ命ス

中学校隊、商業學校隊ニ於テハ共ニ第五学年生徒中ヨリ命ス

旗手長ヲ指定スルコトアルベシ

五、中隊長 中隊長ハ中隊ヲ統轄シ其訓練ニ従事ス

大学部隊ニ於テハ隊長之ヲ任命シ、中学校隊、商業學校隊ニ在リテハ

学級担任ノ教員ニ於テ之ヲ担当スルヲ例トシ、適任者ノアル場合ニ限り

生徒中ヨリ之ヲ選任ス

六、小隊長ト分隊長 小隊長ハ小隊ヲ指揮シ、分隊長ハ小隊長ヲ補佐スルモ

ノトス

七、剣道隊 剣道部員ヲ以テ組織シ当分大学部隊ニ限り之ヲ設ク

八、軍樂隊 軍樂ハ禁衛隊軍樂ヲ用フルモ、便宜ノ場合ニ限り陸軍所定ノ「ラ

ツパ」ヲ用フルコトアルベシ

九、自転車隊 自転車隊ハ随時之ヲ組織シ主トシテ伝令ト連絡トニ従事ス

自転車隊長ハ隊長之ヲ命ス、平常隊員ノ訓練ニ任ジ、ソノ機械ノ知識ヲ

与ヘ、軽微ナル修理ハ自ラ之ヲナスニ至ラシムルヲ期スベシ

十、特務班 特別必要ナル場合ニ於テ随時之ヲ組織シ、主トシテ記録写真等

二任ズルモノトス

班長ト班員ハ隊長之ヲ命ズ

十一、經理班 隊關係ノ大小經理ニ任ズ、実行ト記帳トヲ併行セシメ、班務処

理ノ明白ヲ期ス

十二、衛生班 隊員ノ衛生ニ任ジ学外行動ノ際ハ必要ナル藥品資料器械等ヲ備

ヘ遺漏ナキヲ期スベシ

班長ハ校医ノ内ヨリ任命ス、看護員ハ学生生徒中ヨリ之ヲ命ジ必要ノ場

合ニハ看護婦ヲ随伴スルコトアルベシ

十三、糧食班 班員ハ学生生徒中ヨリ之ヲ命ジ隊行動ノ場合ニ於ケル糧食供給

ノコトニ任ズ

隊ノ糧食ハ玄米粥ヲ用フルヲ常例トス

糧食準備ノ事務ニ従事セシムルタメニ人夫ヲ使用スルコトヲ得

十四、特務班、經理班、衛生班及糧食班ハ司令部所屬トシ、幕僚ノ指揮ヲ受ク

ルモノトス

【立命館禁衛隊】第三七号（昭和八年一〇月）

二八五 立命館職制変更ノ件〔大学各科の部長等〕

立命館職制別紙ノ通り変更相成リ然ルベキヤ

〔別紙〕

立命館職制中左ノ通改ム

第一 立命館長ハ財団法人立命館ニ於テ経営スル立命館大学立命館中  
学校立命館商業学校並ニ立命館文庫ノ事業ヲ統轄ス

第二 故ノ如シ

第三 故ノ如シ

第四 立命館大学ニ左ノ職員ヲ置ク

一、大学長

二、部長

三、教務委員

四、教授

五、助教

六、講師

七、学生主事

八、書記

大学長ハ立命館大学ノ学務ヲ統轄ス

大学長ハ学務上ノ諮問ヲナスタメニ教授会ヲ開ク

法学科経済学科商学科文学科並ニ大学予科ニ部長ヲ置キ大学長ヲ

助ケ各科ノ教務ヲ主掌ス

教務委員ハ大学長並ニ部長ノ指揮ヲ受ケ各科ノ教務ニ任ズ

学生主事ハ大学長各部長ノ指揮ヲ受ケ学生ノ監督ニ従事ス

書記ハ大学長ノ命ヲ受ケ事務ヲ処理ス

大学長ハ教授会ニ諮リ、部長教務委員教授助教講師ハ大学長ニ

諮リ立命館長之ヲ囑託ス

書記ハ本部書記ニ於テ之ヲ兼ス

第五 立命館中学校並ニ立命館商業学校ニ左ノ職員ヲ置ク

一、校長

二、教員

三、生徒監

四、舎監

五、書記

校長ハ教務ヲ掌理シ校内ノ統制ヲ図リ生徒ノ訓育ヲ主掌ス

教員ハ校長ノ指揮ヲ受ケ教授ヲ担任ス

生徒監ハ校長ノ指揮ヲ受ケ生徒ノ訓育ニ任シ舎監ハ寄宿舎ノ事務

ヲ処理ス

書記ハ教務ニ従事ス

校長ハ立命館長之ヲ囑託シ、教員生徒監舎監ハ校長ニ諮リ立命館

長之ヲ囑託ス

書記ハ校長ノ申出ニ依リ立命館長之ヲ命ス

第六 故ノ如シ

〔「回議書」(昭和三年二月九日)〕

二八六 部長囑託ニ関スル件

立命館大学長 田島 錦治

立命館大学経済学部長ヲ囑託ス

立命館理事 跡部定次郎

立命館大学法学部長ヲ囑託ス

立命館大学講師 吉澤 義則

立命館大学文学部長ヲ囑託ス

立命館大学商学部長ヲ囑託ス

小島昌太郎

〔「回議書」(昭和四年三月三日)〕

### 二八七 学生委員規程制定ノ件、学生委員囑託ニ関スル件

学生委員規程制定ノ件

立命館学生委員規程別記ノ通り制定相成リ然ルベキヤ

記

- 第一 条 本学専任教授中ヨリ学生委員若干名ヲ囑託ス
- 第二 条 学生委員ハ各部ノ部長ト諮リ卒業生ノ就職ヲ斡旋スルモノトス
- 第三 条 学生委員附書記ヲ置ク、本部詰書記ヲ以テ之ニ充ツ

〔「回議書」(昭和六年七月一六日)〕

学生委員囑託ニ関スル件

立命館大学教授 田 島 順

同 太 田 義 夫

学生委員ヲ囑託ス

〔「回議書」(昭和六年七月一七日)〕

### 二八八 京大関係諸先生の立命館学園入り略内定す

それらよりも一層重大な出来事は今次の京大事件の為に遂に京大を去られた諸先生、佐々木博士の従来との関係持統は云ふまでもなく、恒藤田村両先生始め教授助教講師たりし人々十数名は今回立命館学園の一人となることを承諾せられ目下それぞれ手続中であることである。本学園が京大と特別の関係あることは本学財団の寄附行為中に明に規定せらるゝ所であるが、今回以上の諸先生が入つて我学園の人となるゝことは学園将来の向上発展のために大に喜ぶべきことであること云はねばならぬ、今や官学と私学との差別は次第に薄くなりつゝ、あるの今日なれど、本学がその実質に於て官学である帝大の一と比して何等遜る所なきの事実を示し得るに至ることは独り我学園の為に喜ぶべきことであるのみならず広く私学全般の為に今後重要な結果を生ずること、なるべしと思はるゝ、その氏名並担任学科は左の通りである。

- 憲 法 佐々木 氏(京大教授)
- 憲 法 森 口 氏(同上)
- 行政学 田 村 氏(同上)
- 法 理 学 恒 藤 氏(同上)
- 民 法 末 川 氏(同上)
- 刑法総論 佐 伯 氏(京大助教)
- 刑事訴訟法
- 商 法 大 隈 氏(同上)
- 政治学 黒 田 氏(同上)
- 英 法 大 岩 氏(同上)
- 政治学 於 保 氏(京大講師)
- 英 法 大 森 氏(同上)
- 民 法
- 商 法
- 英 法

民法 中田氏(同上)

独法 森氏(京大助手)

社法 加古氏(京大助手)

外交史 田中氏(同上)

英法 石本氏(京大助手)

英法 浅井氏(京大助手)

岡氏(京大助教授)

以上の十七名の人々、京大を去られた諸先生の全部であつて、独り瀧川氏を洩らすばかりである。尤もこの中には従来本学の講座を担当して居らる、先生もあるが、今後は本学専任の教授助教若しくは講師として尽力せらるべきことを承諾されたのである。

〔『立命館学誌』第一六三号(昭和八年九月一日)〕

### 二八九 総長公示〔京大引退教員の本学就任〕

#### 総長公示

曩日京大法学部ヲ引退セラレタル諸先生ヲ、今回本学ニ招請シテソレゾレ講座担任ノ承諾ヲ得タコトハ、本学ノ内容実質ノ向上ノ為ニ真ニ喜ブベキコトデアアル、又之レガ多少ニテモ篤学ノ諸先生ニ対シテ研究上ノ便宜ヲ提供スルコトニナルノナラバ、私トシテモ此以上ノ快事ハナイ、諸先生ガ共ニ相携ヘテ我学園ノ一員トナルコトヲ快諾サレタコトハ貧弱ナル我学園トシテハ寧ろ過分ノ援助ヲ得タモノト云フベク、本学ニ対スル諸先生ノ厚誼ニ対シテハ共ニ感謝ノ敬意ヲ払フベキデアアル、唯希クバ学生諸君ニ於テ

モコノ際更ニ向学ノ志ヲ新ニシテ諸先生ノ厚意ヲ空シクセザランコトヲ

昭和八年九月十六日

〔『立命館学誌』第一六四号(昭和八年一〇月一日)〕

### 二九〇 京大関係諸先生の立命館学園入りのよいよ実現す

前号内定を報じた京大関係諸先生の立命館学園入りはいよいよ実現した。従来講座を担当せられてゐた諸先生もあるが、次の如く、本学専任の教授、助教、講師として頭書の講座を担当せられ、既に新学期から開講せられてゐる。

刑法、刑事訴訟法

立命館大学教授 法学士 佐伯 千仞

商法

同 法学士 大隈健一郎

政治学、英法

同 法学士 黒田 覚

政治学史、英法

同 法学士 大岩 誠

外交史

立命館大学助教授 法学士 田中 直吉

社法

同 法学士 加古祐二郎

民法

同 法学士 於保不二雄

商法、英法

同

法学士 大森 忠夫

民法、独法

同

法学士 中田 淳一

同

法学士 岡 康哉

憲法

立命館大学講師

法学博士 佐々木惣一

同

法学博士 森口 繁治

行政学

同

法学博士 田村 徳治

民法

同

法学博士 末川 博

法理学

同

法学士 恒藤 恭

独法

同

法学士 森 順次

英法

同

法学士 石本 雅男

英法

同

法学士 浅井 清信

〔立命館学誌〕第一六四号（昭和八年一〇月一日）

二九一 総長公示〔本学就任教員の一部京大復帰〕

総長公示

今回本大学専任教授の田島順君並黒田覚君外五氏が突如として本大学を去られた。其前後の事情は別として兎に角一私学たる本学が斯くの如くして京大法学部の新建に甚大なる援助を与へる事の出来たのは実に愉快だ、此等の諸氏は共に本学に対して特殊の情義関係を有するものなければ、其進退は固より軽筆を容さず唯諸氏の心理情態に於て明瞭なるものあるを以て、本学としては其手続上の観点を不問に附して其辞任を認めたのである、然れども其去就に關して方法と順序とを誤りたるが為に世の批判を受け、各自の人格に於て數個の汚点を印したるが如き結果となりたることは、諸氏の為に痛惜に堪へない。事の茲に到りたる所以はこの事に關与せし京大内外の數氏が軽卒にも其順序を誤りたるために由るといつてよい。而も此の為に本大学の蒙りたる迷惑に就ては京大の松井総長や政友会代議士山崎達之輔氏大審院判事細野長良氏弁護士有馬忠三郎氏に於て直接に陳謝せられ、文部当局も亦この点に就き今後の為に注意すべきの意を通ぜられたるを以て、私は本学の代表者としてこのまゝ、事の遂行を容認すべきことを言明した。之によりて事は一先づ結了したるも、近時教育会に於て諸般の不祥事件を頻発し人の大に憂慮し居る際最高学事の關係者に於て世間普通の道義をすら顧みざりしが如き形跡を存して世の批判の目的となりつゝ、あるが如きは私の頗る遺憾とする所である。

昭和九年四月七日

中川 小十郎

〔立命館学誌〕第一七〇号（昭和九年四月一五日）

## 二九二 立命館財務部二関スル規定制定ノ件

立命館ノ財務ヲ調節スルタメニ立命館財務部ヲ置ク、而シテ右財務部二関スル規定ヲ別紙ノ通り制定相成リ然ルベキヤ

〔別紙〕

- 一、立命館ノ財務ヲ調整スル為ニ立命館財務部ヲ置ク
  - 二、立命館財務部ハ立命館総長ニ直屬シ、総長ハ部長トシテコレヲ統轄ス
  - 三、財務部ハ長期ニ亘ル債務ヲ整理シ、各部収支ノ過不足ヲ調節シ、財団全体ニ亘ル規律ヲ維持シ、法人ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルヲ以テ目的トス
  - 四、各部ニ於ケル収支ノ余剰アルモノヲ徴収シ、以テ債務整理ノ財源ニ充ツ
  - 五、財務部ノ目的ヲ遂行スルタメニ特ニ必要ナル場合ハ、コレニ応シテ一時ノ借入レヲナシ、又ハ學債ヲ發行スルコトヲ得
  - 六、財務部主管ノ事務左ノ如シ
    - 一、學債ノ整理ニ任シ、ソノ利払並元金ノ償還ヲナス
    - 二、立命館謝恩義金ノ積立並支払ニ関スル事項
    - 三、立命館根本基金積立ニ関スル事項
  - 七、財務部ニ於テハ前記三項ノ実行ニ関シ、ソノ蓄集スル所ノ資金ハ各々別口ノ預金トシテ、銀行ヘ預ケ入ルルモノトス
 

右預ケ入並引キ出ハ夫々肩書ヲ附シタル立命館総長名義ノ署名捺印ヲ以テスルモノトス
  - 八、前条資金ノ出入ハ各々別帳簿ニ記入シ、総長ノ捺印ヲ受クルモノトス
  - 九、大学部並中学部ニ於テ學債ヲ發行スルトキハコレヲ財務部ヘ報告スルモノトス
- 一〇、財務部ニ書記ヲ置キノ事務ニ従事セシム  
必要アルトキハ法人ノ理事又ハ監事ヲシテソノ事務ヲ管掌セシムルコトアルヘシ

〔回議書〕（昭和十二年三月九日）

## 二九三 立命館會計規則

立命館會計規則〔抄〕

- 第一條 財団法人立命館ノ財務ヲ執行スルタメニ財務部ヲ置ク
  - 第二條 財務部ハ理事長ニ直屬シ、常務ノ理事並監事ソノ事務ヲ分担ス
    - 一、會計課
      - 一、會計課ニ於テハ金銭ノ出納整理ト物品ノ出納保管ノ事務ヲ取扱フ
      - 二、整理課
 

整理課ニ於テハ予算決算、會計ノ検査、供託金並各種積立金、學校敷地並所有地所、建設物當繕並管理、借入金並學債、出版部ノ監督等ノ事務ヲ取扱フ
  - 第三條 中学校商業ニ於テハ前条ノ分課ヨリ獨立シテ、會計事務ノ特別整理ヲナスコトヲ得
- 前項ノ事務主任ハ総長コレヲ任免
- 〔以下略〕
- 〔回議書〕（昭和十三年一月四日）

## 二九四 立命館本部処務規程制定ノ件

本館本部処務規程別紙ノ通り制定相成リ然ルベキヤ

〔別紙〕

立命館本部処務規程

- 第一條 立命館會計規則ニ於テ定ムル財務部會計課並整理課ハコレヲ本部

二置ク

第二条 本部ニ文書係、教務係並庶務係ヲ置ク

第三条 文書係ハ官庁並他学校間ノ交渉書類ノ整理保管ニ任ス

教職員出勤ノ監督整理ニ任ス

第四条 教務係ハ大学部各部ノ教務ヲ統轄処理ス

第五条 庶務係ハ往復文書ノ整理、電燈、電話、暖房、衛生、修繕工事並

警備ニ従事ス

巡視、小使備人ノ監督ニ任ス

第六条 各係ニ主任一名ト係員若干名ヲ置ク

第七条 各係員ノ勤務ハソノ担任事務ノ都合ニ依リ勤務時間ヲ定メ昼間並

夜間ノ事務ニ差支ナキヲ期スヘシ

第八条 ソノ所属ノ明瞭ナラサル場合若クハ事項ハコレニ当面セル係員ニ

於テ遲滞ナクコレヲ処理シソノ指図ヲ受クヘキモノトス

第九条 本部ニ設置スル課並係ノ事務ハ凡テ常務理事ノ監督ヲ受ケ指揮ニ

従フヘシ

〔「回議書」(昭和十三年一月一六日)〕

二九五 〔認可書(石井高等工科学学校長)〕

京都府指令三学第一三九二号

立命館高等工科学学校設立者

財団法人 立命館

昭和十三年四月二十七日申請石井穎一郎ヲ立命館高等工科学学校長ニ定ムルノ件認可ス

昭和十三年四月三十日

京都府知事 鈴木敬一 印

二九六

〔立命館職制一部改正の件(部長・主事追加、日満高工職員等)〕

立命館職制第十五条第二十条第二十一条第二十二條並第二十三條ヲ左ノ通り改正ス

第十五条 大学部ノ法律学科政治学科経済学科商学科並大学予科ニ部長並主

事ヲ置キ、部長ハ大学長ヲ補佐シソノ部ニ属スル学務ヲ掌理シ、主

事ハ部長ノ指揮ヲ受ケ教務ヲ担任ス

専門学部ニ部長並主事ヲ置ク、部長ハソノ部ニ属スル学務ヲ掌理

シ、主事ハ部長ノ指揮ヲ受ケソノ教務ヲ担任ス

専門学部ノ文学科並高等商業科ニ部長並主事ヲ置キ、部長ハソノ

部ニ属スル学務ヲ掌理シ、主事ハ部長ノ指揮ヲ受ケ教務ヲ担任ス

大学長ハ専門学部ニ対シ大体ノ監督ヲ行フモノトス

第二十条 部長並主事ハ総長コレヲ命免ス  
立命館日満高等工科学校ニ左ノ職員ヲ置ク

一、校長

二、主事

三、教授助教授並講師

四、幹事

五、舎監

六、校医

七、書記

校長ハ生徒教導ノ責ニ任シ校務ヲ掌理ス、主事ハ校長ノ指揮ヲ受ケ教授並訓育ニ関スル事務ヲ担任ス

教授助教授並講師ハ学科ノ授業並訓育訓練ニ関スル事務ヲ分担ス  
幹事舎監ハ校長ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第二十一条 立命館中学校、立命館夜間中学並商業学校ニ左ノ職員ヲ置ク

一、校長

二、主事

三、教諭助教諭

四、幹事

五、舎監

六、校医

七、書記

校長ハ生徒教育ノ責ニ任シ校務ヲ掌理ス、主事ハ校長ノ命ヲ受ケ授業並訓育ニ関スル事務ヲ処理ス

教諭助教諭ハ学科ノ授業並訓育ニ関スル事務ヲ担任ス

幹事舎監ハ校長ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第二十二條 立命館出版部ニ於テハ学園ノタメニ各種教科書一般図書並学用品

ノ供給ヲナシ、兼テ有益ナル一般図書ノ出版販売ニ従事ス

出版部ニ編輯局ヲ置キ雜誌並書籍ノ編輯ニ従事ス

学園各部ノ用度調弁ハ凡テ出版部ニ於テ取扱フ

第二十三条 出版部ニ部長主事並書記ヲ置キ部ノ事務ヲ掌理ス  
部長主事並書記ハ総長コレヲ命免ス

〔「理事会決議録」(昭和一四年六月四日)〕

### 二九七 立命館大学学生課規程

#### 立命館大学学生課規程

第一条 大学学生課ハ大学部全般ノ風紀ノ振興ヲ図リ、学生生徒ノ訓育ニ関スル事務ヲ掌ルト共ニ其ノ前途ニ付キ適切ナル指導援助ヲ与フルモノトス

第二条 教授ノ直接指導ニ依ル外、学生生徒ニ於テ研究会、講演会等ヲ開催セントスルトキハ学生課ノ指導監督ヲ受クルモノトス

第三条 大学長ハ学生課ノ事務ヲ指揮ス

第四条 学生主事並二生徒主事ハ大学長ノ命ヲ承ケ其ノ事務ヲ掌ル

第五条 大学長ハ総長ノ許可ヲ受ケ第一条処定事項ニ関シ大学部以外ノ各部ノ部長、主事ヲ指導シ其ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

第六条 大学部勤務ノ配属將校ハ学生課ノ事務ニ参与ス

第七条 大学部各部ノ教練科教員ハ学生課ニ属シ大学長ノ命ヲ承ケ其ノ任務ニ服ス

第八条 幹事並二書記ハ大学長ノ命ヲ承ケ事務ヲ処理ス

〔「理事会決議録」(昭和一五年五月二九日)〕

## 二九八 立命館職制中追加ノ件〔大学学監、教務・学生課長〕

議案、立命館職制中追加ノ件

- 一、大学部ニ学監ヲ置キ学長ノ命ヲ承ケ教務課並学生課ノ事務ヲ掌理ス
- 一、教務課並学生課ニ課長ヲ置ク

課長ハ学生主事若クハ生徒主事ヲ以テ之レ充ツ

右議案ニ対シ中川議長ヨリ大学並ニ専門学部ノ教務及学生並生徒ニ対スル指導訓育ヲ整備スル為ニ学監及教務学生両課長ヲ設置スルノ必要ヲ説明シタルニ出席者異議ナク承認シタリ

〔「理事会決議録」(昭和一六年四月四日)〕

## 二九九 立命館大学国防学研究所

今や世界は一大動乱の時代に入り、列強は何れも世界の決戦戦争を前にして国防国家の建設に邁進しつゝある。自由主義時代に於いても、少くとも法律、政治、経済を講ずる大学において、国防学の講義を置く必要があるが、特に全体主義時代に於いては、大学も自由主義時代の弊風を一新して、国防学に関する講義をその中心としなければならない。斯る意味に於いて、我が立命館大学は、今般学期の大改革を行ひ、全国の諸大学に率先して国防論、戦争史、国防経済論の三講座を新設した。また今日国防国家の建設が要請せられてゐる秋国防学に関する知識を広く一般国民に普及するは、大学の一使命であらねばならぬ。国防が軍人の専任であるといふが如き旧時代の觀念を清算して、国民が国防に関する正確なる知識を把握することは、刻下の最大急務であるといはなければならぬ。茲に我が立命館大学は石原莞爾閣下を初代所長に迎へて、国防学研究所を設立した所以のものがある。

沿革概要(抜粋)

昭和十六年

〔前略〕

五月十二日立命館大学国防学研究所創設並ニ本学国防学講座開講

〔中略〕

六月八日ヨリ国防学公開講座ヲ本学ニ於テ開講ス〔中略〕九月十五日国防学国体学ヲ中軸トスル大学部専門学部ノ科目時間ノ再編成ニヨリ授業開始又

人的資源ノ見地ヨリスル夜間部授業時間ノ再編成ヲ行フ 九月十八日ヨリ国防学公開講座ヲ大阪有恒倶楽部ニ於テ又同二十五日ヨリ神戸七生会館ニ於テ開催

ス

〔以下略〕

〔「立命館要覽」(昭和一六年一〇月)〕

## 三〇〇 立命館東亜研究所規程

### 立命館東亜研究所規程

第一条 本研究所ハ立命館建学ノ趣旨ニ基キ、国体明徴ノ本義ニ徹スルヲ以テ第一義トシ法学、経済学、文学、理学、工学等ノ諸学ニ関スル學術ノ調査研究ヲ行ヒ以テ大東亜経綸ニ貢獻センコトヲ期ス

第二条 本研究所ハ立命館総長之レヲ統制監督ス

第三条 研究員ハ立命館総長之レヲ命ズ

第四条 本研究所ハ左ノ五部ニ分チ、研究員ハ各専攻ノ学科ニ依リテ之レ

二分属スルモノトス

一、法学部 二、経済学部 三、文学部 四、理学部

五、工学部

右各部ニ於テハ研究ノ事項ニヨリ更ニ分科スルコトヲ得

第五條 本研究所ニ左ノ役員ヲ置ク

所長 次長 主事 幹事 書記

第六條 所長ハ所務ヲ總理シ所属職員ヲ監督ス

第七條 次長ハ所長ヲ輔佐シ各部ノ連絡統制ニ任ズ

第八條 主事ハ所長ノ指揮ヲ受ケ部會ノ事務ヲ処理ス

第九條 幹事ハ所長ノ命ヲ受ケ所務ノ処理ニ任ジ、書記ハ庶務ニ従事ス

第十條 研究員ノ任期ハ二ヶ年トス

但シ重任ヲ命ズルコトアルベシ

第十一條 本研究所ニ研究補助員ヲ置ク

第十二條 研究員ハ其ノ研究ニ専念スルトモニ本学園ノ方針ニ準拠シテ互ニ協調的態度ヲ保持シ其研究上ノ目的ヲ達成センガタメ忠実ナルヲ

要ス

第十三條 本研究所ノ研究ハ所長ノ定ムル所ニ依リ所員全員又ハ各部ノ全員ニ於テ共同ノ研究ヲナスヲ原則トス

所長ノ承諾ヲ得テ各自定ムル項目ニ付研究ヲナスコトヲ得

第十四條 研究員ハ自宅ニ於テ研究ヲ進ムルコトヲ許スモ毎週一回日ヲ定メテ會合ノ上研究上ノ打合ヲナスベキモノトス

第十五條 毎年一回乃至二回總會ヲ開催ス、總會ニ於テハ研究員ノ研究ヲ発表スル外、著名ナル学者ヲ招聘シテ、研究員ノ啓發指揮ヲ図ルモノトス

總會開催ノ場合ハ特ニ学園各學校ノ教職員ノ傍聴ヲ許スコトアルベシ

第十六條 研究所員ノ研究発表ハ立命館論叢ニ掲載スル外必要ト認ムル場合ニ於テ參考資料トシテ当局ヘ提出スルコトアルベシ

第十七條 本研究所ノ事業トシテ外部ニ対スル講演會又ハ講習會等開催スルコトアルベシ

第十八條 研究員ハ立命館文庫ノ定ムル所ニ依リ其圖書ヲ閲覧スルコトヲ得

第十九條 研究員ニ於テ忠実ニ其研究ヲ続行スルモノト認メ難キ事情アルト

キハ所長ハ總長ノ認可ヲ得テ研究員タルコトヲ免ズルコトヲ得

第二十條 研究員ハ所長ノ許可ナク学園外ニ於テ、研究会、思想団体等ヲ組織シ又ハ加入スルコトヲ得ズ

第二十一條 研究員ハ所長ノ許可ナク其担当スル研究事項ニ就キ学園外ニ於テ之ヲ發表スルコトヲ得ズ

第二十二條 研究員ハ他ノ書店若クハ雜誌發行者等ノ依頼ニヨリ著述又ハ翻譯等ヲナスコトヲ得ズ

但シ前ノ約束ニ依ル者アルトキハ改メテ所長ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第二十三條 研究員ガ立命館ト特別ノ關係ヲ有スル京都印書館ニ於テ發行スル著書並ニ立命館論叢ニ於テ發表スル論文ニシテ其研究ノ優秀ナルモノニ對シテハ所長ノ命ズル審査委員ノ審査ヲ經タル上特別ノ賞与ヲ贈与スルコトアルベシ

第二十四條 立命館論叢ハ本研究所所屬ノ機關雜誌トス

第二十五條 立命館論叢ハ發行ノ都度關係官庁、官公私立大學及学会等ヘ寄贈スル外、本所研究員、本学園各學校教職員及專門學校生徒ヘ頒布スルモノトス

附 則

第二十六條 本研究所理学部工学部ニ関スル規則ハ別ニ之レヲ定ム

〔注・昭和一九年五月三十一日改正寄附行為中に国防學研究所と並んで東亞研究所および國體學研究所を定める〕

### 三〇一 立命館職制追加ノ件〔参事〕

議案 立命館職制追加ノ件

一、立命館職制中左ノ条項ヲ加フ

一、立命館大学、大学予科並専門学部、日滿高等工科学校ニ参事ヲ置ク

一、参事ハ理事監事ヲ以テ之ニ充ツ

一、参事ハ大学長、部長又ハ学校長ヲ補佐シ学事並ニ教務ニ与ルモノトス

右議案ニツキ中川議長ヨリ其理由ヲ説明シタルニ各員異議ナク賛成シタリ

〔「理事会決議録」(昭和一六年六月一三日)〕

### 三〇三 立命館文庫委員規程

立命館文庫委員規程

(昭和十七年三月三十日施行)

第一條 立命館大学ニ文庫委員ヲ置ク

文庫委員ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ大学各部ニ於テ購入スベキ書籍及雜誌ノ選定並ニ割当ヲ協議決定ス

立命館文庫長ハ前項ノ協議ニ参加スベキモノトス

第二條 文庫委員長ハ大学長ヲ以テ之ニ充テ、委員ハ法文学部東亞政法学

科、東亞経済学科並ニ東亞文学科各主事、及専門学部工学科部長ヲ以テ之ニ充ツ

### 三〇二 立命館職制追加ノ件〔中等学校・日滿高工学監〕

議案 立命館職制追加ノ件

一、立命館職制中左ノ条項ヲ加フ

一、中学校、第二中学校、夜間中学、商業学校ニ学監ヲ置キ校長ヲ補佐シ

テ生徒ノ教育ニ任ス

二、日滿高等工科学校ニ学監ヲ置キ校長ヲ補佐シテ生徒ノ教育ニ任ス

右議案ニツキ中川議長ヨリ其理由ヲ説明シタルニ各員異議ナク可決シタリ

〔「理事会決議録」(昭和一六年八月四日)〕

### 三〇四 日本刀鍛錬所の拡張・再建

従来工学科ニ附設セラレタル日本刀鍛錬所ハ、昭和十七年六月二十四日、火災ノタメ建物ノ大部ヲ焼失セルトコロ、之レガ拡張再建ヲ図ルベク、構内ニ六百坪ノ敷地ヲ定メ、七月八日地鎮祭ヲ執行シ、超エテ本年一月五日竣工火入式ヲ挙行セリ。総建坪九〇坪ニシテ、ベルトハンマー工場、古式鍛錬所、研場、倉庫等ナリ。

〔「財団法人立命館事業報告」(昭和一七年度)〕

三〇五 立命館教職員並二学生々徒総数調 (昭一八・六現在)

常任理事 丹羽雅仁 学兄

幹事 大橋康太郎

		第一 部				第二 部			總 数
		大学部	予科	専門学部	理・工学科	大学部	予科	専門学部	理学科
八二七	三五〇	八三九	一、一四〇	五七九	三九〇	一、一二七	二五五	五、五〇七	
立命館教職員並二学生々徒総数調 (昭一八・六現在)									
教職員数 二四〇 (中 理工科 一二七)									
本部職員数 四〇									
出版部職員 一七									
医務局職員 一五									
計 三二二									
		昼間中等学校				夜間中等学校			總 数
第一 中学	第二 中学	商業 学校	夜間 中学校	同上 商業 学校					
一、二二七	六三三	九四三	五三一	五〇〇	三、八三四				
中学 教職員数		一、二二							
職員数		二二五							
計		一四六							

〔立命館大学校友会本部一件〕 (昭和一六年起)

三〇六 〔許可書（診療所開設）〕

京都府指令八衛第一四七二号

京都市上京区広小路寺町東入中御霊町四一〇番地

財団法人立命館理事 中川 小十郎

昭和十八年五月三十一日申請診療所開設ノ件許可ス

昭和十八年六月二十五日

京都府知事 安藤 狂四郎 印

三〇九 立命館義勇隊規則

立命館義勇隊規則

第一条 本隊ハ立命館義勇隊ト称シ本部ヲ立命館本部ニ置ク

第二条 本隊ハ立命館専任教職員全員ヲ以テ組織ス

本隊ヲ勤務地域ニ依リ左ノ四分隊ニ分ツ

一、義勇隊本部 広小路 立命館本部

二、第一分隊 広小路 法、経、文、理科

三、第二分隊 衣笠山 工学科

四、第三分隊 北大路 第一・第三中学校

五、第四分隊 上加茂 第二中学校

各分隊ニ女子班ヲ分属ス

第三条 本隊ハ隊員ニ戦技、武道、防空等ヲ訓練シ戦時下非常事態發生ノ場合ニ於テ禁衛隊ノ幹部トシテ率先敢闘ニ任セシムルヲ以テ目的トス

第四条 本隊ニ左ノ役員ヲ置ク

一、本部

總裁、隊長、副長、顧問、書記

二、各分隊

分隊長、分隊長、教官、助教、助手

第五条 本隊ハ第三条ノ目的ヲ達成スルタメニ左ノ訓練ヲ行フ

一、軍事教練

但課目ハ各個教練、密集教練、実包射撃、銃劔術ニ限定ス

二、軍刀術、槍術

軍刀術ハ特ニ日本刀ノ操作並手入レヲ教授シ槍術ハ竹槍ノ操

作ニ及ブ

三、救急法

四、防空其他必要ナル事項

三〇七 立命館職制追加ノ件〔大学・専門学部教監〕

一、立命館職制中左ノ条項ヲ加フ

一、立命館大学並ニ専門学部ニ教監ヲ置ク

教監ハ学長ノ命ヲ受ケ教務課、学生課並ニ教練課ノ連絡統制ニ任シ各

科所定ノ教育ノ実行ヲ監督スルモノトス

〔「理事会決議」(昭和一八年七月一七日)〕

三〇八 職制一部改正ノ件〔教監廃止、教務課統合〕

現在ノ教監制ヲ廃シ教務課、学生課、教練課ノ三課ヲ整理統合シテ教務課ニ課トス

右昭和十八年十二月一日ヨリ実施

〔「理事会決議」(昭和一八年一二月二九日)〕

第六條 訓練ハ男女・年令(四十五才未満ト四十五才以上トニ分ツ)及軍隊ニ於ケル既教育、未教育等ノ別ニヨリ教育班ヲ編成シ重点主義ニヨリ適切ナル課目ヲ選定シテ速成的ニ実施スルモノトス、但女子隊員ニアリテハ主トシテ救急法ヲ授ケ軍事教練ハ徒手ニ於ケル各個教練並密集教練ヲ実施シ特ニ槍術及護身術ヲ訓練スルモノトス

### 三一〇 立命館図書館規程

#### 立命館図書館規程

(昭和二〇年四月一日)

#### 第一章 總 則

第七條 分隊訓練ハ毎週二回、合同訓練ハ毎月二回之レヲ行フ

第一條 立命館図書館ハ財団法人立命館ニ於テ設立スル各学校教職員並ニ學生生徒ノ研究並ニ教育ニ必要ナル図書ヲ蒐集シ保管シ閲覧セシムルヲ目的トス

第八條 本隊訓練ニ関スル計畫並指導ハ立命館訓練部之レヲ担当ス

第二條 本館ニ於イテ管理スル図書ヲ分ケテ左ノ三種トス

第九條 立命館總長ハ本隊總裁トシテ本隊ノ行事ヲ統制監督ス

一、本館備付ノ一般図書

第十條 本隊長ハ立命館専門學校長之レニ任ズ

二、貴重図書

第十一條 副長並分隊長ハ各科部長若クハ學校長ノ内ヨリ之レヲ任命ス

三、研究室教職員室其ノ他ノ部局備付図書

第十二條 教官並助教ハ教職員ノウチヨリ適任者ヲ任命ス

第三條 前條第二号ノ図書ハ貴重図書室ニ於イテ保管ス 閲覧ハ特ニ図書館長ノ許可ヲ得タルモノニ限り指定ノ場所ニ於イテナスベキモノトシ館外帶出ヲ許サズ

第十三條 隊員ノ服装ハ決戰服裝トス

前條第三号ノ図書ハ当該主任其ノ保管ノ責任ズルモノトス

第十四條 隊員ハ各自日本刀ヲ常備スベシ 但真槍ヲ以テ之レニ代フルコトヲ得

第二章 寄贈 寄託

第十五條 決戰服裝ハ男子ニアリテハ戰鬪帽(略帽) 卷脚絆(又ハ長靴革脚絆)、女子ニアリテハモンペヲ着用シ、非常用品ヲ入レ組ミタル袋又ハ鞆ヲ常時携帯スルモノトス

第四條 図書館ハ圖書ノ寄贈ヲ受ケ又ハ圖書寄託ノ需ニ応スルコトヲ得

第十六條 非常用品ハ救急藥(傷藥、止血劑、氣付藥、強心劑、包帶等) 防空頭巾(女子)、手拭、手袋及食糧等急場ニ於テ特ニ必要トスルモノヲ最少限度取纏メ置クモノトス

第五條 圖書ノ寄贈ヲ為シタル者ニハ謝狀ヲ呈シ其ノ圖書ニ寄贈者ノ氏名ヲ録シテ之ヲ取藏ス

第十七條 隊員ハ各自日本刀ヲ常備スベシ 但真槍ヲ以テ之レニ代フルコトヲ得

第六條 圖書ノ寄託ヲ為サントスルモノハ予メ其ノ圖書ノ目錄ヲ提出シ圖書館長ノ許可ヲ受クベシ

第十八條 附 則

第七條 圖書閲覧ハ所定時間内所定ノ閲覧室ニ於イテ為スモノトス

第十九條 本隊ノ制度ハ昭和十九年八月一日ヨリ実施ス

第八條 閱覽者ハ館内閱覽証ニ必要ナル事項ノ記入ヲ為シ閱覽証ノ交附ヲ為ラ為スベカラズ

第二十條 附 則

第三章 館内閲覧

第二十一條 圖書閲覧ハ所定時間内所定ノ閲覧室ニ於イテ為スモノトス

第九條 閱覽室ニ於イテハ各自德義ヲ重ンジ苟クモ他ノ研究ヲ妨クルガ行為ヲ為スベカラズ

第二十二條 圖書閲覧ハ所定時間内所定ノ閲覧室ニ於イテ為スモノトス

第十條 閱覽室ニ於イテハ各自德義ヲ重ンジ苟クモ他ノ研究ヲ妨クルガ行為ヲ為スベカラズ

第二十三條 圖書閲覧ハ所定時間内所定ノ閲覧室ニ於イテ為スモノトス

第十一條 閱覽室ニ於イテハ各自德義ヲ重ンジ苟クモ他ノ研究ヲ妨クルガ行為ヲ為スベカラズ

第二十四條 圖書閲覧ハ所定時間内所定ノ閲覧室ニ於イテ為スモノトス

第十二條 閱覽室ニ於イテハ各自德義ヲ重ンジ苟クモ他ノ研究ヲ妨クルガ行為ヲ為スベカラズ

第二十五條 圖書閲覧ハ所定時間内所定ノ閲覧室ニ於イテ為スモノトス

第十三條 閱覽室ニ於イテハ各自德義ヲ重ンジ苟クモ他ノ研究ヲ妨クルガ行為ヲ為スベカラズ

第二十六條 圖書閲覧ハ所定時間内所定ノ閲覧室ニ於イテ為スモノトス

第十四條 閱覽室ニ於イテハ各自德義ヲ重ンジ苟クモ他ノ研究ヲ妨クルガ行為ヲ為スベカラズ

第二十七條 圖書閲覧ハ所定時間内所定ノ閲覧室ニ於イテ為スモノトス

第十五條 閱覽室ニ於イテハ各自德義ヲ重ンジ苟クモ他ノ研究ヲ妨クルガ行為ヲ為スベカラズ

第二十八條 圖書閲覧ハ所定時間内所定ノ閲覧室ニ於イテ為スモノトス

第十六條 閱覽室ニ於イテハ各自德義ヲ重ンジ苟クモ他ノ研究ヲ妨クルガ行為ヲ為スベカラズ

第二十九條 圖書閲覧ハ所定時間内所定ノ閲覧室ニ於イテ為スモノトス

第十七條 閱覽室ニ於イテハ各自德義ヲ重ンジ苟クモ他ノ研究ヲ妨クルガ行為ヲ為スベカラズ

第三十條 圖書閲覧ハ所定時間内所定ノ閲覧室ニ於イテ為スモノトス

第十八條 閱覽室ニ於イテハ各自德義ヲ重ンジ苟クモ他ノ研究ヲ妨クルガ行為ヲ為スベカラズ

第三十一條 圖書閲覧ハ所定時間内所定ノ閲覧室ニ於イテ為スモノトス

第十九條 閱覽室ニ於イテハ各自德義ヲ重ンジ苟クモ他ノ研究ヲ妨クルガ行為ヲ為スベカラズ

受クルコトヲ得

第九條 退館セントスル時ハ図書ヲ返納シ閱覽証ニ出納係ノ検印ヲ受クベシ

#### 第四章 館外帶出

第十條 本館ノ図書ハ立命館大學ノ教職員並ニ特ニ図書館長ノ許可ヲ得タル者ニ限り帶出スルコトヲ得

第十一條 館外帶出ハ一人五部十冊以内トス 但シ図書館長ニ於イテ特ニ必要アリト認ムルトキハ適宜ニ増減ヲナスコトアルベシ

第十二條 館外帶出ノ期間ハ一ヶ月以内トナスモ担当学科ノ直接参考書ニ限り其ノ期間ヲ一ヶ年以内ニ延長スルコトヲ得 但シ図書館長ニ於イテ特ニ必要アリト認ムル時ハ適宜ノ伸縮ヲナスコトアルベシ

第十三條 館外帶出ハ館外帶出証ニ記入事項ヲ明記シ記名捺印ノ上出納係ニ差出シ借受ケヲナスベシ

第十四條 担任教員ノ証明ト図書館長ノ許可ヲ得タル学生生徒ハ二冊以内ニ週間ヲ限リテ帶出スルコトヲ得 但シ特許ヲ得タル者ト雖モ本館ノ都合ニヨリ帶出ヲ拒絕スルコトアルベシ

第十五條 左ニ掲グルモノハ図書館員ノ許可ヲ得タル後書庫ニ入りテ図書ヲ檢索スルコトヲ得

一、立命館所属各学校教職員

二、図書館長ニ於イテ特ニ許可シタルモノ

第十六條 図書ノ檢索者ハ図書ノ位置ヲ乱スコトヲ得ズ

第十七條 檢索シタル図書ヲ借受又ハ借覽スルニハ改メテ其ノ手續ヲ履ム事ヲ要ス

#### 第六章 図書館費

第十八條 図書館長ハ毎年度末次年度図書館費予算案ヲ作成シ学長承認ヲ得タル上之ヲ財務部長ニ提出スルモノトス

#### 第七章 図書館委員会

第十九條 図書館ニ関スル事項ヲ協議スルタメ図書館委員若干名ヲ置ク

第二十條 委員ハ図書館長ノ提議ニヨリ学長之ヲ委嘱ス

第二十一條 図書購入費予算ノ各料割當ハ毎年度始ニ委員会ニ於テ之ヲ定メ且ツ当該年度購入図書ニ関スル一般方針ヲモ樹ツルモノトス

第二十二條 委員会ニ関スル事項ハ図書館長之ヲ管掌ス

第二十三條 本規程実施ニ関シ必要ナル細則ハ図書館長ニ於イテ学長ノ承認ヲ得テ之ヲ定ム

〔注・昭和二〇年一月、立命館文庫を「立命館図書館」に改称。（「図書館だより」別冊一九七七年二〇月二〇日）〕

# [四] 学園構成団体関係

## (一) 立命館大学校友会関係

### 三二一 [立命館大学校友会(全国組織)結成、校友会規則決定]

#### △記念校友会大会

十一月二十三日午後五時円山左阿彌に於て、中川館長の臨席を乞ひ、母校創立二十周年記念校友会大会を開催す、定刻前より会者相踵いて至り、午後六時一同着席するや、開宴に先ち発起人総代永澤信之助氏は発言して「現今地方的校友会は存在せるも校友会本部なるもの組織せられず、幸ひ本日の会合は全国に亘り通知を發し置きたる由なれば此集りを全国校友会大会と見做し、校友会の組織を根本的に協議しては如何」と語り、一同異議なく繁田保吉氏の動議により、座長推選を永澤氏に一任し、永澤氏は西村七兵衛氏を指名す、西村氏座長席につき会則起草委員を京都池田繁太郎東京藤田知治大阪畝川鎮夫氏を指名し、三委員は草案を作成して逐条討議を為し次の如く決定す

#### 校友会規則

- 第一 条 本会ヲ立命館大学校友会ト称ス
- 第二 条 本会ハ立命館大学校友ヲ以テ組織ス
- 第三 条 本会ハ母校ノ発展ヲ期シ校友相互ノ親睦ヲ図ルヲ以テ目的トス
- 第四 条 本会ノ本部ヲ母校内ニ置キ各地ニ支部ヲ設ク  
支部ヲ設ケタルトキハ支部幹事ヲ定メ本部ニ報告スベキモノトス
- 第五 条 本会ハ毎年一回以上總會ヲ開ク 總會ノ通知ハ右支部ノ外ハ通知

ヲ為サ、ルコトヲ得

第六 条 本会ハ評議員二十五名ヲ選ビ更ニ互選ニヨリ幹事三名ヲ置ク

評議員ハ總會ニ於テ之ヲ選任ス

第七 条 評議員ハ會務ヲ議決シ幹事ハ本会ノ常務ヲ執行ス

任マデ存在ス

第八 条 本会ノ費用ハ各支部ヨリ徴收ス 其ノ額ハ評議員會ニ於テ之ヲ定

ム

本規則第六條の役員選舉方法につき座長は衆議に諮り、繁田氏は詮考委員三名之を提議し前委員池田藤田畝川三氏を推挙す、三詮考委員は別室にて協議を為し、左の如く報告せり

評議員(二十二名)

京都	池田繁太郎	永澤信之助
	浅原静治郎	田中善三郎
	奥村安太郎	西村七兵衛
	廣庭 謙	中江 源
	塩見 隈三	浅井領次郎
	久保田宅三	岡田 和厚
	小泉 董	
大阪	畝川 鎮夫	中川 三郎
	能島 進	藤本 田蒔
	吉川 貫次	
東京	繁田 保吉	藤田 智次
	川添 眞彦	行村 傳藏
神戸	西見 芳宏	

樺太 村中 伊助

台湾 土井常太郎

当日出席の評議員は直ちに左の幹事を互選す

幹事(二名)

京都 池田繁太郎

永澤信之助

大阪 畝川 鎮夫

〔『立命館学誌』第二五号(大正八年二月)〕

### 三二 校友会京都支部発会式(支部規則決定)

大正八年十一月二十三日の母校々友大会に各地に支部を設け本部に於て之を統一し各自連絡を保持して母校の発展と校友相互の親睦を全ふすべき旨の決議あり、之に基き京都支部校友会組織の必要あり大正九年一月十一日新年宴會を兼ね支部発会式を京都ホテルに開く

京都支部校友会規則を左の如く議定す

#### 規則

第一条 立命館大学校友会ニ京都支部ヲ置ク

第二条 京都支部ハ立命館大学校友ニシテ京都府並ニ滋賀県ニ在住セル者

ヲ以テ組織ス

第三条 京都支部ニハ評議員七名ヲ置キ更ニ互選ニヨリ常任幹事三名ヲ置ク

ク

第四条 評議員ハ總會ニ於テ選挙シ其任期ハ二ケ年トス

第五条 評議員ハ京都支部ノ重要ナル事項ニ付キ評議ヲ為シ常任幹事之ガ

執行ヲ為スモノトス

第六条 京都支部ハ毎年一回以上總會ヲ開ク其時期ハ每總會ニ次ノ總會開

催月ヲ定ム

總會開催ノ為メ当番幹事三名ヲ置ク

最初ノ当番幹事ハ幹事之ヲ指名シ爾後ハ当番幹事ニ於テ順次々期

ノ当番幹事ヲ指名スルモノトス

第七条 京都支部ノ會員ハ会費トシテ半年毎ニ金壹円也ヲ支出スベキモノトス

#### 附則

京都支部ノ事務所ハ当分ノ内京都市上京区寺町通丸太町下ル下御霊前町池田繁太郎方ニ置ク

〔『立命館学誌』第二七号(大正九年四月三〇日)〕

### 三三 立命館大学東京校友会第七回例会(東京支部発会)

今次は第七回例会なるも全国校友会組織統一後東京支部としては第一回であり且は新年宴會を兼ねて可成一月中に開催したき希望なりしが種々の都合に依り二月となり中川館長の御來京を機として同月七日(土曜日)午後五時より本郷三丁目燕楽軒にて校友会を開く

〔『立命館学誌』第二六号(大正九年三月二五日)〕

### 三四 校友会大阪支部開会、支部規則

大阪校友会は曩に設立を告げたる立命館大学校友会々則に基き新に支部組織の必要を生じたるを以て二月二十日南区高津湯豆腐屋に於て臨時校友大會を

開催せり出席者左記十六名畝川常任幹事より諸般の報告に次で支部設置の必要を説明し従来の大阪校友会を解散し新に大阪支部会を組織する旨提議し議事進行上西村卓二氏を座長に推し別項の会則を審議し次に評議員十名は座長指名に幹事は互選にて夫々決定を告げ開宴支部組織に伴ふ緊張味を加へ一層添へ例に依り談論沸騰三絃に連れる歌舞等殆ど興尽きず散会せしは十一時頃なりき

#### △ 立命館大学校友会大阪支部規則

- 第一条 本会ハ立命館大学校友会大阪支部ト称シ大阪府下在任校友ヲ以テ組織ス
- 第二条 本会ハ本部事業ヲ翼賛シ會員相互ノ親睦ヲ図ルヲ以テ目的トス
- 第三条 本会ハ毎年春秋二季大会ヲ開催シ尚隨時臨時会ヲ開ク
- 第四条 本会ニ評議員十名ヲ選ビ更ニ互選ニ依リ幹事三名ヲ置キ会務ヲ処理セシム
- 前項ノ外当番幹事二名ヲ置キ大会庶務ヲ司ラシム
- 第五条 評議員ノ任期ハ一ヶ年トシ大会ニ於テ改選ス当番幹事ヨリ次回幹事ヲ指名ス
- 第六条 本会ハ諸経費ヲ支弁シ且大会補助費トシテ毎月五十錢ヲ會員ヨリ徴収ス
- 第七条 會員ハ住所職業ヲ変更シタル時ハ支部ニ通知スルモノトス
- 第八条 親睦ノ主旨ニ基キ會員中吉凶ヲ生シタル時ハ支部ニ通知スベシ支部ハ之ヲ會員ニ通知シ更ニ幹事ヲシテ祝辞並ニ弔慰ノ礼ヲ尽サシム
- 第九条 会則ノ変更ハ總會ノ決議ニ依ルモノトス
- 第十条 本会則以外ノ事項ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

〔「立命館学誌」第二六号（大正九年三月二五日）〕

#### 立命館大学校友会会則

- 第一条 本会ハ立命館大学同学会ト称ス
- 第二条 本会ハ母校ノ発展ヲ期シ會員相互ノ親睦ヲ図ルヲ目的トス
- 第三条 本会ハ立命館大学学部及専門部卒業生ヲ以テ之ヲ組織ス但シ専門部工理学学科ヲ除ク
- 第四条 本会会長ハ本学ニ在学シタル者ヲ幹事会ノ議決ヲ經テ會員ニ推薦スルコトヲ得
- 第五条 本会ノ本部ヲ母校内ニ置ク
- 會長必要ト認ムルトキハ幹事会ノ議決ヲ經テ必要ナル地ニ支部ヲ置クコトヲ得
- 支部ニハ支部長ヲ置クコトヲ得
- 第六条 本部ハ毎年一回總會ヲ開ク
- 第七条 本会ニ左ノ役員ヲ置キ其ノ任期ヲ二ヶ年トス
- 一、會長 一名
- 一、副會長 一名
- 一、幹事 若干名
- 一、常任幹事 若干名
- 一、評議員 若干名
- 會長、副會長、評議員ハ總會ニ於テ選挙シ幹事ハ評議員中ヨリ互選シ常任幹事ハ幹事中ヨリ互選ス
- 第八条 會長ハ評議員会ノ議ヲ經テ顧問ヲ推薦スルコトヲ得
- 第九条 會長ハ本会ヲ代表シ会務ヲ統轄ス
- 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス
- 幹事及常任幹事ハ常務ヲ処理ス
- 評議員ハ重要ナル事項ヲ議決ス
- 第十条 本会ノ経費ハ会費其他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

(二) 立命館大学学友会關係

三二六 学友会「演習会」内規

学友会ハ明治四十三年ヲ以テ設立セラレ学友会報ヲ発行シ會員意思疏通ノ機  
関トナシ校ノ内外歩調ヲ一ニシテ日進月歩ノ状アリシモ数年以前ヨリ頓ニ衰退  
シ就中法学会部及経済学会部ノ如キハ名ノミ存シテ其実無キニ致レリ因テ大正  
六年十月一同相議シテ之レカ復活ヲ謀リ其第一着トシテ定期演習会ヲ開催スル  
ニ決シ学友会ノ本規約ニ從ヒ次ノ内規ヲ設ク

内 規

名称及會員

第一 条 本演習会ハ学友会ノ一部タル法学会部及経済学会部ノ聯合シタル

モノニシテ学友會員中ノ有志者ヲ以テ之レヲ編組ス

目 的

第二 条 本会ハ弁論ヲ練磨シ親睦ヲ厚ウスルヲ以テ目的トス

会 費

第三 条 本会ノ会費ハ凡テ学友會費ヨリ支弁スルコト

委 員

第四 条 本会ハ意思疏通ヲ円滑ニスルノ目的ヲ以テ左ノ委員ヲ置ク

法科各学年ヨリ二名宛

経済科各学年ヨリ一名宛

委員ハ毎年十月中ニ各学年ニ於テ改選スルコト但シ再選ヲ妨ケス

決議及採決

第五 条 本会ノ決議ハ出席者ノ多数ヲ以テ採決スルコト

会日、会場及開會能力

第六 条 本会ハ毎土曜日之レヲ開キ会場ハ当分ノ内階下教室トス、他学年

ニ支障アルトキハ一ケノ学年ノミニテモ開催スルコトヲ得

主 催

第七 条 本会ハ会日毎ニ各学年交互其主催ノ任ニ当ルモノトシ其順序ヲ左

ノ通り定ム

一、第一学年

二、法科第二学年

三、経済科第三学年第二学年共同

四、法科第三学年

演習ノ方法

第八 条 本会ハ弁論會、討論會、擬裁判、擬國會等苟クモ本会ノ目的達成

ニ必要ナル方法ハ凡テ之レヲ催スコトヲ得之レカ選択ハ主催学年ニ  
一任シ遅クモ其週ノ土曜日マテニ揭示スルコト

臨時大会

第九 条 本会ハ時機ヲトシテ例会以外ニ於テ校外学友ト聯合シ或ハ独立シ

テ大会ヲ開催スルコトアルヘシ

通 信

第十 条 在校者間ノ日常ノ通信ハ学友會揭示所ニ之レヲ掲ケ校外者ノタメ

ニハ専ラ立命館学誌ニ記載ス

附 記

大正六年十月当選委員左ノ如シ

第一年、 井内龍雄、武野鐵治、

第二年法 科、佐藤啓亮、大森正一、

第二年經濟科、中吉茂乙、

第三年法 科、秋山静夫、清原快三、

第三年經濟科、神波克衛、

〔立命館学誌〕第二二号（大正六年）

### 三七 立命館大学主催全国大学学生弁論大会〔広告〕

#### 立命館大学主催全国大学学生弁論大会

オール関西に於て弁論界の覇者として将又私学の權威として常に触目せられ居る本学は現代社会の文化的機運に促されて此処に全国三十有余校の大学及専門学校の新人を招聘為し忌憚なく時論を闘す可く来る七月三日正午十二時より昼夜二回に分ち於て当市岡崎公会堂に右の趣旨に依り弁論会を開催す願くば此の機を失せず校友及学生諸君の来会と熱烈なる応援あらんことを乞ふ

〔「立命館学誌」第四一号（大正二〇年六月）〕

### 三八 立命館大学校友会規則変更ノ件

立命館大学々友会規則別紙ノ通り変更相成り然ルベキヤ

〔別紙〕

#### 立命館大学々友会規則

名称

第一条 本会ハ立命館大学学友会ト称ス

目的

第二条 本会ノ目的ハ會員ノ心身ヲ修養シ校風ノ發揚ヲ計リ兼テ會員相互ノ親睦ヲ図ルニ在リ

會員

第三条 會員ヲ分チテ左ノ三種トス

一、通常會員 立命館大学法学部、予科及専門学部ノ学生生徒

二、特別會員 立命館大学職員及講師

三、會友 立命館大学校友會員

事業

第四条 本会ノ目的ヲ達センカ為メ左ノ諸部ヲ置ク

一、總務部（一切ノ庶務ヲ司ル） 一、會計部 一、講演部

一、庭球部 一、剣道部 一、陸技部 一、野球部 一、相撲部

一、柔道部 一、音楽部 一、馬術部

役員

第五条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 立命館長ヲ推薦ス

會長ハ本会ヲ代表シ會務ヲ總理ス

一、副會長 立命館大学職員中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス

一、部長 立命館大学職員中ヨリ會長之ヲ委嘱ス（各一部一名宛）

部長ハ各主管部ノ事業ヲ監督指導シ外部ニ対シ部ヲ代表シ

且ツ重要ナル會務ニ参与ス

一、学生幹事 学部及予科ハ各学年毎ニ二名宛、専門部ハ各学年

毎ニ三名宛、毎学年初ニ互選ニヨリ選出ス 互選期日ハ總

務部長之ヲ定ム学生幹事ハ所属学年ヲ代表シ本会ノ重要ナル事務ニ参与ス

一、委員 各部若干名

委員ノ員數ノ選出ノ時日ノ方法ハ各部長之ヲ定ム

委員ハ部長指導ノ下ニ部務ヲ処理ス

一、會計 立命館大学會計主任之ニ當リ直接金錢ノ出納ヲ司

ル

一、庶務 立命館大学庶務主任之ニ当リ総務部長ヲ補佐ス  
役員会

出ノ請求ハ必ス備付ノ金銭出納簿ニヨリ且ツ各部長及會計部長ノ  
証印ヲ得テ之ヲナス  
第二 条 金銭ノ前払ハ不得已ノ場合ノ外之ヲ許サス

第六 条 役員会ハ部長及学生幹事ヲ以テ組織ス  
第七 条 役員会ハ会長之ヲ召集ス

〔一回議書〕（大正一五年一〇月六日）

役員五名以上ノ請求アル時ハ会長ハ役員会ヲ召集スル事ヲ要ス  
第八 条 役員会ハ本会ノ予算其他一切ノ重要ナル事案ニ付キ決議ス

第九 条 役員会ノ議事ハ部長及学生幹事各半数以上出席シ過半数ニヨリ之

ヲ決ス 但シ可同数ナル中ハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十 条 庶務ハ議事ヲ筆記シ議長檢閲ヲ請フヘシ

議長ハ役員会ノ結果ヲ會長ニ報告ス

第十一 条 役員会ノ決議ハ會長ノ認可アルニ非レハ其ノ功ヲ生セス

第十二 条 本会員ハ左ノ區別ニ從ヒ會費ヲ據出ス

一、通常會員 年額參円 但シ二回ニ分納

一、特別會員 未 定 但シ專任教授講師

一、會 友

第十三 条 通常會員ハ入会ノ際入会金トシテ金壹円ヲ納付スヘシ

第十四 条 各部ハ役員会ノ決議ヲ經テ必要ニ応シテ部費ヲ徵收スル事ヲ得

第十五 条 各部ノ臨時収入ハ會長ノ許可ヲ得テ當該各部ノ經費ニ充当スルヲ

得

第十六 条 會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十七 条 各部委員ハ毎年十一月末日迄ニ其翌年度經費請求書ヲ作成シ各部

長ニ提出スヘシ

第十八 条 會長ハ毎年十二月十日迄ニ役員会ヲ召集シ翌年度ノ收入ヲ案シ前

条ノ經費請求書ニ基キ翌年度ノ予算案ヲ作成審議セシム

第十九 条 入会金及各年度剰余金ハ本会基本金ニ繰り入ル

### 會計細則

第一 条 各部ハソレソレ金銭出納簿ヲ備ヘ明確ニ收支ヲ記載スヘシ金銭支

立命館組織に関する資料―戦後編

立命館組織に関する資料一覧—戦後編

年月日	事項	組織・機構・体制の概要	資料名	掲載頁
一九四〇(昭三) 九・二四	学園改革着手(大学等学則改正決定)	旧来の教育方針を打破し、民主主義を基本とする学園改革に着手—先ず大学、専門学校学則改正。	三三四〔学園改革着手(学則改正)〕 (参照・資料七八〇)	142
一九四〇(昭三) 九・二九	学園改革(最高協議会廃止)	最高協議会を廃し、学園運営は理事会によることとする—内規一部改正。	三三五〔学園改革、立命館内規一部改正〕	142
一九四〇(昭三) 二・一	学友会結成	立命館大学・専門学校学友会結成。	五八一 学友会の新発足に当つて…………… 319 五八二 学友会の運営について…………… 320 五八三 学友会自治の展開急速調…………… 320 五八四 立命館学友会会則…………… 321 五八五 立命館大学一部学友会会則…………… 323 五八六 立命館大学二部学友会会則…………… 325 五八七 立命館大学学友会中央委員会規約…………… 327 五八八 学友会各部所属団体…………… 328	
一九四五(昭二〇) 二・一	学園改革(改革基本方針提示等)	・教授・学生代表との懇談をふまえ、学園改革基本方針(五項目)提示。 ・役員総辞職決議。	三三六〔学園改革基本方針提示、役員総辞職決議〕…………… 142	
一九四五(昭二〇) 二・六	学園改革(基本方針、新学長・理事長決定) 末川学長、岡理事長就任	・学園改革基本方針(五項目)決定。 ・松井元興学長辞任—名譽総長に推挙。 ・後任 末川 博推挙(一一・一〇就任認可)。 ・理事長 岡 善吉、専務理事 竹上孝太郎 決定。 ・寄附行為改正委員決定(理事六名)。	三三七〔学園改革基本方針決議、理事長・専務理事選任、学長推挙等〕…………… 143	
一九五〇(昭二五) 三・九	副理事長設置	副理事長設置、小田美奇穂就任。	三三八〔副理事長選任〕…………… 144	
一九五六(昭三一) 一・六	内規改正、館則制定(財団機構)	内規を「立命館館則」に改める—財団の機構整備。 ・理事長—総務部長(庶務、人事、農林、校友課)、 財務部長(経理、会計、文具配給課)、医務部長 (医務、薬剤事務課)。 ・学長—学生部長(学生部、教務課)。	三九二 財団法人立命館館則…………… 176	

<p>一九九(昭三) 二・三      常任監事制</p> <p>一九九(昭三) 五・四      部長の理事会出席</p> <p>一九九(昭三) 三・七      中川幹太、役職辞任</p> <p>一九七(昭三) 三・八      寄附行為改正(財団機関等改正、口語体による全面改正)</p>	<p>一九九(昭三) 一・六      寄附行為改正(学園改革にもとづく大幅改正)</p>	<p>・ 部長会—学長、学監、部科長、学生部長。      ・ 中学部長—各校長。      ・ 校長会—部長、各校長。      ・ 最高機関である総長、学長、理事長、協議員会長の職責。      右四名で「審議会」組織—審議事項。</p>
<p>常任監事(一名)設置。</p> <p>法・経・文・理・工・予科・中学の各部長、理事会出席申合。</p> <p>総長事務取扱中川幹太、役職辞任。</p> <p>寄附行為を改正し、財団機構の民主化を図る—文言体を口語体に改める。</p> <p>・ 役員規定改正      総長制廃止、督学廃止。      理事二一名(一四名を評議員会で選挙、七名を専任教員で互選)。</p>	<p>創立者死去と敗戦を機に大幅改正—国家主義的教育方針等の改正、立命館由来削除、その他。      ・ 東亜・国体学・国防学研究所、日本刀鍛錬所廃止、立命館研究所設置。      ・ 役員改正      総長一名—任期五年(在任中理事)。      理事七—一五名—任期三年(外に、総長は二名以内の終身理事指名可)、理事長、副理事長、専務理事 各一名、常務理事 若干名。      監事三名以内—任期二年。      協議員三五—五〇名—任期三年、会長、副会長。      督学三名以内。      顧問若干名。</p>	<p>三二九 寄附行為改正認可申請ノ件……………119</p> <p>三三〇 財団法人立命館寄附行為……………120</p>
<p>三三九 (常任監事選任)……………144</p> <p>三四〇 理事会申合事項……………144</p> <p>三三一 財団法人立命館寄附行為……………123</p> <p>三三二 財団法人立命館寄附行為改正理由……………125</p>	<p>三三九 (常任監事選任)……………144</p> <p>三四〇 理事会申合事項……………144</p> <p>三三一 財団法人立命館寄附行為……………123</p> <p>三三二 財団法人立命館寄附行為改正理由……………125</p>	<p>三三九 寄附行為改正認可申請ノ件……………119</p> <p>三三〇 財団法人立命館寄附行為……………120</p>

一九七(昭三) 五・二〇	学制改革委員会設置	学長―在任中理事、定数外(教学事項統理)。 理事長(経理事項統理)、副理事長、専務理事各一名、常務理事若干名。 監事三名(評議員会で選挙)。 評議員(協議員改称)五〇名(二五名を理事会で、二五名を上記の者で選挙)。	四九五 (学制改革委員会設置)……………	269
一九七(昭三) 七・二二	拡充後援会結成	校友・教員・学生による「拡充後援会」結成―総合大学としての施設充実推進のため。	五五六 拡充後援会結成……………	300
一九七(昭三) 一〇・二二	教職員組合結成	・昭二一・六 立命館広小路学園教職員会結成(左記組合の前身)。同時期、立命館中学校教職員組合結成。 ・立命館教職員組合結成。	五七五 立命館教職員組合の結成…………… 五七六 立命館教職員組合の歩み…………… 五七七 立命館教職員組合規約……………	310 312 313
		・昭二二・六 立命館広小路学園教職員会結成(左記組合の前身)。同時期、立命館中学校教職員組合結成。 ・立命館教職員組合結成。	五七八 立命館教職員組合連合規約……………	315
一九七(昭三) 一一・二四	顧問選任	顧問六名(学界、校友、実業界より各二名)。	三四一 顧問推薦の件……………	144
一九七(昭三) 一二・二九	常務理事会設置	常務理事四名選任、総長・正副理事長を加え常務理事会設置。	三四二 常務理事(会)設置の件……………	145
一九八(昭三) 二・二〇	寄附行為一部改正(総長制)	学長を「総長」に改正。	三三三 寄附行為中一部改正の件……………	127
一九八(昭三) 三・二五	学設置(学校教育法による)立命館大学設置(認可)	法・経済・文学部(一、二部)。 入付√昭二四・二・二二 理工学部(三・二五 同二部)	(参照・資料八五、九一)	
一九八(昭三) 四・一九	人文科学研究所設置(研究所)	・昭二〇・一一・一四 立命館研究所設置(東亜・	三九三 立命館大学人文科学研究所規程……………	182

一九四六(昭三) 四・四	拡充部設置 拡充委員会設置	委員会設置) 国体学・国防学研究所廃止。 人文科学研究所設置。 職員―所長、研究員、主事、事務員。 研究所委員会―所長、法・経・文各一名。 総合グラウンド建設に関連して「拡充部」設置(施設・会計課)。 なお、理事会諮問機関として「拡充委員会」設置(学友会、父兄会、校友会、教職員)。 △付▽1. 昭三・一〇・五 拡充委員会々々則制定(拡充部設置規程廃止)。 委員―理事五、総務一、教職員六、校友五、学生六。 2. 昭三・一二・二四 拡充委員会解散。 館則全面改正 機構と職員(身分関係)に整備。 事務機構 秘書室(秘書、教務課)、総務部(庶務、人事、文書課)、財務部(経理、会計、業務課)、保健部(医務、体育課)、学生部(補導、厚生課)、各教科(教 学課)、研究所、図書館、中学校。 教員理事、教職員組合の関係により理事辞任、常務 理事会解消―当面、理事会内に学生、拡充部門担当 委員決定。	三九四 〔拡充部設置〕……………182
一九四六(昭三) 五・三	事務機構全面改正	昭三・一二・二四 拡充委員会解散。 館則全面改正 機構と職員(身分関係)に整備。 事務機構 秘書室(秘書、教務課)、総務部(庶務、人事、文書課)、財務部(経理、会計、業務課)、保健部(医務、体育課)、学生部(補導、厚生課)、各教科(教 学課)、研究所、図書館、中学校。 教員理事、教職員組合の関係により理事辞任、常務 理事会解消―当面、理事会内に学生、拡充部門担当 委員決定。	三五八 〔拡充委員会解散〕……………301 三九五 財団法人立命館館則……………183
一九四六(昭三) 六・八	常務理事会解消、担当委員選任	昭三・一二・二四 拡充委員会解散。 館則全面改正 機構と職員(身分関係)に整備。 事務機構 秘書室(秘書、教務課)、総務部(庶務、人事、文書課)、財務部(経理、会計、業務課)、保健部(医務、体育課)、学生部(補導、厚生課)、各教科(教 学課)、研究所、図書館、中学校。 教員理事、教職員組合の関係により理事辞任、常務 理事会解消―当面、理事会内に学生、拡充部門担当 委員決定。	三四三 理事会の運営について……………145
一九四六(昭三) 九・	全学協議会発足	昭三・一二・二四 拡充委員会解散。 館則全面改正 機構と職員(身分関係)に整備。 事務機構 秘書室(秘書、教務課)、総務部(庶務、人事、文書課)、財務部(経理、会計、業務課)、保健部(医務、体育課)、学生部(補導、厚生課)、各教科(教 学課)、研究所、図書館、中学校。 教員理事、教職員組合の関係により理事辞任、常務 理事会解消―当面、理事会内に学生、拡充部門担当 委員決定。	五五九 立命館大学全学協議会々々則……………301 五六〇 〔全学協議会設置〕……………302 五六一 〔授業料、グラウンド問題に関する一部学費交 渉委員会の要求および理事会の回答〕……………302 五六二 〔全学協議会について〕……………303
一九四六(昭三) 二二・二六	末川総長辞表処理	昭三・一二・二四 末川総長辞表提出。 理事会留任要請(辞意固く)―辞表受理保留、総	三四四 末川総長辞表提出につきこれが受理に関する

一九四九(昭二四) 一・二	<p>寄附行為改正(総長、理事会、評議員会事項等)</p>	<p>長選挙規程(公選制)作成を決定。        入付√昭二四・一・七 辞表受理保留を末川総長了承。        総長選挙規程起草委員会決定(理事二、評議員二、部科長二、組合二)。</p>	<p>件……………145        三四五 末川総長辞表提出につきこれが処理に関する件、その他……………146</p>
一九四九(昭二四) 一・四	<p>末川総長辞表受理        総長事務取扱選任</p>	<p>理事・評議員合同協議会で次の点決定。        ・辞表受理了承(教授会、組合は止むなし、学友会は留任懇請決議)。        ・総長事務取扱選任―橋本 循(文学部長)        (二・八 同氏病氣中、総長事務取扱代行―井上 次郎、西村信雄)。        ・理事、評議員の一新決定(現役員辞任し、新寄附行為により選挙)。</p>	<p>三四六 末川総長辞表提出につきこれが受理に関する件……………146        三四七 総長辞任のことば―学生諸君に望む……………147        三四八 責任は理事会に―教組総会で決議文……………147        三四九 末川問題と学生―学園民主化への団結……………148</p>
一九四九(昭二四) 二・七	<p>理事会、評議員会運営規程制定</p>	<p>・理事会、評議員会の運営に関する規程制定―当分の間。        教職員、学生代表は傍聴可。        理事、監事と評議員会の交流。        分科委員会設置(総務、財務、企画、渉外)。        常任評議員設置。</p>	<p>三五〇 理事会並評議員会の運営に関する規程……………149</p>
一九四九(昭二四) 二・七	<p>北川理事長選任        総長選挙規程制定</p>	<p>・新理事長に理事北川敏夫を選任。</p>	<p>三五二 立命館総長選挙規程……………150        三五三 正副理事長互選の件……………150</p>

一九四九(昭西) 三・三	総長選挙、末川 博当選	職員、学生、生徒の互選による選挙人の間接選挙。 ・総長選挙の結果―末川 博圧倒的多数で当選。 理事会代表、総長就任要請。 ・三・二五 理事一同、再出馬懇願書提出。 末川 博 総長就任。	三五三 総長選挙の結果について……………151
一九四九(昭西) 四・三	末川 博総長就任	専務理事 藤井兵二郎。	三五四 立命館総長就任開申について……………151 三五五 われらが末川総長帰任の弁……………152
一九四九(昭西) 四・三〇	専務理事選任	立命館大学校友会再建全国大会開催。	三五六 評議員中より専務理事一名推薦の件……………152
一九四九(昭西) 二・二七	校友会再建	校友会長 小田美奇穂。	五七一 (校友会再建委員委嘱)……………307 五七二 立命館大学校友会再建全国大会決議録……………307 五七三 立命館大学校友会々々則……………308 五七四 立命館大学校友会京都支部会則……………308
一九四九(昭西) 三・一	学園後援会結成	学生・生徒の父母等により「立命館学園後援会」結成―学園・学生生徒の行う事業援助、施設の拡充整備資金募集その他。 役員―会長一、副会長二、評議員、幹事若干名。	五九三 立命館学園後援会規約……………333 五九四 立命館学園後援会趣意書……………334
一九五〇(昭五) 三・四	大学院設置(認可)	修士課程―法学研究科(民法法、経済学研究科(経済政策)、文学研究科(東洋思想))。 (注)以降の研究科、専攻増設の記事は省略(資料集第一集を参照)。	(参照・資料九八―一〇〇)
一九五〇(昭五) 三・六	専務理事解任、選任	藤井専務理事解任、山田実 専務理事就任。	三五七 (専務)理事解任並理事選任の件……………153
一九五〇(昭五) 五・一	学生数、教職員数	・学生数 旧制大学 七四二名(一部四四二、二部三〇〇) 新制大学 六、八三二名(二部三、六三六、二部三、一九六) 専門学校 一、五八七名(一部七八七、二部八〇〇) 同 別科 五二九名(一部一四一、二部三八八) 短期大学 一六七名(一部二三、二部一五四) 大学院 五九名(一部一八、二部四一) 合 計 九、九一六名(一部五、〇三七、二部	(参照・八十五年史略年表―付属資料)

		<p>四、八七九</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員数(大学、法人)</li> <li>大学教員 一三七名(助手を含む)</li> <li>職員 一二三名</li> <li>合計 二六〇名。</li> </ul>	
一九〇(昭五) 五・三	大学協議会設置	<p>大学協議会設置—学部、大学院、短大、専門学校並に図書館、研究所等に関する事項審議。</p> <p>構成—総長(議長)、協議員学部各三(学部長他二)。</p> <p>△付√昭二八・三・一八 大学協議会運営要項決定。</p> <p>昭三五・九・一 大学協議会規定制定。</p>	<p>三九六〔大学協議会設置〕……………187</p> <p>三九七 立命館大学協議会運営要項……………187</p> <p>三九八 大学協議会規定……………189</p> <p>三九九〔立命館館則改正〕……………190</p>
一九〇(昭五) 五・四	事務機構大幅改正	<p>館則改正—事務機構大幅改正。</p> <p>・事務局(局長—山田専務)―職員課、総務課、校友課、財務課、会計課</p> <p>・監事室・医務室</p> <p>・学部―学生課、体育課・学務部(一二・一〇学務課に改称)・各学部教務課</p>	
一九〇(昭五) 五・五	創立五十周年記念事業事務局設置	<p>創立五十周年記念事業の事務掌理のため「同記念事業事務局」設置—資金調達、刊行物編集。</p> <p>△付√昭二六・七・一四 右同参与規程制定。</p> <p>昭二九・六・二五 右事務局規定、参与規程廃止。</p>	<p>四〇〇 立命館創立五十周年記念事業事務局規定……………192</p> <p>四〇一 立命館創立五十周年記念事業事務局参与規程……………193</p>
一九〇(昭五) 六・〇	部長制設置	<p>教学関係の部長(および次長、主任、主事)制。</p>	<p>四〇二〔部長制について〕……………193</p>
一九〇(昭五) 二・二〇	補導会議設置	<p>・学友会の機構・組織の検討とともに補導機構強化のため「補導会議」設置—学生補導、厚生に関する根本方針協議。</p> <p>構成—総長(議長)、事務局長、各部長、補導主事(各学部)、学生部次長、同課長。</p>	<p>四〇三 学生補導の件……………193</p> <p>四〇四 立命館大学補導会議規程……………194</p>
	補導主事会議設置	<p>・補導主事会議設置—補導に関する協議機関(学生部長、各学部補導主事等)。</p>	

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生部規程制定</li> <li>・ 学生部委員会。</li> </ul>	四〇五	立命館大学学生部規程……………	194
一五二(昭六)	二・五	学校法人立命館へ組織変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>財団法人立命館を「学校法人立命館」に組織変更し寄附行為改正認可。</li> </ul>	三三六	(認可書)……………	130
		学校法人立命館寄附行為制定 (学部長・校長理事制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総長 任期四年、別の規定で選任、在任中理事。</li> <li>・ 理事一七名 任期三年、選任し学部長四、高・中学校長一、評議員五、校友会員二、清和会員一、理事長推薦三、</li> <li>・ 理事長、副理事長、専務理事各一名、常務理事若干名。</li> <li>・ 監事三名 任期三年。</li> <li>・ 評議員七六名、任期三年、選任し職員の互選二八名、卒業者二八名、理事長推薦五名、外に理事、監事。</li> </ul>	三三七	学校法人立命館寄附行為……………	131
一五二(昭六)	三・四	学部主事設置	各学部一名。	四〇六	各学部主事一名を置く件……………	195
一五二(昭六)	五・五	学寮管理体制成立(舎監制度設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寮管理体制確立のため寄宿舎規程制定。</li> <li>・ 舎監制度設置。</li> </ul>	四〇七	立命館大学寄宿舎規程……………	195
一五二(昭六)	七・六	私立大学連盟加盟	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立大学協会脱退、「日本私立大学連盟」加盟。</li> <li>△付▽昭二六・一〇・一三 日本私立大学連盟関西支部設立。</li> <li>昭三一・三・三一 社団法人日本私立大学連盟設立。</li> </ul>	四〇八	立命館大学学寮史……………	196
			<ul style="list-style-type: none"> <li>総長、専務理事の職務権限規定。</li> </ul>	三五六	私立大学協会に関する件……………	169
一五二(昭六)	九・六	寄附行為施行細則制定(総長、専務理事職務)		三八七	社団法人日本私立大学連盟定款……………	169
一五二(昭六)	一〇・三	学寮設置	学寮規程制定 学寮中川重一	三八八	日本私立大学連盟関西支部部則……………	172
一五二(昭六)	一〇・六	相談役設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談役規程制定</li> <li>△付▽昭三六・一・二七 名誉役員規定制定(右相談役規程廃止)</li> </ul>	三五九	学校法人立命館寄附行為施行細則……………	154
一五二(昭六)	二・七	大学図書館規程制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館規程を「大学図書館規程」に改正。</li> </ul>	三六〇	学校法人立命館学寮規程……………	154
				三六一	学校法人立命館相談役規程……………	155
				三六二	学校法人立命館名誉役員規定……………	155
一五二(昭六)	二・七	大学図書館規程制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館規程を「大学図書館規程」に改正。</li> </ul>	四〇九	立命館大学図書館規程……………	198

一九五(昭二七) 二・四	大学院委員会設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分館設置(理工学部)。</li> <li>・職員及び事務組織―館長、図書課長、係主任、司書、司書補、分館長。</li> <li>・図書館委員会―図書館の制度、運営に関する事項審議、法・経・理工各二、文三、研究所三。</li> <li>・連絡委員会―図書館委員会と図書館の連絡。</li> </ul>	<p>大学院委員会発足。</p> <p>△付√昭二九・六・一一 右同委員会の構成決定、委員―総長、研究科長、研究科選出の教授各一。</p>	四一〇 大学院委員会の構成に関する件……………199
一九五(昭二七) 二・八	復興委員会設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全学協議会の特別委員会として、理事会・組合・学友会代表各一〇名により「復興委員会」を構成―国庫補助、学費、人件費、学園拡充、財政等につき研究討議し、各機関に提案する。</li> <li>・大学、組合、学友会からなる「食堂管理委員会」設置―食堂経営につき理事会と契約。</li> <li>・学生部次長を二名に増員。</li> <li>・各学部に通導委員を設置―各三名</li> </ul>	<p>五六三 立命館大学復興委員会規約……………303</p>	五六三 立命館大学復興委員会規約……………303
一九五(昭二七) 五・九	食堂管理委員会設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学部長理事の選出方法改正 在任中理事と規定(評議員会で選出するを改正)。</li> <li>・教学、経営統一の観点から学部長理事制確立。</li> </ul>	<p>五六四 食堂開設の件……………304</p> <p>五六五 (立命館食堂管理委員会設置)……………304</p>	五六四 食堂開設の件……………304 五六五 (立命館食堂管理委員会設置)……………304
一九五(昭二七) 四・四	学生部役職者の増員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学部長理事の選出方法改正 在任中理事と規定(評議員会で選出するを改正)。</li> <li>・教学、経営統一の観点から学部長理事制確立。</li> </ul>	<p>四六一 学生部規程改正の件……………200</p> <p>四六一 輔導委員選出の件……………250</p>	四六一 学生部規程改正の件……………200 四六一 輔導委員選出の件……………250
一九五(昭二七) 五・四	学部長理事の増員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学部長理事の選出方法改正 在任中理事と規定(評議員会で選出するを改正)。</li> <li>・教学、経営統一の観点から学部長理事制確立。</li> </ul>	<p>三二八 学校法人立命館寄附行為中一部を変更するの件……………134</p>	三二八 学校法人立命館寄附行為中一部を変更するの件……………134
一九五(昭二七) 九・二	寄附行為の一部改正(理事選出方法等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学部長理事制確立</li> </ul>	<p>四六二 一般教育、教職科目及び体育に関する件……………250</p>	四六二 一般教育、教職科目及び体育に関する件……………250
一九五(昭二七) 六・三	一般教育委員会設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般教育、教職科目、体育の関係調整のため「一般教育委員会」設置。</li> <li>・(構成) 委員長、人文、社会、自然、英、独、教職、体育関係より各一、学部より各一、</li> </ul>	<p>四六三 一般教育連絡協議会規定……………250</p>	四六三 一般教育連絡協議会規定……………250
一九五(昭二七) 二・三	事務機構大幅改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・館則改正―事務機構大幅改正。</li> <li>・法人―総務室、人事課、経理課、厚生課、校友課。</li> </ul>	<p>四二二 学校法人立命館館則……………200</p>	四二二 学校法人立命館館則……………200

一九五(昭二八) 二・二七	常務理事就任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学―事務局―庶務課、学務課</li> <li>・学生部―学生課、体育課</li> <li>・各学部―事務室。</li> <li>・人文科学研究所、図書館、医務室。</li> <li>・高中事務室―別に定む。</li> </ul>	
一九五(昭二九) 一・一	立命館健康保険組合設立	常務理事(教学担当)に木村正路就任。 私立学校共済組合法制定に際し、独自に「立命館健康保険組合」を設立。 (注) 1. 私大では、東京六大学、関西四大学が独自に。 2. 同時に「立命館教職員年金」制度設置。 常務理事職務を定む―一般教学の調査、企画等につき総長を補佐する。	四一三 単一健康保険組合設立に関する件……………204 四一四 立命館健康保険組合規約……………204
一九五(昭二九) 一・九	寄附行為施行細則一部改正 (常務理事職務)		三六三 学校法人立命館寄附行為施行細則改正……………155
一九五(昭二九) 六・五	体育委員会設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭二九・五・二九 暫定体育委員会設置。</li> <li>・同六・五 総長諮問機関として「体育委員会」設置―体育科目の授業計画、体育教員人事等につき委員―学部代表(教授)各一、学生部長、体育教授一、(計六名)。</li> <li>・昭三四・四・二四 保健体育委員会規定制定。</li> <li>構成―学生部長(委員長)、学部代表各一、学生部次長、保健体育教員(専任講師以上)。</li> <li>・「保健体育教室」を設け、保健体育担当専任教員は教室所属とする。</li> <li>教室に主任を置く。</li> </ul>	四六四 体育に関する件……………251 四六五 体育委員会運営要項に関する件……………251 四六六 立命館大学保健体育委員会規定……………252
一九五(昭二九) 二・二九	入学試験連絡協議会設置	入学試験連絡協議会を各学部主事で組織。 入付√昭三〇・五・一七 入学試験委員会を編成―各学部主事及び教員一、事務長。	四六七 入学試験連絡協議会組織の件……………253 四六八 「入学試験委員会編成」……………253
一九五(昭三〇) 三・二五	診療所、就職課、理工学研究 所設置	診療所規程制定その他。 ・医務室を診療所に改組。	四一五 立命館診療所規程制定の件……………206

一九五(昭三〇) 五・一	学生数、教職員数	・学生部に就職課設置。 ・理工学研究所設置。	四一六 学校法人立命館館則中改正の件…………… 四一七 立命館大学理工学研究所規定制定の件…………… (参照・八十五年史略年表―付属資料)	207
一九五(昭三〇) 九・九	新校舎建設調査委員会設置	新校舎に関する調査委員会設置―学園拡充につき教 学、経営よりする調査研究。 委員―大学協議員四(各学部二)、理事会三(専務 理事、高中校長、常務理事)。	四九六 学園拡充の問題に関する意見交換会開催御通 知…………… 四九七 新校舎建設に関する件…………… 四九八 (新校舎建設に関する調査委員会の性格)……………	269 270 270
一九五(昭三〇) 二・二六	教職課程委員会設置	教職課程の教学、とくに教育実習の運営を円滑にする ため「教職課程委員会」を編成。 委員―総長(委員長)、各学部主事、教職専任教員。 △付√昭三一・二・一一 右委員会運営要項制定。 昭三六・四・二八 右委員会規定制定。	四六九 教職課程委員会編成の件…………… 四七〇 立命館大学教職課程委員会運営要項…………… 四七一 立命館大学教職課程委員会規定……………	253 253 254
一九五(昭三〇) 五・九	就職委員会設置	就職問題の重要性にかんがみ、従来の就職委員会を 改組し、全学的な「就職委員会」を設置。 委員―学部代表各一、学生部長。 △付√昭四七・二・五 就職委員会規程制定。	四七二 就職対策に関する件報告…………… 四七三 立命館大学就職委員会規程…………… 四九二 二部の運営方針に関する件……………	254 255 271
一九五(昭三〇) 六・三〇	二部運営対策委員会設置	二部入学志願者の趨勢より、二部運営方針再検討の ため「二部運営対策委員会」を編成。 委員―各学部主事、各学部一名。	四九三 立命館大学就職委員会規程…………… 四九二 二部の運営方針に関する件……………	255 271
一九五(昭三〇) 六・二四	管理課設置	「館則」中一部改正。 管理課設置―不動産取得・管理、施設・設備管理。	四一八 学校法人立命館々則中一部改正の件……………	208

一九七(昭三三) 九・六	外国語科連絡協議会設置	<p>外国語担当教員の連絡を密にし、研究・授業の充実を図るため「外国語科連絡協議会」を設置。</p> <p>外国語担当専任教員で構成、運営委員―各学部選出各二。</p> <p>△付√昭三三・五・一三 外国語科連絡協議会規定制定。</p>	<p>四七四 外国語科連絡協議会運営要項……………255</p> <p>四七五 立命館大学外国語科連絡協議会規定……………256</p>
一九七(昭三三) 二・八	臨時調査委員会設置	<p>理事会の諮問機関として「学園振興に関する臨時調査委員会」設置―学園経営の根本方針を立てるため(当面、五カ年計画の設定)。</p> <p>構成―専務理事、常務理事、四学部長、校長、四学部教授、高中教諭一、課長五(学生、学務、総務、人事、経理課)。</p> <p>△付√昭三三・二・一四 右調査委員会改組―理事会の諮問機関とし、同時に大学協議会の調査機関とする。</p> <p>構成―右に学生部長を加え、計一八名。</p>	<p>五〇一 (学園振興に関する臨時調査委員会改組)……………272</p> <p>五〇二 (参照・八十五年史略年表―委員名簿)</p> <p>五六六 学園振興の問題につき経過報告並びに今後の方針に関し協議の件……………304</p>
一九六(昭三三) 一・〇	学部五者会談設置	<p>学部内の教授会・学生の意思疎通をはかるために、各学部「五者会談」を設置。</p> <p>構成―学部長、主事、補導主事、自治会、クラス委員会。</p>	<p>(資料五〇二)</p>
一九六(昭三三) 二・四	課長会議成立	<p>課長会議機能―昭三三・二・一四 臨時調査委員会の改組にあたり、その構成中「事務職員五名(但事務打合で選任する)」(注・事務打合会は課長会議と通称)として、理事会でその機能を認める。</p> <p>△付√昭三三・一 全学協議会確認事項中「部課長会議を活用する」と確認。</p>	<p>(資料五〇三)</p>
一九六(昭三三) 九・	学内理事による会議体機能	<p>・昭二六・二・一五 学部長・校長理事制成立(学 校法人寄附行為制定)―昭二七・九・二九 学部 長理事制確立(同改正)。</p>	<p>(資料三三七、三三八)</p>

一九六〇(昭三五) 五・二六	教学部長設置		昭三五・八・一 武藤守一(経教授) 就任。	四二〇 「教学部長」に関する件……………210
一九〇(昭三五) 四・九	大学院生協議会結成		大学院(院生)協議会結成。	五八九 「立命館大学大学院協議会」の結成に関する件…329
一九〇(昭三五) 四・九	教務会議設置		学部共通教務の連絡調整を図るため「教務会議」を設置。 構成—教学部長(議長)、学部主事、事務長、教学部所属各課長。	四七七 教務会議規定……………257
一九五(昭三四) 三・一八	生活協同組合調査会結成		大学、教職組、学生による「生活協同組合調査会」を結成—生協組結成への取組み開始。	五九〇 生協組結成全学的に取りくむ……………330
一九五(昭三四) 一〇・九	六十周年記念行事委員会設置		六十周年記念行事委員会設置。 委員—理事会二、評議員会二、各学部教員四、職員二、中学校一、校友会一、学友会二。	五〇二 「六十周年記念行事委員会設置」……………272
一九五(昭三四) 四・四	名誉教授規定制定			四一九 立命館大学名誉教授規定案……………209
一九五(昭三三) 二・二元	体育館運営委員会設置		体育館運営委員会設置。 委員—学生部長(委員長)、体育科教員二、学生課長、体育課長、体育会代表二、学友会代表一。	四七六 立命館大学体育館及び広小路分館運営規程案…256
	(学内) 理事会実態化(慣行)		・右学部長理事に専務理事、校長理事を加え、昭三三・九頃までに学内理事による会議体次第に機能する—昭三八・四 常務理事制以降慣行として「学内」理事会」形成される。 (注) 1. 昭三六・三・五 理事会議事録において、全学協議会確認事項中の「理事会」は「学内理事」を意味するとの説明あり。 2. 昭四三・九・一四 大学協議会議事録に「学内」理事会」の表示あり。 3. 一九六九・四・三〇 「大学改革のための討議資料—その二」(パンフ)を「立命館大学(学内)理事会」名で提示—以降(学内)理事会名文書多数。	三六四 学園振興に関する臨時調査委員会答申書 (「学内」理事会について)……………156 三六五 「理事会」と「学内理事」の関係……………157 三六六 「(学内)理事会」標示文書(その一)、(その二)および「(学内)理事会とは」(一口×モ)……………158

一九〇(昭三三) 一〇・三	小田理事長就任	<p>〆付〱昭三五・四・二二 (大学) 事務局を教学部に改称。</p> <p>北川敏夫理事長辞任、小田美奇穂理事 理事長に就任。</p>	<p>四二一 学校法人立命館々則一部改正……………210</p> <p>三六七 理事長・専務理事・常務理事互選の件……………159</p>
一九〇(昭三五) 一〇・八	<p>広小路学舎教員研究室管理委員会設置</p>	<p>広小路学舎教員研究室の管理、使用事項を審議するため「広小路学舎教員研究室管理委員会」設置。</p> <p>委員―教学部長(議長)、学部各二、</p> <p>〆付〱昭四二・三・二九 右管理委員会廃止―教務会議事項。</p>	<p>四七八 広小路学舎教員研究室管理委員会規定……………257</p>
一九二(昭三六) 三・一	<p>企画委員会設置</p>	<p>全学協議会確認にもとづき「企画委員会」を設置―理事会、大学協議会の諮問を受けて、学園運営の計画を全学的立場から企画立案。</p> <p>委員―教学部長(委員長)、学部教授会各一、高校教員一、職員三。</p> <p>〆付〱一. 企画委員会、一九六〇(昭三五) 一六八(昭四三) 年度(毎年度委員更新)。</p> <p>2. 昭三八・三・二八 企画委員会改組―特定課題の諮問事項または自主的設定事項につき調査、企画、立案。</p> <p>委員中より教学部長を除く。</p>	<p>五〇三 全学協議会確認事項……………272</p> <p>五〇四 企画委員会規定……………273</p> <p>五〇五 企画委員会の性格と構成について……………273</p> <p>(参照・八十五年史略年表―委員名簿)</p>
一九二(昭三六) 三・八	<p>学園振興懇談会設置</p>	<p>全学協議会確認にもとづき「学園振興懇談会」を設置―学校・教職組・学生が学園振興問題につき恒常的に協議する機関。</p> <p>構成―(学校) 企画委員五、教職組五、一・二部学友会、学園振興委員会五。</p> <p>〆付〱昭三八・三・二八 学園振興懇談会改組</p> <p>構成―学校(学内理事会代表、学生部長、三部長) 教職組、学友会代表若干名。</p>	<p>五六七 立命館大学学園振興懇談会規定(案) 審議の件……………305</p>
一九二(昭三六) 四・四	<p>教学部長を理事に選任</p>	<p>武藤守一教学部長、理事(教学担当) に就任。</p>	<p>五六八 学園振興懇談会の組織・構成について……………305</p> <p>三六八 寄附行為第八条第一項第二号並びに同第五号</p>

一九六(昭三六) 四・四	体育課所属変更	「館則」中一部改正。 体育課を学生部より教学部に所属変更。	四三二 学校法人立命館々則中一部改正の件…………… 211
一九六(昭三六) 四・三	新学部設置委員会設置	企画委員会答申をふまえ「新学部(経営学部)設置委員会」を設置。 委員―総長(委員長)、法学部二、経済学部三、文 ・理工学部各一。	五〇六 新学部に関する件…………… 274
一九六(昭三六) 二・四	入試統一事務室編成	全学部の入試願書受付事務の統一取扱いのため「統一受付事務」体制を編成。 要員―法一、経二、文一、責任者一 計五名。 △付√昭三七・一二・二〇 入試業務全般にかかわる事務を全学的に統一遂行するものとして「入学試験事務室」を編成。 要員―学務課二、各学部一(計五)、その他 応援要員、責任者学務課長。	四三三 入学願書受付事務の統一取扱いについて…………… 211 四三四 昭和三八年度入学試験事務室編成要項…………… 211
一九六(昭三六) 二・七	三部制(教・総・財)設置	館則改正。 三部制設置に伴い、事務機構大幅改正(注・現行事務機構の基本)。 (○改正) ○総務部(総務、職員、校友課)、○財務部(財務、会計、管理課)、○教学部(教学、学務、体育課)、学生部(学生、就職課)、各学部事務室、図書館、人文科学研究所、理工学研究所、診療所、高中学校。 (注) 昭三八・一・一八 施行(業務協議会等の関係で一力年余を経過)。 ・職員部長(総務、財務)就任。	四三五 (立命館々則改正理由)…………… 212 四三六 学校法人立命館々則改正…………… 213
一九六(昭三七) 二・五	生活協同組合設立	立命館大学生活協同組合設立總會開催 定款、事業計画、人事を決定。	五九一 生協、正式に発足…………… 330 五九二 立命館大学生活協同組合定款…………… 331
一九六(昭三七) 四・一	経営学部設置(一・二〇認可)	経営学部(一部)設置。同事務室設置。	(参照・資料一二二、一二五、一二三、一二三二)

一九六(昭三〇)	八・〇	寄附行為一部改正(役員、評議員定数等)	役員、評議員定数、理事選任方法改正。 理事一七(一七名)、 高中校長一、評議員五、校友会二、清和会員 一、理事長推薦四、総長、学部長、教学部長。 ・監事二(三名(↑二名))。 ・評議員七五(七九名(↑七六名))、 職員二八、卒業生二八、理事長推薦五、理事、 監事。	三六九 三六九(常務理事事務取扱選任)…………… 四三〇 二部協議会規定……………	二二六	二部協議会準備委員会設置	二部協議会準備委員会設置	一九六(昭三〇) 七・六
一九六(昭三〇)	二・九	専務理事辞任	山田 実専務理事辞任。	三六九 三六九(常務理事事務取扱選任)……………	二二九	専務理事事務取扱選任	専務理事事務取扱選任	一九六(昭三〇) 二・九
一九六(昭三〇)	四・一	二部体制発足	・二部協議会設置—各学部教授会にかり二部教学の重要事項を審議、 学部選出の各四名の委員で構成(任期二年)。 ・二部事務室設置、 勤務年限、勤務時間等定める。 ・二部関連部課—時差体制で整備。	四三〇 二部協議会規定…………… 四三一 二部事務室編成要領……………	二一八	二部体制発足	二部体制発足	一九六(昭三〇) 四・一
一九六(昭三〇)	九・二	部落問題対策会議設置	部落問題対策会議設置。 構成—大学(総務部)、教学部、学生部、教職課程教室、人文科学研究所。	五〇七 〔部落問題対策会議設置〕……………	二七四	部落問題対策会議設置	部落問題対策会議設置	一九六(昭三〇) 九・二
一九六(昭三〇)	九・二	入学試験委員会改組	昭和三八年入試のシステム変更を経て、入試全般の集中化を図るため「入学試験委員会」改組。 委員—教学部長(委員長)、大学協議員三(副委員長、総主査、副総主査)、各学部主事。	四七九 入学試験委員会の改組について…………… 四八〇 入学試験委員会規定……………	二五八 二五九	入学試験委員会改組	入学試験委員会改組	一九六(昭三〇) 九・二
一九六(昭三〇)	一・三	国庫負担に関する委員会設置	一九六三・一二・二〇付各学部教授会の私学助成に関する声明を契機として「国庫負担に関する委員会	四八一 国庫負担に関する委員会発足…………… 四八二 立命館大学国庫負担に関する委員会規程の制……………	二五九 二五九	国庫負担に関する委員会設置	国庫負担に関する委員会設置	一九六(昭三〇) 一・三
一九六(昭三〇)	四・一	経営学部(二部)設置	経営学部(二部)設置。 二部対策要綱にのっとり、二部教学新体制整備のため「二部協議会準備委員会」を設置。 委員—各学部二。	四二七 経営学部設置準備事務室設置規定…………… 四二八 二部協議会準備委員会発足する…………… 四二九 二部協議会準備委員会運営要綱……………	二一六 二一七 二一七	経営学部(二部)設置	二部協議会準備委員会設置	一九六(昭三〇) 四・一

<p>一九四(昭三九) 三・四</p>	<p>全関西私立大学国庫補助促進同盟結成</p>	<p>を組織。 委員—各学部三(計一五名)、うち委員長、副委員長一、事務局員五。 〔付〕一九七五・一二・一三 国庫負担に関する委員会規程制定—(委員) 各学部国庫負担に関する委員二、うち委員長、副委員長、事務局長、同次長各一。</p>	<p>定に関する件……………260 四八三 国庫助成関西協議会要綱および国庫助成に関する全国私立大学教授会連合要綱……………261</p>
<p>一九四(昭三九) 三・〇</p>	<p>新学部設置調査委員会設置</p>	<p>名古屋以西の六六大学で「全関西私立大学国庫補助促進同盟」結成。 (注) 二・一六 結成のための第一回打合せを立命館で開催。 学園振興基本要綱にもとづき産業社会学部の設置案を策定—「新学部設置に関する調査委員会」設置。 委員—学部各一、教学部長、社会学関係二。</p>	<p>五〇八 (新学部設置に関する調査委員会設置)……………275 三九〇 全関西私立大学国庫補助促進同盟規約……………174 三八九 (全関西私立大学国庫補助促進同盟結成)……………173</p>
<p>一九四(昭三九) 四・八</p>	<p>寄附行為、同施行細則改正 (常務理事制)</p>	<p>・専務理事制を廃し、常務理事制設置。 ・寄附行為改正。 理事の選任—総長推薦一名(教学部長理事削除)。理事代表権—理事長のみ。 ・寄附行為施行細則 常務理事設置(二名)—教学担当(総長補佐、教学日常業務)、総務・財務担当(理事長補佐、総務・財務日常業務)。 常務理事会設置—理事長、副理事長、常務理事。 ・常務理事就任(初代) 教学担当 小椋広勝 昭三九・四・一八。 総務・財務担当 橘 清 昭三九・六・二六。</p>	<p>三七〇 常務理事制発足—その機構と役割……………159 三三〇 寄附行為変更の条項及び事由……………135 三七一 学校法人立命館寄附行為施行細則改正の件……………160</p>
<p>一九四(昭三九) 四・</p>	<p>学寮委員会設置</p>	<p>寮問題についての確認(昭三九・二・一四学振懇)にもとづき「学寮委員会」設置。 構成—舎監、学生部、補導主事。</p>	<p>四八四 (学寮委員会等設置)……………262</p>

一九四(昭三) 五・二	教学対策会議設置	プロゼミ実施、一般教育を軸とする教学全般の充実、改善を審議するため「教学対策会議」を組織。 構成―各学部主事・調査委員長、一般教育連絡協、外連協、保健体育、教職課程各委員会の代表者。 ・立命館七十周年記念事業委員会設置。 委員―理事全員、評議員会議長、各学部・高中学校教員各一、 顧問―各界有力者二十数名、(代表石原廣一郎) 名誉委員長―総長、委員長―理事長、副委員長―副理事長 ・立命館創立七十周年記念事業委員会事務局規定制定。 △付√昭四六・五・三一 長期計画事業事務局に改称。	四八五 (教学対策会議設置) ..... 263
一九四(昭三) 六・三	七十周年記念事業委員会設置 七十周年記念事業委員会事務局設置	△付√昭四三・六・八 一般教育研究センター規定改正―「一般教育センター」とし、構成に外連協、保健体育教室選出委員を加える。 室長を廃し、委員長とする。	四八七 「一般教育研究センター規定」改正 ..... 264
一九四(昭三) 三・五	一般教育研究センター設置	一般教育の研究活動を組織し、その充実改善を図るため「一般教育研究センター」設置。 機関―室長、運営委員会(学部・二部協各一、一般教育担当者 若干名) 常任委員(運営委員二)。 △付√昭四三・六・八 一般教育研究センター規定改正―「一般教育センター」とし、構成に外連協、保健体育教室選出委員を加える。 室長を廃し、委員長とする。	四八六 一般教育研究センター規定 ..... 263
一九五(昭四) 一・六	一般教育会議設置	「一般教育会議設置」―一般教育研究センターと各学部教授会の連絡を密にするため。 構成―教学部長(議長)、各学部・二部主事、センター室長、同常任委員。 (注) 昭四三・六・八 右一般教育会議規定廃止。	四八八 立命館大学一般教育会議規定 ..... 264
一九五(昭四) 一・五	寄附行為一部改正(理事、評議員定数)	理事、評議員定数増(産業社会学部増設に伴い)。 ・理事 一七―二二名(↑一七―二〇名)。	三三一 学校法人立命館寄附行為 ..... 136

一九五(昭四〇) 三・三	衣笠庶務課設置	・評議員七五〇名(↑七五〇七九名)。 経済・経営学部衣笠移転に伴い「衣笠庶務課」設置―衣笠学舎における総務・財務部業務の一部担当。 産業社会学部(一部)設置。同事務室設置。	四三三 学校法人立命館館則改正……………220
一九五(昭四〇) 四・一	産業社会学部設置(一・二・二五認可)	主任制を廃し、課長補佐制設置(分室分館のみ)。 △付√1. 一九七七・一〇・二七 改正―分室・分館に限ることなく課に置く、任期三年。 2. 一九八三・七・二〇―保留の社会科学系学部事務室に補佐を置く。八四年高中。	四三四 学校法人立命館々則改正……………221 四三五 課長補佐制度の改正要項……………221 (参照・資料一三六―一四一)
一九五(昭四〇) 四・九	課長補佐制設置	・学生数 学部一部一五、〇五五、二部四、七〇三、計一九、七五八名 大学院 修士二二二、博士二二 計二三四名 合計一九、九八二名。 ・教職員(大学、法人) 大学教員二六五(内助手四〇)、職員二六一、合計五二六名。	(参照・八十五年史略年表―付属資料)
一九五(昭四〇) 五・一	学生数・教職員数	部活問題パンフレット編集委員会設置 「総長選挙規定改正準備委員会」の設置について(昭四〇・九)にもとづき、「総長選挙規定改正準備委員会」発足―規定改正準備のための資料蒐集、問題整理にあたる。 委員―理事会、大学協議会各三名。 △付√昭四二・一・二〇 学園振興懇談会を経て「総長選挙規定改正案起草委員会」五・二六発足。 委員―理事・監事三、大学協議員三、評議員一、学部・高中教員五、職員三。	五二〇 部活問題小冊子編集に関する件……………276
一九六(昭四二) 一・元	総長選挙規定改正準備委員会設置	「総長選挙規定改正準備委員会」の設置について(昭四〇・九)にもとづき、「総長選挙規定改正準備委員会」発足―規定改正準備のための資料蒐集、問題整理にあたる。 委員―理事会、大学協議会各三名。 △付√昭四二・一・二〇 学園振興懇談会を経て「総長選挙規定改正案起草委員会」五・二六発足。 委員―理事・監事三、大学協議員三、評議員一、学部・高中教員五、職員三。	五二一 「総長選挙規定改正準備委員会」の設置について……………276
一九六(昭四二) 一・元	総長選挙規定改正案起草委員会設置	委員―理事、大学協議会各三名。 △付√昭四二・一・二〇 学園振興懇談会を経て「総長選挙規定改正案起草委員会」五・二六発足。 委員―理事・監事三、大学協議員三、評議員一、学部・高中教員五、職員三。	五二二 総長選挙規定改正案起草委員会発足す……………276

一九七(昭四)	五・三	同和教育に関する小委員会設置	大学協議会に、「同和教育に関する小委員会」設置— 同和教育の総括に関して。 委員—教担理事、学部・二部・大学協議員各一。	五一三 同和教育に関する件……………	278
一九六(昭四)	六・三	大学自治に関する小委員会設置	大学協議会に、「大学自治に関する小委員会」設置— 大学自治に関する調査・研究。 委員—学部・二部・大学協議員各一。	五一四 大学自治に関する小委員会設置の件……………	279
一九六(昭三)	七・三	部落問題研究室設置	人文科学研究所に「部落問題研究室」を設置—学 内研究者の部落問題についての共同討議の場とし、 併せて文献・資料センターとする。	四三六 部落問題研究室の設置に関する件……………	221
一九八(昭四)	三・三	「学園紛争」発生	「学園新聞社」事件を契機として、いわゆる「学園 紛争」発生。	(参照・八十五年史略年表および資料集第五集) ………	
一九九(昭四)	四・一	末川総長任期満了	・末川総長任期満了退任(学長二年三カ月、総長二 〇年一カ月在任)、一名誉総長(四・二付)。	三七二 総長の任期満了に伴う方策の件……………	161
四・二		総長事務取扱就任	・武藤守一経済学部長、総長事務取扱就任。 ・欠員中の教学担当常務理事—坂寄俊雄(四・五付)、 以下新役員就任。	三七三 総長事務取扱に武藤経済学部長……………	161
一九九(昭四)	四・九	広報委員会設置	教学部に、「広報委員会」を設置し、学内の事態につ いて速やかに教職員への周知をはかる、「ニュー ス」を発行。	四八九 (広報委員会設置)……………	265
一九九(昭四)	四・一〇	大学改革調査委員会設置	・昭四四・三 大学改革調査委員会設置、(昭四四・ 三・三一)「大学の教学体制についての改善要綱 案」(答申)。 ・昭四四・四・一〇 右を引継いで改めて大学改革 調査委員会(第一期)を設置。 委員—各学部・二部各一、職員一、教担理事、 教学部長。 △付▽以降、大学改革調査委員会第二期—昭四四・ 五・一二、同第三期—昭四四・六・二〇、同 第四期—昭四四・一〇・九、同第五期—昭四	五一五 大学改革調査委員会等の設置に関する件…………… 五一六 大学改革調査委員会、十日に初会合…………… 五一七 大学改革調査委員会—第二期の活動を開始…………… 五一八 第三期大学改革調査委員会発足…………… 五一九 第四期大学改革調査委員会発足…………… 五二〇 第五期大学改革調査委員会委員の委嘱と諮問 について……………	280 280 281 281 281



一九七(昭四〇) 四・五	細野総長就任	・細野武男教授、総長就任(二一・八総長選挙当選)。	三七七 公示……………	163
一九七(昭四〇) 四・五	公費助成推進連絡協議会結成	「公費助成推進のための立命館大学連絡協議会」結成。構成員(学内) 理事会、教授会、教職員組合、院生協議会、一・二部学友会、(後に生活協同組合 オブザーバー 参加)。	五六九 公費助成推進のための立命館大学連絡協議会……………	306
一九七(昭四〇) 四・九	課長制度改正	課長制度を改正し、要項定める一任期制、推薦制等。 △付√1. 一九七七・一〇・二七 第二次課長制度改正。 2. 一九八三・三・二九 第三次課長制度改正。	四四〇 課長制度の改正について…………… 四四一 課長制度の改正…………… 四四二 課長制度の要項改正について……………	226 228 229
一九七(昭四〇) 四・九	現業職員一本化	現業職員の職種を一本化(学舎管理職員に)。	四四三 現業職員の勤務体制改正について……………	230
一九二(昭四〇) 七・六	教職組、京都私教連加盟	立命館教職員組合、「京都私学教職員組合連合」に加盟。	五八〇 京都私教連への加盟決定……………	318
一九二(昭四〇) 九・三	木村理事長就任	小田美奇穂理事長死去(八・二四)。木村嘉一理事、理事長就任。	三七八 理事長選任の件……………	164
一九七(昭四〇) 三・三	教室助手(社会科学系)廃止	教室助手制度(社会科学系学部)を廃止し、事務職員に職種替え(昭四七・四・一施行)。	四四四 教室助手制度の廃止について……………	232
一九三(昭四七) 二・三	清掃婦の正職員化	臨時清掃婦を正職員として雇用。	四四五 清掃婦の職員化について……………	232
一九三(昭四七) 五・七	長期計画委員会設置	(学内) 理事会の諮問機関として衣笠一揆点実現のための「長期計画委員会」を設置。 (注) 長期計画委員会は、昭四五・四 設置されたが(同年九月答申)、今回改めて設置。 委員一各学部・二部・高中校各一、部課長会議二、他に総長、常務理事二、部長(教学、総務、財務、学生) 四。 △付√長期計画委員会一以降毎年設置、一九八三年まで継続。	五二三 長期計画委員会の設置…………… (参照・八十五年史略年表一委員名簿)	283
一九三(昭四八) 七・三	厚生課設置、教学課改組	〔館則〕中一部改正。	四四六 学校法人立命館館則の改正……………	233

一九七五(昭五〇) 六・三	管理課設置	「館則」中一部改正。	四四七 学校法人立命館館則の改正……………235
一九七五(昭五〇) 五・一	学生数、教職員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生数</li> <li>学部一部一七、五八五、二部五、四六〇、計二三、〇四五名。</li> <li>大学院 修士一三三、博士三九、計一六二名</li> <li>合計二三、二〇七名。</li> <li>・教職員数(大学、法人)</li> <li>大学教員三二八名(内助手二八)</li> <li>職員一九五名</li> <li>合計六一三名。</li> </ul>	(参照・八十五年史略年表―付属資料)……………306
一九七五(昭五〇) 一・四	一拠点委員会設置	<p>学振懇パート代表者会議で「一拠点委員会」の設置を確認、――一拠点計画実施にあたり学園振興懇談会での合意形成のための補助機関。</p> <p>構成―大学(三部長)、学友会、院生協議会、教職組、生協の各代表者。</p>	五七〇 「一拠点委員会設置」……………306
一九七四(昭四九) 四・七	入試制度検討小委員会設置	<p>△付√以降の入試制度検討委員会設置は、一九七六・六・四―一九七八・九・三〇―一九七九・七・七。</p> <p>委員―大学協議員学部三、二部協一、教育制度関係教員一、外連協一、入試四役一、前入試制度検討小委員一、事務職員一。</p> <p>△付√以下の入試制度検討委員会設置は、一九七六・六・四―一九七八・九・三〇―一九七九・七・七。</p>	五三四 「入試制度検討小委員会の発足」……………283
一九七三(昭四八) 三・二	京都地区私立大学学長懇談会結成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生課設置(学生課より分離独立)。</li> <li>・教学課を教務課に改組。</li> </ul> <p>京都地区私立大学学長懇談会結成(大学、短大二六校)、―公費助成、学生生活その他につき懇談。</p> <p>△付√一九七四・一〇・八「京滋地区」に発展改称。</p> <p>大学協議会の小委員会として「入試制度検討小委員会」を設置、―当面、二部入試制度、地方試験等について。</p>	三九一 京都地区私立大学学長懇談会の結成……………175

一九五(昭五) 九・元	上西理事長就任	管理課設置―学舎管理業務一本化、旧管理課を施設課に改称。 副理事長上西嘉代治、理事長に就任。	三七九 公示…………… 四四八 立命館大学電子計算機室規程…………… 235
一九六(昭五) 一・七	電子計算機室設置、同運営委員会設置	理工学部電子計算機(PANAFACOM U-300)設備に伴い、「電子計算機室」を設置。 電子計算機室運営委員会設置。 委員―学部各一、理工・人文研各一、計算機室長、教務部長。 △付√一九八二・三・二六 計算機センター規程制定に伴い、電子計算機室規程廃止。	五二五 文学部棟・修学館増築建設委員会設置について…………… 284
一九七(昭五) 五・七	文学部棟・修学館増築建設委員会設置	衣笠一拠点実現に伴う文学部棟・修学館増築の具 体案策定のため学内構成パートの意見反映をはか るものとして「建設委員会」を設置。 構成―(学内) 理事会三(教担理事、教務部長、 財務部長)、各学部・二部各一、人文研所長、関 係各課長(教務、財務、施設、学生、文、二部、 図書館運営、学務等)。 同委員会の下に「小委員会」を置き、関係学部、 一・二部自治会、院生研究科代表の意見・要求を 反映させる。 △付√1. 従来の図書館、体育館等の建設にあつ ても、(学内) 理事会、関連学部・パート で「建設委員会」を組織。 2. 文学部棟、修学館増築以降の各建物の建 設にあつても、前記に準じて「建設委 員会」を設置。	五二六 (建設委員会設置について)…………… 284
一九七(昭五) 五・六	保健センター設置 保健センター委員会設置	診療所を「保健センター」に改組、一学生、教職 員の健康増進の業務を明確化。 保健センター委員会設置―教担理事(委員長)、総	四四九 立命館保健センター規程制定の件…………… 236

一九六(昭五)	七・一〇	国際学術交流委員会設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財担理事、高中校長、教学・総務・学生部長、保健体育教室主任、高中保健部長、センター所長、センター教員。</li> <li>・保健センター人事委員会―センター所属教員の人事。</li> </ul>	四五〇	専任医師の職種変更について……………	237
一九七(昭五)	一・二四	資産運用委員会設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>総長諮問機関として、「国際学術交流委員会」を設置。</li> <li>△付▽一九七八・一二・八 国際学術交流委員会規程制定。</li> <li>委員―学部各二(うち委員長一、副委員長二)。</li> <li>理事会内に「資産運用委員会」設置、―一拠点実現にあたって。</li> <li>委員―学外・学内理事各四。</li> </ul>	三八〇	〔資産運用委員会設置〕……………	164
一九六(昭五)	四・一	文学部、二部移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文学部、二部全学部衣笠に移転。</li> <li>・二部の移転に伴い、学生部二部分室設置。</li> </ul>	四五一	文学部などの移転に伴う新しい事務体制……………	237
一九六(昭五)	七・一	天野総長就任	天野和夫教授、総長に就任(六・二五 総長選挙当選)。	三八一	公示……………	164
一九六(昭五)	九・二二	安全委員会設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>一拠点実施に伴う工事の事故防止、安全対策のため「安全委員会」設置。</li> <li>委員―財務部長(委員長)、関係課長若干名。</li> </ul>	五二七	安全委員会の発足……………	285
一九六(昭五)	三・四	末川会館建設実行委員会設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一九七七・五・一四 末川博記念館設立準備委員会設置。</li> <li>委員―常務理事二、総務部長、学部・二部・高中校各一。</li> <li>・右準備委員会を改組して「末川会館建設実行委員会」設置。</li> <li>委員―常務理事二、理事会・評議員会各二、校友会一、学部・高中校各二、総務、財務部長。</li> </ul>	五二八	末川博記念館設立準備委員会の発足……………	285
				五二九	末川会館建設実行委員会の発足……………	286

一九九(昭五) 四・一	人文科学研究所専任研究員制設置	<p>・ 教員の研究条件の保障、研究の質的発展のため 「人文科学研究所専任研究員制」設置。 任期三年、計一〇名(ただし、当面、任期一年、法、経、営、産、文より各一名)。 ・ 「理工学研究所専任研究員制」設置。 任期二年、計三名(ただし、当面、任期一年、二名)。</p>	<p>五三〇 (末川記念会館建設委員会設置)……………286</p>
一九九(昭五) 九・三	特別任用教授制度廃止	<p>今後は専任教員組織の充実を図ることとして特別任用教授制度を廃止。</p>	<p>四五四 特別任用教授制度に関する件……………243</p>
一九〇(昭五) 三・二〇	教学・財務部に次長制設置	<p>教学部・財務部に次長を設置―各一名。 △付√一九八二・七・一 学生部次長(就職担当、職員)設置。</p>	<p>四五五 次長制について……………244</p>
一九〇(昭五) 三・二四	寄附行為施行細則一部改正 (常務理事会構成員)	<p>総長を常務理事会構成員と規定―慣行となっていたものを規定化。</p>	<p>三八二 学校法人立命館寄附行為施行細則の一部改正に関する件……………165</p>
一九〇(昭五) 四・一九	O・D問題特別小委員会設置	<p>大学院委員会のもとに、O・D問題の情報収集、調査のため「O・D問題特別小委員会」を設置。 委員―教担理事、教学部長、研究科三。</p>	<p>五三一 「O・D問題特別小委員会」の設置に関する件……………286</p>
一九〇(昭五) 四・二五	八十周年記念事業計画委員会設置	<p>創立八十周年記念行事・事業の企画立案のため「八十周年記念事業計画委員会」設置。 委員―学部・中学校各一、人文研所長、学生部長、総・財担常務理事、総務部長、課長一。 △付√一九八〇・五・三〇 創立八十周年・大学衣笠移転完成記念全学実行委員会設置。 委員―常務理事二、理事会・評議員会各二、中学校一、学友会二、院協一、教職組一、</p>	<p>五三三 立命館学園創立八〇周年・大学衣笠移転完成記念事業計画案について……………287</p>

一九〇(昭基) 九・三	一部入試制度検討委員会設置	昭和五十四年度入試制度検討小委員会答申に沿い、推薦入試実施検討のため「一部入試制度検討委員会」設置。 委員―学部各二(うち一は大学協議員)、教担理事。 △付▽1. 一九八一・七・三 入試制度検討委員会 設置―一部推薦制の実施案検討。 委員―教担理事、学部各一、課長二。 2. 一九八二・四・一〇 推薦入試準備委員会設置―実施要項案の作成。	生協一、基本計画委員二。	五三四 一部入試制度検討委員会の設置に関する件……………287
一九一(昭基) 四・一	大学衣笠移転完成	一部法学部の衣笠移転により一拠点化完成		五三七 創立八〇周年・大学衣笠移転完成記念式典……………289
一九一(昭基) 四・〇	西村理事長就任	上西喜代治理事長死去(二・三〇)。理事西村清次、理事長就任。		三八三 公示……………165
一九二(昭基) 四・二	視聴覚室管理運営委員会設置	・一九八〇・三 視聴覚室特別委員会設置―視聴覚室設置に関して。 ・右視聴覚室設置(図書館内)に伴い「視聴覚室管理運営委員会」設置。 委員―学部・二部各一、外連協二、一般教育センター一、図書館委員一、教学・学生部長、教務・図書館運営課長。		五三八 視聴覚室特別委員会を設置……………289 四九三 立命館大学視聴覚室管理運営委員会規程……………267
一九二(昭基) 六・六	図書業務機械化計画委員会設置	図書業務電算化の基本方向・大綱を明らかにし、具体化の計画立案のため「図書業務機械化計画委員会」設置。 委員―図書館長(委員長)、図書館委員三、電算機運営委員一、教学・財務部長(次長)、図書館整理・運営課長、人文研主事。		五三九 図書業務機械化計画委員会の設置について……………290
一九二(昭基) 六・七	基礎文献資料室・学部共同書庫等管理運営委員会設置	・一九八〇・三 学部共同書庫等に関する特別委員会設置―収容圖書の検討。 ・基礎文献資料室・学部共同書庫等管理運営委員会		五四〇 学部共同書庫等に関する特別委員会を設置……………290 四九四 立命館大学基礎文献資料室・学部共同書庫等……………290

一九二(昭英) 七二〇	立命館史編纂委員会設置	設置。 委員―学部(理工を除く)各一、人文研委員一、 教務部長、同次長、図書館整理課長、人文研主 事。	管理運営委員会規程……………268
一九二(昭英) 九・二	総長選挙規程等改正検討委員 会設置	八十周年記念事業の一つとして「立命館史編纂委員 会」設置。 委員―学部各一、教担理事、総務部長、課長一。 同年八月―館史編纂室設置。	五四二 総長選挙規程等一部改正に関する検討委員会 の発足……………292
一九二(昭英) 一〇・	事務体制整備検討委員会設置	(学内) 理事会の諮問機関として「事務体制整備検討 委員会」設置―八十年代学園づくりのための事務体 制整備を検討。 委員―総・財担理事(委員長)、教担理事、学部長 二、図書館長、人文研所長、学生・教学・総務部 長、教学・財務部次長、(教員を含む機関の長で構 成)。 入付√一九八二・九・九 部会議、課長制度等検討 委員会設置。 一九八四・八・二四 事務体制検討委員会設 置。	五四三 事務体制整備検討委員会を設置……………292
一九二(昭毛) 二・二六	副学長制設置	副学長制設置―教担理事が兼ねる。岩井忠熊教授。	三五四 副学長に伴う規程改正の件……………166
一九二(昭毛) 三・二六	計算機センター設置	汎用電算機(HITAC M-160H)の導入に伴い「計 算機センター」設置。 所長、主事、研究員、職員。	四五六 立命館大学計算機センター規程……………245
	同センター運営委員会設置	・計算機センター運営委員会設置。	

一六(昭毛) 五・三	事務電算化推進委員会設置	委員―所長(委員長)、主事、教学部長、学部・ 二部各一、図書館・人文研・理工研各委員会各 一、三専門委員会各一、教務課長。 事務電算化の全学的推進をはかるため「事務電算化 推進委員会」設置。 委員―総務部長(委員長)、財務・教学・学生部長、 教学・財務部次長、課長二、計算機センター一。 (学内) 理事会のもとに、「広報・文化活動に関する 委員会」設置。 委員―学部長一(委員長)、教授二、財務部次長、 課長三。	五四六 (事務電算化推進委員会設置) …………… 293
一六(昭毛) 五	広報・文化活動に関する委員 会設置	(学内) 理事会のもとに、「特別委員会」設置。 ① 二部改革特別委員会―長計委員会答申をもとに改 革案の具体化。 委員―教担理事(委員長)、学部(文を除く) 各 一。 ② 高中問題特別委員会―高中校と大学を結ぶ制度の 検討。 委員―教担理事(委員長)、学部長一、高中校長、 教授二、高・中副校長二。 ③ 学生数問題に関する特別委員会―第二次削減計画 の検討。 委員―常務理事二、学部長三、教学部長・次長、 財務部次長。	五四七 広報・文化活動に関する委員会を設置…………… 294
一六(昭毛) 六	三特別委員会設置	(学内) 理事会のもとに、三つの「特別委員会」設置。 ① 二部改革特別委員会―長計委員会答申をもとに改 革案の具体化。 委員―教担理事(委員長)、学部(文を除く) 各 一。 ② 高中問題特別委員会―高中校と大学を結ぶ制度の 検討。 委員―教担理事(委員長)、学部長一、高中校長、 教授二、高・中副校長二。 ③ 学生数問題に関する特別委員会―第二次削減計画 の検討。 委員―常務理事二、学部長三、教学部長・次長、 財務部次長。	五四八 三つの特別委員会を設置…………… 294
一六(昭毛) 七・九	教学部四課、図書館三課設置	館則中一部改正。 ・教学部四課制(入学課新設、学務・教務・体育課)。 ・図書館三課制(閲覧課新設、運営・整理課)。 新学部・新学科問題特別委員会設置第三次長計委 員会答申(第一分冊)を重要資料とし、新学部・新	四四七 学校法人立命館館則及び立命館大学図書館規 程の一部改正に関する件…………… 246
一六(昭毛) 二・三	新学部・新学科問題特別委員 会設置	新学部・新学科問題特別委員会設置第三次長計委 員会答申(第一分冊)を重要資料とし、新学部・新	五四九 新学部・新学科問題特別委員会設置の件…………… 295

一九三(昭五) 五・三	八三年度(最終)長期計画委員会設置	<p>八三年度長期計画委員会設置―長計委員会は一九七〇年に続き、一九七二年に設置され、以降毎年度設置され、本年(最終)まで継続。</p> <p>諮問事項①八〇年以降の体制・組織②学生厚生、生協課題③課外活動、とくにスポーツ活動の役割とあり方。</p> <p>新学部・新学科推進と係って「調査室」設置。</p> <p>△付√一九八四・四・一 企画調査室に名称変更。</p>	五五二 本年度長期計画委員会活動を開始……………296
一九四(昭五) 二・三	調査室設置	<p>新学部・新学科推進と係って「調査室」設置。</p> <p>△付√一九八四・四・一 企画調査室に名称変更。</p>	四五八 立命館大学調査室発足……………248
一九四(昭五) 一・八	募金、募債検討委員会設置	<p>第三次長期計画推進のための寄附金、学債募集の体制、方法を検討のため「募金、募債検討委員会」設置。</p> <p>委員―総・財担理事(委員長)、教授四、総務・財務部長、学生部次長、課長二。</p>	五五三 募金・募債検討委員会を設置……………297
一九四(昭五) 三・四	研究政策委員会設置	<p>研究活動を奨励・助成する全学的研究政策検討のため「研究政策委員会」設置。</p> <p>委員―副学長、人文研・理工研・図書館・計算機センターの長、学部・一般教育・外国語・体育・</p>	五五四 研究政策委員会の設置について……………297
		<p>学科実現を具体的に検討。</p> <p>委員―委員長(総長委嘱)、学部、外連協、教職課程各一。</p> <p>△付√1. 一九八三・五・二 学園課題推進プログラム委員会設置―長計答申、新学部問題特別答申の課題調整と推進のプログラム作成。</p> <p>委員―教授(委員長)、学部各一。</p> <p>2. 一九八四・一二・二〇 新学部・新学科委員会設置―調査室に協力し、新学部・新学科問題を計画的に検討。</p> <p>委員―学部各一、調査室長、同補佐。</p>	五五〇 学園課題推進プログラム委員会が発足……………295

一九四(昭五) 三・三〇	就職部設置	就職各一、国際交流委一、教学部長、同次長。	四五九	学校法人立命館館則の一部改正に関する件……………	249		
一九四(昭五) 四・四	館長、所長等の会議出席	就職部(就職課)設置―部長、次長を置く。 図書館長、学生部長、人文研、理工研所長の(学内)理事会、大学協議会への出席を定む。	四六〇	大学協議会の構成に関する件……………	249		
一九四(昭五) 五・一	学生数、教職員数	・学生数 学部一部一五、九三八、二部三、八七三、計一九、八一一名。 大学院 修士一一三、博士三八、計一五一一名。 合計一九、九六二名。 ・教職員数(大学、法人) 大学教員三六九(内助手二六)、職員三〇六 合計 六七五名	(参照・八十五年史略年表―付属資料)				
一九四(昭五) 五・五	寄附行為一部改正(理事代表権、理事長代理)	・理事代表権―理事長および総長(↑理事長)。 ・理事長職務代理、代行―理事長事故あるとき、予め理事長指名の理事が代理。理事長欠けたとき、理事の互選による代行者。	三三二	学校法人立命館寄附行為一部改正に関する件……………	136		
一九四(昭五) 〇・三	理工学部新学科設置準備委員会設置		三三三	学校法人立命館寄附行為……………	137		
一九四(昭五) 三・二六	谷岡名譽教授、総長当選	(学内) 理事会のもとに新学科設置の具体化を検討するため「理工学部新学科設置準備委員会」設置。 委員―副学長(委員長)、理工学部長、学部各一、総・財担理事、財務部長。 谷岡武雄名譽教授、総長選挙当選―一九八五・一・一就任。	五五五	理工学部新学科に関する件……………	299		
			三八五	公示……………	168		

〔一〕 寄附行為關係

三一九 寄附行為改正認可申請ノ件

昭和二十年十二月十日

京都市上京区広小路通寺町東人中御霊町四一〇

財団法人立命館

理事 中川 幹太

文部大臣 前 田 多 門 殿

財団法人立命館寄附行為改正認可申請ノ件

今般財団法人立命館寄附行為別紙之通り改正致度候条御認可相成度左記書類相添へ此段申請仕候也

記

一、改正ノ理由

二、改正ノ箇所

三、申請寄附行為及現行寄附行為

四、財団法人立命館協議員会決議録

以上

・改正ノ理由

従来ノ寄附行為ニ於テハ本財団創立以來ノ沿革並ニ其ノ目的トスル教育ノ方針ニ關聯シテ創立者中川小十郎氏方抱懷セル個人的色彩強キ理念乃至思想

ヲ盛り又ハ其ノ説明ヲ為シタル如キ規定少ナカラザリシヲ以テ同氏ガ昭和十九年十月逝去セラレタル後ニ於テハ之等規定ノ改廢ヲ妥當トスルニ至リ居リタルトコロ更ニ終戦ニ因リ諸般ノ情勢急激ニ變転セルニ伴ヒ戦時中設置セル特殊ノ研究所其ノ他ノ施設及ヒ戦争即応ノ臨機措置ニ關スルト觀ラルベキ規定ノ如キハ其ノ廢止ヲ必要トスルニ至リナホ從來財団運営ノ上ニ於テ疑義ヲ生ジ殊ニ其ノ機構ニ於テ統一ヲ欠ク感アリタル規定存セシヲ以テ之等規定ヲ整理スル必要アリ茲ニ從來ノ寄附行為ヲ広キ範圍ニ亘リ改正セントス、而シテ改正ノ趣旨トスル要點ヲ摘示スレバ次ノ如シ

一、第一条第二項ノ第一号及ヒ第二号ハ專ラ本財団成立ノ由來及ヒ沿革ヲ説示セルモノナリヲ以テ之ヲ削除ス

二、第二章ノ目的及事業ニ關スル規定ハ形式ニ於テモ實質ニ於テモ基本的通則タル性質ヲ有スルモノナルガ故ニ之ヲ第一章ノ總則ニ包括セシムルヲ適當ト認メ第二章ヲ削リ逐次章ヲ繰上ゲタリ

三、第三条ハ本財団ノ目的ニ關スル重要規定ニシテ從來ノ規定ガヤヤ狭キニ失シ而モ創立者ノ個人的觀念ヲ表明スル如キ嫌ナキニ非ザリシヲ以テ之ヲ全面的ニ改メ普遍性ヲ有スル規定ト為シタリ

四、第五条第一項第一号乃至第三号ハ終戦後不要トナリタル研究所ニ關スル規定ナルガ故ニ之ヲ削除シ學術研究所ノミニ關スル規定ヲ存置ス

五、第六條ハ時局ノ推移ニ鑑ミ之ヲ削除ス

六、第七條第二項ハ第一項ノ趣旨ニ包含セララルモノノ故削除シタリ

七、第九條ハ時局ニ鑑ミ斯ル詳細ナル規定ヲ必要トセザルニ付キ全文ヲ改メテ

簡潔ヲ期シタリ

八、第十条ノ規定ハ性質上寄附行為ニ掲グベキモノニ非ズト認メ削除シタリ

九、第三章ハ第三条ニヨリ教育方針ヲ明示セル以上存置ノ要ナキニヨリ削除シタリ

依ツテ以下ノ章ハ順次繰上ゲタリ

十、第十二条ノ規定ハ其ノ要旨ヲ次条第一項第一号ノ冒頭ニ入レ之ヲ削除シタリ

十一、第五章財団ノ機関ニ関スル規定ハ簡明ヲ期シ全文ヲ整理シタリ、但シ其ノ趣旨ニ於テ異ル点ハ、

(イ) 理事長、副理事長、常務理事制並ニ協議員會副會長制ヲ新設シ

(ロ) 総長事故アルトキ代行順序ヲ明定シ

(ハ) 督学ヲ総長直屬ノ機関トナシタリ

十二、第三十九条ハ第十条ト同様ノ理由ニヨリ削除シタリ

### 三三〇 財団法人立命館寄附行為〔学園改革にもとづく大幅改正〕

〔昭和二年一月二六日認可〕

#### 財団法人立命館寄附行為

〔昭和二年一月二六日認可〕

##### 第一章 總 則

第一 条 本財団ハ財団法人立命館ト称ス

本財団ノ設置スル学校研究所其ノ他ノ施設ニハ總テ立命館ノ冠称ヲ附スルモノトス

第二 条 本財団ハ事務所ヲ京都市上京区広小路通寺町東入中御堂町四百十番地ニ置ク

第三 条 本財団ハ學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授シ其ノ蘊奥ヲ攻究シ並ニ専門

又ハ高等普通ノ教育ヲ為シ教養アル有為ノ人材ヲ養成スル施設ヲナスヲ以テ目的トス

第四 条 本財団ハ左記ノ学校ヲ設置經營ス

一、大学令ニ依ル立命館大学

二、専門学校令ニ依ル立命館専門学校

三、中等学校令ニ依ル立命館第一中学校、立命館第二中学校、立命館第三中学校、立命館第四中学校及ヒ立命館工業学校並ニ立命館商業学校

命館商業学校

学校ノ設置及ヒ廢止ハ協議員會ノ決議ヲ經、主務官庁ノ認可ヲ受クルモノトス

第五 条 本財団ニ研究所ヲ設置ス

研究所ニ於テハ学園ノ教職員其ノ他ヨリ研究員ヲ命シ各自専攻ノ学科ニ依リ其ノ研究ヲ為サシメ之ヲ發表セシムルモノトス

第六 条 本財団ニ医務部ヲ設置シ学生生徒其ノ他学園関係者ノ体育保健ヲ図リ併セテ健康ノ調査研究ヲ遂ケ之ヲ發表シテ教育ノ参考ニ資ス

第七 条 本財団ニ図書館ヲ設置ス

故西園寺公ノ寄贈セラレタル図書ハ別ニ西園寺文庫トシテ之ヲ保存ス

第八 条 本財団ニ屬スル故西園寺公及ヒ創立者中川小十郎ノ遺品及ヒ遺墨並ニ学園先賢ノ遺品及ヒ遺墨其ノ他教育上貴重ナル参考資料ハ立命館学宝トシテ之ヲ保存ス

##### 第二章 資産及ヒ會計

第九 条 左記財産ヲ以テ本財団ノ基本財産トス

一、中川小十郎カ明治三十三年以来設置經營セル京都法政大学及ヒ清和中学校ニ屬スル資産ヲ出捐シ大正二年財団法人設立ノ際主務官庁ニ提出セル財産目録記載ノ基本金学校敷地及校舍並ニ学園附属施設用地

二、基本財産タルコトヲ指定シタル寄附財産

三、協議員會ニ於テ基本財産ニ編入スヘキコトヲ決議シタル財産、

基本財産ノ処分ヲ為サントスルトキハ協議員会ノ決議ヲ經、主務官庁ノ承認ヲ受クルモノトス

第十四条 学園ノ教職員及ヒ学生生徒ハ学園永遠ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル為

ニ一定ノ金額ヲ齎出スルモノトシ之ヲ学園維持ノ根本基金トス

創立者中川小十郎カ昭和十年五月学園創立三十五周年記念トシテ

寄附シタル金壹万円ニ付テモ亦同シ

根本基金ハ毎年長期信託預金ト為シ其ノ満期ニ際シテハ其ノ受益

金ヲ学園ノ必要ニ供用スルノ外其ノ一部分ヲ以テ新ニ同一条件ノ信

託預金ト為スコトヲ要ス

根本基金ハ財団ニ属スル土地建物等不動産取得ノ費用ニ充当スル

コトヲ得

第十一条 本財団ノ経費ハ左ノ収入ヲ以テ之ヲ支弁ス

一、政府ノ補助金

二、信託ノ受益金

三、基本財産ノ利子

四、学校其ノ他ノ諸収入金

五、寄附金

第十二条 二年度以上ニ亘ル借入金ヲ為サントスルトキハ金額条件及ヒ用途

並ニ償還方法ヲ定メ協議員会ノ議ヲ經、主務官庁ノ承認ヲ受クヘシ

第十三条 經常部会計ノ処理ハ予算ヲ以テ之ヲ実行ス

理事会ハ毎会計年度開始一月前ニ予算ヲ作成シ協議員会ノ承認ヲ

受ケ会計年度終了後二月以内ニ決算ヲ為シ監事ノ監査ヲ經タル上協

議員会ノ承認ヲ受クルモノトス

特別事項ノ処理ヲ目的トスル臨時部会計ハ協議員会ノ決議ヲ經タ

ル上之ヲ実行スルモノトス

第十四条 本財団ノ会計年度ハ政府ノ会計年度ニ依ルモノトス

第三章 財団ノ機関

第十五条 財団ニ左ノ役員ヲ置ク

総長 一名

理事 七名以上十五名以内

監事 三名以内

協議員 三十五名以上五十名以内

督学 三名以内

第十六条 総長ハ理事会ノ推薦ニ基キ協議員会ノ議ヲ經、主務官庁ノ承認ヲ

得テ之ヲ選任ス

理事及監事ハ協議員会ノ議ヲ經、主務官庁ノ承認ヲ得テ総長之ヲ

選任ス

協議員ハ財団並ニ学園ノ功勞者及ヒ学園出身者緣故者学長校長部

科長等ニ付キ理事会ノ議ヲ經、総長之ヲ選任ス

督学ハ理事又ハ協議員中ヨリ総長之ヲ選任ス

第十七条 役員ノ任期ハ総長五年、理事協議員各三年、監事二年トス

総長以外ノ役員ニシテ補欠若ハ増員ニヨリ就任シタル者ノ任期ハ

現任同役ノ残任期間トス

第十八条 創立者又ハ其ノ相続人ノ直系卑属ニシテ財団ノ経営ニ任シ学園ノ

進展ニ寄与スルニ足ルト認メラル、者アルトキハ総長ハ之ヲ理事ニ

推薦スルコトヲ得、其ノ任期ハ之ヲ終身トス

前項ノ理事ハ二名以内トシ第十五条所定ノ定員外トス

第十九条 総長ハ本財団ヲ代表シ学園全般ノ統制監督ニ任ス

総長ハ在任中理事タルモノトシ第十五条所定ノ定員以外トス

総長事故アルトキハ理事長其ノ職務ヲ行フ

第二十条 総長其ノ地位ヲ離レタル場合ニ於テ功績アルトキハ協議員会ノ議

ヲ經テ名譽総長ニ推薦スルコトヲ得

第二十一条 理事ノ互選ヲ以テ理事長、副理事長、専務理事各一名並ニ常務理

事若干名ヲ置クコトヲ得

理事長ハ財団全般ノ事務ヲ掌理シ専務及ヒ常務理事ハ理事長ヲ輔

佐シ日常ノ事務ヲ処理ス

理事長事故アルトキハ副理事長其ノ職務ヲ行フ

第二十二条 理事ハ理事会ヲ組織ス

理事会ハ総長之ヲ招集シ理事長其ノ議長トナル

理事会ハ理事半数以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス、但シ同一事項ニ付キ再度招集スルモ定員数ニ充タサルトキハ此ノ限ニ非ス

理事会ノ議事ハ出席者過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

理事会ニ欠席ノ已ムナキ理事ハ他ノ理事ヲシテ表決權ヲ行使セシムルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ予メ通知シタル事項ニ関シテハ之ヲ出席者ト看做ス

第二十三條 理事会ハ本寄附行為ニ定ムル所ノ外左ノ事項ヲ審議ス

一、學則及ヒ諸般ノ規定ノ制定並ニ改廢

二、財務ニ関スル事項

三、人事ニ関スル事項

四、館則其ノ他諸般ノ規定ニ依リ附議セラレタル事項

五、其ノ他重要ナル事項

第二十四條 監事ハ民法第五十九條ニ定ムル所ニ依リ外毎年數回財團ノ実況ヲ

監査シ其ノ結果ヲ協議員會ニ報告スルモノトス

第二十五條 協議員ハ協議員會ヲ組織ス

協議員ノ互選ニ依リ會長一名、副會長一名ヲ置ク

會長ハ財團及ヒ學園ノ重要ナル事務ニ参与シ總長ヲ輔翼ス

會長事故アルトキハ副會長其ノ職務ヲ行フ

第二十六條 協議員會ハ總長ノ承認ヲ得テ協議員會長之ヲ招集シ其ノ議長トナル

第二十二條第三項及至第五項ノ規定ハ協議員會ニ付キ之ヲ準用ス

理事ハ協議員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第二十七條 協議員會ハ本寄附行為ニ定ムル所ノ外左ノ事項ヲ審議ス

一、總長ノ諮詢シタル事項

二、財團經營ニ関スル事項

三、館則其ノ他諸規程ニ依リ附議セラレタル事項

四、其ノ他重要ナル事項

第二十八條 督學ハ本財團事務ノ運営狀況學園教育ノ伸長狀況並ニ學園全般ニ

巨ル風紀ヲ査察シ之ヲ總長ニ報告ス

第二十九條 財團ノ運行及ヒ學園ノ伸長ニ関シ有力ナル參考意見ヲ徵スル為メ

顧問若干名ヲ置クコトヲ得

顧問ハ學園ノ功勞者又ハ學識德望ニ富ミタル者ニ付キ理事会ノ議

ヲ經、總長之ヲ囑託ス

#### 第四章 教職員

第三十條 財團ニ於テ設置スル學校ノ教員ノ採用ニ付テハ文部省ニ於テ定ム

ル資格ヲ有スルノ外特ニ其ノ思想ノ傾向ヲ精査シ且其ノ人格ニ於テ他ノ師表タルニ足ルヘキ者タルコトヲ要ス

第三十一條 諸外國ノ學術ヲ入レテ我國諸學ノ振興ニ貢獻スル為教員中特ニ有

為ノ者ヲ選ビテ海外留學ヲ為サシム

第三十二條 財團ニ於テ設置スル學校ノ學長、校長又ハ教員ニシテ特別ノ功勞

アル者ハ名譽學長、名譽校長又ハ名譽教員ニ推薦スルコトヲ得

第三十三條 本財團及ヒ學園ニ就職スル教職員ノ為ニ恩給ノ制度ヲ設ク

恩給制度ヲ実行スル為ニ財團並ニ各學校ノ教職員及ヒ學生生徒ハ

一定ノ醜出ヲ為スモノトシ之ヲ立命館謝恩義金トス

第三十四條 教職員ニシテ疾病ノ為ニ長期ノ靜養ヲ必要トスル場合ニ於テハ前

條ノ謝恩義金ニ依リ特別ナル給与ヲ為スモノトス

第三十五條 教職員ニシテ職務中不慮ノ死ニ遭ヒ若クハ在職中病歿スル者アル

トキハ其ノ事情ニ依リ第三十三條ニ定ムル謝恩義金ヲ以テ其ノ遺族

ノ扶助及ヒ其ノ子女ノ教育ニ付キ適當ナル方法ヲ講スルモノトス

#### 第五章 補 則

第三十六條 本財團ハ左ノ場合ニ於テ解散ス

一、解散ニ関スル法定事由ノ生シタルトキ

二、財團ノ目的タル事業ノ成功ヲ不能ナラシムル事態ヲ生シタリ

ト協議員會ニ於テ全員ノ認メタルトキ

第三十七條 本財團解散シ精算結了シタルトキハ協議員會ノ議ヲ經、主務官庁

ノ許可ヲ得テ其ノ残余財産ヲ京都帝国大学ニ寄附スルモノトス  
第三十八條 本寄附行為ノ規定ヲ変更セントスルトキハ理事会及ヒ協議員会ニ於テ出席者四分ノ三以上ヲ以テ決議シ主務官庁ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

附 則  
本寄附行為ハ主務官庁ノ認可アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

### 三三 財団法人立命館寄附行為（財団機関等改正、口語体による全面改正）

（昭和二年三月一八日認可）

#### 財団法人立命館寄附行為

##### 第一章 總 則

第一條 本財団は、財団法人立命館と称する。

本財団が設置する学校、研究所その他の施設には、總て立命館の冠称を附ける。

第二條 本財団は、事務所を京都市上京区広小路通寺町東入中御靈町四百十番地に置く。

第三條 本財団は、學術の理論及び応用を考究すると共に、専門高等、普通通の教育をなし、教養ある有為の人材を養成することを目的とする。

第四條 本財団は、左の学校を設置經營する。

- 一、大学令による立命館大学
- 二、専門学校令による立命館専門学校
- 三、中等学校令による

立命館第一中学校

立命館第二中学校

立命館第三中学校

立命館第四中学校

立命館工業学校

立命館商業学校

第五條 本財団に、研究所を設置する。

研究所では、学園の教職員の中から研究員を命ずる。

研究上必要あるときは、学園の教職員以外の者に研究員を依頼することが出来る。

研究員は、その専攻の学科によつて研究し、隨時、これを發表するものとする。

第六條 本財団に、医务部を設置する。

医务部では、学生、生徒その他学園関係者の保健衛生に關して調査研究し、併せてその向上を図るものとする。調査研究の事項は、隨時、これを發表して教育の参考に供する。

第七條 本財団に、図書館を設置する。

秘藏の圖書で特に貴重なるものは、これを文庫として保存する。

##### 第二章 資産及び會計

第八條 左の財産を、本財団の基本財産とする。

一、創立者中川小十郎が出捐した前京都法政大学及び清和中学校に屬した資産で、大正二年本財団法人設立の際主務官庁に提出した財産目録に記載の基本金、学校敷地、校舍、学園附属施設用地

二、基本財産として指定した寄附財産

三、評議員会で基本財産に編入するものと決議した財産

前項の基本財産の管理は、理事会の決議によつてこれを行ひその処分は、評議員会の議を経てこれを行ふものとする。

第九條 本財団は、学園の基礎を固うするために、根本基金を設置する。

財団及び学園の教職員、学生、生徒は、根本基金として一定の金額を醸出する。

根本基金の費途、管理及び処分は、評議員会の議を経てこれを定める。

第十條 本財団は、財団及び学園の教職員のために、恩給基金を設置する。

財団及び学園の教職員、学生、生徒は、恩給基金として一定の金額を醸出する。

第十一條 本財団の経費は、次の収入でこれを支弁する。

- 一、政府の補助金
- 二、信託の受益金
- 三、基本財産の利子
- 四、学校その他の諸収入金
- 五、寄附金

第十二條 二年度以上に亘る借入金をしよとるときは、金額、条件、用途、償還方法を定めて、評議員会の議を経なければならない。

第十三條 理事会は、毎会計年度、予算を作成して、その年度開始一月前迄に、評議員会の議を経なければならない。既定予算の追加更正についても、亦同じである。

第十四條 理事会は、会計年度終了後二月以内に、決算をなして、監事の監査を経た上評議員会の承認を得なければならない。

第十五條 本財団の会計年度は、政府の会計年度による。

### 第三章 財団の機関

第十六條 本財団に、左の役員を置く。

- |     |      |
|-----|------|
| 理事  | 二十一名 |
| 監事  | 三名   |
| 評議員 | 五十名  |

第十七條 理事は、内十四名を、評議員会で選挙し、内七名を専任教員が互選する。

監事は、評議員会でこれを選挙する。

評議員は、財団及び学園の功労者、学園の出身者、縁故者、校長、部長、専任教員等の中から、二十五名を理事会で、他の二十五名

を新に選挙せられた者で選挙する。

理事及び監事は、在任中評議員とし、前条の定員外とする。

役員は、役員を増加し、又は役員に闕員を生じたときは、その都度、増員又は補闕選挙を行ふ。但し補闕選挙は、その闕員の数が定員の三分の一を超えないときは、これを行はなくてもよい。

第十八條 役員は、理事及び評議員は三年、監事は二年とする。

増員又は補闕によつて就任した者の任期は、現任同役の残任期間とする。

第十九條 創立者の相続人又はその直系卑族は、理事会で評議員会の議を経

て、これを終身理事に推薦することができる。

前項の理事は、第十六条の定員外とする。

第二十條 学長は、在任中理事とし、第十六条の定員外とする。

学長は、法令その他に定めあるものの外、財団の教学に関する事項を統理する。

第二十一條 理事の互選によつて、理事長、副理事長及び専務理事各一名、常務理事若干名を置く。

第二十二條 理事長は、別段の定めあるものの外、財団の経営に関する事項を統理する。

理事長が事故あるときは、副理事長がその職務を行ふ。

専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し常務を掌理する。

第二十三條 理事は、理事会を組織する。

理事会は、理事長がこれを招集する。なほ理事五名以上からの請求があるときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

理事会では、理事長がその議長となる。

理事会は、理事が半数以上出席しなければこれを開くことができない。但し、同一事項について、再度招集しても、なほ半数に充たないときは、この限りではない。

理事会の議事は、出席者の過半数で決する。可否同数であるときは、議長が決する。

予め通知した事項については、理事は、他の理事を代理人として、その議決権を行ふことができる。

第二十四条 理事会は、別段の定めあるものの外、左の事項を審議する。

- 一、館則、学則その他の規定の制定、改廃
- 二、財務に関する事項
- 三、重要な人事に関する事項
- 四、館則その他の規定によつて付議せられた事項
- 五、その他重要な事項

第二十五条 監事は、法令に定めあるものの外、財団の実況を監査しその結果を評議員会に報告しなければならない。

第二十六条 評議員は、評議員会を組織する。

評議員の互選によつて、会長及び副会長一名を置く。

会長は、本寄附行為及び館則その他の定むるところによつて財団及び学園の重要な事務に参与する。

会長が事故あるときは、副会長がその職務を行ふ。

第二十七条 評議員会は、評議員会長がこれを招集する。なほ評議員十五名以上からの請求があるときは、会長は、評議員会を招集しなければならない。

評議員会では、会長がその議長となる。

第二十三条第四項及至第六項の規定は、評議員会にこれを準用する。

第二十八条 評議員会は、別段の定めあるものの外左の事項を審議する。

- 一、理事長及び学長の諮詢した事項
- 二、財団の経営に関する重要な事項
- 三、学校の設置及び廃止
- 四、館則その他の規定によつて、付議せられた事項
- 五、その他重要な事項

第二十九条 本財団及び学園の経営に関する重要な意見を徴するために、顧問若干名を置くことができる。

顧問は、財団及び学園の功労者又は学識徳望のある者について、理事会の議を経てこれを囑託する。

#### 第四章 補 則

第三十条 本財団は、左の場合に解散する。

- 一、解散に関する法定事由の生じたとき
- 二、評議員会で、全員一致の議決によつて、財団の目的とする事業が成功不能と認められたとき。

第三十一条 本財団が解散の場合に於ける残余財産は、評議員会の議を経て、

これを京都帝国大学に寄附する。

第三十二条 本寄附行為の規定を変更しようとするときは、理事会及び評議員会で、各出席者の四分の三以上の同意のあることを要する。

#### 附 則

本寄附行為は、主務官庁の認可のあつた日からこれを施行する。

従前の規定による協議員は、その任期中に限り、本寄附行為による評議員とする。

従前の規定による協議員会長及び副会長は、本寄附行為による評議員会長及び副会長とする。

### 三三三 財団法人立命館寄附行為改正理由

〔昭和二十二年三月一八日認可分一抜粋〕

#### 第一章 総 則

〔第一―四、六条略〕

第五 条 第二項中「学園の教職員其他より研究員を命じ」とし、命令系統外の其の他の者に迄命ずるような嫌いがあるので、しかし又研究事項によれば学園外の人達の研究を要請すべきものあり得るからこれ等の趣旨を採り入れてこれを第二項及び第三項とした。

第七條 第二項「西園寺公……」の規定があるが、このようなことは他にもあり得るので特に貴重なものは広く文庫として保存することに改めた。

現行第八條は字宝に関する規定であるが、この種のことを特に寄附行為中に定める要もないと認められるからこれは館則に譲ることとして削除した。

### 第二章 資産及び会計

#### 〔第十一、十二、十五條略〕

第八條 現行第九條の字句を修正しなほ基本財産の管理については理事会の決議を経ることを要する旨明記した。

第九條 現行第十條を改正した。即ち根本基金制度設置の基本規定を第二項とし又基金の管理処分等を現行規定のやうに信託預金とするとか、土地建物等不動産取得の費途に充るとかをこのやうに寧ろ限定せず、に広く具体的な状況に応じて管理処分をするものとし唯この場合意思機関の決定を保つてこれを行うものとし第三項にこの旨規定した。

第十條 現行第三十三條の規定するところであるが本規定は根本基金と同様会計の条章中に一括規定し、その給与については別に館則中に規定するを妥当と認め本条に規定した。

第十三條 現行第十三條を予算・決算に関する規定に分けて二条文として規定を設けた。この外追加更正の予算についても評議員会の議を経べきものとし又本条末項の臨時部会計の執行については協議委員会の議を経べき旨の定めがあるが蛇足の嫌いもあり、その重要な事項に亘るものは後章評議員会の議決事項の規定によつても審議することを要するのでこれを削ることとした。

### 第三章 財団の機関

#### 〔第十九條略〕

第十六條 現行第十五條を改めた。即ち総長、督学の制を廃止し理事の定員を増員して二十一名とし、各役員の……名以内とあるを不動定員とし、協議員を評議員とした。総長制は民主的な運営に俟つこととし

てこれを廃止し、督学の制は更に實際的に徹してこれを廃止し、理事の定員増加は次条にも示すやうに専任教員中から増員し教學の實際的意見の反映をもつて教學の振興に寄与する所多からんことを期した。定員の不動規定は将来の情勢より見て又最重要な機関の組織についてはかく不動のものとするを適當と認めたため。

又協議員を評議員に改めたのはこの方が寧ろ通常のな字句と認めためである。

第十七條 現行第十六條に該当する。

理事の選挙について前条趣旨に示すやうに新に専任教員中から七名を互選することとした。又評議員の半数は新に理事会で選挙せられた者達の選挙によることとした。選任を一層民主化し更に又理事は当然評議員たるものとして茲に執行機関も更に掘り下げて共に十分な協議を遂げるの途を拓くこととした。

なお本条中に増員補欠役員の選任について明記した。

第十八條 現行第十七條を口語体とし、且増員役員の任期を付加した。

第二十條 従前学長は選任による理事であつたがその在任中は当然理事たるものとし且つ教學に関してはその一切を統理するものとした。次条に示すやうに経営に関しては理事長がこれを統理するものとし、財団事務の執行を二元的ならしめることとしたが別に定めるところによつて審議会制によつて二機関の円滑な連絡を保つて一層財団の發展教學の振興を期することとした。

第二十一條 現行第二十一條を口語体とし且つその組織的な事項を第二十一條とし権限的な事項を第二十二條として分割規定した。

第二十三條 現行第二十二條に該当する。総長制を廃止の結果理事会の招集は理事長がこれをする。又新に理事側から一定の場合にはその招集請求を為し得るの途を拓いた。

第二十四條 現行第二十三條に該当する同第一号中諸般の規定の制定改廢中館則を摘記し又第三号中人事については、その重要なものだけに止め輕易なものには別に定めるところによつて専務理事に代行せしめるも

のとしてこれを改めた。

第二十五条 現行第二十五条を監事が財団の実況監査権行使については毎年数回と定められているが必ずしも回数を選定する必要なく寧ろ必要の都度その思惟するところによって為すものとするを適當と認められる。

第二十六条 現行第二十五条の修正で総長制廃止の結果とその事務参与権の根拠を明らかにすると共にその限界を明定せんとしてかく改めた。

第二十七条 現行第二十六条の修正で総長制廃止の結果評議員会招集手続上、その承認を得るの必要がなくなつたためこれを削ると共に理事会と同様評議員の招集請求権の制を拓いた。又末項の理事の意見を述ぶるの権は理事が評議員となつたためその必要がなくなつたからこれを削ることとした。

第二十八条 現行第二十七条に該当する同条第一号を「理事長及び学長の諮詢した事項」と改めた外その審議権が財団経営の一切に関する事項に亘るが如き嫌いある同第二号を重要な事項に限定し又第三号で記したやうに学校の設置廃止については本条審議事項中にこれを併記した。

第二十九条 顧問の意見を徴する場合を広く経営の重要なものと拡張した。現行第四章本章の各条は恩給制度に要するものを除き何れもその必要なきか又は館則等に於て規定するを妥當と認められるのでこれを削除することとした。

〔以下略〕

〔「寄附行為原簿」(自大正二年二月至昭和二十六年三月)〕

### 三三三 寄附行為中一部改正の件〔総長制〕

議長

新学制について学長から説明がありましたが、それに関連して、寄附行為中一部改正をして主務官庁に認可申請の手続をしなければならないのでお手元へお廻しした改正案の通り第四条第四号中「学校教育法による」の次に

〔立命館大学

立命館高等学校

立命館夜間高等学校

立命館神山高等学校〕

を加えること並に今般の綜合大学認可の機会に学長制を廃して総長制に改めた。就いては第二十条、第一、第二項及第二十八条第一項の学長は総長に改めたい。

尚総長には現学長末川理事に就任して戴くことにしたい旨を諮つたところ一同異議なく賛成決定した。

〔「理事会決議録」(昭和二十三年二月一四日)〕

⑤ 校学八七号

財団法人 立命館

昭和二十三年二月十六日附をもつて申請の、寄附行為中一部改正のことは、これを認可する

昭和二十三年二月二十日

文部大臣 森戸辰男

〔「寄附行為原簿」(自大正二年二月至昭和二十六年三月)〕

### 三四 寄附行為改正要点

〔昭和二十四年一月一日認可分〕

- 一、教学に関する事項一切を統理するために総長を置くの明文を設け且総長の任期と選任方法を規定した
- 一、医務部に関する規定は該規定の性質上寄附行為中に定めることは不適當と認めこれを削除した
- 一、理事は純然たる執行機関であるの建前の下に其の数を減じ且理事会の決議事項に関する規定を削除した
- 尚理事の選任は評議員の互選とし理事に就任した者は在任中評議員たるの資格を停止する旨規定した
- 一、評議員会を決議機関とし重要事項を決議する強力な機関とすることに改めた

尚常任評議員を置き評議員会に属する事項を常時調査研究する旨規定した

〔昭和二十三年一月七日付文部省申請文書〕

### 三五 財団法人立命館寄附行為〔総長、理事会、

評議員会事項等改正〕

#### 財団法人立命館寄附行為

昭和二十四年一月十一日認可施行

#### 第一章 総 則

第一条 本財団は財団法人立命館と称する

本財団が設置する学校研究所其の他の施設には総て立命館の冠称を附ける

第二条 本財団は事務所を京都市上京区広小路通寺町東入中御堂町四百十番地に置く

第三条 本財団は學術の理論及び応用を考究すると共に専門高等、普通の教育をなし教養ある有為の人材を養成することを目的とする

第四条 本財団は左の学校を設置経営する

- 一、大学令による立命館大学
- 二、専門学校令による立命館専門学校
- 三、学校教育法による

立命館大学

立命館高等学校

立命館夜間高等学校

立命館神山高等学校

立命館中学校

立命館神山中学校

第五条 本財団に研究所を設置する

研究所では学園の教職員の中から研究員を命ずる

研究上必要あるときは学園の教職員以外の者に研究員を委嘱することができる

研究員はその専攻の学科によつて研究し随時これを発表するものとす

第六条 本財団に図書館を設置する

秘蔵の図書で特に貴重なるものはこれを文庫として保存する

第七条 前三条に定める学校、研究所及び図書館其他一般教育に関する事項を統理するために総長を置く

総長は任期を四年とし別に定める規定に従ひ選挙によつてこれを決める

#### 第二章 資産及び会計

第八条 左の財産を本財団の基本財産とする

一、創立者中川小十郎が出捐した前京都法政大学及び清和中学校

に属した資産で大正二年本財団法人設立の際、主務官庁に提出した財産目録に記載の基本金、学校敷地、校舍、学園付属施設、用地

二、基本財産として指定した寄附財産

三、評議員会で基本財産に編入するものと決議した財産

四、前項の基本財産の管理は理事会の決議によつてこれを行ひその処分は評議員会の議を経てこれを行うものとする

第九條 本財団は左の特別基金を設置する

一、根本基金 財団及び学園の基礎を鞏固にするもの

二、謝恩基金 財団および学園の教職員に対する謝恩に資するもの

根本基金及び謝恩基金は財団及び学園の教職員、学生、生徒よりの献出金を以てこれに充てる

根本基金の費途、管理及び処分は評議員会の議を経てこれを定める

第十條 本財団の経費は次の収入でこれを支弁する

一、政府の補助金

二、信託の受益金

三、基本財産の利子

四、学校其他の諸収入金

五、寄附金

第十一條 二年以上に亘る借入金をしようとするときは金額条件用途償還方法を定めて評議員会の議を経なければならない

第十二條 理事会は毎会計年度予算を作成してその年度開始一月前に評議員会の議を経なければならない 既定予算の追加更正についても又同じである

第十三條 理事会は会計年度終了後二月以内に決算をなして監事の監査を経

た上評議員会の承認を得なければならない

第十四條 本財団の会計年度は政府の会計年度による

### 第三章 財団の機関

第十五條 本財団に左の役員を置く

理事 十七名

監事 三名

評議員 七十五名

第十六條 理事及び監事は評議員会で互選する 但し理事の内五名は専任教員たる者でなければならない 評議員は財団及び学園の功労者、学園の出身者、専任教員、学生生徒の父兄其他縁故者の中から二十五名を理事会で他の五十名を新に選挙せられた者で選挙する 但し補

選選挙は評議員会でこれを行う 理事及び監事は在任中評議員たるの資格を停止する

役員に欠員(マコ)を生じたときはその都度補選選挙を行う 但し補選選挙はその副員(マコ)の数が定員の三分の一を超えないときはこれを行わなくてもよい

第十七條 役員(マコ)の任期は理事及び評議員は三年、監事は二年とする

補闕によつて就任した者の任期は現任同役の残任期間とする

第十八條 創立者の直系卑族の内一人を評議員会の議を経て、これを終身理事に推薦することができる 前項の理事は第十五条の定員外とする

第十九條 総長は在任中理事とし第十五条の定員外とする

第二十條 理事の互選によつて理事長副理事長及び専務理事各一名 常務理事若干名を置くことができる

第二十一條 理事長は別段の定めあるものの外財団の経営に関する事項を統理する

理事長が事故あるときは副理事長がその職務を行う

専務理事及び常務理事は理事長を補佐し常務を掌理する

第二十二條 理事は理事会を組織する 理事会は理事長がこれを招集する 必要

ほ理事三名以上からの請求があるときは理事長は理事会を招集しなければならない 理事会では理事長がその議長となる

理事会は理事が半数以上出席しなければこれを開くことができる

い 但し同一事項について再度招集してもなほ半数に充たないときはこの限りではない 理事会の議事は出席者の過半数で決する 可否同数であるときは議長が決する 予め通知した事項については理事は他の理事を代理人としてその議決権を行うことができる

第二十三条 監事は法令に定めあるものの外財団の実況を監査しその結果を評議員会に報告しなければならない

第二十四条 評議員は評議員会を組織する 評議員の互選によつて会長及び副会長各一名常任評議員若干名を置く

会長は財団及び学園の重要な事務に参与する  
会長が事故あるときは副会長がその職務を行う

常任評議員は評議員会に属する事項を常時調査研究する

第二十五条 評議員会は評議員会長がこれを招集する なお評議員十五名以上の請求があるときは会長は評議員会を招集しなければならない  
評議員会では会長がその議長となる

評議員会は評議員十五名以上出席ありたるときはこれを開くことができる

第二十六条 第二十二條第五項及び第六項の規定は評議員会にこれを準用する  
評議員会は別段の定めあるものの外左の事項を決議する

- 一、財団の経営に関する重要な事項
- 二、学校の設置及び廃止
- 三、館則学則其他規定の制定改廢
- 四、総長及び理事長の諮問した事項
- 五、其他重要な事項

第二十七条 本財団及び学園の経営に関する重要な意見を徴するために顧問若干名を置くことができる

顧問は財団及び学園の功勞者又は学識徳望ある者について評議員会の議を経てこれを嘱託する

#### 第四章 補 則

第二十八条 本財団は左の場合に解散する

- 一、解散に関する法定事由の生じたとき
- 二、評議員会で全員一致の議決によつて財団の目的とする事業が成功不能と認められたとき

第二十九条 本財団が解散の場合に於ける残余財産は評議員会の議を経てこれを京都大学に寄附する

第三十条 本寄附行為の規定を変更しようとするときは評議員二十五名以上出席した評議員会に於てその四分の三以上の同意があることを要する

#### 附 則

本寄附行為は主務官庁の認可のあつた日からこれを施行する

### 三三六 「認可書（学校法人へ組織変更）」 ☆

地管第一二号

財団法人 立命館

昭和二十六年一月九日付で申請のあつた財団法人立命館の学校法人立命館への組織変更を私立学校法附則第三項によつて認可します。

昭和二十六年二月一五日

文部大臣 天野 貞 祐

この謄本は、原本と相違ないことを認証します。

昭和二十六年二月一五日

文 部 省

印

### 三三七 学校法人立命館寄附行為

(昭和二十六年二月十五日組織変更認可)

(昭和二十六年三月十日組織変更登記)

#### 学校法人立命館寄附行為

##### 第一章 総 則

第一条 (名称) この法人は、中川小十郎の創立した財団法人立命館の組織を変更したものであつて、学校法人立命館と称する。

第二条 (事務所所在地) この法人は、事務所を京都市上京区広小路通寺町東入中御霊町四百十番地に置く。

##### 第二章 目的及び設置する学校

第三条 (目的) この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立学校を設置することを目的とする。

第四条 (設置する学校) この法人は、前条に規定する目的を達成するため、左に掲げる学校を設置する。

- 一 立命館大学(大学院附置)
- 二 立命館短期大学
- 三 立命館高等学校
- 四 立命館夜間高等学校
- 五 立命館神山高等学校
- 六 立命館中学校
- 七 立命館神山中学校

##### 第三章 役 員

第五条 (役員) この法人に、理事十七人、監事三人を置く。

第六条 (総長) この法人の設置する学校その他一般教学に関する事項を統括するため総長を置く。

- 2 総長は、在任中理事とする。
- 3 総長は、任期を四年とし、別に定める規程に従い、選挙により決める。

第七条 (理事長) 理事の互選により理事のうち一人を理事長とする。

2 理事の互選により副理事長一人、専務理事一人及び常務理事若干人を置く事ができる。

第八条 (理事の選任) 理事は、左の各号に掲げる区分により、評議員会で選任する。但し、総長たる理事は、この限りでない。

- 一 この法人の設置する大学の学部長 四人
- 二 この法人の設置する高等学校長及中学校長のうちから 一人

- 三 評議員(職員たる評議員を除く。)のうちから 五人
- 四 校友会のうちから 二人

- 五 清和会員のうちから 一人
- 六 前五号のほか、理事長が推薦する者のうちから 三人

2 前項第一号ないし第三号に規定する理事は、学部長、学校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

第九条 (監事の選任) 監事は、評議員会において、選任する。

2 監事は、理事又はこの法人の職員と兼ねてはならない。

第十条 (任期) 役員(第六条及び第八条第一項第一号の規定により、理事となる者を除く。この条中以下同じ。)の任期は、三年とする。但し、欠員の生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任することができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第十一条 (理事代表権の制限) 理事長及び専務理事以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この法人を代表しない。

第十二条 (理事長の職務) 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、その他この法人内部の事務を総括する。

第十三条 (理事長の職務の代理又は代行) 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長、専務理事、常務理事が順次理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

第十四条 (理事会) この法人の業務の決定は、理事会によつて行う。

2 理事会は、理事全員をもつて組織する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事定数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から十四日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会の議長は、理事長とする。

第十五条 (理事会の議事) 理事会の議事は、理事の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決をすることができない。但し、あらかじめ通知した事項については、理事は、他の理事を代理として出席せしめ、その議決権を行うことができる。

2 理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。

第十六条 (業務決定の特例) 別に施行細則で定める日常の業務は、専務理事がこれを決定し、処理することができる。

第十七条 (監事の職務) 監事の職務は、左の通りとする。

一 財産の状況を監査すること。

二 業務執行の状況を監査すること。

三 財産の状況、又は業務執行の状況について、監査した結果不整の点のあることを発見したとき、これを所轄長、又は評議員会に報告すること。

四 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

五 財産の状況、又は業務執行の状況について、理事に意見を述べること。

第十八条 (役員) 理事定数の五分の一をこえるものが欠けたとき、

又は監事の定数が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

第十九条 (顧問) この法人の業務に関する重要な意見を聞くために、顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の功労者、又は学識徳望ある者のうちから、理事会の推薦により評議員会の議を経て、理事長が委嘱する。

3 第十条の規定は、顧問に準用する。

第四章 評議員会

第二十条 (評議員会) この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、七十六人の評議員をもつて組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会に、評議員の互選により、議長一人、副議長一人を置く。

5 議長に事故あるときは、副議長が議長の職務を行う。

6 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

第二十一条 (評議員の選任) 評議員は、左の各号に掲げる区分により、理事会で選任する。

一 この法人の職員による者のうちから 二十八人

二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから 二十八人

三 本学園の功労者、学識経験者又は縁故者であつて理事長が推薦した者のうちから 五人

2 前項のほかこの法人の理事及び監事は、評議員となる。但し、

3 第一項第一号に規定する評議員は、職員を退いたときは、

評議員の職を失うものとする。

第二十二條 (任期) 第十条の規定は、評議員にこれを準用する。但し、「第

六条及び第八条第一項第一号の規定により理事となる者を除く。」とあるのは、「前条第二項に規定する者を除く。」と読み替えるものとする。

第二十三條 (評議員の補充) 第十八条前段の規定は、評議員にこれを準用する。

第二十四條 (評議員会の議事) 第十五条の規定は、評議員会の議事にこれを準用する。但し、同条第二項中「理事の過半数」とあるのは、「出席評議員の過半数」と読み替えるものとする。

第二十五條 (諮問事項その他) 左に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一 予算、借入金(当該会計年度の収入を以て償還する一時借入金を除く。)

二 予算外の新たな義務の負担、又は権利のほう棄に関する事項

三 理事会において、必要ありと認めた事項

2 評議員会は、この法人の業務若しくは、財産の状況、又は役員  
の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくは、  
その諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第二十六條 (議決事項) 左に掲げる事項は、評議員会の議決を要する。

一 重要な資産処分

二 寄附行為の変更

三 合併

四 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散

五 残余財産の処分

第五章 資産及び会計

第二十七條 (資産) この法人の資産は、別紙財産目録に記載の基本財産及び運用財産とする。

第二十八條 (経費) この法人の経費は、左の収入でこれを支弁する。

一 補助金

二 信託受益金

三 資産より生ずる収入

四 授業料其他の諸収入金

五 寄附金

六 その他の収入

第二十九條 (会計年度) この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第三十條 (予算) 毎会計年度予算は、年度開始一月前迄に、追加更正予算は、そのつど、理事会の議を経なければならぬ。

第三十一條 (決算) 決算は、毎会計年度終了後二月以内に、監事の監査を経たうえ、理事会の承認を受け、評議員会に報告し、その意見を求めなければならぬ。

第六章 解散及び合併

第三十二條 (解散及び合併) この法人は、解散に関する法定の事由の生じたとき解散する。但し、破産又は所轄庁の解散令による解散を除くのはか、理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決を要するものとする。

2 前項但書の規定は、合併の場合にこれを準用する。

第三十三條 (残余財産の帰属者) この法人が解散(合併及び破産による解散を除く。)した場合における残余財産の帰属すべき者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから、評議員会の議決を経て、選定する。

第七章 寄附行為の変更

第三十四條 (寄附行為の変更) この寄附行為を変更しようとするときは理事定数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決を経て、文部大臣の認可を得なければならない。

第八章 公告の方法その他

第三十五條 (公告の方法) この法人の公告は、事務所前の掲示場に、掲示し

て行う。

第三十六條 (施行細則) この寄附行為施行についての細則は、理事会において、定める。

附 則

1 この寄附行為は、この法人の組織変更の登記をした日から施行する。  
2 この寄附行為施行の際現に存する大学令による立命館大学及び専門学校令による立命館専門学校は、この寄附行為施行後においても当分の間従前のとおり存続するものとする。

3 この法人設立当初の役員は次のとおりとする。

理 事 長	北川 敏夫
専務理事	山田 實
理 事	末川 博
理 事	中川 重一
理 事	浅井 清信
理 事	赤鹿 勇
理 事	井上 次郎
理 事	川勝 傳
理 事	木村 正路
理 事	橋本 循
理 事	塚本 幸七
理 事	中江 源
理 事	羽栗 賢孝
理 事	別所金之助
理 事	前川嘉三郎
監 事	上田龍之助
監 事	武藤 守一

4 前項の役員は、この寄附行為認可後すみやかに役員が選任されるまで、第八條及び第九條の規定にかかわらず、この法人の役員となる。

三三八 学校法人立命館寄附行為中一部を変更するの件

〔学部長理事の選出方法〕

中島総務課長

左記議案を朗読の上現行寄附行為中(1)学部長理事は評議員会で選任することになつてゐるが学部長の任期は一年であり交代後評議員会で選任まで空白を生じるので理事会の運営上支障を来すことがある よつて学部長は在任中当然理事となるものとするに変更しようとするものである (2)現行寄附行為では監事の定数が欠けたときは一月以内に補欠選任を要することとなつてゐるが所定期間内に補充困難の場合も予見せられるので監事定員三人の内三分の一をこえるものが欠けたときは一月以内に補充することに變更しようとするものであつて関係条文の改正を提案するものである旨説明  
満場異議なく寄附行為中一部変更の件可決

記

学校法人立命館寄附行為中の一部を次のように、変更するの件

第六條第二項を削り第三項を第二項とする。

第八條を次のように、改める。

第八條(理事の選任) 理事は、左の各号に掲げる区分により、評議員会で選任する。

- 一 この法人の設置する高等学校長及び中学校長のうちから 一人
  - 二 評議員(職員たる評議員を除く。)のうちから 五人
  - 三 校友会員のうちから 二人
  - 四 清和会員のうちから 一人
  - 五 前四号のほか、理事長が推薦する者のうちから 三人
- 2 総長及びこの法人の設置する大学の学部長(四人)は、前項の規定にかかわらず、在任中理事とする。

3 第一号及び第二号に規定する理事は、学校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

第十條中「第六條及び第八條第一項第一号」を「第八條第二項」に改める。

第十八条中「理事定数の五分の一」の次に「又は、監事定数の三分の一」を加へ、「又は監事の定数が欠けたとき」を削る。

第二十一条第二項中「第三号」を「第二号」に改める。

第二十二条中「第六条及び第八条第一項第一号」を「第八条第二項」に改める。

〔「理事会議事録」(昭和二十七年六月二十七日)〕

〔注・昭和二十七年九月二十九日認可〕

### 三二九 学校法人立命館寄附行為〔役員・評議員定数、

理事選任改正〕

〔昭和三十七年八月一日認可〕

#### 学校法人立命館寄附行為〔抄〕

##### 第三章 役員

第五条 (役員) この法人に、理事十七人以上二十人以上、監事二人以上三人以内を置く。

第六条 (理事の選任) 理事は、左の各号に掲げる区分により、評議員会で選任する。

一、この法人の設置する高等学校長及び中学校長のうちから

二、評議員(職員たる評議員を除く。)のうちから

三、校友会のうちから

四、清和会員のうちから

五、前四号のほか、理事長が推薦する者のうちから

一人 一人 二人 一人 四人

2 総長及びこの法人の設置する大学の学部長並に教学部長は、前項の規定にかかわらず在任中理事とする。

3 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、学校長又は、評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

##### 第四章 評議員会

第二十条 (評議員会) この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、七十五人以上七十九人以内の評議員をもつて組織する。

〔3-6略〕

附 則 (昭和三十七年八月十日役員並びに評議員定数、理事の選任等を改める一部変更認可。)

この寄附行為は、昭和三十七年八月十日から施行する。

### 三三〇 寄附行為変更の条項及び事由〔常務理事制〕

この法人の業務の運営は、従来専務理事が掌握して当つていたのであるが、学園内外の要請もあり、これを合理化するために、専務理事制度を廃止して常務理事制度を改編、総務財務担当と教学担当とに分ち、法人業務の運営を理事長、副理事長及び前記二人の常務理事によつて当ることとしたので寄附行為を次のとおり変更するものである。

一、第七 条 (理事長) 第二項中「専務理事一人」を削除する。

事由 専務理事制度を廃止したことによるものである。

二、第八 条 (理事の選任) 第一項第五号に次の一項を加える。

総長が推薦する者のうちから 一人

事由 教学担当常務理事は、総長を補佐して法人業務の運営に当ること

としたので総長が推薦する者のうちから選任することが好ましいので理事長が推薦する者以外に一項を加えたものである。

三、第八条（理事の選任）第二項中「並びに教学部長」を削除する。

事由 常務理事制度を改編し、教学担当理事を置いたので教学部長を事務部長としたことによるものである。

四、第十一条（理事代表権の制限）中「及び専務理事」を削除する。

事由 専務理事制度を廃止したことによるものである。

五、第十三条（理事長の職務の代理又は代行）中「専務理事」を削除する。

事由 専務理事制度を廃止したことによるものである。

六、第十六条（業務決定の特例）別に施行細則で定める日常の業務は専務理事が決定し、処理することができる。」を「（常務理事の職務）

常務理事は、別に定める施行細則により日常業務を施行する。」に変更する。

事由 専務理事制度を廃止、常務理事制度を改編したことによるものである。

〔注・昭和三十九年二月二八日理事会決定、昭和三十九年四月一八日認可〕

### 三三二 学校法人立命館寄附行為〔理事・評議員定数改正〕

〔昭和四〇年一月二五日認可〕

#### 学校法人立命館寄附行為〔抄〕

##### 第二章 目的及び設置する学校

第四条（設置する学校）この法人は、前条に規定する目的を達成するため左に掲げる学校を設置する。

一、立命館大学 大学院

法学部第一部、法学部第二部、

経済学部第一部、経済学部第二部、

経営学部第一部、経営学部第二部、

産業社会学部、

文学部第一部、文学部第二部、

理工学部第一部、理工学部第二部

全日制課程、定時制課程

三、立命館中学校

第三章 役員

第五条（役員）この法人に、理事十七人以上、二十一人以内、監事二人

以上三人以内を置く。

第四章 評議員会

第二十条（評議員会）この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、七十五人以上八十人以内の評議員をもつて組織する。

附 則（昭和四十年一月二十五日学校の種類中産業社会学部

追加並びに理事、評議員会の定数改正一部変更認可

昭和四十年二月十一日登記）

この寄附行為は、昭和四十年四月一日から施行する。

### 三三三 学校法人立命館寄附行為一部改正に関する件

〔理事代表権、理事長職務代理・代行〕 ☆

一、議案第七号 学校法人立命館寄附行為一部改正に関する件（前回継続）

西村理事長より標記に関し、まず前回理事会において提案説明があった改正の趣旨とこれをうけてなされた質疑の内容について、整理のうえ報告があった。つづいて、原案から一部字句修正した第十一条（理事代表権の制限）及び第十三条（理事長の職務の代理又は代行）の改正案について、改めて配布の資料にもつき説明があった後、諮られ、議案第七号を承認可決。

〔別紙〕

学校法人立命館寄附行為一部改正に関する件

第一条

～ 現行通り（省略）

第十条

第十一条（理事代表権の制限）

理事長および総長以外の理事は、すべてこの法人の業務について、

この法人を代表しない。

第十二条 現行通り（省略）

第十三条（理事長の職務の代理又は代行）

理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長の指名する理事がその職務を代理し、理事長が欠けたときは、理事の互選により、理事長の職務を代行する者を定める。

以下（省略）

附 則（一九八四年 月 日第十一条理事代表権の制限および第十三条理事長の職務の代理又は代行の改正）

この規程は一九八四年五月二十五日から施行する。

△改正理由△

①理事代表権の制限（第十一条）、理事長の職務の代理又は代行（第十三条）

について、実態と規程との整合性を図る必要がある。

②文部省、日本私立大学連盟等に対する関係において、総長が本法人を代表することを適当とし、また必要とする場合がある。（第十一条）

〔「理事会議事録」（一九八四年五月一日）〕

三三三 学校法人立命館寄附行為〔理事代表権等改正〕 ☆

〔昭和五九年五月二十五日認可〕

学校法人立命館寄附行為

第一章 総 則

第一条（名称）この法人は、中川小十郎の創立した財団法人立命館の組織を変更したものであつて、学校法人立命館と称する。

第二条（事務所の所在地）この法人は、事務所を京都市北区等持院北町五六番地の一に置く。

第二章 目的及び設置する学校

第三条（目的）この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立学校を設置することを目的とする。

第四条（設置する学校）この法人は、前条に規定する目的を達成するため次に掲げる学校を設置する。

一 立命館大学 大学院

法学研究科

経済学研究科

経営学研究科

社会学研究科

文学研究科

理工学研究科

法学部第一部

法学科

経済学部第一部

経済学科

経営学部第一部

経営学科

産業社会学部

産業社会学科

法学部第二部

法学科

経済学部第二部

経済学科

経営学部第二部

経営学科

文学部第一部 文学部第二部

哲学科 人文学科

文学科

史学科

地理学科

理工学部第一部 理工学部第二部

数学物理学科 基礎工学科

化学科

電気工学科

機械工学科

土木工学科

二 立命館高等学校 全日制課程普通科

三 立命館中学校

第三章 役員

第五条 (役員) この法人に、理事一七人以上二二人以内、監事二人以上三人以内を置く。

第六条 (総長) その法人の設置する学校その他一般教学に関する事項を総括するため総長を置く。

2 総長は、任期を四年とし、別に定める規定に従い、選挙により決める。

第七条 (理事長) 理事の互選により、理事のうち一人を理事長とする。

2 理事の互選により副理事長一人及び常務理事若干人を置くことができる。

第八条 (理事の選任) 理事は、次の各号に掲げる区分により、評議員会で選任する。

- 一 この法人の設置する高等学校長及び中学校長のうちから 一人
- 二 評議員(職員たる評議員を除く。)のうちから 五人
- 三 校友会員のうちから 二人

四 清和会員のうちから 一人

五 前四号のほか

理事長が推薦するもののうちから

総長が推薦するもののうちから

2 総長及びこの法人の設置する大学の学部長は、前項の規定にかかわらず在任中理事とする。

3 立命館高等学校長、立命館中学校長を一人が兼ねる場合においては、第一項第一号の規定によらないで、その兼任中理事とする。

4 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、学部長又は、評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

第九条 (監事の選任) 監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、理事又はこの法人の職員と兼ねてはならない。

第十条 (任期) 役員(第八条第二項及び第三項の規定により理事となるものを除く。この条中以下同じ。)の任期は三年とする。但し、補欠又は増員により選任せられた役員は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任役員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第十一条 (理事代表権の制限) 理事長および総長以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この法人を代表しない。

第十二条 (理事長の職務) 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、その他この法人内部の事務を総括する。

第十三条 (理事長の職務の代理又は代行) 理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長の指名する理事がその職務を代理し、理事長が欠けたときは、理事の互選により、理事長の職務を代行する者を定める。

第十四条 (理事会) この法人の業務の決定は、理事会によつて行う。

2 理事会は、理事全員をもつて組織する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事定数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合は、その請求のあつた日から一四日以内にこれを招集しなければならない。

5 理事会の議長は、理事長とする。

第十五条 (理事会の議事) 理事会の議事は、理事の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。但し、あらかじめ通知した事項については、理事は、他の理事を代理として出席せしめその議決権を行うことができる。

2 理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くのほか、理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の定めるところによる。

3 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。

第十六条 (常務理事の職務) 常務理事は別に定める施行細則により日常業務を執行する。

第十七条 (監事の職務) 監事の職務は次の通りとする。

一 財産の状況を監査すること

二 業務執行の状況を監査すること

三 財産の状況又は業務執行の状況について、監査した結果、不整のあることを発見したとき、これを所轄長又は評議員会に報告すること

四 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること

五 財産の状況又は、業務執行の状況について理事に意見をのべること

第十八条 (役員) 理事定数の五分の一又は監事の定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

第十九条 (顧問) この法人に関する重要な意見を聞くために、顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の功労者又は学識徳望のある者のうちから、理事会の推薦により評議員会の議を経て、理事長が委嘱する。

#### 第四章 評議員会

第二十条 (評議員会) この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、七人以上八〇人以内の評議員をもつて組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会に、評議員の互選により、議長一人、副議長一人を置く。

5 議長に事故あるときは、副議長が議長の職務を行う。

6 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二〇日以内に、これを招集しなければならない。

第二十一条 (評議員の選任) 評議員は次の各号に掲げる区分により、理事会で選任する。

一 この法人の職員の互選による者のうちから 二八人

二 この法人の設置する学校を卒業した者で年令二五才以上の者のうちから 二八人

三 本学園の功労者、学識経験者又は、縁故者であつて理事長が推薦した者のうちから 五人

2 前項のほか、この法人の理事及び監事は、評議員となる。但し、第八条第一項第二号に規定する理事を除く。

3 第一項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

第二十二条 (任期) 第十条の規定は、評議員にこれを準用する。但し「第八条第二項及び第三項の規定により理事となる者を除く。」とあるのは、「前条第二項に規定するものを除く。」と読み替えるものとする。

第二十三条 (評議員の補充) 第十八条前段の規定は、評議員にこれを準用する。

第二十四条 (評議員会の議事) 第十五条の規定は、評議員会の議事にこれを

準用する。但し、同条第二項中（理事の過半数）とあるのは「出席評議員の過半数」と読み替えるものとする。

第二十五条（諮問事項その他）次に掲げる事項については、理事長において

あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一 予算、借入金（当該会計年度の収入を以て償還する一時借入金を除く。）

二 予算外の新たな義務の負担又は、権利の放棄に関する事項

三 理事長において、必要ありと認めた事項

2

評議員会は、この法人の業務若しくは、財産の状況又は、役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第二十六条（議決事項）次に掲げる事項は、評議員会の議決を要する。

一 重要な資産処分

二 寄附行為の変更

三 合併

四 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散

五 残余財産の処分

第五章 資産及び会計

第二十七条（資産）この法人の資産は、別紙財産目録に記載の基本財産及び運用財産とする。

第二十八条（経費）この法人の経費は、次の収入でこれを支弁する。

- 一 補助金
- 二 信託受益金
- 三 資産より生ずる収入
- 四 授業料その他の諸収入金
- 五 寄附金
- 六 その他の収入

第二十九条（会計年度）この法人の会計年度は、四月一日に始まり翌年三月

三十一日に終るものとする。

第三十条（予算）毎会計年度予算は、年度開始前迄に、追加更正予算は、その都度理事会の議を経なければならぬ。

第三十一条（決算）決算は、毎会計年度終了後二月以内に、監事の監査を経

たうえ理事会の承認を受け評議員会に報告し、その意見を求めなければならぬ。

第六章 解散及び合併

第三十二条

（解散及び合併）この法人は、解散に関する法定の事由の生じたとき解散する。但し、破産又は所轄庁の解散命令による解散を除くのほか、理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決を要するものとする。

2 前項但書の規定は、合併の場合にこれを準用する。

第三十三条

（残余財産の帰属者）この法人が解散（合併及び破産による解散を除く）した場合における残余財産の帰属すべきものは、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから、評議員会の議決を経て選定する。

第七章 寄附行為の変更

第三十四条

（寄附行為の変更）この寄附行為を変更しようとするときは、理事定数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決を経て、文部大臣の認可を得なければならない。

第八章 公告の方法その他

第三十五条（公告の方法）この法人の公告は、事務所に掲示して行う。

第三十六条（施行細則）この寄附行為施行についての細則は、理事会において定める。

附 則（昭和二十六年二月一五日組織変更認可）  
同 年三月一〇日登記

この寄附行為は、この法人の組織変更の登記をした日から施行する。

〔中略〕

附 則

(昭和五九年五月二十五日第十一條理事代表権の制限  
及び第十三條理事長の職務の代理又は代行の改正  
に伴う一部変更認可)

この寄附行為は、昭和五九年一〇月一七日から施行する。

〔二〕 総長、学長、理事会、評議員会（協議員会）関係

三三四 〔学園改革着手（学則改正）〕

松井議長

大東亜戦争終戦以来国内情勢ハ所謂民主主義ノ線ニ沿ヒテ大転換セリ、本学園ニ於テモ旧来ノ教育方針ヲ打破シ時局ニ即応シテ民主主義教育ヲ基本トスル学園ノ改革ニ着手シ寄附行為ノ改正、立命館大学々則並ニ立命館専門学校学則改正ノ為メ過般来改正委員ニ於テ鋭意正草案作成中ノ処漸ク出来シタルヲ以テ本理事会ニ於テ之ヲ審議セラレタシト述ブ

山田理事

別紙改正案ヲ各理事ニ提示シ改正理由ヲ詳細説明ス

全員逐条審議ヲ為ス

決議事項

一 立命館大学学則、立命館専門学校学則改正ノ件

右出席理事全員異議ナク原案可決ス

〔「理事会決議録」（昭和二〇年九月二四日）〕

三三五 〔学園改革、立命館内規一部改正（最高協議会

廃止）〕

石原議長

立命館最高協議会ヲ組織シテ学園ノ重要諸事項ヲ審議シ来リタル処今般理事會ヲ通シテ学園全般ノ運営ヲ計リタク立命館内規ノ一部修正ヲ致シタキニ

付本理事会ニ於テ之ヲ審議セラレタシト述べ最高協議会廃止ノ事情ヲ説明ス  
太田理事

立命館内規修正案ヲ提示シ詳細説明ヲ為ス

全員逐条審議ヲ為シ修正案賛成可決ス

十月一日ヨリ実施スルコト

〔「理事会決議録」（昭和二〇年九月二九日）〕

三三六 〔学園改革基本方針提示、役員総辞職決議〕

石原議長

本年初頭立命館新機構ノ制定ヲ為シ続イテ立命館内規、同施行細則等理事各位ノ御協力ヲ得テ学園ノ運営、教育ノ充実發展ヲ期シ、故学父ノ遺業ヲ継承シ今日ニ至リタル処大東亜戦争終戦ト共ニ国家ノ重大難局ニ遭遇シ、立命館学園亦大改革ヲ為スノ必要ニ迫ラレタルヲ以テ過日來全学園各部教授並ニ専門学校以上ノ学生生徒代表ト共ニ懇談会ヲ開催シ隔意ナキ意見ノ開陳ヲ求メタル処、学園ノ経営方面、教育部面等多岐ニ亘リ意見ノ提出アリ学園ノ將來ヲ念願スル諸氏ノ意ノ存スル処多々有之タルニ付之ヲ各教科別ニ詳細説明ヲ為ス

一、大学専門学校教授ノ意見

二、中学部教諭ノ意見

三、各学年各科学学生徒ノ意見

ヲ各綜合シ学園運営ニ善処致シタシト述ブ

右ニ付各部長ノ意見ノ開陳希望申出等アリ協議懇願ヲ為ス

尚学園改革ニ関スル基本方針ヲ立案シ左ノ通り報告ス

一、経営本位ヲ脱却シ教育本位トスルコト

二、校規ノ肅正ヲ為スコト

三、教授陣ノ充実強化ヲ計ルコト

四、立命館教育ノ特色ヲ發揮スルコト

五、学園ノ自尊、自治ノ強化ヲ計ルコト

右五項目ニ付詳細説明各理事ノ意見ヲ求ム

小田理事

内外ノ情勢ハ学園危急存亡ノ重大ナル岐路ニアルヲ以テ旧体ヲ打破シ全学

園現任役員並教職員全員総辭職ヲ為シ新進発瀾タル後任者ニヨリ立命館新発

足ヲ為スノ必要アリト動議ヲ提出ス

石原議長

右小田理事ノ動議ヲ満場ニ諮リタル結果、

各意見ノ交換アリタル後全員異議ナク賛成ス

〔「理事会決議録」(昭和二〇年一月一日)〕

三三七

〔学園改革基本方針決議、理事長・専務理事選任、学長推挙等〕

石原議長

本理事会ニ於テ理事長専務理事ノ選任ヲ求ムト述ベタルニ対シ議長指名ニ

一任スルコトニ決ス

石原議長指名ニヨリ

理事長ニ 理事 岡 善吉氏

専務理事ニ 理事 竹上孝太郎氏

ヲ各指名シ、満場異議ナク賛成決議ス

岡 善吉、竹上孝太郎氏其就任ヲ承諾ス

石原議長

一、前回理事会ニ於テ付議シタル学園改革基本方針審議未了ニ付本理事会ニ

於テ審議セラレタシト述ベ改革基本方針左記五項目ヲ提示シ詳細説明ヲ為

ス

一、経営本位ヲ脱却シ教育本位タラシムルコト

二、校規ノ肅正ヲ為スコト

三、教授陣ノ充実強化ヲ計ルコト

四、立命館教育ノ特色ヲ發揮スルコト

五、学園ノ自尊、自治ノ強化ヲ計ルコト

右満場異議ナク賛成決議ス

二、本学々々長松井元興氏ハ老齡其ノ職ニ堪ヘストテ学長辭任ノ申出アリタル

ニ付後任学長トシテ法学博士末川博氏ヲ推挙致シタシ、尚松井元興氏ヲ本

学名譽学長ニ推挙スルノ件併セテ右満場異議ナク可決ス

三、本館寄附行為改正ノ件一部修正ヲ為シタルモ尚不備ノ点ヲ根本的修正ヲ

為スノ必要アリ改正委員ヲ選定セラレタシト述ベ

改正委員ノ人選ハ議長指名ニ一任スルコト、ナリ議長指名ニヨリ左記五

氏ヲ寄附行為改正委員ニ指名ス

理事 岡 善吉

〃 竹上孝太郎

〃 本田 義英

〃 小田美奇穂

〃 山田 正三

〔「理事会決議録」(昭和二〇年一月六日)〕

### 三三八 〔副理事長選任〕

岡議長

改正寄附行為第二十一条ニヨリ副理事長ヲ置ク規定制定セラレタルニ依リ

本理事会ニ於テ其ノ選任ヲ求ムト述ブ

永澤理事

副理事長選任ノ件議長指名ニ一任シタキ旨動議アリ

全員之ニ賛成ス

岡議長

副理事長 理事小田美奇穂氏

ヲ指名ス

〔「理事会決議録」(昭和二〇年二月九日)〕

### 三三九 〔常任監事選任〕

〔前略〕

尚ホ監事中常任監事一名ヲ置キ本財団ノ経営状況ヲ監督セラレタシト議場ニ

諮リタル処其ノ人選ハ議長指名ニ一任シタキ旨動議アリ議長指名ニヨリ

常任監事 前川嘉三郎氏

ヲ指名満場異議ナク賛成ス

前川嘉三郎氏其ノ就任ヲ承諾シタリ

〔「理事会決議録」(昭和二十二年二月三日)〕

### 三四〇 理事会申合事項〔部長の出席〕

謹啓 益々御清適之段奉賀候 陳者財団法人立命館理事会ニ於テ左ノ通り決議

相成り候ニ付此段御通知申上候

記

五月十四日 理事会決議

一、昭和二十年度収支決算承認ノ件

二、昭和二十一年度収支予算決議ノ件

理事会申合事項

一、理事ト教学関係者トノ円満ナル意志ノ疏通ヲ計リ相共ニ学園ノ進展ニ寄与スルタメ今後開催セラル、理事会ニ左記各部長ノ出席ヲ求ムルコト

法、経、文、理、工、予科、中学ノ各部長 七名

但シ専任部長ナキ場合ハ主事ヲ以テ之ニ代フルコト

以上

昭和二十一年五月十四日

財団法人立命館理事長

岡 善 吉 ㊦

〔「理事会決議通知」(昭和二十一年五月一四日)〕

### 三四一 顧問推薦の件

岡議長

学界より佐々木惣一博士、竹田省博士、校友より繁田保吉、古賀才次郎、実業界から奥主一郎、田中一馬氏を推薦してはどうかと諮る。

一同異議なく賛成決定した。

〔「理事会決議録」(昭和二十二年一月一四日)〕

### 三四二 常務理事（会）設置の件

議長

常務理事設置の件付議

小田理事

竹上専務理事死去後其の後任を得ることは、困難で、今尚欠員の儘であるが、学園の諸事情に依り執行機関の充実は急を要するために、寄附行為第十九条の常務理事若干名の規程にもとづき、本日の理事会で、安田、木村、板木、佐保田の四氏が常務に決定したので御承認を願いたい。

尚以上の四常務に、学長及正副理事長を加えて常務理事会を設置して事務を推進したい旨を諮つたところ、一同賛成決定した。

〔「評議員会決議録」(昭和二十二年二月一九日)〕

### 三四三 理事会の運営について〔担当委員選任〕

一、議事

(一)第二新館請負業者決定の件

(二)理事会の運営について

議長第二号議案を付議

常務理事中、板木、佐保田及び木村氏が辞任して結局小田及び安田の二人となり常務理事会を解消することに決定した。

前回の理事会で、毎週一回理事会を開く意見があり、又分担項目を決め小委員会をつくりこれを担任して処理してはどうかとの意見もあつたが、其のいづれにするか運営の方針を御決定願いたい。

〔中略〕

協議の結果学生部門を分担する学生委員と学園の拡充部門を分担する拡充

委員を揃えること及び委員の人選は投票によることに決定。

〔中略〕

井上、大淵及木村正の三氏を学生委員に決定した。

〔中略〕

木村嘉、安田及び丹羽の三氏を拡充委員に決定。

〔以下略〕

〔「理事会決議録」(昭和二十三年六月八日)〕

### 三四四 末川総長辞表提出につきこれが受理に関する件

〔前略〕

第一号議案を付議し左の通り審議す

末川先生に留任を懇請することに決し、代表として、小田、木村嘉、安田、前川、永澤、橋本、大山、北川、畝川の九氏に懇請方を一任、早速総長室に於て末川先生と会見留任を懇請した。

其の結果について北川議長より

只今熱誠を披歴して留任を懇請したが、先生の辞意は極めて固く既に新聞其他各方面に公表した以上翻意することは出来ない旨を述べられ、結果に至らなかつた旨を報告した。

右に対し赤鹿評議員より末川先生は社会的に有名な方だから総長公選と言うことで何とか了解がつかなかつたかとの質問に対し、北川議長より寄附行為を改正し、公選すれば何とか見透しが付くやうな含みは考えられないでもなかつた旨を述べた。

以上により審議の結果

結局学園の情勢から推して暫く辞表受理を保留すること及び改正寄附行為の認可があり次第総長選挙規定を作成し可及的速かに総長公選を行うことに

決定した。

〔以下略〕

〔理事評議員合同協議会決議録〕（昭和三年二月二十八日）

### 三四五 末川総長辞表提出につきこれが処理に関する件、その他

一、議案

（一）末川総長辞表提出につきこれが処理に関する件

（二）其の他

一、議案（一）に就て

本件について理事会として各部科教授会の意見を徴すること並に学生側から辞表受理の保留を書面で申出であるので、休暇明けに学生側の意見を徴してから之が処理を決すること。

以上の決定に基き辞表受理保留について末川総長の了解を得ること、し其の交渉委員に小田、北川、畝川の三氏を挙げ交渉の結果末川総長之を承諾せられて、辞表提出について一応左の要旨の挨拶を述べられた。

末川総長

終戦後自分が就任してから満三ヶ年、其の間色々面倒な問題もあつたが、学園の民主化について一応の見透がつき且つ新学制への切替も法、経、文の三学部は既に昨年移行を完了し理工学科昇格の見透も出来た。

自分は本年五十八才の老年ではあるが今後学園の世界で為すべきこと、又したいこと多々あるので此際お許しを得て一個の老書生として学問の研究に専念したい。

尚又自分は日々の事務的のことを統轄する才能に欠けてゐるし、教学上の

責任者であつても今日のやうに私学の財政上の危機が叫ばれる時は財政上の問題について考えねばならずこれ等について処理する自信がない。全く突然自分の我儘勝手なことを申出て学園に御迷惑をお掛け申訳がないが何卒御了承を願いたい旨を述べ、総長を辞めても教授として当学園の教壇に立ち学園の為に微力を致すことは今まで通り変りはない旨附言せられた。

一、議案（二）に就て

改正寄附行為の第七条に基き総長選挙規程を早急に作成することについては之が起草委員を選定すること、し、委員は理事二名、評議員二名、部科長七名、教職員組合二名として早急に委員の会議を開き之が作成に着手することに決定。

而して理事委員には小田、木村の両氏、評議員委員には北川、塩貝の両氏を決定。

〔理事評議員合同会々議録〕（昭和四年一月七日）

### 三四六 末川総長辞表提出につきこれが受理に関する件

〔継続〕

一、議案

北川議長

小田理事に対し、前回の決議に基き今日迄の経過報告を求めた。

右に対し小田理事より各教授会及び教職員組合は現在の財団機構の下では辞表受理は止むを得ない意向を有しており一方この問題に対する学生大会は総長留任懇請を決議してゐる旨を報告した。

以上の情勢により審議の結果、先生の辞意は強固であり、既に新聞紙上其の他で発表せられたのであるからこれ以上受理遷延は反つて先生に御迷惑を

掛ける恐れがあるのでこれを受理することに決定した。

右受理について学生側に対し小田理事より理事会並に評議員会としては辞表を受理することにした旨の了解を求めた。

続いて総長事務取扱選任の件を付議

総長事務取扱は教学上の責任者であるから法学部、経済学部及び文学部の三部長の内より選定することとし其の結果文学部長橋本 循氏を総長事務取扱に選任することに決定し同氏の承諾を得た。

次に客年十二月七日付を以て文部省へ申請中の改正寄附行為は本一月十一日付を以て認可のあつた旨の報告があり、新寄附行為実施に就いて審議の結果、第十六条の規定に基き、現評議員が辞任し、現理事が新たに評議員二十五名を選出し其の新評議員が他の五十名の新評議員を選出すると同時に現理事が辞任して新評議員会で新理事を互選することにより理事会並評議員会を一刷新し、現学園の諸事情に対応することが適当な措置であることに意見が一致し、現評議員は辞任することに決定した。

〔以下略〕

〔「理事評議員合同協議会決議録」(昭和二四年一月一四日)〕

### 三四七 総長辞任のことは 学生諸君に望む

世界にとつても日本にとつてもこの一九四九年は実によくない年であるうかと思われる。とりわけまだ日本が敗戦後四度目の年を迎えたわけであるが、終戦後の所謂虚脱の状態からだんだん遠ざかつて来たとはいうもののまだ混乱の状態を脱しきることが出来ずあらゆる社会的なものには定安性を欠き困難な経済事情の深刻化と相まって何処にどうしてどういうようにおちつくのかはつきりしない処が多い。従つて教育の面に於ても一定の方向は与えられたというものの、なおその内容は確立しないのであつてこれからが実際にはむづかしい時

がくるものといわねばならない。私は終戦後まもなく立命館学園に迎えられて総長の職をけがすこととなつたのであるが、当時の立命館としては戦時中からのいろいろの問題があつたのを解決して対外的にも対内的にもいわば学園の再建のためになすべき事が少くなかつた。幸にあらゆる方面からの支持と同時<sup>(ママ)</sup>とを得てその間を切り抜けることが出来、何とかして二年間教学のことにたづさわることが出来たのは誠に感謝にたえない処である。

然し私は本来学究であつて計数の念にとほしく経営というようなことには全く才能がないのであつて、今日の経済事情に即応して学園を持ち続け発展せしめることについての自信をもつていない。そこで丁度満三年たつたのを機会に先日辞表をだしたのである。誠に突然のことであつて学園関係者ことに学生諸君を驚かせたのは誠に申訳ない次第である。しかし学園は私が去つたあとに付いて夫々の方面から善処せられるであろうと期待している。どうぞ関係者諸君殊に学生諸君は自重してこの困難な危局をのり切つて頂きたい、そして世界の情勢も日本の事情もまことに容易でないであろうと思われるこの一九四九年の歴史を如何に形成するか、それは諸君の行動にかかつておることが少くないのと思つて諸君の自重をこいねごうわけなのである(談)

〔「立命館大学新聞」号外(昭和二四年一月一五日)〕

### 三四八 責任は理事会に—教組総会で決議文

本学教組の最終的態度を決する連合臨時総会は十四日二時から十六号室で行われたが折から騒然と殺氣立つ学生大会を頭上に次の様な教職員独自の立場から決議文を決定、理事会に提出した。

- 一、我々教組は末川総長辞任を受理する
- 二、理事会は学園今後の経営責任をとるか否かを明確にすべきだ
- 三、本会計年度の負債の一切は理事会の責任で之を償還すべきである

四、拡充関係の責任者を徹底に処分する

五、本学教組連合は理事会が経営責任を放棄した時は全学協力して学園の民主的経営に処する決意がある

六、新制の学校体制移行に当つては絶対に犠牲を出してはならぬ

〔「立命館大学新聞」号外（昭和二四年一月一五日）〕

### 三四九 末川問題と学生——学園民主化への団結（解説）

学問の自由、真理の擁護といふ大きな命題を辛じて維持して来た私学が、深刻苛烈なる現実の下、今回の授業料値上げによつて憂愁すべき段階に到達してゐる今日一方立命館学園に一大センセーションを巻き起したる問題は末川総長の辞任ではなからうか。開放と自由の獲得とは人間性本来の姿に帰属すべきものとして敗戦を待たずとも歴史的行為として、斯る大きな必死的転換は日本に課せられてゐる最高の課題たる民主化として一応実現されたのであるが、本学に於ても特定の環境の中に過去の封建性を打破し、民主学園として経営された組織、制度は総長就任以来丸三年…多難なる政治性を帯たる新教育の確立、理工科昇格問題或ひは新制大学への切替を以て全国にさきがけた学生自治組織の確立等々其の成果は総長の敏腕に負ふところ大なるものがある。而し今回の総長の辞任理由に依つてそれが必然的なものとして我々学生に充分理解し得るものであらうか。

総長の辞任理由に依る私学経営の困難は単に立命館のみでなく全国私学は同じ境遇の下に辛じて維持してゐる現状である。凡そ経営の合理化なるものから更に高次の発展段階に到達して居るものとするならば、その経営を学生の授業料のみに依存し又特に積極的熱意と協力を望むものとして、先に行はれた関西私教組と私学連の国庫補助要求運動に示した経営者側の消極的な態度はその政治的、技術的能力の欠陥を如実に物語るものである。やがては来春発足する

総長の公選制に基いて、当然再選は予想せらるるが、その選挙母体たる本校教授の多数転校を予想せらるる時、学生の総意による留任運動こそ学園を顛落から救ひ、權威を維持する不可欠の道であるが、更に根源的究明として現在の学園民主化は課題としての外形的な民主化であり、学園には未だ誤つた信念、或ひは暴力又、権力に依る好隸的な輩の居る事は否定出来ない事実として、昨年二月遂に学園外に迄発展した京日事件或ひは温存する不明朗にして学園発展を阻害する幾多の事件を解明する事こそ真の再建の爲の学園浄化ではなからうか。学園民主化の第一歩として全国に先立つて確立された校友会も、科学的に批判はしながら、実践の乏しかつた事は歪めない事実であらう。而し反面、学生一人一人の自覚と反省或ひは学校行政に対する無関心さが校友会と学生を遊離させるに大きな力のあつた事は学生大衆自ら認むべきものではなからうか。

議会政治は個人の政治的関心を不可欠の前提とするものであり再建は国民の意思一つとして、改善せんとする熱意と責任とがその要件を満す原動力であるならば、同様に学生個々の熱意と責任、理解と協力こそ学園の健全な発展のための原動力となるであらう。我々はこの学園の憂慮すべき事態を改善するために総長の辞任とは関係なくとも之を契機として、学生一人一人の強い自覚と深い反省とにより、自らの問題を自らの手で解決し□ければ有為なる教授も学園を相次いで去り、経済的圧迫と共に自滅の一步をたどるのみであらう。

ここに学生は安易な希望を捨て、真に学生が丸となつて真剣に運動を展開するならば、逆行する圧迫もその団結により弱体化されその絶滅を期する事ができるであらう、それが我が学園に再び総長を迎へる態勢を整へる事にもならう、われわれは学園の荒廃を防ぐ真の民主化のための学生運動と学校当局の真情に即した誠意ある処置とを期待しよう。（解説）

〔「立命館大学新聞」号外（昭和二四年一月一五日）〕

### 三五〇 理事会並評議員会の運営に関する規程

#### 理事会並評議員会の運営に関する規程

第一条 財団法人立命館理事会並評議員会の運営は当分の間この規程によつて行ふ。

第二条 教職員及び学生生徒代表は理事長又は評議員会長の承認を得て理事会又は評議員会の議事を傍聴することができる。

第三条 理事及び監事は評議員会に出席して意見を述べることができる。評議員会の要求があつたときは出席しなければならない。

評議員会長副会長並に監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第四条 理事会並評議員会の運営を円滑ならしめるために左の分科委員会を設置する。

一、総務委員会

二、財務委員会

三、企画委員会

四、渉外委員会

第五条 前条の分科委員会は理事長、副理事長、評議員会長、同副会長以外の理事及び評議員を以て組織する。理事及び評議員は同時に二以上の委員を兼ねることができる。

理事長、副理事長、評議員会長、同副会長並に監事は各分科委員に出席して意見を述べることができる。

第六条 各分科委員会には評議員たる委員の中から其の互選により委員長及び副委員長を置く。

第七条 各分科委員会は左の通り職務を分担する。

一、総務委員会は左の事項につき審議する。

(イ) 寄附行為、館則、学則、就業規則その他の諸規程の制定改廃に関する事項。

(ロ) 重要な人事に関する事項。

(ハ) 教職員の定員制定年制に関する事項。

(ニ) 事務機構改革整理に関する事項。

(ホ) 他の委員会の職務に属さない一切の事項。

二、財務委員会は左の事項につき審議する。

(イ) 予算決算に関する事項。

(ロ) 給与体系に関する事項。

(ハ) その他財務に関する一切の事項。

三、企画委員会は左の事項につき審議する。

(イ) 学校の設置、廃止、変更等に関する事項。

(ロ) 学園の諸施設の整備充実に関する事項。

四、渉外委員会は左の事項につき審議する。

(イ) 関係官庁その他の交渉に関する事項。

(ロ) 校友父兄等との連絡に関する事項。

(ハ) 対外施策に関する事項。

(ニ) 補助金、寄附金、学債等に関する事項。

第八条 各分科委員会は理事会の委任を受けたときは、その所管事項について直接に業務執行を為すことができる。

第九条 常任評議員会は評議員会長、同副会長及び常任の評議員を以て構成し、会長又は副会長はその議長となる。

常任評議員会は各分科委員会の連絡調整を為し、共通的事項につき審議する。

理事会の委任をうけたときは常任評議員は直接に業務執行を為すことができる。

#### 附 則

第十条 この規程は昭和二十四年二月二十七日から施行する。

この規程を改廃しようとするときは理事及び評議員の各過半数が出席した合同会議において出席者の過半数の同意を得なければならぬ。委任状を提出した欠席者はこれを出席者とみなす。

### 三五二 正副理事長互選の件

(一)正副理事長互選の件

第一号議案を付議し互選の方法について諮る。

西村理事より理事長は校友側より選出しこれが決定は記名投票に依りたい旨を諮り、全員これに賛成決定

投票の結果、投票総数一〇票

北川理事 八票

中江理事 二票

以上に依り北川氏理事長に当選決定

北川氏議長席に着き左の旨の挨拶を述べた。

〔中略〕

副理事長の互選の件は専務理事及び常務理事を決定の後之を行うことに決定。

〔「理事会決議録」(昭和二十四年二月二七日)〕

### 三五二 立命館総長選挙規程

#### 立命館総長選挙規程

第一条 財団法人立命館寄附行為第七条による総長の選挙はこの規程による

つてこれを行う

第二条 総長は適任者である限り本学園の内外を問わずこれを選ぶことができる

第三条 理事、監事、評議員、専任教員、職員及び高等学校以上の学生生徒はすべて総長の選挙権を有する

第四条 総長の選挙は左の通り互選された選挙人による間接選挙の方法を

以てする

一、理事、監事の中から 五人

二、評議員の中から 七人

三、専任教員の中

イ、法学部、法政科に属する者から 十人

ロ、経済学部、経済科に属する者から 十人

ハ、文学部、文学科に属する者から 十人

ニ、予科に属する者から 五人

ホ、理学科に属する者から 五人

ヘ、工学科に属する者から 五人

ト、高等学校、中学校に属する者から 十人

四、職員の中から 五人

五、学生生徒の中

イ、大学、専門学校、専攻科の学生生徒から 二十人

ロ、高等学校の生徒から 三人

第五条 総長選挙に関する事務を管理するため総長選挙管理委員会(以下管理委員会と称する)を設ける

管理委員会は委員九人を以て組織する

委員は左の通り互選された者に理事長これを委嘱する

一、理事の中から 一人

二、評議員の中から 一人

三、専任教員の中

イ、法学部、法政科に属する者から 一人

ロ、経済学部、経済科に属する者から 一人

ハ、文学部、文学科に属する者から 一人

ニ、予科に属する者から 一人

ホ、理学科、工学科に属する者から 一人

ヘ、高等学校、中学校に属する者から 一人

第六条 管理委員会には委員の互選により委員長及び副委員長一人を置く

委員長は管理委員会の事務を統理する

委員長に事故があるときは副委員長が其の職務を行う

第七 条 選挙の日時及び場所は選挙の期日の少なくとも二週間前に本財団所定の掲示場に公示しなければならない

第八 条 第四条の選挙人は選挙の期日前五日迄に其の所属及び氏名を管理委員会に届出なければならない

第九 条 選挙は単記無記名投票を以てこれを行う

第十 条 投票が終了したときは直に開票を行う

第十一 条 投票及び開票は管理委員会が選挙人の中から選任した五名の立会人立会の下にこれを行う

第十二 条 投票の効力について疑義があるときは立会人の意見をきいて管理委員会がこれを決める

第十三 条 有効投票の三分の二以上の得票があつた者を当選者とする

第十四 条 当選者がないときは新に選挙人を互選して更に選挙を行う

其の当選を無効とし前条第二項を準用する

附 則

第十五 条 此の規程は昭和二十四年二月二十七日からこれを施行する

第十六 条 此の規程施行の日から一週間以内に第五条の管理委員の互選をして理事長に届出なければならない。欠員を生じた場合も亦同じである

第十七 条 此の規程に於ける専任教員中には研究助手を含む  
研究助手であるか否かは各所属部科でこれを決める

議長

本日の総長公選は全国に魁けて行つたものであり、全学園を挙げて末川博士を再び我学園に迎えるため之を行つたが其の結果、予想通り圧倒的絶対多数を以て末川博士に決定した旨述べた。

〔中略〕

以上に依り昨日の理事会の決議に基き只今代表者を決定して末川博士を訪問、本日の結果を伝え且つ総長就任方を懇請したい旨を述べ代表者選定について語る。

審議の結果北川理事長、板木評議員会長及び橋本、井上、西村の三学部長を決定、午後二時三十分末川博士を自邸に訪問した。

右代表者四時帰校、末川博士と会見の結果について報告した。

〔中略〕

審議の結果今晚先生と実懇な西村理事、板木評議員会長の両氏に個人的に自邸に伺い勧誘して貰うことに決定した。

〔「理事会決議録」(昭和二十四年三月二一日)〕

### 三五四 立命館総長就任開申について

昭和二十四年四月二十日

財団法人立命館

理事長 北川 敏 夫

文部大臣 高 瀬 莊太郎 殿

立命館総長就任開申について

昭和二十四年四月二十一日行いました総長公選の結果末川博前総長が当選し四月三日就任を受諾せられましたので別紙書類を添えて開申致します。

### 三五 われらが末川総長帰任の弁

#### 学園に自由の精神

昨年末に突然辞表を出して学園関係の諸君を驚かせご心配をかけたことに對しては心からおわびを申し上げねばならぬ、ところで私が辞意を決するに至つたのは、一つには終戦後その任に非ざることを知りながら求められるままに学長という重責を荷うて以来滿三年を経過し、その間戦後の学園の建なおしから新制大学の設置に至るまで学園関係者の協力を得て若干のことをなし得たのを機会に、即ち滿三年職にあつたので一応職を去つて休ませてもらいたいと考えたのである。

次に今日の經濟事情その他の社會情勢は学園の内外にいろいろの困難な事態をもたらし、殊に教學の面におけるよりも經營の面における仕事は私学においては特に重要となつてきたのであるが、私が經營については何らの才能もなく、自信もないのでこの際学園を去るべきであると考へたのである、なおこれは私自身のわがままな考へであるけれども私は一生を學究として過ごしたいといふ念願を有しておるので、出来ることなら書齋に歸つて讀書や執筆に今後の余生を過したいと思つたのである、こんな理由で一たん職を辞したのであるが、学園関係のあらゆる方面から総長選挙の結果をもつて私の復歸を要望して止まれず、更にまた学園外部においても私学の立場とか教育全般の見地からいろいろと進められて止まないで遂にまた去る四月三日総長として学園に歸ることをお受けしたのである、元より經營についての自信が出来たわけではないのだから、そういった面は理事や評議員の諸兄に責任をもつて當つていただくこととし、また可能な限りでは私の學究生活も続けさせてもらうという了解の下に再びこの重責を荷うに至つたのである。

しかしこうしてお引受けした以上は気分を一新して私の微力をそそぎ学園のために出来るだけのことをして見たいという情熱はこれをもつてゐる、しかも今日の状態では私学の危機と呼ばれてゐるようには私学の經營においては実に困難な事情があり、なおまた教育一般についても誠に容易でない事態が存在する、こういった難局に処して立命館学園を教育の府として明朗な民主化された立派

なものとするには学園関係者の協力にまたねばならぬことはいうまでもない、そして立命館學徒諸君が、この際學徒としての自覺を新に學徒としての誇り(プライド)をたかめ自ら戒め自らただして学園のために努力せられることを要望し、かつ期待して止まないところである。

#### 知性を高めよ

元來立命館はその昔明治維新当時の新進氣鋭の西園寺公望公が、自由主義を表ぼうして建てた立命館の名を継ぐものであつて本來民主自由の精神を立学の精神とするものといつてもよいのである、だから私はこの学園をして弾力性に富み、創造力豊かな人間を完成する教育の府たらしめねばならぬと考へてゐるのである、即ち立命館精神という如きは型にはめた偏狭な精神や捕らわれた思想を中心とする固ろな精神であつてはならないので実に明朗かつだつた元氣發らつたる自由の精神が立命館精神であるといえる、だから學生諸君は常に新しい時代の感覺をもつて人間としての尊嚴を失うことなく天下の大道を活步する氣持で知性を高め理性をみがくことに專念してもらいたいものである、そして立命館学園を天下の指導的な学園たらしめることに互いに協力していかうではないか

私がすでに白髪を加へることはなほは多く成す処もはなほは少きを自らよく知つてゐるけれども、青壯の氣に富む諸君と共に学園の洋々たる前途を望んで常に一歩ずつ前進したいと希望してゐるのである。

〔立命館大学新聞〕第一八号(昭和二十四年四月三〇日)

### 三五六 評議員中より専務理事一名推薦の件

次いで第二議案である専務理事一名推薦に關し議長指名により新評議員藤井兵二郎氏が最適任なりとし全員に諮つたが異議なく賛成、同氏を専務理事に選任可決した。

〔評議員会決議録〕（昭和二十四年四月三〇日）

### 三五七 〔専務〕理事解任並理事選任の件

議長 本日の議題理事解任並理事選任の件を付議し左の通り説明す。

一、今回、理事藤井兵二郎氏を財団の都合で解任し後任に山田實氏を評議員に選任し同時に理事に互選する件

〔中略〕

右三件について一同に諮つたところ満場異議なくこれを承認可決した。

〔評議員会決議録〕（昭和二十五年三月二十八日）

### 三五八 新寄附行為第二十一条第一項第一号に依る

#### 評議員の互選に関する件

新寄附行為第二十一条第一項第一号に依る評議員を互選するには、左の各号に依るものとする。

一、職員から互選する人員は、これを職員の所属に従つて別表の通り割当て、その人員以上を選出させるものとする。

二、選挙を行ふ各職員は、前号の所属区分毎に三月十九日迄に職員総会を開き選出の方法を協議し、その協議に基き三月二十日中に執行するものとする。職員総会の招集及びその総会の議長の職務は、所属職員中の年長者之を行ふものとする。

三、投票をもつて行う場合は、各所属職員による単記無記名投票を以て之を行ふ。但し、連記無記名投票とすることができる。

職員総会において、全員一致で投票を用いずして他の方法で選出することを決めたときは、その方法によることができる。

四、選出の為投票を行ふことと決定したときは、その職員中より選挙管理人三人を選び、投票用紙を配付して、投票及び開票を行ひ当選者を決定するものとする。

五、互選は、厳正公平を期するものとし、当日出席しなかつた者は、その理由の如何に拘らず棄権と看做すものとする。

六、互選の経過並びに結果は、選挙管理人連名にて理事長にこれを報告するものとする。但し、投票を用いずして選出したときは、職員総会で議長の職務を行つた者から報告するものとする。

七、評議員となつた者で将来転任又は職制の改正その他で所属に異動を生ずることがあつても評議員の資格を失はないものとする。但し、評議員会の運営上必要のあるときは、この限りでない。

（別表） 各所属別評議員割当人員

所属名	教員数	評議員数	事務職員数	評議員数	備考
事務局			三七	三	野球場を含む
学生部			一五	一	
学務課			五		
図書館			一八	一	
研究所			四		
法学部	一八	三			
経済学部	一三	四	一九		
文学部	三三	四	七	一	助手は教員数に含む
理工学部	六三	五	二五	一	
高等学校	一九	一	九		
夜間高校	一九	一	六	一	
中学校	二四	一	九		
神山	一一	一	六		
合計	一三二	二〇	一六〇	八	

三五九

学校法人立命館寄附行為施行細則〔総長・専務理事職務権限〕

学校法人立命館寄附行為施行細則

第一条 総長は各学部長、学生部長、人文科学研究所長、図書館長及び各学部長に対し、一般教育上必要あるときは命令を発することができ

第二条 総長が必要と認めるときは高等学校長及び中学校長のうち一人を高等中学部長に任命することができる。

第三条 総長は、理事会及び評議員会に対し必要に応じ、所管事項の報告をしなければならない。

第四条 教員の任免賞罰に当つては総長は、大学に在りては学部長、高等学校及び中学校に在りては校長の内申に基き、原案を作り理事会の決定を求めるものとする。

第五条 事務職員の任免賞罰に当つては専務理事は、各所属長の意見を聴いて原案を作り理事会の決定を求めるものとする。

第六条 寄附行為第十六条の規定により専務理事が決定し処理する日常の業務は、左の通りとする。

- 一、 雇傭員の任免に関すること
- 二、 手続規定に反しない範囲に於て職員の仕事及び給与に関すること
- 三、 法人、学校及び学校長名を以てする文書の取扱に関すること
- 四、 法人の動産不動産の管理に関すること
- 五、 予算の執行に関すること 但し、土地建物の取得処分及び重

要な請負契約に関するものを除く

六、 収入支出の取扱に関すること

七、 その他違例に属しないことで理事会の決定を求める要なしと認めること

第七条 理事会を招集するときは理事長は予め開会日時場所及び会議に付すべき事件を定め理事に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

第八条 前条の規定は、評議員会の招集にこれを準用する。

第九条 理事会及び評議員会の議事については議事録を調整しなければならない。

この細則は昭和二十六年九月二十八日から施行する。

三六〇 学校法人立命館学資規程

学校法人立命館学資規程

第一条 本法人に学資を置く。

第二条 学資には本学園創立者中川小十郎先生の遺族のうち一人を理事会に於て決定推戴する。

第三条 学資には本法人は相当の礼を以つて遇するものとする。

附 則 (昭和二十六年十月十二日制定)  
この規程は、昭和二十六年十月十二日から施行する。

### 三六一 学校法人立命館相談役規程

#### 学校法人立命館相談役規程

第一 条 本法人の経営及び業務並びに学園の運営に関し意見を求めるため相談役若干名を置くことができる。

第二 条 相談役は左の各号の一に該当するもののうちから理事長又は総長が推挙した者で理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

一 本法人並びに本学園のため功労顕著な者

二 理事長又は専務理事の職にあつた者

三 総長の職にあつた者

四 永年理事又は監事の職にあつた者

五 本学園の出身者であつて国務大臣、国会議員、都道府県及び

地方自治法第百五十五条第二項の市（京都市、大阪市、横浜市、

神戸市、名古屋市）の首長の職にある者又はあつた者

六 本学園出身者であつて学術研究その他によつて国際的又は国家的名誉を得た者、若しくはこれと同様の待遇を与えられた者

第三 条 相談役の任期は三年とし就任の日より起算する。

附 則（昭和二十六年十月二十六日制定）

この規程は、昭和二十六年十月二十六日から施行する。

二 理事長・総長又は学長の職にあつた者

第三 条 名誉役員は、終身とし、本法人において特別の礼遇を行うものとする。

#### 附 則

この規定は、昭和三十六年一月二十七日から施行する。

注・1、昭和三十六年一月二十七日理事会決定

2、併せて「学校法人立命館相談役規程」廃止

### 三六三 学校法人立命館寄附行為施行細則改正

#### 〔常務理事職務〕

学校法人立命館寄附行為施行細則中、次のように改める。

昭和二十九年一月九日

学校法人立命館

理事長 北川 敏夫

第六条の次に、次の一条を加える。

第六条の二 寄附行為第七条第二項の規定により置いた常務理事は、主として一般教学に関する調査、企画及び立案等につき総長を補佐するものとする。

#### 附 則

この細則は、昭和二十九年一月九日から施行する。

#### 参 考

学校法人立命館寄附行為（関係部分抜粋）

第六 条 （総長）この法人の設置する学校その他一般教学に関する事項を総括するため総長を置く。

### 三六二 学校法人立命館名誉役員規定

#### 学校法人立命館名誉役員規定

第一 条 本法人に、名誉役員を置くことができる。

第二 条 名誉役員は、左の各号の一に該当するもののうちから理事会が委嘱する。

一 本法人のため特に功労顕著な者

第七 条 (理事長) 理事の互選により理事のうち一人を理事長とする。

2 理事の互選により副理事長一人、専務理事一人及び常務理事若干人を置くことができる。

第十一 条 (理事代表権の制限) 理事長及び専務理事以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この法人を代表しない。

第十三 条 (理事長の職務の代理又は代行) 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長、専務理事、常務理事が順次理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う。

第十四 条 (理事会) この法人の業務の決定は、理事会によつて行う。

第十六 条 (業務決定の特例) 別に施行細則で定める日常の業務は、専務理事がこれを決定し、処理することができる。

常務理事(教学担当)の権限及びその管掌事項(内容説明)

### 一、権限

常務理事は、総長を補佐して調査、企画、立案を任務とする。

### 二、管掌事項

1. 学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項

2. 予算概算の方針に関する事項

3. 研究科、学部、学科専攻並びに学校課程その他重要な施設の設置、廃止に関する事項

4. 人事の基準に関する事項

5. 学生、生徒の定員に関する事項

6. 学生、生徒の厚生補導及びその身分に関する重要事項

7. 学部、学校その他の機関の連絡、調整に関する事項

8. (大学における)一般教育、体育、外国語及び教職科目の運営並びにその施設の管理に関する事項

9. その他大学、高等学校及び中学校の運営に関する重要事項

### 三、引用参考その他

総長の任務

### 本法人寄附行為第六條

調整、建議、使用の意義

総長を補佐の方法として表面は執行よりむしろ相談役の性格を濃くする方が実情に即すると考えるから

大学に関する項目

1. 国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則(昭和二十八年四月二十二日省令第十一号) 第六條(第六條 評議会が学長の諮問に

じて審議すべき事項)

2. 大学協議会の審議事項

3. 一般教育委員会申合事項

高中に関する項目

1. 教育委員会法第四十九條 同委員会の事務

### 三六四 学園振興に関する臨時調査委員会答申書

〔(学内)理事会について〕 ☆

昭和三五年九月 学園振興に関する臨時調査委員会答申書

法人の名称並びに機構等に関する事項(抜粋)

### I 方針

一、学校法人立命館の経営の責任は理事会にある。現在の理事会はこの経営責任を果たすためにどのように機能しているか。

本法人の理事会は十七名の理事に構成されている。(現在は一名欠員)、

現在、その構成の内容は総長、理事長、専務理事(二名)、常務理事(二名)、学部長(四名)、高校長(一名)及び校友会会員又は清和会員たる理事(七名)となっている。理事会の正式の会議によって決せられているこ

とは勿論である。

しかし、理事会の機能の現実的状态をみると、次の諸点が指摘される。

(一) 理事会の日常的機能の運営に当たっているものは、いわゆる学内理事

会である。この学内理事会なるものは寄附行為にもその他いづれの規則にも規定されていないものであつて、単なる慣行上の打合せのための会議体にすぎず、その性格は不明確である。学内理事会のメンバーは、専務理事、学部長理事、高校長理事を原則とし、総長、理事長も必要に応じて参加している。

学内理事会は事実上専務理事を中心とし、経営上の諸問題や、日常的な業務について必要に応じて協議検討し、理事会に付議する議案の原案の作成にも関与する。その他教職員組合との業務協議会、人事委員会、団体交渉等においては学校側を代表して交渉の衝に当り、又、全学協議会においても学生代表との話し合いの衝に當つている。

学内理事会は右のごとき役割を演じているが、これは実際上の必要から生じた機構である。ただ現在の学内理事会が、寄附行為、理事会の決議等に基づきをおかない単なる慣行上の機関であること。従つて又その権限や構成員の範囲が必ずしも明確でないことは欠陥である。

(二) 学内理事会の構成は、右の如くであつて、構成員のうち多数を占めているのは、学部長理事である。学部長が当然に理事を兼任する現行制度は、学部の意向を理事会に反映し、教学と経営の調和を計る果すという利点をもっている反面において、学部長の任期が一年であるため、経営上の知識経験に乏しく理事としての職責を十分に果し得ない欠点を持つている。このことは、学内理事会、従つて又理事会の機能の發揮を阻害している。

現在の理事会機構には、右の如き欠陥がある。これを補強するためには、教学担当の常務理事制度を強化すると共に、従来の学内理事会を制度化し、理事会の機能を十分に發揮し得る方策を講ずることが必要である。

## 〔中略〕

## II 施策

### 一 学校法人名の改称〔略〕

## 二 理事会

### 1 理事の定数

十八名とする。

### 2 学内理事会

理事会の機能の能率化と日常業務の運営の円滑化をはかるために学内理事会を制度化する。総長、専務理事、学部長理事、高等学校長理事及び教学担当理事(二名)をもつて組織する。理事長は必要に応じて参加するものとする。毎週定期的に会議を開き、専務理事がこれを主宰する。

### 3 教学担当理事

本学園の専任教職員又は専任教職員たりし者の中より二名を、大学審議会において選考し、各学部教授会及び中学校、高等学校教員会議の承認を得たうえ、理事長の推薦により教学担当理事(常務理事)とする。そのうち一名は学務部長となる。

## 〔以下略〕

## 三六五 「理事会」と「学内理事」の関係

(一) 議案第五十七号 企画委員会規定制定の件(継続)

### 〔前略〕

尚ここで小田理事長から、一月十六日全学協議会確認事項第三項に「教学と経営を統一した全学的立場及び学内の民主主義を確立するため、理事会、大学協議会、教授会の運営を改善し」とあるが、

### 〔中略〕

ここという理事会は学内理事を意味するもので、全体の理事会を指すものではないと解する旨末川総長に確認して頂けるかどうかとの質問があり、これに対し、末川総長から、昭和三十六年一月十六日の全学協議会における確認事項第三項に「理事会」とあるのは、直接当面の運営に当る「学内理事」を意味するもの

である旨の説明があつた。

〔以下略〕

〔「理事会議事録」(昭和三十六年三月五日)〕

三六六 「(学内) 理事会」 標示文書 (その一) ☆、(そ

の二) ☆ および 「(学内) 理事会とは」 (一〇メモ) (

(その一)

第四二二回大学協議会議事録 別紙

企画委員会に対する諮問

(昭和四三・九・一一 学内理事会  
昭和四三・九・一四 大学協議会)

本学園は、昭和三十八年以降、学園振興基本要綱ならびに長期計画において、衣笠(等持院)キャンパスの合理的利用をはかる一拠点指向の方針を、全学的な討議によって樹立し、すでに経済・経営両学部に移転をはじめ関連諸施設の整備に努めてきました。現在、理事会は、国民的要請にこたえる教学の現代化・総合化・共同化を実現する観点から、長期計画の再検討を進めていますが、一拠点指向の必要であることが確認されており、しかし、一拠点指向を実施するためには、教学上・財政上あらゆる角度からの検討が必要であり、全学的エネルギーを結集しなければなりません。

そこで、理事会および大学協議会は、企画委員会に対し、一拠点指向を具体化するために、次の諸点について諮問します。

〔注・参照資料四三六一「学内理事会」の記事あり。〕

大学改革のための討議資料―その一―

一九六九・四・三〇 立命館大学(学内) 理事会

はしがき

〔前略〕

(学内) 理事会は、ここに大学問題の討議資料(その一)を提出したい。この資料はどこまでも資料であつて、大学当局の改革案ではない。この資料を基にして学園の隅々にまで大学のあり方についての討論がまき起こることを期待してやまない。その討論のなから、われわれの具体的な改革案が形成されて行くべきものと考えられる。

なお、教学内容および大学機構の改革についての討議資料をひきつづいて提出する予定である。

一九六九年四月三〇日

立命館大学(学内) 理事会

〔以下、本文略〕

〔注・この資料は「(学内) 理事会」名が初めて使用された文書を示すもので、(その二)以降は同名文書多数

一〇メモ

本大学は、立命館中学校および同高等学校とともに、学校法人立命館が経営する学校である。学校法人には理事会がおかれ、評議員会がある。

しかし、全学協や学振懇に出席する学校側のメンバーや衣笠一拠点問題に関する小冊子の発行のとき「学内理事会」という名が使用されていることに気がかされるであろう。

学内理事会とは、戦後、わが学園の運営にあたって教学優先の方針を生かすために、総長、教学担当常務理事、総務・財務担当常務理事、各学部長(オプサー)として二部協委員長)で構成する日常的執行部と考えてもらえばよい。学園としての正式決定は法人理事会が行なうのはもちろんである。

〔「学園通信」特別号(昭和四九年六月一五日)〕

### 三六七 理事長・専務理事・常務理事互選の件

一、議案第三十七号 理事長・専務理事・常務理事互選の件

議長から、提案説明があつて、種々協議の結果、前例に従い、先ず単記無記名投票により、理事長の互選を行うことに決定。

投票の結果 投票数 十一票 小田美奇穂 十票 西村光次 一票 以上により、小田美奇穂理事を理事長に選出することに決定。次いで、小田理事長新任挨拶。

ここで議長小田理事長となり、

議長から、専務理事・常務理事の互選について会議に諮つた結果、前例により、投票を行わずして専務理事に山田理事を選出し、常務理事については、後日改めて協議することを決定。

〔「理事会議事録」(昭和三五年一〇月三日)〕

### 三六八 寄附行為第八条第一項第二号並びに同第五号による理事選任に関する件

小田理事長から、前回の評議員会において教学担当理事の選任方提案した処種々の意見が出て、協議の結果、1、教学担当理事の選任については、その緊急性からやはり便宜的に理事長推薦の形で早急に選任しなければならないが、これは変則的であるから、理事会において寄附行為の改正を早急に行うべきである。2、評議員から選出する理事欠員二名についても、教学担当理事と同時に選任することにして、前例により詮衡委員会を設けて候補者を選出する。以上二点が決定し、

〔中略〕

寄附行為第八条第一項第二号による理事として、桐山治一、富部亮二の両氏

同第五号による理事として、武藤守一氏の選任を決定。

〔以下略〕

〔「評議員会議事録」(昭和三六年四月一四日)〕

### 三六九 〔常務理事事務取扱選任〕

(五)その他

小田理事長 発言を求め、山田實氏が専務理事を退職されて以来、私が日常業務の決裁をしていたが、常時出校することも出来かねるため事務が停滞する恐れもあるので、この際暫定的に武藤理事を本日付をもつて常務理事事務取扱に選任したいと提案。

協議の結果、異議なく決定。

武藤理事も常務理事事務取扱に就任することを承諾された。

〔「理事会議事録」(昭和三七年一二月一四日)〕

### 三七〇 常務理事制発足す—その機構と役割 ☆

理事会体制の強化とその継承性を確保し、教学・財政の積極的な運営をはかるために、常務理事制度が確立されたことは、既報(「教学時報」三月一日第一五号)の通りであるが、まず教学担当常務理事として経営学部の小椋広勝教授が四月一八日付で就任され、それと関連して、新しく事務部長として性格づけられた学部長に法学部の細野武男教授が同日付で発令をみた。

理事会では、常務理事制度の確立のために、「学校法人立命館寄附行為」及

び同上「施行細則」を改正したが、その内容を略述すれば次の通りである。

- 1 「専務理事」制度を廃止し、「〔寄附行為〕旧第七条第二項」、法人の代表権は理事長に限定する（第一条）。
- 2 理事の選任について、「総長が推薦する者のうちから一人」を加え、これを教学担当常務理事にあてる（第八条第五号）。従つて、「教学部長」を「在任中理事とする」ことは廃止し、事務部長として位置づける（旧第八条第二項）。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事で常務理事会を構成し、理事会に提出する案件並びに日常業務についての協議・執行に当る（「施行細則」第六条第二号、第三号）。
- 4 常務理事は「教学担当常務理事」と「総務財務担当常務理事」に分つ。教学担当常務理事は、総長を補佐し、主として教学に関する日常業務を執行し、また、総務財務担当常務理事は、理事長を補佐して、主として総務財務に関する日常業務を執行する（「施行細則」第六条第四号）。

上に述べたように、理事長、副理事長及び常務理事で新しく常務理事会が設置されたことは、大学運営に関する学外・学内理事相互の理解と意思疎通に役立ち、それによつて理事会の運営が従来よりも充実することが予想される。

次に、学部長理事は、専務理事空席の期間、常務理事に比すべき業務の担当に忙殺されてきたが、その負担は常務理事制度の確立によつていくぶん軽減し、学部教学の運営に従来よりも力をそぐことができるのではないかとみられる。教学・財政の政策立案・遂行に大きな役割を果してきた学内理事の協議体制も、常務理事制度の運営によつて、学内諸機関における討議と結びつき、これを集約してゆく上で、いっそう成果をあげることが期待される。

教学担当常務理事は、「総長を補佐し、主として教学に関する日常業務を執行する」という職責を果すために、教学担当常務理事たる教授の資格において、大学協議会をはじめ大学院委員会、新学部設置調査委員会、教学対策会議など教学上の諸機関の構成員となること、大学協議会において承認された。

また、教学部長は、従来の規定を準用して、教務会議の議長、保健体育委員会、教職課程委員会、入学試験委員会、研究室管理委員会の委員長となり、事

務責任者として大学協議会その他教学上の諸機関の事務を担当する。

以上、教学担当常務理事と教学部長の職責を明らかにするとともに、理事会、大学協議会がそれぞれの立場において学内諸機関の民主的な運営をいっそう改善し、教員、職員、学生など全学の意見を十分組織・集約して、教学の充実・改善、教学・財政の統一の運営を実現することこそ、常務理事制度確立の意義を全うするものであらう。

〔「教学時報」第一七号（昭和三九年六月五日）〕

### 三七二 学校法人立命館寄附行為施行細則改正の件

〔常務理事制〕

議案第三十九号

学校法人立命館寄附行為施行細則改正の件〔抜粋〕

学校法人立命館寄附行為施行細則中左のとおり改める。

記

現 行	改 正 案
第五条 事務職員の任免、賞罰に当つては、専務理事は各所属長の意見を聴いて原案を作り理事会の決定を求めるものとする。	第五条 事務職員の任免、賞罰に当つては、所管常務理事は各所属長の意見を聴いて原案を作り理事会の決定を求めるものとする。
第六条 寄附行為第十六条の規定により専務理事が決定し処理する日常の業務は左の通りとする。 一 雇傭員の任免に関すること	第六条 寄附行為第十六条による日常業務は、常務理事会がこれを処理する。 2 常務理事会は、理事長、副理事

二 手続規定に反しない範囲に於て職員の仕事及び給与に関する事

三 法人、学校及び学校長名を以てする文書の取扱に関する事

四 法人の財産、不動産の管理に関する事

五 予算の執行に関する事、但し、土地建物の取得処分及び重要な請負契約に関することを除く

六 収入、支出の取扱に関する事

七 学生及び教職員のための厚生施設として行ふ食堂に関する事

八 その他違例に属しないことで理事会の決定を求めらるる事と認める事

第六條の二 寄附行為第七條第二項の規定により置いた常務理事は、主として一般教学に関する調査、企画及び立案等につき総長を補佐するものとする。

附則(昭和三十五年四月二十二日) 日教学部長、理工学研究  
所長挿入のための改正

この施行細則は、昭和三十五年四

長及び常務理事をもつて構成する。

3 常務理事会は、理事会に提出する案件の審議並びに日常業務について協議する。

4 常務理事は、教学担当常務理事及び総務財務担当常務理事にわかつ。教学担当常務理事は総長を補佐し、主として教学に関する日常業務を執行する。

総務財務担当常務理事は理事長を補佐し、主として総務財務に関する日常業務を執行する。

第六條の二 削除

附則(昭和 年 月 日) 日専務理事制を廃し、常務理事

制を設けたための改正

この施行細則は、昭和三十九年四

月二十二日から施行する。

月十八日(寄附行為変更認可の日)から施行する。

理由 専務理事制を廃し、常務理事制を設けるための改正。

三七二 総長の任期満了に伴う方策の件(総長事務取扱) ☆

小田理事長から 現任総長の任期が来る四月一日をもつて満了となるのでこれが方策について協議のため 緊急に参集願つた旨の説明に次いで 末川総長から 学内における協議状況等の説明があつて 後任の総長が選ばれる迄の機関として代行または事務取扱を置くことについて 種々協議が行われた後総長事務取扱を置くことに決定した。

〔「理事会議事録」(昭和四四年三月二日)〕

三七三 総長事務取扱に武藤経済学部長

教学担当常務理事、教学部長など空席のままであつたポストを含め、主要な学内役職がほぼ決定、改革調査委員会の設置ともあいまつて、改革を推進する新年度の体制が整つた。学生部次長ほかいくつかの役職はなお最終的決定をみていないが、一両日中にはこれも決まる見透しである。

主要な人事は次のとおりである。  
総長事務取扱 武藤 守一 経済学部長  
教学担当常務理事 坂寄 俊雄 経営学部教授

法学部長	池田 誠	教授
経済学部長	武藤 守一	教授
経営学部長	河合 信雄	教授
産業社会学部長	細野 武男	教授
文学部長	三田村泰助	教授
理工学部長	杉田嘉一郎	教授
二部協議会委員長	後藤 靖	経済学部教授
学生部長	戸木田嘉久	経済学部教授
教学部長	山手 治之	法学部教授

〔「立命館大学広報委員会ニュース」No.2（一九六九年四月二二日）〕

### 三七四 〔総長就任届（武藤総長）〕 ☆

昭和四五年二月一九日

学校法人立命館

理事長 小田美奇穂

文部省管理局振興課長殿

総長就任について

このたび下記のとおり立命館総長が就任されたのでお届けいたします

記

昭和四五年二月三日就任

学校法人立命館総長（立命館大学々長兼任）

武藤 守一

以上

### 三七五 責任体制に関する件〔総長代行の取扱、教学部長補佐〕 ☆

一、武藤総長から、教学担当常務理事の選任については、去る二月来、その検討をすすめてきたにもかかわらず、今なおその条件が見出せないが、教学担当常務理事の選任は、教学・学生両部長の就任承諾の際の条件でもあり、また、教学担当常務理事は、総長を補佐するもので、総長事故あるときの代行者ともなるものでもあるので、なるべく早くその選任を行いたいと考えている。しかし、当面は欠員のままとならざるを得ないので、その間、総長事故あるときの代行者を前例にかんがみ、学部長の中から選任することとした旨提案があり、討議、事故ある際の代行をするため、予め学内理事会において学部長のうちから総長代行者を選任することを了解。

二、武藤総長から、教学部長については、教学担当常務理事の欠員によるその担当業務（会議・委員会の責任者となる場合を含めて）の代行も加わって、業務担当が非常に過重となっており、また、最近の大学の課題からみて、教学部長の職責の重要制にかんがみ、これを補佐するものとして次長制の設置を行なうこととし、制度の改革として討議をすすめたが、当面、具体的な実務を処理するため、「部長補佐」をおくこととした旨提案があり、討議、制度としての次長制については、全学的討議の必要もあるので、現状のもとの教学部長の職務の過重を考慮して、当面必要な措置として教学部長補佐を設けることを了承。

〔「第四六四回大学協議会議事録」〔昭和四五年六月一三日）〕

三七六 当面の責任体制に関する件〔総長事務取扱等〕 ☆

足立経済学部長から、去る九月二一日第四六八回大学協議会において、武藤総長の入院にともなう当面の体制が決定されたが、本日の事態に立つて、学内理事会および理事会の審議にもとづき、下記のとりの体制をとりたい旨提案があり、若干の質疑があつて承認。

記

一、総長急逝による総長選挙で新総長が就任するまでの間、総長事務取扱を置くこととし、前例に従い、学部長理事で協議の結果、理工学部長近藤繁人教授を総長事務取扱に任ずる。(昭和四五年一〇月一日付)

なお、近藤教授に事故あるときは、文学部長谷岡武雄教授、法学部長三島宗彦教授が順次これを代理することとする。

二、去る九月二〇日来の事態にかんがみ、早急に学内理事を選任すべきでないかとの意見があるが、それが、総長を補佐する機関であるという性格の面と、具体的人事の困難さという実面からみて、当面すぐにその方策をとりえないので、常務理事としての側面は学内理事全員が、また実務上の側面は従来どおり学部長が、それぞれ担当することとする。

三、上記による体制で、学内理事が一致結束して当面の事態に対処するものとする。

以上の承認によつて、近藤教授から、総長事務取扱就任にあつたのあいさつがあり、あわせて、これについては理工学部教授会の了解を条件としたい旨の発言があつて、了承。

〔「第四七〇回大学協議会議事録」(昭和四五年九月三〇日)〕

三七七 公示〔細野総長就任〕 ☆

総選公示第七号

本日執行の学校法人立命館総長選挙の結果、左の者が当選されたので、総長選挙規程第二九条により告示します。

昭和四五年一月八日

学校法人立命館総長選挙管理委員会

委員長 西村 光次

京都市北区小山上総町七九 細野 武男

公示

一月八日執行の総長選挙で細野武男教授が当選されましたが、本日総長就任を承諾されたので、ここに公示します。

昭和四五年一月一日

学校法人 立命館

理事長 小田美奇穂

三七八 理事長選任の件〔木村理事長〕 ☆

西村常務理事より、前回の理事会で、理事長選出は、学外理事の打合せをおこなった後、次回の臨時理事会で決定することになっているという説明があり、西村光次理事が学外理事を代表して、先日おこなった学外理事の打合せの結果、副理事長の木村嘉一氏を残任期間中理事長に推薦することに決定したと報告があり、理事会は満場一致で木村副理事長を理事長に決定した。

〔「理事会議事録」(昭和四六年九月二三日)〕

三七九 公示〔上西理事長他選任〕 ☆

公示

昭和五〇年九月二十九日

寄附行為第七条の定めるところにより、理事の互選で下記の通り理事長ならびに常務理事が選任されたから公示します。

記

理事長	上西喜代治(新任)
教学担当常務理事	
	藤井 松一(重任)
総務・財務担当常務理事	
	西村 幸雄(重任)
	以上

三八〇 〔資産運用委員会設置〕 ☆

上西理事長より、衣笠学舎一拠点化進捗状況の中で本学の資産運用問題について、現行の長期計画委員会とは、別個のものとして検討していく。学内理事より四名、学外理事より四名、計八名の委員構成による仮称「資産運用委員会」を設置してはどうかとの提案があり、西村、富部理事より質問の後、承認。  
なお、委員選出にあたっては学内理事は細野総長、学外理事は上西理事長より委嘱されることとされた。

〔「理事会議事録」(昭和五二年一月一四日)〕

三八一 公示〔天野総長就任〕 ☆

公示

六月二五日執行の学校法人立命館総長選挙において天野和夫教授が当選されましたが、七月一日、総長就任を承諾されたのでここに公示します。

昭和五三年七月一日

学校法人立命館	
理事長	上西喜代治

三八二 学校法人立命館寄附行為施行細則の一部改正に  
関する件〔常務理事会構成員〕 ☆

学校法人立命館寄附行為施行細則の一部を次の通り改正する。

第六條 寄附行為第十六條による日常業務は、常務理事会がこれ来处理する。  
記

2、常務理事会は理事長、副理事長、総長および常務理事をもつて構成する。  
3、  
4、  
5、  
6、  
現行どおり。

第七條 以下略

附則〔昭和五五年 月 日〕常務理事会構成に総長を追加することに伴う改正

この規程は昭和五五年三月一四日から施行する。

(改正理由)

本学園の運営については、教学と財政との統一の観点にたつて、総長は慣行として常務理事会の運営にあたって教学面のみならず、財政・経営面をも含んだ責任を持つという実態にある。そして、また、学部長、中学校長である理事および常務理事の会議の責任者となっている。

しかるに、「寄附行為施行細則」の第六條では、総長は常務理事会の構成員とはなっていない(第六條第二項)。また常務理事でもない(第六條第四項)ということ、永年の実際の運営と矛盾しているので、今般、総長を常務理事会構成員とすることに規程の改正を行いたい。

なお、実態に照せば総長を常務理事とすることが望ましいが、その改正については寄附行為全体との関連もあり、慎重な検討を要するので、今後の課題としたい。

三八三 公示〔西村理事長選任〕 ☆

公 示

学校法人立命館

上西喜代治理事長の死去にともなう後任の理事長として、寄附行為第七條の定めるところにより、下記の通り互選したので公示します。

記  
理事長 西村 清次

就任年月日 昭和五六年四月一〇日付

以上

### 三八四 副学長制に伴う規程改正の件 ☆

#### 三、議案第四九号 副学長制に伴う規程改正の件

##### (一) 立命館大学学則の一部改正の件

##### (二) 学校法人立命館寄附行為施行細則の一部改正について

##### (三) 「教学担当常務理事」に係わる大学教学関係諸規程の一部改正について

金井総務部長より、「副学長」制を新設することに関して、総長を補佐する者として位置づけられている教学担当常務理事の役割は、ますます重要となつていながらも拘わらず、(イ)「教学担当常務理事」という呼称は、学生間において、或は、総長の代理として対外的行為を行う場合、その位置や職務の役割と実態とが正しく理解されていない場合があり、有効な機能を發揮できていない面のあること、(ロ)現在の職務の実態からして、総長が事故ある時または、欠けた時には教学担当常務理事をその職務の代理または代行とするのが望ましいこと。以上のことから教学担当常務理事を副学長と呼称し、教学担当常務理事が副学長を兼ねることを規程化することが必要である旨、別紙資料にもつき説明があつた。

これをうけて、副学長制新設の主旨と必要性について、教学担当常務理事と、副学長との相違点等について質問ならびに意見があり、西村理事長、天野総長、岩井教学担当常務理事から教学担当常務理事と副学長の機能等について補足の説明があつて、種々討議の後、これを承認可決。

#### 〔別紙〕

#### 議案第四九号

##### 「副学長」制に伴う規程改正の件

##### (一) 立命館大学学則の一部改正について

##### (二) 学校法人立命館寄附行為施行細則の一部改正について

##### (三) 「教学担当常務理事」に係わる大学教学関係諸規程の一部改正について

#### 一、はじめに

本学園では一九六四年四月から常務理事制を設け、教学担当常務理事およ

び総務財務担当常務理事を置いて今日に至っている。

学校法人立命館寄附行為施行細則(第六條第五項、第六項)においては「教学担当常務理事は、総長を補佐し、主として教学に関する日常業務を執行する。総務財務担当常務理事は、理事長を補佐し、主として総務財務に関する日常業務を執行する。」と明記されており、教学担当常務理事は副学長としての役割をはたしている。

しかし、本制度が設けられてから、教学担当常務理事の実態とその役割がいまだ学園内外において十分に理解されていない状況が存在する。

一九八〇年二月末から三月初めにかけて、学内諸機関において、教学担当常務理事の実態と役割がより正しく理解されることの必要性から副学長を置くことの規定化がすすめられ、学内関係諸機関で了承を得た。しかし理事會において再検討の要請があり、審議継続となり、今日に至っている。

学内関係諸機関において合意された点を基礎とし、総長選挙規程とも関連しつつ検討を行った。

#### 二、「副学長」制を新設することについての基本的な考え方

本学園の総長の職務内容は多岐にわたる、その責任は大きい。教学面はもとより、財政面においても理事会(学内)の責任者として位置づけられ、実質的に学園運営のすべてにわたって責任者となっている。

さらに、本学園は学生を含めた諸体制を確立しており、その運営の責任者でもある。

また、本学園の位置・役割から対外的諸業務も極めて広汎にわたっている。これらの職務を総長が遂行するにあたって、総長を補佐するものとして位置づけられている教学担当常務理事の役割はますます重要となっている。しかし、教学担当常務理事という呼称は、その職務の役割と実態とが正しく理解されていない場合があり、その意味においてより有効な機能を發揮できていない面が存在する。

教学担当常務理事の実態と役割については、教職員レベルでは定着した理解を得ていると言えるが、学生間においては教学担当常務理事という呼称がその実態と役割を理解しがたいものになっている面が大きい。同様に学園外に

においても総長を補佐する位置にあり、その役割を有している教学担当常務理事が、総長の代理として対外的行為を行う場合、その位置および主旨が正しく理解されていない。

本学園の精神および教学・財政全般にわたる学園関係者の諸努力が、より広く、より正確に理解されることは重要なことである。教学担当常務理事の実態とその役割が正しく理解されることは、学園が正しく理解されることにもつながら問題であると考ええる。

以上の意味から、本学園の教学担当常務理事の実態と役割がよりよく理解されるために、教学担当常務理事が副学長を兼ねることを規定化することが必要であると考ええる。

なお、現在の職務の実態から見て、総長が欠けたときは教学担当常務理事をその職務代行者とすることが望ましく、このことも関連して、教学担当常務理事を副学長と呼称することにしたい。

### 三、改正の内容

①学則に「副学長」の規定を設ける。

②学則に「副学長」は教学担当常務理事が兼ねることを規定化する。

③学則に「副学長」は学長を補佐し、学長に事故あるときは、その職務を代理し、学長が欠けたときは、その職務を代行することを規定化する。

④寄附行為施行細則に「教学担当常務理事」は総長に事故あるときは、その職務を代理し、総長が欠けたときはその職務を代行することを規定化する。

⑤その他 大学教学関係諸規程のうち「教学担当常務理事」とあるを「副学長」と改める。

なお、副学長を兼ねる教学担当常務理事の選任は、現行教学担当常務理事たる教授の推薦にかかわる方法によって行う。

(参考) 第三〇九回大学協議会決定事項(昭三九・三・四)

教学担当常務理事の推薦については、総長これを指名し、大学協議会および各学部教授会、高中職員会議の承認を得てこれを行う。

## 四、規程の一部改正 (一)立命館大学学則

### 現 行

#### 第一章 総 則

##### 第一条

略

##### 第八条

第九條 本大学に学長を置き、各学

部に学部長、学部主事および  
学生主事を置く。

必要に応じて各学部  
に学部長、学部主事および  
学生主事を置く。

必要に応じて各学部  
に学部長、学部主事および  
学生主事を置く。

#### 第十條 以下略

### 改 正

#### 第一章 総 則

##### 第一条

現行どおり(略)

##### 第八条

第九條 本大学に学長、副学長を置き、

各学部  
に学部長、学部主事および  
学生主事を置く。

必要に応じて各学部  
に学部長、学部主事  
主任、専攻主任、または教室主任  
を置くことができる。

学長は、学校法人立命館総  
長が兼ねるものとする。

副学長は教学担当常務理事が  
これを兼ねるものとする。

副学長は学長を補佐し、学長  
に事故あるときは、その職務を  
代理し、学長が欠けたときは、  
その職務を代行する。

#### 第十條 以下現行どおり(略)

#### 附則

この規程は一九八二年四月一日から  
施行する。

(二) 学校法人立命館寄附行為施行細則

現 行	改 正
<p>第一条 略</p> <p>第五条 略</p> <p>第六条 略</p> <p>一、 略</p> <p>四、 略</p> <p>五、 教学担当常務理事は、総長を補佐し、主として教学に関する日常業務を執行する。</p> <p>六、 総務財務担当常務理事は、理事長を補佐し、主として総務財務に関する日常業務を執行する。</p> <p>第七条 以下略</p>	<p>第一条 現行どおり(略)</p> <p>第五条 現行どおり(略)</p> <p>第六条 略</p> <p>一、 略</p> <p>四、 現行どおり(略)</p> <p>五、 教学担当常務理事は、総長を補佐し、主として教学に関する日常業務を執行する。教学担当常務理事は、総長に事故あるときはその職務を代理し、総長が欠けたときはその職務を代行する。</p> <p>六、 現行どおり</p> <p>第七条 以下略</p> <p>付 則 この規程は一九八二年四月一日から施行する。</p>

〔「理事会議事録」(一九八二年二月二六日)〕

三八五 公示〔谷岡総長就任〕 ☆

公 示

二月一六日執行の学校法人立命館総長選挙の結果、下記の者が当選されたので、総長選挙規程第三九条により告示します。

一九八四年二月一六日

学校法人立命館総長選挙管理委員会

委員長 細川 興賢

記

当選人 谷岡 武雄

以上

公 示

二月一六日執行の学校法人立命館総長選挙において、谷岡武雄名誉教授が当選されましたが、二月二二日総長就任を承諾されました。よつてここに公示します。

一九八四年二月二三日

学校法人 立命館

理事長 西村 清次

〔注・一九八五年一月一日谷岡総長就任〕

△付▽ 日本私立大学連盟等関係

三八六 私立大学協会に関する件〔私大協会脱退、私大連盟加盟〕

議長

末川総長

私立大学協会に関する件 総長の報告を求める

〔以下略〕

私立大学協会改組に関連して関西四大学その他脱退問題に至つた経過等報告

〔以下略〕

〔「理事会議事録」(昭和二六年七月八日)〕

加盟大学名簿

昭和46年6月30日現在

大学名	加盟年月日	郵便番号・所在地・電話
〔前略〕		
立命館大学	昭和26・7・28	602 京都市上京区広小路河原町
〔以下略〕		京都(231)二二八一

〔「日本私立大学連盟二十年史・資料編」(昭和四七年一〇月一〇日)〕

三八七 社団法人日本私立大学連盟定款

社団法人 日本私立大学連盟定款〔抄〕

昭和三二年三月三十一日許可

〔中略〕

昭和四六年五月二八日変更認可

第一章 総則

第一条 (名称) この法人は、社団法人日本私立大学連盟と称する。

第二条 (組織) この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に

従い大学(四年制大学に限る。以下同じ。)を設置する学校法人を

会員として組織する。

第三条 (事務所の所在地) この法人は、事務所を東京都千代田区九段四

丁目二番二五号私学会館内に置く。

第四条 (支部) この法人は、必要に応じ、支部を設けることができる。

2 支部に関する規程は別に定める。

第五条 (公告の方法) 公告は、この法人の事務所の掲示場に掲示してこ

れを行う。

第二章 目的及び事業

第六条 (目的) この法人は、会員相互の協力によって、私学の權威と自

由を保持し、大学の振興と向上を図り、學術文化の発展に貢献し、

もつて大学の使命達成に寄与することを目的とする。

第七条 (目的とする事業) この法人は、前条の目的を達成するために左

に掲げる事業を行う。

一 大学における研究、教育に関する相互援助並びに情報の交換

二 大学の管理運営に関する調査研究

三 大学の管理運営、研究・教育に関する会誌及び著書の出版

四 大学の教職員並びに学生の福祉、厚生に必要な事業

五 その他目的を達成するに必要な事業

### 第三章 会 員

第八 条 (入会) この法人の会員となるには、別に定める入会規程により、総会の承認を得なければならない。

2 入会を承認されたものは、入会金及び当該年度の会費を納入した日から会員となる。

第九 条 (代表者の届出) 会員は、この法人に対し代表者一人を定め、この法人に届け出なければならない。

第十 条 (会員の権利・義務) 会員は、この法人の定款及び規程に定めるところにより、権利を有し、義務を負う。

2 会員の議決権は一票とする。

第十一 条 (会員の退会) 会員は、正当な事由がなければ退会することができない。

2 会員は、一会計年度の途中において退会したときも、当該年度の法人の費用を分担しなければならない。

3 会員が退会したときは、この法人に対する一切の権利を失うものとする。

第十二 条 (会員の除名) 会員がその義務を怠り又はこの法人若しくは会員としての名譽を汚したときは、総会の議決により除名することができらる。

2 前項の議決は、会員総数の三分の二以上が出席し、出席会員の三分の二以上の同意を得なければならない。(以下「特別議決」という。)

3 前条第二項及び第三項の規程は、会員除名の場合に、これを準用する。この場合、同条第二項及び第三項中「退会した」とあるのは、「除名された」と読み替えるものとする。

### 第四章 法人の管理

#### 第一節 理事及び理事会

第十三 条 (会長、副会長、理事の定数及び選任) この法人は、会長一人、副会長一人を置く。

2 この法人には、理事二十人以上二十五人以内(第五項に規定する理事を含む。)を置く。

3 会長及び副会長は、総会が出席会員のうちから十三人の選考委員を選び、その選考委員の選考した候補者につき、総会がこれを定める。但し、会長及び副会長の候補者は、会員から届け出た代表者のうちから選考しなければならない。

4 理事は、会長及び副会長を加えた前項の選考委員が、会員から届け出た代表者のうちから選考した候補者につき、総会がこれを定める。

5 会長及び副会長は、その在職中当然理事となる。

6 この法人には、常務理事六人以上十人以内(会長及び副会長は含まない。)を置き、理事の互選で定める。

7 会長、副会長又は理事が会員から届け出た代表者ではなくなったときは、第三項又は第四項に準じて会長、副会長又は理事の補欠選任を行う。

第十四 条 (会長、副会長) 会長は、この法人の業務を統括し、理事会及び総会を招集して、その議長となり議事を総括整理する。

2 会長は、この法人を代表する。会長以外の理事は、この法人を代表しない。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

第十五 条 (常務理事) 常務理事は、総会及び理事会の決議に従い、この法人の業務を執行する。

2 常務理事は、理事会において委任された常務を執行する。但し、定款の規定又は総会の決議に違反してはならない。

3 常務理事は、会長、副会長を補佐し、会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ定められた一人がその職務を代理し、会長、

副会長ともに欠けたときは、その一人がその職務を行う。

第十六条 (理事会) 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を決定する。

2 理事会は特別の事由がないときは、毎月一回招集し、会長が必要と認めるときは、臨時にこれを招集することができる。

3 理事会は、理事現在数の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。但し、左に掲げる事項は、理事現在数の三分の二以上の同意がなければならない。

一 総会に附議すべき事項

二 規程の制定改廃に関する事項

三 委員会の設置に関する事項

四 全私学連合に協力すべき重要な事項

五 その他重要な事項

5 理事会は、事業の遂行上必要と認めるときは、委員会を設けることができる。

6 委員会に関する規程は別に定める。

第十七条 (任期) 理事の任期は、二年とする。

2 補欠理事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事は、その全員が資格を失った場合には、後任者の就任するまでその職務を行わなければならない。

## 第二節 監事

第十八条 (監事の定数及び選任並びに任期) この法人には、監事二人を置く。

2 監事の選任及び補欠選任について、第十三条第四項及び第七項の規定を準用する。この場合、同条第四項及び第七項中「理事」とあるのは、「監事」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、監事に準用する。この場合に同条中「理事」「補

欠理事」とあるのは、「監事」及び「補欠監事」と読み替えるものとする。

第十九条 (監事の兼職禁止) 監事は、この法人の理事を兼ねることはできない。

第二十条 (職務) 監事は、この法人の財産の状況及び常務理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、前項に規定する監査の結果不整の点があることを発見したときは、文部大臣又は総会に報告しなければならない。

3 監事は、前項の報告をするために必要があるときは、会長に対しその理由を明示して、総会の招集を請求しなければならない。

4 監事は、この法人の財産の状況又は常務理事の業務執行について、理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第三節 総会

第二十一条 (総会の招集) 通常総会は、毎年春秋二期に、これを招集する。

2 会長が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

3 会長は、会員総数の五分の一以上から会議に附議すべき事項を示して、総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第二十二条 (議決方法) 総会は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 総会の議事は、この定款又は規程に特別の定がある場合を除いては、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第二十三条 (議決事項) 左に掲げる事項は、総会の承認又は議決を経なければならない。

一 入会、会員の除名及び役員を選任

二 事業計画及び収支予算

三 事業報告、収支決算及び財産目録並びに貸借対照表

四 借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な財産の処分

- 五 収支予算外の新たな義務の負担、又は権利の放棄
- 六 定款の変更
- 七 解散

八 その他理事会において総会に附議すべきものと決定した事項

#### 第四節 顧問及び参与

第二十四条 (顧問及び参与) この法人に顧問及び参与各若干人を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により総会の議を経て、会長が委嘱する。

3 参与は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

4 顧問及び参与に関する規程は別に定める。

#### 第五節 事務局

第二十五条 (事務局) この法人に事務局を置く。

2 事務局に局長一人、職員若干人を置く。

3 事務局に関する規程は、別に定める。

#### 第五章 資産及び会計

(以下略)

〔「日本私立大学連盟二十年史・資料編」(昭和四七年一〇月一〇日)〕

### 三八八 日本私立大学連盟関西支部部則

#### 日本私立大学連盟関西支部部則

(昭和二十六年十月十三日)

第一条 本支部は、日本私立大学連盟関西支部と称する。

第二条 本支部の事務所は支部長所在校に置く。

第三条 本支部は、日本私立大学連盟定款第六条に定める目的達成のため、

特に関西地方加盟校の相互親睦と連絡調整とを計ることを目的とする。

第四条 本支部は、概ね中部地区以西にある加盟校をもって組織する。

第五条 本支部に次の役員を置く。役員の任期は二箇年とする。

一、支部長 一名

二、理事 七名以内

三、幹事 一名

第六条 役員の選出及び任務は、次の定めに依る。

一、支部長は総会の選挙によって定める。

支部長は部務を総括し本支部を代表する。

支部長は理事となる。

二、理事は、総会の選挙によって定め、理事会を組織する。

理事会は、本支部の執行機関とする。

三、幹事は、支部長所在校の職員中から支部長が指名して定める。

幹事は、支部長を補佐して庶務を掌る。

第七条 本支部に総会及び理事会を置く。

一、総会は、毎年春季に支部長が之を招集する。但し、支部長が必要と認めるとき又は加盟校の三分の一以上の要求があったときは、支部長は臨時にこれを招集する。

支部長は、総会の議長となる。

総会は、第三条にかかげる事項について協議する。

二、理事会は、必要に応じ支部長が之を招集し諸般の事項を審議する。

支部長は、理事会の議長となる。

前号の規程は理事会に之を準用する。

第八条 本支部の経費は、日本私立大学連盟本部からの支給金及び寄附金を以て支弁する。但し、特別の必要があるときは支部会費を徴収することを妨げない。

第九条 本支部の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に

終る。

第十條 支部長は、本支部の会計及び事業概況を春季定時の総会に報告し、  
てその承認を受け、之を日本私立大学連盟本部に報告する。  
第十一條 本支部部則は、総会の承認を得て変更することが出来る。

〔「日本私立大学連盟二十年史・資料編」(昭和四七年一〇月一〇日)〕

### 三八九 〔全関西私立大学国庫補助促進同盟結成〕 ☆

結成当時から今日までの思い出〔抜粋〕

公 江 喜 市 郎

(武庫川学院理事長)

(促進同盟議長)

〔前略〕

昭和三十九年三月一四日、悲願は成就し、全関西私立大学国庫補助促進同盟が誕生した。結成大会は、加盟六六大学で開催された。会するもの、理事長・学長その他約二〇〇名であった。

結成大会で、上野先生と私とが、選ばれて初代議長に就任することになった。大会では、同盟の目的とする国庫補助、とくに教育研究・人件費を含めての経常費の助成補助の促進等を採択決議し、ただちに関係方面への陳情要望を開始したのである。まことにこの同盟結成こそは、この後における私立大学に対する国庫助成にかかわる歴史的な出来事であったと信ずる。

〔以下略〕

〔全関西私立大学国庫補助促進同盟・「同盟十五年の歩み」

(昭和五四年六月二九日)〕

全関西私立大学国庫補助促進同盟年表〔抜粋〕

年次(西暦)	同盟関係事項	文教関係事項
昭和三十九年 (一九六四)	二一六 第一回打合せ会 (一)全関西私立大学国庫補助促進同盟結成について(出席校)同志社大学、関西大学、近畿大学、大阪商業大学、関西学院大学、武庫川女子大学、立命館大学(於)北大和〔注・(於)立命館北大路学舎〕 二一四 第二回打合せ会 (一)運動主体について (二)補助の対象、方法及び監督の範囲について (於)同志社大学 三一六 第三回打合せ会 (一)同盟結成総会開催について (於)関西大学 三一四 第一回総会(同盟結成総会) (一)全関西私立大学国庫補助促進同盟の結成 (二)声明文について (三)政府・政党へのアピール (四)幹事校の選出 (於)同志社大学 〔以下略〕	二一一 文部省、小中学校「道徳の指導資料」を发表
		三一一 文部省、改訂「幼稚園教育要領」を发表

〔全関西私立大学国庫補助促進同盟・「同盟十五年の歩み」

〔昭和五四年六月二十九日〕

### 三九〇 全関西私立大学国庫補助促進同盟規約 ☆

#### 全関西私立大学国庫補助促進同盟規約

昭和三九年九月一九日制定

昭和四〇年五月二二日改正

昭和四八年六月三〇日改正

#### (名称)

第一条 本同盟は、全関西私立大学国庫補助促進同盟と称する。

#### (目的)

第二条 本同盟は、わが国大学教育の健全なる発展のため、私立大学が果している使命の重要性に鑑み、ひろく国民に訴えてその支援と協力を獲得しつつ、政府および国民に対して、私立大学の振興のため、国庫補助およびその他の助成等につき、文教政策としての抜本的施策を強く要望して、その実現を期するを目的とする。

#### (加盟校)

第三条 本同盟は、中部地区以西に在る全私立大学をもって組織する。

#### (幹事校)

第四条 本同盟は、運営を円滑にするため、幹事校を置く。

2 幹事校は一一大学とする。

3 幹事校は、総会において加盟校のうちから選出する。

4 幹事校の任期は、一カ年とする。ただし再任を妨げない。

#### (議長校)

第五条 議長校は、幹事校のうちから二大学を選定する。

#### (総会)

2 議長校は幹事校会において選出する。

3 議長校の任期は一カ年とする。ただし再任を妨げない。

第六条 本同盟の総会は、幹事校会の協議により議長校がこれを招集する。

2 議長校が必要と認めるとき、または、加盟校の三分の一以上の要求があつたときは、議長校は臨時にこれを招集する。

3 総会は加盟校の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状は出席と看做す。

4 総会の議事は、出席校の過半数をもって決する。

5 議長校は総会の議長となる。

#### (幹事校会)

第七条 幹事校会は、幹事校をもって組織し、必要に応じ、議長校がこれを招集する。

2 議長校は幹事校会の議長となる。

#### (代表者)

第八条 議長校は、本同盟の代表者となる。

#### (事務局)

第九条 本同盟の事務を処理するために事務局を設ける。

2 事務局は、議長校のうち一大学内に置く。

#### (事務局長)

第十条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、事務局を置く議長校の職員のうちから、議長が指名して委嘱する。

3 事務局長は、本同盟の庶務および会計を掌る。

#### (経費)

第十一条 本同盟の経費は、加盟校よりの分担金をもって充てる。分担金の提出方法は、別にこれを定める。

2 特別の必要があるときは、前項のほかに臨時に分担金の徴収をすることがある。

(会計)

第十二条 本同盟の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(監査校)

第十三条 本同盟に、会計監査のため、監査校二大学を置く。

2 監査校は、総会において加盟校のうちから選出する。

3 監査校の任期は一カ年とする。但し、再任を妨げない。

(解散)

第十四条 本同盟は、第二条の目的を達成したときに解散する。

2 解散時における残金は、分担金額に比例してこれを加盟校に返還するものとする。

(規約の変更)

第十五条 本規約は、総会の承認を得て変更することができる。

附則

この規約(昭和四八年六月三〇日改正)は、昭和四八年四月一日から施行する。

〔全関西私立大学国庫補助促進同盟・「同盟十五年の歩み」

(昭和五四年六月二十九日)〕

### 三九一 京都地区私立大学学長懇談会の結成 ☆

本誌前号で紹介したように、去る一月二日(金)午前一〇時から、京都府立文化芸術会館において、短期大学をふくむ京都の全私立大学の学長懇談会の結成準備会が開催された。

この会合は、同志社大学の松山義則学長、龍谷大学の武邑尚邦学長および本大学の細野武男総長が呼びかけ人となって開かれたもので、こんご、①公費助

成について、②学生生活について、③その他当面する課題について、自由に懇談することとし、会の性格等に関して次の事項が確認された。

(イ) 名称 京都地区私立大学学長懇談会

(ロ) 開催は、原則として月一回(当面、金曜日)を定例とし、年一〇回開催を目標とする。

(ハ) 費用については会費制にて、一校年額一〇、〇〇〇円とし、短期大学学長を兼任されている場合は一校分会費とする。ただし、随員一人について一回五〇〇円を徴収する(内訳、会場費・通信費・茶菓子代・資料費・その他)。

(ニ) 運営の方法は、その都度、進行係を決め、情報交換を主として懇談することとする。

(ホ) 当番校は輪番制とするが、当面、昭和四九年三月まで同志社大学、龍谷大学、立命館大学が合議して運営にあたり、連絡窓口は立命館大学が担当する。

以上のような申し合わせのうえ、早速、この懇談会を発足させるとともに、第二回懇談会を二月七日(金)午後三時から、京都府立勤労会館を会場に開催した。ここでは、同志社大学総務部長の駒井四郎氏を講師に迎え、「私立大学の位置づけと公費助成について」懇談し、また、京都府の「京北町セミナーハウス建設計画」について中間報告をうけた。

〔「立命館学園広報」第三八号(一九七三年二月二〇日)〕

## 〔三〕 機構・職務関係

### 三九二 財団法人立命館館則〔内規を館則に改正〕

#### 財団法人立命館館則

##### 第一章 総則

##### 第一節 通則

第一条 本館則ハ立命館寄附行為ニ定ムル所ノ目的達成ヲ期スル為メ之ヲ制定シ運営ノ円滑ヲ計ラントス

館則ニ基ク細則ハ必要ニ応シ制定ス

第二条 館則ノ制定改廃ハ理事会ノ議ヲ経テ総長之ヲ決ス

細則ノ制定改廃ハ所属部長立案シ関係部長会議ヲ経テ総長之ヲ決ス

第三条 館則及ヒ細則ノ疑義ハ総長ノ決裁ニ從フモノトス

##### 第二節 最高機関

第四条 総長ハ寄附行為ノ定ムル所ニ依リ立命館財団ヲ代表シ学園全般ノ

統制指導監督ニ任ス

第五条 学長ハ大学、専門学校、研究所並ニ図書館ノ教職員ノ統制指導監

督ヲナシ中部ノ教育基本事項ニ関シ指導監督ヲナス

第六条 理事長ハ寄附行為ノ定ムル所ニヨリ理事会ヲ代表シ財団全般ノ事

務ヲ掌理ス

第七条 協議員会会長ハ寄附行為ノ定ムル所ニ依リ総長ヲ輔翼シ財団及ヒ

学園ノ重要事務ニ参与ス

第八条 総長、学長、理事長及ヒ協議員会会長ヲ以テ審議會ヲ組織シ財団

学園ノ根本方針並ニ最高人事ニ関スル左記事項ニ付キ審議ヲナスモ

ノトス、審議會ハ必要ニ応シ理事、監事及ヒ関係部長ノ参加ヲ求ムルコトアルヘシ

一、経営上ノ重要事項、最高教育方針

二、学長、督学、部長、研究所長、大学及ヒ専門学校ノ部長、

図書館長、中学部長、中等学校長ノ任免、印書館役員ノ推薦

三、教職員ノ待遇ノ基本

##### 第三節 財団ノ機構

第九条 理事長ノ下ニ総務、財務、医務ノ三部ヲ設ケ夫々財団事務ヲ分掌セシメ財団全般ノ経営監理ノ事務ヲ掌理セシム

第十条 総務部ニハ庶務、人事、農林、校友ノ四課ヲ置キ内外ノ庶務文

書、館則及ヒ細則ノ取締並ニ制定改廃事務、教職員ノ人事ニ関スル

統轄監理、並ニ厚生ニ関スル事務、農林ノ経営企画並ニ校友トノ連絡事務ヲ統轄掌理ス

第十一条 財務部ニハ経理、会計、文具配給ノ三課ヲ置キ予算、決算、資金

ノ運用、財団学園ノ建築營繕ノ監理、金銭出納、学生、生徒ヘノ文具配給事務ヲ統轄掌理ス

第十二条 医務部ニ医務、薬剤事務ノ二課ヲ置キ学生、生徒其ノ他学園関係

者ノ保健衛生ヲ掌リ必要ナル医学上ノ調査研究ヲナスモノトス

第十三条 学長ノ下ニ学生部及ヒ教學課ヲ置キ学生、生徒ノ教学、訓育並ニ

第十六条所定ノ事項ヲ掌ル

第十四条 学長、学監、大学及ヒ専門学校ノ部長、並ニ学生部長ヲ以テ部

長会ヲ組織シ教学上ノ統一ヲ計ル為メノ協議打合ヲナス

第十五条 各教科ニ教授会ヲ設ケ教務上ノ打合連絡、学生、生徒ノ入退学進

級、賞罰等ノ協議ヲナスモノトス 但シ決議事項ハ学長ノ承認ヲ要ス

第十六条 学生部ハ学生、生徒ノ訓育、体練、勤労、厚生及ヒ学友会ヲ綜合

統一監理スルモノトス

第十七条 中学部長ノ下ニ各中学校、商業学校及ヒ工業学校ヲ置キ生徒ノ訓育ヲ掌ル 教育ノ基本方針ニツキテハ学長ノ指導監理ヲ受クルモノトス

第十八条 中学部長、各中等学校長ヲ以テ校長会ヲ組織シ教育方針、入学試験ノ統一、入学数ノ割当其他ノ連絡ヲ計ルモノトス

第十九条 各中等学校ニ職員会ヲ設ケ生徒ノ入退学、進級、賞罰等ノ協議ヲナスモノトス 但シ決議事項ハ中学部長ノ承認ヲ要ス

第四節 事務系統

第二十条 本部ノ総務部、財務部ハ各部、大学及ヒ専門学校ノ各教科並ニ各中等学校ノ庶務、人事、経理、会計、文具配給ノ統轄監理ヲナスモノトス 但シ指導並ニ往復文書ハ部長、科長又ハ校長ヲ經由スヘシ

第二十一条 各教科、各中等学校ノ予算ハ各教科長、各中等学校長ノ意見ヲ徴シ財務部長ニ於テ編成ス

各教科長、中等学校長ハ予算ニ基キ其年度ノ経営ヲナスモノトス 但シ機械器具、文具其他物品ノ購入當繕ニシテ一口金二百円ヲ超ユル場合ハ財務部長ノ承認ヲ要ス

第二十二条 各教科、各中等学校教職員ノ庶務及ヒ人事ノ関係文書ハ直屬上長ヲ經テ総務部長ニ提出スヘシ

第五節 職責

第二十三条 本部ニ理事長ノ輔佐トシテ専務理事ヲ常任セシメ各部ノ事務ヲ統一監理ス

本部各部ニハ部長ヲ置ク 其職責左ノ如シ

一、理事長専務理事ノ指示ニヨリ其部ニ屬スル事務ヲ統轄掌理シ其責ニ任ス

二、職員ノ分掌ヲ命ス

三、職員ノ出張ヲ命ス

四、職員ノ勤怠能否ヲ考察シ其進退賞罰ヲ具申ス 必要ニ応シ次長ヲ置キ部長ヲ輔佐セシム

第二十四条 大学及ヒ専門学校ノ各教科ニ教科長ヲ置ク 其職責左ノ如シ

一、教学ニツキテハ学長、経営ニツキテハ理事長ノ指示ニヨリ其部ノ教学経営ヲ担当シ其責ニ任ス

二、教職員ノ分掌ヲ命ス

三、教職員ノ出張ヲ命ス

四、教職員ノ勤怠能否ヲ考察シ其進退賞罰ヲ具申ス

必要ニ応シ次長ヲ置キ部長ヲ輔佐セシム

第二十五条

中学部ニ部長ヲ置キ各中等学校長ノ統制指導監督ヲナサシム

各中等学校ニハ校長ヲ置ク 其職責左ノ如シ

一、教学ニツキテハ中学部長、経営ニツキテハ理事長ノ指示ニヨリ其学校ノ教学経営ヲ担当シ其責ニ任ス

二、教職員ノ分掌ヲ命ス

三、教職員ノ出張ヲ命ス

四、教職員ノ勤怠能否ヲ考察シ其進退賞罰ヲ具申ス

各中等学校ニ教頭ヲ置キ校長ヲ輔佐セシム

第二章 職員

第一節 通則

第二十六条 財団ニ職ヲ奉スル者ニシテ其職務ニ専任スル者ヲ職員ト称シ顧問、講師、囑託ハ部外員ト称ス 但シ講師並ニ囑託ニシテ専任スルモノハ職員トシテ待遇スルコトアルヘシ

第二十七条 職員ノ身分及ヒ資格左ノ如シ

資格	一等	二等	三等	四等	五等
	学長	監督	教授二等	専門学校助教授	助教論
身分	理事	部 長	中等学校長	教 論	助 手
	監 事	教授一等	技 師	技 手	雇 手
		研究所長	幹 事	書 記	
		図書館長	大学助教授		
		大学専門学校 部 科 長			
		中学部長			

註、教授ハ審議会ノ議ヲ經テ一等ヲ以テ待遇スルコトアルヘシ  
雇員ハ准職員トシ五等ヲ以テ待遇シ傭員ハ等外トス

第二十八条

- 職員ハ左記心得ヲ厳守スヘシ
- 一、職員ハ総長ノ命ニ服従スヘシ
  - 二、職員ハ常ニ道義ヲ重ンシ学生、生徒ニ範ヲ示スヘシ
  - 三、職員ハ其体面ヲ汚ス行爲ヲ為スヘカラス
  - 四、職員ハ職務ニ関シ他ヨリ贈与又ハ饗応並ニ給与ヲ受クヘカラス

- 五、職員ハ常ニ公私ノ別ヲ明ニスヘシ
- 六、職員ハ届出ナクシテ欠勤又ハ欠講スヘカラス
- 七、職員ハ総長ノ許可ナクシテ財団外ノ職務ヲ兼ヌルコトヲ得ス
- 八、職員ハ上長ノ命ヲ厳守スヘシ
- 九、職員出張ノ場合上長ニ復命ヲナスヘシ
- 十、職員ハ財団ノ都合ニヨリ休職又ハ退職ヲ命セラルルモ異議ヲ述フルコト得ス

第二節 任免賞罰

第二十九条 学長ノ任免ハ最高協議会並ニ理事会ノ議ヲ經テ総長之ヲ行フ

第三十条 職員二等及ヒ三等中教授二等並ニ中等学校長ノ任免ハ直屬上長ヲ

經テ総長之ヲ行フ

第三十一条 職員三、四等ノ任免ハ所属部科長又ハ中等学校長ヨリ直屬上長ヲ

經テ総長之ヲ行フ

第三十二条 職員五等ノ任免ハ所属部科長又ハ中等学校長ヲ經テ直屬上長之ヲ

行フ

第三十三条 等外職員ノ任免ハ所属部科長又ハ中等学校長之ヲ行フ

第三十四条 職員ノ賞罰ニツキテハ第二十九条乃至第三十二条ヲ準用ス

第三十五条 職員ニシテ第二十八条第一号乃至第九号ニ違反シタルトキハ其輕

重ニ從ヒ謹慎、譴責、減俸、免職トス

第三節 予備 休職 定年

第三十六条 職員ニシテ左ノ各号ニ該当スルトキハ予備員トス

- 一、在職ノ儘留學ヲ命セラレタルトキ

- 二、遭難、公傷又ハ疾病ニヨリ長期休養ノ許可ヲ得タルトキ

第三十七条 職員ニシテ財団ノ都合ニヨリ現職ヲ免シ無任所ヲ命セラレタル者

ハ休職トス 休職期間滿一年ヲ經過シタルトキハ退職トス

第三十八条 職員一、二、三等ハ滿六十歳、四、五等ハ滿五十五歳ヲ以テ停年

退職トス 但シ総長ノ裁量ニヨリ期間ヲ延長スルコトアルヘシ

第四節 給 与

第一項 俸 給

第三十九条 職員ノ俸給ハ左ノ本俸月額表ニ依ル、但シ特殊事情ニヨリ加俸ヲ行ヒ又ハ本表ニ依ラサル給与ニナスコトアルヘシ

資格	身分	特級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	一〇級
職員一等	校長、理事		五〇〇	四五〇	四〇〇	三五五	三五〇	三五〇	三〇〇			
職員二等	教授一等、中學校長		四〇〇	三五五	三五〇	三〇〇	二七五	二五〇				
職員三等	中等、中學校長		三〇〇	二七五	二五〇	二〇〇	一七五	一五〇				
職員四等	教授、技師		二五〇	二二五	二〇〇	一七五	一五〇	一三〇				
職員五等	技師		二〇〇	一七五	一五〇	一三〇	一一〇	一〇〇				
職員六等	技師		一五〇	一三〇	一一〇	一〇〇	九〇					
職員七等	技師		一〇〇	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇				
職員八等	技師		九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇				
職員九等	技師		八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇				
職員十等	技師		七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇				
職員十一等	技師		六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇				
職員十二等	技師		五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇				
職員十三等	技師		四〇	三〇	二〇	一〇	〇					
職員十四等	技師		三〇	二〇	一〇	〇						
職員十五等	技師		二〇	一〇	〇							
職員十六等	技師		一〇	〇								
職員十七等	技師		〇									
職員十八等	技師											
職員十九等	技師											
職員二十等	技師											
職員二十一等	技師											
職員二十二等	技師											
職員二十三等	技師											
職員二十四等	技師											
職員二十五等	技師											
職員二十六等	技師											
職員二十七等	技師											
職員二十八等	技師											
職員二十九等	技師											
職員三十等	技師											

註、理事ハ常務ヲ有スル者ニ限り本表ヲ適用ス

第四十条 初任俸給ハ任命ノ日ヨリ日割計算、退職ノ場合終月ノ俸給ハ全額ヲ支給ス

第四十一条 傷病予備職員ノ俸給ハ休養中全額支給シ留學予備職員ノ給与ハ別ニ之ヲ定ム

第四十二条 休職ノ俸給ハ左表ニヨリ支給ス

職員	休職ノ日ヨリ	俸給全額	俸給四分ノ三	俸給二分ノ一	俸給四分ノ一
職員一等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員三等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員四等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員五等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員六等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員七等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員八等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員九等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十一等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十二等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十三等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十四等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十五等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十六等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十七等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十八等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十九等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十一等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十二等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十三等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十四等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十五等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十六等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十七等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十八等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十九等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員三十等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ

第四十三条 職員ノ退職手当ハ退職金ト恩給ニ區別シ寄附行為ニ定ムル謝恩義金ヨリ支給ス 但シ第三十五条ニ依ル免職ノ場合ニハ支給サレコトアルヘシ

職員	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員三等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員四等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員五等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員六等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員七等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員八等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員九等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十一等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十二等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十三等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十四等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十五等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十六等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十七等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十八等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員十九等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十一等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十二等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十三等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十四等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十五等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十六等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十七等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十八等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員二十九等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ
職員三十等	休職ノ日ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ	同上ヨリ

退職金ハ勤続満二十年未満ニシテ退職スル者ニ支給シ其金額ハ退職者ノ受クル本俸月額額ニ勤続年数ヲ乗シタルモノヲ以テ標準トス

恩給ハ勤続満二十年以上ニシテ退職スル者ニ支給シ其年額ハ退職前ノ本俸月額額ノ三分ノ一二相当スル金額トシ勤続一年ヲ増ス毎二本俸月額額ノ百分ノ一ヲ加算ス 但シ支給期間ハ十年トス

恩給ヲ受クル者其期間中ニ死亡シタル時ハ本人ノ妻子父母ニ対シ其支給残額期間ノ半額ヲ支給スルモノトス

退職手当ヲ受クヘキ者在職中死亡シタルトキハ別ニ本俸月額額四分以下ヲ弔慰金トシテ其遺族ニ支給ス

職員ハ謝恩義金トシテ毎月本俸月額額ノ百分ノ二ニ該当スル金額ヲ納付スルモノトス

第四十四条 嘱託給与ハ其都度総長之ヲ決ス

第四十五条 講師手当ハ別ニ総長之ヲ定ム

学校所在地関係ニヨリ前項ノ外交通手当ヲ支給スルコトアルヘシ

第二項 手当

第四十六条 職務手当ハ特定職務ニ在職中左表ノ月額手当ヲ支給ス 但シ事情ニ依リ之ヲ増減スルコトアルヘシ

二職務以上兼任ノ場合ハ高額ノ一種ノミヲ支給ス

月額手当	職	職	職	職	職	職	職
一〇〇	学長	専務理事		各部長	各課長	科主任	舎監
七〇	理事長		各部次長	大学専門	科主任		
五〇			中学校長	学校主事	中等学校		
三五			中学校長	教頭	主事		
二五							
二〇							
一五							

第四十七条 家族手当ハ職員ニシテ扶養家族ヲ有スル者ニ扶養家族一人ニ付キ毎月一定額ヲ支給ス

第四十八条 激務ニ従事スル者ニ対シテハ臨時又ハ定期特別勤務手当ヲ支給スルコトアルヘシ

本手当ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第四十九条 特別手当ハ総長必要ト認メタル時支給ヲナスコトアルヘシ

第十條 月額ニテ支給セラルヘキ手当ノ初任給与ハ任命ノ日ヨリ日割計算  
退任ノ場合ハ終月全額ヲ支給ス

第五節 旅 費

第五十一条 職員財団学園ノ用務ニヨリ出張ヲ命セラレタルトキハ左記表示ニヨリ旅費ヲ支給ス 但シ外部ヨリ旅費給与ヲ受クル場合ハ此ノ限ニアラス

部外員ニモ本規定ヲ準用ス

第五十二条 旅費ハ汽車賃、汽船賃、航空賃、車馬賃、日当及ヒ宿泊料トス

第五十三条 汽車賃ハ必要アル場合急行料及ヒ寝台料ヲ含ミ支給シ乗車スル汽車ニ身分相当ノ等級ナキ場合ハ下級ノ料金ヲ支給ス

第五十四条 乗船スル汽船ニ身分相当ノ等級ナキ場合ハ上下何レカ利用セル実費、官命ニヨリ特定サレタル場合ハ其実費ヲ支給ス

第五十五条 汽車、汽船内ニアルトキハ宿泊料ヲ支給セス

第五十六条 日当、宿泊料ハ食事及ヒ宿泊ニ関スル一切ノ費用ヲ含ム

第五十七条 一日ノ中ニ其日当ヲ異ニスル区域ニ跨リ旅行シタル場合ハ其高キ方ヲ支給ス

第五十八条 出張中引続キ同一地二十五日以上滞在スル場合ハ十六日目ヨリノ日当ハ半額トス

日当ハ半額トス

第五十九条 同一地ニ長期出張スル場合其滞在期間中ハ本規定ニ依ラスシテ長期出張手当ヲ支給スルコトアルヘシ

第六十条 身分ヲ異ニスル者ト同行スル場合又ハ特別事情ノ為メ定額旅費ニ

テ実費ヲ支弁シ得サル場合ハ財務部長審査ノ上其実費ヲ支給スルコトアルヘシ

種類	身分	汽車	汽船	航空賃	車馬費	日当			宿泊料		
						日帰ノ場合	市町村ノ場合	大都市ノ場合	市町村ノ場合	大都市ノ場合	
職員一等		一等	一等	実費	実費	四、〇〇	八、〇〇	五、〇〇	一〇、〇〇	七、〇〇	一八、〇〇
										二、〇〇	一〇、〇〇
職員二等		二等	一等			三、五〇	六、〇〇	四、〇〇	八、〇〇	六、〇〇	一五、〇〇
										二、〇〇	八、〇〇
職員三等		二等	一等			三、〇〇	五、〇〇	三、五〇	七、〇〇	五、〇〇	一二、〇〇
										二、〇〇	七、〇〇
職員四等		三等	二等			二、五〇	四、〇〇	三、〇〇	六、〇〇	四、五〇	一〇、〇〇
										三、〇〇	六、〇〇
職員五等		三等	三等			二、〇〇	三、五〇	二、五〇	五、〇〇	四、〇〇	八、〇〇
										三、〇〇	五、〇〇
等外員		三等	三等			一、五〇	三、五〇	二、〇〇	三、五〇	三、〇〇	五、〇〇
										四、〇〇	七、〇〇

註、大都市トハ六大都市ノ外人口三十万以上ノ市及ヒ札幌、函館、仙台、横須賀、新潟、静岡、岡山、呉、下関、門司、八幡、長崎、佐世保、熊本

〔「理事会決議録」(昭和二十二年一月六日)〕

### 三九三 立命館大学人文科学研究規程

#### 立命館大学人文科学研究規程

第一条 本研究所は立命館大学々則第四条に基いて立命館大学に附置せられる。

第二条 本研究所は「立命館大学人文科学研究所」と称する。

第三条 本研究所はこれを立命館大学内に置く。

第四条 本研究所は人文科学に関する研究調査を行い、文化の向上に寄与することを目的とする。

第五条 本研究所は前条の目的を達成するために左の事業を行う。

一、人文科学に関する研究調査

二、本研究所の研究調査に必要な図書資料の蒐取整理

三、立命館大学の機関誌その他の図書雑誌の編輯刊行

四、官庁会社その他の依頼による調査研究翻訳等

五、研究発表会、講演会、公開講座等の開催

六、その他本研究所の目的達成のために必要と認める事業

第六条 本研究所に左の職員を置く。

一、所長 一名

二、研究員 若干名

三、主事 一名

四、事務員 若干名

所長は立命館大学教授中より立命館大学総長がこれを任命する。

研究員は委員会の審議を経て立命館大学総長がこれを任命する。

第七条 所長は本研究所の事業を掌理し本研究所を代表する。

研究員は本研究所の目的たる研究調査に従事する。主事は所長の

命により本研究所の運営事務に当る。

第八条 本研究所に委員会を設ける。

委員会は立命館大学法学部、経済学部、文学部の教授、助教中その他の専任教員中より二名づつ選出せられた委員を以つてこれを

構成する。委員の任期は一年とする。

研究員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

第九条 委員会は、所長がこれを招集する。

委員は所長に招集を請求することができる。

委員会は本研究所の運営事項につき決議する。

委員会の議長は所長がこれに当る。

第十条 本研究所に左の三部を置く。

第一部 (法学部門)

第二部 (経済学部門)

第三部 (文学部門)

第十一条 本研究所は必要があるときは委員会の議を経て研究を委嘱することができる。

第十二条 本規程を改正するには委員会の過半数の同意を得なければならない。

〔註・昭和三年四月一九日 人文科学研究所委員会決議〕

#### 三九四 〔拡充部設置〕

一、議案

(一) 校舎並に綜合グラウンド請負契約締結の件

〔前略〕

尚財団としてやる場合は組織を強化して部を置くことにしたい。

横田理事

臨時施設部といふ名称は如何。

議長

拡充部としたい。この下に施設課と会計課とを置く。

施設課には庶務係、資材係及び施行係を置く。

部には部長、課には課長及び係には係主任を置く。

以上の相談常務の担任は安田、木村、及び小田の三理事とする。

尚理事会の諮問機関として、拡充委員会を置く、委員は学友会、父兄会、校友会及び教職員から各々若干名を常務理事会に於て選任する。以上の構想で拡充後援会の委員会に諮つてこの事業を財団に引継ぐこと、したい。

尚拡充部員の人選は常務理事会に御一任願いたい旨を諮つたところ一同賛成可決した。

〔別紙〕

### 財団法人立命館拡充部設置規程

第一条 本財団に当分財団法人立命館拡充部（以下拡充部と称する）を置く。

第二条 拡充部は本財団理事会施策の下に財団経営に係る建物其の他施設の拡充を図り其の營繕に付いて企画並に実施に当るものとす。

第三条 拡充部は事務所を本財団本部に置く。

第四条 拡充部に左の課及び係を置き其の事務を分掌する。

一、施設課 施工事務を掌る。

庶務係 庶務に従事する。

資材係 資材の調達其の他資材に関する事務に従事する。

施行係 工事実施に関する事務に従事する。

一、会計課 収入、支出其の他会計事務を掌る。

部に部長、課に課長、係に係主任を置く。

本財団理事会に小委員会を設け拡充部の事務を管理する。

第五条 拡充部に拡充委員会を置く。

拡充委員会を以て組織し本財団理事会の諮問に應ずるものとす。

拡充委員は左の団体に於て各其の団体員中から銓衡する。

一、学友会 若干名

一、父兄会 若干名

一、校友会 若干名

一、教職員 若干名

第六条 拡充部に營繕に關して技術上の指導並に監督に當る顧問を置く。

附 則

本規程は理事会の議決を経て改正又は廢止することができる。

〔「理事会議事録」(昭和三年四月二四日)〕

### 三九五 財団法人立命館館則〔機構、職員の整備等全面改正〕

〔昭和三年五月三一日改正〕

#### 財団法人立命館館則

第一章 總 則

第一条 財団法人立命館の運営は、法令、立命館寄附行為、その他別段の定めのあるものの外、本館則によつてこれを処理する。

本館則の施行に當つて必要がある場合は、別に細則を制定する。

第二条 本館則は理事会の決議を経て改廢することができる。

第三条 本財団経営に係る各学校の学則、校則並にこれに關する諸規程は別にこれを定める。

第二章 機 構

第四条 本財団に、左の室並に部、課及び係を置く。

・秘書室

秘書課

教務課

・総務部

庶務課

庶務係、渉外係

人事課

人事係

文書課

文書係、調査係

・財務部

経理課

経理係

会計課

出納係、用度係

業務課

業務係、営繕係

・保健部

医務課

医務係

体育課

体育係

・学生部

輔導課

輔導係

厚生課

厚生係

第五條 学園各部、科に教學課を置く。

第六條 前二條に定める室に室長、部に部長及び次長、課に課長、係に主任、及び係員を置く。

室長及び部長は、総長又は理事長の指示により、所管事務を統轄掌理する。

次長は、部長を輔佐し、部長事故あるときはその事務を代行する。

課長及び主任は、上司の命を承け、所管事務を統率処理する。

係員は、上司の命を承け庶務に従事する。

第七條 研究所に所長、主事及び係員を置く。

所長は、本所々属職員を指導監督し、所管事務を統轄掌理する。

主事は、所長の命を承け、所管事務を掌る。

係員は、上司の命を承け庶務に従事する。

研究所に関する規程は、別に之を定める。

第八條 図書館に、館長、図書主任及び係員を置く。

館長は、本館所属の職員を指揮監督し、所管事務を統轄掌理する。

図書主任は、館長の命を承け、所管事務を司る。

係員は、上司の命を承け庶務に従事する。

図書館に関する規程は、別に之を定める。

第九條 秘書室に於ては、左の通り事務を分掌する。

秘書課

一、印章の保管に関する事項

二、機密に関する事項

三、褒章及び表彰に関する事項

教務課

一、総父兄会に関する事項

二、教室の配当等に関する事項

三、各教科教學課との連絡に関する事項

第十條 総務部に於ては、左の通り事務を分掌する。

庶務課

庶務係

一、儀礼及び交際に関する事項

二、儀式並に諸會議に関する事項

三、寄附行為その他諸規程に関する事項

四、校友との連絡に関する事項

五、当直、宿直及び警備に関する事項

六、その他他の室、部、課の分掌に属しない事項

渉外係

一、渉外に関する事項

人事課

人事係

一、教職員の進退、身分及び給与に関する事項

二、出張、請暇及び勤怠調査に関する事項

三、在外研究員並に外国出張に関する事項

文書課

文書係

一、文書の收受、発送、浄書、整理及び保管に関する事項

二、学報発行並に諸印刷に関する事項

調査係

一、一般統計作成に関する事項

二、情報蒐集その他諸調査に関する事項

#### 第十一條

財務部に於ては、左の通り事務を分掌する。

經理課

經理係

一、予算及び決算に関する事項

二、資産の運用に関する事項

三、建物、その他不動産の管理に関する事項。

會計課

出納係

一、現金、預金及び有価証券の出納並に保管に関する事項

二、諸給与の支払に関する事項

用度係

一、物品の購入、出納及び管理に関する事項

業務課

業務係

一、教科書、文具類その他の販売並に配給品の取扱いに関する事項

營繕係

一、營繕に関する事項

#### 第十二條

保健部に於ては、左の通り事務を分掌する。

醫務課

醫務係

一、学生、生徒、職員、及び学園関係者に対する診療並に保健衛生に関する事項

二、医薬品の購入並に保管に関する事項

體育課

體育係

一、学生、生徒の體育に関する事項

#### 第十三條

学生部に於ては、左の通り事務を分掌する。

輔導課

輔導係

一、学生、生徒の身分に関する事項

二、学生、生徒の学内団体及び集会並に掲示、広告の手續に関する事項

三、学生、生徒の教養に関する事項

四、就職斡旋に関する事項

五、学友会との連絡に関する事項

厚生課

厚生係

一、学生、生徒の福利厚生に関する事項

二、奨学資金に関する事項

三、教科書、文具類その他配給品の割当等に関する事項

四、学生寄宿舎及びその他宿舎に関する事項  
五、学生食堂に関する事項

第十四条 学園各教科教学課に於ては、左の通り事務を処理する。

一、当該部科の教務に関する事項  
二、学籍並に身分その他証明に関する事項

第十五条 中学校及び高等学校の事務分掌は、別にこれを定める。

### 第三章 職員

第十六条 本財団の職員とは、立命館職員としての身分を取得した教員、事務職員及び雇傭人をいう。

第十七条 教員に関する事項は、別にこれを定める。

第十八条 事務職員は職制に則り、財団及び学園の事務に従事する。

第十九条 業務上必要あるときは、臨時職員を置くことがある。

第二十条 職員の任免は、理事長これを決する。但し重要人事については、予め理事会又はこれの代理機関の審議を経るものとする。

第二十一条 職員の賞罰は前条の規定を準用する。

職員が左の一に該当するときは、詮衡の上表彰する。

一、能率特に優れ、他の模範となる者。  
二、永年誠実に勤続した者。  
三、災害を未然に防止し、又は災害の際、特に功勞のあつた者。  
四、社会的に功績があり、学園並に職員の名譽となるような行為のあつた者。

五、その他、特に表彰する必要があると認められたる者。

懲戒は譴責減給及び解職とし左の各号の一に該当する場合これを行ふ。

一、正当の理由なく、又は手続きを行わずして、しばしば無断欠勤したとき。

二、職務上の指示、命令に従わず、秩序を紊したとき。

三、学園に関する文書を偽造又は変造し、その他学園に損害を及ぼしたとき。

四、重要な経歴を詐り、又は不正なる方法を用ひて採用されたとき。

五、業務上重要な秘密を外部に洩らしたとき。

六、業務に関し、金品その他を受取り、又は与へたとき。

七、同僚に対し重大な侮辱を加え、或は暴行強迫を用いたとき。

八、その他、前各号に準ずる行為のあつたとき。

第二十二条 職員が、左の各号の一に該当するときは、休職とする。

一、在職のまま、留學を命ぜられたとき。

二、業務外の傷病によつて、引続き九十日以上欠勤したとき。

三、刑事事件に関し、起訴されたとき。

四、私事のため、引続き三十日以上業務に就かないとき。

五、業務の都合によるとき。

第二十三条 前条の休職期間は、第二号の場合は一年、第三号の場合は、その事件の裁判所に繫属中とし、第四号及び第五号の場合は六月とし、その期間内に復職を命ぜられないときは、退職とする。

第二十四条 職員が、左の各号の一に該当するときは、解職を命ぜることがある。

一、精神又は身体の障害により、勤務に堪えないと認められるとき。

二、業務の都合によるとき。

第二十五条 職員は、満六十歳を以て停年退職とする。但し業務の都合により引続き一定期間在職させることができる。

第四章 給与及び旅費

第二十六条 職員の俸給、手当、その他の諸給与及び旅費に関する規程は別にこれを定める。

### 附 則

本館則は、昭和二十三年六月一日からこれを施行する。

### 三九六 〔大学協議会設置〕

#### 一、諒解事項

- 1、協議員は各学部から選出されるが、各学部の利益代表ではなく、大学全体の立場に立って審議するものである。
- 2、本協議会は、中学、高等学校を除き、各学部、大学院、短期大学（当分の間）、専門学校及び別科並に図書館、研究所等に関する事項を審議するものとする。但し学則の規定外にわたる事項（大学院以下）については、学則の改正その他の必要な手続を採るものとする。なお短期大学については、短期大学教授会の承認を求める。
- 3、本協議会の決定と、ある学部教授会の決定とが衝突する場合には、本協議会で決定が行われる。但し運用については、勧告その他、できるだけ摩擦の少ない方法を採るようにする。
- 4、協議員たりうる者は、一応、教授にかぎることとする。
- 5、個人研究室の配分については、法・経・文各学部に於て研究室を早急に必要とする者を選考して持ち寄り、次回協議会（五月十一日）に協議決定することとする。

#### 一、決定事項（協議事項に関するもの）

- 1、学部・学科・専攻・学科目の新設・廃止・変更
  - 2、大学院研究科・専攻・学科目の新設・廃止・変更
  - 3、短期大学の学科・専攻・学科目の新設・廃止・変更
  - 4、専任の教授・助教授・講師及助手の定員に関する事項
  - 5、教授・助教授・講師及助手の身分並に待遇に関する事項
  - 6、学生の員数、資格認定及身分に関する事項
  - 7、学則に関する事項
  - 8、教室、研究室、図書その他の施設に関する事項
  - 9、大学（研究所、図書館を含む）の予算編成に関する事項
  - 10、その他大学の教学に関する重要事項
- 以上のうち1、ないし5、の事項については、文学部の意向を尊重し、その

諒解を求める趣旨で、一応、決定を保留することとする。

〔注・昭二五・五・一一の協議会で1ないし5は決定事項となる。〕

#### （協議員の任期）

協議員の任期は一年とする。但し、重任を妨げない。

#### （議事に関する事項）

- 1、議長 総長に事故あるときは、法・経・文・理工の学部長が順次に交替して議長となる。
- 2、協議員の代理出席は認めない。
- 3、定足数は八名とする。
- 4、決議は出席協議員の三分の二以上の同意を以てする。
- 5、議題は原則として予告する。但し緊急事項については、協議員の同意を得て予告しないものについても協議することができる。
- 6、学務部長は出席して発言することができる。但し裁判には加わらない。
- 7、定例日は、月二回、第二及び第四土曜日午後一時とする。但し昭和二十五年五月中は、これに拘らず、適宜に決定する。
- 8、次回会合は五月十一日午後一時—四時。

〔「第一回大学協議会議事録」(昭和二十五年五月三日)〕

### 三九七 立命館大学協議会運営要項

#### 立命館大学協議会運営要項

（昭和二十八年三月十八日）  
例規 第三十二号

#### （総則）

- 第一 条 定例会議は毎月第二及び第四土曜日に開催する。但し、議長必要あるときは定例会議の日時を変更又は、臨時に開会することが出来

る。

第二 議長は、三日前迄に会議の日時場所並びに議案を学部長、協議員（以下協議員を総称する。）に通知しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りでない。

第三 協議会は、八人以上の出席によつて成立する。

2. 決議を行う場合は、出席者の三分の二以上の同意を要する。

3. 緊急の場合は、持廻りで決議することが出来る。但し、この場合は、次回の協議会で承認を得ることを要する。

第四 協議員、会議に欠席しようとするときは、会議前日迄にその事由を議長に届け出でなければならぬ。

第五 協議員の代理出席は認めない。但し学部長事故あるときは、大学主事出席し意見を述べることができる。

第六 理事長並びに専務理事は、協議会に出席して本法人運営に関する事項について発言することができる。

2. 学務課長は、議長の許可を得て発言することができる。

3. 議長が必要と認める場合には、協議員でない教職員の出席を求めることが出来る。

第七 議長事故あるときは、法學部長、經濟學部長、文學部長、理工學部長が輪番に議長の職務を行う。

第八 学則第十三条第二項後段による協議員の任期は一年とし辞任死亡等によつて補欠選任された者の任期はその残任期間とする。

#### （議案）

第九 大学協議会審議事項は、定例会議開催五日前迄にその案を具し議長に提出しなければならない。但し、緊急を要するものはこの限りでない。

第十 協議会に関する事務は学務課で処理する。

#### （議事）

第十一 協議会の議事は各議員に対し単に報告するに止まるものの外は総て左の区別により決定をなすものとする。

原案決定

修正の箇所を明らかにして決定

委員に付託し再調査の上決定

決定延期

保留

審議未了

#### （審議事項）

第十二 協議会の審議事項は学則に定めるものの外次の通りである。

一 大学院並びに大学の研究科、学部、学科、専攻科の新設、廃止、変更に関する事。

二 短期大学々科、専攻科の新設、廃止、変更に関する事。

三 教授、助教授、講師及び助手の人事並びに給与に関する事。

四 教授、助教授、講師等各職分に対する責任時間の決定に関する事。

五 学生の定数に関する事。

六 その他大学共通の重要事項。

第十三 教授会において決議された事項であつて変更を要するものあると認められた場合には当該教授会に変更方を勧告することができる。

第十四 教授会がこの会議の決定に不服ある場合には再審議を求めることができる。

#### （会議録）

第十五 会議録に記載すべき事項の概目は、次の通りである。

一 日時場所

二 出席者氏名

三 議事の結果及び諸報告

四 その他議長が必要と認めた事項

第十六 会議録に署名すべき協議員は二人とし、議長がこれを指名する。

第十七 決定事項の処理

協議決定事項は速やかに関係部課に文書を以て申達若しくは通知

しなければならない。

第十八条 学則その他規定等にして理事会の議決を要するものについては原

案一部添付の上総務課長を経て理事長に申請しなければならない。

2. 前項の申達したときは関係教授会に通知するものとする。

第十九条 この要項の改廃は学長及び各学部協議委員二名以上出席する協

会の決議を経なければならない。

(附 則)

この要項は、昭和二十八年四月一日から施行する。

(注・第五九回大学協議会(昭和二十八年三月一八日)決定)

### 三九八 大学協議会規定

#### 大学協議会規定

(総 則)

第一 条 学則第十二条の大学協議会の運営及び協議員の選任は、本規定の定めるところによる。

第二 条 大学協議会の協議事項は左の通りとする。

- (一) 教学の基本方針に関する事項  
(二) 大学の機構、組織並びに制度に関する事項

1. 大学院の研究科、課程、専攻並びに大学の学部、学科、専攻の新設、増設、廃止、変更に関する事項
2. 教学運営に必要な機構、諸組織の設置、改廃に関する事項
3. 大学付属機関の設置、改廃に関する事項
4. 研究施設、設備等の整備に関する事項
5. 学則の制定、改廃に関する事項
6. 数学関係諸規定の制定、改廃に関する事項

(三) 教員の人事に関する事項

1. 大学教員任用の基準及び手続きに関する事項

2. 大学教員の職制及び定数に関する事項

3. 大学教員の任免及び異動に関する事項

4. 非常勤講師の嘱託及び解嘱に関する事項

5. 教員系列に属する役職の人事に関する事項

6. 教員の勤務条件に関する事項

(四) 教学、教務に関する事項

1. 学年暦及び休日、休講に関する事項

2. 入学試験の実施に関する基本的な事項

3. 学生の定数に関する事項

4. 各学部に通ずる教学事項で重要な事項

5. 各学部に通ずる教務事項で重要な事項

6. 学生補導に関する重要な事項

7. 就職対策に関する重要な事項

(五) 大学と立命館高等学校、立命館中学校との関係及び連絡に関する事項

(六) 学校法人及び大学の諸規定において大学協議会の議を経ることを要すると定められた事項、その他、教学上の重要な事項

なお、教学、教務、補導、就職等に関する他の諸機関の審議、決定事項については、報告を受け、またはこれに承認を与える。

第三 条 議長は会議開催三日前までに会議の日時、場所並びに議案を協議員に通知しなければならない。

但し緊急の場合はこの限りでない。

第四 条 協議会は、協議員八名以上の出席によつて成立する。

学則第十二条第四項の事項を議決するには、採決を行い、出席者の三分の二以上の同意を得ることを要する。

緊急の場合は、持廻りで審議することができる。但し、この場合は、次回の協議会で承認を得なければならない。

第五 条 協議会の決議に対して、教授会が理由を付して異議を申立てた場合に再審議を行うものとする。

第六 条 教授会において決議された事項について、協議会が変更を要するものがあると認められた場合には、当該教授会に変更方を勧告することがある。

第七 条 協議員が、会議に出席できないときは、会議前日までにその事由を議長に届け出でなければならぬ。

第八 条 協議員の代理出席は認めない。但し、学部長に事故があるときは、学部主事が出席して意見を述べることができる。

第九 条 理事長並びに専務理事は、協議会に出席して本法人運営に関する事項について発言することができる。

議長が必要と認める場合には、協議員でない教職員の出席を求めることができる。

第十 条 議長に事故あるときは、法学部長、経済学部長、文学部長、理工学部長が輪番に議長の職務を行う。

第十一 条 学則第十二条第二項による協議員の任期は二年とし、毎年各学部において教授中から一名づつを選出する。辞任死亡等により、補欠選任された者の任期はその残任期間とする。

(議案)

第十二 条 大学協議会の協議事項は、会議開催五日前までにその案を具して、議長に提出しなければならない。但し、緊急を要するものはこの限りでない。

第十三 条 大学協議会の協議事項で、調査企画及び立案の必要があると認められるものについては、若干名の調査員を選定して調査立案に当らせることができる。

第十四 条 協議会に関する事務は教学部で処理する。

(会議録)

第十五 条 会議録に記載すべき事項は、次の通りである。

一、日時場所

二、出席者氏名

三、議事の結果及び諸報告

四、その他議長が必要と認めた事項

第十六 条 会議録は、次回の会議において承認を得なければならぬ。承認を得た会議録の原本には、議長の指名する二名の協議員が署名するものとする。

(決定事項の処理)

第十七 条 会議決定事項は速かに理事会及び関係部課に文書をもつて通知しなければならない。

第十八 条 会議決定事項のうち理事会の議決を要するものについては、議長は理事長にたいし速かに審議を要請するものとする。

第十九 条 この規定の改廃は総長及び各学部協議員二名以上出席する会議においてその三分の二以上の同意を得なければならない。

附 則

この規定は昭和三十五年九月一日から施行する。この規定の施行の際における第十一条による協議員の選出方法は、各学部において二名づつの協議員を選出し、うち一名の任期を二年とし他の一名の任期を一年とする。

### 三九九 (立命館館則改正 (事務機構大幅改正))

財団法人立命館館則中次のように改正する

昭和二十五年五月四日

第四条を次のように改める。

第四 条 本財団に左の局部課及室を置きその事務を処理せしめる。

一、事務局

職員課

財団法人立命館理事長 北川 敏夫

- 一、教職員の進退、身分及び給与に関すること。
- 二、教職員の服務及び教養に関すること。
- 三、健康保険、失業保険、厚生年金その他教職員の福利厚生に関すること。

- 四、出張、請假及び勤怠調査に関すること。
- 五、人事制度、給与制度の調査改善に関すること。
- 六、褒章及表彰に関すること。
- 七、教職員適格審査手続に関すること。
- 八、在外研究員並びに外国出張に関すること。

総務課

- 一、印章の保管に関すること。
- 二、儀式及交際に関すること。
- 三、諸会議に関すること。
- 四、寄附行為その他諸規定に関すること。
- 五、統計作成に関すること。
- 六、重要事項の調査及企画に関すること。
- 七、法人に関する登記手続に関すること。
- 八、文書の收受發送浄書整理保管に関すること。
- 九、決裁文書の取扱に関すること。
- 十、当直宿直警備及び取締に関すること。
- 十一、渉外に関すること。
- 十二、弘報に関すること。
- 十三、情報の収集その他諸調査に関すること。
- 十四、他の主管に属しないこと。

校友課

- 一、学園出身者の名簿整備に関すること。
- 二、学園出身者及び学園出身者の組織する団体との連絡に関すること。

財務課

- 一、予算の編成及び執行に関すること。
- 二、決算の作成に関すること。
- 三、収入支払伝票発行に関すること。
- 四、貸借対照表及び財産目録に関すること。
- 五、資金調達及び運用に関すること。
- 六、各種重要契約書の保管に関すること。
- 七、物品の購入、修繕に関すること。
- 八、物品の出納、保管に関すること。
- 九、教科書文具類その他の販売並びに配給品の取扱に関すること。
- 十、労力物件の供給契約に関すること。
- 十一、不動産及び付属設備の取得及び管理に関すること。
- 十二、建築物の設計、建設、増改築及び修繕に関すること。
- 十三、火災保険契約に関すること。
- 十四、工事その他請負契約に関すること。

会計課

- 一、現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- 二、学資の収納整理に関すること。
- 三、諸給与の支払に関すること。
- 四、小払資金の運用管理に関すること。
- 五、学債に関すること。
- 六、学費貸与金収支に関すること。
- 七、各分校出納事務の連絡統制に関すること。
- 八、収支関係書類の保管に関すること。

二、監査室

- 一、重要事項の監査に関すること。
- 二、監事の業務に必要な監査資料の蒐集に関すること。

三、医務室

- 一、学生、生徒、職員に対する診療及び保健、衛生に関すること。

#### 四〇〇 立命館創立五十周年記念事業事務局規定

と。  
二、医薬品の保管に関すること。

#### 四、学生部

##### 学生課

一、学生生徒の補導に関すること。

二、学生生徒の学内団体及び集会並びに掲示広告の手續に関すること。

三、就職斡旋に関すること。

四、学友会との連絡に関すること。

五、奨学資金及び学費貸与金に関すること。

六、父兄会に関すること。

七、宿舍、食事その他学生生徒の福利厚生に関すること。

##### 体育課

一、運動場及び整備資材の管理に関すること。

二、その他学生生徒の体育に関すること。

#### 五、学務課

一、各学部間の連絡に関すること。

二、各学部、各学校に共通の教務に関すること。

必要に応じ課に係を置くことが出来る。

第五条を次のように改める。

第五 各学部に教務課を置く。

第六 第一項中「室に室長、部に部長及び次長」を「局に局長、部に部長、次長、室に室長」に改める。

第六 第二項中「室長及び部長」を「局長、部長及び室長」に改める。

第九条より第十三条迄を削除する。

第十四条中「学園各教科教学課」を「各学部教務課」に改める。

#### 附 則

この館則の改正は昭和二十五年五月十五日からこれを施行する。

#### 立命館創立五十周年記念事業事務局規定

昭和二十五年五月四日  
規定 第十一号

第一条 立命館学園創立五十周年記念事業に関する事務を掌理するため立

命館創立五十周年記念事業事務局（以下事務局という）を設ける。

第二条 事務局は概ね次の事務を行う。

一 記念事業所要資金の調達募集に関すること。

二 記念刊行物編集に関すること。

三 その他理事長の必要と認めること。

第三条 事務局に事務局長及び事務職員若干名を置く。

理事長において必要と認めるときは顧問及び参与若干名を置くことができる。

顧問、参与、事務局長及び事務職員は理事長がこれを委嘱又は任命する。

第四条

事務局長は理事長及び専務理事の指揮を受け局務を統轄する。

事務職員は事務局長の指揮を受け庶務に従事する。

顧問及び参与は第二条の事務に参画する。但し、必要に応じ事務の一部を担当することができる。

第五条 この規定に定めるものの外、必要な事項は理事会の議を経て理事長がこれを定める。

附 則

この規定は、昭和二十五年五月十五日より施行する。

〔注・昭和二十九年六月二十五日廃止〕

この館則の改正は昭和二十五年五月十五日からこれを施行する。

## 四〇一 立命館創立五十周年記念事業事務局参与規程

昭和二十六年七月十四日  
規程 第二十一号

### 立命館創立五十周年記念事業事務局参与規程

- 第一条 参与は、立命館大学、同高等学校同中学校の卒業生及縁故者中より委嘱するものとする。
- 第二条 参与は、これを本部参与、地方支部参与に分けることができる。
- 第三条 参与は、その担当地域内において資金調達に尽力すると共に本部支部間の連絡に努め進んで募集上必要な意見を提出することができる。
- 第四条 事業の運営上必要あるときは、参与の会合を求めることがある。

#### 附 則

この規程は、昭和二十六年七月十四日からこれを施行する。

今後設けられる主任は原則として手当は支給しない。兼任給は支給せず。

〔「大学協議会小委員会議事録」(昭和二十五年六月一日)〕

## 四〇三 学生輔導の件〔補導会議、補導主事会議等〕

- I. 総長から学生自治を基調としつ、不祥事件の起こり得ないよう、学友会の機構、組織を検討するとともに学生輔導に関する機構を再検討したい旨の一般方針を開陳。
- II. 武藤学生部長から学友会の公金拵帯問題を中心とする事件の全貌を説明し、併せて、改革についての見解を表明。
- III. 学生輔導については学部長の責任のもとに学部毎に行うこと、学部毎に一名の学生主事を置く、学生主事は教授に限らない。  
現行の学生顧問は自然解消とする。
- IV. 輔導に関する協議機関を左の通り設ける。  
輔導会議Ⅱ前項の人員に総長・部長加わり総長これを招集する。
- V. 学生会学部に教員の部長もしくは顧問を置く。
- VI. 総長から学生に対する声明文を告示する旨報告あり、これを諒承。
- VI. 以上のうち学生輔導に関する制度を成文化すること、今週中(十一月二十五日)に学生主事を選出すること、を緊急事項として確認。

〔「第三回大学協議会議事録」(昭和二十五年十一月二〇日)〕

## 四〇二 〔部長制について〕

- 一、部長制については左記の通り設けて、その手当は次の通りとする。
  - (イ) 大学各学部長・学務部長・学生部長は三、五〇〇円とする。
  - (ロ) 図書館長・研究所長は二、五〇〇円とする。
  - (ハ) 専門学校各科学部長 二、〇〇〇円とする。
  - (ニ) 学生次長・図書分館長は一、五〇〇円とする。
  - (ホ) 大学院各研究科部長、短期大学部長、別科部長は一、〇〇〇円とする。
  - (ヘ) 各学部の教室主任、専攻主任は五〇〇円とする。但し、手当支給は本年度限りとする。
  - (ト) 主事の手当は従来通りとする。但し、本年度限りとし来年度より廃止。
  - (チ) 短期大学主任の手当は支給せず。

#### 四〇四 立命館大学輔導会議規程

##### 立命館大学輔導會議規程

昭和二十五年十二月四日  
例規第十一号

- 一、本学に輔導會議を置く。
- 二、輔導會議は学生の輔導厚生に関する根本方針を協議決定することを目的とする。

三、輔導會議は左の者を以て組織する。

総長、事務局長、各部長（当分の間大学院研究科部長はこれを除く。）

輔導主事、学生部次長、学生課長、学生部主事

四、輔導會議の会務は、総長これを統轄する。

本會議は随時総長がこれを招集し其の議長となる。

総長事故あるときは、学部長輪番してこれに代る。

五、本會議に幹事を置き学生課長をこれに当てる。

幹事は上司の命を受けて会務を掌る。

附 則（昭和二十五年十二月四日）

この規程は、昭和二十五年十二月四日から施行する。

附 則

（昭和三十年三月二十五日第三に「学生部主事」を加へる）

この規程は、昭和三十年四月一日から施行する。

#### 四〇五 立命館大学学生部規程

立命館大学学生部規程を次のように定める

##### 立命館大学学生部規程

- 一、学生の輔導、厚生に関する指導並びにこれに関する事務を処理するため学生部を置く。

一、学生部には左の職員を置く。

部 長	一 名
次 長	一 名
課 長	二 名
主 任	二 名
事務員	若干名

一、部長は総長の命を受けて学生部の職務を総括し、輔導會議の決定した方針に従い全学的の学生輔導厚生に当る。

次長は部長を補佐し必要に応じ部長の職を代行する。

課長は主任及び事務員の補佐を受けて学生部の事務を処理する。

一、学生部に左のように課と係を置き事務を分担せしめる。

(一) 学生課

1. 庶務係 文書、庶務連絡等を司る。

2. 課外活動係 学友会、自治会、運動部其他一切の課外活動に関する事務を司る。

3. 職業指導係 職業選択上の助言、就職斡旋アルバイトの指導斡旋、卒業生の活動状況の調査等の事項を司る。

4. 厚生係 保健、衛生、居住、食生活、学資貸与、奨学資金、其の他経済上の助言等に関する事項を司る。

5. 調査係 学生指導に関する諸種の調査、統計資料の蒐集と集計、累加記録の作成整理、保管、其の他必要な情報の蒐集整理に関する事項を司る。

(二) 体育課

1. 体育係

正科体育及び学友会運動部が必要とする設備器材に  
関する事項を司る。

一、学生部は本部を広小路学舎に置き分室を等持院学舎に置く。

一、分室は理工学部長之を管轄し理工学部選出の輔導主事がその運営に当る。

分室には事務員若干名を置き本部に準ずる係を設けて本部との連絡を始め  
所要事務を処理するものとする。

一、学生部長は教授及び助教授中から所属教授会及び大学協議会の承認を得て  
総長之を任命し其の任期は二ケ年とする。但し重任は妨げない。

一、次長、課長及び主任は部長之を推薦して総長が任命する。

一、学生部に学生部委員会を設ける。

学生部委員会は学生部長、同次長、輔導主事、課長、主任及び学生代表の  
委員を加えて之を組織する。

一、学生部委員会は本学輔導會議に於て決定した方針に依り学生生徒の輔導厚  
生に関する事項を連絡協議するものとする。

一、学生部委員会は学生部長が委員長となり、必要に応じて委員を招集し其の  
議長となる。

以上

〔注・第一四回大学協議会（昭和二十五年二月四日）決定〕

四〇六 各学部に主事一名を置く件

（従つて法・経商学部は新規、文学部は専門学校主事廃止、理工学部は従来通  
り）決定。

〔第二一回大学協議會議事録〕（昭和二十六年三月二十四日）

四〇七 立命館大学寄宿舎規程

昭和二十六年五月二十五日  
規程 第十九号

立命館大学寄宿舎規程

第一条 立命館大学寄宿舎は、出町寮、吉田寮及び衣笠寮とする。

第二条 寄宿舎は、学生部の所管に属し、大学院、大学、短期大学及び専  
門学校別科の学生を入寮せしめる。

第三条 寄宿舎は、本大学の教育精神に則り、学生生活の援護をなす共  
に、共同生活をなすことによつて、寮生の人格の完成と社会生活の  
訓練を期することを目的とする。

第四条 各寮には、舎監及び炊事夫を各一人置く。但し、炊事夫は、事情  
により置かないことがある。

舎監は、学生部と連絡を保ちつつ寮生活の輔導の任に当るものと  
する。炊事夫は、寮生の炊事をなすものとする。

第五条 寮内に於ける寮生の共同生活については、各寮の寮令が定める寮  
則に基いて行う。

第六条 入寮希望者は、所定の入寮願を学生部長に提出することを要する。

第七条 入寮は、前条の手続を終えた者の中から入寮銓衡委員会を開いて  
選定し学生部長がこれを許可する。

入寮銓衡委員会は、左の者を以て構成する。

学生部……課長、主任、舎監、厚生係

学生側……寮委員

第八条 入寮の許可を受けた者は、所定の入寮誓約書及び身上報告書を学  
生部に提出し其の他必要な手続を遅滞なく完了しなければならない。

第九条 入寮は、毎年学年始めとし卒業生の退寮は毎年学年末とする。但  
し、欠員ある場合の補欠入寮及び止むを得ない理由による退寮は、  
この限りでない。

第十条 入寮年限は、本学々生の身分を保有し得る期間とする。但し、本

学々生の身分を喪失した者は、一ヶ月以内に退寮しなければなら  
ない。

第十一条 退寮せんとする者は、其の旨を寮則に定める寮長を経て舎監に申  
出で学生部に届出なければならない。

尚原則として退寮した者は、再度入寮することはできない。

第十二条 寮生は、寮則の精神に則り常に責任ある行動をしなければなら  
ない。

故意又は過失によつて営造物施設又は什器等を破損した場合は、  
寮生が責任を負う。

第十三条 寮生は、自主的生活を営むと共に定められた共同の行事には必ず  
参加するものとする。又常にその行動を明かにし特に帰省その他外  
泊する場合は、舎監又は寮長に届出なければならない。

第十四条 寮費は、左の通りとする。

吉田寮 月額 一〇〇円

出町寮 一五〇円  
衣笠寮 二〇〇円

電灯料、ガス料及び水道料は、毎月実費計算により寮生が分担す  
る。

第十五条 寮費は、寮長が毎月二十五日迄に当月分を集めて毎月末迄に学生  
部を経て学生会計課に納付する。なお寮長は、同時に各寮生の毎月  
に於ける寮費納入表を学生部に提出しなければならない。

第十六条 食費は、月額を定め毎月末迄に翌月分を寮会計迄納めることを要  
する。

第十七条 寮則の義務を怠り共同生活の目的を破る者は、退寮せしめること  
がある。

附 則

この規程は、昭和二十六年四月一日から施行する。

四〇八 立命館大学学寮史〔舎監制度等〕 ☆

立命館大学学寮史〔抜粋〕

立命館大学学生部

年 代	S 二〇年	期	初 期	運 営 体 制 及 び 主 な で き 事	各寮に管理人(舎監の前身) 学生部で事件処理 入寮選考は各寮毎 吉田寮(S二三笠原) 々(S二四梯)	施 設 ・ 設 備	出町南寮開設(一八年) (旧日満高工) 旧吉田寮開設(不明) (旧専門学校)	食 事 形 態	食生活に追われる自炊中 心	寮 職 員	寮生雇傭の職員の継 続	自 治 活 動	
-----	-------	---	-----	-----------------------	--	-----------	---	---------	------------------	-------	----------------	---------	--

二五年	建 設 期	舎監制度の確立 寮管理体制の確立 寄宿舎規定(二六年) 施行細則(二八年) 学生・舎監合同会議	衣笠寮 (二五年) 春菜寮 (二六年) 出町北寮(二八年) 百万辺寮(二九年) 下鴨寮 (二九年) 以上各寮開設 各寮の食堂及び風呂の 開設(下鴨寮を除く) 吉田寮の改築(二九年)	共同炊事 二七年四月まかない制度 発足 一般共同炊事混合形態 三食制 月米三升 一八〇〇円	二七年四月学校雇用 職員(三一条)発足 春菜 二名 吉田 二名 出町 三名 百万辺三名 下鴨 二名 衣笠 二名	各寮単位による運営活動 E x 出町寮―運動部 女子部(二一名)より女 子寮建設要求
二九年	体 制 準 備 期	舎監会議の確立 寮連絡会議(学生部・舎監・ 寮生)の発足 入寮選考委員会の発足 防火体制 (各寮に防火委員会)	附属設備の整備 配線工事 焼却場の設置 畳替えの年次計画化		寮職員組合加入 (三二年) 正職員化(三四年)	寮費闘争(二九年) 二六〇円の舎費決定 七寮の交流化↓七寮連連 合規約案(三三年) 会計原則の確立 文化活動の動き 寮誌の発行 統一寮期成委員会による 寮建設要求まとまる
三五年	体 制 確 立 期	寮連絡会議に寮職員が参加 寮予算の確立化 学寮のあり方検討 新寮の建設構想の検討	コンセント工事 食堂の改善	朝夕二食制の問題提起 食事内容について寮職員 及び寮生の話し合い始ま る 百万辺寮・衣笠寮の変形 三食化	寮職場の集団化 ・(体系・労働条件) 週休制(三六年) (一斉休二回、残り交 替休) 労働時間 日曜出勤 二食制の確立 食事内容の研究會 通勤制の問題提起	統一寮運動の進展 (統一寮期成委員会再発 足) 連合ニュース発刊 連合規約改正案(三六年) 教職員と寮生の交流 (文化活動) 寮友会(吉田・下鴨寮)

〔以下略〕

四〇九 立命館大学図書館規程〔大学図書館に改組〕

立命館大学図書館規程

第一章 総 則

第一 立命館大学図書館は本学教職員及び学生の研究並びに教育に必要な

なる図書を集積保管し之を利用せしめることを目的とする。

本館は本学教職員及び学生の研究に差支えない限り一般市民にも利用せしめることができる。

第二 本館は館長監督の下に理工学部教職員及び学生のために分館を設ける。

第三 本館に於て管理する図書を分ちて左の四種とする。

一、本館及び分館備付の一般図書

二、貴重図書

三、部局及び研究所備付の図書

四、特殊文庫

第四 前条第二号の図書は貴重図書室に於て保管し特に館長の許可を得た者に限り指定の場所に於て閲覧するものとし館外帯出を許さない。

前条第三号の図書は当該部局長又は主任其の保管の責に任ずるものとする。

第五 部局、研究所等に於て第三条第一号の図書を別置する場合には当該部局長又は主任より所定の備付書を本館に差出し館長の許可を得なければならぬ。但し特に本館の必要により一時之が返却を求めることがある。

第二章 職員及び事務組織

第六 本館に館長、図書課長、係主任、司書、司書補その他必要な職員を置く。

分館には分館長を置く。

第七 本館に左の係を設けて事務を分掌する。

管理係 庶務、会計、資料、調査、渉外、情報、統計、図書の

点検

受入係 図書選択、図書購入、雑誌、受入、原簿

整理係 図書分類、目録、綜合目録

利用係 書庫、貸付、製本、輔導、閲覧、映写、相互貸借、国際図書交換、マイクロフィルム

第三章 図書館委員会

第八 本館に図書館委員会を設ける。

第九 委員会は図書館の制度、運営等に関する重要事項を審議する。

第十 委員会は法学部、経済学部、理工学部教授各二名、文学部教授三名及び研究所員教授三名の委員を以て組織する。

第十一 委員は館長を経て総長之を委嘱し其の任期は一年とする。

第十二 委員会は定例の会議を開催する。

第十三 委員会に帰する事項は館長之を管掌する。

第四章 連絡委員会

第十四 本館に連絡委員会を設ける。

第十五 連絡委員会は図書館委員会と図書館との連絡を密接にし図書館の運営を円滑にすることを目的とする。

第十六 連絡委員会は図書館委員若干名、図書館長、分館長及び図書館職員若干名を以て組織する。

第十七 連絡委員会には学生の代表者若干名をオブザーヴァーとして参加させその意見を聴取することができる。

第十八 連絡委員会は図書館委員会で代行することができる。

第五章 寄贈、寄託

第十九 本館は図書の寄贈を受け又は図書の寄託に応ずることができる。

第二十 図書を寄贈した者には謝状を呈し其の図書に寄贈者の芳名を録して之を収蔵する。

館長は寄贈図書に寄贈者の姓を附して特殊文庫を設けることができる。

第二十一 図書の寄託をせんとする者は予め其の目録を提出し館長の許可を

受けなければならない。

#### 第六章 館内閲覧

第二十二條 図書は本学の教職員、学生及び館長の許可を得た者に限り所定の閲覧室に於て閲覧することができる。

第二十三條 本館は定休日を除き毎日午前九時から午後八時まで開館する。

第二十四條 本館の定期休日は左の通りとする。

- 一、日曜及び祝日
  - 二、本学創立記念日（五月十九日）
  - 三、夏冬期及び学年末休校日
- 臨時の休館は其の都度之を掲示する。

#### 第七章 館外帯出

第二十五條 図書は本学の教職員、学生及び館長の許可を得た者に限り左の制限に従い帯出することができる。

- 一、教員 二十冊 六ヶ月以内
- 二、職員 三冊 一週間以内
- 三、学生 三冊 一週間以内
- 四、館長の許可を得た者 一冊 五日以内
- 五、大学院学生 五冊 一ヶ月以内

前項第一号の図書の中、未完冊の逐次刊行物の帯出期間は一ヶ月以内とする。

借受けた図書は転貸することができない。

第二十六條 前条に於て館長が特に必要ありと認める時は適宜冊数の増減、期間の伸縮をすることができる。但し特許を得た者と雖も本館の都合により帯出を取消すことがある。

第二十七條 帯出図書は借用期間内と雖も必要ある時は即時返却を請求することがある。

第二十八條 左の図書は館外へ帯出することができない。

百科事典、辞書、法令集、年鑑、図書目録、到着後一ヶ月を経過しない逐次刊行書、一般参考図書

#### 第八章 書庫検索

第二十九條 左の者は係員の許可を得て書庫に入りて図書を検索することができる。

- 一、本学専任教職員
- 二、館長に於て特に許可した者

#### 第九章 図書館費

第三十條 館長は毎年度末二月前までに次年度図書館費予算要求書を作成し図書館委員会の審議を経て総長の承認を得た上これを事務局長に提出するものとする。

図書館費予算の各部局に対する配分は図書館委員会の議を経て館長これを定める。

#### 附 則

- 一、本規程実施に関し必要な細則は館長に於て総長の承認を得てこれを定める。
- 二、分館に関しては別に定めるもののほか、この規程を適用する。
- 三、本規程は昭和二十六年十二月十七日から施行する。

#### 四一〇 大学院委員会の構成に関する件

大学院委員会は今後総長、各研究科科長、各研究科から選出された大学院授業担当教授各一名をもつて構成することに決定。

なお、学長が必要を認めるときは、大学院授業担当教授全員の会議を開催することができる。

〔「大学院委員会議事録」(昭和二十九年六月一日)〕

〔注・昭和二十七年二月四日大学院委員会発足(同委員会議事録による)〕

## 四一 学生部規程改正の件〔次長二名制〕

〔次長一名〕を〔次長二名〕とするの件 承認。

〔「第四三回大学協議会議事録」(昭和二十七年四月四日)〕

## 四二 学校法人立命館館則〔事務機構、法人・大学に 大幅改正〕

### 学校法人立命館館則

#### 第一章 総 則

第一 条 学校法人立命館の運営は、法令、立命館寄附行為その他別段の定めあるものの外本館則によつてこれを処理する。

第二 条 本館則の施行に當つて必要がある場合は、別に細則を制定する。

第三 条 本館則は、理事会の決議を経て改廃することができる。  
第三 条 本法人経営に係る各学校の学則、校則並びにこれに関する諸規程は、別にこれを定める。

#### 第二章 機 構

第四 条 本法人に、左の室及び課を置きその事務を処理せしめる。

#### 総務室

- 一 印章の管守に関すること
- 二 儀式及び交際に関すること
- 三 理事会、評議員会に関すること
- 四 寄附行為その他諸規程に関すること
- 五 例規類の編さん整理保存に関すること
- 六 学資、有功者及び役員に関すること

- 七 登記手続に関すること
  - 八 日直、宿直、警備及び取締に関すること
  - 九 学報発行に関すること
  - 一〇 総長選挙に関すること
  - 一一 文書事務に関すること
  - 一二 事務、事業の企画に関すること
  - 一三 予算の編成及び令達に関すること
  - 一四 収入、支出伝票の発行に関すること
  - 一五 各種調査並びに統計に関すること
  - 一六 重要事項の監査に関すること
  - 一七 監事の事務に必要な監査資料の蒐集に関すること
  - 一八 訴訟に関すること
  - 一九 事務引継に関すること
  - 二〇 不動産及び附属設備の取得、貸借並びに管理に関すること
  - 二一 工事請負その他の契約並びに契約書の保管に関すること
  - 二二 火災保険契約に関すること
  - 二三 建築物その他工事の設計施行及び修繕に関すること
  - 二四 電話の管理に関すること
  - 二五 他の主管に属しないこと
- 人事課
- 一 教職員の進退、身分、服務及び教養に関すること
  - 二 教職員の定数に関すること
  - 三 教職員の給与に関すること
  - 四 出張、請假及び勤怠調査に関すること
  - 五 教職員の賞罰に関すること
  - 六 在外研究員並びに外国出張に関すること
  - 七 人事制度、給与制度の調査改善に関すること
  - 八 教職員組合に関すること
  - 九 人事及び給与についての委員会に関すること

一〇 その他人事及び諸給与に関する事

經理課

一 収入、支出の決算並びに貸借対照表、財産目録作成に関する事

二 現金及び有価証券の出納並びに管理に関する事

三 予算の照合及び記簿に関する事

四 収入、支出書類の審査、整理及び保存に関する事

五 諸給与の支払に関する事

六 学費の収納整理に関する事

七 小払資金の運用管理に関する事

八 学債に関する事

九 学資貸与金収支に関する事

一〇 經理事務の連絡統制に関する事

一一 資金の調達運用に関する事

一二 諸税並びに社会保険金の取扱に関する事

一三 物品の購入、修繕に関する事

一四 労力及び物件の供給並びに賃貸借契約に関する事

一五 物品の検収、出納、保管及び整理に関する事

一六 各種契約書の保存整理に関する事

一七 その他經理に関する事

厚生課

一 社会保険及び厚生年金に関する事

二 学園一般の保健衛生に関する事

三 健康診断に関する事

四 各医務室の統轄及び連絡に関する事

五 教職員共済会に関する事

六 教科書、文具類その他販売に関する事

七 学園一般の福利厚生施設に関する事

八 構内店舗の許可及び監督に関する事

九 その他厚生施設に関する事

校友課

一 学園出身者の名簿整備に関する事

二 学園出身者及び学園出身者の組織する団体との連絡に関する事

第五條 大学に、左の局、部及び課を置き各学部には、事務室を置いて事務を処理せしめる。

事務局

庶務課

一 学内諸会議に関する事（学務課主管のものを除く。）

二 学内事務連絡に関する事

三 私大連盟学長会議その他渉外及び弘報に関する事

四 人事についての内申に関する事

五 文書の取扱に関する事

六 統計の作成、報告に関する事

七 学則その他諸規定に関する事

八 校舎の取締、清掃並びに学外貸与に関する事

九 総長秘書に関する事

一〇 他の主管に属しないこと

学務課

一 一般教育に関する事

二 教職課程に関する事

三 各学部に通ずる教務に関する事

四 大学院委員会、大学協議会に関する事

五 学生の募集、広告及び入学試験計画に関する事

六 奨学生、特別研究生に関する事

七 学位に関する事

八 休学日の取扱に関する事

九 大学の実態調査に関する事

一〇 その他教学事務に関する事

学生部

学生課

- 一 学生の補導に関する事
- 二 補導会議に関する事
- 三 学生の学内団体及び集会並びに掲示、広告に関する事
- 四 奨学資金及び学資貸与金の取扱に関する事
- 五 学生の就職及びアルバイトの斡旋に関する事
- 六 寄宿舎に関する事
- 七 下宿の斡旋に関する事
- 八 その他学生の福利厚生に関する事

体育課

- 一 運動場及び体育設備資材の管理に関する事
- 二 衣笠球場に関する事
- 三 その他学生の体育に関する事

各学部事務室

- 一 教授会その他部内諸会議に関する事
- 二 学籍簿に関する事
- 三 入学、転学、休学、退学に関する事
- 四 試験施行に関する事
- 五 学生証の発行に関する事
- 六 成績証明書に関する事
- 七 学生の賞罰に関する事
- 八 学生の除籍処分に関する事
- 九 学費減免の取扱に関する事
- 一〇 教員の免許申請に関する事
- 一一 文学部、理工学部においては、その学部の当直、警備、校舎使用及び清掃に関する事
- 一二 その他の学部の教務に関する事

第六條 高等学校（中学校を含む。以下同じ。）に事務室を置き、高等学

校及び中学校に関する事務を総括処理せしめる。

第七條 人文科学研究所、図書館、医務室及び高等学校事務室に関する規程は、別にこれを定める

第八條 第四条から第六条までに定める局に局長を、部に部長を、室に室

長又は事務長を、課に課長を置く。

必要がある場合には、局、部に次長を、室、課に室、課長代理を置くことができる。

局長、部長、次長、室長、課長、事務長、室、課長代理は、共に上司の命を受け所管事務を統轄掌理する。

第九條 室及び課に必要なに応じて係並びに係主任又は、事務主任を置くことができる。

係の設置及び係の分掌する事務は、理事長の許可を得て所屬長において定める。

主任は、上司の命を受けて事務を処理する。

第十條

第十一條

第十二條

第十三條

第十四條

第十五條

削除

第三章 職員

第十六條 本法人の職員とは、立命館職員としての身分を取得した教員、事務職員及び雇傭人をいう。

第十七條 教員に関する事項は、別にこれを定める。

第十八條 事務職員は、職制に則り法人及び学園の事務に従事する。

第十九條 業務上必要あるときは、臨時職員を置くことができる。

第二十條 職員の任免は、理事長これを決する。但し、重要人事については、予め理事会又は、これの代理機関の審議を経るものとする。

第二十一条 職員の賞罰は、前条の規程を準用する。

職員が左の各号の一に該当するときは、詮衡の上表彰する。

- 一 能率特に優れ他の模範となるもの
- 二 永年誠実に勤続した者
- 三 災害を未然に防止し、又は、災害の際特に功勞のあつた者
- 四 社会的に功績があり学園並びに職員の名譽となるような行為のあつた者
- 五 その他特に表彰する必要があると認められる者

懲戒は、譴責、減給及び解職とし左の各号の一に該当する場合は、これを行う。

- 一 正当の理由なく又は、手続を行わずしてしばしば無断欠勤したとき
- 二 職務上の指示命令に従わず秩序を紊したとき
- 三 学園に関する文書を偽造又は、変造しその他学園に損害を及ぼしたとき
- 四 重要な経歴を詐り又は、不正なる方法を用いて採用されたとき
- 五 業務上重要な秘密を外部に洩らしたとき
- 六 業務に関し金品その他を受取り又は与えたとき
- 七 同僚に対し重大な侮辱を加え或は暴行強迫を用いたとき
- 八 その他前各号に準ずる行為のあつたとき

第二十二条 職員が左の各号の一に該当するときは、休職とする。

- 一 在職のまま留学を命ぜられたとき
- 二 業務外の傷病によつて引続き九十日以上欠勤したとき
- 三 刑事事件に関し起訴されたとき
- 四 私事のため引続き二十日以上業務に就かないとき
- 五 業務の都合によるとき

第二十三条 前条の休職期間は、第二号の場合是一年、第三号の場合はその事件の裁判所に繫属中とし、第四号及び第五号の場合六月としその

期間内に復職を命ぜられないときは、退職とする。

第二十四条 職員が、左の各号の一に該当するときは、解職を命ぜることができる。

- 一 精神又は、身体の傷害により勤務に堪えないと認められるとき
- 二 業務の都合によるとき

第二十五条 職員は、満六十歳を以て定年退職とする。但し、業務の都合により引続き一定期間在職させることができる。

第四章 給与及び旅費

第二十六条 職員の俸給手当その他諸給与及び旅費に関する規程は、別にこれを定める。

附 則

此ノ内規ハ昭和二十年一月六日カラ之ヲ施行ス。

(中略)

附 則 (昭和二十八年十一月十三日)

この館則は、昭和二十九年二月一日から施行する。

### 四三 単一健康保険組合設立に関する件

議長 第二十四号議案 単一健康保険組合設立に関する件上程

山田専務理事

今回公布された私学教職員共済組合法附則第二十二号により同法による短期給付と健康保険法との何れかを選択加入できること、なつたので種々検討の結果本法人としては別紙概目により全教職員の二分の一以上の同意を得て健康保険により単一組合を設立せんとするものである旨説明。

松尾理事

共済組合の短期給付と健康保険と何れを選択すべきかは高中側としては中高連との関係、国庫補助及び給付の程度如何等にも問題があり長期給付をも併せ考え慎重なる検討を要するものがあると思う。

板木理事

この問題は従来私学総連に於ける中高連、大学協会及び大学連盟とのいきさつもあつて中高連方面から健康保険に比して共済組合は格段の有利な点があるとして文書等で流されておりその宣伝によつて過つた判断がなされてゐる向が多いが大学連盟に於て委員を設けて専門的な立場から研究を重ねた結果給与ベースの高水準にある学校に於ては単一組合は教職員の為にも学校の為にも有利であることは疑いのない所であるとの結論を得てゐる。

このことは広い見地からすれば中高側の主張も社会保険の当然の結果といえぬことはないが学生の授業料を唯一の収入源とする学校で考ふべきことではなく国家が考へるべきことである。

この意味から本学に於ては単一組合組織に進むべきであると思う。

議長

この問題については高中側とよく話合つて立命館一九の下に単一組合を組織するよう努力されたい旨を述べ、他に質疑なく原案の通り単一組合を設立することに決定。

〔「理事会議事録」(昭和二十八年一〇月二日)〕

### 四四 立命館健康保険組合規約

立命館健康保険組合規約〔抄〕

第一章 総 則

(目的)

第一条 この組合は、組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

(名称)

第二条 この組合は、立命館健康保険組合という。

(事務所の所在地)

第三条 この組合の事務所は、左の場所に置く。

所在地 京都市上京区広小路通寺町東入中御堂町四百十番地

(事業所の名称及び所在地)

第四条 この組合の設立されている事業所の名称及び所在地は、左の通りとする。

学校法人立命館 京都府京都市

(公 示)

第五条 この組合において公示すべき事項は、組合の揭示場に揭示する。

第二章 組 合 会

(議員の定数)

第六条 この組合の組合会の議員の定数は、二十人とする。

(議員の任期)

第八条 議員の任期は二年とする。

〔2〜4項略〕

(選挙区)

第十条 被保険者である組合員の互選する議員(以下「互選議員」といふ)は、各選挙区において選挙する。

2. 選挙区及び選挙区において選挙する互選委員の数は、左のとおりとする。

選挙区 選挙区の範囲 議員数

第一区 広小路学舎 六人

第二区 等持院学舎 二人

第三区 北大路学舎 二人

(組合会の会議規則)

第二十九条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

第三章 理事

(理事の定数)

第四十四条 この組合の理事の定数は、六人とする。

(理事の任期)

第四十五条 理事の任期は、議員の任期とする。

(2-5項略)

(理事長の選挙)

第五十九条 理事の当選人が確定したときは、直ちに理事長の選挙を行う。

2. 前項の選挙の選挙長は、選定議員により互選された理事の中から理事が選挙する。

(3項略)

(常務理事及びその職務)

第六十二条 理事の中から常務理事一人を置き、左に掲げる事務の執行に関し、他の理事の権限を委任することができる。

一、被保険者の資格に関する事項

二、被保険者の標準報酬に関する事項

三、被保険者証に関する事項

四、保険給付の決定に関する事項

五、収入支出の決定に関する事項

六、保健施設に関する事項

七、その他定例に関する事項及び軽易な事項

第四章 事業

(被保険者の指定する者)

第六十六条 この組合が、被保険者の指定する者として、診療に関する契約等を締結しようとするときは、組合会の議決を経なければならない。

(附加給付)

第六十八条 この組合は法第六十九条ノ三の規定により附加給付として左の保険給付をする。但し、被保険者がその資格を喪失した場合は支給しない。

一、分娩費附加金

二、保育手当附加金

三、家族療養費附加金

四、家族埋葬料附加金

五、配偶者分娩費附加金

六、配偶者哺育手当附加金

第五章 財務

(予備費の費途)

第七十八条 予備費を充てることのできる費途は、左に掲げるものとする。

一、保険給付金

二、保健施設費

(準備金の管理方法)

第七十九条 準備金は、郵便貯金とし、若しくは確実な銀行に預け入れ又は信託会社に信託する。但し、総額の二分の一を超えない限り、国債、地方債、又はその他の財産で保有することができる。

2. 前項の国債又は地方債の証券は、郵便局に保管を託し、若しくは確実な銀行に保護預とし、又は信託会社に信託する。

(準備金以外の財産の管理方法)

第八十条 準備金以外の財産は、左の各号によつて管理する。

一、有価証券は、郵便局に保管を託し、若しくは確実な銀行に保護預とし、又は信託会社に信託する。

二、現金は、郵便貯金とし、若しくは確実な銀行に預け入れ又は信託会社に信託する。

三、前各号に掲げる以外の財産の管理は、組合会の議決を経た方法による。

附 則

この規約は昭和二十九年一月一日から施行する。

#### 四五 立命館診療所規程制定の件

議長 議案第五十五号 立命館診療所規程制定の件上程  
山田専務理事

本規程制定の主旨は、従来各学舎に置かれていた医務室をまとめて「立命館診療所」を設け、等持院学舎と北大路学舎に夫々分室を置いて、次第に高まつて来た学生生徒並びに教職員の健康管理、診断並びに医療に関する要望に応えようとするものである。

尚規程案について逐条的に説明。  
右により本議案可決。

〔別紙〕

議案第五十五号

立命館診療所規程制定の件

立命館診療所規程、左のように定める。

昭和三十年三月二十五日

学校法人立命館

理事長 北川 敏 夫

#### 立命館診療所規程

第一条 学校法人立命館に、立命館診療所を置く。

第二条 立命館診療所に、左の分室を設ける。

立命館診療所等持院分室

立命館診療所北大路分室

第三条 立命館診療所は、立命館の設置する学校の学生、生徒及び教職員の福利厚生を図る非営利的施設とする。

第四条 立命館診療所に於ては、主として学生、生徒及び教職員（教職員の被扶養者を含む。）の健康管理、診断並びに医療に関することを掌るものとする。但し、原則として往診を行わざるものとする。

第五条 診療所に所長及び必要な職員並びに嘱託医を置く。

第六条 診療所及び各分室の業務を管理する。

健康保険の被保険者及び被扶養者については、保険給付の取扱いをする。

第七条 特別の事情のある者に対しては、前条の規定に拘わらず別に定める所により料金を徴収しないことがある。

第八条 診療所及び各分室に於て取扱う一切の収入金は、日々これを取纏め経理課に納入しなければならない。

第九条 診療所で使用する薬品及び治療材料等の購入並びにその代金の支払は、その都度決裁を受けなければならない。

第十条 診療所に於ては、前条薬品及び治療材料の取扱状況を明らかにすると共にその他必要な書類、帳簿、記録を整備し、これを保存しなければならない。

附 則

附 則

1. この規程は、昭和三十年四月一日から施行する。

〔2. 4. 略〕

5. 立命館大学、高等学校及び中学校医務室に関する規程（昭和二十九年八月二十四日規程第四十四号）は廃止する。

〔「理事会議事録」〔昭和三〇年三月二十五日〕〕

## 四一六 学校法人立命館館則中改正の件〔就職課〕

議長 議案第五十六号 学校法人立命館館則中改正の件上程  
山田専務理事

現行館則中、別項の通り一部改正を行わんとするものであるが、改正の要  
点は、学生部の組織を、従来の学生課、体育課の外に新たに就職課を加えて  
三課制とし、もつて学生の就職指導と斡旋に関し、体制の強化を計ろうとす  
るものである。尚別項の通り診療所及び理工学研究所の設置と、学務課の分  
掌事項中第六号を各学部事務室へ移管に伴う条文の改正をするものである。  
右の説明により本議案可決。

〔理事会議事録〕（昭和三〇年三月二十五日）

## 四一七 立命館大学理工学研究所規定制定の件

議長 議案第五十九号 立命館大学理工学研究所規定制定の件上程  
山田専務理事

従来本大学には人文科学研究所が設けられていたのであるが、今般学則第  
五条に基き、更に理工学研究所を設置することになったので、別項の通り規  
定を制定すること、致したい。  
ついで規定全文について逐条的に説明、本議案可決。

〔別紙〕

議案第五十九号

昭和三十年三月十六日 大学協議会決定  
昭和三十年三月二十五日 理事会提出

立命館大学理工学研究所規定制定の件

立命館大学理工学研究所規定、左のように定める。

昭和三十年三月二十五日

学校法人立命館

理事長 北川 敏 夫

### 立命館大学理工学研究所規定

- 第一条 立命館大学学則第五条に基いて立命館大学に「立命館大学理工学研究所」を附置する。
- 第二条 本研究所は理工学に関する研究調査を行い、科学技術の向上に寄与することを目的とする。
- 第三条 本研究所は前条の目的を達成するために左の事業を行う。
  - 一、理工学に関する研究調査
  - 二、本研究所の研究調査に必要な図書資料の収集整理
  - 三、立命館大学の理工学に関する機関紙図書などの編集刊行
  - 四、官庁、会社、その他の依頼による調査研究
  - 五、研究発表会、講演会、公開講座などの開催
  - 六、その他本研究所の目的達成のために必要と認める事業
- 第四条 本研究所に左の職員を置く。
  - 一、所 長 一名
  - 二、研 究 員 若干名
  - 三、研究補助員 若干名
  - 四、主 事 一名
- 第五条 所長は立命館大学教授の中から立命館大学総長がこれを任命する。研究員ならびに研究補助員は本研究所の委員会の審議を経て立命館大学総長がこれを任命する。

主事は教員又は事務職員の補職とする。
- 第六条 所長は本研究所の事業を掌理し、本研究所を代表する。研究員は本研究所の目的たる研究調査に従事する。研究補助員は研究員の研究調査を補助する。主事は所長の命を受け、本研究所の運営事務に当る。

第六條 本研究所の事業の運営に関する重要な事項を審議するために委員会を設ける。

委員会は所長及び立命館大学理工学部の教授、助教教授の中から選出された五名以内、並びに立命館大学の専任教員の中から所長の委嘱した三名以内の委員をもつて構成する。

委員の任期は一年とする。

研究員は委員会に出席して意見を述べることができる。

第七條 委員会は所長がこれを招集し、その議長となる。

委員は所長に委員会の招集を請求することができる。

委員会は構成員の三分の二以上の出席をもつて成立し、議決は出席者の過半数の同意による。

第八條 本研究所が必要があるときは委員会の議を経て研究調査などを他に委嘱することができる。

この規定は昭和三十年四月一日から施行する。

〔理事会議事録〕（昭和三〇年三月二十五日）

#### 四一八 学校法人立命館々則中一部改正の件〔管理課〕

三、議案第十四号 学校法人立命館々則中一部改正案

山田専務理事

本学事務機構は昭和二十九年に改正されたものであるが、これが再検討の必要を認められるに至つたので、学内に於て研究の結果別項の通り改正を行うこと、致したい。

改正の主要点は管理課の新設と校友課の廃止との二点であるが、これと共に各課の間で従来の事務取扱上必要と認められる事務の移管を行うものである。

管理課の新設については、広小路学舎でも理工学部にも次々に校舎が増築され土地購入の仕事も多くなり、又取得した不動産の管理の事務も増したのでこれらの仕事をまとめてゆく為に管理課を独立させ、将来可能な限度で陣容を充実して行きたい。

〔別紙〕

学校法人立命館館則改正案〔抜粋〕

管理課

- 一、不動産及び附属施設の取得、貸借並びに維持管理に関する事
- 二、不動産の登記に関する事
- 三、工事請負その他の契約並びに契約書の保管に関する事
- 四、建築物その他工事の設計施行及び修繕に関する事
- 五、火災予防及び災害防止に関する事
- 六、電話及び変電室の管理に関する事
- 七、火災保険契約に関する事
- 八、その他施設の管理に関する事

〔理事会議事録〕（昭和三年五月二四日）

一、議案第十四号 学校法人立命館々則中一部改正の件〔継続〕  
橘総務室長

本議案は前回の理事会で協議され、校友課の存廃について一応保留となつていたものであるが、その後校友会側の意見を聞き再考の結果、近く校友会事務局が設置されて具体的に活動し得るに至るまで当分の間は校友課を存置すること、した。尚この改正は六月十七日から施行する事と致したい。  
右の説明により本議案可決。

〔理事会議事録〕（昭和三年六月一四日）



## 四二〇 「教学部長」に関する件

高橋経済学部長より、四月九日第二〇九回大学協議会の了解事項（同協議会議事録「四、「教学部長」に関する件」参照）について、同学部の審議状況を報告のうえ、再審議、四月一六日第二一〇回大学協議会における訂正事項（同協議会議事録「二、「教学部長」に関する件」参照）と併せて別紙の通り決定。

〔別紙〕

一、名 称 教学部長

二、職 務 1. 教学部長は総長の命を受け、所属部・課（教学部庶務課、学務課）を総括し、教学全般の連絡調整を図るとともに、教学一般に関する調査、企画及び立案並びに教学関係予算の要求の調整に当る。

2. 総長事故あるときは、その委嘱を受け教学に関する事務を代行することができる。

三、任 期 二カ年 但し、重任を妨げない。

四、選任方法 教学部長は総長これを指名し、大学協議会の議を経て、各学部教授会並びに高中学校教員会議の承認を求めるとする。

五、処 遇 1. 学内の教職員中より選任されたものの処遇

（イ）専任の教職員をこれにあてるときは相当額の手当を支給する。

（ロ）大学の専任教員をこれにあてるときは責任時間は四時間とし、実際の担当時間もこれを超えないことが望ましい。

（ハ）教職員としての本来の身分を失わない。

但し、教学部長在職中大学教員は所属学部の教授会に出席するも、表決権をもたない。

2. 学外より招聘したものの処遇

教員又は、事務職員としての身分を取得する。

六、出席すべき会議

1. 大学協議会 学則十三条の改正による。

（大学協議会の正規の構成員になる。）

2. 大学院委員会 立命館々則第五条

3. 教務会議 従来の教務連絡会議を充実するとともに制度化が決定されたため、新に教務会議規定を設定同規定第四条に掲げる。

4. 北大路教学審議会 北大路教学審議会については、規定化

されていないが、第一九三回大学協議会において構成員の一人として決定された。

5. 全学協議会 教学部長詮衡委員会代表の一人として出席すべきとの意見にもとづき、全学協議会々則、附則第一条に掲げる。

七、教学部関係の其他の会議

1. 一般教育委員会 （同規定第九条）

2. 外国語科連絡協議会 （同運営要項第九条）

3. 教職課程委員会 （同運営要項第七条）

4. 保健体育委員会 （同規定第十五条）

〔第一二二回大学協議会議事録（昭和三十五年五月二八日）〕

## 四二一 学校法人立命館々則一部改正〔教学部〕

学校法人立命館々則中左のように改める。

昭和三十五年四月二十二日

学校法人立命館理事長 北川敏夫

記

- 一、第五条中「局」を削り、「事務局」を「教学部」に改める。
- 二、第八条第一項中「局に局長を」を、第二項中「局」を、第三項中「局長」を削る。

附 則

この館則は、昭和三十五年四月二十二日から施行する。

#### 四三 学校法人立命館々則中一部改正の件〔体育課所屬〕

第五条中教学部に体育課を置き、学務課の次に左の如く加へる。

体育課

- 一、体育科目の教務に関する事
  - 二、運動場及び体育設備資材の管理に関する事
- 学生部中体育課を削る。
- この館則は、昭和三十六年四月一日から適用する。

〔注・昭和三十六年四月一四日理事会決定〕

#### 四三三 入学願書受付事務の統一取扱について

全学部の入學願書受付事務を統一して取扱う。但し、理工学部のみ明年度に關しては従来通り学部事務室において取扱う。

なお、統一受付事務の基幹要員編成は、次の通り行う。

- 法学部事務室より一名
- 経済学部           〃   二名
- 文学部               〃   一名

その他 責任者 一名  
計 五名

但し、必要に応じて各部課よりの応援要員及びアルバイトを加える。

〔第一四五回大学協議会議事録〕（昭和三十六年一月四日）

#### 四三四 昭和三八年度入学試験事務室編成要項 ☆

一、趣旨

昭和三八年度入学試験実施に際し、従来各学部毎及び教学部学務課において行われてきた入学試験の準備、実施、整理の諸事務を全学的に統一遂行する機関として編成する。

二、業務の内容

1. 入学願書受付事務  
持参・郵送願書の受付、志願書類の整理、併願調査（I・B・M）、日計
2. 京都試験場の準備事務  
試験場、監督者等の配当企画立案、諸揭示物、机上番号等の準備作成、試験場案内図、受験者心得等の企画作成、監督者ノート等の企画作成、その他試験場、父兄控室、食堂等の設営等。
3. 地方試験場の準備事務  
出張要員ノートの作成、出張試験事務用品の整備受渡し、答案の配分受渡事務、志願票、机上番号等の作成受渡。答案收受、整理、等。
4. 入学試験の実施  
入試本部の設営、受験案内所の開設、答案配分事務、監督者の進行・接待、出欠調査、予鈴・本鈴の指揮、答案の回収、答案整理、採点場への受渡等。

5. 採点に伴う事務

採点要員編成案の作成、採点業務の進行・接待、出勤調査、計算事務、IBMへの受渡、学部への受渡。

6. 奨学生試験事務

試験場・面接場の設営、試験監督、受験生の誘導、面接委員の接待、成績集計、判定資料の作成、発表、合格通知事務。

7. 学園内進学選考試験事務

願書類の受付・整理、(答案整理)、採点業務の進行、答案受渡事務、(計算、判定資料の作成、合格発表事務、入学手続)。

三、編成の期間

昭和三八年一月八日(火)～二月二十八日(木) 五二日間

四、要員の編成

1. 基幹要員

学務課員

二名

各学部事務室よりの出向要員 五名(各学部一名)

常勤アルバイト

二名

2. 応援要員

事務の量的な増減に伴って臨時的に応援要員を編成する。

五、機関の責任者

責任者 入試委員長

事務責任者 学務課長

(昭和三七年二月二〇日入学試験委員会決定)

四三 〔立命館々則改正理由〕

沿革

現在の事務機構は昭和二十九年二月に定められた。而して當時に於ては学園業務のうち総務室、人事課、経理課、厚生課、校友課、「管理課(後に追加)」の事務を一応法人の業務とし、大学の業務として大学事務局、学生部、各学部事務室、図書館、人文科学研究所等を置き、又高中には事務室を置いて夫々責任者を配置して事務を処理せしめる方針とした。

現状

然るに大学の事務中、教学に関する事項中には本来各学部教授会及大学協議会の管掌する事項が多く、それ等を含む事務局の事務は、その性質上専務理事の兼ねる事務局長の職務とするに適當ならざるものがあり、又専任事務局長も置かれなかつた為にこれがひいて学園の教学面の統一並びに経営面との調和に欠くる所を生じ、ここに昨年教学部の設置を見るに至つた事情があつたのであるが学園業務の運営を全学的に統一をはかるためには、先ずその前提として事務的に責任体制を確立し各部門の業務の一体化を可能とする事務機構の整備を行うことが緊要となつた。

改正

然し現機構に於ける総務室人事課等法人の業務の如く扱われているものの中にも当然に大学業務が含まれており、又大学各部の業務中にも法人の業務と見るべきものも包含されているため、法人の業務と大学の業務とを区別するのは必ずしも實際に適合しないばかりでなく、能率的でもないもので、今回法人の業務と大学の業務とを合併し、統一的に行つていく方針とし、総務部、財務部の二部をおいて、これを曩に設置された教学部と相並んで業務運営の中心たらしめようとするものであつて、その為に別紙の様な館則改正を行おうとするものである。

尤も明年度を期して新学部を設置も予定されており、又別に現在の各学部二部問題も遠からず何等かの結論を得なければならぬ段階にあるからそれ等の問題の推移に依つては若干この職制案に影響を生ずることも予定されるが、この

際は先ず以て以上当面する方針に基いた所要の改正のみを切離して行うものとした。

(注・昭和三十六年一月二十七日理事会提出)

#### 四二六 学校法人立命館々則改正 (二部制)

学校法人立命館々則中、左のとおり改める。

##### 記

##### 第一章 総 則

第一条 学校法人立命館の運営は、法令、立命館寄附行為その他別段の定めあるものの外本館則によつてこれ进行处理する。

第二条 本館則は、理事会の決議を経て改廃することができる。

第三条 本館則は、理事会の決議を経て改廃することができる。

は、別にこれを定める。

##### 第二章 機 構

第四条 法人及び大学の事務进行处理するために左の部、課を置く。

##### 総務部

##### 総務課

一、理事長印、総長印、その他公印の管守に関する事

二、理事会、評議員会に関する事

三、寄附行為その他諸規定の制定改廃に関する事

四、学資、有力者、役員及び名誉役員に関する事

五、総長選挙に関する事

六、学外諸会議に関する事

七、式典及び諸行事に関する事

八、文書の取扱並びに渉外及び弘報に関する事

九、事務事業の企画並びに各種調査及び統計に関する事

一〇、重要事項の監査に関する事

一一、校舎及び施設の使用、学外貸与及び警備保安に関する事

一二、電話交換手、守衛及び作業員に関する事

一三、部課長会議その他学内諸会議及び事務連絡に関する事

一四、診療所の運営及び保健衛生に関する事

一五、教科書、文具類その他販売並びに構内店舗の許可及び監督

に関する事

一六、他課の主管に属しない事

##### 職員課

一、教職員の進退、身分、服務及び教養に関する事

二、教職員の定数に関する事

三、教職員の給与に関する事

四、教職員の出張、請暇、勤怠調査並びに賞罰に関する事

五、教職員組合に関する事

六、教職員の福利厚生施設の運営管理に関する事

七、立命館教職員年金、私学共済組合、健康保険、厚生年金、

その他社会保険及び教職員互助会に関する事

八、人事制度、給与制度の調査改善に属する事

九、その他教職員の人事、給与及び福利厚生に関する事

##### 校友課

一、学園出身者の名簿整備に関する事

二、学園出身者及び学園出身者の組織する団体との連絡に関する事

##### 財務部

##### 財務課

一、学園の長期財政計画に関する事

二、予算の編成及び執行管理に関する事

三、収入の調定に関する事

四、支出伝票の発行に関する事

五、収入、支出の決算並びに貸借対照表、財産目録の作成に関する事

六、資金計画及び資産の運用に関する事

七、寄附金品の収受に関する事

八、監事の事務に必要な監査資料の蒐集に関する事

九、物品の購入、検収、管理ならびに印刷に関する事

一〇、その他財務に関する事

#### 会計課

一、現金及び有価証券の出納管理に関する事

二、学資の収納整理に関する事

三、収入伝票の発行に関する事

四、諸給与の支払に関する事

五、小払資金の運用管理並びに学債に関する事

六、学資貸与金の収支に関する事

七、諸税並びに社会保険金の取扱に関する事

八、収入、支出書類の審査、整理及び保存に関する事

九、会計事務の連絡統制に関する事

一〇、その他会計事務に関する事

#### 管理課

一、不動産及び附属施設の取得、貸借及び処分に関する事

二、不動産の登記並びに維持管理に関する事

三、工事請負、火災保険その他の契約並びに契約書の保管に関する事

四、建築物及び工作物の建設並びに補修に関する事

五、電話及び変電設備の保守に関する事

六、瓦斯、水道その他の施設の管理に関する事

七、その他施設の管理に関する事

#### 教学部

#### 教学課

一、総長室に関する事

二、教学一般に関する調査、企画立案並に教学関係予算要求の調整に関する事

三、大学協議会、大学院委員会、全学協議会及び企画委員会に関する事

四、学則その他教学諸規定の制定改廃に関する事

五、学年暦の制定に関する事

六、大学の実態調査並に教学諸統計の作成に関する事

七、文部省に対する申請、届出、報告に関する事

八、学位に関する事

九、学外研究員に関する事

一〇、研究室に関する事

一一、その他教学部の他課に属しないこと

#### 学務課

一、各学部並びに各研究科に共通する教務に関する事

二、教務会議に関する事

三、一般教育に関する事

四、教員養成課程に関する事

五、入学試験に関する事

六、学生募集に関する事

七、その他教務事務に関する事

#### 体育課

一、保健体育委員会に関する事

二、保健体育科目の教務に関する事

三、運動場及び体育設備、資材の管理に関する事

#### 学生部

一、学生の補導に関する事

二、補導会議に関すること

三、学生の学内団体及び集会並びに掲示広告に関すること

四、課外活動の施設に関すること

五、奨学資金及び学資貸与金の取扱いに関すること

六、寄宿舎に関すること

七、下宿斡旋に関すること

八、学生のアルバイト指導と斡旋に関すること

九、その他学生の福利厚生に関すること

就職課

一、学生の就職指導と斡旋に関すること

二、学生の就職後の状況調査に関すること

各学部事務室

一、教授会その他学部内諸会議に関すること

二、学科課程及び学科試験に関すること

三、入学卒業その他学生の身分に関すること

四、学籍成績の保管及びその証明に関すること

五、学生証の発行に関すること

六、学生の賞罰に関すること

七、学費減免の取扱に関すること

八、教育職員免許状の申請に関すること

九、特別研究生に関すること

一〇、理工学部においては、その学部の会計事務施設管理並びに

電話交換手、守衛及び作業員の業務に関すること

一一、その他学部の教務に関すること

第五 条 高等学校（中学校を含む。以下同じ。）に事務室を置き、高等学校及び中学校に関する事務を総括処理せしめる。

第六 条 人文科学研究所、理工学研究所、図書館、診療所及び高等学校に  
関する規程は、別にこれを定める。

第七 条 第四条に定める部に部長を、課に課長を、事務室に事務長を置

く。

必要がある場合は、部に次長を、課・事務室に長の代理者を置くことができる。

部長は所管事務を統轄、掌理する。

次長、課長は、上司の命を受け担当事務を処理する。事務長は学

部長の命を受け担当事務を処理する。

第三章 職員

第八 条 本法人の職員とは、立命館職員としての身分を取得した教員、事務職員及び雇傭人をいう。

第九 条 教員に関する事項は別にこれを定める。

第十 条 事務職員は、職制に則り法人及び学園の事務に従事する。

第十一 条 業務上必要あるときは臨時職員を置くことができる。

第十二 条 職員の任免は理事長これを決する。但し重要人事については予め

理事会又はこれの代理機関の審議を経るものとする。

第十三 条 職員の賞罰は、前条の規程を準用する。職員が左の各号の一に該当するときは詮衡の上表彰する。

一、能率特に優れ他の模範となるもの

二、永年誠実に勤続したもの

三、災害を未然に防止し又は災害の際特に功労のあつた者

四、社会的に功績があり、学園並びに職員の名譽となるような行為のあつた者

五、その他特に表彰する必要があると認められる者

懲戒は譴責、減給及び解職とし、左の各号の一に該当する場合は、

これを行う。

一、正当の事由なく又は、手続を行わずしてしばしば無断欠勤したとき

二、職務上の指示命令に従わず秩序を紊したとき

三、学園に関する文書を偽造又は、変造し、その他学園に損害を及ぼしたとき

を及ぼしたとき

四、重要な経歴を詐り又は不正なる方法を用いて採用されたとき

五、業務上重要な秘密を外部に洩らしたとき

六、業務に関し、金品その他を受取り又は与えたとき

七、同僚に対し重大な侮辱を加え或は暴行強迫を用いたとき

八、その他前各号に準ずる行為のあつたとき

#### 第十四条

職員が左の各号の一に該当するときは休職とする。

一、在職のまま留学を命ぜられたとき

二、業務外の傷病によつて引続き九十日以上欠勤したとき

三、刑事事件に関し起訴されたとき

四、私事のため引続き三十日以上業務に就かないとき

五、業務の都合によるとき

#### 第十五条

前条の休職期間は第二号の場合は一年、第三号の場合はその事件

の裁判所に繫属中とし第四号及び第五号の場合は六月としその期間

内に復職を命ぜられないときは退職とする。

#### 第十六条

職員が左の各号の一に該当するときは解職を命ずることがある。

一、精神又は、身体の障害により勤務に堪えないと認められるとき

二、業務の都合によるとき

#### 第十七条

職員は満六十才を以て停年退職とする。但し、業務の都合により

引続き一定期間在職させることができる。

第四章 給与及び旅費

#### 第十八条

職員の俸給手当その他給与及び旅費に関する規程は別にこれを定める。

める。

附 則 昭和 年 月 日

機構改正

この館則は、昭和 年 月 日から施行する。

この館則の施行の際現に事務主任並びに係主任の職にある者の取扱については、別にこれを定める。

〔注・昭和三六年一月二七日理事会決定〕

〔注・昭和三八年一月一八日施行〕

#### 四三七 経営学部設置準備事務局設置規定

##### 経営学部設置準備事務局設置規定

第一条 経営学部設置準備に関する事務を処理せしめるため大学に準備事

務室を置く。

第二条 事務室に事務長一人事務職員若干人を置く。

第三条 事務室は教学部長の所管とする。

附 則

1. この規定は昭和三十六年 月 日から施行する。

2. この事務室は経営学部設置の日より経営学部事務局とする。

〔注・昭和三七年一月二六日理事会決定〕

四二八 二部協議会準備委員会発足する ☆

今後の二部教育を全学的立場から運営するために、その責任機関として新たに二部協議会（制度の概要は時報第三号に掲載）を置くこととなったが、この機関の正式発足までの準備段階として、とりあえず二部協議会準備委員会を設けることとなった。この大学協議会の決定に基いて各学部からそれぞれ二名づつの委員が選出され、その初会議が去る七月一六日に開かれ、この委員会を運営するために委員長並に副委員長を置くこととなり、互選の結果、委員長に山口平四郎教授、副委員長に井上晴丸教授が就任されることとなった。いよいよ発足をみた準備委員会は、大学協議会の承認した二部対策要綱に則って、具体的教科目の編成、新学則の制定準備、事務組織の編成等と、大変困難な作業が進められるわけであるが、幸い強力メンバーを得て今後の活躍が期待されるとともに全学的な協力が望まれる次第である。

なお、このたび選出された準備委員は次の諸氏である。

委員長	山口平四郎教授
副委員長	井上晴丸教授
委員	池田 誠 教授
〃	岡崎長一郎助教授
〃	山田邦臣 助教授
〃	前島省三 教授
〃	辻 和夫 助教授
〃	瀬原義生 助教授
〃	井上勅夫 教授
〃	貞広太郎 助教授

〔「教学時報」第四号（昭和三十七年七月二〇日）〕

四二九 二部協議会準備委員会運営要綱

二部協議会準備委員会運営要綱

- 第一条 二部対策要綱の主旨に則り、二部の新体制を整備するため、本学に二部協議会準備委員会を置く。
- 第二条 本委員会は、大学協議会のもとにあつて、二部協議会発足まで、前条の目的達成に必要な事項を審議決定する。
- 第三条 本委員会は、各学部教授会において選出された二名づつ（一名は教授）の委員をもつて組織する。  
委員は、その任期を二部協議会発足までとし、二部協議会発足と同時に二部協議員となるものとする。
- 第四条 本委員長は、この委員会に出席するものとする。
- 第五条 本委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- 第六条 委員会は、委員長の召集し、その議長となる。委員長支障あるときは、副委員長が議長の職務を行う。
- 第七条 委員会に小委員会を置くことができる。
- 第八条 小委員会は、必要に応じて関係職員の出席を求めることがある。委員会の事務は、教学部庶務課がこれを担当する。

附 則

この要綱は、昭和三十七年七月三十一日からこれを施行する。

〔注・第二六七回大学協議会（昭和三十七年七月三二日）決定〕

四三〇 二部協議会規定

二部協議会規定

- 第一条 二部協議会（以下協議会という）は、各学部教授会にかわつて第二部（夜間）に関する重要事項を審議する。
- 第二条 協議会は、各学部教授会から選出されたそれぞれの四名（うち原則として二名以上は教授）の委員をもつて組織する。  
委員の任期は二年とし、毎年各学部において二名宛選出する。
- 第三条 協議会に、学則第九条の学部長に準ずる委員長、学部主事に準ずる二部主事、補導主事および学科主任に準ずる教務副主事をおく。
- 第四条 協議会の運営は、学則第十一条、第三、第四および第五の各項を準用する。
- 第五条 協議会は、左の事項を審議する。
- (一) 学科の新設、増設、廃止、変更に関する事項
  - (二) 学則並びに諸規定の制定、改廃に関する事項
  - (三) 教員の人事に関する事項
  - (四) 学科課程とその担当者、授業および学力考査に関する事項
  - (五) 学生の入学、卒業その他学生の身上に関する事項
  - (六) 学生の補導に関する事項
  - (七) 学生の定数に関する事項
  - (八) その他教学に関する重要な事項
- 前項第三号の教員の人事については、専任教員の身分に関する事項を除く。
- 第六条 協議会は、教授会に関係のある重要な事項についてはこれと協議するものとする。
- 第七条 この規定の改正は、協議会の議を経て、これを行う。
- 第八条 この規定を施行するについての細則は別にこれを定める。

附 則

この規定は昭和三十七年十二月二十日から施行する。

〔別紙〕☆

二部協議会の役職および委員

役職・委員名	関連分掌事項	員数	選出方法	任期	備考
委員長	理事 × 大学協 ○ 全学協 ○	一	選挙	一年	
二部主事	入試委員 ○ 教職課程委員 ○	一	指名	委員長に同じ	
教務副主事		四	指名	委員長に同じ	
補導主事	全学協 ○	一	指名	委員長に同じ	
補導委員		三	指名	委員長に同じ	
大学協議員		二	選挙	二年	
保健体育委員		一	選挙	一年	
就職委員		一	選挙	一年	

その他の委員は必要に応じてその都度選出する。

〔注・第二七四回大学協議会（昭和三十七年二月二十四日）決定〕

## 四三二 二部事務室編成要領

一、二部対策要綱は二つの主要な柱からなっている。即ちその一つは二部教育の独自の編成であり、他の一つは二部教育の責任体制の確立である。この後者の柱の実現を保障するには、二部協議会の下に二部固有の事務組織を編成することが不可欠の課題である。

二、この事務組織は、二部学生の特徴をなす勤労学生を主な対象として、その勉強条件の改善、向上をめざさねばならぬことから、その編成に当つては、積極的な取組みが要請されている。

1. 二部教科の改編に際しては、要綱に示された統一的理念の下に、二部協議会と一体となつて、新しい二部教務事務の方式を創造していかなければならない。

2. 二部学生の勉強条件の不利を軽減するための配慮や、一部学生とは異なる生活についての指導、助言を窓口においても与える必要がある。

三、従つて、新しい二部の事務は、単に各学部事務の分割持寄りのみでなく、独自の内容と性格をもたねばならぬ。

四、新しい二部事務組織の編成は次の要領によるが、発足の当初においては、極めて複雑な事務の処理が必要とされる。この点は例えば新学部事務室を新設する場合は甚しく異つているので、十分に留意する必要がある。

また、理工学部の事務組織については、その条件を異にするので別に考慮。  
1. 分掌事務 各学部事務室の分掌事務から二部に関する教務、学籍、成績及び庶務の事務を移管する。但し、学会事務の一部、大学院、共同研究室などの事務は移管しない。

入試事務は発足のときに限り移管しない。また、学籍と成績の事務のうち、卒業生に関する分は当分の間移管しない。

2. 事務室の編成と人員 学部別編成の方式はとらないで、例えば庶務・教務・成績・学籍の四つに区分する。

編成人員は約十二名とし、発足年度においては少なくともうち2/3は学部事務室の経験者によつて編成する必要がある。

3. 二部事務室における職員の勤務年限は四年を越えないものとする。この範囲内で、事務室の責任体制を十分果たし得るよう留意して配転の方式を定めるものとする。

〔注・勤務年限は業務協議会を経て「三年原則四年を越えない」と定める。〕

### 4. 勤務条件

拘束時間は月曜日から金曜日までは一日七時間、土曜日は八時間とする。但し、休憩時間五十分は拘束時間を含むものとする。

勤務時間 土曜日を除く各曜日の勤務は二部制時差出勤方式とする。例えば、人員の半数は十二時三十分から十九時三十分まで、他の半数は十五時から二十二時までとする。

土曜日は十二時三十分から二十時三十分までの半数出勤とする。

一週の勤務日数は六日とする。但し、土曜日に限り半数に全休を与える。

### 5. 手当は特別手当として適当な金額を支給する必要がある。

五、二部の事務組織はおそくとも来年二月末日までに確立されることを要する。それ以前に緊急とされる事務を処理するため、おそくとも本年十一月中旬までに臨時職制など応急便宜の措置がとられるべきである。

〔注・第二七三回大学協議会（昭和三十七年一月一〇日）承認〕

四三三 立命館創立七十周年記念事業委員会事務局  
規定制定の件

議案第三十二号

昭和三十九年八月二十八日理事会

立命館創立七十周年記念事業委員会  
事務局規定制定の件  
立命館創立七十周年記念事業委員会事務局規定を左のように定める。

立命館創立七十周年記念事業委員会事務局規定

第一条 立命館創立七十周年記念事業委員会（以下委員会という）に関する事務を掌理するため、委員会事務局（以下事務局という）を設ける。

第二条 事務局は、概ね次の事務を行う。

- 一、委員会に関すること。
- 二、記念事業としての学債並びに寄附金の募集並びに整理に関すること。
- 三、その他委員長が必要と認めること。

第三条 事務局に、事務局長および事務職員若干人を置く。

事務局長および事務職員は、理事長が任命する。

第四条 事務局長は、委員長の指揮をうけ局務を統轄する。

事務職員は、事務局長の指揮をうけ庶務に従事する。

第五条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議を経て委員長が定める。

附 則

この規定は、昭和三十九年六月十二日から適用する。

四三三 学校法人立命館館則改正〔衣笠庶務課〕

議案第五三号

昭和四十年三月十二日〔理事会決定〕

学校法人立命館館則改正  
学校法人立命館々則中、左のとおり改める。

〔略〕	現 行
	<p>衣笠庶務課設置に伴う改正案</p> <p>〔前略〕</p> <p>第四条の一 衣笠学舎の総務及び財務の事務を処理するため、別に左の課を置く。</p> <p>衣笠庶務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一、文書の取扱い並びに渉外に関すること</li> <li>二、学内諸会議及び事務連絡に関すること</li> <li>三、医師、看護婦、電話交換手、守衛及び作業員に関すること</li> <li>四、校舎及び施設の使用、学外貸与及び警備保安に関すること</li> </ul> <p>（以上、総務部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>五、会計事務に関すること</li> <li>六、校舎の小修理に関すること</li> </ul> <p>（以上、財務部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>七、他課の主管に属しないこと</li> </ul> <p>〔以下略〕</p>

四三四 学校法人立命館々則改正〔課長補佐制〕

議案第八号

昭和四十年四月九日〔理事会決定〕

学校法人立命館々則改正

学校法人立命館々則中、左のとおり改める。

現	行
〔略〕	<p>課長補佐制度設定に伴う改正案</p> <p>第二章 機 構</p> <p>第七条 第四条に定める部に部長を、課に課長を、事務室に事務長を置く。</p> <p>必要ある場合は部に次長を、課事務室に課長補佐又は事務長補佐を置くことができる。</p> <p>部長は所管事務を統轄掌理する。次長、課長、事務長は所属長の命を受け担当事務を処理する。</p> <p>課長補佐、事務長補佐は担当事務を処理し、課長又は事務長を補佐する。</p> <p>附 則</p> <p>昭和四十年四月一日</p> <p>課長補佐制度設定に伴う改正</p> <p>この館則は昭和四十年四月一日から適用する。</p> <p>この館則の施行の際現に事務主任</p>

の職にある者はこの職を解き、係主任の職にある者は当分の間従前通りとする。

従前の規定で上司とあるのは所属長とよみかえる。

四三五 課長補佐制度の改正要項 ☆

- 一、理事会が必要と認めるときは、課に一名以上の課長補佐を置くことができる。
- 二、課長補佐は、課の業務を分担するとともに、課長を補佐し、課長不在のときは代行する。
- 三、任期は三年とする。ただし、課を異動するときはその職を解く。
- 四、課長の推薦があつた者について、部課長会議を経て、理事会が任命する。

〔注・一九七七年一〇月二七日改正〕

四三六 部落問題研究室の設置に関する件 ☆

〔乾教学部長から、第三九一回大学協議会（昭和四二年七月二六日）で、「同和教育の総括と今後の方向」が決定されたが、そのうち、研究体制の強化について、昨年一月二二日学内理事会案を決定し、人文科学研究所に検討を求めたが、このたび人文科学研究所委員会で別紙添付「部落問題研究室の設置について」のとおり意見の一致をみ、学内理事会としても同案に賛同しているので、大学協議会の了承を得たい旨提案があり、討議、室長の設置、研究グル

ープの組織について若干の意見が出たが、大学協議会としても同案を了承、早急に発足をすすめることとして教授会に諮ることを申合せた。

〔別紙〕

#### 部落問題研究室の設置について

人文科学研究所

昭和四三年七月九日

部落問題研究室の設置に関しては、さきに、昭和四二年一月二二日付理事會案が人文科学研究所に提示され、研究所委員会は、昭和四三年一月付の文書によつて意見を具申するところがあった。昭和四三年度に入つてからも委員会は、この問題について継続的に討議を重ねてきたが、今般、部落問題研究会ならびに「同和教育」担当者の意見をも参考とした上で、つぎの諸点について意見の一致をみた。

一、部落問題研究室は、学内における研究者が部落問題についてそれぞれの専門分野に基づいて研究グループをつくり、その研究を深めていくための共同討議の場であり、あわせて部落問題に関する文献・資料センターとしての性格をもつものであること。

二、学内における部落問題研究を推進するためには、なるべく各方面の専門分野にわたる研究者が、それぞれ研究グループをつくつて、研究室に参加することが望ましい。

三、研究室は、人文科学研究所に置き、研究室會議(仮称)によつて運営されること望ましい。研究室會議は各研究グループから選ばれた代表者を以つて構成し、研究所委員会からもこれに参加する。

四、「同和教育」単元の決定に当つては、教職課程委員会が必要に応じて、研究室會議の意見を参考にした上で、大学協議会に提案することが望ましい。

五、研究室の予算については、研究所委員会が、研究室會議の意見を参考にした上で決定する。

(付)

(イ) 研究室會議の機能を十分に發揮するためには、構成員の所屬がなるべ

く多くの学部に亘るよう運営上留意することが望ましい。

(ロ) 発足の際には、研究グループの数も多きを望めないが、運営上の努力によつてグループの数を増加させていく必要がある。

〔第四一一回大学協議會議事録〕(昭和四三年七月一三日)

#### 四三七 助手制度に関する件

五 助手制度に関する件 ☆

坂寄教学担当常務理事から、去る六月二八日第四三六回大学協議会で各学部教授会に諮り、その後の大学協議会に討議状況の中間報告を受けていた「助手制度の改革」(案)について、各学部教授会の討議を集約して学内理事会でまとめた改革案(別紙省略)を提示して報告があり、若干の質疑を行なつたうえ、大学協議会としてこれを決定した。

なお、今回の改革案には盛り込まなかつた現在の社会科学系教室助手の問題点と今後のすすめ方について若干の質疑が行なわれた。

〔第四四二回大学協議會議事録〕(昭和四四年九月二〇日)

(一) 助手制度改革に関する件 ☆

杉田理工学部部長から、九月二〇日第四四二回大学協議会でまとめられた「助手制度の改革(案)」についての理工学部教授会の討議状況について報告があり、同案を一部修正して次のとおり決定した。

(二) 上記の決定にともなつて、教授会民主化の制度化のうち、実施を延期している助手を教授会の正式メンバーに加えることについては、一月一日付で実施することに決定。学則その他手続上のことは事務局において処理

することを了承した。

〔別紙〕

## 助手制度の改革

大学協議会

昭和四四年一月一日

### 一、序論

従来からこの大学においても、助手制度は運営上多くの混乱を生じていた。そもそも、助手制度は、歴史的にいつて、講座制大学における助手を原型として変遷してきたものであつて、これは教育・研究の補助にあたり、また将来は講師・助教に任用される場合もあつた。ところが、大学の規模が大きくなり、教育・研究の内容が多様となるにしたがつて、一言に助手といふなかでも、教員後継者たる助手、教育・研究の補助者たる助手、雇員たる助手等々、さまざまな職務内容と地位が生じ、複雑な問題が未整理のままに累積されることとなつたためである。

本学では、講座制をとつていないので、教員候補者たる助手と、教育・研究の補助者たる助手とは、当初は全然別個の職種としておかれていた。しかし、その後、理工学部が実験実習助手をおき、ついで大学院の仕事にたずさわる大助手をおいた。文学部では、はじめ半ば個人的な無給助手がおかれ、これが正規の助手となつたという事情もある。こうして、文・理工の助手は、現在では大助手と教室助手と二種類あるが、その違いは名称のみで、実質的な職務内容はほとんど変わらず、ともに教育・研究の補助と庶務の役割をおもな仕事としてゐる。

これに対して、社会科学系の学部では、助手は従来から一貫して教員後継者たる大助手として比較的混乱が少なかったが（もつとも最近はあまり活用されてゐない）、数年前に、教育・研究の補助者たる助手が文学部にある以上は社会科学系学部にもおくべきであるという主張が生じて、庶務を主とする教室助手を共同研究室に各一名ずつ設けることになつた。

このように、本学の助手制度は、それぞれの学部の事情と必要から積み重ね方式ででき上つたもので、各学部間においても、又学部内においても種々のアンバランスや矛盾が生じていた。これを整備して、教育・研究補助の役割をになう助手の職務内容・職種・人事系列を明らかにし、大学の構成員として助手の地位を明確にし、助手の集団化、教職員全体の集団化を促進しようとしたのが、昭和三九年から昭和四一年にかけて討議された助手制度改革の問題であつた。（昭和四一年三月二五日、学内理事会「助手制度に関する組合の質問に対する回答」参照）

しかし、当時の改革は、三年間にわたる検討にもかかわらず、結局において実らなかつた。それには種々の原因があつたが、なかでも次の二点が最も大きな理由であつた。

(1) 助手問題の本質は、研究・教育の発展にとまない、研究・教育の責任をにない相当な業績を上げてきているのに、依然として他の教員によつてその実態が十分に認識されず、制度上も教員への昇格の道がふさがれ、いつまでもいわゆる「縁の下力もち」的地位に甘んじさせられているところにあるにもかかわらず、改革の主眼点は、その点よりむしろ、助手の職務内容の明確化と合理化の方にあつた。

われわれは、今回の助手制度改革にあつては、明確に、助手の研究・教育者としての地位の確立、向上、教授会の民主化をねらいとすべきである。(2) 当時の改革案は、形式的画一化に走りすぎていた。たしかに全学共通の基盤を確立することは必要であるが、各学部の研究・教育の実態から大きくかけはなれた制度的画一化は実現不可能である。われわれは、今回の改革にあつては、全学共通のものを探究しつつも、同時に各学部の特殊性に十分な考慮をはらうていくべきである。

### 二、文・理工学部の「助手」

現在の大学助手・教室助手を、次のような「助手」一本立てとする。

(1) 身分 助手の身分は教員とし、教授会の正式メンバーとする。当然、人事についての投票権を有する。

(2) 職務 助手は他の教員とともに、大学の教学を、教育・研究にわたつて分

担する。その職務は、およそ次の四項が考えられる。

- (イ) 教育指導 文学部の場合、共同研究室を中心とする学習指導（研究・読書・履修指導等。ただし、心理学・地理学専攻においては、実験・実習・製図などの指導を含む）
- (ロ) 卒業論文・卒業実験の指導 教授・助教授に協力して、卒業論文・卒業実験を指導する。
- (ハ) 教務に関する事務 教材の作成、予備登録、試験監督その他の試験業務、時間割の作成等。
- (ニ) 図書、機械、器具、薬品に関する事務 選択・購入・整理・管理等その具体的な内容については、各学部の内規で定める。
- (三) 研究条件の保証 週四十四時間の勤務中、十六時間の研修時間を設ける（文学部の場合、研修のため助手用研究室を設置する。理工学部においては、卒業実験の指導時間は研修時間に入れる。助手の研修時間中の学生の指導は教授・助教授が行なう）。
- (四) 任用資格 修士の学位ないしそれと同等以上の学力を有すること。
- (五) 助教授への昇格その他 助手が相当な研究・教育の業績をあげた場合、当然本学の助教授に任用する門戸が開かれなければならない。学外からの候補者と平等な立場において、公平な競争原理に立って本学の助教授に採用する。ただし、本学学部での助教授への任用のみを旨とすることは、定員の関係からいっても視野がやや狭きに失するといわなければならない。実力を涵養し、他大学、他学校、他の研究機関への転出も考えられなければならない。
- (六) 理工学部の現在の教授・助教授の定員と助手の定員については再検討を要する。
- (七) 給与体系は、現在の大学助手のそれとする。超過勤務手当は支給しない。ただし、理工学部の助手については、実験実習の担当時間を定めて、それを超えるものについて超過勤務手当を支給する。
- (八) 助手は当然学内及び学部内の研究会に正式メンバーとして出席する。学内の行政的な委員には原則としてつかせないのが望ましい。ただし、学部内はこの限りでない。

(9) 将来の改革、さらに将来の展望としては、学部教学の新しいあり方を追求するなかで、次のような方向が考えられる。

- 文学部の助手は、廃止の方向で進むべきである。（ただし、実験・実習・製図などを伴う心理学・地理学専攻については、なお検討を要する。）すなわち、助手の職務のうち(イ)・(ロ)はなるほど教員の職務として適当であるが、しかし、これは本来助手にのみまかせるべきことではなく、教授・助教授全員が行なうべき仕事である。したがって、助手の定員のうちこの仕事を行なう分は、助手としてよりむしろ教授・助教授の人数をふやした方がよい。(ハ)・(ニ)のなかには、事務職員によって処理可能なものもあり、将来、学部移転の機会などをとらえて、現在の専攻ごとの共同研究室を、より集中化してそこに事務職員を置いて(ハ)・(ニ)の職務のうち庶務的な仕事を行わせるのが望ましい。
- 理工学部にあつては、実験実習の必要から助手を廃止することはできない。しかし、文学部の助手が廃止される際には、(ハ)・(ニ)の職務のうち庶務的な仕事は集中化し、事務職員を配置して処理するのが望ましい。
- 三、社会科学系学部の「助手」
- (1) 社会科学系学部の現在の教員後継者としての大学助手の名称を、「助手」と変える。
  - (2) 職務内容は、現在と同じで、もっぱら自己の研究にはげみ、本学の助教授になることを目的とする。給与体系は現在と同じ。任用資格は修士の学位ないしそれと同等以上の学力を有すること。
  - (3) もつとも、文・理工学部の助手と同じように、教授会の正式メンバーとなり、人事についての投票権もっており、現在の大学助手よりも、学部の研究・教育に対する責任は直接的であり、かつ重い。
  - (4) 学部の教授・助教授の定員内で助手をおくことができる（ただし、助手の年限は三年以内とする）。文・理工学部には、ここである助手をおくことはできない。
  - (5) 社会科学系学部の教室助手については、今後、共同研究室体制を検討するなかで、そのあり方を明確にする。

以上

〔第四四六回大学協議会議事録（昭和四四年一月一日）〕

#### 四三八 教授会の民主化に関する件（人事教授会廃止、

教授会構成員、教員職名改正）☆

(一) 教授会民主化の制度化について、去る六月二十八日第四三六回および七月一日第四三七回大学協議会において了承、確認された下記の三点を一月一日付で実施することに決定。但し、第二点については九月三〇日の理工学部教授会で助手制度の改革について承認が得られない場合は実施を延期する。〔注・第二点については資料四三七参照〕

記

- ① 人事教授会を廃止する。したがって人事は教授会で行なう。
- ② 助手を教授会の正式メンバーに加える。人事についての投票権をもつ。
- ③ 教員の職名は、専任講師を廃止して、教授、助教授、助手の三種とする。現在の専任講師は助教授に職名を変更する。

〔(一)～(三)略〕

〔「第四四三回大学協議会議事録」（昭和四四年九月二十七日）〕

#### 四三九 二部教学の責任体制強化について ☆

二部教学の責任は、主として学部教授会と二部協議会、さらに二部事務室及びすべての大学諸機関が負うべきものであり、そのいずれか一方に責任の所在

が傾むくことは、正しくないと考える。

二部を併設する諸大学においては、(1) 専任制として一部・二部それぞれに教授会を設けるか、(2) 学部タテワリ制として学部教授会が責任をもつか、この二つの形態が実施されている。(1)は短大を併設する国立大学における責任体制であるが、一・二部教授会の深刻な対立を招く場合が多く、(2)は転部用学部としての二部を生み、実質は一部の増設にすぎず、結果は二部放置に至る場合が多い。

立命館大学における二部の責任体制は、従って、上述の(1)、(2) いずれにもよらない、独自の類例のない形態なのであるが、取り組みを必要とする多くの課題をもち、今後の継続的な検討が要請されている。

二部協議会は、このような視点から、二部教学の責任体制強化の当面の方策を下記のとおり、取りまとめた。

一 二部教務主任を学部主事に準ずるものとして待遇する。

その責任時間を学部主事と同じく六時間（持ち時間 八―一〇時）とする。また、二部教学の必要に応じて、学部執行部の会議に、オブザーバーとして出席することを慣行化する。

二 学部調査委員会は、二部協議員一名の参加を制度化して二部の問題を恒常的に取り上げる。

三 二部協議員の学部における一切の役職を免除する。

二部協議員は、原則として二部担当時間を四―六時間とし、学部における役職から免除されるべきである。この体制を強化するためには、二部協議員の学部役職の免除のみならず、持ち時間の軽減が必要である。二部協議会においては、二部協議員のうち専門科目担当教員の持ち時間は一〇時間（内二部担当四―六時間）、外国語担当教員は一四時間として提案したが、二年制ゼミ実施との関連もあり、学部において、その意義はみとめられつつも、たゞちに実施に移すことは困難であるとされたが、今後この方向は追求されるべきである。

四 二部協議員として、あらたに保健体育教室から一名の参加をもとめる。

また、各学部ごとに、外国語担当教員、または、一般教育担当教員からも

選出されるよう配慮する。

五 各学部は 専任率の向上に とくに意をもちいる。

本年度における二部の専任率は 別紙添付のとおりであるが 昭和四五年  
度としては 下記を各学部の目標としたい。

一般教育科目	六〇%以上	到達目標	八〇%
固有専門科目	八〇%以上	到達目標	一〇〇%

(文学部六〇%以上)

(二〇〇%として実施されている小集団教育を除く)

英語 五〇%以上 到達目標 六〇%

六 一般教育、共通専門科目、固有専門科目、一・二回生小集団教育、外国語教育に関する担当者会議が支障なく行なわれるよう 各学部において配慮する。

七 理工学部においては すでに実施されている 専任教員制と 基礎工学科教室会議による運営を基幹として 上記の主旨にそい 責任体制の強化につとめる。

八 二部協議員の定員と任期

二部教学の責任体制の強化のために 二部協議員を現行の「四人・二年制」から「三人・三年制」に改めることが 昭和四三年度の「総括」において提案されている。これは二部協議員が小人数で業務に集中すると共に長期間教学に密着して これを推進しうる方策のひとつとして提案されたものであり その後も引き続き 二部協議員においても実現の方向で細部にわたる討議を重ねてきたが 二部協議員の人数・任期の改正は 学部の教学にも影響するところが大きく また 一拠点問題とも関連をもち 学部の審議においては 見解の一致を見るに至っていない。

今後の課題としたい。

[注・第四五二回大学協議会(昭和四五年一月一〇日)承認]

#### 四四〇 課長制度の改正について☆

一、改正にいたった経過

課長制度の改革が問題にされたしたのは、直接的には昭和四三年秋に、教職員組合を中心とした、「教授会の民主化と職員職場の民主化」の提起からである。すなわち職員職場からは「職場会議の確立」であって、その内容とするものは、職場の徹底した民主化と集団化、学校業務の民主的組織者としての部長の位置づけ、大学自治のない手としての職員の位置づけの明確化であった。したがって、この職場会議を基礎とした課長(部課長会議)のあり方を求めるための改正として、この問題があらわれてきた。

これは、戦後、大学が拡大発展するなかで、特に立命館学園が平和と民主主義を目指す研究・教育を守り発展させるために、教職員及び学生が一致して体制の民主化を押しすすめてきたことを、なおいつそう前進させようとするものである。このことを、職員についてみれば過去には、単にあえられた仕事を事務として処理するものとしての位置づけから、条件設定の主体者として、さらにまた教学の一翼をになう者としての位置づけの変化にも示されている。それは、職員もまた、それぞれの業務を通しての問題点を、研究・教育活動に反映させる責任を持つていることの自覚と、それに基づく努力が積み重ねられてきたことによるものである。

一方、部課長会議は、当初は会議体としてではなく、理事会の決定事項を伝達するために任意に課長が招集されたものであったが、職員の位置づけの変化に相應して次第に職員の全学的機関として、公的に認められるまでになり、また定例化されるにいたった。

しかし、なお部課長会議は一方的な上から下への伝達機関としてのみではなく、職場の総意を提起する機関として脱皮しなければならぬということであった。課長の職場における集団化の取組みや部課長会議の運営の不充分さがあり、さらに制度的にも身分制(終身制)の改革をする必要がある中で、この廃止を骨子とした制度改正を部課長会議の中に委員会をつくり、検討することとした。

別紙「職員の位置づけと課長の身分制廃止について」（省略）が討議資料として職場に配布され（昭和四四年八月）て以降、部課長会議を中心として、つぎのような討議を経て、ようやく昨年一二月にいたって、部課長会議より任期制（身分制廃止）・補職・任命制・課長による推薦方法を中心とするまとめが出された。

昭和四四年九月―十二月

職場討議とその意見（改革の視点、研修会での集約、制度より内実化、職員の自治組織）

昭和四五年三月

理事会より任命制の修正提案（選考委員会制Ⅱ公選制）

昭和四五年五月

部課長会議での中間集約（任期制をとる。任命制を承認、手続の民主化を図る。）

昭和四五年六月

任命手続の討議（一般職員を含めた推薦委員会制の提案↓職場への中間報告↓課長による推薦制↓整理困難↓配転・九月まとめ提案）

二、改正にあたって

立命館学園は、戦後、末川総長のもとに平和と民主主義を基調とする教学理念にたつて学生の自治と教職員の団体自治（組合活動の自由）を二つの支柱として、民主的な学園を発展させてきた。

それは、全国の大学に先駆けて、教職員・学生を含む総長公選制、全学協議会、学園振興懇談会などの制度を確立し、学園の意思決定過程（自治の形成）への教職員・学生の民主的参加を保障し、学園の民主的発展の方向を確立したといつてもよい。

このことは、従来の大学自治が教授会の自治と等置された伝統的な考え方を排し、大学の自治はそれを構成する教職員・学生がその役割に従つて自治の形成に参加しそれぞれの協力和結集によらなければ、大学の自治を守り発展させることは出来ないことを示したものである。したがって、教員以外の職員も大学自治のない手として教員・学生とともに、民主的な研究・教育の発展のため

めに協力して自治を形成することはいうまでもない。

もちろん、職員は直接、研究・教育にあたる教員とは異り、主要には管理運営の事務のない手であるが、研究・教育の直接の担当者でないということ、発言権がないことは別個の問題であるばかりでなく、今日の大学運営のなかでは相互の深い関連と結集がなくては研究・教育の発展はあり得ないといつてよい。わけても、私学の危機が全面的となり、私財法路線による私学の締めつけや、中教審答申に基づく大学の国家統制の強化のくわだてにたいし、あくまでも研究・教育の自由を守り、大学の自治を発展させるためには、大学の民主化を一段と推進し、教員・職員・学生がそれぞれの役割にしたがつて連帯を強めなければならぬ。それは、七〇年代の大学のあり方の決定的な方向となるであろう。

以上のことは、大学の意思形成過程の民主化と職員の位置づけについて述べたのであるが、他方で決定された意思の具体的執行過程において民主化が推進されねば、それは多くの場合形式主義におち入り実質のともなわぬものになる。この点について、本学は学部長理事制、常務理事制、三部長制、部課長会議、職場会議などを制度化し、また組合と業務協議会をもつなど、執行過程の民主化を追求してきたが、学園の管理運営業務のない手である職員の位置づけや、それと対応した民主的運営組織は従来の伝統的な形態を克服するまでにいたつてはいない。そこで、執行過程における民主化をさらに前進させるための一歩として、身分制的課長制度をあらため、任期制・任命制をとることとした。これによつて、日常執行機関としての事務職制の任務と体制を明確にし執行過程における相互点検を日常的に強化し、意思決定過程への参加と具体的な業務執行過程の民主化とを相互に関連させ―職場会議、部課長会議、理事会および学内諸機関―学園全体のいっそうの民主化をすすめ、教職員がそれぞれの役割のうえに立つて、互いに協力することによつて、分散化を排し民主的な集中を高度に発揮させようとするものであり、そのことは大学の国家統制を排除し、自治を発展させる方向でもあると考える。

課長の主な任務はつぎのようなものである。

(1) 課長は学園の管理運営機関を構成するものであり、理事会および学内諸機

閣の決定事項にしたがつて、一定の管理運営上の責任をもつ。

(2) 課長は課の日常的事務執行について、課内に生ずる問題の最終的な判断者として課を民主的に運営し、職員との連帯を強化する。

また、課員の意見を尊重し、課内からの問題提起を正しく受けとめ部課長会議、理事会に反映する責任をもつ。

(3) 平和と民主主義を基調とする学園教学の立場に立ち関係部課と協力して、研究・教育を積極的に推進する任務をもつ。

三、課長制度の改正要項

(任期制)

課長の職に任期を設け、身分制(終身制)を廃止する。

(任期)

(イ) 任期は六年とする。重任を妨げない。

(ロ) ただし、任期制によつて当初選ばれた課長のうち半数は(高年令順に)三年任期とする。

(ハ) 課長の職にある者が満六〇歳に達する年度の配転時には、その職を解くものとする。

(補職・給与)

(イ) 課長の職は補職とする。

(ロ) これに伴つて、本俸における課長給と一般職員給とを一本化する方向をとる。

(任命制)

課長は、推薦のあつた課長候補者のうちから、理事会が任命する。

(候補者の推薦)

課長候補者は、満三三歳以上一五七歳未満(四月一日現在)の職員のうちから、部課長が推薦する。

(第一次推薦)

部課長が、課長の必要人員に三名程度を加えた数を推薦する。

(第二次推薦)

前項より推薦のあつた全員のうちから、部課長の推薦によつて必要人員に

八名程度を加えた数を課長候補者とする。(部課長の投票で得票上位者をあてる。非公開とする)。

(任期途中における新任課長)

三年毎に半数の課長が任期終了する時期の途中において、新たに課長を任命する場合の手續も、上記を準用する。また、その者の任期は三年を超えた時期において、任期の終了する他の課長と同じ日をもつて終了するものとする。

(経過措置)

課長の職にあつた者が再任されない場合の本俸は、それが一本化するまでは元のラインとする。

以上

(昭和四六年四月二十九日の業務協議会において、教職員組合との間で合意に達したので、実施に移されることになつた。)

『立命館学園広報』第一〇号(一九七一年五月二〇日)

#### 四四一 課長制度の改正(第二次) ☆

課長制度検討委員会の答申を検討資料として進められていた課長制度に関する討議は、任命・推薦方法・任期および給与について一〇月二十七日・十一月二十五日の業務協議会で教職員組合との合意に達し、一〇月二十七日付けで課長制度要項を改正するとともに、十一月二十五日付けで課長の選任を行なつた。

改正した課長制度要項は、次のとおり。(アンダーライン部分は改正部分)

#### 課長制度の改正要項

(任期)

① 課長の職に任期を設ける。

- ② 任期は六年とする。ただし、重任を妨げない。
- ③ 三年毎の任期終了時の途中において、新たに任命された課長の任期は、三年を越えた時期において任期の終了する他の課長と同じ日をもって終了するものとする。
- ④ 課長の職にある者が六〇歳に達する年度の配転時にはその職を解くものとする。

〔補職〕

課長の職は補職とする。

〔任命〕

課長の任命は理事会が行なう。ただし、この場合に課長候補者の推薦を受けるものとする。

〔課長候補者〕

- ① 課長候補者は満三三歳以上六〇歳未満（四月一日現在）の職員のうちから課長が次項の手続により推薦した者。
- ② 前項にかかわらず任期の満了する課長は次期の課長候補者となる。

〔推薦の手続〕

- ① 候補者の数は、必要な課長の人員に一定数を加えたものとする。
- ② 課長の投票で得票上位者を課長候補者とする。ただし非公開とする。
- ③ 推薦にあたっては、年齢層区分等の基準を考慮する。
- ④ その他推薦に必要な手続は部課長会議を経て理事会が決定する。

〔給与〕

本俸に調整給、職務手当を加える。

〔課長職定年者の措置〕

課長職を六〇歳時に解かれた者の本俸、調整給はもとのままとする。

〔再任されない場合の措置〕

課長の職にあった者が再任されない場合の本俸は元のラインとし、調整給は三カ年間で三分の一ずつ減るものとする。

〔改正年月日〕

昭和五二年一〇月二七日とする。

四四二 課長制度の要項改正について〔第二次〕 ☆

〔「学園事務体制の整備強化について」（一九八三・三・九 学内理事会）抜粋〕

二の「課長制度の検討について」により現行課長制度を次の通り改正する。

改正

一、（任期）①

- ②
  - ③
  - ④
- 現行通り

二、（補職）

三、（任命）① 課長の任命は理事会が行なう。

② この場合に課長候補者の推薦があった者のうちから任命する。

四、（課長候補者）① 課長候補者は満三三才以上六〇才未満（四月一日

現在）の職員のうちから課長の推薦した者とする。

② 前項にかかわらず任期の満了する課長は次期の課長候補者とする。

③ 課長候補者の推薦に必要な手続は理事会が決定する。

（推薦の手続） 削除

五、（給与）

六、（課長職定年者の措置） 現行通り

七、（再任されない場合の措置）

八、（改正年月日）一九八三年 月 日とする。

〔注・一九八三年三月二九日改正〕

#### 四四三 現業職員の勤務体制改正について ☆

##### I 改正にあたって

一、現業職員の勤務体制の整備については、相当以前から問題となっていたが、ようやく昨年四月にその改正草案を示すようになってから、現在の討議に至っている。

立命館学園が平和と民主主義を基礎とする研究・教育を守り発展させることに教職員・学生が一致して努力してきたが、なおいっそうこれを押し進めるために、今日の段階で種々の体制整備が行なわれつつあるが、この一環としての現業職員の勤務体制改正として取組まれるべきである。

職員は、主要には教育・研究の条件設定者として、直接それを担当する教員とは、職務の上での違いはあっても、学園の構成員として教学の一翼をなう者である。また主として施設・設備の管理を中心として教育・研究を進めるための環境整備にあたる現業職員と、いわゆる事務系の職員とは分担する主な業務の区分はあっても、ともに教学を支える者として位置づけられるのは当然である。

この観点にたつての改正案の基本的方向は、次のとおりであつて、

- ① 現業職種の統合（集団体制、職名一本化、人事交流）
- ② 勤務条件の統一と改善（週四四時間制、夜間専従制廃止）
- ③ 職務内容の明確化（三ブロックでの整備）
- ④ 責任体制の確立

現業のそれぞれの職場でもつている矛盾の解決を、一拠点実現を目指す過程のなかにあつても、一歩でも進めるためのものとして、またこれによつて教職員の連帯を深めるためのものとしたい。

二、ところで現業の職種は、戦前からあつた清掃を主務とする作業員と、戦後夜警から出発した守衛のほかに、学園が発展拡大する段階に応じて、炊事を主務とする寮職員、施設の管理・清掃をする建物管理人が生まれ、人員も増大してきたが、職員も拡散していった。

そうしたなかで、同じ職種であつても、その勤務条件が非常に違つており、

かえつて他の職種に似かよつたりしていた（例、作業員であつても住込建物管理者・夜間専従者・体育課作業員、建物管理人と守衛との関係、学思寮の寮職員など）。当初はそれぞれの職種が社会的にもつている勤務の条件に添つてできてきたが、数年のうちには学内の同種または関連職種での間の勤務条件の違いが大きく矛盾として出てきた。そのうちでも夜間勤務専従者の長時間労働が改善を急ぐものとなつてきたし、その取組みの出発点となつた。（別紙「改正に至つた経過」参照）。

これらは勤務条件からの面であるが、同時に学園の発展段階に応じて仕事の内容を整備・改善する必要が出てきた。個々の職場では仕事の工夫と努力がされてきたが、小教職員での集まりという困難性に加えて、歴史性からくる勤務条件の違いが大きく左右して積極的な対策を遅らせてきた。また人事の交流も、これらの条件とからんで、限られた範囲で毎年に行なわれるだけで、多くは固定化せざるを得ない状況であつた。

こうした状態を続けることは、同じ職種で、また近接職種で協力して仕事を進める体制を作り上げるにも障害となつた。そこで従来の職種の枠を一步踏み出して、現業職員として先ず基本的な勤務条件を統一した上で、それぞれの職場での仕事と体制の整備を進めるものとして改正に取組んだ。しかし何分にも同種の社会的にもつ勤務条件や、勤務形態の大きい変化などからして案の提出に時間を要した。

現在、教職員にとつては二拠点からくる分断化が一般的にあるが、なお現業職員の基本的な勤務条件の不統一からくる分散化を防ぎ、職場での民主的、集団的な体制を整える必要がある。

三、（イ）教職員組合から、改正の草案についての討議を経て、一二月末に「現業職員の抜本的改革」として提起されたのは、現業職員は教育・研究の場における環境整備と設備施設等の保全およびこれに伴う諸業務を主たる役割として分担する教育労働者であるという位置づけをした上での、四つの柱に基づくものである。

- ① 小教職員の集団化、共同化を図ること（近接職種の統合）
- ② 業務の集中化、総合化を進めること（労働条件の統一）

- ③ 業務の共通化、現代化を促すこと（職務内容の明確化）
- ④ 自主性と民主性を伸ばす態勢をととのえること（責任体制の確立）
- (ロ) このうちで、不十分であった責任体制の問題は、一拠点の実現によって根本的に整えられるが、当面は次の体制をとることとする。

(a) 各学舎毎（広・衣・北）での職場会議を確立して、集団化による業務の推進を図る。

(b) 職場での自主性と民主性を伸ばすために、直接業務に携わる職員による当番者を決める。

(c) 三学舎での連絡調整を図るために、当番者と課長との三学舎連絡会議を設ける（この場合の招集者は総務課長とする）。

なお、二拠点の期間であっても、他の部署での機構、体制の整備と関連させながら検討を進める。

## II 守衛—作業員ブロックの勤務体制の改正について

先ず、近接する守衛、建物管理人、作業員の職種を統合して、現業職員での勤務体制の基本となるものを整備する。

### 一、概要

- ① 現行の守衛、作業員および建物管理人の職名を廃止して、これを一本化した職名（仮称、建物管理員）とする。
- ② 職務の内容は主として、受付、清掃、運搬の業務および保安・宿直とする。
- ③ 勤務時間は週四四時間制とする。
- ④ 勤務場所（所属）は、広小路学舎（総務課）、衣笠学舎（庶務課）および北大路学舎（事務室）とする。
- ⑤ 従来の夜間守衛勤務（北では宿直体制）を改正して、二部勤務および宿直とする（男子）。
- ⑥ 勤務は昼勤、二部勤（夜勤）および宿直として、全員が交代である。
- ⑦ 宿直は原則として週一回とする。宿直手当は改正する。

（注1、病弱者等への措置……これは職場会議を経た上で、その期間について他の要員の交代や、その他の措置を講じる）

（注2、宿直室の改善の問題は、とくに現在の広小路守衛室が手狭であるが、一拠点との関係で増築は困難があるので、近接場所での宿直室の確保について検討したい）

- ⑧ 勤務体制改正に必要とする増員（男子）を行ない、また宿直を週一回とするので、その不足分については業者の宿直員をおく。

（注・最近では清掃業務を主として、次いで夜警の業者移管を方針とする大学も多いが、本学では一定の職員の確保に努力し、安易な業者移管を行なうものではない。）

- ⑨ 割当の当日に勤務できない場合は、当該学舎内の要員で交代するものとする（この場合は超勤扱いはしない）。

- ⑩ 祝祭日および年末年始休暇の勤務者の扱いは代休とする（祝祭日出勤手当を支給する）。

- ⑪ 別に附属建物は業者の宿直員を置く（例、広小路体育館）。

### 二、勤務時間および主たる業務（広・衣について示し、北はこれに準ずる）

(イ) 昼勤 午前八時三〇分～午後四時三〇分（拘束八時間実働七時間）

主として清掃、運搬業務。ただし、内一名は守衛所勤務（主として受付業務）この場合は、午前八時～午後四時

昼勤半日勤 午前八時～午後〇時（拘束、実働四時間、宿直の翌日）

(ロ) 二部勤（夜勤）二名（主として保安、受付業務）

A、午後四時～午後一〇時（拘束、実働六時間）

B、午後八時～午前二時（拘束、実働六時間）

(ハ) 宿直 二名

午前二時～午前八時（六時間）……二部勤務の後、ただし午前〇時より仮眠時間（午前二時まで）に入り、実際は宿直体制となる。

午後一〇時～午前八時（二〇時間）……（業者宿直員）

- (二) 休日、週平均一・二回（八週に九回）
- 三、手当

(イ) 宿直手当の改正 九〇〇円

（注 現行四五〇円、臨時措置の宿直は一・二～一五時間で九〇〇円）

(ロ) 祝祭日出勤手当の新設、一勤務につき 五〇〇円。

(ハ) 深夜手当四時間分(午後一〇時より)

#### 四、勤務制表(別紙)―(略)―

#### Ⅲ その他の現業職員グループについて

#### 一、体育課グループ

作業員二名と別に建物管理人一名(夜間専従者)であったが、四六年度より夜間専従制を改めて、宿直は業者であつて、専任三名でもって時差出勤を組んで業務の整備を行なう。

#### 二、寮職員グループ

現在まで相当長い期間にわたつて臨時業務に就いているが、昨年の寮再会を機会に、寮における自治の立場より、また食事制をとらないことにより、従来の寮職員制度が廃止されることになつたので、新しい業務と職場を早急に設定する必要がある。

#### 三、その他

今回の改正の中心となる守衛―作業員グループと関連して、上記の体制整備が確立するなかで、グループ相互にわたつての人事交流、合理的配置を考えて行く。

(昭和四六年四月二九日の業務協議会において、教職員組合との間で合意に達したので、実施に移されることになつた。)

以上  
〔「立命館学園広報」第一〇号(一九七二年五月二〇日)〕

### 四四 教室助手制度の廃止について☆

四六・二二・二二

(学内) 理事 会

助手制度改革のうち、保留されていた社会科学系の教室助手については、そ

の改革の趣旨にそつて、制度を次の通りに改める。

記

一、教室助手制度は、昭和四七年三月三一日において廃止する。

二、これに伴ない現に教室助手である者は、事務職員に職種変更する。

三、所属は、当面現在の学部に従つて〇〇学部事務室とする。

四、現に教室助手である者の本俸ラインはものままとする。

### 四四五 清掃婦の職員化について☆

学内 理事 会 一九七二・二・二二

#### 一、職員化にあつて

戦後、立命館学園が急速に発展するなかで、学舎も拡大してきた。これに伴つて、昭和二七年に教室を早朝に清掃する者を二時間程度雇用したが、現在の清掃婦の始まりである。その後の数年間は夕刻の清掃も行なうことになり、四時間が六時間になり、さらに三七年には八時間の常用雇用となつた。そして、その仕事は作業員(元)と次第に同じようになり、共に働くことになつて今日にいたつている。

賃金も時間給制から日給制へ、さらに昭和四四年には月給制へと改善を加えてきたが、なお、職員に比して相当に低い状態であつた。また、この間には社会保険の加入および退職金の設定を行ない、週四四時間制、その他の労働条件の改善も加えてきた。

いっぽう、教職員の側については、学園民主化の一環として教授会の民主化、課長制度の改革そして現業職員の勤務体制の改革が進められてきた。

理事会は昭和四五年度の賃金において、清掃婦の賃金大幅引き上げと同時に、職員化への方向を示し、続いて昭和四六年度の団交において職員化の確認を行なつた。こうした経過を経て、四七年度より、民主化のもつとも重要な課題である清掃婦制度の廃止と職員化を実施する。

二、清掃婦の職員化について

- (1) 昭和四七年四月一日において、満五九才以下の清掃婦を学舎管理職員とする。

(2) 本俸の移行は、昭和四七・四八年の二回において、それぞれ二分の一ずつ行なう。

(3) 勤続手当の勤続年数の起算日は、昭和三七年四月一日とする。

(4) 退職金の計算にあたっては、清掃婦であつた期間はつぎのとおりとする。

昭和三七年三月以前は、

退職時の本俸×1/4×在職年数

昭和三七年四月以降は、

退職時の本俸×1/2×在職年数

(5) 教職員年金加入期間の起算日は、昭和四〇年一月一日とする(ただし、昭和四七年三月までの掛金相当額を払い込むものとする)。

[付] この改正で学舎管理職員となつた者が退職した場合においては、欠員として補充するのではなく、一拠点実施計画とあわせて業務体制をとる。

[注] 昭和四七年三月末に定年退職する清掃婦の退職金の計算にあたっては、現行本俸に学舎管理職員六〇歳給との差の二分の一相当額を加えたものを退職時の本俸とみなす。

(以上)

四四六 学校法人立命館館則の改正(厚生課、教学部等) ☆

「衣笠一拠点」実現時には、立命館教学の充実発展に即応した事務体制の整備強化がはからなければならないが、それに先立って、当面必要とされる事務体制の改善をはかることになつた。

すなわち、教学部の分掌事項の統合再編、学生部学生課から厚生課の分離独立および診療所の事務体制強化と総務課からの分離独立である。

理事会では早速この機構改革をスタートさせるため、昭和四八年七月二三日付、学校法人立命館館則の改正を行なつた。改正された館則はつぎのとおり(関係部分のみ)。

学校法人立命館館則(規程第二号)〔抜粋〕

第二章 機構

第四条 法人および大学の事務を処理するために次の部課を置く。

総務部

総務課

- (1) 理事長印、総長印、その他公印の管守に關すること。
- (2) 理事会、評議員會に關すること。
- (3) 寄附行為その他諸規程の制定改廢に關すること。
- (4) 学資、有功者、役員および名譽役員に關すること。
- (5) 総長選舉に關すること。
- (6) 学外諸會議に關すること。
- (7) 式典および諸行事に關すること。
- (8) 文書の取扱ひならびに渉外および弘報に關すること。
- (9) 事務事業の企画ならびに各種調査および統計に關すること。
- (10) 監事の指示による内部監査に關すること。
- (11) 校舎および施設の使用、学外貸与および警備保安に關すること。
- (12) 電話交換手、学舎管理職員に關すること。
- (13) 部課長會議その他学内諸會議および事務連絡に關すること。

- (14) 構内店舗の許可および監督に関すること。
- (15) 立命館大学生協同組合に関すること。
- (16) 他課の主管に属しないこと。

診療所

診療所の運営および保健衛生に関すること。

教学部

学務課

- (1) 大学の設置増設廃止に関すること。
- (2) 教員の人事に関すること。
- (3) 学位に関すること。
- (4) 名誉教授に関すること。
- (5) 学外研究員、委託研修員に関すること。
- (6) 学校基本調査、文部統計に関すること。
- (7) 入学試験に関すること。
- (8) 学生募集に関すること。
- (9) 外国人留学生に関すること。
- (10) 研究室に関すること。
- (11) その他教学部の他課に属さないこと。

教務課

- (1) 大学協議会、大学院委員会に関すること。
- (2) 教学対策会議、教務会議、教務打合会に関すること。
- (3) 一般教育センターに関すること。
- (4) 外国語科連絡協議会に関すること。
- (5) 教職課程委員会に関すること。
- (6) 学則その他教学諸規程の制定改廃に関すること。
- (7) 学年暦、休日、休講に関すること。
- (8) 教務関係諸調査統計に関すること。
- (9) 教室に関すること。
- (10) その他共通教務事項に関すること。

体育課（省略）

学生部

学生課

- (1) 学生の補導に関すること。
- (2) 補導会議に関すること。
- (3) 学生の学内団体および集会ならびに掲示広告に関すること。
- (4) 課外活動の施設に関すること。
- (5) 寄宿舎に関すること。
- (6) 学生会館の管理運営に関すること。

厚生課

- (1) 奨学資金および学資貸与金の取扱いに関すること。
- (2) 下宿斡旋に関すること。
- (3) 学生のアルバイト指導と斡旋に関すること。
- (4) その他学生の福利厚生に関すること。

就職課（省略）

各学部および二部事務室（省略）

第四条の二 衣笠学舎の総務および財務の事務を処理するため、別に次の課を置く。

衣笠庶務課

- (1) 文書の取扱いならびに渉外に関すること。
- (2) 学内諸会議および事務連絡に関すること。
- (3) 電話交換手、学舎管理職員に関すること。
- (4) 校舎および施設の使用、学外貸与および警備保安に関すること。
- (5) 会計事務に関すること。
- (6) 校舎の小修理に関すること。
- (7) 他課の主管に属しないこと。

第五条以下省略

### 四四七 学校法人立命館館則の改正〔管理課〕 ☆

これまで管理課・総務課・衣笠庶務課で担当してきた施設設備の維持管理業務について、これを総合的な学舎管理体制をつくって遂行していくために関係部課を中心にして検討を続けてきたが、この機構改革を実施するため、昭和五〇年六月一三日付けで、学校法人立命館館則の改正を行なった。

管理課は、施設課と名称を変更してこれまでの業務を行ない、新しい管理課は、総務課・衣笠庶務課で担当してきた清掃などを中心とした業務を行なう。それにより総務課体制の強化をはかる。また、衣笠庶務課の担当していた会計業務は、会計課に移し、衣笠庶務課は廃止する（館則「第四条の二」削除）。

改正された館則（関係部分のみ）は、次のとおりである。

### 学校法人立命館館則〔抜粋〕

#### 第二章 機 構

#### 財務部管理課

- (1) 学舎内施設設備の日常現物管理に関すること。
- (2) 受付、宿日直に関すること。
- (3) 清掃に関すること。
- (4) 連絡、運搬に関すること。
- (5) 非常、防災ならびに渉外に関すること。
- (6) その他衣笠学舎における庶務的業務に関すること。

〔「立命館学園広報」第五六号（一九七五年七月二〇日）〕

### 立命館大学電子計算機室規程

第一条 本学に立命館大学電子計算機室（以下「計算機室」という。）をおく。

第二条 本計算機室は、本学に設置された電子計算機が本学の研究・教育に有効に活用されるための円滑な運営と適切な管理をはかることを目的とする。

第三条 本計算機室は、前条の目的を達するために次の事業を行なう。

- (1) 電子計算機の利用に関する研究および教育。
- (2) 研究上の計算および指導。
- (3) その他、目的を達するために必要な事業。

第四条 本計算機室の運営は、電子計算機室運営委員会（以下「運営委員会」という。）がこれにあたる。

第五条 運営委員会は次の者をもつて構成する。

- (1) 各学部から選出された教員 各一名
- (2) 理工学研究所および人文科学研究所から選出された委員 各一名

(3) 計算機室長

(4) 教学部長

第六条 前条第一号および第二号によつて選出された委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

2. 計算機室長は、本学専任教員のなかから学長がこれを任命し、任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

第七条 運営委員会の委員長は教学部長とする。

2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となつて議事を運営する。

第八条 運営委員会は次の事項を審議する。

- (1) 計算機室の管理、運営に関する基本的な事項。
- (2) 計算機室の事業計画および予算に関する事項。

第九 条 (3) その他、計算機室の運営に関して必要な事項。  
本計算機室の運営に必要な場合には、専門委員若干名をおくことができる。

2. 専門委員は運営委員長が委嘱する。  
3. 専門委員は必要に応じて運営委員会に参加する。

第十 条 本計算機室の管理は、立命館大学電子計算機室管理委員会（以下「管理委員会」という。）が行なう。

2. 管理委員会の内規は別に定める。

第十一 条 運営委員会の事務局は教学部とする。

#### 附 則

この規程は、昭和五十一年一月一七日から施行する。

〔注・第五七三回大学協議会（一九七六年一月一七日）決定〕

## 四四九 立命館保健センター規程制定の件 ☆

金井総務部長より、健康管理体制の強化を目的として、現行の診療所の機構改革を行い、立命館保健センターを設置したい旨、設置理由、基本的改善点及び制定条文について資料をもとに説明があり、承認可決。

### 〔別紙〕

#### 立命館保健センター規程

第一 条 立命館大学に立命館保健センター（以下保健センターという）をおき、学生および教職員の健康増進に関する業務を行なう。

2 北大路学舎に分室を設け、立命館高等学校、同中学校の生徒および教職員の健康増進に関する業務を行なう。

第二 条 保健センターは次の業務を行なう。

(1) 定期および臨時の健康診断ならびにその事後措置。

(2) 健康に関する助言および指導。

(3) 精神衛生に関する助言および指導。

(4) 学内の環境衛生および伝染病の予防についての指導。

(5) 保健管理の充実・向上のための調査、研究および保健衛生教育。

(6) その他健康の保持増進に関する専門的業務。

第三 条 保健センターに診療所をおく。

診療所は、一般診療業務を行なう。

第四 条 保健センターに所長、事務長、教職員、および非常勤職員をおく。

第五 条 所長は総長が任命し、保健センターの業務を統轄する。

2 事務長は所長の命をうけ、保健センターの運営、事務をつかさどる。

第六 条 保健センターに保健センター委員会（以下センター委員会という）をおく。

2 センター委員会は次の事項を審議する。

(1) 保健センターの管理、運営に関すること。

(2) その他保健センターに関する重要事項。

3 センター委員会はすくなくとも年一回開く。

第七 条 センター委員会は次の者をもつて構成する。

教学担当常務理事、総務財務担当常務理事、高等学校・中学校長、  
教学部長、総務部長、学生部長、保健体育教室主任、高等学校・中  
学校保健部長、保健センター所長、保健センター所属教員

第八 条 センター委員会の委員長は教学担当常務理事とし、会議の議長となる。

2 センター委員会は委員の三分の二以上の出席をもつて成立する。

第九 条 保健センター所属教員の人事に関する事項を審議するため保健センター人事委員会（以下人事委員会という）を設ける。

2 人事委員会は次の者をもつて構成し、教学担当常務理事が議長となる。

教学担当常務理事、教学部長、各学部専任教員一名、保健センター所長、保健センター所属教員

3 人事委員会は委員の四分の三の出席をもつて成立し、出席者の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

4 保健センター所属教員の人事については大学協議会の承認を得るものとする。

第十條 保健センターの予算、施設、設備、その他保健センターの日常的な運営に関する事項について協議するため、連絡会議を設ける。

2 連絡会議は隔月一回開くことを原則とし、必要がある場合は臨時に開くことができる。

第十一條 連絡会議は次の者をもつて構成する。

保健センター事務長、厚生課長、高等学校・中学校事務長、職員課長、体育課長

第十二條 センター委員会、人事委員会および連絡会議に関する事務は保健センターにおいて行なう。

第十三條 立命館診療所、立命館職員健康診断に関する規定は別に定めるところによる。

第十四條 本規程の改正は、センター委員会の議を経て、理事会で決定する。

#### 附 則

この規程は昭和五一年六月一日から施行する。

〔「理事会議事録」(一九七六年五月二八日)〕

### 四五〇 専任医師の職種変更について☆

現行の専任医師の、職員から大学教員への職種変更を昭和五〇年四月一日に

さかのぼって行ないたい。

一、最近、学生・教職員の厚生・健康管理政策の強化が求められ、厚生課の独立、診療所事務体制の強化など、この面での施策が充実されつつある。こうした状況の下で健康管理の指導にあたる医師の教育的位置づけは重要である。

二、本学と同規模のほとんどの大学では、専任医師は、大学教員として位置づけられており、本学においても、医師の大学教員への職種変更の要望が、数年前から強く出されてきている。医師の社会的地位からしても、現在この措置をとることが必要である。

三、医師の所属は当面、理工学部とし、任用・昇任は「立命館大学教員任用・昇任規程」にもとづき、理工学部においてこれを行なう。

(付記)

(一) 医師の職種は現在職員となっているが、雇用形態は実質的には大学教員と同様である。すなわち、本給は「大学教員」給であり、「責任時間」

は八時間で、超過時間手当は「教員超過時間手当」の形で支給している。

(二) 数年前より、各学部とも「体育講義」のうち一回分だけ、医師により保健の講義が行なわれている。

(三) 本学の学生健康管理に関する研究は、日本私立大学連盟学生厚生補導保健管理部会で高い評価を受けており、また医大研究室と連繫した研究活動もなされている。

〔「第五六一回大学協議会議事録」(一九七五年四月二日)〕

### 四五二 文学部などの移転に伴う新しい事務体制 ☆

四月からの文学部および二部文科系学部の衣笠移転・開講に伴い保健センター・財務部施設課・学生部学生課が衣笠学舎に移転した。広小路学舎には保健

センターと施設課の広小路分室、学生部三課の広小路分室を統合した学生部広小路分室を設け、衣笠学舎には新たに学生課二部分室を設置した。したがって、就職課広小路分室付きの就職課長補佐を廃し学生部広小路分室と学生課二部分室にそれぞれ課長補佐を設け、また二部事務室分室がなくなり事務長補佐もなくなった。

また、複写・印刷業務のうちオフセット印刷について体制整備の一環としてその業務を図書館から施設課に移行し、学舎管理職員の配置換えを行なった。

これら文学部の移転に伴う職員配置の変更（変更後の配置数を示す、本年度からの定員増を含む）および開講期間中の窓口時間は次のとおり。

なお、職員の部課内異動や課長補佐の任免などは人事の項を、内線電話番号などは施設の項を参照されたい。

職員配置数

電話交換室	広小路 二	衣笠 四
保健センター	看護婦二※	医師 三、看護婦 七、 事務職員 二
財務部会計課	六	七※
財務部施設課	二※（建築一、電気一）	一四（課長一、事務職員三、 技術職員九、学舎管理職員一）
財務部管理課	一四※（事務職員二） 学舎管理職員二（一）	二一（事務職員三） 学舎管理職員一八（一）
学生部学生課	学生部広小路分室 五※	一四（事務職員一、学舎管理職員三） 十二部分室 四※
学生部厚生課		八
学生部就職課	七※	一三
図書館		運営課 一七 整理課 一五

※印は分室・分館

四二 人文科学研究所専任研究員制（案）について ☆

学内理事会

一、別添資料「人文科学研究所専任研究員制案」を本学園における共同研究体制推進の基本的な考え方として（個別の問題点は別として）了承する。

二、(1) 昭和五四年度から、試行的に法・経・営・産・文の各学部は各一名の研究員を選出する。当面の任期は一年とする。

(2) 研究員の選出方法は「案」の二丁(3)―ホにより、その職務・義務は「案」の二丁(4)各項による（準用）。

(3) 研究員の任務は、当面人文科学研究所総合研究会の中核となるとともに課題別研究会の推進に当たる。

(4) 来年度において、上記のごとく暫定的に研究員制を発足させつつ、併行して「案」についての検討を継続する（人文科学研究所規程との関係、学外研究との関係、研究員制と教育体制との調整等）。

三、本学園において、共同研究の推進と同時に、個別研究の推進も重要であり、来年度から、文部省科研发申請者のうち不採択分について、学部、研究領域等の均衡を考慮しつつ、学園として助成金を考慮する。

四、上記二および三に要する経費については、人文科学研究所において予算要求（向こう三カ年程度の見込み額を含む）として策定し、学内理事会において検討する。

五、理工学研究所の専任制についても、できるだけすみやかに関係諸機関での討議を進める。

六、各学部の教員増員計画は来年度一名づつ行なう。

## 人文科学研究所専任研究員制案

### 一、提案の経過

人文科学研究所および理工学研究所に専任研究員制を設ける件について、一九七七年六月一五日の理事会での討議にもとづいて同年六月二〇日の教学対策会議の討議に付された。

理事会の提案は、立命館学園における共同研究体制をより一層発展させ、この共同研究の成果を全学の研究・教育の進展に資するとともに、教員の研究条件改善の重要な一環とするという意図からでたものである。そのため、一九七二年の「人文科学研究所の課題と展望」での二名の専任研究員制案よりも思い切った改革案として人文研一〇名、理工研三名案が提示されたのである。しかし、このことは、人文研、理工研の従来の方を質的に変えるものであり、また学部教学とも重要なかわりがあるため、教学対策会議の討議に付したわけである。

教学対策会議では、その討議のため一九七七年六月二〇日に小委員会を設置し、各教授会および調査委員会等の議を経て一九七七年九月一九日に一応の結論をえた。その結論的部分は次の通りである。

① 人文科学研究所に専任教員を配属することは基本的に賛成である。ただし、一〇人の所員となれば、研究所の性格が質的にかわることになるので、次の諸点を今後もっと明確にしていくべきである。

イ 研究体制をどうするか

ロ 専門科目以外の人をどう配慮するのか

ハ 出向した人の勤務条件と講義担当をどうするのか

ニ 事務体制をどうするのか

ホ 修学館、図書館との関連をどうするのか

② 理工研三名は、五学科あることから考えれば少ないので将来的には五名を考えるべきではないか。

という点である。なお、七月一日の教学対策会議小委員会には教担理事から案（メモ）が提起され、討議の素材とされた。

教学対策会議小委員会の一応の結論にもとづいて、理事会は改めて大学協議

会第六〇四回（一九七七年一〇月一五日）に「専任研究員制度」を提出し、「研究所専任研究員制」にかんする検討小委員会を大学協議会に設置した。小委員会は、一九七七年一月一六日から七八年五月二〇日にいたる間に六回の会合を重ね、六月一〇日の大学協議会に報告書が提出された。その要点を摘記すれば次の通りである。

(1) 今日の学問領域の拡大総合化に見合う研究体制を組織し、研究者の孤立化を排してユニークな研究を推進していくことが緊急の課題である。

(2) 専任研究員制は各私大での一般的傾向となっている。

(3) 専任研究員制度の課題は共同研究（総合研究）を推進し、それにもとづいて教育内容を充実させることにある。

(4) 専任研究員の在り方として①学部教学とのかかわり、②各教員の研究条件の公正な保障、③学部との人事交流、などを十分に配慮すべきである。

(5) 専任研究員制は共同研究（総合研究）の推進という目的をもつのであるから、人文・社会科学を含めた広いテーマを設定して専任研究員を選考すべきであり、テーマは三年ぐらいを単位としてローテートすべきである。

(6) 専任研究員は学部および全学役職は免除するとしても学部教授会への出席義務をもち、授業は三コマを限度として担当し、必要に応じて入試出題、採点業務には参加すべきである。

(7) 研究所委員は専任研究員のほか学部からも各一名が選出されるべきであり、所長は専任研究員の中から選出される。

この検討小委員会の報告を大協は諾とし、各教授会での討議に付した。

二、人文科学研究所専任研究員制についての再提案

(1) 専任研究員制度の意義

一九七八年五月二〇日の研究所体制検討小委員会の中間報告にもとづく六月一〇日の大学協議会の一応の合意とその後の教授会での討議をふまえて、人文科学研究所専任研究員制の意義について次のように考える。

(イ) 専任研究員制度は、教員の研究条件を保障し、研究の質的発展をもたらすためにこれを設ける。ただし、その任期は三年とし、任期満了後は当該出身学部に戻す。

(ロ) 今日の学問研究の領域の拡大と多様化という状況のなかで研究者の孤立・分散化の弊を排しつつ広い視野をもつ研究体制を組織化し総合化する必要性がある。人文科学研究所専任研究員制度は、このような研究上の課題ないし要請からみて必要なものである。

(ハ) 人文科学研究所専任研究員を核とする総合研究の推進・発展は、大学全体の今後の研究・教育を前進させる上で積極的な意義をもつと考える。

#### (2) 専任研究員の役割

(イ) 専任研究員は、総合研究の組織化とその推進の核となり、その任期中に研究成果をまとめ刊行する役割を担う。

(ロ) 専任研究員は、次回に設定さるべき総合研究の新しいテーマについて課題別研究会等の関連を含んで論議し、全学に提案する中心的役割を担う。

(ハ) 学問領域によっては、個人研究、自己の領域を中心としたインターカレッジ的研究、学部内の専門性を等しくする者の共同研究、あるいは課題別研究といった多様な研究形態があるが、専任研究員はこれらの研究の発展に必要な文献・資料を整備するため、他の諸機関と連携を密にし、推進的役割を担う。

#### (3) 専任研究員の選考

(イ) 専任研究員は、人文・社会科学系の専門科目担当教員のみならず一般教員、外国語、保健体育関係教員をも配慮しながら選出すべきである。

(ロ) 専任研究員の選考に当たっては、(イ)の諸領域から参加できる大きなテーマを設定し、全学の合意をえることが望ましい。

(ハ) 複数のテーマを設け、同年度内に複数の総合研究会を設置するか、もしくはいずれかの年次の総合研究に上記(イ)の人々が参加できるように配慮することが必要である。

(ニ) 一つの総合研究会には各学部から均等に参加できるように配慮することが望ましいが、テーマの立て方あるいは学部教学の諸条件から参加できない場合には専任研究員数が学部でアンバランスが生じて止むをえない。ただし、その場合には次年度の研究計画の中でアンバランスを解消するように配慮すべきである。

(ホ) 各年度の専任研究員選出の提案は人文科学研究所委員会が各教授会に行ない、各教授会はその提案を審議決定し、大学協議会の了承をうる。

#### (4) 専任研究員の職務・義務

(イ) 専任研究員の学部および全学役職は免除する。

(ロ) 専任研究員は、その性格からいって学部教授会への出席義務をもつ。

(ハ) 専任研究員の責任時間は四時間とし、授業担当は原則として小集団授業・大学院も含めて週六時間とする。

(ニ) 入試問題の作成、採点業務および試験監督は必要止むをえない場合を除いて免除する。

(ホ) 卒業論文審査、学位論文審査には参加する場合がある。

#### (5) 専任研究員の任期、人数

(イ) 研究所専任研究員の任期は三年とし、留任は認めない。

(ロ) 専任研究員は計一〇名とする。

(ハ) 専任研究員は各学部から二名ずつ選出することが望ましい。

(ニ) 以上の専任研究員は、一拠点完成時に充足することを目標とする。

#### (6) 研究所委員会の構成

(イ) 研究所委員会は、研究所専任研究員および各学部選出の研究所委員(各一名)をもって構成する。

(ロ) 研究所委員会は、研究所運営の任にあたる。

(ハ) 研究所委員会は、修学館運営委員および図書館委員を各一名ずつ選出し、学部選出の修学館運営委員および図書館委員とともに修学館・図書館の運営に参画する。

(ニ) 研究所委員会は所長を選出する。

#### (7) 所長の任命および任務

(イ) 所長は研究所委員会によって選出され、総長が任命する。

(ロ) その任期は三年とする。

(ハ) 所長は研究所の企画および運営の全責任を負う。

#### 三、総合研究会の組織

(イ) 研究所専任研究員の主たる業務は総合研究会の組織化とその運営の中核となり、三年間で研究を完成させることにある。

(ロ) 総合研究会の組織上の中心は研究所専任研究員であり、その総合研究のテーマに関連の深い各学部専任教員および他大学からの参加も要請することができらる。

〔第六三三回大学協議会議事録〕（昭和五三年一月二一日）

#### 四五三 理工学研究所の体制と専任研究員制案について ☆

##### 学内理事会

一、別添資料「理工学研究所の体制と専任研究員制（案）」を本学園における共同研究体制推進の基本的な考え方として（個別の問題点は別として）了承する。

(一) 昭和五四年度から、試行的に二名の研究員を選出する。当面の任期は一年とする。

(2) 研究員の選出方法は「案」の二(3)により、その職務・義務は「案」の二(4)各項による。（準用）

(3) 来年度において、上記のごとく暫定的に研究員制を発足させつつ、併行して「案」についての検討を継続する。（理工学研究所規程との関係、学外研究との関係、研究員制と教育体制との調整等）

三、本学園において、共同研究の推進と同時に、個別研究の推進も重要であり、来年度から、文部省科研費申請者のうち不採択分について、学部、研究領域等の均衡を考慮しつつ、学園として助成金を考慮する。

四、上記二および三に要する経費については、理工学研究所において予算要求（向こう三カ年程度の見込み額を含む）として策定し、学内理事会において検討する。

五、理工学部の教員増員計画は来年度については一名とする。

以上

〔別紙〕

#### 理工学研究所の体制と専任研究員制（案）

一九七七年六月、理事会において人文科学研究所および理工学研究所（以下人文研、理工研と略称）に専任研究員制を設けることが提案されて以来、各種の機関（大学協議会研究所体制検討小委員会、教学対策会議、各学部教授会等）で討議が重ねられ、一九七八年六月一〇日の大学協議会で全学的に一応の合意をみた研究所専任研究員制の基本原則に基づき以下のような研究所の体制、および専任研究員制に関する実施案を提案する。

##### 一、理工研の基本体制

(1) 理工学研究所は「共同研究を柱にして、本学の自然科学・工学系の研究を推進する」という方針で活動してきているが、新たに専任研究員制度を具体化するにあたっては、理工研の現状をこの方針に照らして見直し、一定の評価を獲得しつつある面と、まだ実質的に不十分な面とを再認識する必要があると考えられる。現在の理工研の役割を大別すれば、(一)六つの研究グループを母体とする共同研究の遂行。(二)共同利用機器の調査・導入・管理。(三)研究成果公表に対する補助。(四)科学技術の普及活動としての公開講演会・見学会の開催。(五)学外からの委託研修生の受入れである。このうち特に専任研究員制度と密接に関連する(一)、(二)についての現状は次の通りである。共同研究グループは、(イ)材料の基礎工学的グループ、(ロ)情報・計測の基礎工学的研究グループ、(ハ)原子核・放射線の理論的実験的研究グループ、(ニ)科学論・技術論研究グループ、(ホ)電子計算機応用研究グループ、(ヘ)非線形解析研究グループ、の六グループで、自然科学・工学のかなり分野をカバーしており多様な専門分野の教員が、関連するグループに参加できる形態になっている。これらのグループは、(a)学際領域の研究、多方面からの総合的なアプローチを必要とする研究についてテーマを設定し、共同研究を組織し、推進する。(b)関連する共同利用機器についての調査・導入の提言、導入後の維持管理等において主要な役割を果たす。(c)学科に

またがるような教学の内容の問題（たとえばカリキュラム改訂の基礎となる学問研究の現状把握と体系化など）について検討する。ことを主要な活動内容としており、年度毎に重点課題を設定し、共同研究会等を通してこの課題の遂行と、グループに関係する分野の研究の現状および今後の方向の把握に努めてきている。これまで上記（b）は電子計算機、電子顕微鏡の導入などに関して、（c）は二部基礎工学科新カリキュラム改訂などを通して一定の実績を積んできており、基本的には好ましい方向に進んでいるものと判断される。これに対して（a）については、可能な範囲で共同研究活動を継続してきてはいるが、共同研究を本格化する方向には容易に進めないのが現状である。その最大の理由が、共同研究推進の核となるべき専任研究員の欠如であることは否めない。しかしながら、共同研究グループ体制自体はこれまでの経験もあり、またテーマおよび研究規模について一定の見通しを立てるうえで適切なものと評価できるので、専任研究員をおくことよってこの体制を強化し、段階的に共同研究の本格化をはかるのが当面最も妥当な方向であると考えられる。

(2) 上記(1)に基づき理工研の基本体制を次の通りとする。理工研は専任研究員制を設けることよって、従来行なわれ、一定の成果を上げてきた「共同研究グループを基本母体とする共同研究体制」を発展強化させ、学内の共同研究・総合研究の推進にあたる。共同研究グループは現在六グループであるが、これらは今後とも固定されるのではなく、その改廃・新設は申請に基づいて理工研委員会が審議し決定する。

(3) 理工研は、理工学部の自然科学・工学系教員に対しては、理工研の研究事務体制を明確にするなかで学部共同研究室としての役割を果たす方向を指向する。

## 二、専任研究員

### (1) 専任研究員制度の意義

(イ) 専任研究員制度は、教員の研究条件を保障し、研究の質的發展をもたらすためにこれを設ける。(但し、その任期は二年を原則とし、任期満了後は当該出身学部・学科等に復帰する。)

(ロ) 理工研では、学内の共同研究・総合研究の前進をはかるため、これまで「共同研究グループを基本母体とする研究体制」を定着させ、内実化する努力を重ねてきている。専任研究員制度はこのような共同研究グループの活動を強化して共同研究・総合研究を推進させるのに不可欠なものである。

### (2) 専任研究員の役割

(イ) 所属共同研究グループで設定され、理工研委員会承認されたテーマの研究責任者として共同研究・総合研究の遂行にあたる。

(ロ) 所属共同研究グループの共同研究活動一般に対して一定の役割を果たす。

(ハ) 理工研委員会のメンバーとして研究所の運営にあたる。

### (3) 専任研究員の選考

(イ) 所属共同研究グループまたは理工研委員会が推薦し、理工学部にあつては所属教室会議が承認した専任研究員候補者を理工研委員会にはかり、理工研委員会がこれに基づいて研究所推薦候補者を決定し、所属学部教授会の承認のうえ、大学協議会の了承を経て専任研究員とする。

(ロ) 共同研究グループで専任研究員候補者を推薦する際には各学科あるいは当該学部の教学条件にも十分配慮する。

(ハ) 理工研委員会が研究所推薦の専任研究員候補者を決定する際には、特定の共同研究グループおよび学科に候補者が集中することのないよう、また学科に所属しない関係教員および既存共同研究グループに所属しない関係教員が、不利とならぬよう十分に配慮する。

### (4) 専任研究員の職務

(イ) 学科・学部および全学役職は免除する。

(ロ) 教授会・教室会議等には原則として出席するものとする。

(ハ) 責任時間は四時間とするが、授業担当時間は講義二科目(四時間)および卒業研究を標準とする。

(ニ) 入試業務は特に必要やむを得ない場合を除いて免除する。

(ホ) 学位論文審査は必要がある場合には参加するものとする。  
(五) 専任研究員の任期・人数

(イ) 任期は原則として二年とする。

(ロ) 専任研究員は三名とする。

三、理工学研究所の運営

(1) 所長・主事の任命および任務

(イ) 所長は理工学部長が推薦し、総長が任命する。主事は所長が依嘱する。

(ロ) 所長の任期は二年、主事の任期は一年とする。

(ハ) 所長は研究所の企画および運営の任にあたらなければならない。

主事は所長を補佐する。

(2) 理工学研究所委員会

(イ) 理工学研究所委員会は所長・主事・研究所専任研究員および各共同研究グループ

を選出の理工学委員(各一名)をもって構成する。ただし共同研究グループ

を選出の理工学委員は理工学部にあつてはその所属学科が全学科をカバー

するように配慮する。

(ロ) 理工学研究所委員会は研究所運営の任にあたる。

以上

〔第六二六回大学協議会議事録〕(昭和五四年一月二三日)

#### 四五四 特別任用教授制度に関する件 ☆

戸木田教学担当常務理事から、第六三八回大学協議会(五四・七・七)において提起を行なった特別任用教授制度の廃止については、その後、当協議会において意見のあつた本学における同制度の総括と他大学における同様な制度の状況、定年制の状況などについて一定の調査を行なった結果、①総括については前回提起したまとの内容である。②他大学の状況については、それぞれの

大学の事情もあつて一概には整理しがたいが、本学の実情と照応して特に問題がないと判断される。③定年制の問題について今後検討を行なう必要がある場合には別個のものとして取り扱う。こととして前回提案通り、別紙により取り扱うこととしたい旨再提案がなされ、

〔中略〕

原案を承認した。

〔別紙〕

特別任用教授の制度について

一、本学における特別任用教授の制度は、一九六七年規程によつて明確化され、一九七五年私立大学等経常費補助との関係で一部改正を行なった。

しかし、当初規程によつて明確化した根本の趣旨は、今後専任教員組織の充実を図り、将来この制度を廃止することにあつた。

二、現在、教員増員五か年計画の実施により、各学部の専任教員組織は充実にむかひ、特別任用教授を「教学上特に必要」とする事情は著しく減少したものとと思われる。

三、特別任用教授の運用については、本来の目的である教学上の必要のほか定年退職教員に対する優遇措置としての理解もあり、また私立大学等経常費補助の条件を満たさない運用、あるいは特別任用教授の権利・義務についての疑義、さらに将来は特別任用教授の推薦にも困難な問題を生ずることが予想される。

四、よつて、今後三か年の調整期間をおき、一九八三年四月からは特別任用教授の新たな任用をせず、また再任をしない。なお、すべての特別任用教授の任期が満了した時点(遅くとも一九八五年三月末)で、本制度は廃止するものとする。

〔了解事項〕

今後三か年の調整期間における運用は、本制度の目的および大学協議会の決定の線に沿ひ、慎重に行なうものとする。

〔第六四〇回大学協議会議事録〕(一九七九年九月二三日)

## 四五 次長制について〔教育学部、財務部〕 ☆

一九八〇年三月一〇日

(学内) 理 事 会

### I. 次長制について

学校法人立命館館則第七条の「必要ある場合は部に次長を……置くことが出来る」の規定により、次のとおり次長を置く。

- 一 教育学部次長および財務部次長、各一名。
- 二 教育学部次長は教員または職員とする。財務部次長は職員とする。
- 三 次長は部長を補佐するとともに、部の業務を分担する。
- 四 教育学部および財務部次長制は昭和五五年四月一日から実施する。

### II. 理由

一 本学は教育・研究・管理の統一の観点に立って、学部長理事制を中心とする理事会運営をとり、その事務局として三部長制（教学、総務、財務）を置いている（註：最近では学生部も参加する運営）。この三部長制は上記の統一・総合の観点から一定の特色を持っている。しかし三部長制が理事會事務局としての機能を充分果たしているのかの批判もある。したがってこの事務局体制の強化をめざして次長制をとる。

二 さらに全学協確認事項の諸課題の実践、とりわけ八〇年代以降の学園づくりに向けての長期計画の策定は重要である。これらの課題遂行にあたって大きなウエイトを持つ教育学部および財務部の体制をさしあたり補強する必要がある。なお、これ以外の部署（就職課、図書館、総務課など）についても検討課題がある。

三 今回、次長を置くことによって現在定着しつつある部会議を活用しつつ、それぞれの課の持つ業務課題を引き上げ、部業務の集団化、効率化をいっそう進めたい。

### 四 教育学部について

(イ) 学部長は教務、学務、体育三課の事務の統轄、各種委員会における総主事的役割、理事会、大協等のための企画、立案等その任務は広範であり、

全く多忙である。

(ロ) こうした実態から最近になって次長を置くべきだという声があり、とくに今回の学振懇討議を通じた教育と研究の統一の実践の課題からして、教育学部の機能強化として次長を置くこととする。そして部長との一定の業務分担を図りながら全般的な補佐を行なうこととする。

註・昭和四五年暫定的に学部長補佐（広報担当）を置いたことがある。

(ハ) 教育学部三課の業務のうち学務課（入試、広報）、体育課は比較的限定されてはいるが、それに反して教務課は各種委員会、大学庶務、企画立案業務と広範にわたり、人員も多数にのぼるので、教育学部課の業務体制の整備が必要である。これとかわって将来的には次長についての存続、その他について再検討する。

### 五 財務部について

(イ) 現行財務部は四課（財務、会計、施設、管理）、一事務局（長計）部長職制兼務）を持つ最も大きな部を構成している。そしてこの部は財務と施設管理という性格の異なった二つの業務を担当している。

(ロ) 上記の点から一人の部長が五課を統轄し、政策提起と業務執行を行なうことに不十分さがある。そして、さきに述べたように八〇年代以降に向けての財政計画、財政運用、施設計画、施設管理、校地確保等の重要性和緊急性からして、次長を置き、部長を補佐し、業務を一定分担する必要がある。

(ハ) そもそも財務部の施設、管理業務については、調達業務の財務課よりの移行、施設課、管理課業務の整理の時点で、施設部設置が将来課題となっていたことから、次長を置いた上で、これについても検討することとした。これとかわって財務部次長制については再検討していきたい。

# 四五六 立命館大学計算機センター規程 ☆

## 立命館大学計算機センター規程

### (設置)

第一条 本学に立命館大学計算機センター（以下「計算機センター」とい  
う）を置く。

### (目的)

第二条 本計算機センターは、本学に設置された計算機が、本学の研究、  
教育ならびに事務に有効に活用されるための円滑な運営と適切な管  
理を図ることを目的とする。

### (事業)

第三条 本計算機センターは、前条の目的を達するために次の事業を行な  
う。

- (1) 計算機の利用に関する研究および教育
- (2) 研究上の計算および指導
- (3) 事務計算の処理および援助
- (4) その他、目的を達するために必要な事業

### (職員)

第四条 本計算機センターに次の職員を置く。

- (1) 所 長 一名
- (2) 主 事 一名
- (3) 研究員 若干名
- (4) 事務職員 若干名

### (職員の任命、任期)

第五条 所長は、立命館大学教員中より総長がこれを任命し、任期は二年  
とする。ただし、再任を妨げない。

主事および研究員は、立命館大学教員中より、第七条に定める計  
算機センター運営委員会（以下「運営委員会」という）の審議を経  
て、総長がこれを任命し、任期は二年とする。ただし、再任を妨げ

### (職員の任務)

ない。

第六条 所長は、本計算機センターを代表し、管理・運営全般を統轄する。  
主事は、本計算機センターの研究事項、技術的事項について所長  
を補佐し、管理運営の業務に当る。

研究員は、本計算機センターの管理運営の業務に当り、かつ研究  
調査、その他の事業に従事する。

### (運営委員会の設置、構成)

第七条 本計算機センターに運営委員会を置き、運営委員会は次の者をも  
つて構成する。

- (1) 所 長
- (2) 主 事
- (3) 教学部長
- (4) 各学部および二部協議会から選出された委員 各一名
- (5) 図書館委員会、人文科学研究所委員会および  
理工学研究所委員会から選出された委員 各一名
- (6) 第十一条に定める情報処理教育専門委員会、  
事務処理専門委員会および情報処理研究開発専  
門委員会から選出された委員 各一名
- (7) 教務課長
- (8) その他、必要に応じて委嘱するもの

### (運営委員の任期)

第八条 運営委員の任期は次のとおりとする。

- (1) 前条第一号から第三号および第七号に定める委員の任期は、  
その在任期間とする。
- (2) 前条第四号から第六号に定める委員の任期は一年とする。た  
だし、再任を妨げない。
- (3) 前条第八号に定める委員の任期は別に定める。

(運営委員会の運営)

第九 条 運営委員会の委員長は所長とする。

委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

(運営委員会の審議事項)

第十 条 運営委員会は次の事項を審議する。

- (1) 計算機センターの管理運営に関する基本的な事項
- (2) 計算機センターの事業計画および予算に関する事項
- (3) その他、計算機センターの運営に必要な事項

(専門委員会)

第十一 条 本計算機センターに次の専門委員会を置く。

- (1) 情報処理教育専門委員会
- (2) 事務処理専門委員会
- (3) 情報処理研究開発専門委員会

専門委員は、所長がこれを委嘱する。

専門委員は、必要に応じて運営委員会に参加する。

(相談員)

第十二 条 本計算機センターにプログラム相談員を置くことができる。

プログラム相談員は、所長がこれを委嘱し、利用者のプログラム

作成の相談に当たる。

(事務局)

第十三 条 運営委員会の事務局は教学部とする。

附 則

1. この規程は、一九八二年四月一日から施行する。

2. 一九七六年一月一七日定めた、立命館大学電子計算機室規程および立命

館大学電子計算機室管理委員会内規は廃止する。

△規程制定の理由▽

昨年一〇月本学に大型電子計算機を導入したことに伴い、これに相応した規程が必要となり、現行の「立命館大学電子計算機室規程」および「立命館大学電子計算機室管理委員会内規」を廃止し、新たに「立命館大学計算機センター

規程」を制定する。

以上

計算機センター規程運用に関する了解事項

1. 計算機センターに、所長、主事および研究員からなるセンター会議を置き、事務局は計算機センター事務室とする。
2. 主事は、暫定的に嘱託とする。
3. 第四条(4)の事務職員の所属は、当分の間、理工学部事務室とする。
4. 研究員、第七条(4)、(5)、(6)の運営委員および専門委員は、相互に二以上の委員を兼ねることを妨げない。
5. 第七条の運営委員会の構成のなかに、当分の間、委員として理工学部事務長を加える。
6. 第十三条の運営委員会の事務局を教学部とするのは当分の間であり、その間の実質的な運営は、計算機センター事務室と教務課との協力によって行なう。

(注・一九八二年三月二六日理事会決定)

### 四五七 学校法人立命館館則及び立命館大学図書館規程の一部改正に関する件☆

六、議案第一八号 学校法人立命館館則の一部改正および、その他関連諸規程の一部改正に関する件

七、議案第一九号 立命館大学図書館規程の一部改正および廃止に関する件  
以上一括上程

金井総務部長より、上記の案件説明に入るに先立ち、昨年九月からの学内

機関での事務体制整備の検討にもとづき、基礎文献資料室、計算機センターなどの整備を実施してきたことと、今回の教育学部と図書館の機構改革もこの一環である旨概要説明があった。

議案第一八号の館則の一部改正および、その他関連諸規程の一部改正は、教育学部の現行三課のうち、教務課主管の業務分野が拡大したことにより、教務課と新設の学務課の間で分掌することにしたことと、入学試験業務を執る主管課を入学課として、教育学部四課としたことによるもの。議案第一九号の図書館規程の一部改正および廃止に関する件は、図書館の現行二課であるのを閲覧課を新設して三課とし、主要には従来運営課主管の業務を閲覧課との間で分掌したことによるものと整理課業務を一部運営課に移管したことによるもの、併せて、マイクロフィルム撮影使用規程など事実上機能していない規定の廃止である旨、別紙資料にもとづき説明があった。

〔中略〕

議案第一八号および第一九号、一括して承認可決。

〔別紙〕

学校法人立命館館則の一部改正及びその他関連諸規程の一部改正の件

一、学校法人立命館館則の一部を下記の通り改正する。

記

第一章 総 則

第二章 機 構

第 四 条

総務部  
財務部  
教育学部  
学務課

現行どおり(略)

(1) 大学協議会、大学院委員会に関すること。

(2) 学則その他教学諸規程の制定改廃に関すること。

(3) 大学の学部、学科専攻及び大学院の研究科専攻の設置・増設・廃止に

関すること。

(4) 教員の人事に関すること。

(5) 学位に関すること。

(6) 名誉教授に関すること。

(7) 学外研究員、委託研修員に関すること。

(8) 国際学術交流に関すること。

(9) 教育研究施設の企画・調整・整備に関すること。

(10) 学校基本調査、文部統計、教学関係調査・統計に関すること。

(11) 大学広報に関すること。

(12) 国庫負担委員会に関すること。

(13) その他教育学部の他課に属さないこと。

教務課

(1) 教務会議、教務打合せ、その他共通教務に関すること。

(2) 学年暦、休日、休講に関すること。

(3) 教学対策会議に関すること。

(4) 一般教育センターに関すること。

(5) 外国語科連絡協議会に関すること。

(6) 教職課程委員会に関すること。

(7) 学園振興懇談会に関すること。

入学課

(1) 入学試験委員会に関すること。

(2) 入学試験の実施に関すること。

(3) その他入学試験全般に関すること。

(4) 外国人留学生の入学に関すること。

(5) 学生募集に関すること。

体育課

現行どおり(略)

(以下 中略)

第 六 条 人文科学研究所、理工学研究所、計算機センター、図書館、保健

センター、長期計画事業事務局および高等学校に関する規程は、別に定める。

## 第七條 以下現行どおり(略)

附 則(一九八二年七月九日教育学部機構改革と計算機セン

ター設置にともなう改正)

この館則は、一九八二年七月一日から適用する。

二、その他関連規程の一部改正

(略)

(別紙)

立命館大学図書館規程の一部改正の件

同規程のうち、第六條および第七條を下記の通り改正する。

記

(第一章第一条)第五条 略、現行通り)

第六條

図書館に館長、課長その他必要な職員を置く。  
課長は上司の命をうけ所管事務を統轄掌理する。

第六條の二 課に課長補佐を置くことができる。

第七條 図書館に、次の課を置きその事務を処理せしめる。

運営課

(1) 庶務に関すること。

(2) 予算の編成と執行に関すること。

閲覧課

(1) 図書資料の閲覧、貸出に関すること。

(2) 蔵書の点検、書庫管理に関すること。

(3) 相互貸借、利用に関すること。

(4) 利用者の要求、調査、援助、読書相談に関すること。

(5) 教科学習利用に関すること。

(6) 利用者教育に関すること。

(7) 各種書目、解題、書誌類の作成に関すること。

(8) 文献複写に関すること。

(9) 身体障害者サービスに関すること。

(10) 視聴覚室の管理、運営、サービスに関すること。

(11) その他閲覧に関すること。

(第八條以下 略、現行通り)

附 則

この規程は、一九八二年七月一日から適用する。

〔「理事会議事録」(一九八二年七月九日)〕

## 四五八 立命館大学調査室発足 ☆

去る一月二日標記調査室が第一回室員会議を開き、正式に発足した。同調査室の目的は、①新学部・新学科の設置を中心とする長期計画の策定、②そのための調査・資料収集・分析作業、③新学部・新学科を推進するにあたっての学内広報活動、を進めることにある。

学内機構上は総務部に所属する。

調査室の体制は次のとおり。

室 長 戸木田嘉久

室長補佐 佐々木嬉代三

室 員 阿曾沼一成

上田政弘

近藤英城

(内線電話 二二二五、二二二六)

(経済学部教授)

(産業社会学部教授)

(総務部総務課より出向)

(教育学部教務課より出向)

(財務部管理課より出向)

〔「立命館学園広報」第一四八号(一九八三年二月二〇日)〕

〔注・一九八四・四・一企画調査室に名称変更〕

#### 四五九 学校法人立命館館則の一部改正に関する件

##### ―就職部設置について☆

川本総務部長より、標記について、今後の学生の急増期を控え、就職委員会体制の強化を図ること、求人開拓および進路指導の充実を図ることと他大学の状況など説明があり就職部を設置することが諮られた。

小堀理事より、就職部設置に伴う施設・設備の整備について質問があり、川本総務部長より説明があつた後、議案第五三号を承認可決。

〔別紙〕

#### 学校法人立命館館則の一部改正

##### 第二章 機構

第四条 法人および大学の事務を処理するために次の部、課を置く。

就職部

就職課

(1) 学生の就職指導と斡旋に関すること。

(2) 学生の就職後の状況調査に関すること。

以下省略

附則（一九八四年三月三〇日学生部機構改革に伴う改正）

この規程は、一九八四年四月一日から施行する。

△改正の理由▽

学生の急増期をひかえ求人開拓や進路指導の強化を図るため学生部の機構改革を行い就職部を設置するため。

〔「理事会議事録」（一九八四年三月三〇日）〕

#### 四六〇 大学協議会の構成に関する件 ☆

学長から、理事会（学内）の議を経たものとして図書館長、学生部長、人文科学研究所長、理工学研究所長の全学的機関長が全学的状況を把握できるように理事会（学内）または大学協議会に出席していただくこととしたい。人文科学研究所長および理工学研究所長の大学協議会への出席は、従来関係議題の時のみとなっていたが、研究政策とのかかわりあいもあるので今回より大学協議会の構成員として毎回出席していただくこととしたい。ただし、規程改正は行わず、表決権はないものとするとの提案が行なわれ、大学協議会としてこれを了承。

〔「第七二八回大学協議会議事録」（一九八四年四月一四日）〕

## 〔四〕 委員会関係

### (一) 恒常的委員会関係

#### 四六一 輔導委員選出の件

各学部三名宛選定することに決定。

輔導委員は輔導主事を輔けて学部内学生の輔導の任に当る。輔導会議には原則として出席しない。

輔導委員は、学部内の専任教員がこれに当り、任期については、各学部で随意に決定する。但し交代制の趣旨を重んずる。

職務手当は支給しない。但し辞令は発令する。

〔「第四六回大学協議会議事録」(昭和二十七年五月二四日)〕

#### 四六二 一般教育、教職科目及び体育に関する件

##### 〔一 一般教育委員会設置〕

現状の制度の上で横の関係を調整する目的から一般教育委員会(外国語・教職科目及び体育を含む)を設けると共に昭和二十九年年度から入学後一ケ年間は、広小路学舎で統一的な教育を実施することに決定。

なお学生の証明書等の点からこれらの事務を処理するため教務課に準ずる事務室を設けてはどうかという意見が出た。

一般教育委員会の構成については次の通り決定。

#### 四六三 一般教育連絡協議会規定

委員長一名 本学教授中から総長の推薦に一任。  
委員 人文科学関係・社会科学関係・自然科学関係・英語・独語・教職科目関係・体育から各一名総長の推薦に一任、各学部から一名、計十二名。  
ほかに幹事として事務関係から各教務課長及び学務課長 計五名。  
なお委員長は、準備が終るまで総長が担当することに了解。

〔「第六五回大学協議会議事録」(昭和二十八年六月一三日)〕

##### 一般教育連絡協議会規定

第一条 各学部一般教育担当教員相互の連絡を緊密にし、一般教育科目の運営を円滑にして、その充実、改善を図るために、本学に一般教育科目連絡協議会(以下連絡協議会という)を設ける。

第二条 本連絡協議会の構成員は、本学の一般教育科目担当の専任教員及び学部主事とする。

第三条 本連絡協議会は、これを人文・社会・自然三系列の部会に分つ。

第四条 各部会は、議長及び副議長を選出する。

第五条 本連絡協議会に委員会を置く。委員会は、前条各部会の議長、副議長及び各学部主事を委員とし、計十名をもつて構成する。

第六条 本連絡協議会に委員長を置く。  
委員長は、学部主事以外の委員のうちから互選する。

第七 本連絡協議会の各分会及び委員会は左の事項を審議する。但し、

必要がある場合は、全部会の合同会議にこれを附議する。

(一) 一般教育科目の目標、内容、編成等の研究

(二) 専門科目と一般教育科目との関連の研究

(三) 開講科目及び授業計画の立案

(四) その他一般教育科目の充実、改善に必要な事項

第八 本連絡協議会の決定事項のうち一般教育科目に関する基本的な事項については、教授会及び大学協議会の承認を得るものとする。

第九 本連絡協議会の事務は、学務課がこれを担当する。

第十 此の規定の改廃は大学協議会においてこれを行う。

〔注・第一六八回大学協議会（昭和三十一年一〇月一〇日）決定〕

#### 四六四 体育に関する件〔暫定体育委員会設置〕

(一) 体育委員会に関する件

前回協議会（五月十五日第八十三回大学協議会議事録「七、体育教員人事審議に関する件」参照）の決定にもつき当面、体育教職員の職制、定員、専任教員の昇格、教員の新規任用など重要議案が山積りしているので、暫定体育委員会を総長、各学部長、学生部長及び体育木村静雄教授をもつて構成することに決定。

なお、第一回暫定体育委員会を六月三日（木）午後三時に開催する。

〔以下略〕

〔「第八四回大学協議会議事録」（昭和二十九年五月二十九日）〕

#### 四六五 体育委員会運営要項に関する件

六月三日午後二時於役員室第一回暫定体育委員会決定の案を審議し、別紙

「体育委員会運営要項」を決定。

〔以下略〕

〔別紙〕

##### 体育委員会運営要項

第一条 本学に体育委員会を置く。

第二条 体育委員会は学部代表（教授）各一名、学生部代表（部長）一名及び体育教授一名計六名の委員を以て組織する。

委員の任期は一年とする。

第三条 本委員会は互選により委員長を選出する。

第四条 本委員会は総長の諮問に応じて左の事項を審議し、これを総長に答申する。

(一) 体育科目の授業計画及び学習指導に関する事項

(二) 専門教育並に一般教育との関連事項

(三) 体育教職員の人事に関する事項

(四) 体育予算の編成に関する事項

(五) その他体育科目の運営上必要な事項

第五条 本委員会は総長の諮問があつたとき委員長これを召集し、その議長となる。

委員長に支障があるときは委員が輪番に議長の職務を行う。

第六条 委員支障あるときは代理の出席を認める。但し、代理は発言することができなが表決には加わらない。

第七条 本委員会は委員三名以上の出席によつて成立する。

(2) 人事以外の事項についての決議は出席委員の過半数の同意を要する

(3) 人事に関する事項は委員四名以上の同意がなければ決議することができない

第八條 総長は体育委員会の答申事項のうち必要な事項については大学協議会に附議する。

第九條 体育委員会に関する事務は学務課がこれを処理する。

第十條 この要項の改廃は大学協議会で行う。

#### 附 則

この要項は昭和二十九年六月五日から施行する。

〔「第八五回大学協議会議事録」(昭和二十九年六月五日)〕

## 四六六 立命館大学保健体育委員会規定

一、議案第五号 立命館大学保健体育委員会規定案

山田専務理事 保健体育の取扱いを一つに纏め、その業務を学部と同様な扱いで行なおうとする趣旨のものであることを説明、次いで末川理事より補足的に、体育教員並びに体育授業の特殊性を説明、この規定により学生部の所管として一つに纏めようとするものであることを説明、異議なく原案通り可決。

〔別紙〕

### 保健体育委員会規定

第一條 本学に保健体育委員会を置く。

第二條 保健体育科目の運営に関する事項は、保健体育委員会(以下委員会という)においてこれを審議する。

第三條 委員会は、学部代表(教授)各一名、学生部長、学生部次長及び保健体育科目担当の専任教員(専任講師以上)を委員として構成し、体育課長及び学務課長を幹事とする。学部代表委員の任期は、一年とする。

第四條 委員会に委員長を置き、学生部長がこれに当る。

第五條 委員会は左の事項を審議する。

一、授業計画及び学習指導に関する事項。

二、人事に関する事項。

三、施設に関する事項。

四、予算に関する事項。

五、課外体育の関連事項。

六、その他保健体育科目の運営に必要な事項。

第六條 委員会は委員長これを召集し、その議長となる。委員長支障あるときは、学部代表委員が輪番で議長の職務を行う。

第七條 学部代表の委員支障あるときは、代理の出席を認める。但し表決には加わらない。

第八條 委員会は委員の三分の二以上の出席によつて成立する。人事以外の事項については、出席委員の三分の二以上の同意があれば決議することができる。

第九條 人事に関する事項は、教授の委員のみをもつて審議する。その決議は右の委員の三分の二以上の同意がなければならない。

第十條 委員会の決議事項のうち、人事、施設、予算その他教学に関係のある重要な事項については、大学協議会の承認を得なければならない。

第十一條 委員会の管理のもとに保健体育教室を置く。

第十二條 保健体育教室は、委員会の定める方針に従つて保健体育科目の運営に当る。

第十三條 保健体育科目担当の専任教員は、保健体育教室に所属する。

第十四條 保健体育教室に教室主任を置く。

第十五條 教室主任は、保健体育科目担当の専任教員中よりこれを補する。教室主任は委員長統轄のもとに教室の運営を担当する。

第十六條 委員会は、学務課これを処理する。

この規定の改廃は、大学協議会の承認を得てこれを行う。

附 則

- 1、この規定は、昭和三十四年四月一日から適用する。
- 2、「体育委員会運営要項」は廃止する。

〔「理事会議事録」(昭和三十四年四月二十四日)〕

#### 四六七 入学試験連絡協議会組織の件

各学部主事をもつて入学試験連絡協議会を組織することを決定。

〔「第九四回大学協議会議事録」(昭和二十九年一月一九日)〕

#### 四六八 「入学試験委員会編成」

- 五、昭和三十一年度学生募集の方式に関する件  
大学事務局の試案をめぐつて懇談、各学部教授会で検討の上、次回協議会で決定することに申合せ。

なお、入学試験の準備・実施のために各学部主事・教員一名、事務長をもつて入学試験委員会を編成する。

〔「第一〇五回大学協議会議事録」(昭和三〇年五月一七日)〕

#### 四六九 教職課程委員会編成の件

末川総長から、教員養成課程の教学特に教育実習の運営を円滑にするために、左の方針に基いて「教職課程委員会」を編成することを提案。承認。

一、総長、各学部主事及び教職に関する専門科目のための専任教員を委員とし、委員長は総長これに当る。

二、各学部事務長及び学務課長を幹事とする。

三、委員会の事務は学務課これを処理する。

〔「第一一五回大学協議会議事録」(昭和三〇年一月二六日)〕

#### 四七〇 立命館大学教職課程委員会運営要項

##### 立命館大学教職課程委員会運営要項

- 第一条 本学に教職課程委員会を置く。
- 第二条 本委員会は委員若干名と幹事若干名よりなる総長各学部主事及び教員養成課程専任教員を委員とし、各学部事務長及び学務課長を幹事とする。

委員長は総長これに当る。

第三条 本委員会は教員養成課程に関する左の事項を審議する。

- 一、授業計画(教育実習計画を含む)及び学習指導に関する事項
- 二、予算に関する事項
- 三、その他教員養成課程の運営に必要な事項

第四条 本委員会は委員長これを召集しその議長となる。委員長事故あるときは委員が輪番で議長の職務を行う。

第五条 学部主事の委員支障あるときは代理の出席を認める。但し表決には加わらない。

第六條 本委員会は委員の三分の二以上の出席によつて成立する。幹事は表決に加わらない。

第七條 委員会の事務は学務課がこれを処理する。

第八條 この要項の改廃は大学協議会で行う。

附 則

この要項は昭和三十年十二月一日から施行する。

〔注・第二二〇回大学協議会（昭和三十一年二月一日）決定〕

#### 四七一 立命館大学教職課程委員会規定

##### 立命館大学教職課程委員会規定

第一條 本学に教職課程委員会を置く。

第二條 委員会は、教学部長、各学部主事及び教職課程専任教員を委員とし、各学部事務長及び学務課長を幹事として構成する。

委員長は、教学部長とする。

第三條 委員会は、教職課程に関する左の事項を審議する。

一、授業計画（教育実習を含む）及び学習指導に関する事項。

二、予算に関する事項。

三、その他、教職課程の運営に必要な事項。

第四條 委員会は、委員長これを召集し議長となる。

委員長事故あるときは、学部主事委員が輪番で議長職務を行う。

第五條 学部主事の委員支障あるときは、代理の出席を認める。但し、表決には加わらない。

第六條 委員会は委員の三分の二以上の出席によつて成立し、決議を行う場合は、出席者の三分の二以上の同意を要する。幹事は表決には加わらない。

第七條 委員会の管理のもとに教職課程教室を置く。

第八條 教職課程教室は、委員会の定める方針に従つて教職課程の運営に当る。

第九條 教職課程教室に教室主任を置く。

教室主任は、教職課程専任教員から補する。

第十條 委員会の事務は、学務課が担当する。

第十一條 この規定の改廃は、大学協議会の承認を得るものとする。

附 則

この規定は、昭和三十六年四月一日から適用する。

〔注・昭和三十六年四月二八日理事会決定〕

#### 四七二 就職対策に関する件報告〔就職委員会設置〕

奈良本学生部長から、就職問題の重要性に鑑み本年度は左の対策を実施する旨報告、卒業生に就職の機会を与えられるよう全面的に協力されたい旨を要望。

一、従来の就職委員会を改組し、全学的なそれと学部毎のそれとに分かつ。全学的な就職委員会は学部代表各一名及び学生部長をもって組織し、就職対策の基本的な方針を決定する。学部毎の就職委員会はそれぞれ各学部教員若干名をもって組織し、右の基本的な方針に従つて就職分野開拓のために活動する。

〔2、以下略〕

〔第二二五回大学協議会議事録〕（昭和三十一年五月九日）

### 四七三 立命館大学就職委員会規程 ☆

#### 立命館大学就職委員会規程

- 第一 条 本学に就職委員会を設け、学生の就職に関して必要な事項を審議しその実施をはかるものとする。
- 第二 条 就職委員は各学部教授会ならびに二部協議会より各一名選出し、任期は二年とする。ただし、二部協議会選出の委員の任期は一年とする。

就職委員の再任は妨げない。

- 第三 条 就職委員会は学生部長、次長、就職委員および就職課長、同課長補佐をもつて構成し、就職課長を幹事とする。

就職委員会は学生部長が招集し、議長となる。

- 第四 条 必要がある場合は、学部就職課のための委員会をおくことができる。

- 第五 条 就職委員会に関する事務は就職課が行なう。

#### 附 則

この規程は、昭和四十七年四月一日から施行する。

〔第五〇三回大学協議会議事録（昭和四十七年二月五日）〕

- 第三 条 本連絡協議会の運営のために委員及び幹事を置く。

委員は、各学部から互選された二名宛とし、任期は一年とする。幹事は、学務課長がこれに当る。

- 第四 条 本連絡協議会に委員長を置く。

委員長は、委員のうちから互選する。

- 第五 条 本連絡協議会は左の事項を審議する。

(一) 外国語・外国文学の研究活動の促進。

(二) 外国語授業の改善。

(三) 研究施設の充実。

(四) その他、外国語・外国文学の研究及び授業の充実を図るために必要なこと。

- 第六 条 本連絡協議会は委員長これを召集する。

本連絡協議会は、決議を要する場合は、過半数の出席をもつて成し立する。

- 第七 条 本連絡協議会は、必要がある場合は、その都度分科委員会又は小委員会を組織する。

- 第八 条 本連絡協議会は、必要がある場合は、外国語以外の専任教員の出席をもとめることがある。

- 第九 条 本連絡協議会に関する事務は、学務課が担当する。

- 第十 条 この要項の改廃は、大学協議会の承認を得て、これを行う。

#### 附 則

この要項は、昭和三十一年九月一日から適用する。

### 四七四 外国語科連絡協議会運営要項

#### 外国語科連絡協議会運営要項

- 第一 条 各学部外国語科担当教員の連絡を緊密にし、研究及び授業の充実に図るために、本学に外国語科連絡協議会を設ける。

- 第二 条 本連絡協議会は本学の外国語科専任教員（助手を含む）全員をもつて組織する。

〔注・第一四八回大学協議会（昭和三十三年九月六日）決定〕

## 四七五 立命館大学外国語科連絡協議会規定

〔注・第三三六回大学協議会（昭和三十六年五月二三日）決定〕

### 立命館大学外国語科連絡協議会規定

- 第一条 本学は外国語科連絡協議会（以下連絡協議会という。）を置く。
- 第二条 本連絡協議会は、本学外国語担当教員の連絡を緊密にし、外国語及び外国文学の研究並びに授業の充実を図ることを目的とする。
- 第三条 本連絡協議会は、本学の外国語担当の専任教員をもつて構成する。
- 第四条 本連絡協議会に委員長及び副委員長を置く。委員長は構成員のうちから互選とし、副委員長は委員長の委嘱によつてこれを定める。任期はそれぞれ一年とする。
- 第五条 本連絡協議会は、会の運営を円滑にするため運営委員及び幹事を置く。運営委員は各学部から二名を互選し任期は一年とする。幹事は学務課長がこれに当る。
- 第六条 本連絡協議会は、左の事項を審議する。
  - (一) 外国語・外国文学の研究活動の促進。
  - (二) 外国語授業の改善。
  - (三) 研究施設の充実。
  - (四) その他、外国語・外国文学の研究及び授業の充実を図るために必要なこと。
- 第七条 本連絡協議会は、委員長これ召集する。本連絡協議会は、決議を要する場合は過半数の出席をもつて成立する。
- 第八条 本連絡協議会は、必要ある場合はその都度分科委員会又は小委員会を組織する。
- 第九条 本連絡協議会は、必要ある場合は外国語以外の専任教員の出席をもとめることができる。
- 第十条 本連絡協議会に関する事務は、学務課が担当する。
- 第十一条 この規定の改廃は、大学協議会の承認を得てこれを行う。

### 附 則

この規定は、昭和三十六年四月一日から適用する。

## 四七六 立命館大学体育館及び広小路分館運営規程案

### 〔体育館運営委員会設置〕

(一) 議案第二十号 立命館大学体育館及び広小路分館運営規程案  
橘総務室長 議案を逐条説明。

右の説明に基き協議の結果、第五条「学友会の課外体育活動」の次に「並に立命館高等学校・中学校の課外体育活動」を、第七条「及び学友会」の次に「並に立命館高等学校・中学校」をそれぞれ添加することに訂正の上、可決。

### 〔別紙〕

### 立命館大学体育館及び広小路分館運営規程

昭和三十三年十一月三十日

規 程 第 六 十 一 号

- 第一条 体育館及び広小路分館（以下分館という。）の運営のために、体育館運営委員会（以下委員会という。）を置く。
- 第二条 委員会は、学生部長、体育科目専任教員中より二名、学生課長、体育課長、体育会代表二名、学友会代表一名をもつて構成し、学生部長が委員長となる。
- 第三条 委員会は、体育館及び分館の運営に関する左の事項を審議する。
  - 一、設備の使用・維持及修繕
  - 二、設備の新設及び変更
  - 三、その他運営に関すること
- 第四条 委員会の事務は学生課の所屬とする。
- 第五条 体育館及び分館は、正課体育実技及び学友会の課外体育活動及び

立命館高等学校・中学校の課外体育活動に使用する。

但し、前項の使用に支障を来さず、その目的が本学教育活動に特に寄与すると認められた場合は、委員会の審議を経て他に使用させることができる。

第六條 体育館及び分館の使用は、その七日前までに、目的、日時、人員等を記入して使用の許可を得なければならない。

第七條 正課体育実技及び学友会並びに立命館高等学校・中学校に属しないもの使用については別に定めるところにより使用料を徴する。

第八條 体育館及び分館の使用時間は午前八時三十分より午後九時三十分までとする。

第九條 使用者は、左の各号を遵守するほか管理人の指示に従わねばならない。

一、火気、器物の毀損等について厳に注意しなければならない。

二、館内においては飲食を禁ずる。

三、設備を無断で変更してはならない。

四、建物や器物を滅失または毀損した時は、委員会の議を経て損害を弁償せしめることがある。

附 則

この規程は、昭和三十三年十一月一日より適用する。

〔「理事会議事録」(昭和三十三年一月二十九日)〕

#### 四七七 教務会議規定

##### 教務会議規定

第一條 本学に教務会議を設ける。

第二條 教務会議は、大学協議会審議事項のうち、主として各学部に通

する教務に関するものにつき、相互の連絡調整を図るため協議する。

第三條 教務会議は、教学部長・学部主事・事務長及び教学部所属の各課長をもつて組織する。但し、必要に応じて関係部課の職員の出席を求めることができる。

第四條 教学部長は、教務会議を召集し、その議長となる。

第五條 教務会議における審議事項は、概ね左の通りとする。

一、学生の入学資格に関する事項

二、学籍に関する事項

三、履修方法に関する事項

四、期末試験、再試験に関する事項

五、学費未納者の扱いに関する事項

六、転部、転学部、転学科、転専攻の条件に関する事項

七、再入学、復学及び転学に関する事項

八、大学協議会より審議を委嘱された事項

九、その他各学部に通ずる教務事項

第六條 教務会議の事務は、教学部学務課がこれを担当する。

〔注・第二〇九回大学協議会(昭和三十五年四月九日)決定〕

#### 四七八 広小路学舎教員研究室管理委員会規定

##### 広小路学舎教員研究室管理委員会規定

第一條 本学に広小路学舎教員研究室の管理委員会(以下委員会という)を置く。

第二條 委員会は広小路学舎教員研究室の管理及び使用に関する事項を審議する。

第三 委員会、教務部長及び学部選出委員（以下学部委員という）各

二名をもつて組織する。学部委員の任期は一年とする。

第四 教務部長は委員会の議長となる。議長は委員会を召集する。議長に支障あるときは、学部委員が輪番でその職務を行う。

第五 委員会は各学部委員一名以上の出席によつて成立する。

第六 学部委員支障あるときは、代理出席を認める。但し表決には加わらない。

第七 委員会の審議事項のうち、重要な事項については、大学協議会の承認を得なければならない。

第八 議長が必要と認めるとき、または委員の要請があつたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

第九 委員会に関する事務は、庶務課がこれを担当する。

附 則

この規定は、昭和三十五年十月一日から施行する。

〔注・第二二八回大学協議会（昭和三五年一〇月八日）決定〕

## 四七九 入学試験委員会の改組について☆

昭和三十八年度の入学試験は、従来と異り、第一次入試、第二次入試のシステムを廃し総数二五、〇〇〇名に上る受験生を、法・経・営及び文・理工（各一・二部）の四日に分けて一挙に実施するという新しい事態を迎えた。しかも、採点以後の合否判定資料作成にはI・B・Mを採用して、入学願書の処理に新たな操作が必要となつたため、その事務量は膨大化と集中度の両面を加えた。

この膨大で、しかも集中的な事務量を処理するため、入学試験委員会は臨時に入試統一事務室を編成し、これに当つたが、それだけでは多くの困難を生じた。即ち、入試委員会は各学部教授会に対しては主事の委員を通じてつながら

をもち、その協力を得られたが、事務組織に対しては幹事たる学務課長及び各学部事務長によつて学務課及び各学部事務室に達するにすぎず、入試事務の主力となる事務職員の動員は単なる応援体制とならざるを得なかつた。従つて、入試委員会は、ここに抜本的な改組の必要を痛感し、教職員、予算、施設等入試業務の全般に亘り、執行力を十分發揮できるようにその改組を強く要望したのである。この要望にこたえ、昭和三十八年度の入試委員会の編成を前にして、四月二十七日第二八三回大学協議会は入試委員会の改組を審議し、大要次の事項について意見の一致をみた。

一、入試委員会は、(一)教務部長、(二)大学協議会によつて選考された教授三名、(三)各学部主事及び二部主事を委員として構成する。

二、教務部長を入試委員会の委員長とすることによつて、大学の執行機関と密着させる。

三、大学協議会によつて選考された教授三名のうち、一名は入試委員会の副委員長、一名は入試問題委員会の総主査、一名は同じく副総主査とし、大学協議会と入試委員会とを密着させる。

四、学務課長及び各学部事務長は従来通り幹事とする。

五、入試委員会は、入試の実施計画、教職員の臨時編成又は財政上の考慮を要するときは、総務部長、財務部長等の出席をもとめる。

六、入試実施の時期には、それを円滑に遂行するため、入試委員会のもとに臨時に入試本部又は入試事務局と言つたものを組織し、入試委員会副委員長をその長、入試問題委員会総主査及び総務部長をその次長として年度毎にその年度の入試の執行に適するよう教職員を特別の組織に編成する。

七、入試委員会の事務は教務部学務課がこれに当る。

〔「教学時報」第一〇号（昭和三十八年五月二〇日）〕

## 四八〇 入学試験委員会規定 ☆

### 入学試験委員会規定

- 第一条 本学各学部の入学試験を統一的に計画、準備、実施するために、入学試験委員会を設ける。
- 第二条 入学試験委員会は次の委員をもつて組織する。
- (一) 教学部長
  - (二) 大学協議会によつて選考された教授三名
  - (三) 各学部主事及び二部主事
- 第三条 前条第二号の委員の任期は一年とする。
- 第四条 入学試験委員会は、教学部長を委員長とし、大学協議会で選考された委員のうち一名を副委員長とする。
- 第五条 入学試験委員会に次の幹事を置く。
- (一) 学務課長
  - (二) 各学部事務長及び二部事務長
- 第六条 入学試験委員会は次の事項を審議し、これを実施する。
- (一) 入学試験の方式に関すること
  - (二) 試験科目及びその配点に関すること
  - (三) 入学試験、合格発表及び入学手続の期日に関すること
  - (四) 試験問題の作成及び印刷に関すること
  - (五) 奨学生試験に関すること
  - (六) 編入学試験に関すること
  - (七) 入学試験の執行に関すること
  - (八) 試験答案の採点に関すること
  - (九) その他入学試験の実施に関すること
- 第七条 入学試験委員会は、前条の事項のうち、入学試験の方式及び制度等重要な事項については、大学協議会の審議、承認を得なければならぬ。
- 第八条 入学試験委員会は、入学試験の実施計画において教職員を臨時編

成する。また、財政上の考慮を要するときは、総務部長、財務部長等の出席を求めるものとする。

第九条 学部主事及び二部主事の委員に止むを得ない事情があるときは、代理を出席させることができる。

第十条 第六条第四号、同条第八号については、大学協議会によつて選考された委員三名のうち入学試験委員会副委員長を除く一名は入学試験問題委員会総主査、一名は同副総主査とする。

第十一条 入学試験委員会の組織については、別にこれを定める。入学試験委員会は、入学試験事務を円滑に遂行するため、その準備と実施の期日に、入学試験事務局を組織する。

第十二条 入学試験事務局は、入学試験委員会副委員長を事務局長、入学試験問題委員会総主査及び総務部長を事務局次長とし、年度ごとにその年度の入学試験事務の執行に適するよう特定の教職員を臨時の事務組織に編成するものとする。

第十三条 入学試験委員会の事務は学務課がこれを担当する。

第十四条 本規定の改廃は大学協議会においてこれを行う。

### 附 則

本規定は昭和三十八年四月一日より実施する。

〔注・第二九五回大学協議会（昭和三十八年九月二日）決定〕

## 四八一 国庫負担に関する委員会発足 ☆

大学の研究と教育は、大学自治の確保と財政的条件の裏付によりその機能を果たすものであるが、私学においてはその財政的基盤を父兄、学生の学費負担に依存している現状からその直面している財政的危機が、直接的に教育・研究および学生生活にわたる困難な事態を惹き起こしている。

この点にかんがみ、昨春秋の各私学における学費引上げを契機にして、政府が大学の自治と私学の独自制を尊重しながら国庫負担大巾増額等の措置をとることを要望し、その事態をひろく国民各層に訴えるうごきが現れたことは当然であり、むしろ遅きに失したといえよう。

わが立命館大学においても、既に三五年の全学協会で、国庫負担へのとりくみが確認されており、今回の確認事項にもその運動の積極的な推進が確認されているのであるが、これについては、昨年来各教授会は後掲のような声明を発表するとともに、本年に入つて、「国庫負担に関する委員会（仮称）」を常置し、継続してその運動を進めることとなつた。この委員会は各学部三名計一五名の委員から成り、委員長に前芝確三（法）、副委員長に小椋広勝（営）の両教授が選ばれ、当面、同志社大学と協同して討議する等具体的な活動にとりくんでいる。

〔「教学時報」第一四号（昭和三九年一月三一日）〕

〔注・昭和三九年一月二三日、右委員会発足〕

## 四八二 立命館大学国庫負担に関する委員会規程の制定に関する件 ☆

大数教務部長から、国庫負担に関する委員会、各学部教授会等における審議にもとづいて、同委員会の活動には他大学からも深い関心が寄せられているので、その実状にそくして立命館大学国庫負担に関する委員会規程を制定したいとの提案があり、審議のうえ、別紙のとおり承認。

〔別紙〕

### 立命館大学国庫負担に関する委員会規程

（委員会の任務）

第一条 本委員会は、各学部教授会（一部協議会を含む。以下同じ。）の

国庫負担に関する委員が連絡、協議し、各学部教授会が自主的に行なう国庫負担増額の運動を推進するとともに、その目的を達成するため大学内外の諸機関、諸団体との連繋、協力を行なうものとする。

（委員会の運動）

第二条 本委員会が行なう国庫負担増額の運動は、大幅な国庫負担の実現を図るとともに、国庫による助成にあつては大学における教育、研究の自由が尊重され、かつ民主的で公正な運用が行なわれることを要求するものである。

（委員会の構成）

第三条 本委員会は、各学部教授会で選出された国庫負担に関する委員各二名をもつて構成する。

（委員の任期）

第四条 原則として、国庫負担に関する委員の任期は二年とし、各学部において年度ごとに一名を改選するものとする。ただし、再任を妨げない。

（委員会の機関）

第五条 本委員会に、委員の互選によつて、委員長、副委員長、事務局長、事務局次長各一名を置く。

（委員会の事務）

第六条 本委員会の事務は、教務部学務課において担当する。

附 則

この規程は、昭和五〇年二月一三日から実施する。

〔「第五七二回大学協議会議事録」（昭和五〇年二月一三日）〕

四八三 国庫助成関西協議会要綱および国庫助成に関する  
全国私立大学教授会連合要綱 ☆

国庫助成関西協議会要綱

昭和四〇年四月一七日結成大会決定  
昭和五〇年五月一七日 一部改正

名 称

本会は、国庫助成に関する私立大学教授会関西連絡協議会（略称「国庫助成関西協議会」と称する。

目 的

大学の自治と学問思想の自由を堅持しつつ、教育の機会均等を確保し、私立大学の教育・研究の充実発展ならびに学生・父母の負担軽減をはかるため、国庫助成の大幅増額と制度の改善を期する。

組 織

原則として関西各私立大学の教授会を基礎にして構成される連絡協議会とする。

各大学の国庫助成に関する有志教授団ないし委員会をも構成単位とするこ  
とができる。

運 営

協議会の運営を行なうために若干の幹事校をおく。

幹事校の任期は一年とする。

幹事校の互選で常任幹事校をえらび、会の連絡事務を行なう。

事業・活動

目的遂行のために必要な連絡協議、資料作成、同一目的を有する他の諸団体との連絡、国庫助成に関する全国私立大学教授会連合への参加および国民各階層へのはたらきかけ、その他必要な事業。

会 計

運動の展開のために必要な経費は、各構成団体の負担金および寄付金でこ

れをまかなう。

会計監査のため監査校をおく。

(附 則) 一、本要綱は昭和四〇年四月一七日より施行する。

二、本要綱は昭和五〇年五月一七日より改正施行する。

国庫助成に関する全国私立大学教授会連合要綱

(名 称) 本連合は、国庫助成に関する全国私立大学教授会連合（略称

・全国国庫助成教授会連合）と称する。

(目 的) 大学の自治と学問・思想の自由を堅持しつつ、教育の機会均

等を確保し、私立大学の教育・研究の充実と自主的発展ならびに学生・父  
母の負担軽減をはかるため、国庫助成の大幅増額と制度の改善を期する。

(組 織) 全国各地区の私立大学教授会連絡協議会（準備会をふくむ）  
によって構成する。

(運 営) 本連合の運営を行うために各地区に若干の幹事校をおく。幹  
事校の任期は一年とする。幹事校の互選により若干の常任幹事校をえらぶ。

(事業・活動) 一、各地区の教授会連絡協議会の自主性を尊重しつつ、相互  
の連絡・情報交換ならびに調査研究を行う。  
二、目的遂行のために、関係各方面への働きかけ、同一目的を有する他  
の諸団体との連絡、その他必要な事業を行う。

(会 計) 一、事業・活動に必要な経費は、各構成団体の分担金および  
寄付金でこれをまかなう。

二、会計に関する事務は、常任幹事校がこれを担当する。

三、会計監査を担当するために監査校を置く。監査校の任期は一年とす  
る。

(付 則) この要綱は、昭和四九年一月五日から施行する。

四八四 〔学寮委員会等設置〕 ☆

寮問題についての確認事項〔抜粋〕

昭和三九年二月一日 学園振興懇談会

一、経 過

立命館学園の過去の寮政策をふり返つてみれば、教学・厚生の一統一的把握と体系的施策が不十分であった。

新寮の建設を契機として、又六三年の学費値上げを契機とする学園振興に關する討議の中で寮政策についての全面的検討と施策の出発点が確立された。五者会談、学振懇、全学協等を通じて討議を行った結果、我々は次の事項を確認する。

(一)、(二)、(三)、(四)、(五)、(六)、(七)、(八)、(九)、(十)、(十一)、(十二)、(十三)、(十四)、(十五)、(十六)、(十七)、(十八)、(十九)、(二十)、(二十一)、(二十二)、(二十三)、(二十四)、(二十五)、(二十六)、(二十七)、(二十八)、(二十九)、(三十)、(三十一)、(三十二)、(三十三)、(三十四)、(三十五)、(三十六)、(三十七)、(三十八)、(三十九)、(四十)、(四十一)、(四十二)、(四十三)、(四十四)、(四十五)、(四十六)、(四十七)、(四十八)、(四十九)、(五十)、(五十一)、(五十二)、(五十三)、(五十四)、(五十五)、(五十六)、(五十七)、(五十八)、(五十九)、(六十)、(六十一)、(六十二)、(六十三)、(六十四)、(六十五)、(六十六)、(六十七)、(六十八)、(六十九)、(七十)、(七十一)、(七十二)、(七十三)、(七十四)、(七十五)、(七十六)、(七十七)、(七十八)、(七十九)、(八十)、(八十一)、(八十二)、(八十三)、(八十四)、(八十五)、(八十六)、(八十七)、(八十八)、(八十九)、(九十)、(九十一)、(九十二)、(九十三)、(九十四)、(九十五)、(九十六)、(九十七)、(九十八)、(九十九)、(一百)

四、対 策

以上の実態の上に立つて教学厚生両面から次の対策が必要である。

(一) 学寮委員会(舎監・学生部・補導主事)を設置し、舎監会議と連携して教学体制のなかに位置付け学生の実態を大学教学に反映し、寮政策の基本方針を追求する。

(二) 各ブロック、各寮毎に教員との交流を定期的に行い教育的文化的諸活動を助ける。

(三) 学生部職員の新寮への現場配置により日常的接触による実態の追求と生活指導を行う。

(四) 寮協議会(各寮毎、舎監・寮職員・寮委員)、寮連絡会議(舎監・学生部・寮連合)を有機的に運用し生活を基盤とした集団化を助育し、日常的な運営に協力する。

(五) 寮生の実態に応じて厚生援助政策全体を活用し充実する。

(六) 施設、設備の充実によつて寮に依拠した生活を確立する。

(七) 旧寮については教学及厚生の位置付けをふまえて新寮の成果を反映させ、新旧寮間、旧寮相互間の落差を縮める方向を志向するが施設の老朽化した吉田寮は閉寮とする。

(八) 二部寮については、寮拡大の中で現寮における一、二部学生の交流の長所を生かしつつ当面は二部学生の実態に即して入寮を拡大する。

(九) 大学は生協を厚生援助活動の一環としてとらえた生協活動を強める援助体制の確立を図り、大学の厚生援助の拡大に対応して生協と連携することによつてより合理的条件をととのえる。新寮は生協に依拠する消費生活を確立し、食生活に止まらず多面的に消費部門を組織し防衛する。運営面においては寮における生協組織の確立と相まつて寮協議会への生協参加を保障する。

(十) 舎費は寮の拡大を基調としつつ部分社会としての私学の厚生援助活動の一環として考えられねばならない。以上の観点に立つて新寮の舎費は一人一ヶ月一、五〇〇円とする。大学は寮生の立命館教学に依拠した生活努力とあいまつて個々の生活実態に即し、厚生援助活動(学資貸与・学生生活援助基金・アルバイト斡旋・奨学金・生協・健康管理・スクールバス等)全体を有機的に運用、指導し、学生生活の安定を図る。

〔五、略〕

〔注・「寮問題についての確認事項」全文は資料集・第三集に収録〕

## 四八五 「教学対策会議設置」 ☆

最初に細野教学部長から、この会議の性格、委員の構成について大要下記の通り報告があった。

構成 Ⅱ 教学担当理事、各学部主事及び調査委員、一般教育、外国語、体育、教職課程代表者。

性格 Ⅱ 特に設置までの経過を企画委員会との関係から、全学協において学生側から提起の教学の危機に対する認識及び、これに対し一般教育を軸とした教学充実を大学で確認した。

これが具体化は各学部で検討することになったが、実現に伴い各学部、各機関の連絡、調整により全学的な観点が必要で、その役割を果たすものとして設置された。

企画委員会の長期的展望による計画に対し、この会議は、短期的計画と、これに実現性、執行性が添加され、学部と直結していることに相異性が見出される。

次に小椋教学担当常務理事から挨拶があり審議に入る。

一、名称について

「教学対策会議」とすることに了承。

二、各機関の討議状況について（報告）

〔以下略〕

〔「教対会議議事録」(昭和三九年五月一日)〕

## 四八六 一般教育研究センター規定 ☆

### 一般教育研究センター規定

第一条 (目的) 一般教育にかんする研究活動を組織し、一般教育の充実・改善を図るため、一般教育研究センター(以下センターと称する)をおく。

第二条 (研究活動) センターは、前条の目的を達するために、次の事項を研究する。

一、一般教育の教育方針。

二、一般教育の教科内容。

三、一般教育の制度。

第三条 (機関) センターの機関構成及び構成員の任期は、次の通りとする。

一、機関は、室長・運営委員会及び常任委員会とする。

二、機関の構成は、次の通りとする。

室長は、大学協議会で選任された本学教授一名。

運営委員は、各学部・二部協議会から各一名、及び一般教育

担当委員から若干名。

常任委員は、運営委員のなかから二名。

三、室長・運営委員及び常任委員の任期は、それぞれ二年とする。

但し、重任を妨げない。

第四条 (研究委嘱) 室長は、運営委員会の議をへて、本学教員に研究を委嘱するものとする。

第五条 (部会) センターは、研究に必要な部会をおくことができる。

第六条 (報告) センターは、その研究の成果を一般教育連絡協議会ならびに各学部、および二部協議会に報告する。

第七条 (事務) センターの事務は、教学部においてとりあつかう。

第八条 (改廃) この規定の改廃は、大学協議会の議をへてこれを行う。

附 則

(適用月日)

この規定は、昭和三十九年二月五日から施行する。

〔注・第三二七回大学協議会(昭和三十九年二月五日)決定〕

四八七 「一般教育研究センター規定」改正 ☆

(改正案)

一般教育センター規定

第一条 一般教育にかんする研究活動を組織し、本学における一般教育の改善・充実を図るため、一般教育センター(以下センターと称する)をおく。

第二条 センターは前条の目的を達するため一般教育の位置づけ及び教育方針、一般教育の学科課程及び教科内容、その他一般教育の充実・改善を図るため必要な事項について審議・研究するとともに一般教育の開講方針及び担当者推薦について連絡調整をはかる。

第三条 センターは一般教育科目の定員とされる全教員及び外国語科連絡協議会、保健体育教室から選出された各二名の教員をもつて構成し、委員会を組織する。

第四条 センターに委員長をおく。委員長は委員の互選によつて選出する。

第五条 センターに運営委員をおく。運営委員は人文・社会・自然の三系列から各二名及び外国語科連絡協議会・保健体育教室選出の委員から各一名を委員会において選出するものとし、委員長を含めて運営委員会を構成する。

運営委員会はセンターの日常活動を推進する。

第六条 委員長ならびに運営委員の任期は二カ年とする。

第七条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て部会または小委員会を設けることができる。

第八条 委員長は委員会の議をへて、センター委員以外の教員に研究を委嘱することができる。

第九条 センターにおいて審議・研究した事項については、その内容に応じて各学部教授会(二部協議会を含む)、教学対策会議、教務会議に提案し、その実施について連絡調整を図るものとする。

第十条 (現行第七条の通り)

第十一条 この規定の改廃は委員会の議を経て大学協議会の承認を得るものとする。

附 則

この規定は、昭和四三年六月一日より適用する。

一般教育科目の定員とされる教員が充足されていない科目については、当分の間、その科目を担当する専門科目の定員とされる教員から委員を選出することができる。

〔注・第四〇八回大学協議会(昭和四三年五月二五日)決定〕

四八八 立命館大学一般教育会議規定 ☆

立命館大学一般教育会議規定

第一条 本学に一般教育会議(以下会議と称する)をおく。

第二条 会議は一般教育研究センター及び各学部教授会(二部協議会を含む)と連絡を緊密にし、一般教育の改善、充実を図り、その施策を審議する。

第三 条 会議は前条の目的を達するために下記の事項を審議する。

(一) 一般教育の教育方針および制度

(二) 開講科目と授業計画の立案

(三) センターの報告にもとづく大学協議会への提案事項

(四) その他、一般教育の充実、改善に必要な事項

第四 条 会議は、教学部長、各学部（二部を含む）主事及び、一般教育研究センターの室長、常任委員を以て構成し、各学部事務長および学務課長を幹事とする。

第五 条 議長は教学部長これに当る。

第六 条 教学部長事故あるときは、学部主事が輪番で議長の職務を行う。

第七 条 会議は委員の三分の二以上の出席によつて成立する。

第八 条 決議を行う場合は出席した委員の三分の二以上の同意を要する。

第九 条 幹事は表決には加わらない。

第十 条 会議は必要あるときは一般教育担当教員の意見を徴するものとする。

第十一 条 第八 条 会議の事務は、教学部学務課が担当する。

第十二 条 第九 条 この規定の改廃は、大学協議会において行う。

附 則

この規定は昭和四〇年一月一六日から施行する。

なお本規定の施行に伴い、一般教育連絡協議会規定（昭和三三年一〇月一〇日規定第六〇号）を廃止する。

〔注・第三三〇回大学協議会（昭和四〇年一月一六日）決定〕

〔注・昭和四三年六月一日一般教育会議規定廃止〕

#### 四八九 「広報委員会設置」 ☆

六、大学改革調査委員会等の設置に関する件

(一) 〔略〕

(二) 武藤総長事務取扱から、学内で生起した事態について、大学としてのうけとめかたを速やかに教職員に周知させるために、「ニュース」を発行することとし、その編集について教学部内に広報委員会を設けることとしたい旨提案があり、これを了承。

〔「第三三〇回大学協議会議事録」（昭和四四年四月九日）〕

#### 四九〇 広報委員会の発足 ☆

永原教学部長から、学内理事会の討議にもとづいて、学園における広報活動の必要性にかんがみ、下記のとおり「立命館学園広報に関する要綱」をまとめた。広報委員会を委嘱して業務をはじめることとした旨報告があり、了承。

一、立命館学園広報に関する要綱（昭四五・六・一〇 学内理事会）

(目的) 教職員の間で、学園の現状と動向についての的確な把握が行なわれ、

広く問題の所在が認識されるよう、情報・資料の提供を行なう。

(名称) 「立命館学園広報」と標示し、形体はB五版綴込式のものとする。

(内容) 論説、随想および雑報記事をもつて主要目次とする。

(体制) 編集・発行は、総長が委嘱する広報委員会（会）が行なう。

業務の所管は、当分の間、教学部教学課におくが、早急にあり方を検討する。

二、広報委員（昭四五・六・二七委嘱、任期一年、昭四六・三・三二まで）

教員（広小路） 文学部助教授 山尾 幸久

同（衣笠） 経済学部教授 川本 和良

職員 (広小路) 二部事務室 金原 興造  
 同 (衣笠) 図書館 若井 勉  
 教員 (高中学校) 中学校教諭 小山 五郎

〔「第四六五回大学協議会議事録」(昭和四五年六月二七日)〕

#### 四九一 国際学術交流委員会の設置について☆

##### 一、設置の趣旨

今日の教育・研究の発展は、国際的な学術交流に負うところが大きく、今後ますますこの傾向と要請は増大していくものと考えられる。本学もかかる勢に因って外国留学制度の改善・充実に努力し、必要な場合には外国との研究員交換協定を締結するなどの措置をとってきた。これとあいまって、本学における教育・研究の国際的な評価が高まるにつれて、来学する外国人研究者数も年々増加してきている。

現時点では、かかる国際学術交流を積極的に教育・研究の中に生かしていくことが必要であり、ひとしく要請されている。表記委員会は、かかる必要と要請に応じて設置されるものである。

##### 二、委員会の性格

しかし、この委員会のあり方および教職員の現状からして、画一的に委員会を組織することは必ずしも適当でないので、総長の諮問機関として設置し、教学担当常務理事の指示に従い活動するものとしたい。

##### 三、委員会の組織

- (一) 設置の趣旨に照らし、この委員会は、
- (二) 国際学術交流について総長の諮問に応ずること
- (三) 外国学術研究機関に関する情報を蒐集すること
- (四) 来学する外国人研究者の受入れに関する業務を行なうこと

(四) その他必要な業務を行なうこと  
 をその当面の任務とする。

##### 四、委員会の組織

各学部教員および関連事務職員の中から、総長の指名するものを委員とし、委員長一名、副委員長二名をおく。

事務局は当面、学務課所管とし、直接研究にかかわる事項については人文科学研究所が協力する。

委員会はその業務を行なうに当って、教学担当常務理事の指示に従う。委員長、副委員長、委員には手当を支給しない。

(付記) ソ連科学アカデミー東洋学研究所と本学との研究員交換協定に  
 関連して、すでに設置されている受入れ委員会は、この委員会に  
 包括される。

〔「第五八三回大学協議会議事録」(昭和五一年七月一〇日)〕

#### 四九二 立命館大学国際学術交流委員会規程☆

##### 立命館大学国際学術交流委員会規程

第一条 本学における国際的な学術交流を振興し、もつて、本学の教育・研究の充実をはかるために国際学術交流委員会を置く。

第二条 本委員会は次の事項を行なう。

- (一) 国際学術交流に関する事項
- (二) 外国学術研究機関に関する情報の蒐集
- (三) 本学に来学する外国人研究者の受入れに関する業務
- (四) その他必要な業務

第三条 本委員会は、各学部から選出された各二名の委員をもつて構成す

ただし、本委員会において必要と認めるときは、別に委員を委嘱することができる。

第四条 本委員会に委員長一名、副委員長二名を置く。

第五条 委員の任期は一年とし、再任を妨げない。

第六条 本委員会の事務は教務部教務課において行なう。

附則 一、この規程は、昭和五年一月二十五日から適用する。

二、この規程施行に伴う委員会の設置により、本学とソ連邦科学アカデミー東洋学研究所との研究員交換協定にもとづく受入れ委員会はこの委員会に包括する。

〔注・昭和五年一月八日理事会承認〕

#### 四九三 立命館大学視聴覚室管理運営委員会規程 ☆

##### 立命館大学視聴覚室管理運営委員会規程

一九八一年四月 八日 立命館大学（学内）理事会決定

一九八一年四月 一日 立命館大学協議会決定

##### （目 的）

第一条 立命館大学の教育研究の充実・発展をはかるとともに、図書館機能充実の一環として「立命館大学視聴覚室」（以下「視聴覚室」という）を設ける。

##### （委 員 会）

第二条 視聴覚室の管理運営を円滑におこなうため「立命館大学視聴覚室管理運営委員会」（以下「委員会」という）を置く。

##### （構 成）

第三条 委員会は、次の構成員で組織する。

(一) 各学部教授会・二部協議会から 各一名

(二) 外国語科連絡協議会から 二名

(三) 一般教育センターから 一名

(四) 図書館委員会から 一名

(五) 教 学 部 長

(六) 学 生 部 長

(七) 教 務 課 長

(八) 図書館運営課長

##### （任 期）

第四条 委員の任期は、次のとおりとする。

(一) 前条 第一・(二)・(三)・(四)号の委員の任期は一年（四月一日）翌年三月三十一日）とする。但し、再任は妨げない。

(二) 前条 第五・(六)・(七)・(八)号の委員の任期は、その在任期間とする。

##### （運 営）

第五条 委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

2、委員会の委員長は、教務部長をもつてこれに充て、委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がこれを代行する。

##### （審議事項）

第六条 委員会は、次の事項について審議する。

(一) 視聴覚室の管理・運営に関する事項

(二) 視聴覚室の企画・事業に関する事項

(三) 視聴覚室の設備・機器及び教材費の予算に関する事項

(四) その他、管理運営上必要と認められる基本的事項

##### （視聴覚室の管理運営）

第七条 視聴覚室の管理運営については、別に「立命館大学視聴覚室管理運営内規」を定め、これをおこなう。

##### （定 足 数）

第八条 委員会は、委員の過半数の出席をもつて成立する。

##### （事 務 局）

第九 委員会事務は、図書館運営課においてこれをおこなう。

(規程の改廃)

第十 本規程の改廃については、委員の過半数を越える同意のもとに(学内)理事会の議を経て、これをおこなう。

第十一 委員長が必要と認めるときは、第三条に規程する構成員以外の者を委員会へ出席させ、その意見を聴取することができる。

附 則 この規程は、一九八一年四月一日から施行する。

#### 四九四 立命館大学基礎文献資料室・学部共同書庫等管理運営委員会規程

##### 管理運営委員会規程 ☆

##### 立命館大学基礎文献資料室・学部共同書庫等管理運営委員会規程

(目的)

第一 本規程は、本学修学館に設置された立命館大学基礎文献資料室並びに学部共同書庫およびこれに付帯する施設、設備の管理運営を行なうに必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第二 本規程に定める研究施設、設備の管理運営を円滑に行なうために「立命館大学基礎文献資料室・学部共同書庫等管理運営委員会」(以下「委員会」という)を置く。

(構成)

第三 委員会は次の委員によつて構成する。

一、各学部教授会より選出された委員 各一名(ただし、理工学部を除く。)

二、人文科学研究所委員会より

一名

三、教学部長

四、学部次長

五、図書館整理課長

六、人文科学研究所主事

(任期)

第四 委員の任期は次のとおりとする。

一、前条第一号および第二号の委員は任期一年。ただし、再任を妨げない。

二、前条第三号から第六号の委員はその在任期間とする。

(運営)

第五 委員会は、委員長が招集し、主宰する。委員会は委員の過半数以上で成立する。

委員会の委員長は、教学部長とし、委員長に事故あるときは委員長の指名した委員が代行する。

(審議事項)

第六 委員会は次の事項について審議する。

一、基礎文献資料室、学部共同書庫その他これに付帯する施設、設備の管理運営に関する事項。

二、基礎文献資料室、学部共同書庫に収集する図書・資料の整備に関する事項。

三、前二、三に必要なる予算に関する事項。

四、図書・資料に関する各学部共同研究室、人文科学研究所との調整。

五、その他管理、運営上必要とみとめられる事項。

第七 本規程に定める施設、設備、図書・資料等の管理運営に関する細則については、本委員会の審議に基づいて別に定める。

第八 本規程の改廃については本委員会で審議し、大学協議会の承認を経て行なうものとする。

第九 本委員会の事務局は立命館大学基礎文献資料室とする。

附 則 この規程は一九八一年六月二七日から施行する。

(第六七八回大学協議会(一九八一年六月二七日)決定)

## (二) 年代毎の課題別委員会関係

### 四九五 〔学制改革委員会設置〕

〔「理事会決議録」(昭和三年五月二〇日)〕

末川学長

〔前略〕

一、今般教育基本法及び学校教育法の施行せらるゝに當つて本学園も其趣旨に即応して教育刷新の実を挙げるために立命館全学園の学制改革について協議しその根本方針を決定すると共に之れが実施を促進するために「学制改革委員会」を設置して学園の発展に寄与致したい。尚本委員会の決定執行については時宜によつて御委せを戴きたい旨を述べ全員に賛同を求む。右全員異議なく賛成した。

〔別紙〕

#### 財団法人立命館学制改革委員会規程

第一条 本委員会は、財団法人立命館学制改革委員会と称する。

第二条 本委員会は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に即応して教育刷新の実を挙げるために、立命館全学園の学制の改革について協議し、その根本方針を決定すると共に、これが実施を促進することを目的とする。

第三条 本委員会は左の者を以て組織する。

学長、理事長、副理事長、評議員会長、評議員会副会長、各部長、財務部長、医務部長、総務部長

特別の事項を調査協議するため必要あるときは、専門的の智識経験ある者について意見を聞くことが出来る。

第四条 本委員会の会務は学長がこれを統理する。

本委員会は随時学長がこれを招集する。

第五条 本委員会に幹事を置く。

幹事は上司の指揮を受けて庶務に従事する。

#### 四九六 学園拡充の問題に関する意見交換会開催御通知

昭和三十年八月十八日

学校法人立命館理事長  
立命館 大学 総長

北川 敏夫  
末川 博

殿

学園拡充の問題に関する意見交換会開催御通知

学園の拡充計画に関する基本方針は、本年二月二十五日の理事会並びに評議員会に於て決定されたものでありますが、その後この基本方針にもとづいて、西院方面に新校地買収予定の処、同計画は都合により中止となりましたので、改めて新校地買収に関する第二段の計画を立案検討する必要上、此の際本問題につき学園の教学と経営の両面に亘る意見を聴取するため、左記により全評議員と大学協議員との合同意見交換会を開催し、本問題に関し、あらゆる角度よりする忌憚のない意見の交換を行つて頂き度いと思ひますので、酷暑の折柄洵に御迷惑とは存じますが、御繰合せ御出席下さる様お願い、いたします。

記

一、日 時 八月二十八日(日) 午前十時より

二、場 所 立命館大学公室

三、議 題 学園拡充の問題について

#### 四九七 新校舎建設に関する件〔調査委員会設置〕

##### 五、新校舎建設に関する件

本件に関し、八月二十八日に開催された評議員、大学協議員、大学主事及び教職員組合代表の意見交換会に於て、本問題に関する調査委員会を設け、教学、給与等の面より調査研究する事にせられたいとの発言があつたのであるが、この調査委員会設置の要否、委員会の目的、性格、構成等に関し協議の結果、大学協議会に於て、大学協議会運営要項の規定により設置されるべき調査委員と理事会側より専務理事及び松尾校長が参加して協同して調査と研究に当ることに決定。

〔理事会議事録〕（昭和三〇年九月九日）

#### 四九八 〔新校舎建設に関する調査委員会の性格〕

##### 新校舎建設に関する調査委員会報告書

（昭和三十一年三月八日）〔抜粋〕

##### 目次

- 一、調査委員会の性格
- 二、理事会案に対する所見
- 三、委員会の構想
  - (一) 教学の充実について
  - (二) 施設の充実について
  - (三) 給与財政について

##### 四、結語

##### 一、調査委員会の性格

昨年九月、「新校舎建設に関する調査委員会」が設けられ、十月から今日に

至るまでの五ヶ月間、二十数回にわたつて討議を重ねて来たが、今その結果を報告するに当り、本委員会成立の経過ならびにその性格について一言する必要がある。

五十余年の歴史を誇る立命館学園も、その飛躍的發展は戦後十年のことである。この間人的物的充実に著しいものがあつたが、その發展が急激であつただけに、なお不十分を免れず、殊に広小路学舎における校地校舎の狭隘性は、これを打開することが緊急切実の問題となつた。ここにおいて、理事会は諸般の状態を考え、適當なる場所に校地を卜し、やがてはここに全学を挙げて移転集中し、一大学園を形成すべきであるとし、今こそその理想実現への第一歩を踏み出すべき時であると考えるに至つた。かくして、昨年三月二億円に上る土地購入予算が理事会および評議員会において決定され、直ちに西院方面における数万坪の土地買収計画に着手することとなつた。しかしこの計画は京都市の都市計画のために中止のやむなきに至つた。

こゝに於て学園拡充に関する全学的討議の機運が高まり、昨年八月、理事、評議員、教学関係者、教職員組合代表者などによつて学園拡充に関する懇談会がもたれ、その結果として、九月に至り理事会並びに大学協議会の決定に基づき、学園拡充の問題を慎重に調査研究する機関として調査委員会が設けられるに至つた。

委員会は各学部代表四名（法・経・文・理工学部各一名）と理事代表三名（高中校長を含めて二名、のちに三名）計七名から構成された。委員会は昨年十月六日に第一回の会議を開き、その席上、委員会は理事会の従来の諸決定に拘束されることなく、全く白紙の立場で、教学と経営の両面から、内外諸般の実状を十分に調査研究し、学園将来の發展のため、最も堅実かつ妥當な構想をつくり上げることが申合せた。学園の運命を左右するともいえる今般の拡充計画は、学園関係者すべての全面的協力を必要とすることであり、あらゆる創意の結果すべき調査委員会の設置は極めて妥當な処置であつた。

かかる重大使命を負うて、調査委員会は五カ月間に二十数回の会議を開き、学園内外の資料を蒐集整理し、その間教学、施設、給与財政の三小委員会を設け、あるいは学部代表者会議を開き、さらに各部課代表者・教職員組合・学生

代表などと懇談会を開いて各方面の意見を採り入れ、内外諸般の事情を充分に検討した結果、ようやく次のような構想に到達するに至つた。

〔以下略〕

〔注・全文は資料集・第三集に収録〕

#### 四九九 二部の運営方針に関する件〔二部運営対策委員会設置〕

武藤協議員（入学試験委員）から、六月九日入学試験委員会の決定にもとずいて、二部入学志願者の趨勢に鑑み、二部の運営方針を再検討するという大学協議会の了解（二月二十四日第二二一回大学協議会議事録「十二、昭和三十一年度以降の二部運営に関する件」参照）を早急に実施されたい旨提案、左の構成で「二部運営対策委員会」を組織することに決定。

委員 各学部主事及び学部代表各一名

幹事 総務室長、庶務課長、学務課長

対策委員会の事務は庶務課が担当する。

〔第一二八回大学協議会議事録〕（昭和三十一年六月三〇日）

#### 五〇〇 〔学園振興に関する臨時調査委員会（改組前の）

委員会）〕☆

学園振興に関する臨時調査委員会経過報告

一、改組前の調査委員会について

昭和三十一年十月二十五日の理事会に於て、学園が現在一つの曲り角に当面

しているという見地から、来年度に予想される赤字対策を含めて、学園経営の根本方針を立てるために、理事会の諮問機関としての調査委員会をつくることが提案されたが、たまたま、同日夜の全学協議会に於ても、学生側から学園の教学及び経営に関する五カ年計画をたてて示してほしいとの要望があったので、次回の全学協議会でこれを提示することを約した。そこでこの五カ年計画の立案をも含めて、右の学園経営の根本方針を検討立案するために十一月一日の理事懇談会、八日の理事会の議を経て「学園振興に関する臨時調査委員会」が組織され、専務理事、常務理事、学部長校長理事並びに主として学内評議員等一七名の委員が委嘱された。

調査委員会は十一月十一日から十二月四日までに六回の委員会、三回の事務関係打合会を開いたが十一月十九日には、当面五ヶ年間に現在の広小路学舎及び等持院学舎を中心として、教学の充実、給与の改善、教職員の補充、施設の充実を内容とする「調査委員会報告書」（付録参照）をとりまとめ十一月二十二日の理事会に報告した。理事会はこれを検討の結果、全面的に採択し、これを理事会案として十一月二十五日の全学協議会に提示した。

〔中略〕

上記の通り調査委員会は一応の役割を果たしたのであるが、全学協議会で明確にされた学園の教学並びに経営に関する重要な諸問題については、引き続き調査検討を要するものと認められ、昭和三十三年二月七日の大学協議会並びに昭和三十三年二月十四日の理事会の決定により、調査委員会を改組して、理事会の諮問機関であると同時に、大学協議会の調査機関として、その委員も専務理事、常務理事、四学部長、高中校長の外は、教職員のうちから選出することとして、ここに再出発することとなった。

〔以下略〕

〔「学園振興に関する臨時調査委員会答申書」(昭和三五年九月)〕

〔注・答申書全文は資料集・第三集に収録〕

五〇一 「学園振興に関する臨時調査委員会改組」

末川理事から大学協議会において現在の「学園振興に関する臨時調査委員会」を解散し、新しく理事会の諮問機関であると同時に大学協議会運営要項第九条の二による調査機関たるの性格をもつて新発足する事並びにその新しい組織を左記のようにする事について決定された事を報告。  
理事会においても右の通り承認。

記

専務理事、常務理事、各学部長、各学部教授会から選任された各一名、学生部長、高等学校長、高中教員一名、事務職員五名（但事務打合会で選任する）

計十八名

〔「理事会議事録」(昭和三十三年二月一四日)〕

五〇二 「六十周年記念行事委員会設置」

八、その他

2、六十周年記念行事について協議の結果、理事会代表二名、評議員会代表二名、四学部教員代表四名、職員代表二名、高中校代表一名、校友会代表二名、学友会代表二名、計十五名に理事長が委嘱して「六十周年記念行事委員会」を設けることに決定。

〔「理事会議事録」(昭和三十四年一〇月九日)〕

五〇三 全学協議会確認事項〔企画委員会、学園振興懇談会設置〕

確認事項〔抜粋〕

昭和三十五年十月から十二月にかけて八回にわたる全学協議会において討議を行った結果、学校・組合・学生の三者は次の諸事項について相互に了解したことを確認する。

(一、二、略)

三、教学と経営を統一した全学的立場及び学内の民主主義を確立するため、理事会、大学協議会、教授会の運営を改善し、教務会議、部課長会議を活用する。

四、学園の運営について長期的計画を全学的立場において恒常的に企画立案する機関として、企画委員会を新設する。

五、学園振興に関する諸問題について、学校、組合、学生の三者が恒常的に意思の疏通を図る場として、学園振興懇談会を新設する。

(六、以下略)

昭和三十六年一月十六日

全学協議会の席上にて

学 校 代 表	末 川 博
組 合 代 表	前 島 省 三
学 生 代 表	丸 谷 興 市

〔注・全文は資料集・第三集に収録〕

## 五〇四 企画委員会規定

### 企画委員会規定

- 第一条 本学に企画委員会（以下委員会と称する）を置く。
- 第二条 委員会は、理事会および大学協議会の諮問を受けて学園の運営に必要な計画を全学的立場において企画立案する。
- 第三条 委員会は左の委員を以て組織する。
  - 一、教学部長
  - 二、各学部教授会から一人
  - 三、高等学校および中学校の教員から一人
  - 四、前三号以外の教職員から三人但し、必要がある場合は、委員以外の者に出席を求め意見をきくことができる。
- 第四条 職務上委員となるもの、外は総長がこれを任命し、その任期は二年とする。
- 第五条 委員会に委員長を置き、教学部長がこれにあたる。
- 第六条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。
- 第七条 委員会は、委員の三分の二以上の出席によつて成立する。
- 第八条 委員長は、必要がある場合は特定の事項について臨時委員を委嘱することができる。
- 第九条 委員会の事務は教学部庶務課がこれを担当する。

### 附 則

この規定は、昭和三十六年三月一日から適用する。

[注・昭和三十六年三月五日理事会決定]

## 五〇五 企画委員会の性格と構成について

目的 本学に学園振興に関する長期計画についての理事会並びに大学協議会それぞれの諮問機関として企画委員会（以下委員会という）をおく。

### 任務

一、委員会は、理事会、大学協議会が前項の目的に関して、特定の課題を設定して諮問するか、又は委員会が自主的に設定した事項について、全学的長期的立場から調査・企画・立案を行う。

一、委員会が成案を得たとき、又は中間的な報告を要請されたか、必要と認めるときは、理事会及び大学協議会に報告・答申・建議を行う。

### 構成・組織

一、委員会は左の委員をもつて構成する。

- 1、各学部教員及び二部協議員から各一名
- 2、高等学校及び中学校の教職員から一名
- 3、前各号以外の教員から三名

委員会が必要と認めるときは、理事その他の教職員に出席を求め、その意見をきくことができる。

一、委員は総長がこれを委嘱する。

一、委員の任期は二年とし、毎学年度初めにその半数つつを改選するものとする。

一、委員会には委員の互選により委員長をおく。委員長の任期は一年とする。但し、再任を妨げない。

一、委員会は委員長が召集し、その議長となる。

一、委員会は委員の三分の二以上の出席によつて成立する。

一、委員会が必要と認められた場合は、特定の事項について臨時委員を委嘱することができる。

一、委員会は、委員会の行う調査・資料収集について、各部課の協力を求めることができる。

一、委員会は、教職員組合、学友会と意見の交流をはかるために、随時、三者の懇談会を開くことができる。

一、委員会の事務は、教学部教学課がこれを担当する。



(2) 前項の目的を遂行するためには、学内諸機関がこれに総合的集中的に取組むことが必要である。従つて今後は、教学部、総務部、学生部、人文科学研究所及び教職課程委員会の代表者が日常的に協議する体制をととのえ、学内諸機関における取組みをこゝに集中し、現状を分析、把握しつゝ、具体的措置をとり、さらにその結果を点検し、理事会がその最終の責任を果さなければならぬ。

〔中略〕

昭和三十八年八月十日

立命館大学教学部長  
立命館大学学生部長

一部部落問題研究会委員長 殿  
二部部落問題研究会委員長 殿

〔注・全文は資料集・第三集に収録〕

## 五〇八 「新学部設置に関する調査委員会設置」 ☆

新学部の構想について〔抜粋〕

——「産業社会学部」案——

学園振興基本要綱にもとづく長期的な総合計画の一環としての新学部の構想について、学内理事は、産業社会を主要な側面とする現代社会を対象として、これに社会的・科学的にアプローチしようとする「産業社会学部」(仮称)案を策定し、これを大学協議会に提案したが、去る三月三〇日第三二〇回大学協議会は新学部構想の基本的方向としてこれを承認し、「新学部設置に関する調査委員会」を編成して、その調査、立案をすゝめること、なつた。

新学部設置調査委員の委嘱

本号掲掲の新学部設置に関する調査委員として、次の通り委嘱された。

(法学部) 大西芳雄 (経済学部) 井上晴丸  
(経営学部) 小椋広勝 (文学部) 奈良本辰也  
(理工学部) 村上一男 (教学部長) 武藤守一  
(社会学関係) (法学部) 細野武男  
(経営学部) 野崎治男

〔「教学時報」第一六号(昭和三十九年四月一五日)〕

## 五〇九 立命館創立七十周年記念事業委員会の設置並びに同委員委嘱について

小田理事長から、去る一月三十一日の理事会で了承を得た、立命館創立七十周年を記念して、この事業資金としての学債並びに寄附金の募集を行うについて、昨年設けた学債募集委員会を改組して、新たに立命館創立七十周年記念事業委員会を設け、委員に理事全員並びに評議員会議長と各学部および高中校教員から各一名を、また顧問に各界有力者二十数名をむかえ、末川総長を名誉委員長に、委員長に理事長、副委員長に副理事長を、顧問代表として石原広一郎氏をそれぞれ委嘱し、また、この記念事業資金に関する事務を統一的に処理するため、委員会に事務局を設けることにいたしたい旨が述べられ、承認の後、

〔以下略〕

〔「理事会議事録」(昭和三十九年六月一二日)〕

五二〇 部落問題小冊子編集に関する件〔同編集委員会設置〕☆

長宗我部教学部長から、先に部落問題対策会議・補導主事会議の合同会議で審議し、第三四二回大学協議会（六月五日）に報告して了承をえた差別事件に對する当面の対策のうち、明年度以降新入生を（昭和四〇年度は全回生）対象とした部落問題に關しての啓蒙を目的とするパンフレットの作成を、全学的な協力をえて、差別事件の経験を反映しうる編集委員会において準備したい旨を説明し、

〔中略〕

各学部教授会（二部協議会を含む）から一名、一般教育研究センターから一名、部落問題対策会議から二名、計一〇名で編集委員会を組織したいと提案、了承された。

〔第三四六回大学協議会議事録〕（昭和四〇年八月二日）

五二一 「総長選挙規定改正準備委員会」の設置について ☆

一、総長選挙規定改正の審議を準備するために、理事会・大学協議会は協力して、総長選挙規定改正準備委員会を設ける。

二、この委員会は、下の六名をもって構成する。

- (一) 理事会から 二名
- (二) 大学協議会から 三名

三、委員は委員長を互選する。委員長は委員会を招集し、その議長となる。

四、委員会は、その目的を行うために、下の諸資料の蒐集及び問題の整理にあたる。

(一) 国公立諸大学の総長選挙制度

(二) 本学の総長選挙制度の歴史

(三) 現行総長選挙規定に關する諸問題

(四) 総長選挙規定改正に關する諸問題  
五、委員会は、その活動を行うにあたって、必要に応じ関係諸機関の意見を徴する。

六、委員会がその活動を了えたときは、理事会・大学協議会はその成果に立つて、改正案の起草に着手するよう起草委員会を別に組織する。

〔第三四七回大学協議会議事録〕（昭和四〇年九月一八日）

〔注・右準備委員会、昭和四一年一月二九日発足〕

五二二 総長選挙規程改正案起草委員会発足 ☆

総長選挙規程の改正にとりかかるために、今般、次の各氏がそれぞれの選出区において総長選挙規程改正案起草委員会委員に選出され、五月二六日第一回の委員会が開かれた。同委員会では委員会設置に至るまでの経過報告があり、委員長、副委員長および幹事を互選したあと、年内の起草完了を目指して今後の委員会のすすめ方等を協議した。

区 分	役 職 名	氏 名	委員会役職
理事（専任教員である理事を除く）、 監事の中から	理 事 長	小田 美奇穂	委員長
	副 理 事 長	木村 嘉一	
大学協議員の中から	理 事	富部 亮二	
	教学担当常務理事	高橋 良三	副委員長
評議員の中から	法 学 部 長	天野 和夫	
	経済学部教授	手嶋 正毅	
	評議員会議長	田中 義男	

各学部および高校の専任教員の中から	経営学部教授	祭原光太郎	
	産業社会学部教授	山元一郎	
専任教員以外の職員の中から	文学部教授	平中荅次	
	理工学部教授	杉田嘉一郎	
専任教員以外の職員の中から	高校教諭	上田勝彦	
	総務部長	西村幸雄	幹事
専任教員以外の職員の中から	図書館運営課長	林義男	
	教務部長	長宗我部蓬城	

この委員会は、さきの「総長選挙規程改正準備委員会報告書」（昭和四一年八月）をうけ、関係各機関で審議の上決定した「総長選挙規程改正案起草委員会設置要綱」にもとづき設けられたものである。

#### 総長選挙規程改正案起草委員会設置要綱

- 一、総長選挙規程改正案を起草するために理事会、大学協議会の決定により総長選挙規程改正案起草委員会を設ける。
- 二、この委員会は左の一五人をもって構成する。
  - (一) 理事（専任教員たる理事を除く）、監事の中から 三人
  - (二) 大学協議員の中から 三人
  - (三) 評議員の中から 一人
  - (四) 各学部および高校の専任教員の中から 五人
  - (五) 専任教員以外の職員の中から 三人
- 三、委員会に、委員の互選により委員長、副委員長および幹事をおく。委員長は委員会を招集し、その議長となる。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは議長となる。幹事は委員会の事務を掌管する。
- 四、委員会には必要に応じ、専門委員を委嘱することができる。
- 五、委員会は起草に当って、広く学園諸機関の意見を聴取するものとする。
- 六、委員会は案の起草を完了したときは、理事会、大学協議会に報告を行う。

#### （起草委員会設置に至る経緯）

総長選挙規程の根本的検討に至った直接のきっかけとなったのは、昭和四〇年三月の総長選挙を前にして、同年一月理事会から提案された総長選挙規程改正案をめぐる学園諸機関の論議であった。すなわち、理事会の改正案は、経営学部の増設に伴う若干の手直し程度ということで、選挙人数を(一)規程第四条第一号の「理事（専任教員である理事を除く）、監事」から互選される選挙人五人を一三人とすること(二)規程第四条第三号の「専任教員」から互選される選挙人五人を一三人とすること(三)規程第四条第四号の「専任教員以外の職員」から互選される選挙人五人を七人とすること(四)規程第五条第五号イの「大学の学生」から互選される選挙人二〇人を二五人とすること、を内容としたのであるが、これに対して大学協議会では、各学部教授会での討議をまとめて、その見解を次のように集約した。

一、今回の総長選挙に限って、理事会から提出された改正案で実施することを了承する。

二、理事会に対し、大学協議会の意見を次のとおり申し入れる。

(一) 総長選挙規程は、大学自治の原則および総長が学長をかかえている現状にかんがみ、その改正については、大学協議会の議を行われるべきものと考える。

(二) 今回の改正については、その手続きおよび内容の上で次のような問題があると考ええる。

(イ) 改正の提案が、予定された選挙告示期日のまじかに行なわれ、そのため大学協議会、教授会などで実質的な討議を行ないえない結果になつたことは、きわめて遺憾である。

(ロ) 第四条第一号の改正により、学外理事については事実上直接選挙が行なわれる結果となり、間接選挙の規程に疑義を生ぜしめていることを指摘せざるをえない。

(三) 本改正案による総長選挙の実施は今回限りとし、前例としない。総長選挙規程の根本的な検討のため、早急に、民主的な基礎に立つた討議を行ない、規程の改正は、理事会および大学協議会が合議して決定すべきものと

考える。

一方、大学協議会、教授会での論議と平行して、学園振興懇談会においても、教職員組合ならびに学生側から改正案に対する強い反対意見が表明されたが、結局、次の諸項を確認した上で、今回の総長選挙については改正案で実施することを了解したのであった。

一、本改正案による選挙は今回限りとし、今後の討議の前提としない。  
二、次の諸原則に基づいて、規程の根本的検討に直ちに着手する。

- (一) 公選制による総長、学長一体制
  - (二) 全教職員、学生を含む選挙制
  - (三) 選挙人比率における学内の多数
  - (四) 間接選挙制
- 三、前項による規程改正を明年度中に行なう。

以上のような大学協議会ならびに学園振興懇談会の論議と確認に立って、昭和四〇年一月の理事会では、今回の改正案を承認、可決するとともに、選挙終了後早急に規程の根本的な改正を検討すべきことを申合せた。

これをうけて、総長および理事長の共同提案による「総長選挙規程改正準備委員会」の設置についてが理事会、大学協議会に提出され、これにもとづいて総長選挙規程改正準備委員会が設けられ、総長選挙規程改正の審議を準備するために、資料の収集と問題の整理に当たることになった。その構成は理事三人、大学協議員三人の合計六人から成り、理事からは小田美奇穂、木村嘉一、冨部亮二の三氏、大学協議員からは小椋広勝、天野和夫、加藤睦夫（のちに三田村泰助に交換）の三氏が選出され、昭和四一年一月の第一回委員会で委員長に小田美奇穂氏が互選され、幹事として総務部長西村幸雄氏が委嘱された。爾後、約八カ月にわたって活動を続け、同年八月の第六回委員会において、その内容をとりまとめ、「第一章 準備委員会の設置の経緯ならびにその性格、任務および運営、第二章 国・公・私立諸大学の総長または学長選挙制度、第三章 本学の総長選挙制度の歴史、第四章 現行総長選挙規程に関する諸問題、第五章 総長選挙規程改正に関する諸問題」の五章から成る「総長選挙規程改正準備

委員会報告書」を作成し、これを理事会および大学協議会に提出した。この報告をうけて、理事会および大学協議会、教授会では論議を重ね、理事会、大学協議会の決定により上述の「総長選挙規程改正案起草委員会設置要綱」を作成し、準備委員会報告書と併せて業務協議会および学園振興懇談会に提示、討議をくりかえし、昭和四二年一月二〇日の学園振興懇談会において次の四項を確認し総長選挙規程改正案起草委員会を発足させることの了解をみたのであった。

- 一、起草委員会はその作業の基礎として総長選挙制度に関する歴史的総括及び現状把握を行ない、現時点における制度の諸原則の意義を明らかにすること
- 二、起草委員会は起草の過程において、理事会、大学協議会のもとに作業に当り、学内諸機関（学園振興懇談会、全学協議会、業務協議会等）の意見を聴取すること。

三、理事会は学内諸機関の意見を聴取することに責任を負うこと。  
四、起草委員会が歴史的総括を行なうに際し、昭和四〇年改正以後のこの問題に関する学内の取組みについて学園振興運動の視点で総括を行なうこと。

〔「教学時報」第二四号（昭和四二年六月一日）〕

### 五三 同和教育に関する件〔同小委員会設置〕☆

各学部長から、前回協議会に引続き、大学協議会に同和教育総括のための小委員会を設置することをめぐる各学部教授会での審議状況について、

〔中略〕

報告があつて、種々討議、小委員会は、教職科目としての「同和教育」についてだけではなく、本学における民主教育の一環としての同和教育のあり方について歴史的総括を行ない、そのなかで教職科目「同和教育」の位置づけを行なうとともに、本学における同和教育の体制、内容の不十分さを克服するよう

努めることを確認、また、その構成については各学部（二部を含む）協議員から一名づつと教学担当常務理事の合計八名とすることとし、必要に応じてその都度関係ある教職員に参加を求めることについても意見の一致をみて、同和教育に関する小委員会を設置することに了解、これを各学部教授会に諮ることとした。

〔第三八二回大学協議会議事録〕（昭和四二年五月一三日）

## 五二四 大学自治に関する小委員会設置の件 ☆

乾教学部長から、最近の学園内外における大学自治をめぐる諸問題、とくに学内における学生運動にかかわる諸問題にたいして、この際、大学として大学自治に関する実践的な方策を講ずるために、大学協議会に「大学自治に関する小委員会」を設置して、大学自治に関する事項について調査・研究を行ないたいとして、別紙要項案を提示して提案があり、種々討議、総長選挙規程改正案起草委員会での討議と並行しつつ、また、学内における大学自治をめぐる論議の促進に役立てるべきものであることを確認のうえ、早急に発足させることとして承認。

〔別紙〕

大学自治に関する小委員会設置の件

記

一、大学協議会に「大学自治に関する小委員会」（以下、小委員会という）をおく。

二、小委員会は、大学自治に関し、次の諸点につき調査・研究し、その結果を大学協議会に報告する。

(イ) 現代における大学教学の理念

(ロ) 国家権力と大学自治

(ハ) 大学自治と学部自治

(ニ) 大学自治と学生自治

(ホ) 大学自治を保障する体制

(ヘ) その他、大学自治に関する事項

三、小委員会は、各学部（二部協議会をふくむ）大学協議員各一名の委員をもって構成する。

四、小委員会は、委員の互選により委員長を選出する。

委員長は、小委員会を招集し、その議長となる。

五、小委員会は、調査・研究の必要に応じ、分科会を設けることができる。

六、小委員会は、調査・研究上必要があれば、本学教職員を専門委員に委嘱することができる。

七、小委員会は、調査・研究の進展に即して、大学協議会に中間報告をしなければならぬ。

八、小委員会の設置は、学内における大学自治に関する討議を妨げるものではない。

九、小委員会は、次の者を幹事とする。

教学部長、学生部長、教学課長、学生課長

一〇、小委員会の事務局は、教学部教学課におく。

〔第四一〇回大学協議会議事録〕（昭和四三年六月二三日）

## 五二五 大学改革調査委員会等の設置に関する件 ☆

(1) 武藤総長事務取扱から、教学の内容・体制について、総括と課題を明らかにし、改革をはかるべき方向に関する討議素材をまとめ、全学的討議にはかつたうえ、それを集約して改革方針を立案するについて総長事務取扱の諮問機関として、大学改革調査委員会を設置したい旨提案があり、これを承認、早急に発足させることとした。

〔「第四三〇回大学協議会議事録」(昭和四四年四月九日)〕

## 五二六 大学改革調査委員会、十日に初会合

大学改革問題については、各大学がさまざまな取りくみをみせているが、本学においても一〇日に「大学改革調査委員会」が発足した。大学の長期的展望をたてる機関としては、従来、企画委員会があり、また各学部調査委員会などもそれぞれ独自に活動を続けてきたが、今回の一連の事態のなかでより積極的に活動する全学機関として、改革委員会が設置された。

第一回の会合では、各学部および理事会のこれまでの討議の報告をした後、今後の活動方針として、学生参加の問題、教授会、理事会など学内機関のあり方、教学内容の検討、さらに学生参加問題とも関連して総長選挙規程問題を取りあげることを決めた。改革委員会は以上の問題について最終結論を出すのではなく、全学の討議に付するための素材を整理、立案することとなっている。委員会は、各学部長の推薦を経て、総長事務取扱が依頼したメンバーによって構成されているが、それは以下のとおりである。なお、職員メンバーについても近日中に選出することになっている。

### 大学改革調査委員会

委員長	西川 富雄 (文)
委員	荒川 重勝 (法)
〃	関 弥三郎 (経)
〃	提 矩之 (営)
〃	須田 稔 (産)
〃	野村 純孝 (理)
〃	谷岡 武雄 (一部)
〃	未 定 (職員)

〔「立命館大学広報委員会ニュース」No. 2 (一九六九年四月二二日)〕

## 五二七 大学改革調査委員会—第二期の活動を開始

先に「大学改革のための討議資料」をまとめ総長事務取扱に答申したが、五月十二日、第二期第一回目の会合を開き「立命館教学の総括と改革の方向」についての討議に入った。第二期委員会のメンバーは次のとおりである。

荒川 重勝 (法)	山口 定 (一般教育)
関 弥三郎 (経)	薬師川虹一 (外連協)
二場 邦彦 (営)	中田健次郎 (保健体育)
真田 是 (産)	野口 龍弘 (職員)
瀬原 義生 (文)	—
遠藤 外雄 (理)	坂寄 俊雄 (教担理事)
末川 清 (二)	山手 治之 (教学部長)

〔「立命館大学広報委員会ニュース」No. 6 (一九六九年五月一六日)〕

## 五二八 第三期大学改革調査委員会発足

第二期（学内内容）委員会はずでに学内理事會に答申を終えて、六月十六日付で「学内理事會（未定稿）」名の討議資料その二を教職員に配布しましたが、近く、学内理事會として討議を加え、討議資料その一のように小冊子にまとめ、て全学生、教職員に提出されることになっています。

これに続いて、大学機構に関する第三期大学改革調査委員会を発足させ、早速討議に入っています。

委員会の構成は次の通りです。

塩田 親文 小牧 聖徳  
佐藤 恵三 瀬原 義生  
末川 清 遠藤 外雄  
薬師川虹一 真田 是  
林 義男

教学担当常務理事、教学部長

〔「立命館大学広報委員会ニュース」№9（一九六九年七月五日）〕

## 五二九 第四期大学改革調査委員会発足

第三期大学改革調査委員会は、主として大学の機構・体制の問題を討議し、八月末に学内理事會に答申が行なわれました。理事會で検討がつづけられており、近く「未定稿」として学内諸機関に提示される予定です。

なお今回、総長事務取扱より、総長選挙規程・教担理事制・学部長公選制の問題を討議するための、第四期大学改革調査委員会の委員が委嘱され、十月九日に第一回の会合を開くことになりました。

第四期委員会のメンバーは左のとおりです。

井戸田 侃（法） 三木 良一（理）  
〔小牧 聖徳〕（経） 坂本 和一（二部）  
岡本 幸雄（営） 〔崩場 弘〕（職員）  
〔池井 望〕（産）  
〔鷹津 義彦〕（文）

文学部及び職員選出委員は次回にお知らせします。

〔注・一〕委員は追加・変更〕

〔「立命館大学広報委員会ニュース」№11（一九六九年一〇月六日）〕

## 五三〇 第五期大学改革調査委員会委員の委嘱と 諮問について ☆

昭和四五年一月一九日

殿

総長事務取扱 武 藤 守 一

第V期大学改革調査委員会委員の委嘱と諮問について

当面する本学の改革問題につきましては、昨年度より大学改革委員会（第I～IV期）を設置して、その検討に委ねた事項の答申を受け、逐次「討議資料」として全学の討議に付しておりますが、このたび引き続き、学生処分制度の問題について検討するため、標記委員会を設置することとし、貴殿にその委員をおひきうけいただきたく、ご繁多のところ恐縮ですが、この段よろしくお願いたします。

つきましては、その第一回委員会を下記のとおり開催いたしたく、ご出席をお願いいたします。

日時 昭和四五年一月二日(木) 午後五時三〇分  
場所 人文科学研究所・会議室

※第V期委員会メンバー

法学部	田村悦一 助教授
経済学部	清水貞俊 助教授
経営学部	岡本幸雄 教授
産社学部	須田 稔 助教授
文学部	栢田良一 助教授
理工学部	高橋玲爾 教授
二部協	小高 剛 助教授
職員	井川定雄 氏
教担理事	坂寄俊雄 教授
教学部長	山手治之 教授

## 五三二 「長期計画委員会設置」☆

### 立命館大学の改革についての答申〔抜粋〕

一九七〇・九・一九 長期計画委員会

まえがき

本「答申」は、本年四月学内理事会が諮問機関として設けた長期計画委員会（坂寄俊雄委員長）によって作成され、九月一九日付けで理事会あて提出された報告書であります。理事会は当時、学園の現状と課題を明らかにするための討議資料として、とりあえず仮刷りにより教職員に配布しましたが、今回誤植や若干の語句の訂正を経て、「答申」定版として広報に採録することになりました。

長期委員会は数十回におよぶ大小の会議を開き、これの作成に精力を傾けた

ものであり、本文書は、学園の展望を確定することが急務となっている現在、基礎資料として今後とも重視されなくてはなりません。「答申」が提起している諸課題に関しては、すでに各学部などの討議のなから活発な意見が寄せられつつあり、学内理事会は「答申」ならびにこれをめぐる教職員の討議をふまえつつ、早晚学園の新たな基本的要綱ないし政策を立案し、大学協議会の決定をまわって、全学に提示することを期しています。

なお二部教育・大学院・教職課程・女子学生問題・内地留学制度・高中教育その他「答申」が省くかまたは十分に取組むゆとりをもたなかつた諸問題については、引きつづき検討を継続するための措置を理事会として検討中でありま

す。

一〇月二八日 学内理事会

〔注・答申全文は資料集・第三集に収録〕

## 五三三 入試制度改革小委員会の設置に関する件☆

武藤総長から、入試制度改革のため、大学協議会のもとに小委員会を設置して検討をすすめることとしたい旨提案があり、永原教学部長から入試制度については、現在種々の問題が出ており、教学上の観点から早急に検討をすすめる結論を得て実施に移したいが、明四六年度分については、入試委員会内部に小委員会を設け夏休みのうちに実施案をまとめることにしているため、今回設けられるものは、より基本的な改革方針の検討を行ない、結論が出た段階で実施の時期がきめられることになる、などの点について補足説明があつて、討議、大学協議員から各学部一名のほか、一般教育センター、外国語科連絡協議会、

二部協議会、総主査・副総主査経験者から各一名、計一〇名をもって、小委員会を設けることに決定。

〔第四六五回大学協議会議事録〕（昭和四五年六月二七日）

### 五三 長期計画委員会の設置（一九七二年度）☆

昭和三八年長計のなかで一拠点志向され、昭和四五年（一九七〇）の全学協議会において、このことの民主的解決が確認されているように、現在、衣笠一拠点実現は学園の諸課題を集約した最重要目標として位置づけられている。この間、各学部調査委員会や教学対策会議、あるいは大学協議会において、その内容となる教学充実に関する審議が積み重ねられてきた。そして、これまでの経過をふまえて、現在、教学対策会議を中心に、本大学教学の総合的総括がすすめられ、また部課長会議においても小委員会において、事務体制等の検討が行なわれてきている。

学内理事会は、いよいよ、従来の一拠点志向の理念を実行計画に具体化させる時期にあると考え、このたび、学内理事会の諮問機関として、次のような構成になる「長期計画委員会」を発足させて、審議・検討にはいることとし、去る五月二七日、第一回会合を開いた。

委員会の構成

各学部・二部協 各一名、中学・高校一名、部課長会議二名。  
〔総長、常務理事 二名、部長（教学・総務・財務・学生）各一名。〕

なお、委員長には江夏弘、副委員長には永原誠の両氏が互選された。また、事務局は総務部総務課におかれるが、審議内容の関係上、教学部教學課と財務部財務課も、資料提出などの関係作業に加わることになっている。

〔立命館学園広報〕第二二号（一九七二年六月二〇日）

### 五四 入試制度検討小委員会の発足）☆

五、昭和五〇年度入学試験に関する件

〔前略〕

引き続き藤井教学担当常務理事から、前年度の学園振興懇談会等における提起をうけて、入学試験制度を根本的に検討する必要があると考えられるので、大学入学試験制度改革に関する報告（大学基準協会大学入学試験制度改革研究委員会）、昭和五一年度学力調査実施教科・科目の決定、公表を契機とする他大学における改革の動向および高等学校教育課程の多様化などをふまえ、当面、二部入学試験制度、地方試験などを課題として大学協議会の小委員会として「入試制度検討小委員会」を発足させ、同小委員会は、大学協議員三名（社会科学系・文・理工学部の大学協議員各一名）、二部協議員一名、外国語科目担当教員一名、教育制度関係教員一名、入試四役一名、前入試制度改革小委員会委員一名、事務職員一名の計九名をもって構成し、事務局は学務課に置くこととしたい旨提案があり、これを承認。

〔第五四七回大学協議会議事録〕（昭和四九年四月二七日）

〔付〕

入試制度検討小委員会の委嘱および諮問事項に関する件

〔前略〕

引き続き、同小委員会に諮問する事項について説明があり、これに学内入試制度を加えることとして、下記のとおり承認。

I 最近における入試制度をめぐる動向と諸問題

一、高校教育への影響

二、大学教育への影響

II 本学の入試制度の問題点と今後の諸問題

一、選抜方法

二、二部入試制度

三、地方試験問題

#### 四、入試体制

#### 五、学内入試制度

#### 六、その他

〔第五四八回大学協議会議事録〕（昭和四九年五月二五日）

### 五三五 文学部棟・修学館増築建設委員会の設置について☆

#### 一、本委員会の目的および性格

(一) 本建設委員会は、本学における衣笠一拠点実現のための年次計画の具体化としてとりくまれる文学部棟の建設および修学館増築（第一次増築）部分の建設と、これに付帯する諸施設に關しての建設計画の検討および実施をすすめる大学理事会の機関である。

(二) 新館建設に關する教職員・院生・学生の意見や要求等については、日常的には各学部教授会、職場会議、五者会談、二部懇、院生研究科懇等を通じて大学理事会、建設委員会に反映されるとともに、とくに本学の一拠点計画の基本にかかわる事項および全学的に検討・整理を要する事項は、学園振興懇談会に提出され、全学の討議に付される。

#### 二、委員会の構成

イ、学内理事会から、教学担当常務理事、教学部長、財務部長。

ロ、各学部教授会および二部協議会から選出された委員各一名、但し、文学部においては二名とする。

ハ、人文科学研究所長。

ニ、事務局から、教務課長、財務課長、施設課長、学生課長、文学部事務長、二部事務長、図書館運営課長、学務課長、その他必要に応じて関連部課長。

#### 三、委員会の運営

(一) 委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

(二) 委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は、理事会が要請したときは委員長が招集して開催する。

(三) 委員会は、委員の過半数の出席で行なう。（但し、文学部選出委員の出席を必要とする。）

(四) 委員会は、文学部棟、修学館増築部分（第一次）が完工し、文学部及び二部の移転が完了したときをもってその任務を終る。

(五) 必要により、本委員会の下に特別委員会をおくことができる。

(六) 本委員会の事務局は教学部におく。

#### 四、その他、小委員会について

(一) 文学部棟の内容については、当該学部を中心とする学生、院生、教職員の意見・要求を吸収し、建設委員会に反映するため、文学部のなかに文学部三役、文学部建設委員、事務長、一・二部自治会代表、院生研究科代表をもって構成する小委員会を設置する。

(二) 修学館増築部分についても同じく

① 大学院教学施設については、教学担当常務理事、教学部長、教務課長、院生協議会代表で構成する小委員会を設置する。

② 二部教学の暫定施設の検討については、二部協議会三役、二部建設委員、二部事務長、二部学友会および各学部自治会代表で構成する小委員会を設置する。

### 五三六 〔建設委員会設置について〕

(学内) 理事会「ふたたび学園の現状と課題について」(一九七〇年二月七日)

〔抜粋〕

## 立命館財政についての二問一答

(問一三) 図書館、体育館、柘野運動場などが立派すぎるという意見もあり、また全般的に建設の推進に当たっての全学の民主的討議が不足しているのではないかと考えますがどうですか。

(答) さきにも述べましたとおり三八年長計では、学部移転を含む衣笠学舎を中心とした諸建設計画を樹立したのですが、計画は、当時衣笠キャンパスにあった野球場を他の適当な場所に移転させ、その敷地を含めて一拠点を指向した教学諸施設を建設することが内容とされ、図書館や体育館の建設計画もこの中に入っていたのです。

周知のとおり、本学の教学諸施設は決して十分ではありません。このようなか中では、一つの建物の建設についても、その必要性、内容などについて常に全学的な討議が要請されることは当然なことで、計画の実施に当る年度の子算編成に際しては、教学・財政両面からの真剣な討議検討を経てきましたし、また、建設に至るまでには、その一つ一つに建設委員会（大抵の場合は各学部及び関係パートと学内理事会の各代表で構成）を設けて徹底的に議論をした上で建設に着手してきております。

図書館（建設委員会——図書館及び図書館委員会代表と学内理事会で構成）  
 体育館（建設委員会——体育教室及び学生部〈学生部内に学友会と体育会代表との委員会設置〉代表と学内理事会で構成）

柘野グラウンド（建設委員会——学生部と体育会建設委員で構成、学生部を通じ学内理事会と折衝）

〔以下略〕

## 五二七 安全委員会の発足 ☆

文学部・二部の移転、本部棟・新三号館の着工と衣笠一拠点計画が進められ

る中で、工事による事故防止や学生・教職員、付近住民の安全をはかり、騒音や通行妨害など迷惑行為をなくすために、去る九月二日、安全委員会を発足させた。委員会は、①構内を巡視し、危険・迷惑に関する事項の収集、②学生・教職員、住民からの情報の収集、③収集資料の集約・検討、④安全についての提案・指導・指示・点検、⑤工事関係者への安全対策に関する連絡、を毎週一回の委員会を開いて行なうので協力をお願いしたい。委員は、次のとおり。

委員長 林 義男（財務部長）  
 委員 井関 諭（産業社会学部事務長）  
 栗山 崇（学生課長）  
 辻 正博（施設課長）  
 藤原 茂二（管理課長）  
 三木 照雄（経済学部事務長）  
 事務局は、施設課。

〔「立命館学園広報」第九号（一九七八年一〇月二〇日）〕

## 五二八 末川博記念館設立準備委員会の発足 ☆

去る二月一六日逝去された末川博先生を記念するため、先生と関係のあった学外者とも相談して学内に標記委員会を発足させることになり、常務理事二名と総務部長および各学部（大学協議員から選出、二部を含む）・高等学校一名称らなる委員を選出した。

委員会は、今後記念館の性格・規模・位置や運営方法などを検討していく。事務局は、総務部総務課である。

〔「立命館学園広報」第七六号（一九七七年五月二〇日）〕

## 五二九 末川会館建設実行委員会の発足 ☆

昨年発足した末川会館設立準備委員会を改組し、去る一二月四日、第一回委員会を開催して委員長・副委員長・事務局長を決める（委員は下記のとおり）とともに、委員会内に募金小委員会（小委員は\*印を付した）を設けて募金活動の準備に入り、その後の適当な時期に建設小委員会を設置することを申し合わせた。

委員長	後藤 靖	（常務理事）
副委員長	乾 昭三*	（法学部）
事務局長	西村 幸雄*	（常務理事）
委員	桐山 治一	（理事会）
	富部 亮二	（理事会）
	細川 興賢	（評議員会）
	高木茂太市*	（評議員会）
	西村 光次	（校友会）
	田村 悦一	（法学部）
	足立 政男*	（経済学部）

〔立命館学園広報〕第九三号（一九七八年二月二〇日）

## 五三〇 〔末川記念会館建設委員会設置〕 ☆

また、末川記念会館建設委員会を、学内理事会のもとに設け、同会館建設の具体化、管理・運営のあり方を検討する。委員長・井川定雄常務理事、委員は水田潤文学部長、金井直彦総務部長、後藤靖経済学部教授、乾昭三法学部教授、明石外世樹理工学部教授、幹事は吉田幸彦財務部次長、川本八郎総務課長で、事務局は長期計画事業事務局。

〔立命館学園広報〕第一三四号（一九八二年九月二〇日）

## 五三一 「O・D問題特別小委員会」の設置に関する件 ☆

大谷教学部長より、七九年度全学協議会での確認にもとずいて、大学院委員会のもとに、①O・D問題に関する情報の収集、調査と情勢の分析、政策提起を行なうとともに日本学術会議なども連携して、その解決に向けて努力する。②教学担当常務理事、教学部長並びに大学院委員三名の五名で構成し、必要な場合には委員以外の者の出席を求める。③事務局は教学部教務課とする。などの要領で「O・D問題特別小委員会」を設置して、課題に取り組みたい旨提案があり、審議のうえこれを承認。

〔大学院委員会議事録〕（昭和五五年四月一九日）

## 五三二 八〇周年記念事業基本計画委員会を設置 ☆

本学創立八〇周年を記念する行事・事業の企画立案のために八〇周年記念事業基本計画委員会を設置し、去る四月二五日にその第一回委員会を開催した。記念式典関係は来年五月一九日、学生参加行事は来年一月を中心と考え、事業については学園戦後史編纂や記念の公開講座、スポーツ行事、音楽祭典、また論文や歌詞の募集などについて検討を重ねる。委員の構成は次のとおり（事務局は総務部総務課）。

岡崎長一郎	（法学部教授）
関 弥三郎	（経済学部教授）
寺島 平	（経営学部教授）

古川 勝弘 (産業社会学部教授、前期のみ)

衣笠 安喜 (文学部教授)

杉田嘉一郎 (理工学部教授)

住岡 幹雄 (中学校教諭)

藤井 松一 (人文科学研究所長)

二場 邦彦 (学生部長)

西村 幸雄 (常務理事)

金井 直彦 (総務部長)

秀平麗二郎 (二部事務長)

〔「立命館学園広報」第一〇九号(一九八〇年五月二〇日)〕

### 五三三 立命館学園創立八〇周年・大学衣笠移転完成記念 事業計画案について〔全学実行委員会編成〕☆

西村総務・財務担当常務理事より、学園創立八〇周年・大学衣笠移転完成を記念して、諸事業案を検討中である旨概要報告があり、同事業を遂行するために全学実行委員会を編成したい旨諮られた。学園構成諸パートより委員を選出するにあたって、本理事会より二名を選出し、この選任にあたっては上西理事長に一任したい旨諮られ、承認。

〔別紙〕

立命館学園創立八〇周年・大学衣笠移転完成記念事業計画〔抜粋〕

一、記念事業の位置づけ、目的

〔略〕

二、記念事業のとりくみ

〔略〕

三、記念事業正式名称について

〔略〕

四、記念事業に関する委員会

(一) 記念事業基本計画委員会

〔略〕

(二) 全学実行委員会編成について

上記、基本計画委員会において事業計画大綱が確定された段階で、全学的共通認識のもとに事業及び行事を遂行する目的をもって編成開催する。

構成 一、常務理事会

五、教職員組合

二、理事会・評議員会(校友) 六、基本計画委員

三、学友会 七、中学校

四、院協 オブザーバー参加として生活協同組合

〔以下略〕

〔「理事会議事録」(昭和五五年五月三〇日)〕

### 五三四 一部入試制度検討委員会の設置に関する件 ☆

岩井教学担当常務理事から、昨年大学協議会の下に「入試制度検討小委員会」(委員長 貞広太郎)を設置し、一部推薦入学制度導入問題について検討を重ね本年二月答申が行なわれたが、この検討結果に沿って具体的な実施案について検討するため別紙(添付省略)の要領で「一部入試制度検討委員会」を設置したい旨の趣旨説明と提案がなされた。

続いて、天野総長から、一部推薦入学制度の導入の可否についての議論はもっと具体的な内容がなければ議論しにくいいため同委員会に具体的な実施案の検

討を依頼するものであり、また一九七九年度全学協議会においても入試制度改革の検討が約束されているとの補足説明がなされた。

これに対して、この検討委員会の位置づけ、検討事項、検討期間などについて質疑、討議を行なった結果、総長の諮問機関として下記の要領で「一部入試制度検討委員会」を設置することを承認。

(一) 検討事項

① 他私立大学における推薦入学制度の実態把握について

② 一部推薦入学制度導入の問題について

③ 一部推薦入学制度の具体的方法について

(二) 構成

各学部から二名(うち一名は大学協議員とする)。計一二名に教学担当常務理事を加えて二三名で委員会を構成、教学部長、教学部次長、学務課長は幹事として参加、事務局は学務課とする。

(三) 検討期間

昭和五五年度中に検討結果について大学協議会に報告する。

(以下略)

〔「第六六〇回大学協議会議事録」(一九八〇年九月一日)〕

### 五三五 入試制度検討委員会が発足 ☆

学内理事会のもとに入試制度検討委員会を発足させ、大学一部における推薦制度のあり方を詰め、その実施案を秋ごろにまでに練り上げることとなり、去る七月三日に第一回委員会を開催した。委員は次のとおり。

委員長 岩井 忠熊 常務理事  
副委員長 山下 高之 経営学部長  
委員 池田 誠 法学部教授  
小牧 聖徳 経済学部長

松尾 博文 産業社会学部長  
貞広 太郎 理工学部教授  
三木 照雄 経済学部事務長  
栗山 崇 学生部学生課長

事務局は、教学部学務課

これは昨年一〇月に発足した一部入試制度検討委員会(貞広太郎委員長、本紙第一一三号参照)による、考えられる推薦制度の概要をも示した中間報告(一九八〇年二月十七日付け)およびこれに対する各学部教授会の反応をまとめた一九八一年三月三日「入試制度改革に関する答申」が出され、学内理事会の責任で実施に向けて一歩を踏み出すことになったもの。

〔「立命館学園広報」第二二二号(一九八一年七月二〇日)〕

### 五三六 推薦入学試験制度に関する件 ☆

副学長から、本学における推薦入試制度については、第六九〇回大学協議会(一九八二年三月二七日)における各学部教授会の報告を受けて、今後理事会(学内)として次のようにすすめることとしたい旨報告、了承が求められた。

① 理事会(学内)の下に、「推薦入試準備委員会」を設置し、具体的な実施要項案を作成していく。

② 大学協議会にだされた各学部教授会からの意見は、同実施要項案の検討のなかで整理し、これを通じて各学部教授会との調整をはかりたい。

③ 本準備委員会の作業は、今年六月中までに実施要項案を作成し、各学部教授会の審議を経て大学協議会で決定するものとする。具体的な実施にあたっては、入試試験委員会の下における「実施委員会」ですすめていくこととしたい。

④ 準備委員会には下記の委員を委嘱することとしたい。

法 学 部 池 田 誠 教 授  
 経 済 学 部 坂 野 光 俊 教 授  
 経 営 学 部 河 合 信 雄 教 授  
 産 業 社 会 学 部 芝 田 德 造 教 授  
 文 学 部 日 下 雅 義 教 授  
 理 工 学 部 貞 広 太 郎 教 授

以上が報告され、承認された。

〔「第六九二回大学協議会議事録」(一九八二年四月二〇日)〕

### 五三七 創立八〇周年・大学衣笠移転完成記念式典 ☆

標記式典を五月一六日午後二時から四時過ぎまで第一体育館において開催した。参加者は、来賓、教職員、学生など約一、三〇〇名。

大谷良一教育学部長の開式の辞に続いて天野和夫総長が式辞を述べ、ついで西村清次理事長が創立八〇周年・大学衣笠移転完成事業報告を行なった。

引き続き、日本私立大学連盟会長大木金次郎氏、日本学術会議会長伏見康治氏、京都府知事林田悠紀夫氏、沢田敏男京都大総長(代読)、中村哲法政大総長、松山義則同志社大学長、桐山治一校友会長から祝辞をいただいた。この後、来賓を紹介し、祝電を披露して、最後に合唱団メンネルコールの演奏により校歌を斉唱し、この記念行事全体の実行委員長杉田嘉一郎教授が開式の辞を述べた。

この後、存心館地階食堂において約四〇〇名の出席を得て六時まで記念祝賀会を開催した。理事長の挨拶、関西大学長、京都産業大学長、京都新聞社・KBS京都代表、田中伊三次氏の祝辞の後、細野武男前総長の音頭で乾杯し、西村幸雄前常務理事、山口平四郎名誉教授、小堀憲清和会会長、田中倫夫学友会中央常任委員長からスピーチをいただいた。最後に、橋本二三男高等学校長が

謝辞を述べた。

一方、六者主催の記念フェスティバルとして、講演会(午後〇時三〇分からC. B. マクファーンソン・トロント大学教授「現代世界と民主主義」、四時から森村誠一・奥山紅樹両氏の公開対談「青春・冒険・愛」)や映画会(「子供ころ戦争があった」など)、模擬店およびステージ(壬生狂言、北区民コーラスや高石ともやとザ・ナターシャペンなど)があり、また「こどもの広場」や「大生鮮市」など多彩な行事が繰り広げられ、約一〇、〇〇〇名が参加したと思われる。

これに合わせて五月一六日から二〇日まで図書館、中川会館において「写真で綴る立命館戦後史展」「平和のための戦争資料展」が開催された。

なお、これに先立って同日午前九時三〇分から記念石碑のごく内輪な披露を行なった。

記念式典における挨拶や石碑についての紹介は、次号。

また、五月二日午後二時から四時三〇分まで存心館七〇一号教室において法学部創立八〇周年記念式典を行なった。校友、学生や法曹界、大学関係者など約二五〇名が参加。

〔以下略〕

〔「立命館学園広報」第二二〇号(一九八一年五月二〇日)〕

### 五三八 視聴覚室特別委員会を設置 ☆

視聴覚教育施設の整備については、今次全学協議会において年次計画により研心館に引き続き各学舎棟の小教室にテレコ内蔵式教卓を設け、図書館に視聴覚室を設置することを確認(一月一六日付け「学園通信学費問題特別号Ⅱ」参照)したが、八〇年度中に視聴覚室を設置するための視聴覚室特別委員会を設ける。

この委員会では、視聴覚室の体制・運営、設置機種や座席数、準備室・資料室のあり方などを八〇年七月までに確定する。

委員は外国語科連絡協議会から二名、図書館委員一名、教学部長、図書館運営課長、財務課長、施設課長およびオブザーバーとして一般教育センターから一名で構成し、事務局は教務課が担当する。

〔立命館学園広報〕第一〇七号（一九八〇年三月二〇日）

### 五三九 図書業務機械化計画委員会の設置について☆

一、国際的に流通する学術情報は急速に増大し、その範囲、内容、形態、利用の様態が多様化しつつある。

このような多量かつ多種多様な研究成果を、研究者が常に迅速かつ的確に把握し、すぐれた独創的、先駆的な学術研究の展開を図っていくけるようにするためには、機械化（コンピュータによる業務処理）を中心に、大学図書館業務の合理化を推進しなければならない。

その際、全国学術情報システムとの連携、他大学との相互協力、相互利用の動向について、一定の見通しをたてながら本学の図書業務機械化の基本計画・基本方針をたて、そのためのスケジュールと、第一着手を何からはじめるかを策定しなければならない。

二、以上の図書業務機械化（電算化）についての基本方向・大綱を明らかにし、その具体化の計画立案のために、下記により、特別委員会を設置する。

この特別委員会は、修学館・学部共同書庫などの和・洋雑誌などの目録電算化、情報検索についても検討するものとする。

三、この特別委員会は、図書業務機械化の基本方向、大綱の策定にあたっては、本年度長期計画委員会との意志疎通連携を密にし、そのもとで、具体化の方

針を立案するものとする。また図書館委員会を通して、各機関の意見を聴取するものとする。

四、委員会の構成

図書館長

図書館委員会より三名（社会科学系、文学部、理工学部より各一名）

電算機運営委員会より一名

教学部長（次長）

財務部長（次長）

図書館整理課長

図書館運営課長

人文科学研究所専事

委員長は図書館長、委員会事務局は図書館整理課

五、機械化計画の基本方針、大綱については、学内理事会の検討を経た後、大学協議会——教授会に提出するものとする。

六、一九八一年一〇月末を目標に、計画案の策定を行う。

以上

〔第六七七回大学協議会議事録〕（一九八一年六月六日）

### 五四〇 学部共同書庫等に関する特別委員会を設置 ☆

修学館の研究施設の整備・改善については、昨年九月七日付で共同研究会室・学部共同書庫・基礎文献資料室の設置、修学館収容施設の配置や修学館研究事務体制についての提起をしたが、各学部教授会での討議を経て、修学館一階に基礎文献資料室、地階に学部共同書庫、共同研究会室などを設けることを決めた。

今回設置することとなった学部共同書庫等に関する特別委員会は、学部共同

書庫や文献資料室に収容する図書についての検討を行なうもので委員は、法・経・営・産から各一名、専任研究員および教学担当常務理事、人文研主事、図書館整理課長、教務課長で構成する。

〔立命館学園広報〕第一〇七号（一九八〇年三月二〇日）

#### 五四一 立命館八〇年史編纂委員会の発足 ☆

立命館学園の歴史としては、創立五〇周年記念として刊行した『立命館創立五〇年史』（一九五三年）があるだけであった。同書は前島省三氏（現名誉教授）苦心の労作であるが、着手から刊行まで一年一〇カ月の短期間に成り、広く史料を求める余裕を持たなかった点に、なお今後の努力が期待された。さらにその後の三〇年は、本学が大発展を遂げた時期であり、今日の立命館学園から見れば、『五〇年史』はいわばその前史に過ぎないとも言えるであろう。新しい学園史の編纂が待望されるのも当然である。

立命館八〇周年記念事業委員会は、かねて、記念事業の一環として新たな立命館史の編纂を企画していたが、去る七月二〇日、下記の諸氏による立命館八〇年史編纂委員会が発足した。

池田 誠 法学部教授  
後藤 靖 経済学部教授  
寺島 平 経営学部教授  
奥田 修三 産業社会学部教授  
衣笠 安喜 文学部教授  
藤谷 景三 理工学部教授  
岩井 忠熊 教学担当常務理事  
金井 直彦 総務部長  
長屋 善品 図書館運営課長

編纂委員会は編纂方針を定め、館史の編纂と刊行に責任を負うことになっている。また編纂委員会の議を経て元立命館高等学校長の上田勝彦氏を編纂主任（囑託）に任命した。編纂室は等持院西隣の校宅（電話四六三―三八九一）で、所管は総務部総務課。

今回の『立命館八〇年史』編纂事業は、五年の期間を予定し、うち三年を史料の収集、二年を執筆・刊行にあてることになっている。歴史の古い私立大学では、編纂室を常置し、紀要等も発行して修史の研究と準備に取り組んでいるところが少なくない。刊行された大学史も数千ページに及び、ぼう大な資料集を別に編んでいるのが普通である。本学では遺憾ながら、これまでに十分な準備をしていないので、そのような規模の編纂事業を一挙に完成することは困難であるが、少なくとも、『五〇年史』の数倍の規模の『八〇年史』をめざし、特に将来の『一〇〇年史』の基礎としても役立つ、徹底的な史料の収集を行なうことになるであろう。

『立命館八〇年史』の編纂事業は、もちろん、学内諸機関、全教職員を挙げたの努力によつてはじめて完成するものであるが、また校友および旧教職員の協力と史料提供にまつところが多い。特に貴重な資料を所蔵し、もしくはその所在に心あたりのある方は、進んで連絡をとって下さるようお願いしたい。

〔立命館学園広報〕第一二三号（一九八一年九月二〇日）

〔注・前号（通巻第一二三号）の訂正 前号の機構欄で紹介した八〇年史の編纂事業に携わる委員会名称を「立命館史編纂委員会」とします。（『立命館学園広報』第一二四号による）

## 五四二 総長選挙規程等一部改正に関する検討委員会 の発足 ☆

総長の諮問機関として標記委員会を設置した。諮問事項は、①総長選挙の実施時期、②中学校・高等学校運営規程（校長の重任について）、③副学長制、④学部長選挙規程（任期途中の退任に伴う選挙について）で、答申の時期は一月一五日。委員会の構成は、次のとおり。

委員長 水田 潤 文学部長

委員 小楡山政克 経済学部長  
井戸田 侃 大学協議員（法学部教授）

江夏 弘 大学協議員（理工学部教授）

高杉 巴彦 高等学校教諭

長谷川金市 高等学校教諭

金井 直彦 総務部長

杉山 雄一 教学部教務課長

事務局は、川本八郎総務課長が担当。

〔注・一九八一年九月二日（学内）理事会決定〕

〔「立命館学園広報」第一二四号（一九八一年一〇月二〇日）〕

## 五四三 事務体制整備検討委員会を設置 ☆

八〇年代の学園づくりへ向けての事務体制の整備・強化を検討するため、標記委員会を設置した。

委員会は、各部門の長を中心に次のとおり構成。

委員長 井川 定雄 常務理事（総務・財務担当）

委員 岩井 忠熊 常務理事（教学担当）

塩田 親文 法学部長

畠山 直隆 理工学部長

杉田嘉一郎 図書館長

山口 正之 人文科学研究所長

大谷 良一 教学部長

三好 正己 学生部長

金井 直彦 総務部長

吉田 幸彦 財務部次長

崩場 弘 教学部次長

幹事として長尾正則職員課長、川本八郎総務課長。

〔「立命館学園広報」第一二四号（一九八一年一〇月二〇日）〕

## 五四四 部会議、課長制度等の検討委員会設置について ☆

一九八二年九月九日（学内）理事会

「事務体制の整備」の討議を進めるなかで、とくに今春間において職制総括、部課長会議の位置づけなどが論議され、次の課題について検討委員会を設けることを業協で確認した。

従って学内理事会のもとに次により検討委員会を設けることとする。

記

一、名称 部会議、課長制度等の検討委員会

二、検討項目

(一) 部課長会議の役割

(二) 部会議（の確立をめざして）

(三) 課長制度

(四) 課長補佐制度の総括

(五) 職員(職制)の役割と位置づけ

三、委員会の構成

(一) 常務理事 井川常務……………委員長

(二) 理事、学部長 山下経営学部長

(三) 部門の長 三好学生部長

(四) 部課長 金井総務部長、崩場教学部次長、吉田財務部次長、  
和田学生部次長、(今田事務長)、(宮西課長)

(幹事) 長尾職員課長、川本総務課長

四、検討(提案)時期 年内めど

## 五四五 事務体制検討委員会を設置 ☆

去る八月二四日、学内理事会のもとに標記委員会を設置した。委員会の検討課題、体制は以下のとおり。

一、委員会で検討すべき当面の課題

△課題▽事務体制整備の施策について

① 学舎管理政策の確立について

(イ) 定員問題

(ロ) 業務内容 再編

(ハ) その他

② 総務部・教学部体制の再編について

(イ) 広報活動のあり方とその体制

(ロ) 研究政策及び国際交流に関する体制

(ハ) 校友(会)援助のあり方

(ニ) その他

二、委員会の体制について

△組織▽委員長 総務財務担当常務理事

委員 学内理事(経営学部長)・総務部長・財務部長・  
財務部次長・教学部次長・学生部次長

部課長会議より課題別に複数の専門委員をおく。

事務局 総務課長・職員課長

部課長会議よりの専門委員

① 課題——管理課長・学生課長・高中事務長

② 課題——学務課長・校友課長・経済学部事務長

〔「立命館学園広報」第一五六号(一九八四年九月二〇日)〕

## 五四六 「事務電算化推進委員会設置」 ☆

事務電算化の全学的推進について〔抜粋〕

〔前略〕

二、電算化の全学的推進のための委員会Ⅱ事務電算化推進委員会の設置

(一) 電算化は全学的事務のトータルシステムとして完成させることによつてより大きなメリットがえられることは論をまたない。しかしこのシステムの完成をまつことは現在の状況と到達点に照して非現実的であるし、また、部分的な電算化によるメリットの確保を遅らせることとなる。問題は一定の中・長期的見通しの下に、当面する現実的な実施を整合性を持つてはかつていくこと、その政策的判断を的確に下して将来に期待されるトータルシステムに齟齬をきたさないようにすることである。そのために実施する項目(課題)、順序、時期等について、全学的な観点から判断されなければならぬ。

(二) 上記のような判断は、常に具体的な執行を伴なう実践的判断でなければ

ならない。そのためには執行責任機関への日常的な反映と、それに基づく一定範囲での執行権限をもつことが必要となる。従ってこの委員会は単なる検討のための委員会（諮問に答えるための）ではなく、推進・執行のための委員会として位置づけ、執行責任機関⇨学内理事会⇨常務理事会と密着する形で組織されねばならない。

(三) 具体的には学内理事会の決定により、下記の構成とする。

総務部長（委員長）、財務部長、教学部長、学生部長、教学部次長、財務部次長、課長・事務長から二名、計算機センターから一名合計九名

※ 課長・事務長⇨宮西図書館整理課長、今田理工事務長

※ 計算機センター⇨井上教授

(以下略)

(一九八二年五月二二日(学内)理事会)

[注・全文は資料集・第四集に収録]

## 五四七 広報・文化活動に関する委員会を設置 ☆

国民にひらかれた大学として社会的役割を果たしていく一環として、本学の教育・研究の状況や、学園の姿を広く知らせていくとともに、地域の文化にも寄与する活動を行なうことを検討する機関として、今般、学内理事会の下に標記の委員会が発足した。事務局は教学部学務課。委員会の構成は次のとおり。

委員長 松尾 博文（産業社会学部部長）

濱崎 正規（経済学部教授）

瀬原 義生（文学部教授）

吉田 幸彦（財務部次長）

宮崎 彰久（校友課長）

崩場 弘（教学部次長）

和田 豊（学務課長）

[「立命館学園広報」第一三二号（一九八二年五月二〇日）]

## 五四八 三つの特別委員会を設置 (二部改革、高中問題、

学生数問題) ☆

去る六月、学内理事会のもとに三つの特別委員会を設け、今秋をメドに政策決定のための検討を求める。

二部改革特別委員会は、長期計画委員会答申をもとにその改革案を具体化するためのもので、委員長は岩井忠熊教学担当常務理事、委員は山下健次法学部教授、大藪輝雄経済学部教授、上滝陸生経営学部教授、大谷良一産業社会学部教授、大南正珠理工学部教授、幹事・川本和良教学部長で、事務局は教学部。

高中問題特別委員会は、学内進学制度など高等学校・中学校と大学を結ぶ制度を検討するもので、委員長は岩井忠熊教学担当常務理事、委員は水田潤文学部長、橋本二三男高等学校長、濱崎正規経済学部教授、高橋玲爾理工学部教授、岩田利武高等学校副校長、竹上信次中学校副校長、幹事は殿南一夫高等学校事務長、杉山雄一教務課長。

学生数(第二次減少案)問題に関する特別委員会は、七九全学協議会確認の第二次減少計画実施にあたり、二部改革、学園規模、財政などの関連で、当面どのように実施するかを検討。委員は岩井忠熊、井川定雄両常務理事、小椋山政克経済学部長、山下高之経営学部長、黒田寿紀理工学部長、川本和良教学部長、崩場弘教学部次長、吉田幸彦財務部次長で、事務局は教学部・財務部。

[「立命館学園広報」第一三四号（一九八二年九月二〇日）]

## 五四九 新学部・新学科問題特別委員会設置の件 ☆

以上

学長より、新学部・新学科問題に関して検討を進めていくため、学内理事会（二月五日）で下記のとおり新学部・新学科問題特別委員会の設置を決定したことについて報告が行なわれ、これを了承。

### 記

#### 一、設置の目的

本委員会は、八〇、八一年度長期計画委員会の「第三次長期計画に関する答申」（第一分冊）を重要な資料とし、新学部・新学科の実現を具体的に検討するため設置する。

#### 二、具体的検討の視点、任務

(一) 本学の総合大学としての発展、すなわち教育・研究の全面的推進、また本学にたいする社会的要請ないし国民的期待への対応、さらに既存学部および既存教育・研究主体への積極的寄与等、主として教学的視点。

(二) 新学部・新学科の実現と本学の財政基盤との関係、そして新学部・新学科設置のための財政的裏づけ等、主として財政的視点。

(三) 大学の新設、学部・学科の新増設、定員増の抑制という最近の文教政策ならびに文部省の行政指導との関連。

以上の諸視点にわたる検討を総合し、新学部・新学科の分野、設置の時期、場所等について具体的な提起を行なう。

#### 三、委員会の位置づけ、構成

本委員会は、総長直属の諮問委員会とし、総長の委嘱による委員長、各学部教授会、外国語科連絡協議会、教職課程教室から選出された委員各一名をもって構成し、必要に応じて専門委員を委嘱する。幹事として教学部次長、財務部次長および学務課長が参加する。

本委員会の事務は、教学部学務課が担当する。

#### 四、検討の期間

本年一月下旬に発足し、来年三月中旬までに結論をまとめる。

## 五五〇 学園課題推進プログラム委員会が発足 ☆

〔第七〇二回大学協議会議事録（一九八二年二月三日）〕

学内理事会の諮問委員会として設けた「学園課題推進プログラム委員会」は、五月二日第一回委員会を開催した。本委員会は、「長期計画委員会答申」「新学部・新学科問題特別委員会答申」等の学園の重点課題を推進していくために課題相互の整合をはかり、推進のプログラムをたてることを任務としている。

答申の時期は七月上旬をめざしている。委員の構成は次のとおり。

委員長 戸木田嘉久（経済学部教授）  
委員 山下 健次（法学部教授）

坂本 和一（経済学部教授）

柳ヶ瀬孝三（経営学部助教授）

林 堅太郎（産業社会学部助教授）

西川 富雄（文学部教授）

大南 正瑛（理工学部教授）

総長はじめ常務理事会メンバーが随時出席する。幹事は財務課長、学務課長。

〔「立命館学園広報」第一四二号（一九八三年五月二〇日）〕

## 五五一 新学部・新学科委員会の編成 ☆

去る二月二〇日、学内理事会の了承をえて、新学部・新学科調査室は、新

学部・新学科委員会を編成した。

本委員会は、(一)全学的見地に立ち、調査室に協力し、新学部・新学科問題について計画的にその検討をすすめること、(二)そのさい、小委員会を設置し、各小委員会の作業についての調整をはかること、などを任務とする。

委員会の構成は次のとおり。

委員 大河 純夫 (法学部教授)

奥地 正 (経済学部教授)

田井 修司 (経営学部助教授)

須藤 泰秀 (産業社会学部教授)

永原 誠 (文学部教授)

大南 正瑛 (理工学部教授)

戸木田嘉久 (調査室長・経済学部教授)

佐々木嬉代三 (調査室長補佐・産業社会学部教授)

〔「立命館学園広報」第一四九号(一九八四年一月二〇日)〕

## 五五二 本年度(一九八三年度―最終)長期計画委員会 活動を開始 ☆

去る五月二三日の本年度の第一回長期計画委員会総会において、総長からの諮問事項やそれを検討する小委員会体制を決め、活動を開始した。

〈諮問事項〉

(一)、八〇年代およびそれ以降の学園の発展にふさわしい体制・組織の整備、改編について

(二)、学生を対象とする厚生政策および本学生協の今後の課題について

(三)、学生、生徒の課外活動の振興、特に本学におけるスポーツ活動の役割とあり方について

〈委員会〉

委員長 西川 富雄 (文学部教授)

委員 荒川 重勝 (法学部教授)

山田 彌 (経済学部助教授)

稲垣 武 (経営学部教授)

小林 幸男 (産業社会学部教授)

井上 和夫 (理工学部教授)

畑中 和夫 (二部協議会、法学部教授)

一井 啓一 (高等学校副校長)

藤原 茂二 (財務部管理課長)

来田 道雄 (教学部体育課長)

小山 聡明 (経営学部事務長)

ほかに、常務理事二名、教学部長、総務部長、財務部次長、学部次長が加わり一九八四年三月まで検討を続ける。事務局は、総務部総務課。

小委員会体制は、次のとおり。なお、専門委員は必要に応じて委嘱していく。

〈第一小委員会(諮問事項(一))〉

小委員長 畑中和夫教授

小委員 西川富雄、井上和夫、藤原茂二

幹事(事務局担当) 総務部長

〈第二小委員会(諮問事項(二))〉

小委員長 稲垣 武教授

小委員 荒川重勝、山田 彌、小山聡明

幹事(事務局担当) 厚生課長

〈第三小委員会(諮問事項(三))〉

小委員長 小林幸男教授

小委員 荒川重勝、一井啓一、来田道雄

幹事(事務局担当) 学生課長

〔「立命館学園広報」第一四二号(一九八三年五月二〇日)〕

### 五五三 募金・募債検討委員会を設置 ☆

学内理事会は、去る一月一八日、標記委員会を設置した。

本委員会は、新学部・新学科を基軸とする第三次長期計画を遂行するための自主財源の確保として、寄付金および学債について従来以上の積極的な政策が推進されなければならないとして、そのために必要な体制と方法等について検討する。(検討期間は二月末まで。)

委員長 井川 定雄 (総務・財務担当常務理事)

委員 濱崎 正規 (経済学部長)

堤 矩之 (経営学部長)

志村 治美 (法学部教授)

大南 正瑛 (理工学部教授)

川本 八郎 (総務部長)

和田 豊 (財務部長)

吉田 幸彦 (学生部次長)

前田 孝生 (校友課長)

野村 登 (産業社会学部事務長)

事務局 長尾 正則 (財務部次長)

長計事務局

〔「立命館学園広報」第一五〇号(一九八四年二月二〇日)〕

### 五五四 研究政策委員会の設置について ☆

一九八四・二・二二 学内理事会

三・二二 学内理事会

三・二四 大学協議会

学内理事会は、一九八三年度全学論議にむけて『学園通信』第三五号に示された研究政策を提起しましたが、このほど、研究政策委員会を設置することについて下記のような提案をまとめました。教授会をはじめ全学の教学諸機関の審議を要請するとともに、本学の研究活動をさらにいっそう活性化させられんことを願うものです。

一、設置の趣旨

(一) 『学園通信』第三五号に述べられたように、本学は、新学部・新学科設置を軸とした第三次長期計画の遂行という学園創造の新しい段階にあり、二一世紀を展望する今後の学園創造のためには、将来の学問研究、科学技術の発展動向を見極めた「未来を切り開く」学術文化の創造や、学問研究のための旺盛な活動の展開が極めて重要となっている。また、本学の教学の新しい発展や刷新をはかるうえでも、また、研究と教育の実践的統一の立場に立ちながらも研究の相対的に独自の発展をはかるためにも、学園創造の重要な柱としての全学的な研究政策を確立し、研究活動を奨励・助成することが必要となっている。

(二) 今日の学問研究や科学技術の動向をみると、新領域の開拓、境界領域の展開と諸科学の総合化、研究手段・装置等の機械化・大型化、学術文献情報の交流の活発化、国際化・情報化の進展、大学と社会との交流の活発化、国際交流の進展等、新たな状況が進んでいる。また、今後の日本の学術体制における若手研究者の養成・確保の課題も重視されつつある。このようななかで、大学における基礎研究や研究者養成があらためて重視されなければならない。近年の政府の科学技術政策や私学助成政策のなかでは、このような状況が一定反映されており、本学としても、全学的な研究政策を確立し、本

学独自の研究計画を整備し、そのうえにたつて研究を推進することが必要であらう。

(三) 本学はこれまで、教員の個々の研究活動の蓄積を基盤として、人文科学研究所や理工学研究所を軸とした共同研究の発展、あるいは全国的な学会を通じた研究活動、さらには日ソシンポジウム等の国際学術交流の推進等様々なレベル・部面において研究活動を活発に行ってきた。このようななかで、本学の研究活動の状況や到達点を総括し、全学的見地にたつた研究政策を確立・推進していくことの緊急性が指摘されてきた。八〇、八一年度長期計画委員会第三小委員会の答申「研究体制・条件・施設・設備、研究事務機構等研究活動の保障について」はその基本点を明らかにしたものである。

これまで順次整備されてきた各種の研究助成制度のあり方や、研究費・図書費のあり方、研究事務体制のあり方等についても、このような課題に基づいてさらに改善・充実にすすめなければならない。さらに、人文科学研究所、理工学研究所、図書館、計算機センター等の研究機関がこれまで果たしてきた役割をふまえ、それらを学園政策全体のなかに整合的に位置づけ整備していくことも必要であらう。

## 二、委員会の性格と任務

委員会は、以上の趣旨に基づき、今後の学園創造にふさわしい全学の各研究・教学諸機関における研究活動のあり方、ならびにそれに必要な条件・体制について審議し、本学の研究活動を全体として奨励・助成するための全学的見地にたつた研究政策を提起することを基本任務とするものである。これらの取り組みにあたっては、学問研究の自由ならびに研究の自主性が尊重されることはいうまでもない。当委員会のあり方自体、その活動と全学合意の積み上げのなかで、その基本的性格や任務を発展させていくことが望ましいと考えられる。このため当面、委員会の任務を次のように設定して発足させる。

(一) 本学における研究活動のあり方、それに必要な研究条件・体制について

## 五三三

## 五三四 研究政策委員会の設置について

## 五三五

## 五三六

## 五三七

## 五三八

## 五三九

## 五四〇

## 五四一

## 五四二

## 五四三

## 五四四

## 五四五

## 五四六

## 五四七

## 五四八

## 五四九

## 五五〇

## 五五一

## 五五二

## 五五三

## 五五四

## 五五五

## 五五六

## 五五七

## 五五八

## 五五九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五六五

## 五六六

## 五六七

## 五六八

## 五六九

## 五六〇

## 五六一

## 五六二

## 五六三

## 五六四

## 五五五 理工学部新学科に関する件〔同設置準備委員会設置〕☆

学長から、理工学部新学科について、これまでの各学部教授会をはじめ学内諸機関の討議をふまえ学内理事会として別紙のとおり要綱を作成し、これに基づいて具体的計画を策定して実施に移す準備を進めていきたいと考えていること、およびこれについては既に各学部教授会へ提起しているが、重要な教学問題であるので大学協議会として審議の上、承認を得たい旨の説明・提案が行なわれた。

つづいて副学長から、同別紙の内容について説明があり、また、同別紙に示しているように今後諸課題を検討し、具体的実施計画を策定していくため、理工学部新学科設置準備委員会を設置するが、同委員会の構成は副学長（委員長）、理工学部長（副委員長）、各学部からの委員、総務財務担当常務理事および財務部長とする旨の説明が行なわれた。

以上の件に関して、現時点では本文書について教授会で未討議の学部もあるので、教授会の議を経た上で、本文書に述べられている方向で進めていくということについて大学協議会として承認をしたという扱いにしてほしい旨の意見が出され、この点を含めた上で提案を承認。

〔第七三六回大学協議会議事録〕（一九八四年一〇月一三日）

## 〔五〕 全学協議会その他全学的協議機関関係

### 五五六 拡充後援会結成

学友会の新発足により全学内の一元的自治態勢は一段落となつたが六・三・三・四制の実施による学園拡充問題が大きくクローズアップされている、即ち不備なる諸施設の充実はかかる為には如何にしても先輩の後援を得なければ不可能であるところからして、学校当局の積極的な対策と粗末で先輩の母校愛に訴えようとするもので立命館大学拡充後援会設立の実現を見た。次に設立経過を見ると六月九日に第一回設立準備会が校友、教授、学生により開かれ、七月十二日には第一回拡充後援会が中川会館総長公室で開催、末川学長、小田体育会長外十三名、学生側から有本委員長外六名が出席懇談協議し、議長の小田氏は財政的に学校自体でまかなうことの困難なる旨説明あつて学生大会の要望もあるでここに総合グラウンド、学生会館の建設を目標として体育会のみならず、他の諸団体ともに総合大学として必要な施設の充実にまで拡大することになつた、その資金としての名目は総合グラウンド及び体育建設費と決定した、なお安田財務部長より今年度の収入として授業料約一千万円の中教職員の給与として八百万円余を支出、九月より授業料値上げで五百万円の収入があるが、内四百万円は教職員待遇改善費に支払い、又理科の移転に百万円を要した旨の説明をなした、かくして校友及び父兄に趣意書を配布して援助を仰ぐことになり学友会関係学生らにより寄附懇請運動を展開することになり、後援会と学友会は密接な協同の下に具体策を検討することになつた。

ついで七月十八日に行われた事務打合会では後援会事務局を学生部内に設け、局長に原徳夫氏、学生代表には参与として有本君を決定、実行方法並に事務上の問題に関して討議、後援会の運営費等に関しては後援会負担とし一時□友会から借入れることに決つた。

次で七月二十一日には後援会第一回学生実行委員会を総長公室に開いて学園当局者、学友会本部、同中央委員会、運動部、学芸部の代表四十二名が参集学

生側役員の選出を行い、実行委員長有本二郎、副委員長巻野力、岩井栄太郎、委員に本部植松光國、鈴木新太郎、大西公哉、運動部、吉岡徹、学芸部、大熊崇介、応援団、白井大造、学部、福島博夫、予科、□谷正昭、専門、横田忠雄、理科、岩崎清宏、工科、高岸英昭、二部、藤岡剛、松田不二夫の諸君を決定統いて実行方法の協議に移り休暇中は学友会本部、運動部、学芸部が主体となつて直接寄附募集を行い、大体父兄または縁故関係主として行動する、なお二部は直接運動することが困難なので一部でも主なる行動することを打合わせ七月二十二日より運動を開始した。

〔「立命館大学新聞」特集号（昭和二年八月一日）〕

〔注・昭和二年七月一二日結成〕

### 五五七 拡充委員会々則

#### 拡充委員会々則

- 第一条 財団法人立命館に拡充委員会を設置する。
- 第二条 本委員会は新規建設に関し企画、運営、管理事項を審議する。委員会の運営に関し必要な事項は別に之を定める。
- 第三条 本委員会は左の者を以て組織する。  
理事五名、総務部一名、教職員六名、校友五名、学生六名
- 第四条 本委員会に委員長一名、副委員長三名を置く。  
委員長は理事より、副委員長は教職員、校友及び学生中より各々一名を委員会に於て選挙する。
- 第五条 委員長は本会の業務を掌理する。

副委員長は委員長を補佐する。

第六條 本委員会の会計は財団法人立命館財務部が之に当る。

第七條 野球場の管理規程は別に之を定める。

第八條 グランドの運営管理の収支は特別会計とする。

但し剰余金の処分は本委員会が之を定める。

附則

本会則は昭和二十三年十月五日から之を施行する。

本会々則施行により財団法人立命館拡充部設置規程は之を廃止する。

本会則を改正せんとするときは、出席委員の全員一致の同意を要する。

## 五五八 〔拡充委員会解散〕

〔前略〕

次に小田理事より去る十二月二十四日解散したる拡充委員会について目下財団の経営困難の折から拡充でもないでこれを解散した旨を報告し承認を求めたところ、右解散に対し全員一致之を賛成可決した。

〔「理事評議員合同協議会決議録」(昭和二十三年二月二八日)〕

第三條 前項の目的を達成する為この協議会は左の事項を協議する。

一、学費及び寄附金に関する問題

二、全学的行事及び事業に関する問題

三、学校関係法規々則に関する問題

四、学園拡張に関する問題

五、賞罰に関する問題

六、その他この協議会で必要と認められた問題

第四條 この協議会は毎学期一回の他総長が必要と認められた時又は理事会、各部教授会、教職員組合、学友会(以下四者といふ)の何れか、要求した時、総長中央委員長の連名で召集し開催する。

第五條 この協議会は委員総数の三分の一以上の出席で成立する。但し四者の中何れかが出席しないときは成立しない。

第六條 この協議会で決定した事項は各部に於て尊重しなければならない。若し決定事項に不満のある場合は其の理由を附して次回の協議会に図らねばならない。

第七條 この協議会の事務は学友会中央事務局が行ふ。

第八條 この協議会の経費は四者が協議して支出する。

第九條 この会則の改正には委員総数の三分の二以上出席した協議会でその三分の二以上の賛成を得なければならない。

附則

第一條 この協議会の各部代表は次の通りである。

総長 補導主事 中央事務局員

理事長 学生課長 一部委員長

専務理事 人文科学研究所長 一部副委員長

評議員会長 図書館長 総務部長

財務課長 校友課長 二部委員長

総務課長 後援会長 二部副委員長

学務課長 組合委員長 二部書記長

法学部長 組合書記長 学術部長

## 五五九 立命館大学全学協議会々々則

### 立命館大学全学協議会々々則

第一條 この協議会は立命館大学全学協議会といふ。

第二條 この協議会は立命館各部の代表者が構成する。各部の意志疏通を図り学園の向上に資する事を目的とする。

経済学部長 立命館高校々長 学芸部長

文学部長 体育会部長

理工学部長 応援団長

学生部長 中央委員長 新聞部長

学生部次長 中央副委員長 各自治会委員長

第二一条 本会則は昭和二十一年 月 日より施行する。

### 五六〇 〔全学協議会設置〕

戦後立命館の民主化闘争年譜（第一稿）〔学生部〕―抜粋

〔前略〕

一九四八年 九・一六

二五

全学協議会発足

〔中略〕

一九四九年 三・二二 総長公選制実施 末川氏再選

四・一 理工学部新設

授業料値上げ実施、志願者一、一五六名

全学協議会設置（理事会、教授会、教職組、

学友会で構成）

〔以下略〕

### 五六一 〔授業料、グラント問題に関する一部学費交渉委員会の要求および理事会の回答〕

数回に亘る理事会の回答は何ら誠意なく抽象的回答にして我々は承服し難いものあり。依つてこゝに重ねて次に対する誠意ある回答を要求する。

記

一、授業料減額の件

右に対する回答は何ら具体的なものにあらず依つて具体的な資料（会計帳簿の公開）の提出を要求する減額に関する具体案は審議中なり。

二、グラント建設に関する件

（一） 拡充費は准学費との理事会の回答であるか、准学費とは学則三十三条の授業料等に含まれるや否や。

（二） 経理面の公開を更に要求する。

（三） 対外交渉拒否の理由を問う。

右事項の御回答は来る五月三十一日（月）正午迄にせられたし。

昭和二十三年五月二十六日

一部学費交渉委員会

立命館大学

理事 会 殿

五月二十六日付申出の事項に付五月三十一日午後三時開催の理事会の協議に基づき左の通り回答します。

記

一、授業料減額の件

右に付具体的資料として、会計帳簿の公開を求められるも、帳簿の公開には応ぜられない。

但し適当な時期に学園の予算並決算は之を公表することになつてゐる。

二、グランド建設に関する件

1、拡充□は学則第三十三条の授業料等に当然含まる、ものである。

2、経理面の公開は前項に述べた通りである。

3、対外交渉拒否の理由は前回回答の第二項グランド建設に関する件に述べた理由により之を中止し難いので其の方針に反する運動は学園として認め難い訳である。

以上の回答並前回の回答を以て充分其説明を尽している訳であるから今後更に繰返し申入なきることあるも回答に応じ難い旨理事会で決議したから其点も併せて了承せられたい。

昭和二十三年六月一日

一部学費交渉委員会 殿

理事 会

五六三

### 立命館大学復興委員会規約

#### 立命館大学復興委員会規約

第一

この委員会は、立命館大学全学協議会の特別委員会とする。

第二

この委員会は、理事会、教職員組合及び学友会の代表者によつて構成する。

委員の数は、各機関十名以内とする。

第三

この委員会は、三者各の立場から私学一般特に立命館大学の経済的な危機を克服する為め私学の国庫補助、授業料等学費の問題、学園の件費の問題、学園拡充計画その他財政問題等につき必要なる一切の方策を研究討議することによつて現在及び将来の学園の発展並びに学生及び教職員の生活の向上に最も妥当なる結論を發見し之を理事会、学友会及び教職員組合に提案することを目的とする。

第四

この委員会に於て協議成立した事項は学内各機関に対し、何等の拘束力を持つものではない。但し、各機関は極力その協議の結果を尊重する。

### 五六二 「全学協議会について」

一、議案

(一) 総合グランド管理委員会の件

一、議事経過の要領

定刻出席者過半数に達したので、岡理事長議長席に着き開会を宣し、且つ野球場の完成について関係各位の並々ならぬ労を謝する旨の挨拶をなし、第一号議案を上提、小田副理事長の説明を求めた。

小田理事

財団の拡充部が今日まで学園の拡充関係を処理して来たが、学生側は該機構が気に入らぬためか学生より選出の委員を出さなかつた。学生側では学友会で協議の結果、全学協議会を作つた。これは学生の要望を学園関係に訴え、財団と学生間の諸問題を円滑に処理して学園の運営を推進するための会である。従つて授業料増額問題についても此会議で了解を得ることが出来るので

ある旨説明し、更に協議会規約により機構に付て説明した。

次に去る二日開会の協議会で学生側からグラウンドの管理運営について拡充委員会の設置案が提出せられ審議の結果これを可決した旨報告し、会則及び野球場管理規程を逐条説明して承認を求めた。

〔以下略〕

〔「理事会決議録」(昭和二十三年一〇月四日)〕

〔「理事会議事録」(昭和二十七年二月八日)〕

## 五六四 食堂開設の件〔運営委員会〕

食堂の経営については学校側三人、組合側二人、学友会側五人からなる運営委員会に委託すること、し運転資金三万円を繰り出し責任担当者として専任食堂主任を任命すること

備品類は学校に於て設備すること等別紙運営要領により五月六日開業した旨報告 なおこの食堂会計は独立採算制を建前とするが万一赤字を生じた場合は学校に於て負担することを諒承した。

〔「理事会議事録」(昭和二十七年五月九日)〕

## 五六五 〔立命館食堂管理委員会設置〕

一九五九年一月二月

### 立命館食堂のあらまし〔抜粋〕

立命館食堂管理委員会

★ はじめに ★  
学内食堂のおいたちは、ほそぼそとした業者の経営による食堂が、存心館地下にいとなまれだしたのがかわきりである。

めん類とパン、ミルクが売出される程度のものであつた食堂が、「学生と教職員のための食堂」という観点をあきらかにし、かつ、食堂と言う面目を整えるに足りる食品を提供しだしたのは、ついこのあいだのことと言える。すなわち、まだ戦後の食料事情が安定しているとは言えなかつた昭和二十七年「われわれの食生活を、われわれの手で」と、当時の学生や教職員の自主管理方式による食堂が、いまの立命会館の建設と同時にはじめられたのである。立命館食堂管理委員会の発足がこれである。

この食堂は当時の学生諸君に大いに珍重されたことは言うまでもない。しかし乍ら利用者数にくらべると、会館のせまさは決定的なものであり、利用時には、長蛇の列をつくるのを余儀なくされ、いきおい「食堂を広くしてほしい」と言う声は、利用者の切実な要求となつた。

このような時期を五ヶ年間、昭和三十二年四月、現在の清心館が地下全階を食堂として竣工したのである。あたらしい食堂の開設は、ながかつた利用者への念願にこたえたものと言えよう。

また、広小路食堂の発足と同時に、等持院の理工学部食堂も、学生の熱望により管理委員会方式による食堂を開設した。

〔以下略〕

## 五六六 学園振興の問題につき経過報告並びに今後の方針に関し協議の件〔各学部五者会談について〕

山田専務理事

立命館大学学園振興委員会報告

前回の理事会で学園振興の問題に関し、調査委員会、大学協議会、全学協議会等で協議の経過報告をしたが、本件は重要事項であるので、改めて文書で経過報告をするという事になつていたので、この報告書を提出した。只今これを朗読の上、今後の方針について協議することと致したい。

別項「学園振興の件に関する協議の経過報告」を朗読

小田理事

報告書中の「五者会談」というのは何か。

西村理事

法学部では、学部長、主事、補導主事、自治会、クラス委員会の五者会談であつて、意志疎通機関である。各学部にも同様のものがある。

阿部理事、門協理事、経、理工にも夫々同様のものがあり協議を重ねて来たことを報告。

### 五六七 立命館大学学園振興懇談会規定（案）審議の件

末川総長より、第九回全学協議会（昭和三十六年一月一六日）における確認事項にもとずき、学校・組合・学生の三者による学園振興懇談会を発足させたい旨提案があり、武藤教学部長より同懇談会運営に当つて、「立命館大学学園振興懇談会規定」（案）を審議されたい旨説明があり、審議のうえ、別紙の通り承認した。

〔別紙〕

#### 立命館大学学園振興懇談会規定

第一条 本学に学園振興懇談会（以下懇談会という）をおく。

第二条 この懇談会は、学校・教職員組合・学生（以下三者という）が学園の振興に関する諸問題について恒常的に協議懇談するものとする。

第三条 懇談会は、左の者をもつて構成する。

一、学校側 企画委員会から五人

二、教職員組合の学園振興委員会（仮称）から五人

三、学生側 一・二部学友会及び学園振興委員会から五人

但し、必要ある場合は関係者の出席を求めることができる。

第四条 懇談会は、毎月一回の他、三者のうちいずれかから要求のあつた時は随時開催する。

第五条 必要ある場合は分科会を設けることができる。

第六条 懇談会に関する事務は、教学部庶務課がこれを担当する。

#### 附則

この規定は、昭和三十六年 月 日からこれを施行する。

なお、この規定施行に伴い、立命館大学振興委員会規約（昭和二十七年二

### 五六八 学園振興懇談会の組織・構成について

目的 全学協議会はその性格上容易に開催し難いので、その日常的懇談の場

として学園振興懇談会を設置し、学園振興に関する諸問題について、学

校、教職員組合及び学友会相互の意思の疏通をはかるものとする。

構成 懇談会は学校（学内理事會代表、学生部長、三部長）、教職員組合及

び学友会の代表者若干名。

事務局 懇談会の事務局は、教学部教学課がこれを担当する。

以上

〔第二八一回大学協議会議事録〕（昭和三十八年三月二八日）

〔注・第二八二回大学協議会において右「構成」の「（学内理事會代表…）」を「（学内理事代表…）」と訂正〕

## 五六九 公費助成推進のための立命館大学連絡協議会 ☆

## 五七〇 〔一拠点委員会設置〕 ☆

学費問題をめぐる全学討議のなかで、公費助成をすすめるために、学内のそれぞれのパートのとりくみについて全学的な連絡組織の必要性が確認されたが、四月五日に第一回の会合をもち、標記の名称のもとに早速、新入生に声明文を配布するなど、私学の危機と公費助成の問題について全学の真剣な認識ととりくみの必要を訴えている。

〔資料〕

### 民主的で大幅な公費助成の実現のために新入生の皆さんに訴える

〔前略〕

私たちは昨年から今年にかけての「学費値上げ問題」をめぐって全学的に展開された激しい議論のなかで、学費値上げをひき起こす根本の原因を解決するためには、民主的な大幅公費助成実現を全学的運動として発展させてゆくことが、私たちの責務でもあり、権利でもあるとして、理事会(学内)、教授会、教職員組合、院生協議会、一・二部学生会による「公費助成推進のための立命館大学連絡協議会」(仮称)を結成しました。

新入生のみならず、大学は学問を通じての人間形成の場であり、私たちが明るい明日の世界を築きあげるために真理を究める場でなければなりません。みなさんが大学の現状と課題についての真剣な思索に立つて、私たちの運動に積極的に参加されるよう、心から訴えます。

昭和四六年四月一二日

公費助成推進のための立命館大学連絡協議会

〔「立命館学園広報」第九号(一九七一年四月二〇日)〕

本学における一拠点委員会の総括と今後のあり方について〔抜粋〕

一、一拠点委員会発足の経過

(一) 本学における一拠点委員会は、一九七五年一月四日の学振懇パート代表者会議においてその設置が確認され、発足した。

この一拠点委員会の設置の趣旨は、一九七〇年の全学協議会確認にもとづく衣笠一拠点計画を実施していく理事会の施策のなかに、大学を構成する諸パートの意見や要求を反映するためのものであった。

衣笠一拠点計画案に対する全学的な合意の場は、基本的に学園振興懇談会もしくは全学協議会であるが、一拠点委員会は、このような合意形成への補助的な機関としての性格も併せもつものであった。

(二) したがって、この一拠点委員会の協議事項は主に①一拠点計画の具体的な実施策についての協議、②一拠点計画の全体にかかわる意思疎通、③各パートの一拠点計画にかかわる要求や問題提起の把握、を中心におき、又、適宜、長計委員会の活動状況の報告の場としてきた。

(三) 一拠点委員会は、以上のような性格から、次のような構成をとってきた。

(大学側) 教学部長、学生部長、財務部長(常務理事は必要によって)

(学生側) 学生会中央常任委員長、学園振興委員長、一部・二部各学生会

委員長

(院生側) 院生協議会委員長

(組合側) 教職員組合代表

(生協側) 生活協同組合理事会代表

(事務局) 教務課長、財務課長、学生課長(必要によって施設課長)

〔以下略〕

〔一九八二年二月二七日教学部文書〕

# 〔六〕 学園構成団体関係

## (一) 立命館大学校友会関係

### 五七一 〔校友会再建委員委嘱〕

拝啓 新緑の候益々御清穆に渉らせられ賀し奉ります。  
陳者わが母校立命館の諸般については、平素から格別の御厚情を辱うし、お蔭を以ちまして日々発展の途を辿つて居ります。御芳情感謝してゐます。  
扱母校は今回の劃期的な学制改革実施を機に、飛躍的な発展を期させねばならない時に際会致してゐますが、我々校友側と致しましてはこの機会に大同団結を行い校友会の再建をなして母校の発展に寄与したいと存じます。  
つきましては右趣旨について協議するため、去る二十一日校友会再建委員会を開会して貴殿を其の委員に御委嘱申上げることを決議致しました。  
御多用の処洵に御迷惑とは存じますが何卒右枉げて御承引下さいまして校友会の再建と母校の発展に御尽力を賜りたく存じます。  
先は右貴意を得たくお願い申上げます。

昭和二十四年五月二十七日

立命館大学校友会々々長

小 田 美 奇 穂

殿

〔立命館大学校友会本部一件〕(昭和一六年起)〕

### 五七二 立命館大学校友会再建全国大会決議録

一、日時場所

昭和二十四年十一月二十七日午後三時より存心館二十三号教室に於て

一、出席者

八十名、内二十名遠地校友

一、議案

1、再建経過報告の件

2、規約審議の件

3、役員改選の件

4、その他

一、議事経過の要領

支部大会に引続き全国大会を開く

小田会長議長席に着き開会の挨拶を述べた

先づ、畝川鎮夫老より各地支部再建状況の報告をなした

次に第二号議案を付議審議の結果原案通承認決定

次に第三号議案を付議審議の結果左の九名の詮衡委員を選びこれに一任を

決定

別室で詮選の結果左の通り発表決定した

会 長 小田美奇穂

副会長 小川 半次

太田 正一(大阪)

幹事 (氏名略)

計四十三名（注・京都、大阪、神戸、東京、奈良、大津、和歌山、福井の各支部より）

尚新に支部が設立された場合其の支部幹事は代議員会の決議により選任することに決定

以上役員銓衡中時間の都合上休憩時間を利用して末川総長より学園近況報告があつた

〔以下略〕

〔「立命館大学校友会本部一件」〔昭和一六年起〕〕

### 五七三 立命館大学校友会々則（昭和二四年再建）

立命館大学校友会々則（昭和二四年一月二七日再建全国大会決定）

- 第一条 本会は立命館大学校友会と称する
- 第二条 本会は母校の発展を期し併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする
- 第三条 本会は前条の目的達成のため、左の事業を行う

- 一、会員名簿を作成し且つ随時これを訂正し毎年一回会員名簿を發行する

二、卒業生の就職斡旋

- 三、母校と校友との連絡を密にするため年一回の機関紙を發行する

四、其の他大会に於て決定した事項

- 第四条 本会は立命館大学並に専門学校卒業生を以て組織する
- 第五条 本学に在学した者を幹事会の議決を経て会員とすることができる
- 第六条 本会事務所は母校内に置き樞要の地に支部を設ける
- 第七条 本会に左の役員を置き其の任期を二ヶ年とする

会長 一名 副会長 二名

幹事 若干名 常任幹事 若干名

代議員 若干名

会長、副会長、幹事は校友大会に於て、常任幹事は幹事会に於て選舉する

代議員は各支部が会員五十名（五十名未満は切り上る）を單位として、支部会に於て選出する 支部長は代議員とする

支部に属せない校友は本部直屬とし之に対する代議員は幹事会に於て若干名を選出する

第八条 会長は本会を代表し会務を統轄し副会長は会長を補佐し会長事故あるときは代理する

第九条 本会は毎年一回校友大会を開催する 必要に応じ臨時大会を開く 大会は代議員總會を以て之に代えることができる

第十条 本会経費は会費其の他の収入を以て之に充てる

第十一条 会長は代議員会の議を経て顧問を置くことができる

第十二条 本会則の外必要なる事項は代議員会の議を経て定める

〔「立命館大学校友会本部一件」〔昭和一六年起〕〕

### 五七四 立命館大学校友会京都支部会則

立命館大学校友会京都支部会則（昭和二四年一月二七日支部再建

大会決定）

- 第一条 当支部は立命館大学校友会京都支部と称する
- 第二条 当支部は母校の発展を期し併せて支部会員相互の親睦及び本部との連絡をはかることを目的とする

第三条 当支部は立命館大学校友にして京都府に在住する者を以て組織する

第四条 支部の事務所を母校内に置き職域其他必要に応じ班を設ける 班には班長を置く 班長は班の推薦とする

第五条 支部は毎年春秋二回総会を開く

第六条 支部に左の役員を置き其の任期を二ケ年とする

一、支部長 一名 副支部長 二名

一、幹事 若干名

一、評議員 若干名

支部長、副支部長及び幹事は評議員を兼ねる

班長は評議員とする

役員は総会に於て選挙する

第七条 支部長は支部を代表し支部の事務を掌理する

副支部長は支部長を補佐し支部長事故あるときは之を代理する

第八条 幹事は会務を処理する

支部の重要な事項については評議員会に之を諮る

支部長は総会の議を経て顧問及び相談役を置くことができる

顧問及び相談役は幹事会に出席し意見を述べることができる

第九条 支部の経費は会費其の他の収入を以て之に充てる

会費は年額百円とする

班には班の経費に当つるため一人に付き年額五十円を交附する

第十条 本会則の外必要な事項は評議員会の議を経て定める

〔立命館大学校友会本部一件〕（昭和一六年起）

## (二) 立命館教職員組合関係

### 五七五 立命館教職員組合の結成

学園の改革はたんに財団の機構改革につけるものではない。それに伴つて、というよりはむしろ教職員のみだに民主的な組織をつくる方が先決問題であつた。

すなわち、教職員組合がここにつくられることになつた。「昭和二十二年末までは石川伊八氏等を中心とする、主として事務職員の団体であつて、労働組合としての性格は備えていなかった。たまたま二十二年末から二十三年の初頭にかけて、文科、理工科の殆んど大部分が加入、急速に組合としての形態を整備するとともに、早くも二十三年一月、日教組（日本教職員組合）への加盟を決定した。このとき文学部の奈良本教授が労働協約の締結を提唱したのである。われわれはそれをただちにとりあげ、準備にかかり、団体交渉を開始するにいたつた。一方、趣意書を作成し、要求貫徹のため学内に署名運動を展開、四月末には予科の全員を加入させることに成功した。またそれと同時に附属中学校の組合も働きかけ、これを全学園の要求として一層鞏固なものとする事が出来るようになった。」——本学における「組合の歩み」を顧みて、組合の育ての親の一人、現副委員長平盛美佐緒氏（理工学部職員）は以上のようにのべている。

他方、附属高等学校・中学校においても、組合が結成されていた。組合創立に力をつくし、初代委員長となつた教諭の長老久保延雄氏の語るところによると、戦争が終つて間もない昭和二十年の十二月、七、八人の教諭は、「民主教育研究会」という組織をつくつていた。それを母胎として、二十二年七月正式に教職員組合を設立したものである。教職員組合の結成は中等学校側の方が一歩さきにあつたというべきであらう。戦時中軍国主義的色彩がよりつよく浸透してただけに、それだけ民主的教育的の樹立と待遇改善などへの要望が下から盛りあがつてきたからであらう。

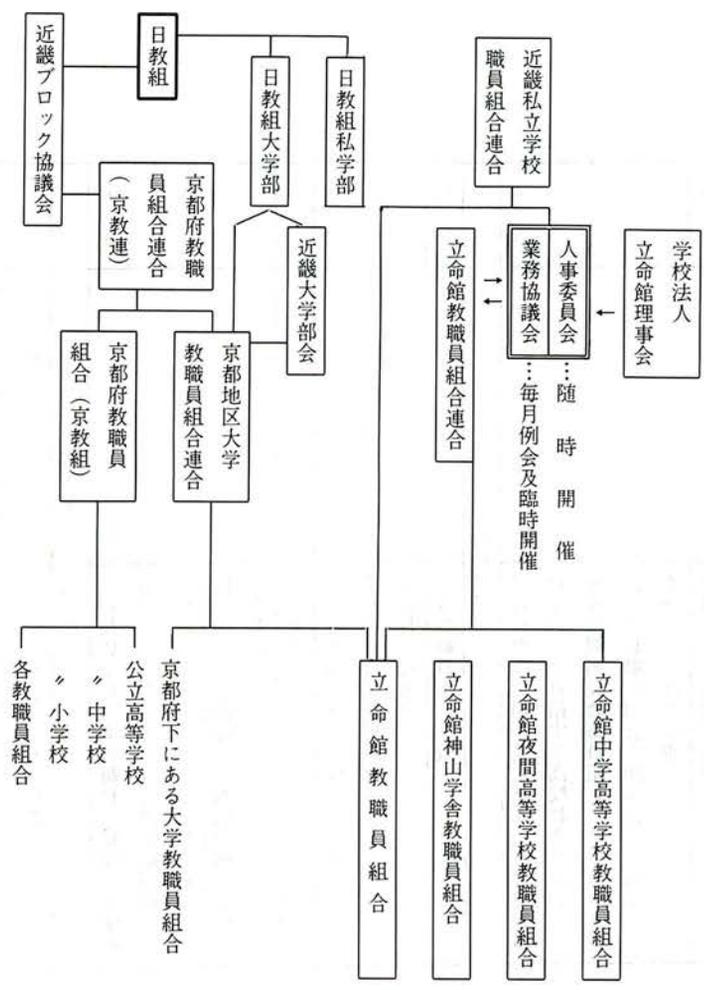
二十三年五月二十二日には二十三年度の組合総会をひらいた。ついで六月四日、「立命館教職員組合連合会」の結成が行われた。執行委員長は衆望を担つて文学部教授奈良本辰也氏が就任した。この連合会の結成によつて、本学の組合は九割の教職員を組織することになつた。そしてこれを契機として給与の改善をも協約締結と併せて要求することになつたのである。交渉は活発に行われた。団体交渉は十数度におよんだ。七月一日夜、ようやく仮調印を終え、ひきつづき一部を修正し、昭和二十三年七月九日、ついに本調印を行うに至つたのである。会社、工場等において労働協約を締結することはきわめて普通の出来事であらう。しかし学校という特殊な経営においてそれを結ぶということはまさに画期的なことで、おそらくわが国でもこれ以前に、ほとんど例がなかつたのではないかと思われる。内容についても、人事委員会や業務協議会の規定などきわめて進歩的なものとなつてゐる。

教職員組合の活動は、いうまでもなく待遇改善運動に大きな比重がかかつてゐる。本学のばあいもそれが重要な課題であつたことはもちろんである。といふのは当時一般労働組合より運動がたちおくれたという点もあり、かつ学校はふつうの営利事業ではないから教職員は一般勤労者よりもつとむくい生活水準に堪えねばならなかつたからである。

〔中略〕

本学の教職員組合は、日教組のほか他の組合と横のつながりをもつてゐる。その一つは二十三年九月二十三日、同志社大学を会場として結成された「近畿私学教職員組合連合会」である。二十四年十二月末、近畿私学教組連合は、「私学危機突破教職員学生決起大会京都大会」を主催したが、この大会には本学の平盛氏が司会を行い、奈良本委員長が議長となつて大会議事を活発にすすめた。またこの数日前には京都府教職員組合連合会が主催して「教育復興京都府民大会」が円山音楽堂で催うされ、私学復興と助成金の獲得、新学制の完全実施、大学法案反対などのスローガンをかかげて氣勢をあげたが、本学の組合も熱心

にこれに参加している。中高校の組合は、大学側とは別に「私立中等学校教職員組合連合会」に加盟している。この連合会は二十二年九月二十六日結成をみたもので、私学の封建制排除、待遇改善を主要な要求としてかかげている。参考までに本学の組合と他組合との連繫を図表にしよう。(中略)



〔立命館創立五十年史〕(昭和二十八年三月二二日)

五七六 立命館教職員組合の歩み

一九五七年七月 立命館教職員組合執行委員会

月 日		給与改善の問題（労働条件を 含む）〔略〕	組 織 上 の 問 題 （組合づくりの問題）	経 営 と 教 学 の 問 題 〔略〕	学 内 の 諸 情 勢 〔略〕
6 4			一九四六年（昭和二十一年） 立命館広小路学園教職員会結成（労働組 合法によるもので、立命館教職員組合の 前身、事務職員中心）委員長 石川伊八 同じ頃、立命館中学校教職員組合結成 初代委員長 久保延雄		
10 11	12 18		一九四七年（昭和二十二年） 立命館教職員組合結成（立命館広小路学 園教職員会の発展的解消せるもの） 組合長 石川伊八 日本教職員組合加盟		
6 5	9 2		一九四八年（昭和二十三年） 立命館教職員組合連合結成（立命館教職 員組合、立命館中学高校教職員組合、立 命館夜間高校教職員組合、立命館学園神 山学舎教職員組合の四単組にて構成） 委員長 奈良本辰也 近畿私学教職員組合連合加盟 教職員組合、学生の学園の民主化闘争に 同調する		
7 1	4 1		一九四九年（昭和二十四年） 委員長 奈良本辰也 立命館教職員組合組織整備、規約改正		
〔以下略〕					

# 五七七 立命館教職員組合規約

## 第一章 総則

第一条 この組合は立命館教職員組合という

第二条 この組合の事務所は京都市上京区広小路寺町東立命館大学内にお

く

第三条 この組合は組合員の経済的、社会的、政治的地位の向上をはかり

教育復興と文化国家建設を期することを目的とする

第四条 この組合は前条の目的を達成するために次の事業を行う

一、組合員の待遇並に労働条件の維持改善に関すること

二、民主主義教育の建設と学園の民主化に関すること

三、組合員の文化教養並に福利厚生に関すること

四、他の諸団体との連絡提携に関すること

五、その他この組合の目的達成に必要なこと

## 第二章 組織

第五条 この組合は立命館学園に勤務する教職員を以つて組織する

第六条 この組合の組合員は十五名以上にて地域別、部科別又はその連合

にて支部又は部会を設けることが出来る、支部又は部会準則は別に

定める

## 第三章 機関

第七条 この組合に次の機関をおく

一、総会 二、委員会 三、執行委員会

第八条 総会はこの組合の最高決議機関で毎年一回定期に開く、但し組合

員三分の一以上及び委員会の要求又は執行委員会に於て必要と認め

めたときは臨時総会を開催することが出来る

第九条 総会は全組合員を以て構成する

総会開催の場合は少なくとも五日前に議案、日時、場所を組合員

に通知せなければならぬ

但し緊急止むを得ないときは告示期間を二日とすることができる

第十条 総会はその次のことを決める

一、この組合の解散及び宣言規約の決定並に変更

二、役員を選出並に承認

三、予算の決定決算の承認

四、組合事業の決定

五、委員会の決定事項執行委員会の処理事項の承認

六、その他重要事項の審議決定

第十一条 委員会は総会に次ぐ決議機関で必要に応じ開催する

第十二条 委員会は委員及び役員を以て構成する、但し役員には議決権はな

い

委員は組合員十五名毎に（端数は十名以上）一名宛組合員の直接

無記名投票によつて選出する

第十三条 委員会は次のことを決める、但し次回総会の承認を要する

一、総会決議に基く具体的事項の決定

二、臨時費並に細則の決定

三、労働協約の改正

四、他団体との連絡提携に関すること

五、任期中の役員及び委員を改選した場合の承認

六、懲罰並に慰謝に関すること

七、その他緊急重要事項の審議決定

第十四条 執行委員会は第十九条の役員を以て構成し必要に応じ随時開く

第十五条 執行委員会は総会、委員会の決定事項を処理する

但し緊急止むを得ない場合は委員会に代つて議決することが出来る

が次回委員会の承認を得なければならない

第十六条 執行委員会には必要に応じ各種専門委員会及び部局を設け担任者を

任命することが出来る、この場合その長は役員中より任命する

第十七条 執行委員会の執行した業務については委員会及び総会に対して責

任を負うものとする

第十八条 会議はすべて執行委員長が召集し構成員の二分の一以上で成立し

特別の定めのない限り議決は多数決による

委員会執行委員会は執行委員長議長となり総会はその都度議長を決める

#### 第四章 役員

第十九条 この組合に次の役員をおく

執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長 各一名

執行委員 若干名

第二十条 役員の仕事は次の通りとする

一、執行委員長はこの組合を代表し組合業務を統轄する

二、副執行委員長は執行委員長を補佐する

三、書記長は執行委員長を助け組合常務を処理する

四、書記次長は書記長を補佐する

五、執行委員は他の役員と共に第十五条の職務を遂行する

第二十一条 役員の仕事は一年とする、但し重任してもよい

役員は後任者の決定する迄は職務を遂行せねばならない

役員の変更補充の場合の任期は前任者の残りの期間とする

第二十二条 正副執行委員長、書記長、書記次長は総会に於て組合員の直接無記名投票により選出する

第二十三条 執行委員は委員会に於て人数を定め組合員の直接無記名投票によつて選出し総会の承認を求める

第二十四条 この組合の経費は次の収入に依る

#### 第五章 会計

第二十五条 組合費は一ヶ月に付組合員本俸の百分の一宛とする

第二十六条 寄附金の受領については執行委員会の承認を要する

第二十七条 会計事務は書記長が担当し責任は役員との連帯とする

但し業務処理は委嘱することができる

第二十八条 この組合の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二十九条 会計報告は労働組合法の規定する監査を行い定時総会に於て公表

承認を求める

#### 第六章 権利、義務、罰則、慰謝

第三十条 組合員はすべて均等の権能があり、権利、義務は次の通りとする

一、総会に出席し発言を求め議決に参加する権利と義務

二、組合のすべての選挙権と被選挙権

三、一般組合員は委員会、執行委員会に出席し許可を得て発言をする権利

四、組合活動により生ずる利益を平等に受ける権利

五、罰則処分に対し弁護する権利

六、組合員は如何なる場合に於ても人種、宗教、性別、門地又は身分によつて組合員たるの資格を奪われない権利

七、規約及び決議に服し反組合行動をなさざる義務

八、組合費を納める義務

第三十一条 組合員にして組合活動に特に功労のあつた者又は損害を蒙つた者は委員会の審議を経て表彰又は慰謝することが出来る、その具体的措置はその都度決める

第三十二条 役員に背任行為があり又は組合員に反組合行動のあつたときは委員会に背任行為を設けその調査に基いて懲罰を加えることが出来る

右の措置に不服な者は総会に異議の申立てをすることが出来る

第三十三条 処罰は警告、権利停止、除名の三種とする

#### 第七章 雑則

第三十四条 正式に結成届出の支部又は部会は委員及び執行委員の選挙団体となる

支部費として総会の同意を得て組合費の一部を還元することが出来る

第三十五条 委員会は互選により若干名の監査委員を選び随時組合業務及び会計事務を監査させる

但し監査委員は重任及び役員を兼任することは出来ない

第三十六条 この組合の解散の決定並に規約の変更は組合員過半数の投票を得なければならない

第三十七条 同盟罷業は組合員の直接無記名投票に依る組合員過半数の同意を得なければ開始されない

第三十八条 処罰はその会議の出席構成員の直接無記名投票による三分の二以上の同意がなければ決定しない

#### 第八章 附 則

第三十九条 この規約は昭和二十四年七月一日より実施する

### 五七八 立命館教職員組合連合規約

#### 第一章 総 則

第一条 この組合は立命館教職員組合連合という

第二条 この組合は立命館学園内の教職員組合により組織された連合体である

第三条 この組合の事務所は京都市上京区河原町広小路立命館大学内に置く

第四条 この組合は組合員の経済的、社会的、政治的地位の向上を図り、私学の復興と学園の民主化を目的とする

第五条 この組合は前条の目的を達成するため次の事業を行う

- 一、組合員の待遇並に労働条件の維持改善に関すること
- 二、教育の復興と学園の民主的運営に関すること
- 三、組合員の文化教養並に福利更生に関すること
- 四、労働協約の締結とその運営に関すること
- 五、その他この組合の目的達成に必要なこと

#### 第二章 機 関

第六条 この組合に次の機関をおく

第七 条 一、大会 二、委員会 三、執行委員会

大会はこの組合の最高決議機関で毎年一回定期に開く、但し加盟組合の二分の一以上又は委員会の要請があつたときは臨時大会を開かなければならない

第八 条 大会は代議員を以つて構成する

大会代議員は単位組合員四名未満毎に一名宛それぞれの組合員の直接無記名投票によつて選出する

第九 条 大会は少なくとも開催一週間前までに議案、日時、場所を加盟組合に通知しなければならない、但し緊急やむを得ない場合は告示期間を二日とすることができる

第十 条 大会はつぎの事をきめる

一、この組合の解散及び宣言、規約の決定並に変更

二、役員を選出並に承認

三、予算の決定、決算の承認

四、組合事業の決定

五、委員会の決定事項、執行委員会の処理事項の承認

六、その他重要事項の審議決定

第十一 条 委員会は大会に次ぐ決議機関で必要に応じ開催する

第十二 条 委員会は委員及び役員を以つて構成する

委員は単位組合員十五名未満毎に一名宛それぞれの組合員の直接無記名投票によつて選出する

第十三 条 委員会は次の事をきめる

- 一、大会決議に基づく具体的事項の決定
- 二、臨時費並に細則の決定
- 三、労働協約の締結と改変
- 四、任期中の役員の補選と承認
- 五、懲罰並に慰謝に関する事
- 六、その他緊急重要事項の審議決定

第十四 条 執行委員会は正副執行委員長、書記長、書記次長並に執行委員を

以て構成する

執行委員長は委員会に於て、単位組合の比率を定めそれぞれの組合員の直接無記名投票に依つて選出し、大会の承認を求める

第十五条 執行委員会は大大会、委員会の決定事項を処理執行にあたるが、但し緊急止むを得ない場合は委員会に代つて議決することが出来るが、次の委員会の承認を得なければならぬ

第十六条 執行委員会が必要に応じ各種専門委員会を設け、担任者を任命することが出来る

第十七条 執行委員会の執行した業務については委員会及び大会に対して責任を負うものとする

第十八条 会議はすべて執行委員長が召集し構成員の二分の一以上出席で成立し、特別の定めのない限り、議決は多数決による

第十九条 委員会、執行委員会は執行委員長議長となり、大会はその都度議長を決める

### 第三章 役員

第二十条 この組合に次の役員を置く

執行委員長	一名	副執行委員長	二名
書記長	一名	書記次長	二名
執行委員	若干名	監査委員	若干名

第二十一条 役員は次の通りとする

- 一、執行委員長はこの組合を代表し、組合業務を統轄する
- 二、副執行委員長は執行委員長を補佐する
- 三、書記長は執行委員長を助け、組合の常務を処理する
- 四、書記次長は書記長を補佐する
- 五、執行委員は正副執行委員長、書記長、書記次長と共に組合業務の執行にあたる

六、監査委員は組合業務並に会計事務の監査を行う、但し他の役員を兼ねることは出来ない

第二十二条 役員は任期は一ケ年とする、但し重任してもよい

役員は後任者の決定するまで職務を遂行しなければならない

第二十三条 正副執行委員長、書記長、書記次長、監査委員は大会に於て代表員の直接無記名投票により選出する

### 第四章 会計

第二十四条 この組合の経費は組合費による

第二十五条 組合費は単位組合員一名に付、一ケ月金四十円宛とする  
会計事務は書記長が担当し、責任は役員の間とする、但し業務処理は組合員に委嘱することが出来る

第二十六条 この組合の会計年度は四月一日に始まり、翌年の三月末日に終る  
第二十七条 会計報告は労働組合法の規定する監査を行い、定時大会に於て公表承認を求める

### 第五章 権利義務並に懲罰

第二十八条 加盟組合並に一般組合員は均等の権能があり、権利、義務は次の通りとする

- 一、一般組合員は役員、被選挙権及び大会代議員、委員並に執行委員の選挙権、被選挙権
  - 二、一般組合員は大会並に委員会に出席して発言を求める権利
  - 三、組合活動により生ずる利益を平等に受ける権利
  - 四、懲罰処分に対し弁護する権利
  - 五、規約及び決議に服し、反組合行動をなさざる義務
  - 六、組合費を納める義務
- 第二十九条 役員に背任行為があり加盟組合に反組合行動のあつたときは委員会は査問委員会を設け其の調査に基づき、懲罰を加えることが出来る  
右の処置に不服な場合は大会に異議の申立をすることが出来る
- 第三十条 処罰は警告、罷免、権利停止の三種とする

### 第六章 雑則

第三十一条 この組合の解散の決定並に規約の変更は代議員総数の過半数の投票を得なければならない

第三十二條 同盟罷業は大会に於て直接無記名投票により代議員総数の過半数

の同意を得なければ開始されない

第三十三條 処罰はその会議の出席構成員の直接無記名投票による三分の二以

上の同意を得なければ決定されない

第七章 附 則

第三十四條 この規約は昭和二十四年七月二十二日より実施する

〔立命館教職員組合連合の構成〕

立命館教職員組合連合



五七九 〔立命館教職員組合連合解散の件

(単一組合結成) ☆

立命館教職員組合連合 第三八回 臨時大会

立命館教職員組合 第三九回 臨時総会

とき 一九六五・四・二八(水)午後五、〇〇

ところ 存心館一四号室

〔中略〕

七、議事

イ、経過報告、決算報告承認の件

ロ、立命館教職員組合連合解散の件

ハ、立命館教職員組合規約一部改正の件

〔以下略〕

一九六四年度の闘いと運動の経過

〔前略〕

九、組合体制変更の問題

衣笠一揆点化を指しての、当面経済・経営二学部の移転という事情の下で、組合体制の変更が必要になっている。そして、それを契機に、従来から懸案になっていた連合の単組化が問題となり一単組三支部への組織替が提起されている。

(一) 単組化の問題 従来から連合組織の下での、単組間の意志疎通の不十分さ、高中単組での組合活動の不活性化等が問題とされていた。他方昭和四三年度以降の高校生急減期をひかえて、高中での組合活動の強化が緊急の課題となっている。また学校側の体制(高中特別会計の廃止)と関連して、高中の問題も組合全体の中に位置づけてとりあげなければ、根本的には解決しない情勢になつてきている。こうした事情の下で高中独自の組合運動を盛んにするという基本的見地を堅持した上で、組合の単組化を実現し、当面、広小路・衣笠・北大路の三支部を置くことが、職場委員会で確認されてきた。その場合、組合活動の基本的方向は総会・職場委員会で決定し、執行委員会で執行するが、日常的な活動は支部単位で行うことになる。

(二) 規約の改正等 一単組化に伴い、職場体制、執行体制、書記局の改正が必要になるが、そのための規約改正案は別紙のとおりである。便宜上従来の「立命館教職員組合規約」(大学単組の規約)をもととし、連合・高中単組の規約を参照しながら「立命館教職員組合規約」の改正という形で新規約を考えた。

(三) 組合体制確立の必要 当面三支部への組合の分断にもとづき、組合活動全般にわたつての困難が倍加せられる。それを克服する基本的方向は職場活動を盛んにする以外にないが、それに加えて支部での活動の中心の確立、それをつなぐ執行部・書記局の体制など組合活動の根本的再建討が必要である。

〔以下略〕

## 五八〇 京都私教連への加盟決定〔立命館教職員組合〕

七月十八日の私教連結成大会を成功させよう

七月二十日の組合総会へむけてさらに討議を深めよう

私達、立命館の教職員組合は、昨年度の学費値上げ反対闘争を通じ、今日の私学危機の打開の道は、全国私学の具体的な組織的連帯と国民的運動としての広がりなしには切り開いてゆくことが出来ないことを自らの肌を通して感じてきました。そして、その第一段階は、今年度四月三十日の定期総会での京都私教連の結成を積極的におし進めようという決議として表明されました。

現執行委員会は、すでに何回もの「アピール」で、全組合員に討議を要請し、七月結成をめざし、総会決議を基礎に、賃闘を闘い抜く必然的な発展の道として賃闘と結合した討議を要請しました。

こうして迎えた七月十六日の職場委員会では、二十八職場中二十六職場（欠席二総務・管理）の結集をかちとり、職場討議の集約を行いました。ほとんどの職場で私教連結成の意義が確認されましたが、討議が十分深まっていなために態度を保留した組合員を持つ職場が若干ありました。その職場に対しては、職場委員と執行委員との協力のもとにさらに討論を深めていくことを確認した上で、採決に入りました。採決の結果は賛成が二十四、反対〇、保留一（一職場早退）という圧倒的多数で京都私教連加盟が決議されました。

もちろん執行委員会は、上部団体への加盟という重要事項は、本来組合総会で決議すべき事項と考えており、今般の職場委員会の決議を二十日の総会で再確認を行いたいと考えています。

〔以下略〕

〔「立命館教職員組合ニュース」No.24（一九七二年七月一七日）〕

## (二) 立命館大学学友会関係

### 五八一 学友会の新発足に當つて

会長 末川 博

すべての者が理性をとり戻さねばならぬ秋が来た。わけても今や学徒は理性をそしてこの知的な現れとしての悟性ないし理智をとり戻して批判力を養ひ創造力を高めまた組織力を強めることが切実に要求されてゐる。どんな時でも前途に光明をのぞみ希望をいだいて果敢に前進する。そこに青年の殊に学徒の使命があり特権がある。しかし光明は暗黒を貫いてのみ輝き希望は現実に即しでのみ実質を有する。しかも主観は客観を離れては成り立つことを得ない。この苦い惨い生活闘争の続けられる秋に、諸君が理性を失ひ続け主体性をとり戻すことを怠るならば客観的な現実は更に冷酷に無慈悲な様相を深め行くであらう。立命館に学ぶ諸君がこの大きな転換期にいかんにか生き抜くか、そして学徒としてこの激しい変転にいかなる態度で処するかそれはひとりこの学園の消長に關するだけのことではない。実に国家のまた民族の更に人類の歴史の進展に關することなのである。或は現実の歴史は大きな波頭をあげて諸君の個々人を無視して遠いかなたへ急速に動き流れて行くかのやうに感じられるかも知れぬ。歴史は必然と偶然とを織りませて容赦なく押し進むのでそこに個々人は全く無力であるかのやうに見えるかも知れない。だが歴史は所詮人類の運動の記録として成り立つものに他ならぬのだから、歴史的存在者たる權威を主張し得る個々人が、たとひその各々の力はいかに微弱であらうとも、何らかの意味においてはたらきかけ、またはたらかされてゐるのである。しかも今日われわれは民主主義といひまたそれを基礎づける自由といふ如き掛け声によつて自覚を促され個性をふるひ立たされてゐる。青壯の意気に燃える純真な学徒が理性をとり戻し、その主体性を力強くはたらかすべきはまさにこの秋である。すなはち新しい方向における歴史は諸君によつて形成され展開されねばならぬ。

この学園の名なる立命館は、かつて西園寺公の開かれた学舎のそれを伝える。

西園寺公は明治初年にあつては急進的な自由主義者として知られ、また後年には政治原則として議會主義従つて民主主義を支持されてゐた。中川前総長が公の意図と思念とを承けつがれてこの学園の名を立てられたものとするれば、こゝに自由の氣をみなぎらせ民主主義の風をたぎらせることは、あたかもその遺志に副ふゆゑだとも考へ得る。自由とか民主とかいふの意味内容について詮さくする如きは本稿の課題に属しない。しかも、とにかく、それらは学園における学徒の生活では学徒自身の自治といふやうな形態をとつて現はれるところが多いであらう。殊に学徒を中心に組織される学友会においてはさうである。諸君はこゝで自らの創意を生かし計画を立て組織を作つて親和的な団体行動を許されると共に、斯かる行動についての訓練をなすべきである。公正明朗な気持ちのよい共同生活の精神を養ふ機会がこゝで与へられる。そして斯ういふ自治は本来いはゆる自由の行動的発現に他ならぬのであるが、それは常に貴い知的な、しかも良心的な教養と修練とによつて立派なものにせられねばならぬ。すなはち自由といひ民主といふ如きが自制と規律と責任とを伴ふべきは言をまたない。諸君がこの新聞を発行するについても、また今後学友会がいろいろの場面で活動するについても、自治的な行動の許されることが少なくないであらうが、その許されることが広げれば広いだけ諸君の責任と義務とは加重されるものと考へねばならない。

すべてのものは時と共にうつる。その変転の急なる今日の如きはない。この間に処して諸君が歴史を形成する者としてこの学園の内と外とにおいてはたすべき使命と任務とは極めて重大である。自らを重んじ、自らを敬ししかも謙虚な気持ちと態度とで勇敢に前進することを期待し且つ要望する。新な方向に知識を道義を文化を推し進めねばならぬ秋、青壯の諸君が強く正しく朗かにこの学園にしつかりと足をふんまへて、自治の旗幟を高く掲げて進むそこに立命館学友会の真義は發揮されるであらう。

## 五八二 学友会の運営について

学生部長兼学友会総務部長 吉 富 重 夫

学園改造の方向がデモクラチックであるべきことは、その必要的前提条件たるのであるが、しかし具体的にその方向に内容を与えるものは学生の自主的立場でなければならない。

学園が学生の存在を前提とするものであるかぎり、学園のデモクラチックな改造に学生の自主性と責任性が尊重されねばならぬことはいふまでもない。何となればデモクラシーはこの両者をその存在の支点とするものだからである。学友会は正にかくのごとき学生の自主的運動を維持培養発展せしむべき組織体たるのである今日の学友会の現状は過渡的な現象として正当化せられうるものであるが将来は学生自身の手において、企劃立案運営せらるべきものである。

学友会は学生々活の実体にふれるものであり、且それと全面的に関連するものであるが、したがつて学生が自己自身の生活についての権利と責任とを主張せむとするかぎり、それは学生自身の手によつて大衆化せられねばならぬ。戦時中命令のまゝに動くべく習慣づけられたる学生は、真摯且卒直に自己の生活を反省して自主的であり、且は責任ある行動をなすべく努力すべきである。

したがつて学友会は学芸運動の部面のみならず厚生勤労、共済等のあらゆる生活部面に互つて学生諸君自らの活動によつて運営せられることを期待するものである。

学生部はこれに対して学生の訓育を中心として、食糧問題、就職問題、その他生活問題の全般について解決を計らむとする学園の機関であるが、それは全体の立場において学園の発展を期するものに他ならない。したがつてそれは時として指導監督の任に当るとしても、学生の健全なる自主的運動に対しては積極的な促進機関たらむことを期してゐるのである。

学友会並に学生部の指導理念は右のごとくであり、且その方向において組織化をすすめてゐるのであるがしかし最後にこのやうな組織をして真に生命あるものたらしめるものが実は学生自身であることを諸君は忘れてはならない。

## 五八三 学友会自治の展開急速調

一般学生側から選出すべき甲種委員は各部科学年を単位として百名若くはその端数毎に一名選出すべく規定せられた。総意を代表する委員として各々学生は慎重に考慮し従来と違つて真に学力人格を有する級友を推さんと真剣な態度で選出に當つた。

十一月十六日の学部法科を皮切として総務部より指定せられた時間に主として選挙によつて決定したが中には出席者少数、或は復員者が多くて相識のない等の理由で級友相互の推選によつて決定した所もあつた。従来と違つて学園側からの指名による天降り式の人事は一切行はず、全く学生の自治によつて決定した点は大に注目すべきである。

一方学芸部、運動部の各班代表者を以て充てられる乙種委員は、十七日既に正式に任命せられて居り、茲に広小路学園の学生委員は全く出揃つた訳で、その数合わせて八十七名に及んでゐる。

全学生に推選される学識を持ち、愛校一途の情熱に燃える此等諸君が、強い団結を基礎として活躍するとき学友会学園の隆盛をみる事期して待つべきである。

衣笠学園の工学科及予科は臨時休校の爲編輯日迄に選出に到らなかつたが十二月五日頃には完了するものと思はれる。

甲種委員側よりの常務委員選出を経てその互選により学生委員長が決定せられた時、全学園を網羅する強力膨大な学生の自治組織が完成する訳で自由明朗な学園の再建の基礎をなすものと言へよう。

〔「立命館大学新聞」第一号（昭和二〇年二月二十九日）〕

〔「立命館大学新聞」第一号（昭和二〇年二月二十九日）〕

# 五八四 立命館学友会会則

## 立命館学友会会則

### 第一章 組織

第一条 本会は、立命館大学、同予科並びに立命館専門学校の学生々徒及び教職員をもつて構成する。

学生々徒たる会員を通常会員、教職員たる会員を特別会員と称する。

第二条 本会は、通常会員の自主的活動によつて、その道義の昂揚、情操の陶冶、良識の涵養、健康の保持増進につとめ、併せて会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、学術文化の研究、芸術宗教の研修、思想発表の演練、運動競技、勤労作業の実施及び厚生福利施設の設置運営その他必要な事業を行ふものとする。

第四条 本会に総務部、学芸部及び運動部をおく。

学芸部並びに運動部は、それぞれ若干の班から成る。

各部及び班は部則ないし班則を定め、会長の認可を受けることを必要とする。

第五条 本会に左の機関をおく。

会長	一
参与会	一
部長	三
管事	若干
部長会	一
代議員会	一
委員会	一
委員	若干
委員長及び副委員長	各一
会計特別委員	若干

第六条 会長は、大学長がこれに当り、本会を代表総理し、会全般の責に任ずる。

第七条 参与会は、参与によつて成り、本会の諮問機関とする。参与会は、必要と認められるとき、会長がこれを招集し、且つその座長となる。大学、同予科及び専門学校の各部長並びに会長の委嘱した校友が参与となる。

第八条 総務部長は、学生部長をもつてこれにあて、会長の旨を受けて、本会全般にわたる事務の処理運営に任じ、会長事故あるときはこれに代るものとする。

学芸及び運動の各部長は、教員をもつてこれにあて、各部の運営に任ずる。

第九条 管事は、原則として教員をもつてこれにあて、所属各部の部長を補佐し部長事故あるときはこれに代るものとする。

第十条 部長会は各部長及び管事をもつて構成し、本会全般の重要事項について審議する。

招集者並びに座長は総務部長とする。

但し本会の基本的重要事項の審議にあつては会長も臨席するものとする。また必要に応じて通常会員代表を加へることが出来る。

第十一条 代議員会は、代議員によつて構成される。代議員を分けて甲種代議員及び乙種代議員とする。

甲種代議員は、各学科各学年ごとに通常会員百名もしくはその半数について一名の割合で互選によつて選出し、通常会員の一般的代表とする。選挙は、原則として毎学年始めに会員半数以上出席のうへ、単記無記名式投票によつてこれを行ふ。

学芸部並びに運動部各班の選出した一名づつの代表を乙種代議員とする。

第十二条 代議員会は、部長会と連繫して、本会の基本的事項を審議する。

第十三条 代議員会は、毎学年始めに一回のほか、第十四条によりその必要を生じた場合、委員長が必要と認めた場合もしくは代議員半数以上

の要求ある場合に、委員長がこれを招集し、代議員の三分の一以上の出席によつて成立する。

議長は、委員長がこれにあたり、議事は過半数をもつて決められる。可否同数の場合には、議長がこれを決定するものとする。但し議長及び副議長は、それぞれ代議員として議決に参加することができる。

第十四条 次の事項は、代議員会の議決を必要とする。

一、本会の改廃、会則の修正等の基本的事項

二、委員長、副委員長ないし委員の選挙に関する事項

三、その他委員長が必要と認めた事項

第十五条 委員は、代議員会において、甲種代議員中から各部科二名づつ、

乙種代議員中から各部五名づつの割合で、それぞれ互選によつて選出されるものであつて、本会常務の執行を委任されたものとする。

第十六条 委員は、抽選又は委員長の指名によつて本会の各部に分属して、

その部の常務に従ふものとする。

第十七条 委員は、代議員の身分を保有する。

第十八条 委員会は、委員によつて構成され、その議長及び副議長は、それぞれ委員長及び副委員長をもつてこれにあてる。

委員会は、常に本会の各部長或ひは管事に連絡し、その協力賛同をもつて本会の中核的運営にあたるものとする。

委員会は、毎月一回の定期例会のほか、第十九条によつてその必要を生じた場合、もしくは委員長が必要と認めた場合に委員長がこれを招集し、委員三分の一以上の出席によつて成立する。

議事方式に関しては、第十三条第二項の規定を準用する。

第十九条 次の事項は、委員会の議決を必要とする。

一、予算及び決算の決定に関する事項

二、予備費の支出並びに寄附の受理等に関する事項

三、部もしくは班の新設又は改廃に関する事項

四、第三章の規定する賞罰に関する事項

五、その他委員長が特に必要と認めた事項

第二十条 委員長は、通常会員の最高の代表である。

第二十一条 委員長は、大学の学部第三学年、副委員長は同第二学年の甲種代議員である委員中から、代議員会において、それぞれ一名づつを連記無記名式に投票し、有効投票数の過半を得たものを当選とする。

第二十二条 委員長は、第十三条、第十八条第三項並びに第十六条所定の職務を行ふほか、第十一条第三項及び第十五条所定の選挙に関する業務を管理し、且つ第十二条及び第十八条第二項の規定するところに従ひ、それぞれ代議員会と部長会或ひは委員会と各部の部長ないし管事間の連繫にあたる責任をもつものとする。

第二十三条 副委員長は、委員長をたすけ、委員長事故あるときはこれに代るものとする。

第二十四条 第一条以下の規定するすべての通常会員代表ないし受任者の任期は原則として一箇年とする。

第二十五条 会長、部長及び管事は、いつでも代議員会ないし委員会に出席して発言することができる。

第二章 財 政

第二十六条 本会の経費は、主として、会員の会費及び入会金による。

第二十七条 通常会員は、入学と同時に入会金十円、毎学年始めに学友会費年額金四十円を授業料と同時に本会に納付するものとする。但し夜間部通常会員の会費はこれを半額とする。

特別会員の会費は、年額金二十円とし、毎年度始めこれを納付するものとする。

第二十八条 本会は、立命館財団及び一般からの寄付を受理することができる。

第二十九条 本会の会計は、これを独立会計として一般財団会計と分離し、総務部長がその管理の責に任ずる。

第三十条 会計年度は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第三十一条 本会の運営は予算による。

本会予算を分けて総務部費、学芸部費、運動部費及び予備費とす

る。

第三十二条 前条の予算分配は、毎年度始め会長あて各部より予算額並びにその明細書を提出し、会長、各部長及び管事立会のうちへ委員会で決定する。

第三十三条 学芸及び運動各部内の本部並びに班ごとの予算配分は、前条の予算配分決定のちそれぞれその部の部長、管事のほか総務部長同部管事並びに委員長、副委員長立会のうちへ、その部に所属する委員及び班の代表者各一名の合議によつて決定する。

第三十四条 予算の支出にあつては、所要金額、使用目的、期間等を記載した二通の支出請求書に班代表が署名捺印し、委員長の承諾を得たのち、その班長ついで総務部長の承認を受けることを必要とする。

各部の本部費の支出に関しては前項の規定を準用する。

総務部費の支出に対しては、委員長の同意をうるものとする。

第三十五条 支出は、原則として四期平等分割支出とする。

第三十六条 総務部長は、副委員長のほか総務部委員中若干名を指名して、会計特別委員とする。

会計特別委員は、

- 一、常に、本会の会計帳簿を整備し
- 二、三月及び九月のほか、随時に、部または班の会計簿及び備品等を検閲してその結果を総務部会計管事に報告し、併せて委員長に通報するものとし
- 三、また、事情によつては、その部ないし班の予算額を削減し、もしくは支出を停止するべきことを委員会に勧告するものとする。

第三十七条 委員会は、毎年六月中に会長、各部長及び管事立会のうちへ前年度の決算を決定する。

第三十八条 予算並びに決算は会員に公表するものとする。

### 第三章 賞 罰

第三十九条 本会は、会員その他であつて、本会の目的達成に関して特に顕著

な貢献をしたと認められる者を表彰するものとする。

また本会は、会員であつて、学生々徒の本人に反して懲罰せられ、並びに会員として本会の名誉を毀損しその他不都合な行為があつたと認められるときは、その本会の活動に参加することを拒否するものとする。

### 第四章 修 正

第四十条 本会則の修正は、代議員会並びに部長会の議をへたのち、会長これを公布するものとする。

#### 附 則

第一条 昭和二十年禁衛隊費並びに同学徒報国隊一般会計残額及び禁衛隊所屬の財産は、すべて昭和二十年十一月一日から本会において引継ぎ、禁衛隊学徒報国隊一般会計残額は、本会の基金に繰入れるものとする。

第二条 本会則は、昭和二十年十一月一日から施行する。

## 五八五 立命館大学一部学友会会則

### 立命館大学一部学友会会則

#### 第一章 名称及び組織

- 第一条 本会は立命館大学一部学友会と称する。
- 第二条 本会は立命館大学学部（旧制、新制）専門学校の一部全学生生徒を以つて組織する。

第三条 本会は本部を立命館大学構内に置く。

#### 第二章 目的及び事業

第四条 本会は会員の自主的活動に由つて其の道義の昂揚、情操の陶冶、良識の涵養、健康の保持増進、会員相互の親睦に努め学園の進展を図るを目的とする。

第五条 本会は前条の目的達成の爲下記の事業を行ふ。

一、学術、文芸振興に関する事業

二、体育振興に関する事業

三、厚生福利に関する事業

四、その他必要な事業

第六条 本会は総て学生自治により運営活動を行い何ら外部より干渉強制を受ける事はない。

### 第三章 機関及び役員

#### 第一項 学生大会

第七条 本会は最高議決機関として学生大会を置き定例年三回の外委員会或は会員十分の一以上の要求ある時委員長が召集し開催する。

第八条 大会開催の告示期間は一週間とし学内掲示による。

第九条 大会は四百名を以つて成立し議決は出席会員二分の一以上の賛成を要する可否同数の時は議長が決する。

#### 第二項 委員会

第十条 本会は副議決機関として委員会を置き定例年三回の外委員五分の一以上の要求ある時或は委員長が必要と認める時召集し開催する。

第十一条 委員会は左記の者を以つて組織する。

一、各学部科各学年より選出された委員

二、総務部長、以下総務委員

三、各自治団团长

四、各事業団团长

第十二条 委員会は左記の事項を審議決定する。

一、正副委員長、及び前条(二)以下の各員の承認

二、予算の決定、決算の確定

三、賞罰の件

四、常任委員会より上程された事項

五、その他自治に関する重要事項

第十三条 委員及び役員任期は一ヶ年とする。

第十四条 委員会は定員の二分の一以上の出席を以つて成立し議決は出席委員の過半数の賛成を要する。

可否同数の場合は議長が決する。

#### 第三項 常任委員会

第十五条 本会は運営機関として常任委員会を置き委員長必要と認めたる時随時開催する。

第十六条 常任委員会は左記の者を以つて組織する。

一、正副委員長

二、総務部長、以下総務委員

三、各自治団团长

四、各事業団团长

第十七条 常任委員会は左記の事項を審議する。

一、決算予算の審議

二、本会諸事業の諸計画の審議

三、自治に関する一般諸問題の審議

第十八条 委員長は本会を代表し総轄する。副委員長は委員長を補佐し委員長事故ある時は職務を代行する。

第十九条 総務部は総務部長之を統轄し事業、企画、会計、渉外、庶務等の事務一切を担当処理する。

第二十条 正副委員長、総務部長は大会、委員会、常任委員会の決定事項を執行する責を有する。

#### 第四項 事業部

第二十一条 本会は左記の事業部を置く、各事業部は別に定める規定に従う。但し其の規定は委員会の承認を要する。

一、学術部

二、学芸部

#### 第五項 各自治団体

第二十六条 本会は各学部別に左記の自治団体を置く。

一、旧制学部自治会(旧制大学学部)

五八六 立命館大学二部学生会会則

立命館大学二部学生会会則

第一章 総則

第一条 本会は立命館大学二部学生会と称する。

第二条 本会は立命館大学同予科並に立命館専門学校の二部学生々徒を以て構成する。

第三条 本会は本部を立命館大学内におく。

第二章 目的及び事業

第四条 本会は会員の目的活動に依つて其の道義の昂揚、情操の陶冶、良識の涵養、健康の保持増進に努め併せて会員の親睦を図るを以つて目的とする。

前項の目的を達成するために一部と緊密なる連絡をとる。

第五条 本会は前条の目的を達成するために左の事業を行う。

- 一、學術研究に関する各種事業
- 一、厚生福利に関する各種事業
- 一、体育振興に関する各種事業
- 一、其の他必要なる事業

第三章 機関及び組織

第六条 本会に左の機関を置く。

- 一、大会
- 一、委員会

以上各種の招集は委員長がこれに当る。

第七条 大会は本会の最高議決機関とし毎年一回定期的に開く。但し委員長若くは委員会が必要と認めた場合又は会員総数の四分の一以上の要求があつた場合は随時に開くことができる。

第八条 大会開催の公示期間は一週間とし学内掲示による。

大会決議は出席会員の過半数を以つて可否同数なるときは議長がこれを決する。

第九条 大会の議決を要する事項は本会の改廢、会則の改正、予算の決定、

二、新制学部自治会（新制大学学部）

三、怒濤会（旧制専門學校法科經濟科）

四、春秋会（同文科）

五、理工科自治会新制（専門理工科）

第四章 会 計

第二十三条 本会の経営は主として会費、入会金に依る。

第二十四条 会員は入会と同時に入会金を納め、毎会年始めに会費を納入する。

第二十五条 本会の會計年度は毎年四月一日に初まり翌年三月三十一日に終る。

第五章 中央委員会

第二十六条 学内全般に関する事項及び対外問題を協議処理し且一部二部相互の連絡融和を図る為に中央委員会を設ける。

第六章 賞 罰

第二十七条 本会の為顕著なる貢獻をなした者は委員会の承認を得て表彰する。

第二十八条 本会の名譽を毀損し学生の本分にもとる不都合な行為があつた時は委員会の名に於いて忠告し尚改めない時は学校当局に懲戒權の發動を乞ふ。

第二十九条 本会は會計監査委員を二名置く。

第七章 改 正

第三十条 本会会則の改正は委員三分の二以上の要求ある時或は会員十分の一以上の要求ある時委員長大会を召集してその議決を得て改正する。

右大会の承認を得た後直ちに委員長は大会の名により改正を公布する。

第八章 補 則

第三十一条 本会則は昭和二十三年五月五日公布する。但し公布の日より起算して一週間を経て施行する。

其の他重要事項とする。

第十條 大会に報告を要する事項は経過、決算、事業計画、役員の選任、更迭其他重要事項とする。

第十一條 委員会はその副議決機関として各部科選出の委員を以つて構成し毎月一回開く。但し委員長が必要と認められた場合若くは委員総数の四分の一以上の要求があつた場合は随時に開くことができる。

第十二條 委員会開催の公示期間は三日間とし学内掲示による。但し休暇中若くは必要ある場合は通信連絡その他による。

委員会の決議は出席委員の過半数を以つてし可否同数なるときは議長これを決する。

第十三條 委員会において議決を要する事項は本会の設廢、会則の改正、予算の作成等の大会提出事項及び役員を選任更迭、事業計画、会員の処罰その他重要事項とする。

第十四條 本会は事務局をおく。事務局に関する規定は別にこれを定める。

#### 第四章 役員

第十五條 本会は左の役員をおく。

一、委員長 一名

二、副委員長 二名

三、書記長 一名

四、書記次長 二名

五、委員 若干名

六、会計監査 若干名

第十六條 委員長は委員の互選によつて選出し会を代表統轄する。

第十七條 副委員長は委員の互選によつて選出し、委員長を補佐し、委員長事故ある場合は内一名がこれを代行する。

第十八條 書記長は委員の互選によつて選出し、事務局を統轄し、会の一一般事務を担当処理する。

第十九條 書記次長は委員の互選によつて選出し、書記長を補佐し、一名は会計事務を担当処理する。書記長事故あるときは他の一名はこれを

代行する。

第二十條 会計監査は委員の推薦によつて選出する。

第二十一條 委員は委員の互選若くは推薦によつて選出し委員会を構成する。

第二十二條 役員の任期は一ケ年とする。但し欠員を生じた場合は、これを補充することができる。その方法は前六ヶ条に準ずるものとしその任期は前任者の残存期間とする。

第二十三條 役員にして会の名譽を毀損し若くは役員たるの体面を汚し又は不都合な行為があつた場合は委員会の決議によつて之を罷免することができる。

#### 第五章 會計

第二十四條 本会の經費は主として会費、入会費による。

第二十五條 会員は入会と同時に入会金を納め毎学年始めに会費を納入する。

第二十六條 本会の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第二十七條 予見し難い予算の不足に充てるため大会の決議に基づいて予備費を設けることができる。

#### 第六章 中央委員会

第二十八條 学内全般に関する事項及び対外諸問題を協議処理し一部、二部相互の連絡融和を図るため中央委員会を設ける。

#### 第七章 賞罰

第二十九條 本会のため顕著なる貢献をなした者を表彰する。その方法は委員会において定める。

第三十條 本会の名譽を毀損し若くは会員たるの体面を汚し又は不都合なる行為があつた場合は委員会の名において忠告をなし尚改めない場合は大学当局に懲戒権の発動を要請することができる。

#### 第八章 改正

第三十一條 本会則の改正は委員長若くは委員会が必要と認められた場合及び会員総数の四分の一以上の要求があつた場合には、委員会の名において

改正案を作成し大会の承認を経るものとする。改正案を作成し大会の承認を経たときは委員長は会員の名を

以つて直に之を公布する。

#### 補 則

本会則は公布の日から起算して一週間を経過した日から之を施行する。

〔注・昭和二十三年〕

## 五八七 立命館大学学友会中央委員会規約

### 立命館大学学友会中央委員会規約

#### 第一章 総 則

第一条 本規約は立命館大学々友会中央委員会に関する規定である。

第二条 立命館大学々友会とは立命館大学一部、二部学友会並びに中央委員会の総称である。

第三条 中央委員会は本部を立命館大学内に置く。

#### 第二章 目 的

第四条 中央委員会は一部、二部の共通事項を審議する機関である。

#### 第三章 役 員

第五章 中央委員会に下記の役員を置く。

中央委員長 一名 中央副委員長 二名

第六条 中央委員長及び中央副委員長は中央委員の互選又は推薦により決定する。

第七条 中央委員長は中央委員会を代表統轄する。中央副委員長は中央委員長を補佐し、中央委員長事故ある時はその内一名が職務を代行する。中央委員長及中央副委員長は中央委員会の決定事項の執行に任ずる。

#### 第四章 機 関

##### 第一節 中央委員会

第八条 中央委員会は一部、二部委員会より選出された委員若干名。(但し委員数は一部、二部同数を原則とする)及び各事業部長を以て組織する。

第九条 中央委員の任期は一ケ年とする。但し再選を妨げない。

第十条 中央委員会は定例年六回の外中央委員長が必要と認めた時或は中央委員四分の一以上の要求がある時又は一部、二部委員会より要請ある場合中央委員長が之を招集し開催する。

第十一条 中央委員会は一部、二部選出の中央委員各々三分の一以上の出席を以て成立し議決は本規約に特別の定めなき限り出席委員過半数の賛成を要する。

可否同数の時は議長が決する所による。

第十二条 中央委員会は公開とする。但し出席委員三分の二以上の多数で議決した時は秘密を開くことが出来る。

第十三条 中央委員会は左記の事項を審議決定する。

一、中央委員長、中央副委員長の選出。

二、事務局長以下同委員、並びに各事業部長の承認。

三、会計監査委員の選出。

四、中央関係(事務局、運動部、新聞部、応援部)の予算決定及び決算の確定。

五、学園祭の件。

六、対外諸問題の件。

七、賞罰の件。

八、その他一部、二部共通事項の件。

第十四条 中央委員会の議決事項は一部、二部委員会は之を尊重する。但し両者の意見が合致せぬ時は各委員会に図り再度中央委員会にて審議する。尚一致しない時は一部、二部委員会の決定に従う。

#### 第二節 事務局

第十五条 中央委員会の事務を処理するために本委員会に事務局を置く。

事務局制については別に定める内規による。但し其の内規は中央

委員会の承認を要する。

### 第三節 事業部

第十六条 中央委員会統轄の許に下記の事業部を置く。

各事業部は別に定める内規に従う。但しその内規は中央委員会の承認を要する。

一、運動部 二、新聞部 三、応援部

第五章 財 政

第十七条 中央委員会の経費は一部、二部学友会費より弁済する。

第十八条 中央委員会への寄附は本委員会の承認を要する。

第十九条 中央委員の会計年度は毎年四月一日初まり、翌年三月三十一日に終る。

第二十条 中央委員会に会計監査員若干名を置く。

第六章 賞 罰

第二十一条 中央委員会の為特に顕著なる貢献をなした者は本委員会の承認を得て之を表彰する。

第二十二条 中央委員会の名譽を毀損し学生の本分に反する不都合な行為があつた者は本委員会の名に於て忠告し尚改めない時は学校当局に懲戒権の発動を要請する事が出来る。

第七章 改 正 中央正員会

第二十三条 本規約の改正は中央委員の四分の一以上の要求ある時或は中央委員長が必要と認める時、改正案を提出し中央委員会に於て三分の二以上の賛成を得て改正する。

第八章 補 則

第二十六条 本規約は公布の日より起算して一週間を経て施行する。

(註) 本規約は昭和二十三年八月二十八日、第八回中央委員会にて可決す。公布は昭和二十三年八月三十日。

## 五八八 学友会各部所属団体

### 運 動 部

ボート部、拳闘部、空手部、卓球部、山岳部、体操部、箏球部、レスリング部、送球、排球部、軟式野球部、硬式野球部、ラグビー部、陸上部、水泳部、相撲部、軟式庭球部、硬式庭球部、スキー部、馬術部、ヨット部、フェンシング部、スケート部

### 厚 生 部

書籍部、衣料部、喫茶部、理髮部、万年筆部、時計部、靴部、靴修理部

### 一 部 学 術 部

貿易研究会、YMCA、史前学研究会、エスベラント研究会、エコノミー研究会、地理研究会、哲学研究会、カトリック研究会、青年共産同盟、心理学研究会、経済研究会、社会科学研究会、経営研究会、高等試験研究会、中国研究会、国漢研究会、法政研究会、英語研究会、歴史学研究会、唯物論研究会、史蹟踏查班、政治研究会、民主々義科学者協会学生会部、弁論部

### 一 部 学 芸 部

演劇研究部、映画研究部、写真部、能楽班、合唱団、茶道研究部、RUV芸研究部、都山流尺八研究部、童心研究会、軽音楽部（ハワイ・タンゴ・スィング・アコーディオンコレット）、美術研究部

### 二 部 学 術 部

社会科学研究会、民主々義研究会、唯物論研究会、国家試験研究会、憲法研究会、弁論部、日本史研究会、哲学研究会、日本文学研究会、中国文学研究会、国文学研究会、科学研究同好会、映画研究会

(注・昭和二十三年)

〔立命館創立五十年史〕(昭和二十八年三月三十一日)

## 五八九 「立命館大学大学院協議会」の結成に関する件

末川総長から、大学院法・経・文研究科学生が研究の発展と条件の改善を目的として各研究会の連合組織「立命館大学大学院協議会」を設立した旨報告があり協議、大学院委員会（四月九日）の決定通り、趣旨は了承するも工学研究科が参加しない現状では、大学院学生の全学的組織として、認め難いので、工学研究科の学生も参加することが望ましい旨伝達することに了解。

なお、右の組織の名称としては「立命館大学大学院学生協議会」とするよう要請する。

なお、「大学院協議会」は、学生の研究及び自治活動のための組織の名称としてはあまり望ましくない旨の意見があった。

〔第二〇九回大学協議会議事録〕（昭和三五年四月九日）

〔注・第二二七回大学協議会（昭和三六年一月二八日）で「立命館大学大学院学生協議会」として承認。〕

#### (四) 立命館大学生生活協同組合関係

##### 五九〇 生協組結成全学的に取りくむ〔生活協同組合 調査会結成〕

(既報) 昨年六月に学友会に設置されてきた生協組結成準備委員会はその後活動をつづけてきたが、先月十八日、新たに学校当局、教職組、食堂などをふくめて生協調査会を結成して、生協組結成のため全学的に取組みを開始した。

学生側のみで結成していた生協組準備委員会は、学友会中央委員会の決定で設置されたものでその後、食堂管理委員会学生委員と協力して、学内の食堂、購買部、書店、クリーニング店などを調査するかたわら、市内の各大学の生協、夏休みには東京の十月には本学の厚生設置についてのアンケートを千人以上の学生について行ない、同月の全学協で、大学、教職組、学生三者による生協組準備委員会を設けることを確認していたもの。

準備委員会から調査会へと一応形のうえでは後退したが、これは、教職組の事情からきめられたもので、学生側の意向としては、今までの資料をもとに設立の確認をして、設立趣意書、事業計画書、定款の作成を行なう考えであるが、準備委員会のメンバーが不足しているため活動のうえでブレーキとなつていて、同委員会では今までより活発なPR活動を展開し学生の力を結集することにしている。

〔立命館学園新聞〕第八三二号(昭和三五年一月一日)

##### 五九一 生協、正式に発足

長年の懸案であつた、生活協同組合の設立総会は十五日午後二時から存心館十六号教室で開かれ二百三十人(百五十人以上あれば成立)が集つた。

この総会で、定款説明、事業計画の討議と総代選挙規定を全員で承認し五月の通常総会までの役員を決めた。これで生協は正式な法的手続を経て発足したことになる。

同時に組合員の加入申込受付ははじめられた。一人五百円で、理事が食堂事務局(生協事務局)へ申し込めば組合員証が交付される。組合員証の使用による食堂利用は四月新年度からの予定であるが、組合員の食費が安くなるのではなく、非組合員の食費が値上げされて、組合員は現状のままとなる見通しが強い。

これは昨年十二月の食堂従業員のベースアップや、激しい物価値上がりから、このような手段をとらざるをえなくなつたもの。

定款規定による役員が中心に、今後、組合員の獲得、京都生協ブロック加盟、取引銀行の指定、新入生対策など具体的な組織化が行われる。

なお主な役員は次の通り、

理事長 浅井清信(法、教授) 専務理事 竹内欣(食堂事務主任) 学生からの理事は、住永(法二) 君ら四回生を除いた生協準備委員十四人が決まつた。

〔立命館学園新聞〕第八九七号(昭和三七年二月二日)

## 五九二 立命館大学生生活協同組合定款

### 立命館大学生生活協同組合定款〔抄〕

#### 第一章 総 則

##### (目 的)

第一条 この組合は、相互互助の精神に基き、民主的運営により組合員の生活の経済的・文化的改善・向上を図ることを目的とする。

##### (事 業)

第二条 この組合は、前条の目的を達成するために左の事業を行う。

- 一、組合員の生活に必要な物資を購入し、これを加工、もしくは加工しないで又は生産して組合員に供給する事業
- 二、組合員の生活に有用な協同施設を設けて組合員に利用させる事業
- 三、組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- 四、組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- 五、前各号の事業に附帯する事業

##### (名 称)

第三条 この組合は、立命館大学生生活協同組合（以下組合という）という。

##### (職 域)

第四条 この組合の職域は立命館大学とする。

##### (事務所の所在地)

第五条 この組合は、事務所を京都市上京区広小路寺町東入御霊町四百十番地立命館大学内に置く。

##### (公告の方法)

第六条 この組合の公告は、組合の掲示板及び学内掲示板を活用し、かつ必要ある時は学園新聞に掲載して行う。

##### (規 約)

第七条 この定款に定めるもののほか、会計又は業務の執行に関し、この

組合の運営上必要な事項は規約で定める。

#### 第二章 組 合 員

##### (組合員の資格)

第八条 この組合の組合員となる資格を有するものは左に掲げるものである。

- 一、立命館大学の教員、職員、学生
- 二、学校法人立命館に附属するその他の諸機関、及び立命館大学生生活協同組合に勤務するもの。

##### (加 入)

第九条 1、組合員になろうとするものは、引受けようとする出資口数を記載した加入申込書を理事長に提出し、その承諾を受けなければならぬ。

- 2、前項の場合において組合員になろうとするものの、組合員たる資格を有するか、どうか明らかでないときは理事長がその資格を審査して、その可否を決定するものとする。
- 3、理事長は、第一項の承諾をしたときは出資額の払込をさせた後、組合員名簿に記載するものとする。
- 4、前項の組合員名簿には、左の事項を記載しなければならない。

一、組合員の氏名及び住所

二、組合員の加入年月日

三、組合員の出資口数

四、組合員の払込んだ出資金額及びその払込みの年月日

5、理事長は、組合員に対し、組合員証を交付しなければならない。

##### (平等の原則)

第十条 組合員は、その出資口数の多少にかかわらず、平等の議決権、選挙権、被選挙権を有し、組合の事業の利用については平等の利益をうける。

(届出での義務)

第十一条 組合員は、その資格を失い、又はその資格の変動もしくは住所、氏名の変更があつたときは、直ちにその旨を組合に届出なければならぬ。

(自由脱退)

第十二条 組合員は、書面をもつて九十日前までに予告し、当該事業年度の終りに脱退することができる。

(法定脱退)

第十三条 組合員は左の理由によつて脱退する。

- 一、死亡
- 二、組合員たる資格の喪失
- 三、除名
- 四、解散

(除名)

第十四条 1、組合員が左の各号の一に該当するときは、総代会の議決を経て、これを除名することができる。

- 一、供給物資の代金又は利用料の支払いを怠り、催告をうけてもその義務を履行しないとき
  - 二、組合の事業を不正に利用したとき
  - 三、組合の事業を妨げる行為をしたとき
  - 四、法令又は定款もしくは規約に違反し、その他組合の信用を失わせるような行為をしたとき
- 2、前項の場合において組合はその総代会の会日から五日前ま  
までにその組合員に対し、その旨を通知し、かつ総代会にお  
いて弁明の機会を与えなければならない。
- 3、前項の通知は、組合員名簿に記載した住所に、又はあらか  
じめ別に通知をうける場所に通知したときは、その場所にか  
あててなすことをもつてなす。

(以下略)

(五) その他

五九三 立命館学園後援会規約

立命館学園後援会規約

第一条 本会は立命館学園後援会と称する

第七條 本会に顧問及び相談役若干名を置く

第二条 本会の事務所を立命館本部内に置く  
必要に応じて支部を各地方に設けることができる

第八條 本会の事業達成の爲会員は左の会費を負担する  
通常会員 一ヶ月金五十円 一年分前納五百円(二部一ヶ月  
二十五円)

第三条 本会は立命館学園の発展に寄与する事を目的とし左の事業を行う  
ものとする

特別会員 一ヶ月金二百円 同 二千元(同 一ヶ月  
百円)

一、学園及び学生生徒の行う事業の援助  
二、学園諸施設の拡充整備に必要な資金の募集  
三、教職員の研究其他に対する協力援助

第四条 本会は左の会員を以て組織する  
四、其他学園の後援に関する事項

第九條 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る  
会計報告は年一回これを行う

一、学生生徒の父兄母姉の有志者  
二、その他本会の趣旨に賛成する者

第五条 本会に左の役員を置く

立命館に寄附するものとする  
第三条第二号に依り募集した資金は毎年決算の結果によりこれを

会長 一名 会務一切を統理する  
副会長 二名 会長を補佐し会長事故あるときはその事務を  
代行する

第十條 本会は総会に於て第三条の目的を達したものと認めたとときは解散  
する

附 則

評議員 若干名 評議員会を構成し重要事項につき審議する  
幹事 若干名 評議員を兼ね運営の実務に当る  
幹事中その専任事務を分担するため左記八名を互選する

本規約は昭和二十四年十二月一日からこれを実施する  
昭和二十五年七月十日改正 昭和二十六年三月一日改正 昭和二十六年四月十  
日改正

監査 二名

会計 三名

庶務 三名

第六条 役員選出は総会で行う

五九四 立命館学園後援会趣意書

立命館学園は明治三十三年故中川総長が遠大な抱負と周密な構想の下に、創設せられてから茲に半世紀、その間校友先輩及び当事者の、多大の苦心経営によつて、進展を重ね今日では総合大学、専門学校、高等学校、中学校を有し一万余千の学徒を擁する関西最大の学園となりましたが、更に新学期より大学院や将来自然廃止となる専門学校に代るべき短期大学が発足いたしますので、之に伴う校舎の新築も着々之を実行に移し、その他新制大学の教室増設、大図書館覧室、教授研究室及び体育場の新規設立或は高等学校、中学校の特別教室、図書館覧室の新設、機械器具、図書を購入、さては学生のための大ホールや寄宿舎の新築等の諸施設をなさねばならぬ情勢に迫られておりその経費実に一億を超える巨額に上り、到底財団の経常費を以てしては賄い切れない状態に在ります。時究も今年は学園創立五十周年に相当しますのでその記念事業の意味をも含めて、この大立命館学園進展の計画と実行について校友先輩諸氏はその達成の運動を各地で進められつゝあり、又教職員諸氏はもとより全学生諸氏も多大なる協力をせられておりまして、まことに心強い限りであります。更にこれにはどうしても父兄母姉並にその関係者の絶大な集結力を加えねば本事業の完成は期し得られないものと痛感いたしますので何卒関係各位には右趣意を諒とせられ挙つて御入会を賜はつて御尽力下さいますよう切に懇願いたす次第でございます。

昭和二十五年四月

立命館学園後援会

顧問 立命館総長 末川 博

立命館学園後援会 会長 谷口 一三

申 込 書

貴会の趣旨に同意、入会して左記金額を醸出します。

一金 但 口分	一時払	昭和二十五年五月三十一日迄
	分割払	
	1	昭和二十五年 月 日迄
	2	昭和二十五年 月 日迄
	3	昭和二十五年十二月三十一日迄

昭和二十五年四月

日

住所

氏名印

立命館学園後援会御中

学生との 学部(科)第 回生  
関係 氏名 関係

立命館組織に関する資料―中学校・高等学校編

立命館組織に関する資料一覽 中学校・高等学校編

年月日	事項	組織・機構・体制の概要	資料名	掲載頁
一九〇五(明三六) 九・一〇	私立清和普通学校設立	中川小十郎、私立京都法政学校附属普通学校として、「私立清和普通学校」設立。 主事 小田垣彦三郎。	五九五 清和普通中学校の創立……………	341 (参照・資料一四九)
一九〇六(明三六) 四・五	私立清和中学校に改組	中学令により、「私立清和中学校」に改組(認可)。 初代校長 吉村友喜(明三九・一・一八付)	五九六 立命館中学沿革略……………	341 (参照・資料一五〇～一五三)
一九三六(大正) 三・一〇	財団法人設立 私立立命館中学に改称	・大正・一一・二二 財団法人「立命館」設立 ・清和中学校を「私立立命館中学」に改称。 学監、主事設置。 学監—小西重直(大正・一一・二二付) 主事—福島亦八(校長事務取扱) △付√昭三・五・一一 私立立命館中学を立命館中学校に改称。	五九七 校長交迭、学監就職、職員選任、教員異動……………	342 (参照・資料一五五～一六二)
一九三七(昭二) 八・三	主事廃止、校長・教頭設置	〔職制〕中改正。 ・学監・主事を廃止し、校長設置。 校長—吉村勝治(九・一付) ・教頭、生徒監、舎監設置。 教頭—塩崎達人(九・一付) 生徒監—五名。	(資料二四二～二四四)	(参照・資料一六四、一六五)
一九三六(昭三) 一〇・三	立命館禁衛隊編成	立命館禁衛隊組織。	(資料二八一～二八四)	
一九三九(昭四) 四・一	立命館商業学校設立	立命館商業学校設立。	(参照・資料一六六、一六八)	
一九三七(昭三) 三・三	立命館夜間中学設立	△付√一九三七・三・三一 同校夜間部設立。	(参照・資料一七二、一七三)	
一九三七(昭三) 三・三	立命館夜間中学設立	立命館夜間中学設立(認可)。	(参照・資料一七〇、一七一)	
一九四一(昭一六) 三・一五	立命館第二中学校設立	立命館第二中学校設立(認可)   北区上賀茂。	(参照・資料一七四、一七五)	
一九四一(昭一六) 八・四	学監(校長補佐)設置	△付√昭一七・三・三二 立命館中学校を立命館第一中学校に改称。 一 中学校に改称。	(参照・資料一七六、一七七)	
一九四一(昭一六) 八・四	学監(校長補佐)設置	中学校、第二中学校、夜間中学、商業学校に学監設置	(資料三〇二)	

一九五(昭二八) 四・六	立命館第四中学校設立	置一校長補佐。	
一九四(昭二八) 四・〇	立命館第三中学校設立	夜間中学廃止、立命館第四中学校設立(認可)。	(参照・資料一七八、一七九)
一九四(昭二九) 二・五	立命館工業学校設立	商業学校昼間部廃止、立命館第三中学校設立(認可)。	(参照・資料一八〇、一八一)
一九四(昭二九) 三・二	基本機構、各部機構設定	学長の指揮のもとに「中学部長」設置、部長、各中等学校長をもって校長会を組織。	(資料二六二、二六三)
一九七(昭三三) 四・一	(新制)立命館中学校、同神山中学校設立	中学部長 羽栗 孝	(参照・資料一八五、一九〇)
一九七(昭三三) 七・	中高教職員組合結成	新制による立命館中学校、立命館神山中学校設立。	(参照・資料一八五、一九〇)
一九四(昭三三) 四・一	立命館高等学校、同神山高等学校、同夜間高等学校設立	立命館中高教職員組合結成(初代委員長久保延雄)。	(資料五七五、五七六、五七八)
一九九(昭四一) 一・	同窓会再建	夜間部、神山学舎教職員組合結成。	(参照・資料一九一、一九六)
一九九(昭四一) 四・	P T A 発足	立命館高等学校、立命館神山高等学校、立命館夜間高等学校設立(認可)。	
一九五(昭三五) 九・二	北大路学舎事務体制整備	・ 明四四・一〇 同窓会「清和会」結成。 ・ 「立命館清和会」再建―会長 本田義英。 ・ 旧制時代は「保護者会」として結成。 ・ 中学校 P T A 発足。	五九八 清和会……………342 五九九 立命館清和会々々則……………343
一九五(昭二五) 一〇・	生徒数、卒業者数	・ 旧制時代は「保護者会」として結成。 ・ 中学校 P T A 発足。 ・ 北大路三校の事務の総合化をはかるため、事務長一名、事務員若干名を配置。 ・ 北大路学舎処務規定制定。	六〇〇 P T A……………344 六〇一 立命館中学校高等学校 P・T・A・規約……………344 六〇二 北大路学舎処務規定上程……………346
一九五(昭二五) 三・三	立命館神山中学校・高等学校、夜間	・ 生徒数 高校二、二二四 中学一、三二一 合計三、五三五名。 ・ 卒業者数 高校三七七 中学・商業・工業八、三〇七 合計八、六八四名。	六〇三 (生徒数、卒業者数)……………346

(参照・資料一九八、一九九)

一九五(昭三〇) 四・一	高等学校廃止	校廃止―立命館中学校、同高等学校に統合。	六〇四 履歴書……………	346
一九五(昭三〇) 四・一	教頭、副校長に改称	教頭を副校長に改称。	六〇五 卒業生父母の会……………	346
一九五(昭三六)	高校後援会発足	立命館高等学校後援会(P.T.AのOB会)発足。 △付√1. 昭三〇 中学校後援会発足。 2. 昭四二 立命館高等学校・中学校卒業生父母の会に改称。	六〇六 立命館高等学校・中学校卒業生父母の会規約……………	347
一九五(昭三六) 九・〇	高中教員、事務職員に配置転換	高中教員(六名)を事務職員に配置転換。	六〇七 第九回並に第十回人事に関する件……………	347
一九五(昭三〇) 四・	生徒数、教職員数	・生徒数 中学六六〇 高校七七八 定時制高校五九〇 合計二、〇二八名。 ・教職員数 教諭六一 職員一七 合計七八名	六〇八 生徒数の推移、学校別卒業生数……………	348
一九五(昭三三) 二・二四	臨時調査委員会改組(教学小委員会)	学園振興に関する臨時調査委員会改組―理事会諮問機関、大学協議会調査機関として。 教学小委員会で高中校問題を審議。	六〇九 (教職員数)……………	349
一九五(昭三三) 四・	北大路学舎調査委員会設置	臨時調査委員会に高中校の意見の反映をはかるため、「北大路学舎調査委員会」設置。 委員―校長、副校長、主事(定)、事務長。	六一〇 高中教学の振興策……………	349
一九〇(昭三五) 一〇・六	高中教学審議会設置	高中校教学の重要事項を全学的に審議するため、総長諮問機関として「高中教学審議会」設置。 委員―校長(うち一名委員長)、副校長、主事、教員代表四、教学部長、大学協議員二。 △付√1. 昭三八・四・一 組織改正。 2. 昭三六・一一・一一 「総合学園教育振興研究会」設置。	六一一 立命館高等学校・中学校教学審議会規定……………	350
一九三(昭三六) 二・二四	高中校の機構整備	部、委員会、会議、職制の任務の明確化。	六一二 総合学園教育振興研究会要項……………	351
一九三(昭三六) 四・一	高中校長一本化	従来の中学校長、高校校長を廃し、高中校長一人制とする。	六一三 高校・中学の機構案……………	352
			六一四 学部長理事更迭の件……………	353

一九五(昭三)	七	八二年度長期計画委員会設置 (第二小委員会)	八二年度長期計画委員会発足―第二小委員会―高中 教学の改善、充実。	六二三 一九八二年度長期計画委員会が発足……………358 (参照・八十五年史略年表―役員名簿)
一九六(昭三)	六	高中問題特別委員会設置	高中校と大学を結ぶ諸制度検討のため(学内)理事 会のもとに「高中問題特別委員会」設置。 委員―教担理事(委員長)、学部長一、校長、教授 二、副校長二。	(資料五四八)
一九六(昭三)	二・三	中・高校長の重任	・一九八一・九二 学内理事会の諮問機関として 「中高運営規程(校長重任) 検討委員会」設置。 ・中学校・高等学校校長の重任を一回、二カ年に限り 認めることに改正。 一九五〇・四・一 橋本二三男校長重任。	六二三 立命館中学校・高等学校運営規程の一部改正 の件……………357
一九六(昭三)	四	中・高校長の重任	・一九八一・九二 学内理事会の諮問機関として 「中高運営規程(校長重任) 検討委員会」設置。 ・中学校・高等学校校長の重任を一回、二カ年に限り 認めることに改正。 一九五〇・四・一 橋本二三男校長重任。	(資料五四二)
一九七(昭四)	四	中高公費助成推進四者連絡協 議会結成	立命館中高公費助成推進四者連絡協議会結成。 構成―学校、PTA、教職組、生徒会。	六二〇 公費助成推進四者連絡協議会誕生……………356
一九七(昭四)	四	実態調査委員会設置	高中生徒の生活・意識実態把握のため「実態調査」 委員会設置―七月、全校生徒を対象に「学習・生活 実態調査」を実施。	六二二 高中生徒の学習・生活実態について……………356
一九八(昭四)	九	中高長期計画委員会設置	中高長期計画検討のため「中学高校長期計画委員会」 設置。 八付√一九八四・四 第六次答申まで継続。	六一九 中高長期計画の進展……………355 (参照・資料二〇四、二〇五)
一九八(昭四)	三・三	立命館高校定時制廃止	立命館高等学校定時制廃止。	六一七 細野校長の実現……………354
一九八(昭四)	二・九	中・高校運営制度整備	中学校・高等学校運営規程制定―校長、副校長制、 諸会議の制度化。	六一八 立命館中学校・高等学校運営規程……………354
一九八(昭四)	四・一	大学教員の校長就任	細野武男教授、校長に就任(一年五ヵ月在任)。	六一七 細野校長の実現……………354
一九八(昭四)	六・五	一九六五年度企画委員会設置	一九六五年度企画委員会発足―大学と高中の関係緊 密化、一貫教育徹底の観点より高中問題の検討。	六一六 高中のあり方についての企画委員会答申……………353
一九八(昭三)	六	制度委員会設置	任期三年、交替制(新校長―上田勝彦)。 新校長制を含め高中運営規程制定のため「制度委員 会」設置。 委員―校長、副校長、主事、部長一、二、事務長。	六一五 諸制度の検討……………353

<p>一九三(昭五) 九</p>	<p>高中教学推進委員会設置</p>	<p>一九八二年度長計委員会答申の高中教学改善・充実にもつぎ、(学内) 理事会のもとに「高中教学推進委員会」設置。 委員―学部長一(委員長)、学部各一、高中校長、副校長、高中教諭四、教学・財務部長。</p>	<p>六二四 高中教学推進委員会を設置…………… 358</p>
<p>一九四(昭五) 四</p>	<p>生徒数、学校別卒業者数、教職員数</p>	<p>・生徒数 中学五二九 高校八二五 合計一、三五四名。 ・卒業者数 合計三一、一〇九名(一九〇六―一九八四年)。 ・教職員数 教諭五八 職員一六 合計七四名。</p>	<p>(資料六〇八、六〇九)</p>
<p>一九四(昭五) 七・二〇</p>	<p>高中特別委員会設置</p>	<p>長期計画の具体化のため、(学内) 理事会の諮問機関として「高中特別委員会」設置。 委員―教担理事(委員長)、財担理事、高中校長、学部長一、財務部長、高中教学推進委員二、副校長二、高中校教学改革委員一。</p>	<p>六二五 高中特別委員会を設置…………… 359</p>

# 立命館組織に関する資料—中学校・高等学校編

## 五九五 清和普通中学校の創立

本校は其起源を清和普通学校に発す同校は明治三十八年九月十日の創立にして初私立京都法政学校附属普通学校と称し改めて清和普通学校といふその清和の称を冠せるは皇宮清和院御門に隣接せるに因みてなり。  
今創立当時の状況を顧るに

- 一、学校の設備 敷地総坪数八百五十二坪校舎建坪七十八坪教室四講堂教員室事務室図書館書庫学生控室小使室等各一

- 一、入学者 五十人内高等小学卒業者十三人
- 一、修業年限 五ヶ年
- 一、学級 一(一学年)
- 一、職員

主事	小田垣彦三郎
教員	文学士 吉村 友喜
同	川瀬 奔道
同	池田 鹿之助
同	前越 千穎
同	山本 泉也
学校医	村田於菟次郎

右の如く本校は学年の中途なる九月に開始せられしに拘はらず五十名の入学者を得たるはその創業の克く時勢の要求に合したるを見るべし

〔以下略〕

〔「立命館中学の過去現在及将来」(大正七年三月五日)〕

## 五九六 立命館中学沿革略

〔前略〕

今本学創立以来校長(設立者及代表者を含む)の異動をあぐれば左の如し。

- 一、明治三十九年一月十八日文学士吉村友喜校長就任認可同四十年三月三十一日辞職
- 一、同四十年五月七日文学士杉山助之進校長就職認可同四十二年三月三十一日辞職
- 一、四十一年八月本校設立者中川小十郎を末弘威麿に変更認可
- 一、四十二年四月一日より設立者末弘威麿校長事務取扱認可
- 一、四十三年十月七日伊村則久校長就職認可
- 一、大正二年十二月二日財団法人立命館設立許可同十一日私立立命館中学と改称する件認可
- 一、同十二年二月二十一日小西重直学監として就職の件認可
- 一、同三年十一月三日主事福島亦八校長事務取扱の件認可

〔「立命館学報」第二号(大正四年三月)〕

## 五九七 校長交代、学監就職、職員選任、教員異動

〔前略〕

校長交代、学監就職 本法法人設立の際、清和中学校長伊村則久は辞職を

申出たるに依り伊村校長が多年中学の為に尽瘁せし功労を表彰することにし願出の通り解職し後任者を物色中他の中学校に於て類例無き最適任者を得たり即ち京都帝国大学総長澤柳氏の厚配を得て京都帝国大学文科大学教授小西重直君が聘に応じて立命館中学々監たることを快読せられたることは是なり小西教授が学監として就職認可を申請せしに文部大臣より認可の指令に接し今は本学の他に對し大に誇りとすべきものなりとす

職員選任、教員異動 校名改称と同時に中学職員を左記の如く選任したり

又教員の内二三の異動を生ぜしを以て其の後任者は成る可く最近に於て帝国大学を卒業せし英俊の士を聘用する方針を取り交渉を重ね今や夫々就職を見るに至れり

私立 立命館 中学

私立 清和中学校改称

学監

京都帝国大学文科大学教授 文学博士 小西 重直

主事

文学士 福島 亦八

〔「立命館学報」第一号（大正三年二月）〕

## 五九八 清和会

清和普通学校以来現在に至る、立命館中等諸学校の全卒業生を会員とする同窓会を、立命館清和会という。

清和会は、学校創立より六年後の一九一二年（明四四）一〇月に結成された。当時の清和中学校の名にちなみ、毎年、「清和」という会誌を発行している。

立命館と校名が改つてからは、立命館中学同窓会と称したが、一九三四年（昭九）商業学校第一回卒業生を送り出すに及んで、立命館清和会と改称、その後増設される中等諸学校の卒業生をも包括することになった。

その後、太平洋戦争勃発の翌年、即ち一九四二年（昭一七）創立者中川小十郎先生の発意で、大学の同窓会である学友会に統合されたが、戦後になり、清和会を校友会から分離復活させようとの声が高まり、木村嘉一氏・佐々木曠一氏の努力で、一九四九年（昭二四）一月清和会が再建された。

会長には統合前にひきつづき中学一回卒の本田義典氏が就任されたが翌々年の五一年（昭二六）健康上の都合で辞任され、副会長中学七回卒の木村嘉一氏が交代、今日に至る二五年の長きにわたつて会の発展に御尽力願っている。

さて卒業生数は、旧制時代計九、二四六、戦後の新制時代は、一七、四五九、合計して二六、七〇五となる。

戦後一九五二年（昭二七）、六六年（昭四一）二回にわたつて名簿を刊行したが、戦没者を含めて死亡者多く、住所不明者もまたおびただしいが、有為の人材が、全国から海外にかけて活動している。毎年幹事会の世話で總會を開いているが復活当時五、六〇名程度であった参会者もここの数年來二〇〇名前後の盛況を続け、老若一堂に会し懐旧の花が咲く。

清和会会員は、戦前戦後を通じ、高中校舎の建設等に際し、その都度資金の融出に奔走され、学校を支えてこられた。また、清和会は学園に理事・監事・評議員等の役員を出し、学園の経営に参画しているが、清和会選出の役員は、全学的な立場から高中問題の解決にあたり、高中の発展に貢献してきた。とりわけ清和会会長の木村嘉一氏が、戦時中から理事を続け、近年は理事長として学園の発展に貢献され、そのなかで高中のために献身された功績は特記に値する。

〔「立命館中高七〇年のあゆみ」（一九七五年八月）〕

五九九 立命館清和会々則

立命館清和会々則

昭和二十七年五月 改 正

同 三十五年五月 一部改正

我が立命館中学高等部の発祥は清和中学に始まる。御所の東隣清和御門の外にささやかな集まりであつた我が学舎が、今日の盛大宏壮を誇るに到つたのは全く学園当局者の経営よろしきを得たのと教員諸先生の御尽瘁の賜であるが、又一つには同窓生の活躍に挨つ所も多かつた。此学園を奠立つて行くものが互に手を取り合つて友誼と親睦を深め、先輩は後輩を誘掖、後輩は先進に兄事して和氣藹々の雰囲氣に強固なる同窓会即ち清和会の結合を希いたいというのが我々の念願である。

第一 本会は立命館清和会という。

第二 本会に清和中学校、立命館中学校、立命館商業学校、立命館工業学校、立命館第一中学校、立命館第二中学校、立命館第三中学校、立命館第四中学校、立命館高等学校、立命館神山高等学校、立命館夜間高等学校、立命館高等学校定時制、立命館神山中学校及び立命館中学校の同窓生の友誼を温めるとともに母校の事業に賛助するを目的とする。

第三 本会は左記の会員で組織する。  
正会員 母校の卒業生及びかつて在学したもので役員を推薦したるもの。  
特別会員 母校の現旧教職員。

第四 本会は本部を京都市北区小山西上総町三三立命館高等学校（電話四五―五一六一、四五―五一六二、四五―五一六三）内に置く。  
各地に必要なに応じて支部を設けることが出来る。  
支部には支部長を設ける。

第五 本会には左の役員を置く。  
名誉会長 立命館総長

顧問 立命館高等学校長、立命館高等学校PTA会長（全日

制、定時制）、立命館中学校長、立命館中学校PTA会長  
その他本会に功勞ありし者

会長 一名 幹事 若干名

副会長 二名 常任幹事 若干名

第六 名誉会長は会の顧問となる。

会長は本会を代表し、会務を統轄するとともに幹事会及び総会の議長となる。

副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときはその代理をする。会長副会長何れも事故ある時は幹事中の適當なものに議長を委嘱することが出来る。

幹事は重要な事項を議決する。

常任幹事は常務を処理する。

第七 役員は選挙は総会で行なう。会長、副会長及び幹事は正会員のの中から選任し、幹事は各年度の会員の中から、常任幹事は幹事の中から夫々互選する。

第八 必要に応じて正会員以外のものを事務員に囑託することが出来る。

第九 役員は任期は二カ年とする。幹事中に欠員を生じた場合は幹事会の決議を経て会長が之を決定する。

第十 本会は毎年一回総会を開く。但し臨時に諸種の会合を催す事が出来る。本会は会員名簿作成の上之を会員に実費で配布する。

但し終身会費納入者には特別割引をする。

本会は会報を臨機に発行する。

本会は会員の吉凶に対して慶弔の意を表わす。

第十一 正会員は入会の際終身会費として中学校又は高等学校の何れか一校を卒業する時に五〇〇円（但し、定時制高校に限り三〇〇円）を納付する。

第十二 会計報告は総会で行なう。

第十三条 会員の住所、身分等に異動のあつたときは、その都度（各支部のあるところは支部長を通じて）本会に通知する。

第十四条 支部に関する規定は、各支部で便宜之を定める。

第十五条 本会則は総会の決議によらなければ改廃することが出来ない。

## 六〇〇 P T A

学制改革にともない、本校でもP T Aが組織されるようになった。

本校には旧制時代から保護者会が結成されており、学制改革後も中・高をまとめて立命館中学高等学校保護者会として存続していた。

ところが全国的なP T A結成の動きが始まり、早くも一九四七年（昭二二）設立準備のための研究に入り、翌年予備的に中学一、二学年だけで結成し、四年正式に中学校P T Aが発足した。

これにともない、翌五〇年三月保護者会を解散し、四月高等学校P T Aが誕生した。

かくしてP T Aは中高分離した独自の組織として活動してきたのであるが、学校の中高一貫教育推進に対応し、五五年（昭三〇）中高P T Aの合併を決定、翌五六年から中高一本のP T Aとして今日に及んでいる。

P T Aが創立以来よくその使命を果し、教育の改善発展に貢献した点は著しいものがあつたが、保護者各位が私学である本校の教育をよく理解し、愛情をもって激励協力してこられた面は特記に値する。P T Aの学校に対する協賛事業の主なものとは次の通りである。

- 1、中高二本建時代、運動会援助募金
- 2、五四年、五五年、五八年甲子園出場後援募金
- 3、五九年、図書館、教員室、事務室の新築募金
- 4、六三年、旧校舎改修事業募金、創立以来の高額募金なる
- 5、六四年、南校舎新築に関する協力預金制度創設、全員協力

6、六五年、六十周年記念事業募金、独自募金で講堂椅子取替

7、六六年、講堂改修募金

8、七〇年、プール建設募金

9、七四年、講堂椅子取替

10、七四年、バザール益金寄付

11、七五年、七十周年記念事業募金

近年はP T A活動が多彩を加えてきた。学級会のほかに、学年会、全委員のための見学行事が年々盛大となってきた。公費助成運動にも会をあげて組織的に取り組む体制が一年毎に整備され、学校・組合・生徒との四者連絡協議会を通して、運動が盛り上がりつつ来た。

また、昨年から機関紙「りつめいだよ」を年二回発行するようになった。

〔「立命館中高七〇年のあゆみ」（一九七五年八月）〕

## 六〇一 立命館中学校高等学校P・T・A・規約 ☆

### 立命館中学校高等学校P・T・A・規約

第一条 本会は立命館中学校高等学校P・T・A・と称し事務所を学校内におく。

第二条 本会は学校と家庭との連絡を密にし、生徒の成長発達を助け学校教育の発展を図ることを目的とする。

第三条 本校はその目的を達成する為、下の事業を行なう。

一、学校と家庭との連絡を密にし、生徒の成長発達を助ける為の事業。

一、学校施設及び設備を拡充し、学校教育の充実に資する為の事業。

一、会員相互の教養を高め、親善を図る為の事業。

一、その他本会の目的達成に必要な事業。

第四 条 本会は立命館中学、高等学校生徒の保護者と教員とをもって会員とする。

第五 条 本会の総会は全会員より構成し、本会運営の全般的な事項を議する。総会は原則として年一回とする。但し必要に応じて臨時に開くことが出来る。

第六 条 本会に次の委員をおき、それぞれの委員会を作る。

一、学級委員 各学級三名（保護者男女各一名、学級担任）  
一、学年委員 各学年四名（保護者三名、学年代表教員一名）

第七 条 本会に次の役員をおき、役員会を作る。

一、会 長 一名（保護者）  
一、副会長 二名（保護者）  
一、会 計 三名（保護者二名、教員一名）  
一、監 査 二名（保護者）  
一、評議員 二二名（保護者一四名及び、教務・生活指導両部長を含む教員八名）

一、書 記 二名（教員）

第八 条 本会は校長・副校長を顧問とする。

第九 条 委員及び役員の選出と任期を次の如く定める。

一、学級委員は各学級会において会員の互選によつて定める。  
一、学年委員は各学年の学級委員の互選によつて定める。  
一、教員の委員及び役員は学校側に一任する。  
一、学年委員、教務・生活指導両部長は役員会を構成し、第七條に定めたる役員を互選する。  
一、会長、副会長は学年委員・学級委員を兼ねないものとし、その補充を行なう。

第十 条 委員及び役員の任期は一年とする。但し再選を妨げない。

一、学級委員は学級会の運営に当たる。

一、学年委員は学級委員会と役員会との連絡に当たる。

一、会長は本会を代表し、総会及び役員会を召集しその司会に当たる。

一、副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはその代理となる。

一、会計は本会の会計を掌る。

一、監査は本会の事務を監査する。

一、評議員は本会の運営を評議する。

一、書記は本会の運営を記録し、その事務に従事する。

第十一 条 役員会は学校行事と関連して適時開くものとする。

第十二 条 委員会には役員会の諒承を得て校別及び学年別の会合を行なうことが出来る。

第十三 条 本会の経費は会費及び寄附金による。会費は年額三、〇〇〇円とする。

第十四 条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第十五 条 本規約の改正は総会の承認を経なければならぬ。

附 則 1. 本規約は昭和四〇年四月一日より施行する。

六〇二 北大路学舎処務規定上程

議長第二号案北大路学舎処務規定上程。

山田専務理事、二号案について詳細に説明あり、大要を挙げれば次のようである。

①北大路学舎は中学校、高等学校（昼、夜）に別れてゐて、事務の關係が非常に複雑であり、教学に関する面と、事務に関する面に在りて、其の処理に欠かぬが出来てゐたようであつたのでこれを一掃し円滑な事務掌握のために、事務長一人、事務員若干名を以て学舎全般の総合的調整を図る事としたと説明。

〔中略〕

全員承認可決。

〔評議員会議事録〕（昭和二五年九月二十九日）

六〇三 〔生徒数、卒業者数（昭和二五年一〇月）〕

・学生生徒数

高校 二、二三四

中学 一、三二一

合計 三、五五五名

・卒業者数

高校 三七七

中学・商業・工業 八、三〇七

合計 八、六八四名

△付 校地・建物の状況

北大路（校地）三、〇四六坪（建物）二、〇八九坪

神山（校地）八、一六七坪（建物）九七八坪

〔「五〇年史」（創立五〇周年記念式典用パンフ）（一九五〇年一〇月）〕

六〇四 履歴書〔副校長に改称〕☆

履歴書〔抜粋〕

学校法人 立命館

氏名	上田勝彦
年月日	昭和二五・四・二七・三 二七・四・三〇・三
職歴	立命館高等学校 教頭 立命館高等学校 副校長

六〇五 卒業生父母の会

中高PTA発足以来三年目にして、高校PTAの役員の発起で、PTAのOB会をつくろうとの動きが盛りあがってきた。PTA会員特に役員は、PTA活動を通して六年間の交誼を持ち得るわけであり、子弟の卒業後もなお親睦を深め、学校に何かある場合は共同して学校の役に立ちたいという気持からであった。

かくて一九五三年（昭二八）立命館高等学校後援会がPTAのOB会として発足し、富部作中司氏が会長に就任された。その後五四年、五五年に会則を改訂し、まず中学校も含めて中学高等学校後援会に拡大し、ついで会名も立命館中高父母の会と改めた。

一九六四年、この会の生みの親である富部会長が死去され、塩貝勘次郎氏が会長に就任された。

一九六七年、病気のため塩貝会長は辞任、岡村一郎氏が三代目の会長となられたが、この年の総会で会則を改め、会名もPTAとの混同をさける意味で立命館中高卒業生父母の会と改称した。

一九七〇年、岡村会長が辞任され上野英太郎氏が新会長に就任されたが、交通事故で長期入院療養を余儀なくされ、七二年現会長伊吹栄次郎氏に交代して

今日に至っている。

卒業生父母の会は、毎年春秋に見学、総会懇親会を行ってきた。

〔立命館中高七〇年のあゆみ〕（一九七五年八月）

## 六〇六 立命館高等学校・中学校卒業生父母の会規約

### 立命館高等学校中学校卒業生父母の会規約

第一条 本会は立命館高等学校中学校卒業生父母の会と称し事務所を立命館高等学校に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦を図り学校教育の向上発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために親睦のための行事を行い必要に応じて学校の事業を援助する。

第四条 本会は毎年二回総会を開きその他必要に応じ随時総会役員会を開く。

第五条 本会の正会員は立命館高等学校中学校卒業生の父母、教職員及び退職者の有志と、現PTA会長とする。

第六条 本会に左の役員を置く。

顧問 若干名 副会長 三名 書記 一名  
会長 一名 会計 三名 幹事 若干名

第七条 役員任期は二年としその選出は総会において会員の互選とする。改選の結果重任を妨げない。顧問は校長、副校長及び本会功労者に委嘱する。

第八条 本会の経費は会費及び寄附金による。会費は年三百円とする。

第九条 本会の会員は入会に際し入会金三百円を納入するものとする。

第十条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

（本規約は昭和四十五年五月二十三日の総会において一部改正）

## 六〇七 第九回並に第十回人事に関する件

中島人事課長より別紙人事異動の件について説明。特に先般来問題となつていた高中教員の配置転換については、今回の六名の転換の外、三名が来年三月末に退職する予定となつている旨を報告 承認。

〔理事会議事録〕（昭和二十九年九月一〇日）

別表(2)

生徒数の推移				
(1955年度以降1985年4月)	中学校	高校	定時制 高校	合計
1955(昭30)	660	778	590	2,028
1956	582	921	455	1,958
1957	415	1,056	434	1,905
1958	346	1,229	462	2,037
1959	408	1,212	387	2,007
1960(昭35)	572	1,114	334	2,020
1961	803	939	272	2,014
1962	844	842	261	1,947
1963	736	927	324	1,987
1964	585	1,151	393	2,129
1965(昭40)	532	1,126	302	1,960
1966	542	1,122	269	1,933
1967	554	1,012	137	1,703
1968	534	949	(閉校)	1,483
1969	533	874		1,407
1970(昭45)	535	824		1,359
1971	539	806		1,345
1972	538	844		1,382
1973	538	809		1,347
1974	532	826		1,358
1975(昭50)	529	799		1,328
1976	529	800		1,329
1977	531	794		1,325
1978	533	822		1,355
1979	528	820		1,348
1980(昭55)	524	826		1,350
1981	530	801		1,331
1982	527	808		1,335
1983	534	818		1,352
1984	529	825		1,354
1985(昭60)	528	847		1,375

〔「中学校・高等学校「八十年の歩み」(一九八五年九月一〇日)〕

別表(1)

学校別卒業生数		
学校名	卒業年度	卒業生数
清和中学校	1906	449
	~1913	
立命館中学校	1914	3,166
	~1941	
商業学校	1933	2,273
	~1947	
商業学校(夜間)	1940	502
	~1944	
夜間中学校	1941	167
	~1942	
第1中学校	1942	1,369
	~1948	
第4中学校 (夜間)	1943	576
	~1948	
第2中学校	1944	576
	~1948	
工業高校(夜間)	1945	126
	~1948	
第3中学校	1948	42
夜間高等学校	1948	578
	~1951	
神山中学校	1947	811
	~1951	
立命館中学校 (新制)	1947	7,595
	~現在	
立命館神山 高等学校(新制)	1949	321
	~1951	
立命館高等学校 (新制)	1949	10,801
	~現在	
立命館定時制 高等学校(新制)	1952	1,757
	~1967	
合計	1906	
	~1984	31,109

注記・学内進学、たとえば新制中学の7,595名のうち6,696名は内部進学のため、実数は2万数千名である。

教職員数			
年度 (5月)	教 諭	職 員	合 計
1955(昭30)	61 中学校21 高 校40	17 事務9、教室助手 2、守衛1、作業 員4、看護婦1	78
1965(昭40)	58 中高計	19 事務12、作業員4、 建物管理人2、 看護婦1	77
1975(昭50)	55 同 上	16 事務11、学管職員 4、看護婦1	71
1984(昭59)	58 同 上	16 同 上	74

〔注・職員課「現員現給」一覧表〕により編者作成〕

## 六二〇 高中教学の振興策

臨時調査委員会は教学、制度、財政の三つの小委員会に分れて作業を進めて行ったが、教学小委員会で「高校中学の問題」がとりあげられ、これと並行して中高においても「北大路学舎調査委員会」が置かれ、五八年の夏休みを中心に精力的な討議を重ねた結果「北大路学舎調査委員会中間報告」が作成された。この中間報告を基にして、五九年二月臨時調査委員会の高校中学対策に関する答申書が出された。

この答申書はその後の中高の歩むべき道を大きく方向づけた基本的なものであるから、少しその内容に触れておくと、まず中高の現状は、戦後の大学の著しい成長発展に反して中高は萎縮の方向をたどり、教学上、財政上困難な問題ををかかえ、学園における存在意義に疑問がもたれる状態になったと述べ、立命館大学内部進学者の成績不振や財政上の大幅な累積赤字（五七年度末二、九〇〇万円超過）が指摘されている。次に今後の施策として基本的には広く学園全体の立場から検討してゆくべきであるとして、その具体策として、①大学と同じ学風の中で一貫した人間教育を行なうこと。②教員の具体的な研修策をたてるとともに協力して生徒指導の実を上げること。③学内進学制度を合理化すること。④施設を改善整備すること。⑤財政の健全化をはかること。⑥以上の施策を推進するため理事会の諮問機関として北大路教学審議会を設置すること。などが述べられている。

〔「立命館中高七〇年のあゆみ」（一九七五年八月）〕

## 六二 立命館高等学校・中学校教学審議会規定

### 立命館高等学校・中学校教学審議会規定

#### 第一 条 (目的)

立命館高等学校・中学校における教学の重要事項を全学的な視野に立つて審議するために、総長の諮問機関として立命館高等学校・中学校教学審議会(以下高・中審議会と称する)を設置する。

#### 第二 条 (組織)

高・中審議会は左の審議員をもつて組織する。

- 一、校長
- 二、副校長・主事
- 三、教員代表 四名
- 四、教学部長
- 五、大学協議会代表二名

#### 第三 条 (任期)

教員代表たる審議員の任期は一年とし、毎年三月に改選するものとする。但し再任を妨げない。

#### 第四 条 (選任法)

教員代表は学校毎に選出するものとし、その定員は高等学校全日制

- 二、同定時制一、中学校一、とする。
- 2、大学協議会代表は大学協議会に於て選任する。

#### 第五 条 (審議事項)

高・中審議会は、左の事項について審議する。

- 一、高等学校・中学校の教学の基本方針に関する事項
- 二、高等学校・中学校の機構・組織ならびに制度に関する事項
- 教学運営に必要な機構・諸組織の設置改廃、施設設備の整備、学則の制定改廃、教学関係諸規定の制定改廃、研修制度ならびにその運用等
- 三、教員の人事に関する事項

高等学校・中学校教員・助手の任用基準および手続  
教諭・講師・助手の定数及任免  
教員の勤務条件等

四、生徒の定数、学費に関する事項

五、学内進学に関する事項

六、大学との関係連絡に関する事項

七、その他教学に関する重要事項

#### 第六 条 (議長)

議長は校長のうち一名がこれにあたる。議長事故あるときは、他の校長または副校長・主事が代行する。

#### 第七 条 (会議)

- 会議は議長が招集し毎月一回定例会議を開催するものとする。
- 2、議長が必要と認めた場合は臨時会議を招集することができる。
  - 3、議長は三日前までに会議の日時、場所ならびに議案を審議員に通知しなければならない。但し緊急の場合はこの限りではない。

#### 第八 条 (定足数・表決数)

審議会は審議員総数の三分の二以上の出席によつて成立する。

- 2、議決するには出席者の三分の二以上の同意を要する。

#### 第九 条 (欠席届)

審議員が会議に欠席しようとするときは、会議前日までにその事由を議長に届け出なければならない。

#### 第十 条 (出席者の資格)

審議員の代理出席は認めない。但し、議長が必要と認める場合には、関係者の出席を求めることができる。

#### 第十一 条 (議案の提出)

審議事項は会議開催五日前までにその案を具し、議長に提出しなければならない。但し緊急を要するものはこの限りでない。

- 2、教員会議の審議を要する事項についてはあらかじめその審議を経て提出することを原則とする。

第十二条 (事務管掌)

審議会に関する事務は、北大路事務室において行う。

第十三条 (会議録)

会議録に記載すべき事項の項目は次の通りである。

- 一、日時場所
- 二、出席者氏名
- 三、議事の主要な内容議決事項
- 四、その他議長が必要と認めた事項

2、会議録は、次回の会議において確認を求めるところを要する。

第十四条 (議決事項の処理)

会議の議決事項は速かに総長に報告し、必要に応じて関係機関に連絡しなければならぬ。但し第十一条第二項の手続を経た議決事項の報告については、教員会議の意見をも併せ具申しなければならぬ。

第十五条 (規定の改廃)

この規定の改廃は、高中審議会、大学協議会及教員会議の議決を要する。

附 則 この規定は昭和三十五年九月一日から適用する。

〔注・昭和三十五年一〇月二八日制定〕

六二二 総合学園教育振興研究会要項

総合学園教育振興研究会要項

- 一、名称 総合学園教育振興研究会とする。
- 二、目的 総合学園における中学・高校・大学の教育のあり方を検討し、特に高・中教育の充実発展を図る。

三、所属 教育学部

四、組織 構成員 大学側七名以上

国語・社会・数学・理科・英語・芸術・保健体育に關係の深い教員

高中側全員

教学部長及び關係の深い大学教員は随時出席

幹事 大学側四名、高中側四名とし、各種會議を計畫立案する。

五、研究会

全体會議 綜合教育の全般的な基本的な問題の研究を行い全員が参加する。

分科會 各教科を通じて綜合教育のあり方を研究する。

教科を国語・社会・数学・理科・英語・保健体育

芸術の七部門に分け全員が分属して行う。

特殊な問題の研究を必要とする場合、臨時に特別

の分科會を組織し適宜委員を委嘱する。

また、分科會の運営を調節するため、適宜代表者

會議を開くものとする。

會議日 定例研究会(分科會)は毎月一回とし、必要に応じて臨時に開催することが出来る。

司會 全体會議の司會は、大学・高中より各一名を出し

合議の上議事運営を行う。

分科會の司會は学科主任又は特に委嘱されたものとする。

司會者が適宜指名するものとする。

〔注・第二四六回大学協議會(昭和三十六年一月一日)承認〕

六、事務管掌

高中事務室(責任者・事務長)

## 六三三 高校・中学の機構案 ☆

一九六三・二・一四〔注・高中校教員会議提出〕

### \*機構整備の目標

- (一) 生徒の指導を有効に推進し、教学の成果を確保すること。
- (二) 適正な教育負担と協力体制をつくり、全教職員の結集をはかり、学校の発展を期す。

### \*校務分掌

- (一) 企画研究部（企画部）……総体的な企画立案、必要部面の調査研究、資料の収集・提供、研究体制並に研究集団の編成とそのまとめ

- (二) 教務部……教務関係の立案・連絡・実施、教務関係の調査統計記録、授業並に試験の実施と成績管理、評価基準の作成実施

- (三) 補導部……補導関係の立案・連絡・実施、補導関係の調査統計記録、生徒会の指導、放送広報活動の管理

- (四) 保健部……教職員・生徒健康診断の立案・連絡・実施、学校衛生並に環境美化の立案・管理、健康指導と管理

- (五) 図書部……図書館運営、図書の選定及び購入、生徒図書委員会の指導、読書調査、読書指導

- (六) 事務室……土地建物備品類の管理・修理・美化、予算資料の作成と予算の執行、物品の購入・登録・保管、諸費用の算定と支出、学校記録の作成・保管、証明書類の発行、内外の事務連絡、渉外事務の整理連絡、外来者の応接

### \*委員会

- (一) 学習指導委員会……基礎学力の充実、応用能力の増進、教育課程の検討と報告

### 告

- (二) 生活指導委員会……実態調査、学校生活及びホーム・ルームの指導、家庭生活及び社会生活の指導

- (三) 進路指導委員会……進路調査・指導、進学テスト・適正検査の実施

- (四) 入試委員会……入試に関する調査研究、入試関係の立案実施
- (五) 人事委員会〔注・設置せず〕  
……（公正委員会）教職員の任免、校内人事の検討

- (六) 財務委員会〔注・設置せず〕  
……学校財政の検討、基金募集等の立案とその推進

- (七) 臨時委員会……必要に応じて臨時に設置

### \*会議

- (一) 教員会議……専任教員をもって構成、教学に必要な事項の協議

- (二) 職員会議……事務職員をもって構成、学校事務に必要な事項の協議

- (三) 学年会議……学年の学級担任及び学科担任をもって構成、学年に関する事項の協議

- (四) 学科会議……学科担任をもって構成、学科の効果的な学習実施についての協議

- (五) 校務運営会議〔注・三校打合せ〕  
……校長・副校長・主事・事務長をもって構成、各種委員会・会議の結論の収集・検討と各種委員会・会議への原案提示、校務全般の円滑なる運営

- (六) 高中審議会

- (七) 総合教育研究会

### \*役職

- (一) 校長……学校の最高責任者として、教学の指導・推進に当り校務を掌る

- (二) 副校長・主事……校長を助け、校長教職員間の意思疎通を図り、校務の調整と推進に当る

- (三) 各部長……所管事項を掌る

- (四) 事務長……校長または副校長・主事の指示を受け、事務職員の指導監督に当り、学校事務の円滑な運営を図る

- (注) 此の機構を運営するため、高校・中学運営規定をつくる必要がある。

以上

## 六一四 学部長理事更迭の件〔高中校長一人制による 新校長就任〕

(一)学部長理事更迭の件(経済、経営、文学部長)

〔前略〕

なお、中学、高校長が四月一日付で退任したので、その後任とし、上田勝彦氏が中学、高校々長として就任された。学校長は、本来ならば評議員会で理事に選任されるのであるが、一応紹介したい旨の発言があり、一同了承。

〔「理事会議事録」(昭和三八年四月一二日)〕

## 六一五 諸制度の検討

### 新しい制度と学校規模

〔前略〕

諸制度の検討

一九六三年(昭三八)高中校長の一本化、任期三年交代制が決つたのを機会に、制度委員会が設けられた。

これは、戦後、学校体制民主化運動のなかで確立し内規化していた従来の諸制度を、校長の一本化、任期制、交代制の線に沿って再編成し、これを成文化して学園の規定として明確に位置づけようとするものであった。

委員会は鋭意検討を進め、教員会議の審議をへ、六五年にはほぼ中高運営規定案の審議を終つたのであるが、さきに述べた企画委員会の答申がでるに及び、新しい観点を加えて改めて検討し直すことになった。

かくして六七年八月、制度委員会は新しい中高運営規程案を完成し、諸機関

の審議を経て六八年二月、学園の規定として公布されたのが現在の中高運営規定である。

この規定によって、校長制、副校長制、責任体制としての打合せ制、校務分掌組織、教員会議、諸会議が明確に位置づけられ、永い歴史をもつ学校体制民主化運動は一応の結実をみるに至つた。

〔「立命館中高七〇年のあゆみ」(一九七五年八月)〕

## 六一六 高中のあり方についての企画委員会答申

創立六十周年にあたる一九六五年は、企画委員会(理事会及び大学協議会の全学的な諮問機関)が、立命館の学園体制と諸機関のあり方の再検討の一環として、高中のあり方を全学的に討議したという画期的な年でもあった。

企画委員会は理事会、大学協議会の諮問に応じ、「大学と高中の関係を緊密化し、一貫教育を徹底させるための観点から」高中教育・制度体制・大学との関係を再検討し、翌年三月答申している。

この答申書はやがて全学諸機関で討議されるのであるが、このなかで、いわゆる高中の危機を分析し、大学との関係では、大胆に高中を大学の付属校とし、学内進学制度を推薦制度に切り換えることを提案し、教育体制の面では、高中の主體的な体質改善と体制強化を強く打ちだし、これに関する幾つかの問題点を指摘するなど、新しい観点からの抜本的な批判・対策を含むものであった。

〔「立命館中高七〇年のあゆみ」(一九七五年八月)〕

## 六一七 細野校長の実現

一九六六年（昭四一）三月上田校長は任期満了となり、四月現総長である細野武男先生が校長に就任された。

これは、高中教員からの人選が困難になったことも原因であるが、「全学的観点から適任者を選ぶべきである」との企画委員会の答申と関連させ、高中の課題を積極的に解決するためには、この際大学・理事会とのパイプを太くし、全学的にみて最適任者を選ぶべきであるとの高中教員会議の最終意見を末川総長が尊重された結果であった。

細野先生は、これまで学部長、全学の教学部長を歴任されただけでなく、全立命館の教学振興運動の推進者の一人として活躍してこられ、高中教育のあり方についても高い識見をもっておられた。従って先生の校長就任後は、高中の諸課題が全学的な立場から解決されるようになり、高中の学園のなかでの位置づけも明確化、積年の懸案も漸次打開されるようになってきた。

なお細野校長は、教授として大学の講義をもちながら精力的に活動されたが、大学の必要があつて翌六七年八月を以て任期半ばにして辞任された。そのため副校長の長谷川金市先生が校長に任命され、その仕事を引きつがれた。

〔立命館中高七〇年のあゆみ〕（一九七五年八月）

## 六一八 立命館中学校・高等学校運営規程 ☆

### 立命館中学校・高等学校運営規程

（昭和四三年二月九日 規程第一二二号）

（校長）

第一条 校長は、学校の責任者として校務を総括し、教育の条件を整備して教育の推進に当る。

第二条 校長は中学校、高等学校を兼ねて一名とし、総長が広く教職員の意見を徴してこれを任命する。

第三条 校長の任期は三年とし、重任を認めない。

第四条 合同教員会議は、総長の諮問にもとづいて校長の任期満了年度の一二月末日までに諮問委員会を選出する。

諮問委員会は、校長の候補者を選考し、合同教員会議および高等学校中学校教学審議会にはかり総長に答申する。

第五条 諮問委員会は、校長、副校長、事務長と、合同教員会議から選ばれた三名の委員で構成する。ただし、合同教員会議から選ばれた委員は、中学校および高等学校に属する教員の最低各一名を含むものとする。

（副校長）

第六条 中学校・高等学校に各々副校長をおく。

第七条 副校長は校長を補佐して各校校務の調整と推進にあたり、校長事故あるとき、または不在のときは校長の職務を代行する。

第八条 副校長の任期は三年とし校長が委嘱する。ただし継続して二期まで認める。

（校長代理）

第九条 校長が長期にわたつて事故あるとき、もしくは不在のとき、総長は合同教員会議にはかつて、校長代理を任命することができる。

（打合せ）

第十条 中学校・高等学校打合会は、校長、副校長、事務長をもつて構成し、校長が主宰して各校校務の連絡調整、共通した重要事項を協議し執行する責任をもつ。

（校務分掌）

第十一条 中学校・高等学校に教務部、生活指導部、図書部、保健部および事務室を設け、部にはそれぞれ部長を、保健部には保健主事をおき若干名の部員をおく。

部長および主事は、校長が委嘱任命する。

前項の校務分掌に関しては、別に細則を定める。

(教員会議)

第十二条 中学校・高等学校に、合同教員会議と学校別教員会議を設ける。

合同教員会議および学校別教員会議は、教育の基本方針その他重要事項を審議する。

審議事項については別に細則を定める。

第十三条 教員会議は専任教員をもつて構成する。ただし、校長が必要と認めるときは、講師、事務職員を参加させることができる。

事務長は合同教員会議に出席する。

第十四条 教員会議は、通常定例日に校長が召集する。または校長が必要と認めるとき、または構成員の三分の一以上の請求があつたときは臨時にこれを召集する。

教員会議に関する細目については、別に細則に定める。

(諸会議)

第十五条 中学校・高等学校の教育を進めるため学年会議、教科会議、学年主任会議、教科主任会議、部長会議および顧問会議を設ける。

前項の諸会議および各種委員会については別に細則を設ける。

(規程の改廃)

第十六条 この規程の改廃は合同教員会議の議決を要す。

附則

この規程は、昭和四三年四月一日から施行する。

六一九 高中長期計画の進展

高校中学七十年の歴史と伝統を生かし、教学の質を飛躍的に高め、今後の長期的展望を切り拓くために、一九六六年の学園企画委員会高中答申に引継いで一九七〇年(昭四五)頃から高校中学の教育の現場を中心にして長期計画の構想が次第に構築され検討されるようになってきた。また広小路と衣笠に分れていた大学のキャンパスを一つにまとめる衣笠一拠点計画の進行と共に高中長計も学園全体の重要課題として位置づけられ全学的に討議されるまでに至った。

(なお、大学の衣笠一拠点計画は八一年に完成)

その将来のヴィジョンの詳細については別項に譲るが、当初の中心的課題は何といつても現在の狭隘なグラウンド・校地問題の解決であり、また現在の校地が地下鉄ターミナルという交通の要地に当るため周辺が繁華街化し教育環境としては今後益々悪化する点の打開であり、更に積極的には、広汎な世論と全学的要望をになつての民主教育の内実化としての男女共学制の実現であつた。

その計画進展の経緯を辿ると、一九七〇年(昭四五)九月に発足した中学高校長期計画委員会は検討を重ねて、一九七一年(昭四六)三月には高中教職員の承認と熱望をこめた第一次答申として全学へ課題提起をしていくことになる。それ以後、第二次答申(七三年三月)、第三次答申(七四年五月)、第四次答申(七七年二月)、第五次答申(八二年六月)、第六次答申(八四年四月)が出された。特に第四次答申以降は全学的討議が展開した。また、総合研(総合教育研究会)の全体会議(夏期全体集会など)でも討議課題としてとりあげられ、七六年、八一年、八二年には重要な課題になり、八四年にはこれが最大の中心テーマになった。これに承えて、学園の長期計画委員会でも八二年度課題として研究討議され、八三年(昭五八)三月に答申第二部「高等学校・中学校教学の改善・充実について」として結実し、全学的な関心と支持を得るに至った。更にこの長期計画を具体化し内実化するため八三年九月に学園として高中教学推進委員会を設け、八四年三月にその答申が出された。続いて、八四年四月には高中教育改革委員会が、七月には高中特別委員会が発足し、校地移転、新校舎・グラウンド建設、男女共学等の課題についてその細部に渡る具体化と最

後のつめの作業が続けられた。

〔中学校・高等学校「八十年の歩み」(一九八五年九月一〇日)〕

## 六二〇 公費助成推進四者連絡協議会誕生

十数年来、自覚的な私学教職員の中でとりくまれていた私学への公費助成運動も、漸く、私学人全体の問題として、ひろがりを見せてきたので、本校では、さらに、一層団結して運動の成果をあげることが大切だと考え、学校、PTA、教職員組合、生徒会の四者が、一致して取り組むことを確認し、一九七二年(昭四七)に、立命館中高公費助成推進四者連絡協議会が発足した。

一九七三年、石油危機にはじまる狂乱物価によって、私学の危機は一層深刻なものとなった。高度成長経済政策の行きづまりにより、不況とインフレがつづく中で、私学の経常費は著しく増大し、国民(したがって父母)の生活も苦しくなる状況が、いまも続いている。それだけに、国に私学教育の発展を保障させるための、公費助成運動が、何よりも重要となってきた。

この年、四者連協は七回の会合をもち、活動を展開した。翌年には、夏の保護者連合の大集会に多数が参加し、秋の私学デー円山集会に長浜委員が代表として、切々と訴え、自動車パレードにも、校門に生徒会が横断幕をはって迎え、PTAも建山会長はじめ、四者代表らが激励を送るなど、一致したとりくみが進められた。その間、立命私学助成ニュースの発行も六号に及び、今年度からは、PTA各学年に、公費助成委員がおかれた。こうした、全学一致のとりくみは、京都では本校のみであるが、次第に他私学にも拡がりを見せている。

運動の成果も、年毎に高揚し、一九七四年(昭四九)には、最初の成果を得た年から五カ年の間に七・二五倍に達し、父母負担軽減のための学費への奨学補助金も、一九七五年度から、全員一五、〇〇〇円以上三六、〇〇〇円までが支給されるまでになった。とはいえ、私学の経営を根本的に保障するにはほど

遠く、父母負担に公私の格差のない所まで、運営費補助を大幅に獲得する公費助成金運動は、これから、一層統一と団結で力強くすすめられなければならない。

い。  
表☆

年度	内容	本校に対する補助金	中高一人当たり補助金
四五	約	六四四万円	四、七三五円
四九	約	四、六六六万円	三四、三五九円

〔立命館中高七〇年のあゆみ(一九七五年八月)〕

## 六二一 高中生徒の学習・生活実態について

〔実態調査委員会設置〕☆

解説

高中生徒の学習・生活実態について

—本校「実態調査」結果から—

「実態調査」委員会

はじめに

高中では、昨年度の教育総括において、最近の急激な生活環境の変化の中で、本校生徒の生活や意識にも従来の認識では計れない新たな変化が生じているのではないかと考え、その実態をリアルに把握することを確認した。その一つとして、今年度に入って準備を進め、七月上旬に全校生徒(中学五二七名、高校七九八名)を対象に「学習・生活実態調査」を実施した。

〔以下略〕

〔立命館学園広報〕第一二五号(一九八一年一月二〇日)〕

## 六三二 立命館中学校・高等学校運営規程の一部改正の件 ☆

議案第五一号 立命館中学校・高等学校運営規程一部改正の件

金井総務部長より、上記の件について、①改正にあつたての基本的な考え方、②一回二年を限りに重任を妨げないこととする改正の内容について、別紙資料にもとづき説明があり、これを承認可決。

〔別紙〕

立命館中学校・高等学校運営規程の一部改正の件

一、はじめに

①本校の校長は、中学・高校を兼ねる学校運営の責任者である。その職務内容は多岐にわたり複雑である。また、中学・高校における教学・財政の責任者であると同時に、学園の理事としての職務も有している。

さらに、京都の私学の中で本校の持つ役割として、校長会、私学協会、公費助成連絡協議会等々対外的業務も広い範囲にわたっている。

②現行の校長任期に関しては、一九六〇年（昭和三十五年）の「学園振興に関する臨時調査委員会答申」、一九六三年（昭和三十八年）の中学・高校における「制度委員会」および一九六六年（昭和四一年）の学園企画委員会における「高等学校・中学校のあり方」を基本に、教員会議において精力的に討議を重ねて決定されたものである。

その要旨は高・中教育の充実発展とそれを支える諸施設、諸制度の整備であった。これをふまえて、現行の校長任期制をふくむ「中学校・高等学校運営規程」が一九六八年（昭和四三年）に公布、施行されたのである。この規程により、校長・副校長の任期や、責任体制としての「打合せ会」、校務分掌組織、教員会議等々が明確に位置づけられ、学校体制民主化運動の結実をみるに至った。

③以上のような歴史的経過によってつくられた現行の運営規程では、校長任期を三年とし重任を認めていない。しかし、①に述べたような校長の職務内容の多様性・複雑性からみても、いついかなる場合でも三年を任期として必ず交代

するということは適切ではない。一定の継続性をもって政策や方針を遂行していくことが必要である。

二、改正にあつたての基本的な考え方

①本委員会（注・中高運営規程検討委員会）は、現行規程の精神を尊重し、今回の改正においても基本的には「補職制」を前提とした「任期交代制」を原則とする。

②しかし、以下のような事柄を考慮して、一定の柔軟性をもった改正案を提起したい。

（イ）教学に関する政策的提起や継続性という点からみて、「三年任期で重任を認めない」という現行規程では適切な時期に政策や方針をうち出しにくい場合もある。

（ロ）高・中長計の推進・実施過程において、継続した方針でこれを推進する必要性と、それに対応した校務体制をとるためにも、任期・期間に幅を持たせるべきである。

（ハ）京都私学における本校の位置づけからみて、私学協会や校長会などの対外的関係において積極的役割りを果たすためにも期間延長の可能性を設けることが望ましい。

（ニ）現行「中学校・高等学校運営規程」の趣旨と歴史的経過にかんがみ、二期目の任期は二年とするのが適当である。

三、改正の内容

第三条「校長の任期は三年とし、重任を認めない。」を次のように改正する。

「校長の任期は三年とする。ただし一回を限って重任を妨げない。その場合、二期目の任期は二年とする。」

立命館中学校・高等学校運営規程の一部改正案

（校長）

第一条

現行どおり（略）

第二条

第三条 校長の任期は三年とする。ただし、一回を限って重任を妨げない。そ

の場合の任期は二年とする。

第四条 以下現行どおり(略)

付 則

この規程は一九八二年四月一日から施行する。

〔「理事会議事録」(一九八二年二月二六日)〕

### 六三三 一九八二年度長期計画委員会が発足 ☆

このほど、本年度長期計画委員会への総長からの諮問事項およびそれを検討する小委員会が決まった。

△諮問事項▽

- ①学園財政の確立について
- ②高中教学の改善・充実について(移転問題を含む)
- ③理工学部の教学基本施設ならびに社会科学・文系教員研究施設(新研究室棟)の整備について

〔「立命館学園広報」第一三三号(一九八二年七月二〇日)〕

### 六三四 高中教学推進委員会を設置 ☆

高等学校・中学校の教学を推進するため、今般、学内理事会の下に標記の委員会を設置した。

本委員会は、一九八二年度長期計画委員会の答申〔第二部〕―高等学校・中学校教学の改善・充実について(移転問題を含む)―に基づき、特に(一)高等学校・中学校教学の改善・充実に関する基本問題、(二)高等学校・中学校の移転・建設に関する具体案、(三)高等学校・中学校財政の相対的独自性を確立する方策について検討する。

委員会の構成は、次のとおり。

委員長 水田 潤(文学部教授)

副委員長 山手 治之(法学部教授)

委員 橋本二三男(高等学校・中学校長)

山下 高之(経営学部教授)

真田 是(産業社会学部教授)

松田 二郎(理工学部教授)

一井 啓一(高等学校副校長)

中村 和歳(中学校副校長)

坂上 浩一(高等学校教諭)

野本 洋一(高等学校教諭)

貴島 嗣夫(中学校教諭)

竹上 信次(中学校教諭)

川本 和良(教学部長)

和田 豊(財務部長)

杉山 雄一(教務課長)

殿南 一夫(高・中校事務長)

〔「立命館学園広報」第一四五号(一九八三年九月二〇日)〕

## 六二五 高中特別委員会を設置 ☆

高中教学改善の内容に相応しい長期計画の具体案を作成する学内理事会の諮問機関として、高中特別委員会を設置し、去る七月一〇日(火)第一回委員会を開催した。

委員会の構成は次のとおり。

委員長 池田 誠(教学担当常務理事)

委員 川本 八郎(総務・財務担当常務理事)

大谷 良一(産業社会学部長)

橋本三三男(高等学校・中学校長)

和田 豊(財務部長)

水田 潤(高中教学推進委員・文学部教授)

山手 治之(高中教学推進委員・法学部教授)

一井 啓一(高等学校副校長)

中村 和歳(中学校副校長)

貴島 嗣夫(高中校教学改革委員)

事務局 辻 正博(財務部施設課長)

森川 彰(高等学校・中学校事務長)

〔立命館学園広報〕第一五五号(一九八四年七月二〇日)

立命館史編纂委員会名簿

委員長 岩井 忠熊 教授

委員 池田 誠 教授

後藤 靖 教授

衣笠 安喜 教授

(以上常任委員)

寺島 平 教授

小林 幸男 教授

貞広 太郎 教授

橋本二三男 教諭

伊藤 昭 総務部長

栗山 崇 調査・事務部長

池田教授一九八七年三月三十一日  
定年退職、同年四月一日畑中和  
夫教授就任

(事務局) 総務部 総務課

(編纂室) 主任 金井 直彦

崩場 弘

---

立命館八十五年史資料集・第二集

一九八七年八月二十日発行

編集  
発行 立命館史編纂委員会

京都市北区等持院北町五六〇一  
学校法人立命館総務部総務課  
電話(075)四六三一一三二(代)

印刷・はいづか印刷

---